

開会式で挨拶する田学軍氏（本委員会議長）



2021 年 9 月末をもって退官するメスチルド・ロスラー世界遺産センター所長

第 44 回世界遺産委員会拡大会合
（2021 年　オンライン/中国　福州）

審 議 調 査 研 究 事 業 報 告 書

令和 3 年度文化庁委託業務

例言

1. 本報告書は、第 44 回世界遺産委員会拡大会合(2021 年　オンライン/中国　福州)にあたって文化庁から受託した「第 44 回世界遺産委員会審議調査研究事業」の成果報告であり、株式会社プレック研究所（担当部署　世界遺産研究センター）が作成した。

2. 本報告書をまとめるにあたり、本研究事業の過去の報告書や以下のウェブサイトなどを適宜参照した。
・ユネスコ世界遺産センター（https://whc.unesco.org）
・文化遺産オンライン（https://bunka.nii.ac.jp）
・ICOMOS（https://www.icomos.org/en）
・ICOMOS 日本委員会（https://icomosjapan.org/）
・ICCROM（https://www.iccrom.org/）
・IUCN（https://www.iucn.org/）
・IUCN 日本委員会（http://www.iucn.jp/）

3. 本報告書の各世界遺産位置図は、Esri 及び Esri 社製ソフトウェアのライセンス所有者が知的所有権を有する素材を用いて、ライセンスのもとに作成されている。

裏表紙の写真（北海道・北東北の縄文遺跡群）

三内丸山遺跡（青森県）	縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局
北黄金貝塚（北海道）	同上
大湯環状列石（秋田県）	同上
御所野遺跡（岩手県）	同上

目次

第 1 章　第 44 回世界遺産委員会拡大会合概要……1
1.　開催概要……1
1 - 1．日時、場所等……1
1 - 2．委員国……4
2.　危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査概要……5
3.　新規案件の審議概要……10
4.　我が国に関わる案件……14
5.　作業指針の改定……17
5 - 1．登録推薦書書式の改定（2022 年 2 月 2 日以降に提出される推薦書に適用）……17
5 - 2．事前評価(Preliminary Assessment)手続きの導入（2028 年から全面的に実施）……18
6.　軽微な境界線の変更……19
7.　その他のトピック……21
7 - 1．アップストリームプロセスの継続……21
7 - 2．名称の変更……23
7 - 3．サイドイベント……25
7 - 4．その他……26

第 2 章　危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査……31
1．全体分析……31
2．危機遺産保全状況個票……48
3．その他の世界遺産の保全状況個票……124

第 3 章　新規推薦案件の審査……383
1．全体分析……383
2．新規推薦案件個票……392

資料編　……461
1．世界遺産条約……461
2．締約国会議、世界遺産委員会……462
3．世界遺産センター……462
4．諮問機関……463
5．世界遺産一覧表への資産登録の流れ……465
6．我が国の状況……467
7．世界遺産関連用語……470

危機遺産保全状況個票目次

7A. 1 ジェンネ旧市街（マリ共和国）……48
7A. 2 トンブクトゥ（マリ共和国）……50
7A. 3 アスキア墳墓（マリ共和国）……52
7A. 4 カスビのブガンダ王国歴代国王の墓（ウガンダ共和国）……54
7A. 5 アブ・メナ（エジプト・アラブ共和国）……56
7A. 6 アッシュール（カラット・シェルカット）（イラク共和国）……58
7A. 7 ハトラ（イラク共和国）……60
7A. 8 都市遺跡サーマッラー（イラク共和国）……62
7A. 9 イラク共和国の世界遺産に関する一般的決定 ……64
7A.10 エルサレムの旧市街とその城壁群
（パレスチナ/ヨルダン・ハシェミット王国提案）……66
7A.11 クーリナの古代遺跡（リビア）……68
7A.12 レプティス・マグナの古代遺跡（リビア）……70
7A.13 サブラータの古代遺跡（リビア）……72
7A.14 ガダーミスの旧市街（リビア）……74
7A.15 タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群（リビア）……76
7A.16 ヘブロン/アル＝ハリール旧市街（パレスチナ）……78
7A.17 パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観
（パレスチナ）……80
7A.18 古都アレッポ（シリア・アラブ共和国）……82
7A.19 古代都市ボスラ（シリア・アラブ共和国）……84
7A.20 古都ダマスクス（シリア・アラブ共和国）……86
7A.21 シリア北部の古代村落群（シリア・アラブ共和国）……88
7A.22 クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル-ディン
（シリア・アラブ共和国）……90
7A.23 パルミラの遺跡（シリア・アラブ共和国）……92
7A.24 シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定 ……94
7A.25 古都ザビード（イエメン共和国）……96
7A.26 サナア旧市街（イエメン共和国）……98
7A.27 シバームの旧城壁都市（イエメン共和国）……100
7A.28 バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群（アフガニスタン・イスラム共和国）……102
7A.29 ジャムのミナレットと考古遺跡群（アフガニスタン・イスラム共和国）……104
7A.30 ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場（ミクロネシア連邦）……106
7A.31 シャフリサブス歴史地区（ウズベキスタン共和国）……108
7A.32 ウィーン歴史地区（オーストリア共和国）……110
7A.33 コンボの中世建造物群（セルビア共和国）……112
7A.34 リヴァプール-海商都市
（英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国））……114
7A.35 ポトシ市街（ボリビア多民族国）……116
7A.36 パナマのカリブ海沿岸の要塞群（パナマ共和国）……118
7A.37 チャン・チャン遺跡地帯（ペルー共和国）……120
7A.38 コロとその港（ベネズエラ・ボリバル共和国）……122

その他の世界遺産の保全状況個票目次

7B. 1 アボメイの王宮群（ベナン共和国）……124
7B. 2 グラン・バッサム歴史都市（コートジボワール共和国）……126
7B. 3 アクスム（エチオピア連邦民主共和国）……128
7B. 4 オモ川下流域……130
7B. 5 ヴォルタ州、グレーター・アクラ州、セントラル州、ウェスタン州の城塞群
（ガーナ共和国）……132
7B. 6 ラム旧市街（ケニア共和国）……134
7B. 7 ティムリカ・オヒンガの考古遺跡（ケニア共和国）……136
7B. 8 モザンビーク島（モザンビーク共和国）……138
7B. 9 オスン- オソボの聖林 （ナイジェリア連邦共和国）……140

7B. 10 スクルの文化的景観（ナイジェリア連邦共和国）……142
7B. 11 キルワ・キシワニとソンゴ・ムナラの遺跡群（タンザニア連合共和国）……144
7B. 12 ザンジバル島のストーンタウン（タンザニア連合共和国）……146
7B. 13 カイロ歴史地区（エジプト・アラブ共和国）……148
7B. 14 バビロン（イラク共和国）……150
7B. 15 エルビルの城塞（イラク共和国）……152
7B. 16 ペトラ（ヨルダン・ハシェミット王国）……154
7B. 17 ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群（スーダン共和国）……156
7B. 18 カルタゴ遺跡（チュニジア共和国）……158
7B. 19 武当山の古代建築物群（中華人民共和国）……160
7B. 20 ラサのポタラ宮歴史地区（中華人民共和国）……162
7B. 21 左江花山岩絵文化的景観（中華人民共和国）……164
7B. 22 シルクロード：長安ー天山回廊の経路網（中華人民共和国/カザフスタン共和国/キルギス）……166
7B.23 ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡（インド）……168
7B.24 ラージャスターンの丘陵要塞群（インド）……170
7B.25 アフマダーバード歴史都市（インド）……172
7B.26 インドの山岳鉄道群（インド）……174
7B.27 スーサ（イラン・イスラム共和国）……176
7B.28 ペルシャ式カナート（イラン・イスラム共和国）……177
7B.29 琉球王国のグスク及び関連遺産群（日本国）……178
7B.30 明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業（日本国）……180
7B.31 ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟（カザフスタン共和国）……182
7B.32 ルアン・パバンの町（ラオス人民民主共和国）……184
7B.33 カトマンズの谷（ネパール連邦民主共和国）……186
7B.34 ラホールの城塞とシャーリマール庭園（パキスタン・イスラム共和国）……188
7B.35 タッターの文化財（パキスタン・イスラム共和国）……190
7B.36 フィリピン・コルディリェーラの棚田群（フィリピン）……192
7B.37 ゴール旧市街とその要塞群（スリランカ民主社会主義共和国）……194
7B.38 ブハラ歴史地区（ウズベキスタン共和国）……196
7B.39 イチャン・カラ（ウズベキスタン共和国）……198
7B.40 サマルカンド-文化交差路（ウズベキスタン共和国）……200
7B.41 ザルツブルク市街の歴史地区（オーストリア共和国）……202
7B.42 ドゥブロヴニク旧市街（クロアチア共和国）……204
7B.43 16~17 世紀のヴェネツィアの防衛施設群：スタート・ダ・テッラ－西部スタート・ダ・マール（イタリア共和国、クロアチア共和国、モンテネグロ）……206
7B.44 プラハ歴史地区（チェコ共和国）……208
7B.45 クラドルビ・ナト・ラベム儀礼用馬車馬飼養の景観（チェコ共和国）……210
7B.46 パリのセーヌ河岸（フランス共和国）……212
7B.47 ゲラティ修道院（ジョージア）……214
7B.48 ムツヘタの文化財群（ジョージア）……216
7B.49 ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト（ハンガリー）…218
7B.50 ヴェネツィアとその潟（イタリア共和国）……220
7B.51 コトルの自然と文化-歴史地域（モンテネグロ）……222
7B.52 アウシュヴィッツ・ビルケナウ　ナチスドイツの強制絶滅収容所（1940-1945）（ポーランド共和国）……224
7B.53 タルノフスキェ・グルィー鉛、銀、亜鉛鉱山と地下水管理システム（ポーランド共和国）……226
7B.54 マフラの王宮–宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩猟公園（タパダ）（ポルトガル共和国）……227
7B.55 アフロディシアス（トルコ共和国）……228
7B.56 ディヤルバクル城塞とエヴセル庭園の文化的景観（トルコ共和国）……230
7B.57 ギョベクリ・テペ （トルコ共和国）……232
7B.58 イスタンブール歴史地域（トルコ共和国）……234
7B.59 キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、キエフ-ペチェールスカヤ大修道院（ウクライナ）……236
7B.60 コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観（英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）……238
7B.61 ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群（英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）……240

7B.62 ケブラーダ・デ・ウマワーカ（アルゼンチン共和国）……242
7B.63 ティワナク：ティワナク文化の宗教的・政治的中心地（ボリビア多民族国）……244
7B.64 パンプーリャ近代建築群（ブラジル連邦共和国）……246
7B.65 ディキスの石球のある先コロンブス期首長制集落群（コスタリカ共和国）……248
7B.66 サント・ドミンゴ植民都市（ドミニカ共和国）……250
7B.67 キト市街（エクアドル共和国）……252
7B.68 国立歴史公園シタデル、サン・スーシ、ラミエ（ハイチ共和国）……254
7B.69 アレキーパ市歴史地区（ペルー共和国）……256
7B.70 パラマリボ市街歴史地区（スリナム共和国）……257
7B.71 エネディ山地；自然景観及び文化的景観（チャド共和国）……258
7B.72 バンディアガラの断崖（ドゴン人の地） （マリ共和国）……260
7B.73 南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観
（イラク共和国）……262
7B.74 ワディ・ラム保護地域（ヨルダン・ハシェミット王国）……264
7B.75 タスマニア原生地域 （オーストラリア連邦）……266
7B.76 チャン・アン複合景観 （ベトナム社会主義共和国）……268
7B.77 オフリド地域の自然遺産及び文化遺産（アルバニア共和国、北マケドニア）……270
7B.78 カンペチェ州、カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林 （メキシコ合衆国）……272
7B.117 アスマラ：アフリカの近代建築都市 （エリトリア国）……274
7B.118 ラリベラの岩窟教会群 （エチオピア連邦民主共和国）……276
7B.119 アプラヴァシ・ガード （モーリシャス）……278
7B.120 サン-ルイ島 （セネガル共和国）……280
7B.121 南アフリカ人類化石遺跡群 （南アフリカ共和国）……282
7B.122 クタマク、バタマリバ人の土地 （トーゴ）……284
7B.123 アルジェのカスバ （アルジェリア民主人民共和国）……286
7B.124 ティパサ （アルジェリア民主人民共和国）……287
7B.125 カルアト・アル-バフレーン－古代の港とディルムンの首都（バーレーン王国）……288
7B.126 古代都市テーベとその墓地遺跡（エジプト・アラブ共和国）……290
7B.127 メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯
（エジプト・アラブ共和国）……292
7B.128 洗礼遺跡（アル・マグタ）「ヨルダン川対岸のベタニア」
（ヨルダン・ハシェミット王国）……294
7B.129 ウム・エル-ラサス（キャストロ・メファ）（ヨルダン・ハシェミット王国）……296
7B.130 ビブロス（レバノン共和国）……298
7B.131 カディーシャ渓谷（聖なる谷）と神のスギの森（ホルシュ・アルツ・エル-ラーブ）
（レバノン共和国）……300
7B.132 ティール（レバノン共和国）……302
7B.133 アイット-ベン-ハドゥの集落（モロッコ王国）……304
7B.134 ラバト：近代都市と歴史的都市が共存する首都（モロッコ王国）……306
7B.135 イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路（パレスチナ自治政府）……307
7B.136 ジェッダ歴史地区：メッカへの玄関口（サウジアラビア王国）……308
7B.137 サウジアラビア・ハーイル地方の岩絵（サウジアラビア王国）……310
7B.138 スース旧市街（チュニジア共和国）……311
7B.139 アンコール（カンボジア王国）……312
7B.140 古代真臘（イーシャナプラ）の考古遺跡、サンボー・プレイ・クック寺院ゾーン
（カンボジア王国）……314
7B.141 マカオ歴史地区（中華人民共和国）……316
7B.142 ボロブドゥル寺院遺跡群（インドネシア共和国）……318
7B.143 バリ州の文化的景観：トリ・ヒタ・カラナ哲学に基づくスバック灌漑システム
（インドネシア共和国）……320
7B.144 イスファハンのイマーム広場（イラン・イスラム共和国）……322
7B.145 ファールス地域のササン朝考古景観（イラン・イスラム共和国）……324
7B.146 チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群
（ラオス人民民主共和国）……326
7B.147 大ボルハン・ハルドゥン山及びその周辺の聖なる景観（モンゴル）……328
7B.148 仏陀の生誕地ルンビニ（ネパール連邦民主共和国）……330
7B.149 フィリピンのバロック様式教会群（フィリピン）……332
7B.150 リンギリ・ダンブッラ石窟寺院（スリランカ民主社会主義共和国）……334
7B.151 ベラットとギロカストラの歴史地区（アルバニア共和国）……336

7B.152 ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献（フランス共和国、アルゼンチン共和国、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国、インド、日本国、スイス連邦）……338
7B.153 ハーンの宮殿とシェキ歴史地区（アゼルバイジャン共和国）……340
7B.154 古代都市ネセバル（ブルガリア）……342
7B.155 ライン渓谷中流上部（ドイツ連邦共和国）……344
7B.156 ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アヌンツィアータの遺跡地域（イタリア共和国）……346
7B.157 クシェミオンキ先史時代のストライプフリントの採掘地域（ポーランド共和国）…348
7B.158 ブラガの聖地ボンジェズスドモンテ（ポルトガル共和国）……350
7B.159 ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群（ロシア連邦）……352
7B.160 キジ島の木造教会（ロシア連邦）……354
7B.161 ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会（英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）……356
7B.162 カパック・ニャン　アンデスの道路網　（アルゼンチン共和国／ボリビア多民族国／チリ共和国／コロンビア共和国／エクアドル共和国／ペルー共和国）……358
7B.163 ブラジリア（ブラジル連邦共和国）……360
7B.164 チロエの教会群（チリ共和国）……362
7B.165 バルパライーソの海港都市の歴史的街並み（チリ共和国）……364
7B.166 ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群（チリ共和国）……366
7B.167 カルタヘナの港、要塞群と建造物（コロンビア共和国）……368
7B.168 パナマビエホ古代遺跡とパナマ歴史地区（パナマ共和国）……370
7B.169 リマ歴史地区（ペルー共和国）……372
7B.170 マロティ-ドラケンスバーグ公園　（レソト王国/南アフリカ共和国）……374
7B.171 ンゴロンゴロ保全地域　（タンザニア連合共和国）……376
7B.172 マチュ・ピチュの歴史保護区（ペルー共和国）……378

新規推薦案件個票目次

8B.11 ヒマ・ナジュラーンの文化的岩絵群→ヒマ文化地区（サウジアラビア王国）……392
8B.16 ヨーロッパの大温泉保養地群→ヨーロッパの大温泉保養都市群（オーストリア共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国））……394
8B.17 コルドゥアン灯台（フランス共和国)……396
8B.18 ダルムシュタットのマチルダの丘　（ドイツ連邦共和国）……398
8B.20 パドヴァ・ウルブス・ピクタ-ジョットのスクロヴェーニ礼拝堂とパドヴァの 14 世紀フレスコ画作品群→パドヴァの 14 世紀フレスコ画作品群（イタリア共和国）……400
8B.15 泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム（中華人民共和国)……402

8B.12 光り輝くカーカティーヤ朝の寺院群と玄関建築群 - テーランガーナー州、ジャヤシャンカール・ブーポルパリー地区パランペット村のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院→テーランガーナー州、カーカティーヤ朝のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院（インド）……404
8B.13 イラン縦貫鉄道（イラン・イスラム共和国）……406
8B.14 鹿石と関連遺跡群、青銅器時代文化の中心（モンゴル国）……408
8B.21 プラド通りとブエン・レティーノ、芸術と科学の景観（スペイン王国）……410
8B.22 アルスランテペの墳丘（トルコ共和国）……412
8B.23 オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群（1996 年に評価基準(ii)(iv)(v)に基づいて記載された「アムステルダムのディフェンス・ライン」の拡張登録（オランダ王国）……414
8B.24 ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）（オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、ハンガリー、スロバキア共和国）……416
8B.25 慈悲の居留地（ベルギー王国、オランダ王国）……418
8B.26 ロシア・モンタナ鉱山景観（ルーマニア）…… 420
8B.27 ロベルト・ブーレ・マルクス関連サイト（ブラジル連邦共和国）……422

8B.29 チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地（ペルー共和国）……424
8B.30 技士エラディオ・ディエステの作品：アトランティダ教会（ウルグアイ東方共和国）……426
8B.33 コートジボワール北部のスーダン様式のモスク群（コートジボワール共和国）……428
8B.35 ドーラビーラ：ハラッパーの都市（インド）……430
8B.36 ハウラマン／ウラマナットの文化的景観（イラン・イスラム共和国）……432
8B.37 北海道・北東北の縄文遺跡群（日本）……434
8B.34 アッ＝サルト：寛容と都市の歓待の場（ヨルダン）……436
8B.38 ニース、リヴィエラの冬季リゾート都市（フランス共和国）……438
8B.39 シュパイアー、ヴォルムス、マインツのシュムサイト（ドイツ連邦共和国）……440
8B.40 ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス
（オランダ王国、ドイツ連邦共和国）……442
8B.41 ボローニャのポルチコ（イタリア共和国）……444
8B.48 アリカ・イ・パリナコータ州のチンチョーロ文化の集落と人工的な
ミイラ（チリ共和国）……446
8B.49 フランシスコ会のトラスカラの聖母被昇天の修道院と大聖堂群
（『ポポカテペトル山腹の 16 世紀初頭の修道院群』
（1994 年登録、評価基準（ii)(iv)）の拡張）（メキシコ合衆国）……448
8B.43 グダニスク造船所：「連帯」の誕生地と欧州の鉄のカーテン衰亡の
シンボル（ポーランド共和国）……450
8B.44 オネガ湖と白海のペトログリフ（岩面彫刻）（ロシア連邦）……452
8B.45 リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品―人間中心の都市デザイン―
（スロベニア共和国）……454
8B.47 ウェールズ北西の粘土板の景観（英国）……456

第１章　第 44 回世界遺産委員会拡大会合概要

1．開催概要

1-1．日時、場所等

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、当初 2020 年に中華人民共和国福州市で開催が予定されていた第 44 回世界遺産委員会拡大会合は世界遺産条約史上初めて延期となり、2021 年に 2 年分の審議案件をまとめて開催することとなった。

委員会は 2021 年 7 月 16 日（金）から 7 月 31 日（土）まで実施された。中華人民共和国福州の会場からは議長、世界遺産センター所長が参加し委員会を進行し、委員国、世界遺産センター職員、審問機関、オブザーバーは Zoom を使用してオンラインで出席する形で、世界遺産条約史上初めてのオンラインでの開催となった。オンライン開催による大きな混乱はなく、予定通り審議は終了した。

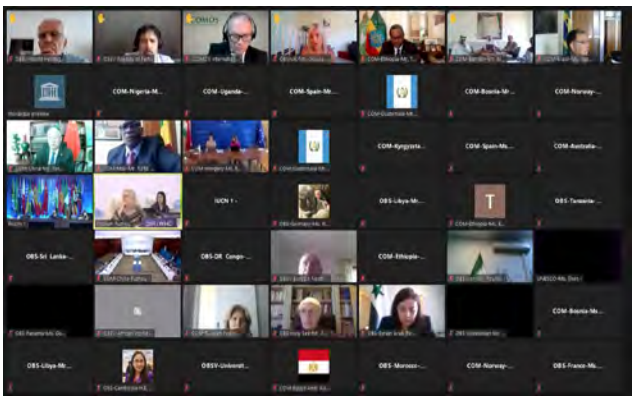
本委員会では、255 件（危機遺産のシリア・アラブ、イラクの一般的決定 2 件を除く）の保全状況報告書、39 件の新規推薦案件の審議が行われた。我が国からは、保全状況報告で「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、「明治日本の産業革命遺産－製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、「知床（自然遺産）」の 4 件、新規推薦で「北海道・北東北の縄文遺跡群」（2021 年審査分、文化遺産）、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（2020 年審査分、自然遺産）の 2 件が審査された。最終的に、34 件（文化 29 件、複合 0 件、自然 5 件）を新たに世界遺産一覧表に記載すること、2 件の重大な境界線変更（拡張）を承認することが決定され、世界遺産は総計 1,154 件（文化 897 件、複合 39 件、自然 218 件）となった。

次年度(2022 年)に開催される第 45 回世界遺産委員会の開催国、議長国にはロシア連邦が立候補し、ロシア連邦･タタールスタン共和国の首都カザンでの開催が決定した(2022 年 6 月 19 日～30 日での開催予定)。また 2022 年は世界遺産条約 50 周年に当たることから、記念行事が行われる予定である。

ロシア連邦での世界遺産委員会は、2012 年第 36 回世界遺産委員会（サンクトペテルブルク）以来 2 回目となる。第 45 回世界遺産委員会では、日本から推薦された資産の審議は予定されていない。



中国福州会場



オンライン会議画面

第 44 回世界遺産委員会拡大会合の審議スケジュールを以下に示す。なお、会議文書は世界遺産センターのウェブサイトで事前に公開され（英語、フランス語）、会議の様子も YouTube を利用してライブ配信された（英語、フランス語、スペイン語、中国語の同時通訳あり）。録画ファイルはウェブサイト、YouTube にて公開されている（会場の生音声）。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合（オンライン/中国福州）における議題の審議スケジュール

日時（日本時間）		議題
7 月 16 日（金）	20:00～	【議題 1　】開会（開会セレモニー、福州市）
7 月 17 日（土）	18:30-20:30	【議題 2　】オブザーバー出席承認 【議題 3　】アジェンダ、タイム-テーブル採択 【議題 4　】第 43 回世界遺産委員会報告 【議題 14　】予算（作業部会報告） 【議題 11　】作業方法に関する評価と外部監査結果に関するフォローアップ（議題開始） 【議題 12　】作業指針の改定（作業部会報告） 【議題 5A　】世界遺産センターの活動及び世界遺産委員会の決定実施に関わる報告 【議題 5B　】諮問機関活動報告
	20:30-22:30	【議題 5C　】プライオリティ・アフリカ　持続可能な開発と世界遺産に関する進捗報告 【議題 5D　】世界遺産条約と持続可能な開発 【議題 6　】世界遺産キャパシティビルディング戦略のフォローアップ及び世界遺産に関わるカテゴリー 2 センターの進捗報告 ヤングヘリテージプロフェッショナル（オンライン）フォーラム 2021、サイトマネジャー（オンライン）フォーラムからのビデオメッセージ 【議題 7　】保全状況報告（議題の開始）
7 月 18 日（日）	18:30-20:30	【議題 7　】継続 【議題 7C　】世界遺産に対する気候変動の影響に関する最新のポリシードキュメント案最新版 【議題 7A　】危機遺産の保全状況
	20:30-22:30	【議題 7A　】危機遺産の保全状況
7 月 19 日（月）	18:30-20:30	【議題 7A　】危機遺産の保全状況（継続）
	20:30-22:30	【議題 7B　】その他世界遺産の保全状況
7 月 20 日（火）	休み	
7 月 21 日（水）	18:30-20:30	【議題 7A　】危機遺産の保全状況（継続） 【議題 7B　】その他の世界遺産の保全状況
	20:30-22:30	【議題 7B　】その他の世界遺産の保全状況
7 月 22 日（木）	18:30-20:30	【議題 7B　】その他の世界遺産の保全状況
	20:30-22:30	【議題 7B　】その他の世界遺産の保全状況

日時		議題
7 月 23 日（金）	18:30-20:30	【議題 7B　】その他の世界遺産の保全状況
	20:30-22:30	【議題 7B　】その他の世界遺産の保全状況
7 月 24 日（土）	18:30-20:30	【議題 8　】推薦プロセス開始 【議題 8A　】暫定リスト 【議題 8B　】新規記載案件審査
	20:30-22:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
7 月 25 日（日）	18:30-20:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
	20:30-22:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
7 月 26 日（月）	18:30-20:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
	20:30-22:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
7 月 27 日（火）	18:30-20:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
	20:30-22:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
7 月 28 日（水）	18:30-20:30	【議題 8B　】新規記載案件審査
	20:30-22:30	【議題 8B　】新規記載案件審査 【議題 8D　】推薦範囲の確定 【議題 8E　】顕著な普遍的価値の遡及的言明 【議題 8C　】世界遺産一覧表の更新 【議題 9A　】アップストリームプロセス
7 月 29 日（木）	18:30-20:30	【議題 10A 】定期報告第 3 サイクル結果の報告（アラブ地域） 【議題 10B 】定期報告第 3 サイクル結果の報告（アフリカ地域）
	20:30-22:30	【議題 10C 】定期報告第 2 サイクル行動計画の実施に関する進捗報告（その他の地域） 【議題 10D 】定期報告第 3 サイクル結果の進捗報告（その他の地域） 【議題 7　】保全状況報告の終了
7 月 30 日（金）	18:30-20:30	【議題 11　】作業方法に関する評価と外部監査勧告フォローアップ（議題終了） 【議題 12　】作業指針の改定（作業部会報告） 【議題 8　】推薦プロセス終了
	20:30-22:30	【議題 13　】国際援助 【議題 14　】予算（作業部会報告） 【議題 15　】その他の事項 【議題 16　】第 45 回世界遺産委員会（2022 年）議長、副議長、ラポルトゥール選任 【議題 17　】第 45 回世界遺産委員会（2022 年）の議題案
7 月 31 日（土）	18:30-20:30	【議題 18　】決定の採択 【議題 19　】閉会

1－2．委員国

議長は、中華人民共和国の田学軍氏（中国国際連合教育科学文化機関全国委員会主任、直属機関共産党委員会書記）が務めた。副議長はバーレーン（アラブ）、ハンガリー（ヨーロッパ・北米）、スペイン（ヨーロッパ・北米）、ウガンダ（アフリカ）、グアテマラ（カリブ海・ラテンアメリカ）が務め、ラポルトゥール（rapporteur：報告者）はバーレーンのミラエ・ハサルツン・ウォシンスキ氏（Ms. Miray Hasaltun Wosinski）であった（上記の地域区分は世界遺産センターで使用している 5 つの区分に基づく）。

委員国は、オーストラリア、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、中国、エジプト、エチオピア、グアテマラ、ハンガリー、キルギス、マリ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ロシア、セントクリストファー・ネービス、サウジアラビア、南アフリカ、スペイン、タイ、ウガンダであった。その地域分布は、欧州・北米地域 2（地域内締約国数 27）、東欧地域 3（地域内締約国数 25）、南米カリブ海地域 4（地域内締約国数 33）、アジア・太平洋地域 4（地域内締約国数 44）、アフリカ地域 5（地域内締約国数 47）、アラブ地域 4（地域内締約国数 19）であった（委員国の地区区分はユネスコ総会（General Assembly）で使用されている 6 区分に基づく）。

なお、オーストラリア、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、中国、グアテマラ、ハンガリー、キルギス、ノルウェー、セントクリストファー・ネービス、スペイン、ウガンダの 12 か国は本委員会が任期最後の委員会であった。2021 年 11 月 24～26 日に開催された第 23 回世界遺産条約締約国総会において、新たな委員国が選出され、アジア太平洋地域からは日本とインドが立候補し、選出された。日本が委員国に選出されるのは 4 回目である（過去の任期：1 回目 1993～1999 年、2 回目 2003～2007 年、3 回目 2011～2015 年）。

表　世界遺産委員会委員国リスト

任期/地域	地域 I 欧州北米	地域 II 東欧	地域 III 南米カリブ海	地域 IV アジア太平洋	地域 Va アフリカ	地域 Vb アラブ
締約国数	27 (14%)	25 (13%)	33 (17%)	42 (22%)	47 (24%)	19 (10%)
2021 年まで（第 44 回世界遺産委員会を最後に交代）	ノルウェー スペイン	ハンガリー ボスニア・ヘルツェゴビナ	ブラジル グアテマラ セントクリストファー・ネービス	中国 オーストラリア キルギス	ウガンダ	バーレーン
2023 年まで		ロシア		タイ	エチオピア マリ ナイジェリア 南アフリカ	エジプト オマーン サウジアラビア
新たに委員国として選出された締約国（2025 年まで）	ベルギー ギリシャ イタリア	ブルガリア	アルゼンチン メキシコ セントビンセントおよびグレナディーン諸島	インド 日本	ルワンダ ザンビア	カタール
2022 年第 45 回世界遺産委員会の委員国	**1. ベルギー** **2. ギリシャ** **3. イタリア**	**4. ロシア** **5. ブルガリア**	**6. アルゼンチン** **7. メキシコ** **8. セントビンセントおよびグレナディーン諸島**	**9. タイ** **10. インド** **11. 日本**	**12. エチオピア** **13. マリ** **14. ナイジェリア** **15. 南アフリカ** **16. ルワンダ** **17. ザンビア**	**18. エジプト** **19. オマーン** **20. サウジアラビア** **21. カタール**
	（3 か国）	**（2 か国）**	**（3 か国）**	**（3 か国）**	**（6 か国）**	**（4 か国）**

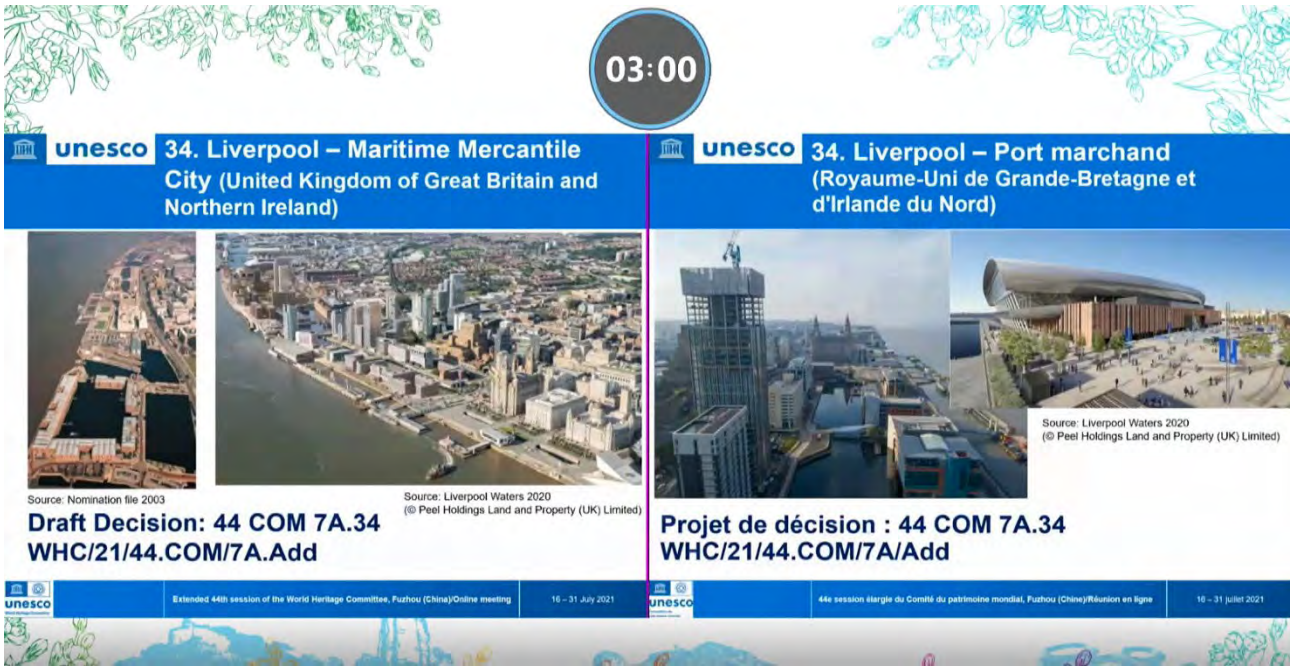
締約国・地域のカウントは以下の資料を参照
https://pax.unesco.org/la/convention.asp?KO=13055&language=E&order=alpha

2．危機遺産の審議及びその他の世界遺産の保全状況の審査概要

第 44 回世界遺産委員会拡大会合においては、危機遺産となっている 38 件の文化遺産全てについて保全状況が報告され、そのうち**「コソボの中世建造物群」（セルビア共和国、2006 年から掲載）**と**「リヴァプール-海商都市」（英国、2011 年から掲載）**の 2 件（前回は 5 件）が個別の審議対象となった。本委員会においては危機遺産リストからの解除が勧告された文化・複合遺産はなかった。

「コソボの中世建造物群」（セルビア共和国）は前回の委員会で審議が延期されていた資産であったが、状況の変化がなく委員国より再度審議の延期が提案され、審議は延期された。この傾向は第 33 回世界遺産委員会（2009 年、スペイン王国）から継続している。

「リヴァプール-海商都市」（英国）は前回の委員会で、危機遺産解除のための望ましい保全状況と新規建設停止に関する委員会の決定が守られない場合、世界遺産一覧表からの削除を検討する旨の決定が下されていた。審議ではコンセンサスが得られず、無記名投票が実施され、世界遺産一覧表から削除された（世界遺産条約史上 3 例目、文化遺産 2 例目）。



写真：「リヴァプール-海商都市」（英国）の世界遺産一覧表削除の審議時に事務局が用いた説明用スライド

その他の世界遺産については、134 件（前回は 78 件）の文化遺産・複合遺産について保全状況が報告され、11 件（前回は 14 件）が個別審議対象となった。審議された内容は大きく以下の 5 点に分類できる。

表　その他の世界遺産（7B）で個別審議対象となった文化遺産・複合遺産と主な審議内容

審議内容	事例
①資産範囲もしくは緩衝地帯内での開発や観光に関わるもの	「アボメイの王宮群」（ベニン共和国） 「ラホールの城塞とシャーリマール庭園」（パキスタン・イスラム共和国） 「ボロブドゥル寺院遺跡群」（インドネシア共和国） 「ヴェネツィアとその潟」（イタリア共和国） 「アウシュヴィッツ・ビルケナウ-ナチスドイツの強制絶滅収容所（1940-1945）」（ポーランド共和国） 「チャン・アン複合景観」（ベトナム社会主義共和国）

審議内容	事例
	「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」（アルバニア共和国/北マケドニア共和国）
②資産範囲外･緩衝地帯外での高層建造物の視覚的な影響に関わるもの	「ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟」（カザフスタン共和国）
③資産の再建の手法に関わるもの	「ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト」（ハンガリー）
④保全の手法に関わるもの	「ラリベラの岩窟教会群」（エチオピア連邦民主共和国）
⑤自然災害に関わるもの	「カトマンズの谷」（ネパール）

事務局による決定案では「**カトマンズの谷**」（**ネパール**）、「**ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト**」（**ハンガリー**）、「**ヴェネツィアとその潟**」（**イタリア共和国**）、「**オフリド地域の自然遺産及び文化遺産**」（**複合遺産、アルバニア共和国、北マケドニア共和国**）の 4 件については危機遺産一覧表への掲載が勧告されていたが、委員会での審議の結果、全ての危機遺産リスト掲載が見送られた。この内、「**オフリド地域の自然遺産及び文化遺産**」と「**カトマンズの谷**」は前回の委員会でも危機遺産リスト掲載が見送られている。

我が国の世界文化遺産としては、「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、「明治日本の産業革命遺産－製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が審査対象であったが、全て個別審議の対象とはならなかった。

世界遺産一覧表記載に係る審査及び保全状況に係る審査における審議の結果、１件の文化遺産が新たに危機遺産リストに追加され（文化・複合遺産に関しては、保全状況報告 4 件について危機遺産リスト掲載が勧告されていたが、委員会での審議により見送りとなった）、「サロンガ国立公園」（コンゴ民主共和国、自然遺産）の１件が解除された。また、「リヴァプール-海商都市」（英国、危機遺産掲載期間：2012～2021 年）が世界遺産一覧表から削除（世界遺産条約史上 3 例目、文化遺産 2 例目）された。この結果、**危機遺産は 52 件（文化遺産 36 件、自然遺産 16 件）**となった。

＊危機遺産リストに追加された資産（１件）
・「ロシア・モンタナ鉱山景観」（ルーマニア）※世界遺産登録と同時に危機遺産。
＊危機遺産リストから解除された資産（１件）
・「サロンガ国立公園」（コンゴ民主共和国、自然遺産）＊危機遺産リストに約 22 年掲載されていた資産
＊危機遺産リストに掲載されていたが、世界遺産一覧表から削除された資産（１件）
・「リヴァプール-海商都市」（英国、2004 年登録、2012 年以降危機遺産）

危機遺産リストに掲載されている文化遺産は 36 件（複合遺産 0 件）で、前回から増減はないが、20 年以上掲載されているものが 3 件から 5 件に増加し、10 年以上危機遺産であるものが 11 件から 12 件に増加した。

なお、20年以上掲載されている 5 件は以下の通り。

1.「エルサレムの旧市街とその城壁群」（ヨルダン提案、1982年～現在まで39年）
2.「チャン・チャン遺跡地帯」（ペルー共和国、1986年～現在まで35年）
3.「トンブクトゥ」(マリ共和国、1990年～2005年、2012年～現在まで通算24年)
4.「古都ザビード」（イエメン共和国、2000 年～現在まで 21 年）
5.「アブ・メナ」（エジプト・アラブ共和国、2001年～現在まで20年）

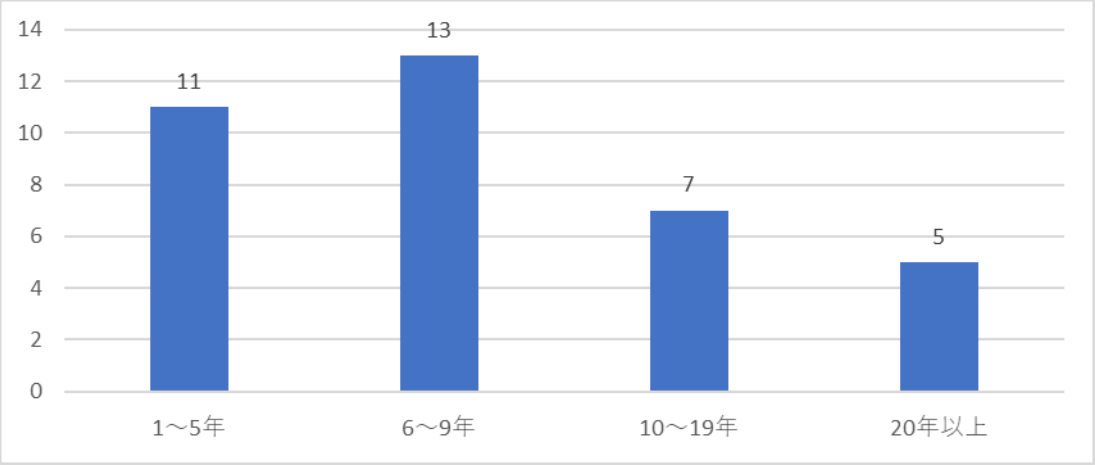


図　危機遺産リスト掲載の文化遺産 36 件のリスト掲載年数

表　危機遺産地域別の割合（2021 年第 44 回世界遺産委員会拡大会合審議後）

地域	文化	自然	複合	合計
アフリカ地域	4	11*2	0	15
アラブ地域	21	0	0	21
アジア太平洋地域	4	2	0	6
ヨーロッパ北アメリカ地域	3*1	1	0	4
ラテンアメリカ・カリブ海地域	4	2	0	6
合計	**36*1**	**16*2**	**0**	**52**

*1：「リヴァプール-海商都市」（英国）の世界遺産一覧表からの削除で 1 件減、危機遺産リストに追加された「ロシア・モンタナ鉱山景観」（ルーマニア）により 1 件増で、合計数に変動なし。

*2：「サロンガ国立公園」（コンゴ民主共和国、自然遺産）の危機遺産リストからの解除で、1 件減。

オブザーバーの発言機会

前回と同様に第 44 回世界遺産委員会拡大会合でも、議長国の裁量により、保全状況の審議の際に、NGO 等のオブザーバーに発言の機会が与えられた。

世界遺産委員会での発言機会は、委員国、委員国以外の締約国、諮問機関等の関係機関に優先的に与えられ、その後、NGO 等のオブザーバーに発言の機会が与えられることがある。また、事務局は、保全状況報告に際し、各締約国からの報告、諮問機関によるミッション報告の他、特に紛争等により情報の入手が困難な場合など、NGO や個人専門家等による情報を含めた様々な情報源を考慮している。

オブザーバーの発言は、委員国の発言が終わり委員会としての決定が採択された後に認められたため、オブザーバーの発言をうけて世界遺産委員国の審議内容や決定に変更が加えられることはなかった。これに対して NGO から、委員会の決定を採択する前にオブザーバーに発言の機会を与えるべきとする発言があった。

表　議題 7A（危機遺産の保全状況）審議結果一覧表(文化遺産、複合遺産)

No.	決定 no.	締約国	資産名称	決定案		決定	
				危機遺産リスト	保全状況報告書の提出期限	危機遺産リスト	保全状況報告書の提出期限
1	7A.1	マリ共和国	ジェンネ旧市街	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
2	7A.2	マリ共和国	トンブクトゥ	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
3	7A.3	マリ共和国	アスキア墳墓	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
4	7A.4	ウガンダ共和国	カスビのブガンダ王国歴代国王の墓	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
5	7A.5	エジプト・アラブ共和国	アブ・メナ	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
6	7A.6	イラク共和国	アッシュール（カラット・シェルカット）	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
7	7A.7	イラク共和国	ハトラ	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
8	7A.8	イラク共和国	都市遺跡サーマッラー	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
9	7A.9	-	イラク共和国の世界遺産に関する一般的決定	-	2022/2/1	-	2022/2/1
10	7A.10	パレスチナ（ヨルダン提案）	エルサレムの旧市街とその城壁群	引き続き	記述なし	引き続き	記述なし
11	7A.11	リビア	クーリナの古代遺跡	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
12	7A.12	リビア	レプティス・マグナの古代遺跡	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
13	7A.13	リビア	サブラータの古代遺跡	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
14	7A.14	リビア	ガダーミスの旧市街	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
15	7A.15	リビア	タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
16	7A.16	パレスチナ	ヘブロン/アル＝ハリール旧市街	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
17	7A.17	パレスチナ	パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
18	7A.18	シリア・アラブ共和国	古都アレッポ	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
19	7A.19	シリア・アラブ共和国	古代都市ボスラ	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
20	7A.20	シリア・アラブ共和国	古都ダマスクス	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
21	7A.21	シリア・アラブ共和国	シリア北部の古代村落群	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
22	7A.22	シリア・アラブ共和国	クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル - ディン	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
23	7A.23	シリア・アラブ共和国	パルミラの遺跡	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
24	7A.24	-	シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定	-	2022/2/1	-	2022/2/1
25	7A.25	イエメン共和国	古都ザビード	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
26	7A.26	イエメン共和国	サナア旧市街	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
27	7A.27	イエメン共和国	シバームの旧城壁都市	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
28	7A.28	アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1

No.	決定 no.	締約国	資産名称	決定案		決定	
				危機遺産リスト	保全状況報告書の提出期限	危機遺産リスト	保全状況報告書の提出期限
29	7A.29	アフガニスタン・イスラム共和国	ジャムのミナレットと考古遺跡群	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
30	7A.30	ミクロネシア連邦	ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
31	7A.31	ウズベキスタン共和国	シャフリサブス歴史地区	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
32	7A.32	オーストリア共和国	ウィーン歴史地区	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
33	7A.33	セルビア共和国	コソボの中世建造物群	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
34	7A.34	英国（グレートブリテン及び北アイルランド）	リヴァプール	世界遺産リストから削除	-	世界遺産リストから削除	-
35	7A.35	ボリビア多民族国	ポトシ市街	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
36	7A.36	パナマ共和国	パナマのカリブ海沿岸の要塞群	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
37	7A.37	ペルー共和国	チャン・チャン遺跡地帯	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1
38	7A.38	ベネズエラ・ボリバル共和国	コロとその港	引き続き	2022/2/1	引き続き	2022/2/1

表　議題 7B（世界遺産保全状況）審議結果一覧（個別審議対象となった文化遺産、複合遺産）

No.	決定番号	締約国	資産名称	決定案			決定
				危機遺産リスト関係	進捗状況報告書の提出期限	保全状況報告書の提出期限	
1	7B.1	ベニン共和国	アボメイの王宮群			2022/12/1	
2	7B.31	カザフスタン	ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟			2022/2/1	
3	7B.33	ネパール	カトマンズの谷	危機遺産リスト掲載勧告		2022/2/1	（危機遺産にせず）
4	7B.34	パキスタン・イスラム共和国	ラホールの城塞とシャーリマール庭園			2022/2/1	
5	7B.49	ハンガリー	ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト	危機遺産リスト掲載勧告		2022/2/1	（危機遺産にせず）
6	7B.50	イタリア共和国	ヴェネツィアとその潟	危機遺産リスト掲載勧告		2022/2/1	（危機遺産にせず）
7	7B.52	ポーランド共和国	アウシュヴィッツ・ビルケナウナチスドイツの強制絶滅収容所（1940-1945）			2022/12/1	
8	7B.73	イラク共和国	南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観（イラク）			2022/2/1	
9	7B.76	ベトナム社会主義共和国	チャン・アン複合景観	危機遺産リスト掲載勧告		2022/2/1	（危機遺産にせず）
10	7B.77	アルバニア共和国、北マケドニア	オフリド地域の自然遺産及び文化遺産（アルバニア/北マケドニア）	危機遺産リスト掲載勧告		2022/2/1	（危機遺産にせず）
11	7B.118	エチオピア連邦民主共和国	ラリベラの岩窟教会群			2022/2/1	
12	7B.142	インドネシア共和国	ボロブドゥル寺院遺跡群			2022/12/1	

3. 新規推薦案件の審査概要

本委員会では、もともと 2020 年に審査される予定であったものと 2021 年の審査に向けて提出されていた 2 年分の推薦 46 件（文化遺産 38 件、複合遺産 1 件、自然遺産 7 件）が審議予定であった。その後、事前取り下げ 1 件（ワディ - エル - ナトルーンのコプト教会(エジプト・アラブ共和国、文化遺産)）があり、また直前取り下げ 6 件（文化遺産 4 件、複合遺産 1 件、自然遺産 1 件）があったため、**最終的には 39 件（文化遺産 31 件、同重大な境界線変更申請 2 件、複合遺産 0 件、自然遺産 5 件、同重大な境界線変更申請 1 件**）について審議が行われた。

新規に推薦された文化遺産 31 件（前回は 24 件）、自然遺産 5 件（前回は 4 件）のうち、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（2021 年分、文化遺産）、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（2020 年分、自然遺産）を含む**文化遺産 29 件、自然遺産 5 件が新たに記載**された。その他に、重大な境界線変更（拡張）の 3 件（文化遺産 2 件、自然遺産 1 件）が承認された。

その結果、**世界遺産は総計 1154 件（文化遺産 897 件、複合遺産 39 件、自然遺産 218 件**）となった。

世界遺産委員会の場で議論された新規推薦文化遺産 31 件のうち、記載勧告がでていた 18 件は勧告通り記載され、不記載勧告がでていた 1 件は審議延期（無期限）となった。イコモスが情報照会もしくは記載延期勧告を出していた 12 件については、 1 件（モンゴル国）をのぞいて記載された。

情報照会（referral）勧告は 7 件に付されていたが、委員会の審議により 6 件が記載となった。その内、イコモス評価書では 5 件に一部の評価基準を満たす可能性がある、 2 件では複数の評価基準の内一部を満たしているという評価が示されていた。

記載延期（deferral）勧告は 5 件に対して勧告されていたが、委員会の審議により全て記載となった。

不記載勧告は 6 件（文化遺産 5 件、複合遺産 1 件）に対して勧告され、5 件（文化遺産 4 件、複合遺産 1 件）が直前取り下げとなった。「**グダニスク造船所：「連帯」の誕生地と欧州の鉄のカーテン衰亡のシンボル」（ポーランド共和国**）については、2018 年の第 42 回世界遺産委員会決定 42COM 8 により審議が延期されている「最近の紛争の記憶に関連する」資産には該当しないとして、推薦国が取り下げを行わないまま、審議が開始されたが、本資産の審議に反対するロシアの動議によって期限を設けずに(sine die)審議延期となった。

2019 年の第 43 回世界遺産委員会で記載勧告であったにもかかわらず、世界遺産委員会の場でハンガリーが自国の構成資産の一部を取り下げると通達をしたことから、世界遺産リストに記載することができず、情報照会とされていた「**ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）」（オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、~~ハンガリー~~、スロバキア共和国**）が再審査された。今回もイコモスから記載勧告が出されていたが、また直前になって全構成資産の半数以上を有するハンガリーが共同推薦を取りやめる決定を下したことが報告された。イコモスの評価、勧告が有効性を失い、残った構成資産についての評価、勧告をイコモスとして示すことができない状況の中で、イコモスの評価、勧告のないまま審議、記載することの妥当性について議論が紛糾し、無記名投票が行われた結果、今後の世界遺産審査の前例としないことを条件に、ハンガリーの構成資産を除いた形で登録された。

2018 年の第 42 回世界遺産委員会で鉱山開発業者との調停が進行中であるとして締約国自身の要請により記載勧告から情報照会となっていた「**ロシア・モンタナ鉱山景観」（ルーマニア**）は、本委員会では記載（同時に危機遺産リスト掲載）勧告が出ており、勧告どおり、記載（同時に危機遺産）された。

最終的に、文化遺産に関するイコモス勧告の変更は 31 件の内 12 件で行われた。名称変更は 6 件である。

我が国の推薦資産である「北海道・北東北の縄文遺跡群」は 7 月 27 日（火）に審議された。記載勧告がでていたこともあり、委員国からの特段の発言もなく、記載する決定が採択された。

なお、本委員会において、世界遺産を持たない締約国からの推薦、記載はなかった。

表　議題 8B（新規記載）審査結果一覧（文化遺産、複合遺産）

I: 記載、R: 情報照会、D: 記載延期、N: 不記載、網掛け：イコモス勧告と決定が異なる場合

文化遺産タイプについては、決まった分類が存在するわけではないが、便宜上タイプを示した。

順番	審議年	締約国	資産名称	締約国評価基準	イコモス勧告	決定	文化遺産タイプ
1	2020	サウジアラビア王国	ヒマ文化的地域	(i)(ii)(iii)(v)	R	I (iii) (名称変更)	遺跡
2	2020	オーストリア共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、英国	ヨーロッパの大温泉保養都市群	(ii)(iii)(iv)(vi)	I (ii)(iii)	I (ii)(iii) (名称変更)	遺跡、国境を越える資産
3	2020	フランス共和国	コルドゥアン灯台	(i)(iv)	I (i)(iv)	I (i)(iv)	記念物
4	2020	ドイツ連邦共和国	ダルムシュタットのマチルダの丘	(ii)(iv)	R	I (ii)(iv)	建造物群
5	2020	イタリア共和国	パドヴァの 14 世紀のフレスコ画作品群	(i)(ii)(iii)	I (ii)	I (ii) (名称変更)	建造物群
6	2020	中華人民共和国	泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム	(ii)(iii)(iv)	I (iv)	I (iv)	遺跡、記念物、建造物群
7	2020	インド	テーランガーナー州、カーカティーヤ朝のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院	(i)(ii)(iii)	D	I (i)(iii) (名称変更)	遺跡
8	2020	イラン・イスラム共和国	イラン縦貫鉄道	(ii)(iv)	D	I (ii)(iv)	遺跡
9	2020	モンゴル国	鹿石と関連遺跡群、青銅器時代文化の中心	(i)(iii)(iv)	R	R	遺跡（青銅器時代、鉄器時代初期）
10	2020	スペイン王国	プラド通りとブエン・レティーノ、芸術と科学の景観	(ii)(iv)(vi)	D	I (ii)(iv)(vi)	建造物群、文化的景観
11	2020	トルコ共和国	アルスランテペの墳丘	(ii)(iii)(iv)	R	I (iii)	遺跡（紀元前 6 千年紀頃）
12	2020	オランダ王国	オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群（1996 年に評価基準(ii)(iv)(v)に基づいて記載された「アムステルダムのディフェンス・ライン」の拡張登録）	(ii)(iv)(v)	R	OK (ii)(iv)(v)	遺跡、記念物、建造物群
13	2020	オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、~~ハンガリー~~、スロバキア共和国	ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）	(ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	I[*1] (ii)(iii)(iv)	遺跡
14	2020	ベルギー王国、オランダ王国	慈悲の居留地	(ii)(iv)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	遺跡、文化的景観 国境を越える資産
15	2020	ルーマニア	ロシア・モンタナ鉱山景観	(ii)(iii)(iv)(vi)	I (ii)(iii)(iv) (同時に危機遺産)	I (ii)(iii)(iv) (危機遺産)	遺跡、文化的景観
16	2020	ブラジル連邦共和国	ロバート・ブール・マルクス関連サイト	(ii)(iv)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	遺跡、文化的景観
17	2020	ペルー共和国	チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地	(i)(v)	I (i)(iv) (評価基準変更)	I (i)(iv) (名称変更)	遺跡
18	2020	ウルグアイ東方共和国	技士エラディオ・ディエステの作品：アトランティダ教会	(iv)	I (iv)	I (iv)	建造物群

順番	審議年	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タイプ
19	2021	コートジボワール共和国	コートジボワール北部のスーダン様式のモスク群	(ii)(iv) (v)	D	I (ii)(iv)	建造物群
20	2021	インド	ドーラビーラ：ハラッパーの都市	(ii)(iii) (iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	遺跡
21	2021	イラン・イスラム共和国	ハウラマン／ウラマナットの文化的景観	(iii)(iv) (v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	遺跡、 文化的景観
22	2021	日本国	北海道・北東北の縄文遺跡群	(iii)(v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	遺跡
23	2021	ヨルダン	アッ＝サルト：寛容と都市の歓待の場	(ii)(iii)	I (ii)(iii)	I (ii)(iii)	建造物群
24	2021	フランス共和国	ニース、リヴィエラの冬季リゾート都市	(ii)(iv) (vi)	R	I (ii) (名称変更)	建造物群
25	2021	ドイツ連邦共和国	シュパイアー、ヴォルムス、マインツのシュムサイト	(ii)(iii) (vi)	I (ii)(iii)(vi)	I (ii)(iii)(vi)	建造物群(1)、 遺跡（3）
26	2021	オランダ王国、ドイツ連邦共和国	ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス	(ii)(iii) (iv)	I (ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	遺跡、 国境を超える資産
27	2021	イタリア共和国	ボローニャのポルチコ	(ii)(iv)	D (ii)(iv)	I (iv)	遺跡
28	2021	チリ共和国	アリカ・イ・パリナコータ州のチンチョーロ文化の集落と人工的ミイラ	(iii)(v)	R	I (iii)(v)	遺跡
29	2021	メキシコ合衆国	フランシスコ会のトラスカラの聖母被昇天の修道院と大聖堂群（『ポポカテペトル山腹の 16 世紀初頭の修道院群』（1994 年登録、評価基準（ii)(iv)）の拡張）	(ii)(iv)	OK (ii)(iv)	OK (ii)(iv)	記念物群
30	2021	ポーランド共和国	グダニスク造船所：「連帯」の誕生地と欧州の鉄のカーテン衰亡のシンボル	(iv)(vi)	N	無期限(sine die)延期＊2	近代遺産
31	2021	ロシア連邦	オネガ湖と白海のペトログリフ	(i)(iii) (iv)	R	I (iii)	遺跡 (新石器時代)
32	2021	スロベニア共和国	リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品―人間中心の都市デザイン	(i)(iv)	I (iv)	I	遺跡(1)、記念物(3)、 アンサンブル(3)
33	2021	英国	ウェールズ北西のスレート景観	(ii)(iv) (v)	I (ii)(iv)	(iv)	遺跡、 文化的景観

＊１：イコモス勧告がだされた後、ハンガリーが共同推薦から撤退したため、イコモスは記載勧告を無効としていた。無記名投票の結果、議論の末にハンガリーの構成資産を除いた形で登録された。

＊２:「近年の記憶に関わる遺産であり国際的な分断をもたらす」として不記載勧告が出されていた。委員会での議論の末、一部委員国より審議を無期限(sine die)に延期する動議が示され、決定した。

表　事前に取り下げられた推薦案件（文化遺産、前回は 3 件）

	審議年	締約国	資産名	推薦国 評価基準	タイプ	構成資産数
1	2020	エチオピア連邦民主共和国	ホルカ・ソフ・ウマール：自然及び文化遺産（ソフ・ウマール：神秘の洞窟群） Holqa Sof Umar: Natural and Cultural Heritage (Sof Umar: Caves of Mystery)	(iii)(v)(vi) (vii)(viii)	遺跡、複合遺産	1
2	2020	ギリシャ共和国	スピナロンガの要塞 Fortress of Spinalonga	(iv)(vi)	遺跡	1
3	2020	ドミニカ共和国	ラ・イザベラの歴史・考古遺跡 Historical and Archaeological Site of La Isabela	(ii)(iv)	遺跡	1
4	2021	ラトビア共和国	グロビナの考古遺跡群 Grobiņa archaeological ensemble	(iii)	遺跡	5
5	2021	スペイン王国	リベイラ・サクラ Ribeira Sacra	(iii)(iv)(v)	遺跡、文化的景観	4

＊この他に、（古典的なカルスト、スロベニア）の自然遺産 1 件が取り下げられた。

＊直前に取り下げられた推薦案件（文化遺産、前回は 2 件）はなかった。

4．我が国に関わる案件

第 44 回世界遺産委員会拡大会合では、我が国推薦の文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」が記載された。

議題 7B の保全状況報告の審査では、「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、「明治日本の産業革命遺産－製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が審査対象であったが、全て個別審議の対象とはならなかった（勧告の内容については個票参照）。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の記載を受けた日本国関係者の発言

尾池厚之特命全権大使

「議長ありがとうございます。委員国の皆さん、閣下、紳士淑女の皆様、世界遺産一覧表に「北海道・北東北の縄文遺跡群」を記載していただき、委員国、イコモス、そして世界遺産センターに対して心からの感謝を述べたいと思います。本資産は、先史時代の生活の在り方と複雑な精神文化を伝える貴重な物証です。私たちは、この重要な文化遺産を、関係地域のパートナーとともに保存していく決意であることを改めて申し上げます。ここで、推薦に関わった日本の全ての関係機関、人々を代表して、三村申吾青森県県事に発言をお許しいただきたいと思います。」

“Thank you very much, Mr. Chairman. Distinguished members of the committee, excellencies, ladies and gentlemen, I wish to express my deepest appreciation to the member states of the Committee, ICOMOS and World Heritage Centre for the inscription of the Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan on the World Heritage List. This property is the precious testimony to prehistoric lifestyle as well as elaborate and complex spiritual culture. We reaffirm our determination to preserve this important cultural heritage together with our local partners involved. Please allow me to invite Mr. Mimura Shingo, Governor of Aomori Prefecture, to make a statement on behalf of all the parties and people involved in the nomination process in Japan. Governor Mimura, please take the floor”.

三村申吾青森県知事

「青森県知事の三村申吾です。このたび、私どもの地域に所在する『北海道・北東北の縄文遺跡群』の世界遺産登録決定について、登録推進の責任者として大変うれしく思います。自然とともに生き、平和で協調的な社会を形成していたことを物語る遺跡群は、今日の SDGs にもつながる普遍的な価値を持っていると思います。今後は遺跡群の保全に全力を尽くすとともに、遺跡群の価値について全世界に向けて積極的に発信し、訪れていただいた方々に感動していただけるよう、関係者が連携して取り組んで参ります。会議に出席の皆様とこれまでの過程に関わった全ての皆様に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。」

“I am Shingo Mimura, the Governor of Aomori Prefecture. I am very pleased that “Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan” have been added to the UNESCO World Heritage List. On behalf of our partner local governments and the people of this region, I extend our heartfelt gratitude to all of you and to everyone who has supported us through the nomination process. These archaeological sites tell the story of a peaceful, cooperative society who lived in harmony with nature thousands of years ago. The way of life has universal value, providing insights for SDGs today. We will do our utmost to protect this heritage, communicate its value to the world, and provide memorable experiences to visitors. Thank you very much.”

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値の言明

概要

北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕文化以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す17の考古遺跡から構成されている。北海道南部及び津軽海峡を挟んだ東北地域に所在するこのシリアルプロパティは、紀元前13,000年から紀元前400年までの間に、北東アジアで発展した狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び周堤墓群は、山地、丘陵、平地、低地、内湾、湖、水量豊富な河川等の多様な地理的環境に立地している。

日本北部のこの地域は、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や、沖合で暖流と寒流が交差することにより形成された理想的な漁労条件等、豊かな森林・水産資源に恵まれた。縄文人は1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活を継続した。

縄文人は約15,000年前に定住生活を開始した。このことは、まず土器の使用によって示唆され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を形成したり、近隣の資源を通年にわたって利用するようになったりしたことによって示される。すでに定住生活のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神文化を発展させていた。彼らは墓を作ったり、また、恐らく祭祀・儀礼のために使われた捨て場や盛土、環状列石を創造したりして、世代間、集落間で社会的なつながりを確認した。

評価基準（iii）：北海道・北東北の縄文遺跡群は、1万年以上もの長期間継続した狩猟・漁労・採集を基盤とした、世界的にも稀な定住社会と、足形付土版、有名な遮光器土偶等の考古遺物や墓、捨て場、盛土、環状列石等の考古遺構で明らかなように、そこで育まれた精緻で複雑な精神文化を伝える類まれな物証である。

評価基準（v）：北海道・北東北の縄文遺跡群は、定住の開始からその後の発展、最終的な成熟に至るまでの、集落の定住の在り方と土地利用の顕著な見本である。縄文人は農耕社会に見られるように土地を大きく改変することなく、変化する気候に適応することで永続的な狩猟・漁労・採集の生活の在り方を維持した。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など、集落の選地には多様性が見られた。それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。

完全性

このシリアルプロパティの完全性は、日本北部の古代縄文文化の文化的特徴と遺跡の種類を例示する考古遺構に基づいている。資産は定住の開始と、住居と墓地の分離を示す遺跡、温暖な海進期の集落施設の多様性を示す遺跡や、祭祀場を持つ拠点集落、環状列石、墓地、集落により定住の成熟を示す遺跡等から構成されている。また、遺跡には環境との相互作用もある程度含まれている。シリアルプロパティの構成資産の範囲は個々で適切であり、全体においても集落、儀礼の場や、立地や環境を示す土地形態や遺跡等の全ての重要な考古遺構が含まれている。シリアルプロパティは法によって保護されており、自然災害もしくは大規模開発による負の影響を受けていない。しかしながら、構成資産への眺望、または構成資産からの眺望、もしくはその両方に影響を与えている「不適格」要素と呼ばれる現代の工作物が存在している。遮蔽植栽などの影響緩和措置や、不適格な要素の将来的な撤去が計画されている。

真実性

シリアルプロパティは、その位置、形状・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性・完成の点で高い真実性を保持しており、考古遺構の殆どは何千年間、手付かずのまま地下に保存されてきた。環状列石などの一部の遺構が地表に露出している。考古遺構は、日本北部の古代縄文文化に関係する、資産の顕著な普遍的価値を確実かつ嘘偽りなく伝えている。

一部の地方自治体は、竪穴式住居や貝塚などの実物大モデルを整備している。モデルは、保護土に覆われている本物の要素について、来訪者に対する解説を行うためのものである。実物大モデルは、復元ではなくレプリカとして展示されており、考古遺構に対する影響がないように建造されているが、埋設したままにしておく必要がある本物の考古遺構・遺物の一部を来訪者が可視化できるように手助けする新しい技術が模索されている。

保存管理上の要件

資産の全ての構成資産は文化財保護法の下で史跡もしくは特別史跡に指定され保護されており、長期的な保護保全措置が厳格に適用されている。更に、各構成資産の周辺には適切な緩衝地帯が設定されており、資産の適切な保護を確実にする観点から、さまざまな活動を制限する法的規制措置が適用されている。

包括的保存管理計画は、シリアルプロパティ全体の顕著な普遍的価値、真実性、完全性を維持するための基本方針を定めている。この計画に基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会その他の機関が設立されている。構成資産の保全管理は、日本国政府の監督の下、他の関係機関との調整を受け、包括的な手

法で推進されている。各構成資産を所管する北海道、青森県、岩手県、秋田県の地方自治体は、個別の管理活用計画を策定するとともに、各構成資産の保全、管理、活用をそれぞれの総合計画に統合している。各構成資産の保全状況は、具体的な指標に基づいて、定期的かつ体系的にモニタリングされている。

長期的な注意が必要な課題としては、構成資産 6 件について個人所有地が含まれていることが挙げられる。各構成資産の土地を完全に取得することにより、正確かつ時期を得た保全事業を確実に実施することが保証される。

締約国に対し、以下について検討するよう勧告する。

a)現在も私有地となっている構成資産範囲について、全ての範囲を取得する計画を進めること、

b)不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること、

c)考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録(発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告)を拡張すること、

d)作業指針第 40 段落及び第 117 段落に則って、資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと、

e)本シリアルプロパティを構成する全構成資産について、記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること。

5．作業指針の改定

第 44 回世界遺産委員会拡大会合において作業指針の改定が行われた。登録推薦書書式の改定（付属資料５）、事前評価（Preliminary Assessment, PA）と呼ばれる新たな手続きの導入（2028 年から本格導入）などの改定が行われた。

そのほか、これまで文化的景観の類型などについて解説していた付属資料３が削除され、作業指針本文中に文化的景観の類型が記載された(第 47 段落)。

なお、今回の改定では、英語原文の英語表現上の修正などが行われている(property という用語を世界遺産一覧表に記載されたものに限定して使用し、まだ記載されていない推薦資産については、nominated property と明記する修正が行われている。さらに、暫定リストに掲載されているものについては site を使うようにしようとする修正が行われている。また、paragraph 121 というような表現の際の P を大文字にするなどの英語表現上の修正が行われている)。しかし、全体を通じて一貫した修正が行われておらず一部のみが修正されているため、表記上のばらつきが残る中途半端な修正に終わっている。

5-1.登録推薦書書式の改定（2022 年 2 月 2 日以降に提出される推薦書に適用）

登録推薦書書式の改定が行われた（詳細は作業指針付属資料５を参照)。主な改定の内容は以下のとおり。

①　第２章「資産の概要」の字数制限

これまで作業指針では字数制限のなかった、2.a「推薦資産の概要」について、16,000 ワード（約 50 ページ)、複数の構成資産からなる資産の推薦の場合 24,000 ワード（約 75 ページ）を超えないことが示された。また、2.b「歴史と発展」については、6,400 ワード（約 20 ページ）を超えないことという制限が示された。

②　属性(attribute)の記述

a「推薦資産の概要」に、主な属性(attribute)のリストと簡潔な記述を記載することが要求された。この属性(attribute)は、保護管理措置等の焦点となり、資産の境界線を決定する際の根拠となるとされている。物理的な特質の他、自然のプロセス、農業プロセス、文化的慣習などが属性となる場合もあるとされている。

また、3.2「比較分析」において、3 章全体で主張している推薦資産の OUV に関わる諸要素(key aspects)と適合した価値及び属性(attribute)の組み合わせに基づいて比較分析を行うこととしている。

さらに、4.a「保全状況の現況」において、2.a 及び 3.1.a で特定した属性(attribute)について、既に失われたもの、保全状況が悪化しているものも含めて記述することとされている。

③　4 章 b「推薦資産に影響を与える要因」の章立ての改定

小項目の統合が行われ、(i)「開発圧及び管理対応」、(ii)「環境圧、自然災害、リスク対策」、(iii)「来訪、その他の人為的活動、持続可能な利用」となった。

④　5 章「推薦資産の保護管理」の章立ての改定

5.a が、「利害関係者(ステイクホルダー)」となり、(i)に「所有関係及び住民」、(ii)に「先住民族」、(iii)に「参加者」を記述する章立てとなった。(iii)「参加者」では、推薦プロセスにおいて利害関係者及び権利保持者が関与した程度について記述することや、推薦資産の管理における利害関係者及び権利保持者との協議、協働の程度について記述することとなっている。

5-2.事前評価(Preliminary Assessment)手続きの導入（2028 年から全面的に実施）

2027 年 2 月 1 日締切りの登録推薦書から新たな手続きとして事前評価（PA）が実施されることが決定した。2027 年 2 月 1 日締切りの登録推薦以降は、本推薦の 1 年前には事前評価が完了していることが求められる。2026 年 2 月 1 日締切り（2 月 1 日が週末にあたるため実際には 1 月 30 日締切りとなる）の登録推薦までは移行期間（第 1 回の事前評価締切りは、2023 年 9 月 15 日）とし現在の推薦プロセスと共存する。

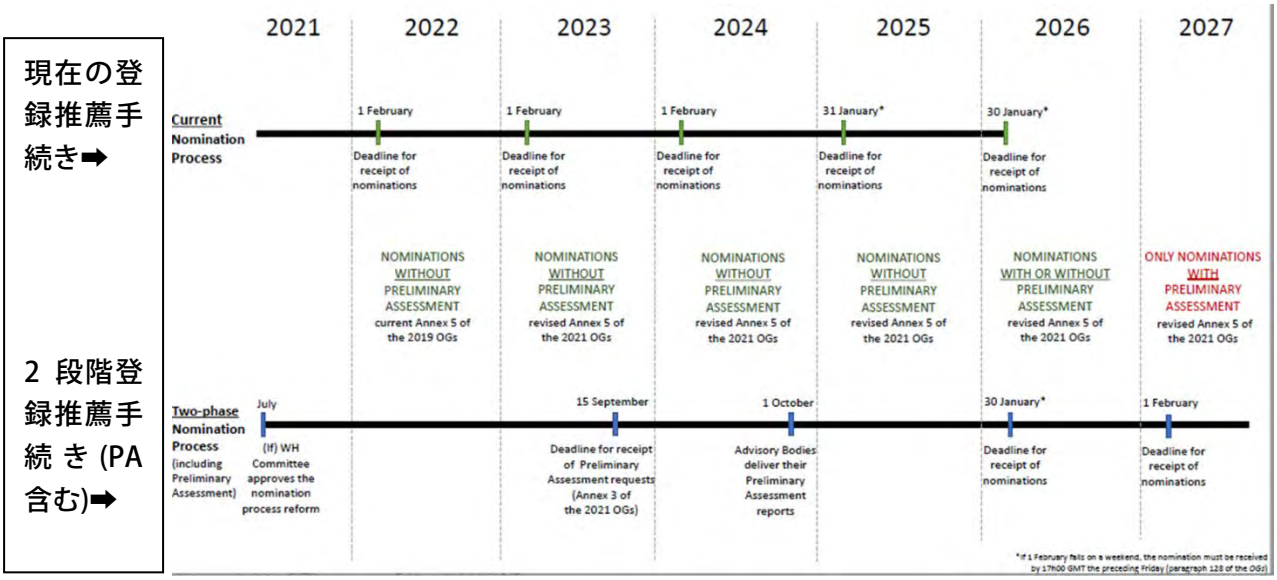


図　事前評価(PA)導入スケジュール

PA については作業指針第 122 段落で内容について説明があり、スケジュールについては第 168 段落に示されている。PA は、暫定リスト掲載と正式な登録推薦書の提出、審査の間に加わる手続きで、毎年 9 月 15 日の締切りまでに PA の要請書（作業指針付属資料 3 に書式が示されている）を提出する必要がある。ただし、PA の要請を提出するには、1 年前までに暫定リストに掲載されていることが要件となっているため、暫定リスト掲載後 1 年間は PA の要請ができない。また、PA の要請については、登録推薦書同様、各締約国年 1 件（複数国による登録推薦を前提としている場合は代表国 1 か国）、全体で年 35 件の上限が設定されている。

PA の審査は 1 年間かけて机上審査のみに基づいて行われ（現地調査はない）、翌年の 10 月 1 日に結果がとりまとめられる。PA の結果、OUV を証明する可能性がある場合には、具体的な勧告が示されることとなっている。PA の結果、最終的に登録推薦書を作成し提出するかどうかを決定するのは締約国であるとされている。ただし、PA の結果が示されてから登録推薦書の提出までには最低 12 か月の間隔をおくこととなっており、10 月中に PA の結果が締約国に届けられるとすると、直後の翌年 2 月 1 日締切りの審査サイクルには提出できず、早くても翌々年の 2 月 1 日締切りの審査サイクルへの提出となる。また、PA の結果には 5 年間という有効期限が設定されていることから、PA の結果が届いた年の 2 年後～5 年後までの 4 年間の間に登録推薦書の提出を行わなければならない。

5 年が経過した場合は、再度 PA の要請を行う必要がある（その場合、6 年目に PA の要請を再提出すると、7 年目に PA の結果が届けられ、登録推薦書の提出は最短で 9 年目となる）。

なお、登録推薦書を提出し、審査の結果登録延期となった場合には、新たな PA の実施は求められない。

６．軽微な境界線の変更

第 44 回世界遺産委員会拡大会合では、作業指針第 163 段落及び第 164 段落に基づいて提出された「軽微な境界線の変更」の申請の 17 件（文化遺産 15 件、複合遺産 0 件、自然遺産 2 件）が審査された。

内容は、資産範囲のみの変更申請が 2 件、緩衝地帯範囲のみの変更申請が 10 件、資産範囲及び緩衝地帯範囲の変更申請が 3 件であり、全て諮問機関の勧告通りに採択された。また一部の締約国から、定期報告のプロセスにおいて主に緩衝地帯と管理計画の観点から登録資産の軽微な境界線の変更の必要性を指摘され対応したが、結果的にイコモスとの適切な対話が成されずに情報照会となったことに不満の声が上がった。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合で審議された軽微な境界線の変更（文化遺産のみ）

No.	提出年	ID NO	締約国	資産名	軽微な境界線の変更の対象	決定	メモ
1	2020	158 Bis	カナダ	ヘッド-スマッシュト-イン・バッファロー・ジャンプ	緩衝地帯	承認	
2	2020	129 Bis	ホンジュラス共和国	コパンのマヤ遺跡	資産範囲・緩衝地帯	承認	
3	2020	147 Ter	イタリア共和国	フィレンツェ歴史地区	資産範囲・緩衝地帯	承認	軽微な境界線変更：2015 年
4	2020	1538 Bis	イタリア共和国	イヴレーア、20 世紀産業都市	緩衝地帯	承認	イコモス勧告「情報照会」から記載となった資産
5	2020	527 Ter	ウクライナ	キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、キエフ-ペチェールスカヤ大修道院	緩衝地帯	承認	軽微な境界線変更：2005 年
6	2021	1589bis	チェコ共和国	クラドルビ・ナト・ラベム儀礼用馬車馬飼養の景観	資産範囲	承認	
7	2021	826bis	イタリア共和国	ポルトヴェネーレ、チンクエ・テッレ及び小島群（パルマリア、ティーノ及びティネット島）	緩衝地帯	承認	
8	2020	230 Quater	フランス共和国	サン-サヴァン・シュール・ガルタンプの修道院教会	緩衝地帯	情報照会	軽微な境界線変更：2007 年、2015 年
9	2020	600 Bis	フランス共和国	パリのセーヌ河岸	緩衝地帯	情報照会/非承認	
10	2020	91 Quater	バチカン市国/イタリア共和国	ローマ歴史地区、教皇領とサン・パオロ・フオーリ・レ・ムーラ大聖堂	緩衝地帯	情報照会	重大な境界線変更（拡張）：1990 年 軽微な境界線変更：2015 年
11	2020	370 Ter	英国（グレートブリテン及び北アイルランド）	ダラム城と大聖堂	緩衝地帯	情報照会	軽微な境界線変更：2008 年
12	2021	85bis	フランス共和国	ヴェゼール渓谷の先史時代史跡群と洞窟壁画群	資産範囲	情報照会	
13	2021	868bis	フランス共和国	フランスのサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路	資産範囲・緩衝地帯	情報照会	
14	2021	829bis	イタリア共和国	ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アヌンツィアータの遺跡地域	緩衝地帯	情報照会	
15	2021	420bis	ボリビア多民族国	ポトシ市街	緩衝地帯	情報照会	危機遺産（2014～現在）

＊2020 年提出分は文化 9 件、複合 0 件、自然 2 件、2021 年提出分は文化 6 件のみ。

また、推薦書の遡及的目録作成及び定期報告の枠組みにおいて、世界遺産一覧表記載の資産の資産範囲境界線の確認が 7 資産（7 か国）で行われた。日本からは「知床」（自然遺産）が提出されていた。個別の審議なく、提出された境界線が承認された。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合で審議された資産範囲境界線の確認

No.	締約国	資産名	記載年	決定案	審議の有無	決定
1	モザンビーク共和国	モザンビーク島	1991	OK	無	OK
2	ナイジェリア連邦共和国	スクルの文化的景観	1999	OK	無	OK
3	オーストラリア連邦	パーヌルル国立公園（自然遺産）	2003	OK	無	OK
4	イラク共和国	ビソトゥーン	2006	OK	無	OK
5	日本国	知床	2005	OK	無	OK
6	フランス共和国	ミディ運河	1996	OK	無	OK
7	グアテマラ共和国	ティカル国立公園（複合遺産	1979	OK	無	OK

7．その他のトピック

7-1. アップストリームプロセスの継続

推薦準備段階において諮問機関であるイコモスの正式な助言を得られる仕組みとして、主に途上国を対象とするパイロットプロジェクトとして開始されていた「アップストリームプロセス」については、修正案は提出されず、以下のとおり決定された。

・これまで年に 2 回提出期限を設けてアップストリームプロセスの要請を受け付けてきたが、1 年間に処理可能な数を超える要請が提出されているため、3 月 31 日の提出期限のみとする。
・各サイクルで、合計 10 件（1 か国 1 件）を上限とする。
・十分な予算が確保されているわけではないため、後発開発途上国、低所得国、低中所得国、小島しょ開発途上国のアップストリームプロセスに対する財政的支援を締約国に要請する。
・次回の委員会で審議するため、現在実施中であるパイロットプロジェクトと要請があったアップストリームプロセスの進捗報告書を世界遺産センターが諮問機関と協力して作成し、委員会に提出する。

また、一部の委員国からアップストリームプロセスと事前評価（Preliminary Assessment）の違いについての質問があり、世界遺産センターから、アップストリームプロセスが成功したため事前評価の導入検討が始まった経緯、アップストリームプロセスは任意のプロセスだが事前評価は正式な推薦手続きの一部となる必須のプロセスになること、事前評価の導入以後はアップストリームプロセスは当初の目的であった暫定リストに集中して実施する可能性等について説明が行われた。

2020 年 3 月末の締切りまで 17 件（暫定一覧表改定：6 件、推薦書作成：11 件）、2021 年 3 月末の締切りまでに 2 件（暫定一覧表改定：1 件、推薦書作成：1 件）の新規要請があった。日本からは、2020 年のサイクルで「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の推薦書作成に関わる要請が成されていた（優先順位は 17 件中 16 件目）。

各サイクルで合計 10 件（1 か国 1 件）を上限とすること、また予算の関係上、後発開発途上国、低所得国、低中所得国、小島しょ開発途上国のアップストリームプロセスに対する財政的支援を締約国に要請すると世界遺産センターからの報告があった。

表　2020 年にアップストリームプロセスを要請した国及び優先順位

優先順位	地域	国	経済状況	分類	対象	締切り	活動内容/対象資産
1	AFR	エチオピア連邦民主共和国	LDC	C/N	暫定リスト	17/04/2020	暫定リストの見直し
2	LAC	ニカラグア共和国	LMIC	C/N	暫定リスト	17/04/2020	暫定リストの見直し
3	ARB	エジプト・アラブ共和国	LMIC	C/N	暫定リスト	17/04/2020	暫定リストの見直し
4	LAC	エクアドル共和国	UMIC	C/N	暫定リスト	17/04/2020	暫定リストの見直し
5	ARB	サウジアラビア王国	HIC	C/N	暫定リスト	17/04/2020	暫定リストの見直し
6	APA	キリバス共和国	LDC+ SIDS	C/N	暫定リスト	31/10/2020	暫定リストの策定
7	AFR	マダガスカル共和国	LDC	C＋C＋N	推薦書	17/04/2020	・Eglise catholique d'Ambodifotatra de Sainte Marie (2018 年から暫定リスト入り) ・La haute ville d'Antananarivo

優先順位	地域	国	経済状況	分類	対象	締切り	活動内容/対象資産
							（2016 年から暫定リスト入り） ・Nosy Naka (2018 年から暫定リスト入り)
8	AFR	ジンバブエ共和国	LMIC	C	推薦書	17/04/2020	・Naletale Cluster of Dzimbabwes (2018 年から暫定リスト入り)
9	EUR/NA	セルビア共和国	UMIC	C	推薦書	17/04/2020	・Archeological site Belo brdo in Vinča (暫定リストには入っていない)
10	EUR/NA	ベラルーシ共和国	UMIC	C	推薦書	17/04/2020	・Kalozha Church of Sts. Boris and Gleb in Grodno(2004 年から暫定リスト入り)
11	EUR/NA	ロシア連邦	UMIC	C	推薦書	17/04/2020	・Astronomical observatories of Kazan University (暫定リストには入っていない)
12	LAC	ブラジル連邦共和国	UMIC	C	推薦書	17/04/2020	・Brazilian Fortresses Ensemble (2015 年から暫定リスト入り)
13	EUR/NA	ドイツ連邦共和国/アメリカ合衆国	HIC	C	推薦書	17/04/2020	・Moravian Church Settlements [as an extension to Christiansfeld, a Moravian Church Settlement (Denmark)] (アメリカの暫定リストには 2017 年から掲載、ドイツの暫定リストには入っていない。
14	LAC	パナマ共和国	HIC	C	推薦書	17/04/2020	・The Royal Roads of Panamá: Camino de Cruces and Camino Real (2017 年から暫定リスト入り)
15	EUR/NA	ベルギー王国	HIC	C	推薦書	17/04/2020	・Public zoological gardens in the 19th century - a new typology in a rapidly changing world (暫定リストには入っていない)
16	APA	日本国	HIC	C	推薦書	17/04/2020	・飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群(2007 年から暫定リスト入り)
17	APA	中華人民共和国	UMIC	C	推薦書	31/10/2020	・Beijing Central Axis (2013 年から暫定リスト入り)

表：2021 年にアップストリームプロセスを要請した国等の概要

優先順位	地域	国	経済状況	分類	対象	2021 年 3 月 31 日までに要請が完了したか	活動内容/対象資産
1	LAC	エルサルバドル共和国	LMIC	C/N	暫定リスト	完了	改訂
2	EUR/NA	フィンランド共和国	HIC	N	推薦書	完了	・The Ringed Seal Archipelagos of Lake Saimaa (2021 年から暫定リスト入り)

地域別	経済状況別
AFR　：アフリカ地域（3 件） ARB　：アラブ地域（2 件） APA　：アジア太平洋地域（3 件：日本等） EUR/NA：欧州・北アメリカ地域（6 件） LAC　：ラテンアメリカ・カリブ地域（5 件）	LDC ：後発開発途上国（2 件：2020 年 3 件） LIE ：低所得国（0 件） LMIC：低中所得国（5 件：2020 年 4 件、2021 年 1 件） SIDS ：小島しょ開発途上国（1 件） UMIC ：高中所得国（6 件：2020 年 6 件） HIC：高所得国（6 件：2020 年 5 件、2021 年 1 件） ＊LDC+SIDS は SIDS として加算

＊今回は世界遺産が無い国からの要請は無かった（前回は 1 件）。また世界遺産が 2 件未満の国（キリバス共和国、エルサルバドル共和国）から 2 件、世界遺産が 3 件以下の国（マダガスカル共和国）から 1 件の申請があった。

7-2. 名称の変更

世界遺産の名称は、作業指針においては「簡潔」な名称とすることが求められているのみだが、世界遺産の審査の過程で、簡潔かつ適切に資産の価値や内容を伝えることができているかという観点で、諮問機関や世界遺産委員会委員国から名称の変更が提案されることがしばしばある。

第44回世界遺産委員会拡大会合においては、新規推薦の審査過程で4件の文化遺産の名称が変更された。また、既存の文化遺産の名称の変更要請は3件あり、3件とも承認された（前委員会では、2件）（議題8B)。また、世界遺産一覧表に記載される際に名称が変更された文化遺産は6件あった。

日本から新たな世界遺産を推薦する際に適切な名称を検討するうえでの参考となると考えられることから、以下に変更前の名称と変更後の名称を示した。

表　本委員会で名称が変更された文化遺産一覧

No	締約国	旧	新	備考
1	カザフスタン共和国	タムガリの考古的景観にある岩絵群 Petroglyphs within the Archaeological Landscape of Tamgaly	タンバリの考古的景観の岩絵群 Petroglyphs of the Archaeological Landscape of Tanbaly	地名の読みの修正及び、実体にあわせて「～の中にある」ではなく、「～の」に修正したものと思われる。
2	サウジアラビア王国	アル-ヒジュル古代遺跡(マダイン・サーレハ) Al-Hijr Archaeological Site (Madâin Sâlih)	ヘグラ古代遺跡(アル-ヒジュル/マダイン・サーレハ) Hegra Archaeological Site (al-Hijr / Madāʾin Ṣāliḥ)	より正確な名称に変更したものと思われる。
3	スペイン王国	タラゴーナの遺跡群 Archaeological Ensemble of Tárraco	タッラコの遺跡群 Archaeological Ensemble of Tarraco	都市の旧名称の表記を修正したものと思われる（アクセント記号の削除）。

注：具体的な変更理由は公式には発表されていない。

表　本委員会での世界遺産一覧表への記載時に名称が変更された資産一覧

No	締約国	締約国提案	最終名称	備考
1	サウジアラビア王国	ヒマ・ナジュラーンの文化的岩絵群 Cultural Rock Arts in Ḥimā Najrān	ヒマ文化地区 Ḥimā Cultural Area	締約国提案の名称は、資産の価値を適切に反映していないというイコモスの指摘に対し、締約国から「Ḥimā Cultural Precinct」という名称が提示されたが、Precinct よりも Area が適切という判断。
2	オーストリア共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	ヨーロッパの大温泉保養地群 The Great Spas of Europe	ヨーロッパの大温泉保養都市群 The Great Spa Towns of Europe	温泉のみから成るわけではないため、spa towns と変更された。
3	イタリア共和国	パドヴァ・ウルブス・ピクタ-ジョットのスクロヴェーニ礼拝堂とパドヴァの 14 世紀フレスコ画作品群 ‘Padova Urbs picta’, Giotto’s Scrovegni Chapel and Padua’s fourteenth-century fresco cycles	パドヴァの 14 世紀フレスコ画作品群 Padua`s fourteenth-century fresco cycles	シリアルノミネーションの名称として、一部の構成資産（の建築家）を強調した名称ではなく、全体を表す名称とした。
4	インド	光り輝くカーカティーヤ朝の寺院群と玄関建築群 - テーランガーナー州、ジャヤシャンカール・ブーポルパリー地区パランペット村のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院 The Glorious Kakatiya	テーランガーナー州、カーカティーヤ朝のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院 Kakatiya Rudreshwara (Ramappa) Temple, Telangana	寺院のみに着目した修正案が採択されたためと考えられる。※

No	締約国	締約国提案	最終名称	備考
		Temples and Gateways – Rudreshwara (Ramappa) Temple, Palampet, Jayashankar Bhupalpally District, Telangana State		
5	オランダ王国	アムステルダムのディフェンス・ライン Defence Line of Amsterdam	オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群 Dutch Water Defence Lines	既に登録されている「アムステルダムのディフェンス・ライン」の一部範囲を資産範囲から削除し、新たな範囲を加えて新しい世界遺産「オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群」とする提案によるものと考えられる。※
6	メキシコ合衆国	ポポカテペトル山腹の 16 世紀初頭の修道院群 Earliest 16th-Century Monasteries on the Slopes of Popocatepetl	フランシスコ会のトラスカラの聖母被昇天の修道院と大聖堂群 Franciscan Ensemble of the Monastery and Cathedral of Our Lady of the Assumption of Tlaxcala	拡張登録による名称変更。※

※：公式の変更理由は発表されていない。

7-3. サイドイベント

通常、世界遺産委員会開催中には、全体会合の間の時間を利用して、サイドイベントが開催される。今回の世界遺産委員会では、全体会合以外の時間を利用してオンラインでサイドイベントが開催された。以下に開催されたサイドイベントのリストを掲載する。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合中に開催されたサイドイベント(オンライン開催)

	日時	イベント名	開催者
1	2021 年 7 月 17 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	持続可能な将来のための世界遺産の教育 World Heritage Education Towards a Sustainable Future	開催国（中華人民共和国）
2	2021 年 7 月 17 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	世界自然遺産と生物多様性：沿岸の渡り鳥保護区の保全と持続可能な開発 World Natural Heritage & Biodiversity: The Conservation and Sustainable Development of Coastal Migratory Bird Sanctuaries	開催国（中華人民共和国）
3	2021 年 7 月 17 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	歴史的都市景観の保全と持続可能な開発 Conservation and Sustainable Development of Historic Urban Landscape	開催国（中華人民共和国）
4	2021 年 7 月 18 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	海のシルクロードの遺産の研究と保全 Maritime Silk Road Heritage Research and Conservation	開催国（中華人民共和国）
5	2021 年 7 月 18 日 15:00-17:30（中国時間） 9:00-10:30（パリ時間）	様々な記憶と世界遺産：遺産のインタープリテーションの役割 World Heritage with Multiple Memories: The Role of Heritage Interpretation	世界遺産のインタープリテーションとプレゼンテーションのための国際センター（WHIPIC）
6	2021 年 7 月 19 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	アフリカと中国間の世界遺産の保全と管理のキャパシティビルディング Capacity Building of World Heritage Conservation and Management Between Africa and China	開催国（中華人民共和国）
7	2021 年 7 月 19 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	世界遺産と空間の技術-保全と持続可能な開発のパートナーシップ World Heritage and Space Technologies - A Partnership for Conservation & Sustainable Development	開催国（中華人民共和国）
8	2021 年 7 月 19 日 15:00-16:00（中国時間） 9:00-10:30（パリ時間）	和解と記念のための遺産のインタープリテーションとプレゼンテーション Heritage interpretation and presentation for reconciliation and memorialization	韓国ユネスコ国内委員会
9	2021 年 7 月 21 日 21:45-22:30（中国時間） 15:45-17:30（パリ時間）	世界遺産周辺の若い管理者と地域の関係者：地域コミュニティとの 6 つの対話 Young managers and local actors around World Heritage: Six Dialogues with Local Communities	ユネスコサウジアラビア王国代表部
10	2021 年 7 月 26 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	世界自然遺産と自然の保全の調整 Synergistic Conservation of World Natural Heritage and Natural Protected Areas	開催国（中華人民共和国）
11	2021 年 7 月 26 日 22:00-23:30（中国時間） 16:00-17:30（パリ時間）	世界自然遺産の保護と管理におけるレンジャーの役割 Role of Ranger in Protecting and Managing the World's Natural Heritage	世界自然保護基金（WWF）
12	2021 年 7 月 28 日 15:30-17:00（中国時間） 9:30-11:00（パリ時間）	福州からカザンに-世界遺産リーダーシップの共鳴 From Fuzhou to Kazan -The Echo of “World Heritage Leadership”	開催国（中華人民共和国）
13	2021 年 7 月 30 日 22:00-23:30（中国時間） 16:00-17:30（パリ時間）	将来に向けて：アフリカの地域行動計画（2021-2027）の要点 Looking into the future: Highlights of the Regional Action Plan for Africa (2021-2027)	UNESCO

7-4. その他

「最近の紛争の記憶及びその他ネガティブで分断の原因となる記憶に関連するサイト」の議論については、全ての締約国が関わって議論を行えるよう、公開作業部会（Open-Ended Working Group）を開催し議論した上で、次回第 45 回世界遺産委員会で議論を継続することとなった。なお、イコモスから不記載勧告がでていた「グダニスク造船所：「連帯」の誕生地と欧州の鉄のカーテン衰亡のシンボル」（ポーランド）については、取り下げられず、また、「最近の紛争の記憶に関連する」資産ではないとして、世界遺産委員会での審議に一旦かけられたものの、ロシアの動議によって期限を設けず(sine die)審議延期された。

1992 年のユネスコ世界遺産センター設立以来、世界遺産センターに勤務し、2015 年以降所長を務めてきたメスチルド・ロスラー氏（ドイツ）が 2021 年 9 月末をもって退官するため、本委員会が所長としての最後の世界遺産委員会となった。なお、ロスラー氏の後任は、Lazare Eloundou Assomo 氏（カメルーン）が務めることとなった。

メスチルド・ロスラー世界遺産センター所長の挨拶全文（発言の書き起こし）

Dear Chairperson of the World Heritage Committee, Dear delegates, ladies and gentlemen, it's a great pleasure for me to just say a few words.

First and foremost, I would like to thank you, Mr. Chair, for your wise and effective guidance throughout this session and to your country for providing such excellent facilities and for your very warm hospitality here in Fuzhou.

Thank you so much, Dear Chair, for your great support over the past two years -- it was two years we worked together -- and your leadership, and also to your efficient team.

I would like to thank all committee members for their contributions to the debates and to the decisions taken, which were not always smooth for many of us, but we made it to the end of the session. Our dear rapporteur did not have an easy job with many amendments throughout the meeting. But I think she did it brilliantly. And thank you so much. It was really fantastic.

Thanks also go to all the observer State Parties for their continued interest and commitment and to all other observers—NGOs IGOs, universities, and others, especially civil society representatives and indigenous peoples.

Your contribution is important to the continuous evolution and implementation of the World Heritage Convention.

My deep thanks also go to our Advisory Bodies—IUCN, ICOMOS, and ICCROM. You're one of the pillars in the World Heritage system to provide scientific and technical advice.

Let me also thank my team, the policy and statutory meetings unit headed by Ms O'hare and efficient colleagues. Many thanks for your intense work and for your professionalism. You managed very well. It was your first committee session in this new function, despite new challenges of such an online meeting with teams in Paris and here in Fuzhou. I'm also grateful to all the chiefs of the regional units with their teams of Africa, Asia Pacific, Arab States, Latin America and the Caribbean and Europe and North America and our nature team and our nominations unit and my assistant. She always keeps me on track.

My sincere thanks go to our dear deputy-director as well as our colleagues on the cultural sector, our Assistant Director-General of Culture, Mr. Ernesto Ottone, and his team at EO and AO as well as the CCE unit providing all the logistical support to this session.

I would also like to express my personal gratitude and thanks to the wonderful team accompanying me to Shanghai and to Fuzhou.

Many thanks and special thanks go to our legal advisor. He and his team provided us with lots of advice on procedural matters through the two years we have been preparing for this unique session.

I would also like to thank Director of our Beijing office and his team for his kind support in Fuzhou.

We are very grateful for our interpreters, who really helped us to dialogue and all other staff, including those behind the scenes in UNESCO and here in Fuzhou.

Many thanks to all teams in UNESCO who support World Heritage, with our Director-General in the front row. I really cherished the personal discussions I've had with Mrs. Audrey Azoulay over the past years.

Thank you all for your close collaboration and invaluable contributions and support. The excellent and smooth chairing by you, Chair, at this extended 44 session of the committee. The warm hospitality of the people in Fuzhou, the city linking nature and culture will be long remembered.

This is my last committee session.

I will be retiring at the end of September from UNESCO after 30 years of service, and I will go back to academia.

It was a great pleasure and privilege for me to serve the secretary of the World Heritage Convention in different positions over three decades.

There are many things I could say today, but finally that's just one thought I wish to share with all of you now.

The heart of World Heritage is conservation.

If we are not able to preserve the most precious sites, the most outstanding places on earth, what would be left on our planet.

Stay safe and see you soon. Thank you very much.

第２章　危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

1．全体分析

第 44 回世界遺産委員会拡大会合では、2020 年及び 2021 年に審議予定であった全ての危機遺産（文化遺産 36 件）及び本会合に保全状況報告が求められていたその他の世界遺産（文化遺産及び複合遺産 134 件）の保全状況が審査された（議題 7A 及び議題 7B)。今回初めて保全状況報告を行った資産は 15 件であり、その内 12 件が直近の第 41 回(2017)～第 43 回(2019)世界遺産委員会で記載された資産であった。

これらのうち文化遺産及び複合遺産では、危機遺産 2 件、その他の世界遺産 11 件の合計 13 件が個別審議された。

表 保全状況報告書の提出回数

保全状況報告の提出回数	危機遺産	その他の世界遺産
1 回目	1 件	15 件
2～10 回	23 件	72 件
11～20 回	8 件	41 件
21 回以上	4 件 1. ヨルダン提案「エルサレム」 2. ペルー共和国「チャン・チャン遺跡地帯」 3. マリ共和国「トンブクトゥ」 4. イエメン共和国「古都ザビード」	6 件 1. ネパール「カトマンズの谷」 2. トルコ共和国「イスタンブール歴史地域」 3. エジプト・アラブ共和国「カイロ歴史地区」 4. レバノン共和国「ティール」 5. タンザニア連合共和国「ンゴロンゴロ保全地域」 6. ペルー共和国「マチュ・ピチュの歴史保護区」
小計	36 件*	134 件（内 3 件はオムニバス）**
合計	170 件	

＊7A のシリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定は含まない。

＊＊オムニバスの内訳は文化遺産 1 件（「万里の長城」（中国、1987 年記載））、自然遺産 2 件（「コモエ国立公園」（コートジボワール、1983 年記載）、「タイ国立公園」（コートジボワール、1982 年記載）である。

その概要は、第 1 章 2 に示したが、本章では、各資産の保全状況及び世界遺産委員会での審議状況についての個票を示す（2．危機遺産、 3．その他の世界遺産）とともに、各世界遺産の脅威となっている要因について冒頭にとりまとめた。

第 44 回世界遺産委員会拡大会合に提出された保全状況(SOC)報告書のうち文化遺産及び複合遺産に関わる全 171 件に記載された影響要因の内訳を見ると、全般的な管理体制・法的保護の不備に関わる「管理要因」が最も多く、影響要因全体の約 33%を占め、資産地区内あるいは近傍における開発行為に関わる「開発」や鉄道建設等のインフラ整備に関わる「交通インフラ」など開発関係の要因（「開発」、「交通インフラ」、風車等の再生エネルギー施設整備を含む「公共インフラ」との合計で約 28%）が次に多く、意図的な遺跡破壊、戦争、内戦を含む「その他の人為活動」が約 16%と続いている（図及び表参照）。この内訳の傾向は過去数年変わっていない。その他、地震、浸食等の自然災害、観光による影響、石油開発、資源採掘等の資源開発等の脅威も報告されている。

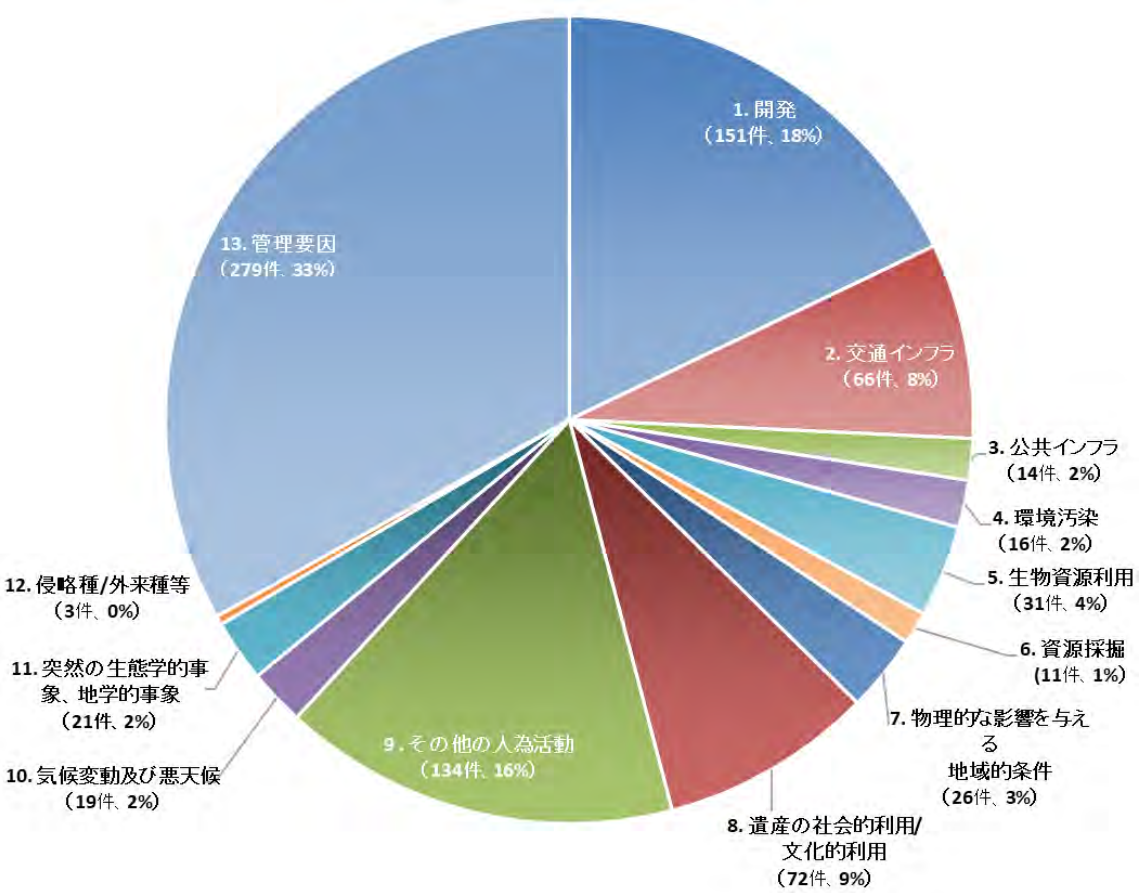


図　第 44 回世界遺産委員会拡大会合に提出された保全状況報告書における脅威のタイプ

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合に提出された保全状況報告書に記載された影響要因（危機遺産、その他の世界遺産含む）

資産に影響を与える要因		延べ該当件数
大項目	小項目	
1 開発　（151 件）	1.1 住宅開発	87
	1.2 商業開発	17
	1.3 工業地区	3
	1.4 宿泊施設等	20
	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設	24
2 交通インフラ　（66 件）	2.1 陸上交通インフラ	33
	2.2 航空交通インフラ	5
	2.3 海上交通インフラ	10
	2.4 交通インフラの利用に起因する影響	9
	2.5 地下交通インフラ	9
3 公共インフラ　（14 件）	3.1 水関連インフラ	6
	3.2 再生可能エネルギー施設	1
	3.3 非再生可能エネルギー施設	2
	3.4（線状の施設に対して）局所的な施設	2
	3.5 主要な線状の公共施設	3
4 環境汚染　（16 件）	4.1 海洋汚染	0
	4.2 地下水汚染	2
	4.3 表層水汚染	5
	4.4 大気汚染	1
	4.5 ごみ	7
	4.6 エネルギーの過剰な使用	1
5 生物資源利用　（31 件）	5.1 漁業/海洋資源採取	0
	5.2 養殖	0
	5.3 土地改変	22
	5.4 家畜飼育/放牧	3
	5.5 農作物の生産	3
	5.6 商業目的の野生植物採集	0
	5.7 自給自足目的の野生植物採集	0
	5.8 商業用狩猟	0
	5.9 自給自足目的の狩猟	0
	5.10 林業/木材生産	3
6 資源採掘　（11 件）	6.1 鉱山採掘	6
	6.2 採石	4
	6.3 石油・ガス	1
	6.4 水	0
7 物理的な影響を与える地域的条件（26 件）	7.1 風	3
	7.2 相対的湿度	3
	7.3 気温	0
	7.4 放射/光	0
	7.5 ほこり	0
	7.6 水	19
	7.7 害虫	1
	7.8 微生物	0
8 遺産の社会的利用/文化的利用（72 件）	8.1 祭祀/信仰/宗教利用	2
	8.2 遺産の社会的評価	8
	8.3 伝統的な狩猟、採集	0
	8.4 伝統的な生活様式・知識体系の変化	9
	8.5 アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化	11
	8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響	42

資産に影響を与える要因		延べ該当件数
大項目	小項目	
9 その他の人為活動 （134 件）	9.1 違法行為	21
	9.2 意図的な破壊	15
	9.3 軍事訓練	90
	9.4 戦争	0
	9.5 テロリズム	0
	9.6 内戦	8
10 気候変動及び悪天候（19 件）	10.1 嵐	1
	10.2 洪水	8
	10.3 干ばつ	0
	10.4 砂漠化	3
	10.5 海水の変化	1
	10.6 気温の変化	0
	10.7 その他の気候変動影響	6
11 突然の生態学的事象、地学的事象（21 件）	11.1 火山噴火	0
	11.2 地震	5
	11.3 津波/高潮	0
	11.4 なだれ/地滑り	1
	11.5 浸食/堆積	13
	11.6 火災	2
12 侵略種/外来種等 （3 件）	12.1 移入種	0
	12.2 侵略的/外来種（陸生）	3
	12.3 侵略的/外来種（淡水）	0
	12.4 侵略的/外来種（海生）	0
	12.5 増えすぎた生物種	0
	12.6 遺伝子組み換え	0
13 管理要因 （279 件）	13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動	2
	13.2 影響の大きい調査活動/モニタリング活動	4
	13.3 管理上の活動	36
	13.4 管理制度/管理計画	139
	13.5 財政	19
	13.6 ガバナンス	16
	13.7 人材	21
	13.8 法的枠組	42
第 44 回世界遺産委員会拡大会合に提出された保全状況報告書総数（文化遺産、複合遺産。危機遺産、その他の世界遺産含む）		171 件

注：遺産に影響を与える要因の分類は、世界遺産センターが世界遺産の定期報告で使用しているもの。

表　議題 7A（危機遺産の保全状況）で審議された危機遺産の脅威

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
1	7A.1	マリ共和国	ジェンネ旧市街		内戦、住宅開発、土地改変(conversion)、管理制度/管理計画、ごみ、その他（住居の破壊）
2	7A.2	マリ共和国	トンブクトゥ		意図的な破壊、管理制度/管理計画、戦争
3	7A.3	マリ共和国	アスキア墳墓		意図的な破壊、管理制度/管理計画、戦争
4	7A.4	ウガンダ共和国	カスビのブガンダ王国歴代国王の墓		陸上交通インフラ、管理制度/管理計画、その他（火災）
5	7A.5	エジプト・アラブ共和国	アブ・メナ		住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）、その他（資産内に対する浸食と最近の不適切な建造物、地域コミュニティとその他のステークホルダーとの関りが無いこと）
6	7A.6	イラク共和国	アッシュール（カラット・シェルカット）		意図的な破壊、洪水、管理上の活動、管理制度/管理計画、戦争、水関連インフラ、その他（脆弱な泥レンガの構造）
7	7A.7	イラク共和国	ハトラ		意図的な破壊、違法行為、戦争、その他（イラクの考古学的遺跡に対する大規模な略奪行為）
8	7A.8	イラク共和国	都市遺跡サーマッラー		管理制度/管理計画、戦争、その他（脆弱な構造物に対する風化とメンテナンス不足の影響）
9	7A.9		イラク共和国の世界遺産に関する一般的決定		—
10	7A.10	パレスチナ（ヨルダン提案）	エルサレムの旧市街とその城壁群		交通インフラの利用に起因する影響、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（自然のリスクファクター；記念物の崩壊；都市環境と視覚的な一体性、考古学的発掘の影響）
11	7A.11	リビア	クーリナの古代遺跡		農作物の生産、意図的な破壊、ガバナンス、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、家畜飼育/放牧、管理上の活動、管理制度/管理計画、表層水汚染、戦争
12	7A.12	リビア	レプティス・マグナの古代遺跡		砂漠化、違法行為、戦争、その他（石造部の劣化、飛砂、落書き、火災）
13	7A.13	リビア	サブラータの古代遺跡		侵略的移入種、土地利用の変更、湿度、戦争、その他（植物の繁茂、湿気及び海水による石造物への影響）
14	7A.14	リビア	ガダーミスの旧市街		戦争、水（雨/地下水位）、その他（火災）

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
15	7A.15	リビア	タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群		意図的な破壊、人材、違法行為、戦争
16	7A.16	パレスチナ	ヘブロン/アル＝ハリール旧市街		管理制度/管理計画、その他（記載時にSOUV がなかったこと）
17	7A.17	パレスチナ	パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観		伝統的な生活様式・知識体系の変化、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、侵略的外来種、その他（フェンス（壁）建設の可能性）
18	7A.18	シリア・アラブ共和国	古都アレッポ		伝統的な生活様式・知識体系の変化、住宅開発、法的枠組み、管理制度/管理計画、戦争
19	7A.19	シリア・アラブ共和国	古代都市ボスラ		住宅開発、違法行為、戦争
20	7A.20	シリア・アラブ共和国	古都ダマスクス		伝統的な生活様式・知識体系の変化、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、遺産に対する社会の評価、戦争、その他（火災）
21	7A.21	シリア・アラブ共和国	シリア北部の古代村落群		財政、住宅開発、人材、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、違法行為、土地利用の変更、法的枠組、管理制度/管理計画、採石、戦争
22	7A.22	シリア・アラブ共和国	クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル - ディン		住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、採石、戦争
23	7A.23	シリア・アラブ共和国	パルミラの遺跡		意図的な破壊、交通インフラの利用に起因する影響、財政、陸上交通インフラ、住宅開発、違法行為、局所的な施設、主要な線状の公共施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画、湿度、戦争、その他（石材の深刻な風化）
24	7A.24		シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定		―
25	7A.25	イエメン共和国	古都ザビード		意図的な破壊、財政、住宅開発、人材、土地利用の変更、管理制度/管理計画
26	7A.26	イエメン共和国	サナア旧市街		内戦、砂漠化、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、土地利用の変更、管理上の活動、戦争、その他（近隣住居の機能上の崩壊、建造物の物理的被害及び不安定さ、雨水排水ネットワークの問題）
27	7A.27	イエメン共和国	シバームの旧城壁都市		内戦、財政、洪水、人材、戦争、水(雨水/地下水位)

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
28	7A.28	アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群		商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、その他（大仏龕崩落のリスク、壁画の不可逆的な劣化）
29	7A.29	アフガニスタン・イスラム共和国	ジャムのミナレットと考古遺跡群		内戦、浸食・沈泥/堆積物、違法行為、管理制度/管理計画、その他（ミナレットの傾斜）
30	7A.30	ミクロネシア連邦	ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場		浸食・沈泥/堆積物、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画
31	7A.31	ウズベキスタン共和国	シャフリサブス歴史地区		財政、住宅開発、人材、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（伝統的住居地区の破壊と再建）
32	7A.32	オーストリア共和国	ウィーン歴史地区		住宅開発、法的枠組、宿泊施設等、その他（資産範囲内において歴史的な屋根建築を保全することが望ましい）
33	7A.33	セルビア共和国	コソボの中世建造物群	○	内戦、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（資産の保全状況、維持管理が不十分）
34	7A.34	英国（グレートブリテン及び北アイルランド）	リヴァプール-海商都市-	○	商業開発、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、遺産に対する社会的評価
35	7A.35	ボリビア多民族国	ポトシ市街		法的枠組み、採掘、表層水汚染、その他（崩壊リスク、不十分な保全措置、環境影響）
36	7A.36	パナマ共和国	パナマのカリブ海沿岸の要塞群		浸食・沈泥/堆積物、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の変更、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（資産境界線、緩衝地帯がないこと）
37	7A.37	ペルー共和国	チャン・チャン遺跡地帯		アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、違法行為、管理制度/管理計画、水（雨水、地下水位）、その他（保全措置、維持管理が行われていないことにより土製建築構造物及び装飾面の劣化が継続していること）
38	7A.38	ベネズエラ・ボリバル共和国	コロとその港		洪水、管理制度/管理計画、水（雨水、地下水位）、その他（素材及び構造の重大な劣化）

表　議題 7B（世界遺産保全状況）で審査された世界遺産の脅威

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
1	7B.1	ベナン共和国	アボメイの王宮群	○	ガバナンス、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、その他（火災）
2	7B.2	コートジボワール共和国	グラン・バッサム歴史都市		財政、住宅開発、人材、管理制度/管理計画
3	7B.3	エチオピア連邦民主共和国	アクスム		住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水(物理的な影響)、その他（Stele 3 の不安定な構造）
4	7B.4	エチオピア連邦民主共和国	オモ川下流域		浸食/堆積、住宅開発、工業地区、土地改変(conversion)、管理制度/管理計画
5	7B.5	ガーナ	ヴォルタ州、グレーター・アクラ州、セントラル州、ウェスタン州の城塞群		海水の変化、商業開発、財政、陸上交通インフラ、地下水汚染、違法行為、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、宿泊施設など、管理制度/管理計画、ごみ、水、風、その他(塩分濃度の高い空気)
6	7B.6	ケニア共和国	ラム旧市街		航空交通インフラ、住宅開発、土地利用の改変、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、非再生可能エネルギー施設、ごみ、その他(住居の劣化)
7	7B.7	ケニア共和国	ティムリカ・オヒンガの考古遺跡		人間及び動物による活動、観光（今のところ良く管理されている）（2018 年登録時）、管理制度/管理計画
8	7B.8	モザンビーク共和国	モザンビーク島		財政、住宅開発、人材、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、ごみ、その他（倒壊及び深刻に老朽化した建造物の増加）
9	7B.9	ナイジェリア連邦共和国	オスン-オソボの聖なる森		火災、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、表層水汚染、その他（来訪者数増加伴うグローブの精神的、象徴的、儀式的な性質の脆弱性）
10	7B.10	ナイジェリア連邦共和国	スクルの文化的景観		内戦、違法行為
11	7B.11	タンザニア連合共和国	キルワ・キシワニとソンゴ・ムナラの遺跡群		浸食/堆積、住宅開発、違法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（建築遺産の構造(fabric)の劣化）
12	7B.12	タンザニア連合共和国	ザンジバル島のストーンタウン		商業開発、財政、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、宿泊施設等、管制度/管理計画、その他（自然災害とリスク準備不足）
13	7B.13	エジプト・アラブ共和国	カイロ歴史地区		住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理制度/管理計画、水（雨水、地下水位)、その他(インフラの老朽化、放置、維持管理不足)

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
14	7B.14	イラク共和国	バビロン		インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画
15	7B.15	イラク共和国	エルビルの城塞		法的枠組、その他（不安定な考古学的な土手の斜面）
16	7B.16	ヨルダン・ハシェミット王国	ペトラ		商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、土地改変(conversion)、宿泊施設等
17	7B.17	スーダン共和国	ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群		砂漠化、洪水、陸上交通インフラ、住宅開発、地形改変/土地利用変更、宿泊施設等、管理制度/管理計画、風
18	7B.18	チュニジア共和国	カルタゴ遺跡		住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画
19	7B.19	中華人民共和国	武当山の古代建築物群		観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画
20	7B.20	中華人民共和国	ラサのポタラ宮歴史地区		商業開発、意図的な破壊、陸上交通インフラ、住宅開発、宿泊施設等、管理制度/管理計画
21	7B.21	中華人民共和国	左江花山岩絵文化的景観		林業/木材生産、土地改変、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画/表層水汚染
22	7B.22	中華人民共和国/カザフスタン共和国/キルギス	シルクロード：長安ー天山回廊の経路網		陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、その他（多くのサイトでの脆弱性）
23	7B.23	インド	ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡		観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、その他（資産の真実性を確立する適切な記録の欠如）
24	7B.24	インド	ラージャスターンの丘陵要塞群		交通インフラの利用に起因する影響、住宅開発、違法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、工業地区、採掘、その他（短期の保全活動が必要な要塞内の特定の個々の建造物の脆弱性）
25	7B.25	インド	アフマダーバード歴史都市		商業開発、住宅開発、人材、影響の低い調査活動/モニタリング活動、管理制度/管理計画
26	7B.26	インド	インドの山岳鉄道群		管理制度/管理計画
27	7B.27	イラン・イスラム共和国	スーサ		商業開発、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、水（物理的な影響）
28	7B.28	イラン・イスラム共和国	ペルシャ式カナート		管理上の活動、管理制度/管理計画
29	7B.29	日本国	琉球王国のグスク及び関連遺産群		2019 年 10 月 31 日未明に発生した火災による構成資産首里城跡上に建設されたレプリカ（正殿等）の焼失
30	7B.30	日本国	明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業		陸上交通インフラ、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、海上交通インフラ

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
31	7B.31	カザフスタン共和国	ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟	○	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画
32	7B.32	ラオス人民民主共和国	ルアン・パバンの町		航空交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画
33	7B.33	ネパール連邦民主共和国	カトマンズの谷	○	航空交通インフラ、地震、陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画、地下交通インフラ
34	7B.34	パキスタン・イスラム共和国	ラホールの城塞とシャーリマール庭園	○	財政、陸上交通インフラ、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、地下交通インフラ
35	7B.35	パキスタン・イスラム共和国	タッターの文化財		意図的な破壊、地震、浸食/堆積、住宅開発、違法行為、土地利用の変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、ごみ、その他(墓地地盤の安定性)
36	7B.36	フィリピン	フィリピン・コルディリェーラの棚田群		伝統的な生活様式・知識体系の変化、財政、人材、違法行為、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、遺産の社会的評価
37	7B.37	スリランカ民主社会主義共和国	ゴール旧市街とその要塞群		商業開発、違法行為、管理制度/管理計画、海上交通インフラ
38	7B.38	ウズベキスタン共和国	ブハラ歴史地区		陸上交通インフラ、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（伝統的家屋の劣化）
39	7B.39	ウズベキスタン共和国	イチャン・カラ		管理上の活動
40	7B.40	ウズベキスタン共和国	サマルカンド-文化交差路		管理制度/管理計画、管理上の活動、陸上交通インフラ、住宅開発、宿泊施設など、その他(都市構造の保全)
41	7B.41	オーストリア共和国	ザルツブルク市街の歴史地区		住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画
42	7B.42	クロアチア共和国	ドゥブロヴニク旧市街		住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画
43	7B.43	イタリア共和国、クロアチア共和国、モンテネグロ	16~17 世紀のヴェネツィアの防衛施設群：スタート・ダ・テッラ－西部スタート・ダ・マール		観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
44	7B.44	チェコ共和国	プラハ歴史地区		住宅開発、管理制度/管理計画
45	7B.45	チェコ共和国	クラドルビ・ナト・ラベム儀礼用馬車馬飼養の景観		インタープリテーション施設、来訪者施設、主要な線上の公共施設、管理制度/管理計画、非再生可能エネルギー施設
46	7B.46	フランス共和国	パリのセーヌ河岸		2019 年 4 月 15 日のパリのノートルダム大聖堂での火災
47	7B.47	ジョージア	ゲラティ修道院		インタープリテーション施設/来訪者施設、水
48	7B.48	ジョージア	ムツヘタの文化財群		浸食/堆積、土地改変(conversion)、管理上の活動、管理制度/管理計画

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
49	7B.49	ハンガリー	ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト	○	意図的な破壊、交通インフラの利用に起因する影響、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他(世界遺産として記載された地域にある住宅が保全されていない)
50	7B.50	イタリア共和国	ヴェネツィアとその潟	○	交通インフラの利用に起因する影響、浸食/堆積、ガバナンス、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他の気候変動影響、水関連インフラ、その他（気候変動及び極端な天候、生態系及び人工物に対する気候変動の影響）
51	7B.51	モンテネグロ	コトルの自然と文化-歴史地域		伝統的な生活様式・知識体系の変化、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地改変、宿初施設等、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価
52	7B.52	ポーランド共和国	アウシュヴィッツ・ビルケナウナチスドイツの強制絶滅収容所（1940-1945）	○	陸上交通インフラ、管理制度/管理計画
53	7B.53	ポーランド共和国	タルノフスキェ・グルィー鉛、銀、亜鉛鉱山と地下水管理システム		法的枠組、水
54	7B.54	ポルトガル共和国	マフラの王宮–宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩猟公園（タパダ）		管理制度/管理計画
55	7B.55	トルコ共和国	アフロディシアス		管理制度/管理計画
56	7B.56	トルコ共和国	ディヤルバクル城塞とエヴセル庭園の文化的景観		内戦、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、水関連インフラ
57	7B.57	トルコ共和国	ギョベクリ・テペ		陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画、砕石
58	7B.58	トルコ共和国	イスタンブール歴史地域		商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、地下交通インフラ、その他（オスマン帝国/土着の建築の崩壊と喪失）
59	7B.59	ウクライナ	キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、キエフ-ペチェールスカヤ大修道院		住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画
60	7B.60	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観		商業開発、管理制度/管理計画、採掘、遺産に対する社会の評価
61	7B.61	英国（グレートブリテン及び北	ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群		交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、地下交通インフラ

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
		アイルランド連合王国)			
62	7B.62	アルゼンチン共和国	ケブラーダ・デ・ウマワーカ		作物生産、洪水、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、線状の公共施設、管理制度/管理計画
63	7B.63	ボリビア多民族国	ティワナク：ティワナク文化の宗教的・政治的中心地		ガバナンス、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画
64	7B.64	ブラジル連邦共和国	パンプーリャ近代建築群		住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画
65	7B.65	コスタリカ共和国	ディキスの石球のある先コロンブス期首長制集落群		航空交通インフラ、財政、ガバナンス、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ
66	7B.66	ドミニカ共和国	サント・ドミンゴ植民都市		地震、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、地形改変/土地利用変更、法的枠組、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価、嵐、地下交通インフラ
67	7B.67	エクアドル共和国	キト市街		住宅開発、管理制度/管理計画、地下交通インフラ
68	7B.68	ハイチ共和国	国立歴史公園シタデル、サン・スーシ、ラミエ		地震、交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画
69	7B.69	ペルー共和国	アレキーパ市歴史地区		意図的な破壊、陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画
70	7B.70	スリナム共和国	パラマリボ市街歴史地区		法的枠組、管理制度/管理計画
71	7B.71	チャド共和国	エネディ山地；自然景観及び文化的景観		法的枠組み、管理制度/管理計画
72	7B.72	マリ共和国	バンディアガラの断崖（ドゴン人の地）		内戦、財政、違法行為、管理制度/管理計画、その他（ドゴン人とフラニ人の間でのコミュニティ間紛争）
73	7B.73	イラク共和国	南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観		法的枠組、管理制度/管理計画、その他（考古遺跡の状態が不安定）
74	7B.74	ヨルダン・ハシェミット王国	ワディ・ラム保護地域		財政、ガバナンス、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、ごみ
75	7B.75	オーストラリア連邦	タスマニア原生地域		林業/木材生産、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、採掘、その他（バイオセキュリティ）
76	7B.76	ベトナム社会主義共和国	チャン・アン複合景観	○	商業開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
77	7B.77	アルバニア共和国、北マケドニア	オフリド地域の自然遺産及び文化遺産	○	陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画
78	7B.78	メキシコ合衆国	カンペチェ州、カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林		ガバナンス、法的枠組、管理制度/管理計画

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
79	7B.117	エリトリア国	アスマラ：アフリカの近代建築都市		財政、人材、管理制度/管理計画
80	7B.118	エチオピア連邦民主共和国	ラリベラの岩窟教会群	○	地震、土地利用の改変、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、相対的温度、水(物理的な影響)、その他(2008 年に建設された仮設シェルター4 基の影響、「ツクル」と呼ばれる伝統的家屋の大部分が破壊されたこと)
81	7B.119	モーリシャス	アプラヴァシ・ガード		商業開発、陸上交通インフラ、管理制度/管理計画
82	7B.120	セネガル共和国	サン-ルイ島		住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、水(物理的な影響)、その他（多くの建造物の保全状況が極度に劣悪で、居住者が危険にさらされている）
83	7B.121	南アフリカ共和国	南アフリカ人類化石遺跡群		地下水汚染、鋼材採掘、その他の気候変動影響、水（物理的影響）、表層水汚染、その他（酸性の鉱山廃水）
84	7B.122	トーゴ	クタマク、バタマリバ人の土地		財政、林業/木材生産、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、水(物理的な影響）、その他(新しい建設物)
85	7B.123	アルジェリア民主人民共和国	アルジェのカスバ		伝統的な生活様式・知識体系の変化、浸食/堆積、土地利用の変更、管理上の活動、管理制度/管理計画
86	7B.124	アルジェリア民主人民共和国	ティパサ		意図的な遺跡の破壊、浸食/堆積、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響管理上の活動、海上交通インフラ
87	7B.125	バーレーン王国	カルアト・アル-バフレーン－古代の港とディルムンの首都		陸上交通インフラ、住宅開発
88	7B.126	エジプト・アラブ共和国	古代都市テーベとその墓地遺跡		財政、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の改変、法的枠組、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理制度/管理計画
89	7B.127	エジプト・アラブ共和国	メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯		住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画、地下交通インフラ、その他（都市開発による侵食）
90	7B.128	ヨルダン・ハシェミット王国	洗礼遺跡（アル・マグタ）「ヨルダン川対岸のベタニア」		管理制度/管理計画、その他（建築及び開発（デザイン・建設ガイドラインがないこと）、重要なビスタ等の保存）
91	7B.129	ヨルダン・ハシェミット王国	ウム・エル-ラサス（キャストロ・メファ）		管理制度/管理計画、その他（不安定な工作物、セキュリティ）
92	7B.130	レバノン共和国	ビブロス		浸食・沈泥/堆積物、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
93	7B.131	レバノン共和国	カディーシャ渓谷（聖なる谷）と神のスギの森（ホルシュ・アルツ・エル-ラーブ）		財政、住宅開発、人材、違法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の改変、法的枠組、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理制

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
					度/管理計画、その他（壁画及び建造物の劣化）
94	7B.132	レバノン共和国	ティール		陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（不十分な維持管理）
95	7B.133	モロッコ王国	アイット-ベン-ハドゥの集落		意図的な遺跡の破壊,浸食/堆積、洪水、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
96	7B.134	モロッコ王国	ラバト：近代都市と歴史的都市が共存する首都		開発
97	7B.135	パレスチナ	イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路		住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的 影響）、その他（聖誕教会の劣化）
98	7B.136	サウジアラビア王国	ジェッダ歴史地区：メッカへの玄関口		住宅開発、管理制度/管理計画、その他（歴史的家屋の劣化速度が速いこと）
99	7B.137	サウジアラビア王国	サウジアラビア・ハーイル地方の岩絵		観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、（線上の施設に対して）局所的な施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ、その他（雨水排水ダム及び貯水塔の視覚的影響）
100	7B.138	チュニジア共和国	スース旧市街		記述なし（2021 年時点）
101	7B.139	カンボジア王国	アンコール		住宅開発、管理制度/管理計画、その他（無秩序な都市域の拡大、不明確な財産権・建築規制、法律の運用が不徹底）
102	7B.140	カンボジア王国	古代真臘（イーシャナプラ）の考古遺跡、サンボー・プレイ・クック寺院ゾーン		不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、その他（一部の寺院について崩壊するリスクがある）
103	7B.141	中華人民共和国	マカオ歴史地区		住宅開発、管理制度/管理計画、土地改変(consersion)
104	7B.142	インドネシア共和国	ボロブドゥル寺院遺跡群	○	記述なし（2021 年時点）
105	7B.143	インドネシア共和国	バリ州の文化的景観：トリ・ヒタ・カラナ哲学に基づくスバック灌漑システム		伝統的な生活様式・知識体系の変化、ガバナンス、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、土地利用の改変、管理制度/管理計画、遺産の社会的な評価
106	7B.144	イラン・イスラム共和国	イスファハンのイマーム広場		住宅開発、地下交通インフラ
107	7B.145	イラン・イスラム共和国	ファールス地域のササン朝考古景観		管理制度/管理計画、その他（複数の構成資産が崩壊の危機にあるか、重大な劣化がみられる）
108	7B.146	ラオス人民民主共和国	チャンパサック県の文化的景観にあるワッ		陸上交通インフラ、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
			ト・プーと関連古代遺産群		設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ
109	7B.147	モンゴル	大ボルハン・ハルドゥン山及びその周辺の聖なる景観		管理制度/管理計画、銅材採掘
110	7B.148	ネパール連邦民主共和国	仏陀の生誕地ルンビニ		大気汚染、商業開発、住宅開発、工業地帯、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、祭祀/信仰/宗教利用
111	7B.149	フィリピン	フィリピンのバロック様式教会群		陸上交通インフラ、住宅開発、祭祀/信仰/宗教利用
112	7B.150	スリランカ民主社会主義共和国	リンギリ・ダンブッラ石窟寺院		伝統的な生活様式・知識体系の変化、観光/来訪者/レクリエーションの影響、害虫、管理制度/管理計画、祭祀/信仰/宗教利用、水、その他（壁画の劣化が継続している）
113	7B.151	アルバニア共和国	ベラットとギロカストラの歴史地区		陸上交通インフラ、住宅開発、不法行為、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（歴史的都市地区における適切な消火体制の欠如）
114	7B.152	フランス、アルゼンチン、ベルギー、ドイツ、インド、日本、スイス	ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献		ガバナンス、法的枠組み、管理制度/管理計画
115	7B.153	アゼルバイジャン共和国	ハーンの宮殿とシェキ歴史地区		都市開発、観光開発、地震、洪水
116	7B.154	ブルガリア	古代都市ネセバル		住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ
117	7B.155	ドイツ連邦共和国	ライン渓谷中流上部		交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、エネルギーの過剰な使用、宿泊施設等、管理制度/管理計画、再生可能エネルギー施設
118	7B.156	イタリア共和国	ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アヌンツィアータの遺跡地域		財政、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、ごみ
119	7B.157	ポーランド共和国	クシェミオンキ先史時代のストライプフリントの採掘地域		管理制度/管理計画、鉱山採掘
120	7B.158	ポルトガル共和国	ブラガの聖地ボンジェズスドモンテ		都市部の拡大、開発、火災、来訪者圧
121	7B.159	ロシア連邦	ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群		航空交通インフラ、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（修道院の水路に関して保全状況が悪い）
122	7B.160	ロシア連邦	キジ島の木造教会		住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、地形改変/土地利用変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他（プレオブラジェンスカヤ教会の構造上の完全性）

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
123	7B.161	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会		住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画
124	7B.162	アルゼンチン共和国／ボリビア多民族国／チリ共和国／コロンビア共和国／エクアドル共和国／ペルー共和国	カパック・ニャンアンデスの道路網		管理制度/管理計画
125	7B.163	ブラジル連邦共和国	ブラジリア		住宅開発、管理制度/管理計画
126	7B.164	チリ共和国	チロエの教会群		商業開発、交通インフラの利用に起因する影響、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画
127	7B.165	チリ共和国	バルパライーソの海港都市の歴史的街並み		商業開発、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他（火災）
128	7B.166	チリ共和国	ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群		管理制度/管理計画、風、その他（地域産材料で作られている産業建築は極めてもろい、過去 40 年にわたって維持管理が行われていない、金属部材の腐食、一部の構造部材が取り除かれている、一部支えがなければ崩壊する可能性がある建築物がある）
129	7B.167	コロンビア共和国	カルタヘナの港、要塞群と建造物		商業開発、ガバナンス、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ
130	7B.168	パナマ共和国	パナマビエホ古代遺跡とパナマ歴史地区		財政、住宅開発、人材、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、法的枠組、その他（歴史的建造物の重大な劣化、都市建築物群の破壊、海上道路の視覚的影響
131	7B.169	ペルー共和国	リマ歴史地区		陸上交通インフラ、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画
132	7B.170	レソト王国/南アフリカ共和国	マロティ-ドラケンスバーグ公園		インタープリテーション施設、来訪者施設,法的枠組、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画
133	7B.171	タンザニア連合共和国	ンゴロンゴロ保全地域		農作物の生産、ガバナンス、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設,侵略的/外来の陸上種、土地改変(conversion)、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（地域コミュニティの状況、人類の足跡の保全）

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
134	7B.172	ペルー共和国	マチュ・ピチュの歴史保護区		なだれ/地滑り、洪水、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計

危機遺産保全状況個票

1．ジェンネ旧市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.1	ID No.	116
資産名称（英）	Old Towns of Djenné		
締約国	マリ共和国		





©UNESCO
Author: Francesco Bandarin

種別	文化遺産	資産面積	58.5ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	紀元前 250 年ごろから居住の痕跡が確認できるジェンネは、サハラ砂漠南部でも最古級の都市である。4 か所の考古遺跡を含む 58.5ha と非常に広い範囲に及ぶ。この場所はサハラを縦断する黄金の交易における重要な中継地であったばかりでなく、15～16 世紀にかけてはイスラム布教の中心地となった。ジェンネの特徴の一つとして、モスクなどの伝統的建造物が土でできていることが挙げられる。こうした 2000 戸ほどの伝統的建造物群は、季節性の洪水を避けるため、丘の上に築かれている。		
危機遺産に登録された要因	・歴史的市街の材料の深刻な破壊と、継続する考古遺跡の崩壊 ・不適切な介入 ・市街の考古学的一貫性への浸食 ・法規制及び計画ツールの執行と実施の欠如		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2010, 2008, 2007, 2006, 2005, 1998		

保全状況	
現在の課題	内戦、住宅開発、土地改変(conversion)、管理制度/管理計画、ごみ、その他（住居の破壊）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・ラジオ放送や会合を通じ、各関係者の役割の明確化や保全措置への資金提供はユネスコにあるという誤った印象の修正等の住民に対する意識の向上を継続した。これにより、オーナー達自身が実施した住居の大まかな下塗り活動が増加した。 ・スペイン開発協力機構（AECID）の資金援助によるジェンネ大モスクへの太陽光発電設備の設置を受けて、参拝者の増加による二次的影響の調査が予定されている。 Dontémé と Tolober 新地区への新しい 2 つのモスク建設により、都市の古い構造の外での複数の信仰に沿った生活（faithful living）に融通を聞かせることが可能となった。 ・一部が崩壊している古い都市構造の住居のメンテナンスについて、特に相続人とオーナー家族との間の不一致があり、懸念がある。 ・更に、亀裂の修復や雨にさらされた大まかな下塗りにセメントの使用が流行しつつある。土とセメント使用の矛盾に関する意識向上の取組を開始した。

・廃墟や老朽化した住居の目録については、特に各地区の失業中の若者を動員し、地区ごとの調査を継続して進めている。
・パートナーやオーナーを対象とした技術的・財政的な側面を考慮した住居のメンテナンスマニュアルを準備中である。
・不十分な警備により、違法発掘が続いており資産の監視強化が阻まれている。しかし、観光客の不在により遺物の販売がほぼないことが、多くの盗掘者（looters）を思いとどまらせている。盗掘に対する法的措置や動物・人の立ち入りを防ぐ柵の設置などを準備している。
・最新の地図はまもなく完成する予定である。
・建造物を覆っている土レンガに対する改変が増加しており、古い構造の上部に頑丈な建造物が建てられている。あるケースでは、執行官によりオーナーに対する訴訟が提起された。
・若者による住居への石灰による装飾や、壁での広告、シート、ブリキ小屋等の、過去に特定された様々な問題は未解決のままである。様々な関係者との協議を受け、リサイクル可能な素材での売店の設置や広告用の防水シートの製造等の解決策が想定されている。
・アスキア墳墓（マリ）の保全状況報告書で示した情報：マリ国内の文化遺産の管理キャパシティと全ての文化財の保護を強化するため、マリでのブルーシールド国内委員会の実施に向けた取組をブルーシールド国際委員会と共に実施している。

2.世界遺産センターの見解
・締約国の報告書には、文化ミッションの明確かつ強力な活動により、誤解により住居の維持に関する過失が生じていた特にユネスコを含む様々な関係者の役割に関する、資産の保全管理に対する地域コミュニティの意識の高まりが示されている。十分な財政手段がない中、継続する治安悪化という逆境の中でのこれらの努力を称賛する。
・このような意識を高める事業は、科学的に懸念される現状の課題、特にオーナー家族によるバンコハウスの維持、に対応するのに必要不可欠であり、継続が重要である。この維持を妨げるそれぞれの責任に対する家族間の誤解については、文化ミッションによる私事への干渉なしに、当事者家族に対して危機に瀕している重要な遺跡保護の問題を認識させ、共通見解を見つけることを奨励することが重要である。
・セメントの使用、改変や土レンガの覆い、頑丈な建造物の建設は懸念事項である。資産の完全性と真実性を保護する遺産の基準の適用が急務である。特に住宅の維持マニュアル作成を加速させ、尊重されるべき遺産の基準に関するコミュニケーションを強化し、諮問機関による改訂のため、素案を世界遺産センターに提出するべきである。
・スペイン開発協力機構による、ジェンヌ大モスクの electrification が可能となった資金援助と、目録作業、大モスクの保全事業とモロッコ宮殿の再生事業を進めるための 2021 年の追加資金援助の確定に謝意を示す。また、EU による新しい貢献である複数の記念物的住宅の再生を目的とした「マリの文化遺産の enhancment の保護事業 2019-2020」にも謝意を示す。
・この観点において、世界遺産センターは DSOCR 準備のリモート援助プログラムの策定し、資金援助にもコミットしている。これは 2021 年の第 45 回世界遺産委員会での委員会の承認のため提出される予定である。
・失業中の若者を目録作業と、バンコハウスに対する石灰装飾を止めるための意識向上に動員することに重点を置く。
・残念なことに、ジェンネの 4 つの遺跡では、遺跡の表面だけだが違法発掘が懸念される。これは監視手段が不十分であるためである。観光客がいないことが違法発掘を思いとどまらせ、違法な品々の流通が減ることは安心だが、遺跡の長期的なセキュリティのため、追加の強化措置を実施する必要がある。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・資産の保全管理、特にユネスコを含む様々な関係者の役割、の側面に対する地域コミュニティ、具体的には住宅のオーナー、の意識向上に関して、締約国が実施した重要な施策に満足するとともに、以下を締約国に要請する。
a)このような意識向上事業の継続。特にオーナー家族によるバンコ住居メンテナンスの強化と促進
b)住居のメンテナンスマニュアル準備の加速と、諮問機関の確認のため、素案を世界遺産センターに提出すること
c)緊急対応のモニタリングと識別の基礎となる、旧市街の詳細な目録完成に対して全ての援助を提供すること
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

2．トンブクトゥ

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.2	ID No.	119
資産名称（英）	Timbuktu		
締約国	マリ共和国		





©UNESCO
Author: Francesco Bandarin

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	1990～2005 年、2012 年～現在
資産概要	サハラ砂漠の入り口に位置するトンブクトゥは、5 世紀ごろに建造され、15～16 世紀に最盛期を迎えた。サンコレ（Sankore）コーラン大学をはじめとする神学校が 180 校ほどあり、25,000 もの学生を抱える一大宗教地でもあった。塩や金の交易で栄え、ジンガリーベル・モスク（Djingareyber mosque）、サンコレ、シディ・ヤヤ（Sidi Yahia）の三大モスクは、往時を彷彿とさせる。これらのモスク群では修復活動が継続して行われているが、差し迫る砂漠化の脅威に直面している。		
危機遺産に登録された要因	・武装集団による遺跡の占拠 ・管理体制の不備 ・14 の霊廟の破壊と 3 つのモスクの劣化		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 1997, 1995, 1994, 1990		

保全状況	
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 管理制度/管理計画, 戦争
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・資産の保全と是正措置のため、様々な地方・地域の当局を動員している。 ・ジンガリーベル・モスクとシディ・ヤヤモスク管理委員会が刷新され、伝統的な石工組合が新しい代表を任命した。メディナからコンテナや小さなブリキの家の撤去し、不適切な建築に関わる介入をより上手く防ぐための法的な規制介入の枠組みを望んでいる。 ・2019 年の集中豪雨で崩壊したシディ・ヤヤモスクの一部の屋根の修理は石工組合により実施された。ジンガリーベル・モスクの小ミナレットも同様の被害を受けており、修理されたが、ファサード全体の再生が必要である。 ・被害を調査したユネスコが指定した建築の専門家から、シディ・ヤヤモスクのモニタリング警備が不足していると指摘があった。 ・バルカンヌ・フォース（Barkhane Force）の支援を受けたジンガリーベル・モスク委員会は、礼拝者の歓待のため中庭への建造物設置を望んでいたが、文化ミッションへの相談もなく、ようやく実施済みの作業の中止と取り壊しが受け入れられた。 ・厳しさを増す冬とより激しく頻繁な砂嵐によりモスクの荒い描画（rough rendering）が浸食と崩壊のリスクに晒されている。

	・再生プログラム以降、霊廟のメンテナンスが行われていないため、霊廟の担当である家族に対し、メンテナンスを調整する協会の組織を要請した。 ・霊廟がある墓地はごみに囲まれ、管理者とメンテナンスの不在のため劣化している。墓地の 2 箇所のフェンスを修理したが、シディ・マフムード（Sidi Mahmoud）とシャイフ・シディ・エルモクタール（Cheikh Sidi Elmoctar）の霊廟のフェンスは沈泥のため崩壊した。 ・文化ミッションには財政、人的、流通の手段が欠けており、旧式の古い設備しか保持していない。 ・モスク周辺で引き起こされている大型車両の振動の問題は現在も続いている。 ・様々なステークホルダーは世界遺産条約に精通していない。また非識字労働者に対して霊廟のメンテナンスガイドは役に立っていない。 ・2020 年 3 月から欧州連合からの新しい資金提供が始まった。 2.世界遺産センターの見解 ・ジンガレーベルモスクの中庭に対する建造物建設と大規模な石柱（masonry pillars）を受け、2020 年 2 月 18 日、締約国にモスクの建築に調和しないこの建設の中止要請と、この建設による資産の視覚的な一体性への影響と OUV への潜在的な影響についての書簡を送付した。 ・2020 年 4 月 16 日に、この建造物をメディナの伝統的な建築と適合させる解決策が見つかったと連絡を受けたが、2020 年 11 月にバマコユネスコ事務所長が派遣したミッションでは、モスクの中庭に無秩序に建設された格納庫、雨水浸透を引き起こしかねないモスクの屋根、モスク周辺へのコンクリート建造物の建設、修復した霊廟のメンテナンス不足などが明らかとなった。2020 年 12 月 30 日、締約国から、中庭の建造物の取り壊し、モスクの屋根の水平化、モスク周辺の住居を壁で覆う等の管理委員会の決定が通知された。 ・上記により地域住民と資産の遺産について特権を持つ個人所有者の意識を向上させ、必要であれば都市部の規制強化を地域当局が実施することを保証する、管理保全計画実施の重要性が示された。また作業指針第 172 項に則り、締約国は主要な建設事業の実施前に世界遺産センターに通知するべきである。 ・数年に渡る莫大な財政支援により、資産のメンテナンスに関してユネスコや他のパートナーに対する期待が生まれ、何世紀にも渡り資産の遺産としての価値を保全してきた本質的かつ伝統的な保全活動とメカニズムが犠牲となり、現在では遺産のメンテナンスは継続的な財政支援に依存している。地域社会レベルでの全てのステークホルダーの意識向上と動員を通じて、上記の観点で適切なコミュニケーションを確保し、資産の中心的な側面を活性化する必要がある。 ・不安定な治安状況の継続に加え、気候変動の影響である厳しい冬、頻繁な激しい砂嵐などが大きな懸念になっている。対策と将来的なこの現象と影響の対策を取るためには地域住民との対話が必要である。 ・アフマド・アル・ファキ・アル・マフディ（Admad Al Faqi Al Mahdi）のトンブクトゥの文化財破壊に対する責任による国際刑事裁判所（ICC）での有罪判決により、マリの国民、トンブクトゥのコミュニティが被った被害に関する個人・集団賠償が始まったことを受け、総額 428,000 ユーロに相当する集団賠償の枠組み内で実施される行動が、将来の資産の保全状況報告書でも考慮されることを確実にすることが重要である。 ・上記の課題と治安状況を考慮し、引き続き危機遺産とするべきである。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・地域住民の意識を更に高め、資産に対して特権を持つ個人所有者と共に、都市部の規制を強化することを要請する。 ・メンテナンスとモニタリング不足によるモスクと霊廟の崩落、特に冬場、に懸念を示すとともに、霊廟の保全に責任があるモスクの管理委員会と家族に対してメンテナンスとモニタリングを向上させることを要請する。 ・特に毎年の大まかな漆喰工事等の消滅しつつある伝統的な保全の実施とメカニズム、外部の国内・国際的なパートナーと地域のステークホルダーの役割と責任に対する無理解などを懸念しつつ、これらの国内・国際的なパートナーと協力し、資産の本質的・伝統的な保全活動とメカニズムが保護されるように、特に活性化を含む適切な措置の確実な実施を要請する。 ・アフマド・アル・ファキ・アル・マフディのトンブクトゥの文化財破壊に対する責任による国際刑事裁判所（ICC）での有罪判決により、マリの国民、トンブクトゥのコミュニティが被った被害に関する個人・集団賠償が始まったことを受け、締約国と事務局に対して、これらの賠償による潜在的な影響や、集団賠償の文脈での行動が、将来の資産の保全状況報告の中で確実に考慮されることを要請する。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・資産に対し、リアクティブモニタリングメカニズムの適用継続を決定する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

3．アスキア墳墓

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.3	ID No.	1139
資産名称（英）	Tomb of Askia		
締約国	マリ共和国		





©CRA-terre
Author: Thierry Joffroy

種別	文化遺産	資産面積	4.24 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	82.7 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	アスキア墳墓は、1495 年、ソンガイ（Songhai）族の王アスキア・モハメッド（Askia Mohamed）が自身のために建造した高さ 17m のピラミッド型構造物である。本資産は、西アフリカのサヘル地域の伝統的な泥造り建造物の代表例であり、15～16 世紀のサハラ砂漠における金と塩の交易で栄えた王国の栄華をうかがわせる。資産は首都ガオ（Gao）に位置し、ピラミッド型墳墓、平屋根式の 2 つのモスク、モスクの共同墓地、屋外集会場から構成されている。建造はアスキア・モハメッドがメッカから戻ってイスラムを国教と定めた後に始まったため、西アフリカの伝統的建築様式がどのようにイスラム的な機能を受容したのかという観点からも興味深いものといえる。		
危機遺産に登録された要因	• 武装グループによるガオ市街の占拠 • 日常的な管理が実施できないこと • 崩落の危険性		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012		

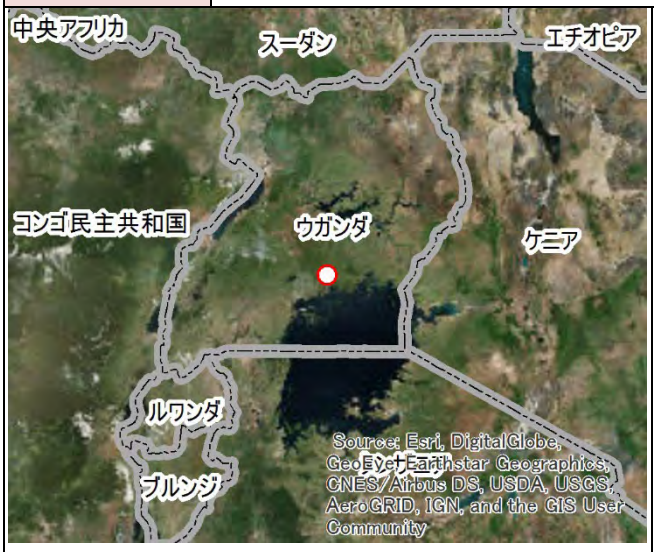
保全状況	
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 管理制度/管理計画, 戦争
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・2018 年の国際支援により、資産の修復事業が実施できるようになった。保全に必要な柱（poles）であるハス植物の再生も実施済みである。 ・礼拝室の細かい砂層により、浸食を防ぐためのメカニズムの強化が可能となった。 ・ラジオ番組や現場での交流による意識の高まりが、修復作業に対する理解の深まりや、資産保護のための地域コミュニティの動員等に繋がった。 ・2019 年 12 月 19 日、文化省と、紛争地における文化財保護のための国際ネットワーク（ALIPH）間で、ALIPH からの資金提供を受けた資産の再生事業に関する設備付与と資産の強化に関する覚書を締結した。2020 年 1 月 9 日には ALIPH と文化遺産総局（DNPC)間での助成金の合意が締結され、事業のパイロット委員会を設立した。 ・2018 年 11 月に締結したイタリアの非営利社会事業組織（Archi-Media-Truste-Onlus）との覚書により、3 つの事業開発を違う組織（国連マリ多面的統合安定化ミッション（MINUSMA）、ア

	フリカ世界遺産基金、ALIPH）に提出することが可能となった。これらの事業の目的は、資産の保全管理の改善、ネクロポリスの歴史的な墓の記録と再生、平和維持のための文化の促進である。 ・マリの文化遺産の管理者のキャパシティ強化、全ての文化遺産の保護の強化を目的として、ブルーシールド国内委員会を設置する件について、ブルーシールド国際委員会からアプローチを受けた。 ・新たなリスクとして、近隣住民による緩衝地帯の占拠の可能性が挙げられる。 ・資産の主要なゲート前と道路の裏手に、2 つの駐車場整備を想定している。 2.世界遺産センターの見解 ・資産の保全に関する締約国の進捗は称賛に値する。パートナーシップの締結も将来の保全措置に貢献するものである。また、ALIPH の 50 万米ドルの助成金による資産の再生事業により、9 つの是正措置のうち、最低でも 6 つが達成される等重要な進捗が見られ、資産の保全、管理、使い方と知識について多大な良い影響が見られた。締約国に対して、効率的なフォローアップのため、示された行動間のより大きな一貫性やパートナー間での協議を確立し、資金が導入された事業に関する様々なパートナー・ドナー間と協力していくことを奨励する。 ・資産の主要なゲートと道路の後ろの 2 つの駐車場の開発事業の詳細な計画については、これらの事業が資産の完全性と真実性に影響しないことを確実にするため、事業の実施以前に諮問機関による調査のため、世界遺産センターに提出することを委員会が要請するように勧告する。 ・2021 年 1 月、資産の傍に給水塔を建設する事業が通知されたが、締約国はこの建設位置は建築的な環境や視覚的に調和しない可能性があり、資産の真実性の改変や、資産のインタープリテーションや、歴史的、文化的、美的価値、更には国内法と合致しないことが示された。2021 年 2 月 1 日に事業の一時停止を要請し、2021 年 4 月に締約国から事業を放棄すること、給水塔により適切な他の場所を探すこと等を確約した書簡を受領した。新しい場所は資産及び緩衝地帯外であるべきこと、また締約国は新しい位置と都市の飲料水ネットワーク接続時に可能性がある作業等を引き続き世界遺産センターに報告するべきである。これにより、該当する場合は作業指針第 172 項に従い、事業が資産の OUV に影響を与える可能性があるかを諮問機関が判断することが可能となる。 ・ラジオ放送のメッセージで地域コミュニティの意識が高まったことを称賛する。しかし、住民による緩衝地帯の違法占拠により生じる可能性がある影響等の、特定のリスクについて地域コミュニティに警告を促すため、情報キャンペーンを強化するべきである。 ・是正措置の進展は、準備中の危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）の確立に貢献した可能性がある。この観点から世界遺産基金の資金を投入し、危機遺産リスト掲載のマリの 3 資産それぞれに DSOCR を策定するため、遠距離支援のキャパシティビルディングプログラムを開発した。プログラムは 2020 年に開始予定。 ・マリの特に不安定な治安状況を考慮し、引き続き危機遺産とし、強化モニタリングメカニズムを継続するべきである。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・ALIPA からの財政支援を受けて最近資産の再生事業が実施されたこと、全当事者間での情報交換により予定されている介入に関する懸念事項が明確となったことを喜ぶと共に、達成すべき作業のアーカイブを作成するため事業の全ての段階で詳細な記録を提出することを要請する。 ・資産の主要なゲートと道路の後ろの 2 つの駐車場の開発事業の詳細な計画については、これらの事業が資産の完全性と真実性に影響しないことを確実にするため、事業の実施以前に諮問機関による調査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出することを要請する。 ・資産の OUV に悪影響を与える可能性があった資産に近接する給水塔建造事業が中止されたことに満足する。また、資産範囲及び緩衝地帯の外でより適切な設置位置を見つけることと、必要に応じて事業が資産の OUV に影響を与える可能性について諮問機関が判断できるように、作業指針第 172 項に従い、新しい位置と都市の飲料水ネットワーク接続時に可能性がある作業等の、新事業の詳細を世界遺産センターに引き続き報告することを要請する。 ・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・資産に対する強化モニタリングメカニズムを維持すること。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

4．カスビのブガンダ王国歴代国王の墓

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.4	ID No.	1022
資産名称（英）	Tombs of Buganda Kings at Kasubi		
締約国	ウガンダ共和国		





©UNESCO
Author: Lazare Eloundou Assomo

種別	文化遺産	資産面積	26.8 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	資産周辺 250m の範囲
評価基準	i, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2010 年
資産概要	本資産は、カンパラ（Kampala）県のカスビの丘陵地帯に位置し、1884 年に宮殿から王家の墓所に改造された。現在ではムジブ・アザーラ・ムパンガ（Muzibu Azaala Mpanga）と呼ばれるドーム状の構造物に 4 基の王墓が遺されている。この王墓を内包する建物は 13 世紀から続いたブガンダ王国における代表的建築物である、ガンダ族の宗教的・精神的中心地である。		
危機遺産に登録された要因	火災による資産の一部破壊		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、管理制度/管理計画、その他（火災）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）に向けて以下の是正措置を実施した。 ・ムジブ・アザーラ・ムパンガで適切な再建が完了：最後の藁葺き屋根を敷く準備ができている。 ・資産全体のマスタープランの採択：2018~2028 年のマスタープラン素案策定が完了し、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出した。 ・資産全体の効果的な火災防止システムの導入を含む、災害リスク管理戦略の策定：世界遺産センターと協力して策定し、諮問機関の審査後に作り直した。消防設備設置に関する日本信託基金（JFIT）の支援により、インフラの設置が完了した。 ・2020 年 12 月までに DSOCR 達成のための最新のタイムラインを策定する予定であったが、Covid-19 のため、2021 年 12 月まで延長した。 ・緩衝地帯の開発ガイドラインを、公開諮問を含むフェーズ毎の様々なステークホルダーのプロセスを経て策定中である。2020 年 10 月の完成を予想しているが、その後、カンパラ首都圏当局（Kampala Capital City Authority)の計画手段をガイドラインに対応させるため修正の必要がある。

・ブジャブカラ（門番小屋）の詳細な記録（現地調査の記録、復元)のための詳細な建築図面等）を報告書の付属資料につけた。報告書には復元プロセスの意思決定に関わるプロトコルも含まれている。建造物は安定しており、更なる天候による崩壊から保護している
・2020 年 6 月 5 日に資産内で火災が発生し、中庭にある 3 つの聖なる住居（spiritual houses）の 1 つである「双生児の家（Enyumba za Balongo）」が破壊されたことを世界遺産センターに報告した。6 月 23 日には、事件の短い報告書を提出し、詳細な報告書は地方当局の調査後に共有する旨を報告した。

2.世界遺産センターの見解
・DSOCR 達成のための是正措置の実施過程において、締約国は積極的に関与しており、このような継続的な取組は資産にとって非常に有益である
・ムジブ・アザーラ・ムパンガの再建は最終段階に入っている。2010 年の火災後に建物から回収された、権力の記章コレクションの増加を視野にいれるべきである。
・資産のマスタープランは複数回の打合せと提出、レビューを経て策定された。カンパラ首都圏当局が既に採択したマスタープランを実施するべきである。
・ブジャブカラに関する詳細な記録により、この重要な建物の復元の意思決定の確固たる基礎が提供されており、詳細な建築図面の情報も提供された。イコモス技術審査と締約国との追加の議論を受けて、世界遺産センター及び諮問機関は、締約国が提案を更に発展させ、審査のために更なる詳細を提出するべきであると結論付ける。
・緩衝地帯での開発ガイドラインの策定には多くのステークホルダーと他分野の専門家が関わり、複雑で費用が掛かる。委員会は、歴史的都市景観に関する勧告(2011)で実施されたアプローチに沿って、締約国が世界遺産センター及び諮問機関に対しこのプロセスでの協力を要請することを奨励するべきである。緩衝地帯内でのインフラの更新、特に輸送インフラの詳細は未定であるが、ユネスコ/ノルウェー政府共同の財政支援により、この課題に対してタイムリーな支援が提供された。
・消防設備の設置を完了させることは、資産内の再建した建造物や他の構造物の保護に重要である。2020 年 5 月 5 日の火災は封じ込められ、被害も 1 つの建造物に限定された可能性があった。それ以外の火災から資産を保護する緊急措置が、世界遺産センター、ユネスコ東アフリカ地域事務所、締約国により策定された。一連のイコモスの技術レビューを受け、2021 年 1 月、消防所の位置とデザインを除いた恒久的なシステムの詳細については、世界遺産センター及び諮問機関との最終合意に達した。
・是正措置が完了し、DSOCR 達成に向けて順調に進んでいる。フェンスや境界となる樹木等の再整備等、短期間で達成できるものもあるが、知識を後世に伝えることで資産のヴァイタリティを確実に維持する措置が実施されていることを証明するのには時間が掛かる。締約国はユネスコ東アフリカ地域事務所と協力し、是正措置実施の進捗を示すマトリックスを作成し 2018 年 4 月に提出した。DSOCR 達成のための実施状況、未解決の課題、事業計画を示すこのマトリックスを更新して、世界遺産センターに提出すること。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・ノルウェー政府、日本政府の財政援助に感謝する。
・マスタープランの実施と、資産のマスタープランと緩衝地帯の開発ガイドラインに合わせる形でカンパラ施設開発計画を修正し、諮問機関の審査と一致させることを締約国に要請する。
・以下を締約国に要請する
  ・ムジブ・アザーラ・ムパンガの再建を完成させ、2010 年の火災後に建物から回収された権力の記章(insignia)コレクションの増加を検討すること。
  ・世界遺産センター及び諮問機関の審査のため、ブッジャブクラ（門番小屋）の復元事業の詳細、特に屋根の勾配、現代技術や構造のインフラの導入等の合意に達していない箇所の詳細、を提出すること。
  ・世界遺産センター及び諮問機関と合意した、ムジブ・アザーラ・ムパンガ、その儀式の中庭と建造物に消防インフラを早急に設置するとともに、ムジブ・アザーラ・ムパンガ周辺の中庭以外の建造物を含めた消防インフラの拡張の提案を策定し、諮問機関の審査のためその提案を世界遺産センターに提出すること。
  ・諮問機関の審査のため、緩衝地帯における開発ガイドラインの最終的な詳細を、資産の緩衝地帯内で計画されている輸送インフラを含む全てのインフラ更新事業と共に、世界遺産センターに提出すること。
・諮問機関の審査のため、DSOCR 達成のための是正措置実施のタイムフレームと事業計画の最新のマトリックスを提出するよう要請する。
・現状の保全状況の確認と、危機遺産リストから資産を除外する状況にあるかを評価するため、世界遺産センター/イコモス共同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいするよう要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

5．アブ・メナ

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.5	**ID No.**	90
資産名称（英）	Abu Mena		
締約国	エジプト・アラブ共和国		





©Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	文化遺産	**資産面積**	182.72 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iv	**世界遺産一覧表記載年**	1979 年
構成資産数	1	**危機遺産となった年**	2001 年
資産概要	アブ・メナは、アレクサンドリアの南に位置する初期キリスト教の古代都市である。伝説によると、紀元 296 年にフリギアで殉教した聖メナスの遺体がラクダでアレクサンドリアに搬送される途中でラクダが力尽きた地点がアブ・メナであるといわれている。発掘調査の結果、6 世紀までには巨大な聖堂を備えた一大巡礼都市となっていたことが判明した。聖堂には病を癒すと信じられた奇跡の泉が湧き出し、この水は周囲の公共浴場や溜池にも利用されていた。他にも、アルカディウスのバシリカに付属する洗礼堂や、その西側に建造された教会などは、コプト文化やビザンティン文化の影響が強く、建築学的に貴重である。		
危機遺産に登録された要因	• 排水設備がないまま地域の農業開発のための干拓、灌漑が行われたことによる地下水面の上昇 • 資産の周囲に分布する多数の溜池が破壊されたことにより発生した資産範囲北西部における大規模な地下空洞の形成。 • 資産範囲内に建設された大規模道路		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 1992		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）、その他（資産内に対する浸食と最近の不適切な建造物、地域コミュニティとその他のステークホルダーとの関りが無いこと）		
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・世界遺産管理最高員会は、資産の改善とメンテナンスのための各機関のステークホルダーのタスクについて合意に達した。 ・コミュニティの代表者は複数の管理の取組に参画しており、学生等のコミュニティのグループも資産を訪れている。 ・地下水位低下プロジェクト（GLRP）は 2020 年末で完了予定であり、以下の措置を実施した。 ・排水のためのポンプ購入 ・ポンプ設置以前の資産での準備。古いポンプの取り外し、発電機の改善、配管の維持、水流確保のための堤防の撤去、既存の井戸の清掃と確認、新しい井戸の掘削の委託等が含まれる。 ・地下水の流れを確認する調査を実施した。更に、分析のために土壌と水のサンプルを収集し、水位の特定、浸透する液跡の調査のために土壌の浸透率を測定した。		

・ポンプシステムへの電力供給のため、太陽エネルギー使用の可能性について研究を実施。
・農業省により、地下水の流れを削減するため、周辺地域での点滴灌漑システムへの移行検討のための調査が準備されている。
・復元保全計画を策定し、GLRP の完了を受けて実施予定である。その間に大バシリカとアラミド壁の復元事業を実施している。
・持続可能な開発計画に統合予定である管理計画策定のため、観光・考古省のチームを結成した。最近開始したプロセスであり計画策定のため組織的な会議と現地調査に関係するものである。子の策定に関する進捗報告は報告書の付属資料として提出した。
・新たな資産の境界を明確にした。省令を発行次第、軽微な境界線変更届を提出する。
・資産を通る道路、特に空港からのルートを改善した。また修道院周辺の街灯も改善した。
・本資産を危機遺産リストから除外する可能性を評価するミッションを歓迎した。

2.世界遺産センターの見解
・過去の決定と 2018 年ミッション勧告に応じた進展がみられる。エジプト国内の世界遺産の管理のための最高委員会設立により、全ての関連機関を 1 つにし、資産の課題に対応するため分野横断的なアプローチが可能となった。GLRP の継続実施と持続可能な開発計画の策定がその成果である。
・しかし、現在の復元事業（大バシリカとアラミド壁）は持続可能な開発計画進捗報告書内でごく簡単に言及されているだけであることが懸念される。この点に関する締約国の活動の最新情報や、最近策定された復元保全計画について、世界遺産センターに可及的速やかに連絡すること。
・同様の懸念は、策定中のより広い持続可能な開発計画の一部となることが示されている管理計画策定のチームが結成されたが、具体的な進展がまだ報告されていないことでも生じる。後者の計画は、「アブ・メナ地域の地域コミュニティ、エジプト、そして世界に対する利益を復活させ最大化する」ことを目的としており、資産の保全と増加する来訪者数に関わる課題にも触れている。観光業をひきつけることに重点を置けば、資産自体と資産の使われ方の変化に繋がるため、来訪者数が資産の保全と巡礼地としての役割と調和するように事前に管理する必要がある。宗教コミュニティと地域コミュニティが、管理計画と持続可能な観光戦略の策定に関与することを強く勧告する。
・2018 年ミッションの一部の勧告が実施されたが、境界フェンスの設置や、排水を高めるための植栽キャンペーン等はまだ実施されていない。更に、資産と緩衝地帯の最新の境界線や、顕著な普遍的価値の遡及的な言明の提出などの、資産管理の基礎的なツールが未だ整備されていない。
・2007 年、委員会は以下の指標による DSOCR を採択した。 a)統合された構造、b)地下水の水面を下げ、資産内及び周辺へのモニタリングシステムの設置、c)管理計画の実施。上記のうち、b)のみが部分的に対処され一部の是正措置が実施された。従って、将来的な資産の保全はまだ保証されていない。引き続き危機遺産リストに掲載することを勧告する。
・締約国は本資産を危機遺産リストから除外するためのモニタリングミッションを歓迎するとしているが、世界遺産センター及び諮問機関は、現段階ではそのようなリアクティブモニタリングミッションは時期尚早であると考える。しかし、地下水面低下や、資産内及び周辺に対するモニタリングシステムの設立などの、持続可能かつ長期的な解決策を特定することを援助する諮問ミッションの調整を議論することは可能である。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・資産の保全状況の改善、特に地下水位低下事業（GLRP）と新しい持続可能な開発計画等の締約国の努力を歓迎し、諮問機関の審査のため、復元保全計画を世界遺産センターに提出することを要請する。
・持続可能な開発目的とコミュニティの参加にも含まれる、資産のOUVと巡礼地としての役割を援助する適切な来訪者戦略の検討を含んだ、管理計画と持続可能な開発計画を可及的速やかに策定することを要請する。
・資産の新しい境界線を明確にするために提供された情報に留意し、作業指針第163-165項に従い、締約国に対してこの明確化を終了し、世界遺産センターに軽微な境界線変更届けを提出することを要請する。
・世界遺産センター及び諮問機関と相談の上、資産に対して策定された全ての計画と戦略の報告が必要となる、顕著な普遍的価値の遡及的言明の素案を完成させるよう要請する。
・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

6．アッシュール（カラット・シェルカット）

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.6	ID No.	1130
資産名称（英）	Ashur（Qal'at Sherqat）		
締約国	イラク共和国		





©Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	文化遺産	資産面積	70 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	100 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2003 年
資産概要	バグダッドの 390km 北に位置するアッシュール（現在のカラット・シェルカット）は、シュメール王朝期から栄えた古代都市であるが、アッシリア帝国最初の首都となったことで特に知られている。アッシュールの遺跡は旧市街と新市街に分けられ、主だった遺構はジッグラトと主神アッシュールの大神殿、イシュタル女神の神殿、旧宮殿と王墓などである。市街は二重の城壁と堀によって囲まれていたが、バビロニアの侵入で滅亡した。その後、パルティア王国時代に短期間ではあるが復興を遂げている。		
危機遺産に登録された要因	• 近隣でのダム建設による局所的洪水及び浸水 • 武力衝突		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004		

保全状況	
現在の課題	意図的な破壊、洪水、管理上の活動、管理制度/管理計画、戦争、水関連インフラ、その他（脆弱な泥レンガの構造）
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・本資産のチグリス川沿いの西側などでは、自然が要因の影響に晒されている。川の氾濫の影響緩和のために建設した擁壁は深刻な浸食を受けており、国家考古遺産委員会（SBAH)が保全に対処している。国営企業と契約し必要な作業を実施しており、完成時に完全な報告書を策定予定。 ・SBAH が資産内で実施したその他の事業として、風化によるリスク軽減のために、アッシュールのジッグラト周辺のトレンチや一部の内部トンネルの埋め立てがある。 ・2017 年の解放以前の、アッシュールのジッグラト、タビラ門、ファルハン・パシャ宮殿、ドイツ隊本部に対する被害の情報は、資産の特別被害評価報告書に含まれる予定である。 ・紛争地における文化財保護のための国際ネットワーク（ALIPH）の援助を通じた、スレイマニヤのアメリカン大学のチームにより、タビラ門での保全事業が開始された。 ・差し迫っているマクールダム建設開始により、資産の OUV と周辺の考古遺跡に脅威がもたらされるため、ダム建設の盆地にある資産と考古遺跡を保護するための技術援助を要請した。 ・資産の被害を評価するためにミッション派遣を繰り返し要請した。 ・2021 年 1 月に、ユネスコに対し、以前中止したダム建設を進めるという意向を通知した。ユネ

スコより、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の技術審査のため全ての関連する情報を提供するよう要請があった。2021 年 3 月 28 日には、ユネスコはダム建設に関する情報が 2003 年に計画されたのと同じであると確認した。ユネスコは、資産を含む影響を受ける考古遺跡の情報は受領したが、ダム自体の建設に関する技術的な情報が提供されていないとしている。

2．世界遺産センターの見解

・資産の保全状況の詳細かつ包括的な情報が依然不足しているが、締約国は被害評価報告書の提出に言及している。世界遺産センター及び諮問機関の審査のため、被害の評価と資産において実施された介入に関わる全ての報告書を準備するよう、委員会が締約国に要請するべきである。将来的な介入は、被害とリスクの全体の評価と、世界遺産センター及び諮問機関との協議の上で準備している包括的保全計画の枠組み内で対応するべきと勧告する。
・洪水や水害の潜在的可能性等の、資産に対する脅威の影響を軽減するため、緊急の介入措置が実施された。以前に勧告したように、最小限の介入という原則に従い、崩壊又は更なる被害が差し迫っている場合のみ、保護及び緊急安定化事業を行うべきである。また、意図的な破壊等の紛争に関わる損傷の結果である資産で発見された要素については、安全な場所に回収・収集し、資産の境界を違法発掘・略奪から保護するべきである。
・マクールダム建設計画の再開は残念である。本資産が世界遺産一覧表に記載された際、巨大ダム事業は、記載と同時に危機遺産リストへ掲載することを正当化する主要な脅威と見なされており、移転するか事業のキャンセルが奨励されていた。2011 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションはダム建設に関する懸念を繰り返し、予防措置の提案と実施を勧告していた。2013 年には、保全状況報告書に示された当時の事業を中止する発表を委員会は歓迎している（決定 37 COM 7A.24）。
・ダムが資産や他の多くの考古遺跡に与える影響を考慮し、委員会が締約国に対し事業の中止か移転を再度要請することを勧告する。更に、作業指針第 179(b)段落に従い、資産が危機遺産リストに掲載された際に、2003 年に予定されたダムによる資産の OUV への潜在的な危険性を再確認することを委員会に勧告する。
・包括的保全計画策定の準備段階として、状況が許し次第、資産状態の評価とDSOCRの正式な特定を援助するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを実施することを再度勧告する。

3．世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・建設予定のマクールダムの情報に対し、再度ダムの建設が提案されたことに深い遺憾の意を示す。資産OUVと他の考古遺跡への潜在的な影響を考慮し、事業の移転か中止を要請すると共に、その間に包括的環境影響調査を含む全ての技術的な情報を、技術審査のため世界遺産センターに提出することを要請する。
・実施した全ての資産の事前評価（preliminary assessments）を提出し、現地で行動を起こす前に、資産に対する潜在的なリスクを示した被害の詳細なレビューを実施し、世界遺産センター及び諮問機関の審査のため、その評価を提出することの要請を再度繰り返す。
・優先事項として実施された全ての介入の詳細な報告書の提出を要請し、介入は、被害とリスクの全体の評価と、世界遺産センター及び諮問機関との協議の上で準備している包括的保全計画の枠組み内で対応するべきであるという要請を繰り返す。
・作業指針第172項に則って、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある将来的な全事業については諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出する義務があることを締約国に注意する。
・状況が許し次第、資産の被害の評価、包括的保全計画策定の準備、是正措置の特定、DSOCRの策定の援助のため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの必要性があることを再度繰り返す。
・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

7．ハトラ

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.7	ID No.	277
資産名称（英）	Hatra		
締約国	イラク共和国		





©Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	文化遺産	資産面積	323.75 ha
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	ハトラは、パルティア王国の影響下で建設された大規模城塞都市であり、最初のアラブ人による王国の首都である。ハトラは、各所に設けられた塔を有効に組み合わせた高く厚い城壁を有しており、この城壁によって、西暦 116 年・198 年の 2 度に亘ってローマ帝国の侵略を乗り切った。ヘレニズム様式やローマ様式の建築物が東洋的な装飾的特徴と融合した寺院址など、都市に遺る建築物群は、かつての文明の偉大さを物語っている。		
危機遺産に登録された要因	武力衝突による破壊と損傷		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2001, 1995		

保全状況	
現在の課題	意図的な破壊、違法行為、戦争、その他（イラクの考古学的遺跡に対する大規模な略奪行為）
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・簡単な資産の歴史的背景と関連する考古学的科学研究の情報を提供した。 ・2015～2017 年の占領中に、資産は大きな被害を被った。 ・2020 年 2 月の専門家チームが実施した被害の記録化に続き、紛争地における文化財保護のための国際ネットワーク（ALIPH）の支援により 2021 年に保全事業を開始する合意に至った。 ・資産の被害状況の評価のため、ミッション派遣を要請した。2020 年 9 月 3 日、追加の「被害評価報告書ステータス調査」を提出した。この報告書には、被害からの復旧の理論的な根拠とプロセスの重要性に関する概要、2015～2017 年の資産の占領に関する説明、被った被害に関する一部の写真、各構成要素の概要と被害写真、ミッション要請の繰り返し等を含むハイレベルな勧告を示している 2．世界遺産センターの見解 ・ALIPH や国際専門家の支援によるものも含め、資産の保全状況に関する完全かつ詳細な情報が不足している状況に対処が成されてきた。提出された被害評価報告書と一連の勧告は歓迎すべきステップである。この報告書で示された全体的なアプローチは、DSOCR の特定に貢献する可能性がある。しかし重要な記念物群の保護、修復、再生、再建を進めるためには、より詳細な被害の

	評価が必要である。被害を受けた記念物群の表、図面、体系的な写真調査や、被害の程度を示すグラフィックなどが、必要な修理や再建事業の範囲を定め、包括的保全計画に情報を提供するために必要である。 ・以前からの勧告のように、資産に対する更なる被害や略奪を防ぐために保護措置の実施が必要である。最小限の介入という原則に従って崩壊又は更なる被害が差し迫っている場合のみ、保護及び緊急安定化事業を行うべきであることに留意し、締約国が優先的に活動するように委員会が奨励すべきであると勧告する。また、世界遺産センター及び諮問機関との完全な協議の上で準備された包括的保全計画に沿って、補修と修理事業を行うという過去の要請を締約国に想起させることを勧告する。建築資材の風化が資産に大きな影響を与えていることから、包括的かつ長期的な保全計画が必要不可欠である。 ・現状の課題はあるが、危機遺産リストからの最終的な削除のためのプロセスを開始することが望ましい。世界遺産センター、イコモス、イクロムと締約国との意見交換を経て、DSOCR の予備的事業をリモートで実施することが適切である。これに向けて、2021 年 1 月に締約国と最初のオンラインミーティングを実施した。しかし、資産の保全状況を明確に記録し検証することが必要不可欠である。この資産に採用したこのアプローチと技術は、危機遺産リストに掲載されている他のイラクの資産のモデルとなる可能性がある。 ・治安状況が許し次第、資産の被害評価の援助と資産保護のために必要な短期・中期・長期的な目標と行動について締約国と議論を行うため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの実施を再度勧告する。これは、予定されている是正措置実施と DSOCR の達成の促進に特に関連する ３．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・イラクの世界遺産に関わる決定44 COM 7A.9を考慮する。 ・実施した全ての評価を提出し、体系的な写真調査、図面、図画と定量的なデータ、資産に対する潜在的なリスクの特定などを含んだより詳細な被害評価を実施し、現場でのいかなる事業を実施する前に、世界遺産センター及び諮問機関の審査のため、その評価を提出するよう要請する。 ・介入は、被害とリスクの全体の評価と、世界遺産センター及び諮問機関との協議の上で準備している包括的保全計画の枠組み内で対応するべきであるという要請を繰り返す。 ・治安状況が許し次第、是正措置の実施とDSOCRを達成するため、資産の被害評価の援助と資産保護のために必要な短期・中期・長期的な目標と行動について締約国の当局と議論を行うため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう再度勧告する。 ・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

8．都市遺跡サーマッラー

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.8	ID No.	276
資産名称（英）	Samarra Archaeological City		
締約国	イラク共和国		





©Mahmoud Bendakir
Author: Mahmoud Bendakir

種別	文化遺産	資産面積	15,058 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	31,414 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2007 年
構成資産数	10	危機遺産となった年	2007 年
資産概要	チュニジアから中央アジアにおよぶ広大な範囲を支配したアッバース朝は、836 年にバグダッドからサーマッラーに遷都した。名高い 9 世紀の大モスクとらせん状のミナレットをはじめ、ここで発展した建築や芸術の諸様式は後のイスラム世界に広く伝播していった。サーマッラーは早い段階で放棄されたため、当時の都市の構造が良く残されており、遺跡の 80%ほどが未発掘のままである。バグダッドにおけるアッバース朝期の建造物が破壊されてしまった現在、往時の栄華を偲ぶことができるのはここサーマッラーのみである。		
危機遺産に登録された要因	国内の紛争		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画、戦争、その他（脆弱な構造物に対する風化とメンテナンス不足の影響）
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・資産の歴史と科学的研究の概要を提供した。 ・世界遺産一覧表記載以前に、不適切な再建事業やセメントの使用を含む誤った保全の介入が過去にあった。 ・2003～2014 年の紛争では都市が軍事行動の最前線にあり、都市のランドマークに多大な影響を被った。 ・保護管理措置実施のための計画を進行中であり、保全事業とインフラ施設設置に予算を割り振る予定である。 ・アブ・ドゥラフ・モスク（Abu Dulaf mosque）、バイト・アル・ザハリフ（Bayt al-Zakharif）、アルジュバイリヤのアサビアン遺跡（Asabian in al-Jubairiya）での侵入に対処した。 ・COVID-19 のパンデミックにより、資産の一部を閉鎖し、モニタリング作業のみ実施した。 ・資産の被害を評価するため、ミッションの招聘を要請した。 2．世界遺産センターの見解 ・報告書によると、世界遺産委員会の勧告の実施に関しては限られた進展のみであった。ユネスコ

	イラク事務所がサーマッラー古代遺物事務所と協力して実施した 2016 年の最初の調査依頼、資産の完全かつ包括的な評価は実施されていない。長期的な管理保全活動の観点から、緊急である保全の優先順位を特定するのに必要不可欠なステップである。2017 年の保全状況報告書で示されている全ての追加文書について、世界遺産センター及び諮問機関の審査のため、締約国に提出するように委員会は要請するべきである。 ・更に、治安状況が許し次第、また全ての補修活動の実施前に、完全かつ最新の包括的な評価を実施するよう、委員会が再度促すことを勧告する。また、世界遺産センター及び諮問機関との完全な協議の上で準備された包括的保全計画に沿って補修・修理事業を行う、という過去の要請を締約国に想起させることを勧告する。優先順位は、必要である全ての緊急安定化事業の特定と、長期的な保全管理活動のロードマップ策定に与えるべきである。以前に勧告したように、必要な全ての緊急安定化事業は最小限の介入という原則に従う必要がある ・また作業指針第172項に従い、資産のOUVに影響を与える可能性がある全ての将来事業の詳細情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するように委員会が締約国に注意を促すことを勧告する。 ・包括的保全計画の策定、是正措置の特定、DSOCRの策定の必要性から、治安状況が許し次第、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招請するよう、委員会が締約国に要請することを勧告する。 ３．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・イラクの世界遺産に関わる決定 44 COM 7A.9 を考慮する。 ・資産の状態と保全状況に関する包括的な情報が不足していることを再度懸念し、世界遺産センター及び諮問機関の審査のため、資産全体と影響があった記念物群に対する被害記録の提出を要請する。 ・必要な全ての緊急安定化事業と長期的な保全管理事業の特定を目的とし、治安状況が許し次第、いかなる補修作業の実施前に、可及的速やかに完璧かつ包括的な評価を実施するよう、再度要請する。 ・介入は、被害とリスクの全体の評価と、世界遺産センター及び諮問機関との協議の上で準備している包括的保全計画の枠組み内で対応するべきであるという要請を繰り返す。 ・作業指針第172項に従い、資産のOUVに影響を与える可能性がある全ての将来事業の詳細情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するように注意を促す。 ・治安状況が許し次第、資産の被害評価、包括的保全計画策定の準備、是正措置の特定とDSOCRの策定を援助するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう要請する。 ・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

9．イラク共和国の世界遺産に関する一般的決定

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.9	ID No.	―
資産名称（英）	General Decision on the World Heritage properties of Iraq		
締約国	イラク共和国		



＜左地図中、北から＞
- アッシュール（カラット・シェルカット）（2003）
- ハトラ（1985）
- 都市遺跡サーマッラー(2007)

資産一覧	• アッシュール（カラット・シェルカット）（2003） • ハトラ（1985） • 都市遺跡サーマッラー(2007)

保全状況	
現在の課題	1．全体的な保全状況 ・締約国は被害の評価と保全事業の実施のためにミッションを再度要請し、更に危機遺産リストから 3 資産を最終的に削除するための是正措置策定について世界遺産センターの支援を要請した。 ■ユネスコが実施した活動 ・第 43 回世界遺産委員会（バクー、2019 年）以降、ユネスコはイラクの文化遺産、特にモスル、の再生のための活動を開始している。 ・オランダ信託基金事業（35,782 米ドル）の枠組みで、危機遺産リストに掲載され報告されている資産の保全状況のキャパシティと、DSOCR の発展を強化する活動を開始した。 ・2018 年 2 月の「モスル精神再生」運動の実施後、モスル古代都市の再生と回復に向けた以下の活動を行った。 ・アラブ首長国連邦(UAE)の資金援助による「アル-ノウリ-モスク、アル-ハドバ-ミナレット、アルタヘラ教会、アル-サアナ教会等の歴史的ランドマークの再建によるモスル精神の再生」事業（2018～2023 年、5,040 万米ドル）、EU の資金援助による「モスルとバサラ古代都市の再生」事業（2019~2022 年、3,800 万米ドル）の 2 事業の実施。 ・アル-ノウリ-モスク複合体とアル-ハドバ-ミナレットでは修復事業の初期フェーズとして記録、評価、保護、周辺のごみの撤去、歴史的な断片の収集、残っている構造物の安定化等を実施。 ・第 3 共同運営委員会により、アル-ハドバ-ミナレットを同じ場所に同じ機能で再建することが決定された。ミナレットを傾斜かまっすぐで建設するかは地域コミュニティとの協議後に決定される。 ・アル-ノウリ-モスク複合体の再建は国際建築デザインコンペを経ての実施と決定した。国際建築家連合（UIA）の承認を得てコンペを実施し、2021 年 4 月 15 日に入賞デザインを発表した。 ・2 つの教会の再生については、がれきの撤去と資産の保護が完了した。復元のための被害評価と技術的な文書を策定中。 ・「モスルとバサラ古代都市の再生」事業では、全レベルの関連する国・地方自治体・ステークホルダーと関りを持ち、歴史的な住居 43 件が掘り起こされ再生の対象となった。 ・その他の住居 75 件については、遺産に配慮した形のがれき撤去と爆発物除去が完了した。また、アル-ノウリ-モスクとチグリス川岸間のヘリテージトレールの一部の 118 件の住居を評価し、新しい資金援助が利用可能になり次第がれきと地雷除去を行う予定。

・宮殿の家 2 件（ Ziada、Suleyman、Qara Saray）の技術的な記録を作成。
・モスルのアル-アーガーモスクの暫定的な安定化が終了し、技術的な記録を作成中。
・これらの事業は Covid-19 による失業の対策としてのモスルでの雇用を生み出した。上記 2 事業の終了までに 2,800 以上の雇用が創出され、更に約 800 の雇用が創出予定である。また、1,630 人の専門家が技術職業教育訓練（TVET）と OJT を通じて、文化遺産の再生に関わる職人技や分野に関わる訓練を受ける予定である。
・同事業の下、バサラの遺産の住居 7 件の被害評価が進行中。
・フランダース政府の支援により、2014 年に暴力的な過激主義の影響を受けた文化・宗教に関わる遺産の被害評価が出版された（ニーナワー、キルクーク、サラーフッディーン、ディヤーラ、アンバール）。
・14～19 世紀の何千という写本の復元と記録の援助に関して、2018 年に歴史的に最も重要な写本と一部の資料保存のための技術的・財政的を実施した。その後、デジタル化と保全の道具が提供され、エルビル東部写本デジタルセンターに設置された。

■諮問機関が実施した活動
・ユネスコはイクロムと、アラブ首長国連邦と EU による資金提供事業を通じて、地元のイラク人の専門家と職人のキャパシティを構築する合意を結んだ。
・イコモスは資材の収集と配布や情報交換の支援を通じて、イラクの世界遺産の支援を継続した。

2．世界遺産センターの見解
・イラクの紛争は、現在危機遺産となっている 3 つの世界遺産及び暫定リスト掲載資産の一部に対して直接的な被害を及ぼし、他の世界遺産や暫定リスト掲載資産についても間接的に被害を及ぼしている。加えて、考古遺跡の盗掘、盗難により、大きな損失、回復不可能な被害が起こっている（ここ数年においては、文化財が返還された事例も複数みられる）。
・2017 年に広大な範囲が解放されたが、以降、イラクは前例のない人道的危機に対処しつつ、復興に取り組んできた。特にモスク旧市街では、UNESCO は現在、「モスル精神再生」運動に取り組んでいる。
・最近報告された紛争地における文化財保護のための国際ネットワーク（ALIPH）の援助を受けて、2020 年 2 月に専門家チームがハトラで実施した記録事業や、追加で提出された「被害評価報告書ステータス研究」等があるが、危機遺産リストに掲載されている 3 資産の詳細な被害評価がないことは依然として懸念される。報告書には、想定している復旧プロセス、各構成要素の被害の概要と写真、ミッションの再度の要請を含むハイレベルな勧告などの概要が含まれている。状況の評価と、介入が実施される前に、重要な記念物の修理、再生、復元を含む安定化と保全事業の計画には詳細な被害評価が必要である。世界遺産センター及び諮問機関との完全な協議の上で準備された包括的保全計画に沿って補修と修理事業を行うという過去の要請を締約国に想起させることを勧告する。また、自然な劣化や潜在的な洪水など、特に紛争に関連するリスク以外の潜在的なリスクの評価と、資産の長期的な再生と管理を計画することが必要である。この点において計画されているマクールダム建設の再開は、アッシュール（カラット・シェルカット）の OUV に潜在的な脅威を追加でもたらす可能性があり、大きな懸念事項である。
・作業指針第 172 項に則って、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設事業の計画については、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告すること。
・ユネスコ加盟国に対し、イラクから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力し、イラクの文化遺産保護に貢献するよう要請する。

決定概要

・最小限の介入という原則に従って被害を受けた資産を保護するため、体系的な写真調査、図面、グラフィック、定量データと潜在的なリスクの特定などの世界遺産で発生した被害の最新の記録を提出し、世界遺産センター及び諮問機関との完全な協議の下で包括的な保全計画を策定するまで保全・修復事業の実施を控えることを要請する。
・作業指針第 172 項に則って、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設事業の計画については、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告すること。
・全てのユネスコ加盟国に対して、国連安全保障理事会決議 2199、2253、2346 に則り、イラクから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力するよう要請する。また、締約国に対し、武力紛争の際の文化財の保護に関する 1954 年ハーグ条約を批准するよう要請する。
・全ユネスコ締約国に対して、短期・中期・長期的な措置を実施するため、「モスル精神再生」運動等を通じて、イラクの文化遺産を保護するために技術的、財政的支援を行うよう再度呼びかける。
・「モスル精神再生」運動の枠組み内で実施された文化遺産に関わる活動の報告書を、2022 年の第 45 回世界遺産委員会で示すことを世界遺産センターに要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。

危機遺産保全状況個票

１０．エルサレムの旧市街とその城壁群

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.10	ID No.	148
資産名称（英）	Old City of Jerusalem and its Walls		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国提案		





©UNESCO
Author: Leila Maziz

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1981 年
構成資産数	不明	危機遺産となった年	1982 年
資産概要	ユダヤ教、キリスト教、そしてイスラム教という 3 つの宗教の聖地として、エルサレムはつねに象徴的な都であり続けている。現在、3 宗教の信徒に与えられた区画は嘆きの壁によって分断されている。220 を数える歴史的建造物のうち、7 世紀に建造された岩のドーム（Dome of the Rock）は傑出している。植物や幾何学文様の装飾が美しいだけでなく、アブラハムによるイサクの犠牲地として 3 宗教の信徒から崇敬を集めている。また、聖墳墓教会内の「復活のロタンダ」は、キリストの墓所を擁している。		
危機遺産に登録された要因	歴史的真実性の甚大な損失、文化的重要性の重大な損失、資産の法的位置づけの変更による保護の弱体化、保全政策の欠如、都市計画の悪影響		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 1982		

保全状況	
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（自然のリスクファクター；記念物の崩壊；都市環境と視覚的な一体性、考古学的発掘の影響）
審議概要	１．保全状況報告 ・ヨルダンとパレスチナから合同で報告書が提出された。内容は以下の通り。 ・アル＝アクサー・モスク/アル・ハラム・アル・シャリフとその周辺については、2017~2018 年にかけて、侵入の増加、アクセス制限等の多くの懸念事項が確認されている。 ・主にシロアム（Silwan）と嘆きの壁の地域での地下工事に焦点を当てた、同じ場所での掘削とトンネル工事の最新情報が提供された。 ・また、1967 年以降のキリスト教教会や聖地に対する違反例も示されている。 ・2016～2019 年の間、エルサレムのヨルダンワクフとアル-アクサ修復のハシミテ基金により、複数の事業と活動が行われた。 ・2011 年 12 月にユネスコとノルウェー政府間で合意された「エルサレムのハラム・アル-シャリフのイスラム写本修復センターの持続可能性の確保」事業に従い、ユネスコはイスラム教の写本保存に関するセンター職員のキャパシティ構築を援助した。センターの長期的な持続可能

性の構築と習得されたスキルの統合の観点から、2020 年にノルウェー政府はユネスコへの支援を更新した。
・その他にも世界遺産の脅威の記録と意識の向上に関するモニタリングメカニズムの構築などの勧告が示されている。
・第 43 回世界遺産委員会以降、事務局はヨルダンとパレスチナのユネスコ代表団（2019 年 7 月 2 日）、パレスチナイコモス（2019 年 7 月 3 日）、ユネスコのアラブグループ（2019 年 7 月 5 日）、イスラム協力機構 OIC（2019 年 7 月 9 日）、アラブ連盟教育文化科学機構 ALESCO（2019 年 7 月 9 日）から、資産の完全性に影響を及ぼす発掘とトンネル事業関わる情報を受領した。事務局は、イスラエルに対して、この開発を検証し、資産の OUV、完全性、真実性に対する潜在的な影響と結果を分析することが最も重要であるため、情報の提供を勧める。
・上記以外にも、ヨルダンとパレスチナのユネスコ代表団から様々な事業に関する報告がなされている。
・エルサレム旧市街とその城壁群に隣接する鉄道ルートと地下鉄駅舎の建設に関係する試掘の承認と開始に関する報告を受け、事務局はイスラエルに 2020 年 3 月 10 日と 5 月 22 日に 2 通の書簡を送付した。2020 年 6 月 17 日、イスラエルより、資産保護のためエルサレム旧市街への鉄道アクセス事業の暫定計画を中断したとの連絡を受領した。また、旧市街にケーブルカーを建設する事業については、2021 年 2 月 23 日にイスラエル高等法院から仮命令（order nisi）が出され、政府に対して関連する一連の課題の説明が課せされたと報告があった。
・2021 年 3 月 18 日、イスラエルより、ムグラビ門近辺で発掘は実施されなかったため、アル＝アクサー・モスクの基礎は安全かつ無傷であるとの報告があった。
・2021 年 5 月には、アラブグループ議長とパレスチナユネスコ代表団から、アル＝アクサー・モスク/アル・ハラム・アル・シャリフを含む、東エルサレムの状況に関する書簡を受領した。2021 年 7 月 11 日、イスラエルから同地域の状況に関する書簡を受領した。

２．世界遺産センターの報告
なし

３．世界遺産委員会での審議
議長から、以下の 4 件の保全状況報告に関する決定案について、関係者による協議により合意にいたったものであり、そのまま採択すること、又、採択後に意見表明なども行わないことを条件に合意に至っているため、意見表明は行わないことの説明があり、採択された。

7A.10：「エルサレムの旧市街とその城壁群（パレスチナ（ヨルダン提案））」
7A.16：「ヘブロン/アル＝ハリール旧市街（パレスチナ）」
7A.17：「オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観（パレスチナ）」
7B.135：「イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路（パレスチナ）」

決定概要

・世界遺産一覧表に関わるエルサレムの旧市街とその城壁の状況は、前回世界遺産委員会決定 43 COM 7A.22 及び 43COM 8C.2 で示されたものから変わっていない。

付属文書（Annex）

・イスラエル占領当局が、東エルサレム、特にエルサレム旧市街内及び周辺において、国際法上違法な掘削、トンネル、工事その他の違法事業を依然として継続し、中止していないことに対して遺憾の意を表明し、占領勢力であるイスラエルに対して、関連するユネスコ条約、決議、決定に合致しない全ての違反行為を禁止するよう求める。
・東エルサレムにユネスコ事務局長が任命する常任代表を配置し、同地域におけるユネスコ活動分野の全側面について定期的に報告するよう求めたユネスコからの要請について、イスラエルが実施を拒否していることに遺憾の意を表明し、可及的速やかに上記の代表を任命するようユネスコ事務局長に要請する。
・エルサレムの旧市街とその城壁群に、ユネスコリアクティブモニタリングミッションを緊急に派遣する必要があることを再度強調する。また、ユネスコ事務局長及び世界遺産センターに対し、両者の権限及び関連するユネスコ条約、決定、決議に則って、同ミッションを早急に実施できるよう努めるよう要請する。実施できない場合は、実施可能な効果的な措置を提案するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

１１．クーリナの古代遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.11	ID No.	190
資産名称（英）	Archaeological Site of Cyrene		
締約国	リビア		





©UNESCO
Author: Giovanni Boccardi

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii , iii , vi	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	ティラ（サントリーニ）島のギリシャ人植民地として開拓されたクーリナは、紀元 365 年に地震で崩壊するまで、ピンダロスの詩に謳われるようなヘレニズム世界の重要な一都市であった。ローマ時代にはキレナイカと呼ばれ、マルクス・アントニウスがクレオパトラに献上したことでも知られている。遺跡の規模は大きく、北区画にはアポロンの聖域、南東区画にはアゴラやフォルムが現存する。またクーリナのネクロポリスは古代地中海世界を通じて最大規模のものである。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2007, 2006, 2004		

保全状況	
現在の課題	農作物の生産、意図的な破壊、ガバナンス、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、家畜飼育/放牧、管理上の活動、管理制度/管理計画、表層水汚染、戦争
審議概要	１．締約国による保全状況報告 ・2019 年、政府決定 155/2019 によりリビアの世界遺産の保護保全の管理と戦略の実施のための委員会を設立した。 ・資産内及び緩衝地帯内の地域住民による違法建設、掘り起こし、落書きなどの違反があった。 ・「行動のための研修」の枠組み内で、リスクマッピング、博物館・倉庫の何千の遺物の記録を含む、資産に影響を及ぼす都市部の侵略の調査と記録を可能とする研修活動を実施した。 ・考古学的記念物に影響を与え続けている、シャハト市の下水処理によるワジベルグハーダで引き起こされた汚染をコントロールするためには、緊急の援助と財政手段が必要である。 ・森林火災についての報告はない。 ・資産に対する保全戦略実施のため、以下の活動を実施した。寺院墓地の復元事業の終了、若者と地域住民を対象とした意識向上活動、季節ごとの発掘と研修、記録化を目的とした機器の取得、資産の保全のための地域住民との継続的な協力。 ・ゼウス神殿近くのクーリナグランドホテル事業の情報が提供された。 ・国際合意により、文化財の違法取引や再生に対処する措置を実施している。外務省は、盗取され又は不法に輸出された文化財の国際的な返還に関する UNIDROIT 条約(UNIDROIT

	Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects)の批准に取り組んでいる、現在の状況下では批准が遅れる可能性がある。 ・最新の資産の軽微な境界線変更届を世界遺産センターに提出した。 ・2020 年 3 月のイコモス及び世界遺産センターとの技術会議（technical meeting）で直接の議論と協議が可能となり成功であったと考えている。DSOCR の素案に取り組む意思を示した。 ・ユネスコの遺産緊急基金などを通じて、更なる文化遺産保全の財政的かつ技術的援助の提供を国際社会に呼びかける。また、資産の保全状況の評価と技術的な助言の提供のため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を繰り返す。 2．世界遺産センターの見解 ・都市部の侵入の対処は、資産に対する主要な脅威の 1 つであるため、継続する必要がある。 ・シャハト市の下水処理によりワジベルグハーダで引き起こされた汚染に対しては、考古遺跡への更なる被害を避けるため対処が必要である。 ・ゼウス神殿近くのクーリナグランドホテル事業のより詳細かつ技術的な情報については、取り消しが難しい決定が下される前に、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出する必要がある。 ・資産の境界性を明確にする努力は、資産の効果的な保護管理の不可欠なステップである。適切な緩衝地帯設定のために世界遺産センターとイコモスと進行中の緊密な協議を歓迎する。作業指針第 164 項に従い、委員会はこの協力の継続を締約国に要請するべきである。 ・文化遺産の不法売買に対する締約国の重要な努力を歓迎する。また、緊急の保全活動継続のための資金援助と専門的な援助を提供し、リビアの文化遺産の不法売買と保護に協力することを、委員会がユネスコの締約国に再度訴えることを推奨する。 ・リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画に沿って、重要な取組実施を継続するよう奨励する。また、この行動計画の実施に関する浸食情報を提供し、世界遺産センター及び諮問機関と協力し、上記の行動計画を基本として、DSOCR の是正措置の策定を開始することを、委員会が締約国に要請するよう勧告する。また、示されている位置の根拠を含む、計画されているクーリナグランドホテルの更なる詳細情報と記録は、実施に関する全ての決定が下さる前に、事業と資産への影響をより良く理解するために必要である。この事業に対する指導を受けた遺産影響評価（guided HIA）の国際援助要請を提出することを勧告する。 ・資産の保全状況を評価するため、治安状況が許し次第、委員会が過去にも要請していた世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘することが必要不可欠である。その間、可能な限り委員会のコメントと要請に対応しながら実施された措置の更なる実施をしつつ、現地の最新の状況を、世界遺産センターを通じて、委員会に伝えることが重要である。 ・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべきである。 3．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。
決定概要	
・資産の保全の脅威に対する対応と、資産の OUV 保護を目的とした事業へのファンドレイジング事業の実施を歓迎し、可能な限り努力を継続することを要請する。 ・ゼウス神殿近くでのクーリナグランドホテル建設の詳細な情報と記録の提出、指導を受けた遺産影響評価研究を実施するための国際援助要請の提出の評価、資産の状況の変化について引き続き定期的に委員会に報告することを要請し、作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を及ぼす可能性がある現状及び将来計画されている主な復元事業もしくは新しい建設事業の全てを世界遺産センターを通じて報告することを要請する。 ・シャハド市のワジベルグハーダへの汚染された下水処理が引き起こした被害の最新情報の提供を要請する。 ・リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画の実施に関して達成した進捗の報告を要請する。 ・更に、一連の是正措置の実施のタイムフレームと DSOCR を、世界遺産センター及び諮問機関と協力して策定するためのプロセスの実施を要請する。 ・軽微な境界線変更届の策定の進捗を歓迎し、世界遺産センター及び諮問機関と緊密な協議を継続し、作業指針第 164 項に従い、提出することを要請する。 ・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を承認し、治安状況が許し次第、可及的速やかに実施することを奨励する。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

１２．レプティス・マグナの古代遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.12	ID No.	183
資産名称（英）	Archaeological Site of Leptis Magna		
締約国	リビア		





©UNESCO
Author:Giovanni Boccardi

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	リビアの首都トリポリの東約 100km にある古代都市遺跡。フェニキア人の港町として始まり、2 世紀初頭ローマ人の植民都市となった。2 世紀末～3 世紀初めに、ローマ皇帝レプティス・セウェルスは、多くの建造物を建設し、アフリカでは比類の無いローマ帝国の都に匹敵する大都市建設に貢献した。7 世紀にイスラムの侵攻により、砂中に埋没したが、第二次大戦前後の発掘によりその全容が明らかになった。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 1990		

保全状況	
現在の課題	砂漠化、違法行為、戦争、その他（石造部の劣化、飛砂、落書き、火災）
審議概要	１．締約国による保全状況報告 ・2011 年以降に直面した困難にも拘らず、遺産局（DoA）は地方当局の共同での意識の向上に加え、地域コミュニティや観光警察と協力し保全措置の実施を継続している。被害もしくは深刻な違反の事例は報告されていない。 ・2019 年、政府決定 155/2019 によりリビアの世界遺産の保護保全の管理と戦略の実施のための委員会を設立した。 ・DoA は資産の保全状況評価のため定期的なモニタリング訪問を実施しており、過去 3 年で状況が改善したと考えている。資金の調達が継続して主な制約であり、資産の定期的なメンテナンスが妨げられている。COVID-19 のパンデミックにより、2020 年 3 月から資産と博物館を閉鎖し、減少した職員で運営している。 ・破壊行為と放牧が減少した。家庭排水の無認可の放流は、地方当局との共同事業により、資産からの放流経路を確保し、将来の可能性がある全ての洪水を防ぐことで対処した。植物などの定期的な清掃を実施し、植物やその他の脅威による被害の研究は、2020 年に実施したコントロールメカニズムの確立に役立った。2020 年 8 月に植物の乾燥による火災が発生したが、制御に成功した。 ・DoA は砂の浸食から資産、特に最も脆弱な建物、を保護するために砂の障壁の構築を検討している。風化と砂の表州の影響を減少させる可能性がある、ナノテクノロジーの使用に関する議論を検討している。

・洪水を防ぐためにワディ・レブダ通り（path）の定期的な清掃を実施した。ポエニ市場、セブルスのバジリカ、バルコ墓地、列柱通りで復元と清掃事業を実施した。資産への入口の再生を含む安全策設置事業は契約段階である。樹木のバリアや土の堤防などのその他の保護措置も実施済み。
・研究施設の設立と保全研修の実施に努め過去 3 年間で資産の保全状況が改善した。管理計画策定を開始する間、資産の緩衝地帯の定義に関するプロセスも継続し、軽微な境界線変更届を提出した。
・キャパシティ構築と資産の保全の支援を目的とした活動実施のため、様々なパートナーシップからの貢献があった。国際社会に追加の支援を呼びかける予定であり、2020 年 3 月のイコモス及び世界遺産センターとの技術会議（technical meeting）での直接の議論と協議は成功であった。
・本資産は特定の確認済みの危機に直面していないため、危機遺産リストからの除外を再度要請する。資産の保全状況を評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招聘した。

2．世界遺産センターの見解
・COVID-19 のパンデミックと資金不足による制約のため、主要な保全事業が実施できていない。締約国の保全活動の支援を国際社会に呼びかけることを委員会に勧告する。
・過去の報告書で示されている石積みの劣化に関する情報は提供されていない。
・保全/復元事業の技術の特定と資材について実施前にイコモスと協議するよう、委員会が締約国に要請することを勧告する。柵の設置プロセスの開始やその他の保護措置に関する議論の継続を歓迎する。これらの取組は全て重要だが、資産の適切な保全状況の保証には不十分である。
・2020 年 3 月、世界遺産センターは、DSOCR の策定、関連する保全措置、境界線変更と暫定リストに対処するためにパリで会議を開催した。締約国、イコモス、ユネスコラバト事務局、世界遺産センターが参加した。議論と技術的な勧告の焦点は提出された軽微な境界線変更届と将来事業であった。報告書とともに提出された境界線変更届は現在検討中である。
・2021 年 4 月 1 日に DSOCR 策定の最初の会議を開催した。世界遺産基金とオランダ信託基金事業「リビアの世界遺産の是正措置策定の国家のキャパシティ強化」の支援の下、このプロセスが実施された。OUV の遡及的な言明と DSOCR 策定には世界遺産センターとイコモスとの対話を継続し作業指針第 164 項と 183 項に従い、提出することを勧告する。
・紛争地における文化財保護のための国際ネットワーク（ALIPH）の資金援助による MaliCH 事業等、新事業確保のため重要な努力がなされている。これらの努力を歓迎し、実施の進捗状況の情報を継続して提供するよう、委員会が締約国に要請することを勧告する。
・資産を保全するための重要な取組は、リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画、短期・中期・長期的措置に沿ったものであるべきである。そのため、この行動計画実施の進捗状況の情報提供を委員会が締約国に要請することを勧告する。
・国内の紛争状況の影響により、資産の保護と保全のための必要な活動を阻む支配的な制約のため、実施された取組の持続可能性には大きな懸念がある。しかしながら、直近の状況改善は資産の保全に良い影響を与える可能性があり、治安状況が許し次第、可及的速やかに世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを実施することが重要である。その間、世界遺産センターを通じて、現地と介入措置実施の最新状況を継続して委員会に知らせることが重要である。
・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべきである。

3．世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

・作業指針第 172 項に従い、資産の保護と保全を確実にするために実施された新しい措置全てと、資産に影響を与える可能性がある主な復元もしくは新しい建設事業の将来計画の全てについては、資産の現状の進展とともに引き続き世界遺産センターに知らせることを要請し、更に、保全介入時に使用される技術の特定と資材については実施前にイコモスと協議することを要請する。
・リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画の実施に関して達成した進捗の報告を要請する。
・軽微な境界線変更届の完成に向けた進捗の努力を歓迎し、世界遺産センター及び諮問機関との緊密な協議を経てこのプロセスを継続し、作業指針第 164 項に従い提出することを要請する。
・治安状況が許し次第実施できるよう、資産への世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を承認する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

１３．サブラータの古代遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.13	ID No.	184
資産名称（英）	Archaeological Site of Sabratha		
締約国	リビア		





© UNESCO
Author: Giovanni Boccardi

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	トリポリ西方の古代都市。紀元前 4 世紀フェニキア時代から黄金、奴隷、象牙などの中継貿易で栄えました。城壁、公共広場、アントニウス・ピウス神殿、劇場などが残っていますが、なかでも 3 世紀初めに建てられた円形劇場は 3 層の楽屋を備え、北アフリカ最大の規模を誇っている。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017		

保全状況	
現在の課題	侵略的移入種、土地利用の変更、湿度、戦争、その他（植物の繁茂、湿気及び海水による石造物への影響）
審議概要	１．締約国による保全状況報告 ・考古局（DoA）は市民社会と共に作業を継続しており、破壊に関する報告はない。 ・2019 年、政府決定 155/2019 によりリビアの世界遺産の保護保全の管理と戦略の実施のための委員会を設立した。 ・資産に対する主な脅威は建築材料の性質が記念物群の劣化に繋がる環境的な要因である。 ・大幅な資金と技術的な援助が必要であり、DoA が確保に当たっている。 ・植物の成長を抑制し、床のモザイクや記念物群への被害を制限する取組を実施している。被害の状態を判断するため、植物種を特定する研究を実施した。その他の保全、安定化、メンテナンス事業も実施した。 ・風化や砂の漂流の影響を減らすためにナノテクノロジーを検討しており、その他の最新の技術を資産の状況を評価するために使用している。 ・ローマ劇場の被害評価報告書を作成し、武力紛争による一部の場所での被害（小規模な武器による軽微な被害）を確認した。その中で最も顕著なのは一部の視覚的な傷跡である。復元の計画及び実施のためのより詳細かつ専門的な研究を実施中。 ・サブラータ市とリビア国連開発計画（UNDP）と連携し、復元及びメンテンナンス事業を開始した。資産における近代の施設に焦点を当てているが、UNDP と協力し DoA の専門職員が実施するローマ劇場の復元事業も含まれている。 ・リビア国家協定政府が資金を確保次第、660 の保護柵の実施契約第 1 段階を締結した。

	・「行動のための研修」事業の枠組み内で、考古学者を対象にした記録と管理の研修活動と、意識向上と文化遺産保護に焦点を当てた観光警察と古代遺物保護当局に対する研修活動を実施した。 ・軽微な境界線変更届を提出し、資産の緩衝地帯を保護し、地域での都市開発を制限する合意が、DoA と地方当局間で署名された。 ・管理計画策定の優先順位の特定を開始した。 ・Covid-19 のパンデミック、資源不足、頻繁な停電が資産における活動に悪影響を与えている。 ・2020 年 3 月のイコモス及び世界遺産センターとの技術会議（technical meeting）で直接の議論と協議が可能となり成功であったと考えている。また DSOCR の素案に取り組む意思を示した。 ・本資産は特定の確認済みの危機に直面していないため、危機遺産リストからの除外を再度要請する。資産の保全状況を評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招聘した。 2．世界遺産センターの見解 ・武力紛争の影響以外の植物の成長や環境要因に対処するためには、資産を管理・保護するための包括的な戦略が必要である。管理計画策定の進行中のステップは非常に重要であり、委員会が国際社会に対し技術的・財政的な支援を確保することを呼びかけることを勧告する。 ・ローマ劇場の保全介入で使用している白色セメントは、古代の建造物の復元には不適切な材料であるため、ローマ劇場と考古学的痕跡での保全・復元事業の技術の特定と材料について、実施する前にイコモスと詳細に議論するべきと委員会が要請するべきである。 ・2020 年 3 月、世界遺産センターは、DSOCR の策定、関連する是正措置、境界線変更と暫定リストに対処するためにパリで会議を開催した。締約国、イコモス、ユネスコラバト事務局、世界遺産センターが参加した。ローマ劇場の復元事業に焦点が当てられ、活動の継続と被害評価について技術的な助言が提供された。 ・現状と資金調達の必要性を考慮し、DoA は建物の安全性、被害の制限、来訪者の安全確保を目的とし、ローマ劇場の緊急予防活動に集中することを決定した。 ・資産を保全するための重要な取組は、リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画に沿ったものであるべきである。そのため、この行動計画実施の進捗状況の情報提供を委員会が締約国に要請することを勧告する。 ・提出された軽微な境界線変更届案は資産の効果的な保護と管理に向けて不可欠なステップである。適切な緩衝地帯の定義について世界遺産センターとイコモスと緊密な協議が継続中であることに感謝する。この協力を継続し作業指針第 164 項に従い、提案の提出を奨励する。 ・資産の保全状況を評価するため、治安状況が許し次第、委員会が過去にも要請していた世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘することが必要不可欠である。その間、世界遺産センター及び諮問機関と協力し、DSOCR と一連の是正措置を策定することが重要である。 ・ローマ劇場の復元や資産の OUV に影響を与える可能性がある大規模な復元もしくは新規建設事業に関する全ての計画を含む、資産の状況と活動について委員会に最新の情報を更新することが重要である。 ・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべきである。 3．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。
決定概要	
・ローマ劇場とその他の考古学的痕跡（vestiges）での使用を予定している復元技術と資材については、実施前にイコモスと議論し、この件に関して可能な限り努力を継続することを要請する。 ・資産の状況に関する進展を委員会に引き続き報告することと、資産の OUV に影響を与える可能性がある主な復元もしくは新しい建設事業に関する進行中・将来計画の全てを、作業指針第 172 項に従い、世界遺産センターを通して委員会に報告することを要請する。 ・リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画の実施に関して達成した進捗の報告を要請する。 ・DSOCR と共に一連の是正措置と実施のためのタイムフレーム策定のプロセスを、世界遺産センターとイコモスと共同で、開始することを要請する。 ・軽微な境界線変更案の進展を歓迎し、世界遺産センター及び諮問機関との緊密な協議を経てこのプロセスを継続し、作業指針第 164 項に従い提出することを要請する。 ・治安状況が許し次第実施できるよう、資産への世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を承認する。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

１４．ガダーミスの旧市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.14	ID No.	362
資産名称（英）	Old Town of Ghadamès		
締約国	リビア		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	v	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	「砂漠の真珠」として知られるガダーミスはオアシスに位置する。プレサハラ地域最古の都市の 1 つであり、伝統的な集落の顕著な例である。その住居建築は、垂直的な空間の使い分けに特徴があり、1 階部は倉庫、2 階部は家族の生活空間、覆い付きの張り出し廊下は、まるで地下通路のようであり、最上部の屋外テラスは女性専用のスペースとして使用されている。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017		

保全状況	
現在の課題	戦争、水（雨/地下水位）、その他（火災）
審議概要	１．締約国による保全状況報告 ・2011 年以降に直面した困難と COVID-19 のパンデミックにも拘らず、遺産局（DoA）はガダーミス市振興開発局及び地域コミュニティと協働し、保全措置の実施を継続している。 ・世界遺産を保護する観光警察の研修を実施した。 ・2017 年の大雨の影響を受けた住宅 16 軒に対して計画した保全復元事業の 63%を達成した。一方、2019 年の大雨により住宅 6 軒が倒壊している。残りの事業への対処と、2019 年の大雨で影響があった住宅のメンテナンスと復元のための調査と目録事業のため、国家協定政府（the Government of National Accord）に追加資金を要請した。 ・2019 年 7 月の資産周辺での火災に対する措置を実施し、火災時のごみの清掃や消防システムの策定に向けた資源を要請した。 ・技術的審査のため、資産のリスク準備と保全計画を含む管理計画の素案を提出した。 ・以下の活動を追加で実施した（詳細な記録と GIS への統合、観光案内所の指定、資産と緩衝地帯の土地利用規制の策定と採択、メンテナンス・修復・再生事業と請負業者の契約上の義務に関する技術的な一般仕様の詳細化）。 ・一部のパートナーシップにより上記の活動の実施の技術的かつ財政的な支援が行われている。追加の資源が必要であるため、ユネスコ遺産緊急基金（HEF）を含む、追加の財政及び技術的な支援提供を国際社会に呼びかける。 ・2020 年 3 月のイコモス及び世界遺産センターとの技術会議（technical meeting）で直接の議論

	と協議が可能となり、DSOCR の詳細化に向けての支援を目的とした一連の会議の出発点として成功であったと考えている。上記の結果として、OUV の遡及的な言明を完成させ、審査のため境界線変更を世界遺産センターに提出した。 ・本資産は特定の確認済みの危機に直面していないため、危機遺産リストからの除外を再度要請する。資産の保全状況を評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招聘した。 2．世界遺産センターの見解 ・国家協定政府や、ロンドンのキングスカレッジが主導したリビアの文化遺産管理事業（MaliCH）のための紛争地における文化財保護のための国際ネットワーク（ALIPH）等、の様々なドナーから資金を確保する多大な努力が行われた。これらの努力を歓迎し、保全の取組の支援継続を国際社会に呼びかけるように委員会に勧告する。 ・当局と地域コミュニティとの関りを称賛する。以下の事業が資産で実施された（研修活動、記録化、意識の向上、伝統技術を使用した保全と再生、規制の策定、管理計画の詳細検討）。 ・大雨と火災が依然として資産に脅威を与えており、リスク管理計画と消防システムの設立が明らかに必要である。2017 年と 2019 年の大雨の被害を受けた住宅のメンテナンスと復元のための調査と目録事業と、火災ゴミの清掃と撤去を継続すること。 ・決定 43COM 7A.26 に従い、2020 年 3 月、世界遺産センターは、DSOCR の策定、関連する是正措置、境界線変更と暫定リストに対処するためにパリで会議を開催し、締約国、イコモス、ユネスコラバト事務局、世界遺産センターが参加した。締約国から、現在の資産の保全状況と実施された保全事業関する質の高い報告書が提示された。主に OUV の遡及的な言明の起草、現在の資産の保全状況、提出された軽微な境界線変更届、現在進行中及び将来の事業について、技術的な勧告と議論を実施した。 ・2020 年 6 月にイコモスが技術審査を提出した、資産の管理計画、軽微な境界線変更届、OUV の遡及的な言明の詳細検討については世界遺産センター及びイコモスと緊密な協議が継続されている。軽微な境界線変更届と OUV の遡及的な言明は第 44 回世界遺産委員会での承認を受けるため提出されたが、資産の保全に向けた重要な一歩となる。 ・オランダ信託基金（NFiT）と世界遺産基金が資金を提供している「リビアの世界遺産の是正措置策定の国家のキャパシティ強化」の支援の下、世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を継続し、DSOCR と必要な是正措置及び実施のタイムフレームが策定された。2021 年 4 月 26 日に世界遺産センターに提出された。 ・脅威に対処するための重要な措置は実施されているが、治安状況が許し次第、可及的速やかに世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを実施することが依然重要である。その間、世界遺産センターを通じて資産の現状や、是正措置実施のために取られた全ての新しい措置ついて世界遺産委員会に定期的に報告することが重要である。そのため、引き続き危機遺産とするべきである。 ・また、締約国が策定し提出した DSOCR、是正措置、実施のタイムフレームを採択するよう委員会に勧告する。 3．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。
決定概要	
・軽微な境界線変更届の詳細化に進捗があったことに感謝し、世界遺産センター及び諮問機関との緊密な協議の下でプロセスを継続し、作業指針第 164 項に従い提出を要請する。 ・世界遺産センター及び諮問機関との緊密な協議の下で練り上げられた、一連の是正措置と実施のタイムフレーム、DSOCR を採択する。 ・作業指針第 172 項に従い、資産の状況の変化、是正措置実施のために取られた全ての新しい措置、資産の保護と保全について世界遺産委員会に定期的に報告すること。また、資産の OUV に影響を及ぼす可能性のある復元工事、新規建設工事の計画について報告すること。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

１５．タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.15	ID No.	287
資産名称（英）	Rock-Art Sites of Tadrart Acacus		
締約国	リビア		





©Federica Leone
Author: Federica Leone

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺産	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	世界遺産タッシリ・ナジェール（Tassili N'Ajjer）山脈のリビア国境側には、幾千の洞窟壁画が残っている。これらの岩絵は、古くは紀元前 1 万 2000 年ごろから新しいものでは紀元 100 年ごろまで様々な時代に描かれたものであり、時代によって描画様式が大きく異なる。狩猟や日常生活の諸場面、儀礼での舞踊や動物といった主題が描かれており、サハラ砂漠一帯で活動した諸民族の生活様式のみならず、周辺地域の植生や動物の分布変化を辿るうえで貴重な資料である。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011		

保全状況	
現在の課題	意図的な破壊、人材、違法行為、戦争
審議概要	１．締約国による保全状況報告 ・2019 年、政府決定 155/2019 によりリビアの世界遺産の保護保全の管理と戦略の実施のための委員会を設立した。 ・妨害行為、破壊行為の報告はなく、この結果は地域コミュニティの支援と共に観光警察、農業省の地方事務所、遺産局（DoA）が設立した検査パトロールと呼応する。更に外務省が、ジェルマ、ガット、アラウェナトを含む資産周辺の街や都市で意識の向上活動を強化した。 ・DoA は資産のデータベースに関してアカクスでの考古学ミッションの追跡調査を実施しており、また資産で調査を行ったその他のミッションとも連絡を取っている。 ・資産を国立公園に指定する協議は現在も進行中であり、文化・ビジターセンターとしてアラウェナトの古要塞（fort）を再生する調査を実施した。これは資産管理の本部としても機能する。 ・管理計画の準備を開始し、優先される技術・財政支援の特定を進行中である。 ・外務省は、盗取され又は不法に輸出された文化財の国際的な返還に関する UNIDROIT 条約（UNIDROIT Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects）の批准に取り組んでいるが、現在の状況下では批准が遅れる可能性がある。 ・ガットの地域のお祭りなどが、資産保護に対する市民の取組と意識の向上の改善に役立った。資産の概要や保護に関する情報の資料を配布した。

・ユネスコの遺産緊急基金などを通じて、文化遺産の保全のため追加の財政的・技術的な支援の提供を国際社会に呼びかける。2020 年 3 月のイコモス及び世界遺産センターとの技術会議（technical meeting）で直接の議論と協議が可能となり成功であったと考えている。DSOCR の素案に取り組む意思を示した。
・本資産の危機遺産リストからの除外を再度要請し、資産の保全状況を評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招聘した。

2．世界遺産センターの見解
・破壊行為減少の努力により過去 1 年間で同行為が報告されていないが、長期的に破壊行為を確実に防止するには、治安状況と広大な資産範囲が課題となる。
・地域コミュニティや様々なステークホルダーと緊密に連携した、意識の向上やコミュニケーションキャンペーンは、資産と OUV 保全に貢献する活動だが、資産の効果的な管理が依然不足しており、明確な管理メカニズムを確立するための管理計画が、保護と保全の確保に重要である。委員会は、締約国に対してこのタスクの実行の継続と、技術的・財政的支援の要請をするよう望む可能性がある。
・資産を国立公園に指定することや、アラウェナト要塞を文化・ビジターセンターと資産管理の本部とする再生などの進展を歓迎する。作業指針第 172 項に従い、資産の状況の変化について世界遺産委員会に定期的に報告することと、アラウェナト要塞再生の詳細な情報提供を含む、資産の OUV に影響を及ぼす可能性のある復元工事、新規建設工事の計画について報告するべきである。
・文化財の不法売買に対抗するため重要な取組がなされた。委員会が、緊急の保全活動継続のための資金と特別援助や、リビアの文化遺産の違法売買に対する戦いへの協力などにより、これらの取組を支援するよう全締約国に再度呼びかけることを望む。
・資産を保全するための重要な取組は、リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画、短期・中期・長期的措置に沿ったものであるべきである。そのため、この行動計画実施の進捗状況の情報提供と世界遺産センターと諮問機関と共同で、上記行動計画に基づいた資産の是正措置と DSOCR を定義することを開始するように、委員会が締約国に要請することを勧告する。
・治安の改善は資産の保全に良い影響を与える可能性があるが、追加努力が必要になるかもしれない。治安状況が許し次第、可及的速やかに世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを実施することが重要である。その間、世界遺産センターを通じて、現地や活動、可能な限り委員会のコメントや要請の実施についての最新状況を継続して委員会に知らせることが重要である。
・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべき。

3．世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

・作業指針第 172 項に従い、資産の状況の変化について世界遺産委員会に定期的に報告すること。また、アラウェナト要塞再生の詳細な情報提供を含む、資産の OUV に影響を及ぼす可能性のある復元工事、新規建設工事の計画について報告すること。
・リビア文化遺産の保護に関する国際専門家会議（チュニス、2016 年 5 月）で策定された行動計画の実施に関して達成した進捗の報告を要請する。
・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を承認し、治安状況やその他の状況が許し次第、可及的速やかに実施されることを奨励する。
・DSOCR と共に一連の是正措置と実施のためのタイムフレーム策定のプロセスを、世界遺産センターとイコモスと共同で、開始することを要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

１６．ヘブロン/アル＝ハリール旧市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.16	ID No.	1565
資産名称（英）	Hebron/Al-Khalil Old Town		
締約国	パレスチナ自治政府		





© Firas AL_Hashlamoun
Author: Firas AL_Hashlamoun

種別	文化遺産	資産面積	20.6 ha
タイプ	歴史的都市	緩衝地帯面積	152.2 ha
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2017 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2017 年
資産概要	ヘブロン/アル＝ハリール旧市街は、1250 年から 1517 年までのマムルーク時代に、地域で産出された石灰岩を用いて建設された。ここには、アル＝イブラヒモスク、アブラハム/イブラヒムとその家族の墓を守るために 1 世紀に造られた墓があり、ユダヤ教、キリス教、イスラム教という 3 つの一神教の巡礼の地となった。またこの街は、パレスチナ南部、シナイ、ヨルダン東部、アラビア半島北部を行き来する隊商の交易ルートの交差点であった。続くオスマン帝国時代（1517 年～1917 年）に周辺地域に拡大し、家屋の屋根の高さが高くなるなどの変化があったが、民族、宗教、職業によって分かれた地域地区や樹形に配置された部屋を特徴とする家屋など、マムルーク時代の街の特徴が残っている。		
危機遺産に登録された要因	一連の脅威の概要が推薦書で示されているが、記載時に世界遺産委員会が特定したものはない。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画、その他（記載時に SOUV がなかったこと）
審議概要	１．締約国による保全状況報告 ・観光・古物省（MoTA）、ヘブロン地方自治体（HM）、ヘブロン再生委員会（HRC）は、引き続き資産の顕著な普遍的価値（OUV）の保護に尽力している。 ・2018 年パリでの会議とユネスコと諮問機関との追加の協議を経て、顕著は普遍的価値の遡及的な言明、DSOCR の素案、関連する是正措置の素案を世界遺産センターに提出した。 ・世界遺産基金の国際支援の枠組みにおいて、管理保全計画（MCP）策定に向けた進展があった。MCP の素案を世界遺産センターに提出し、技術的なレビューを受けている。 ・2019 年には資産の物理的な状態と地域コミュニティの社会経済状況の改善の事業に進展があったが、2020 年は COVID-19 のロックダウンと制限措置により縮小となった。 ・2019 年には 800 件以上の違反の報告があるなど、資産では現在でも違法行為が行われており、資産は依然脆弱な状態にある。資産内の旧野菜市場（Al-Hisba）に新しいイスラエル人の集落を設置する計画のためには、歴史的な市場の建造物と多くの商店の撤去が必要となり旧市街の都市形態に対する影響があるが、これは締約国の管理外にある。その他の不適切な開発には、Al-Zatrai 住居の発掘がある。マクペラの洞穴（Al-Haram Al-Ibrahimi/Tomb of Patriarchs）では軍

	の命令で保全事業が妨げられ、不適切な電動エレベーターの提案がなされている。 ・大規模開発や主要な復元を制限する管理のメカニズムを準備する努力を継続している。これは、最近是認された有形文化遺産法に沿っており、この法律では資産内での新たな建設が防止され、また主要な復元には遺産影響評価（HIA）と環境影響評価（EIA）が義務付けられている。 ・ユネスコに対し、資産に対する潜在的な影響と上記の活動に関する複数の書簡を送付した。事務局より、イスラエルに対して関連情報の提供が行われた。 ・本資産を引き続き危機遺産リストに掲載するべきであると考える。 2．世界遺産センターの見解 ・決定 42COM 7A.28 で採択されたプロセスに則り、SOUV の遡及的な言明の改訂版が提出された。DSCOR 素案と是正措置素案のまとめと検討に委員会による SOUV の採択が必要である。更に、SOUV は MCP の必須の基礎となる。 ・MCP 事業については、技術的なレビューのために素案の提出同様に歓迎すべきであるが、MCOP は採択された SOUV の情報を得る必要があり、そのまとめは世界遺産センター、ユネスコラマラ事務所、諮問機関の密接な協力の下で進める必要がある。 ・資産の保全管理と社会経済促進のための事業実施を歓迎するとともに更に奨励する。 ・有形文化遺産法と資産内での主要な復元事業に対する HIA、EIA の要件を歓迎する。資産内での旧野菜市場（Al-Hisaba）での新しい集落建設等の違法行為の規模と範囲は、資産の OUV に対する潜在的な脅威となる可能性がある。作業指針第 172 項に従い、大規模保全措置、開発工事については、元に戻すのが困難な決定が下される前に、諮問機関の審査のため、その詳細を世界遺産センターに報告すること。 ・資産と OUV に被害を与えるような行為は、全関係者が避けるべきであり、特に資産と緩衝地帯内での物理的な被害、保全事業の阻止、不適切な新規開発事業等を控えるような、資産保護のためにあらゆる手段を講じるべきである。 ・引き続き危機遺産リストに掲載すべきである。 3．世界遺産委員会での審議 議長から、以下の 4 件の保全状況報告に関する決定案について、関係者による協議により合意にいたったものであり、そのまま採択すること、又、採択後に意見表明なども行わないことを条件に合意に至っているため、意見表明は行わないことの説明があり、採択された。 7A.10：「エルサレムの旧市街とその城壁群（パレスチナ（ヨルダン提案））」 7A.16：「ヘブロン/アル＝ハリール旧市街（パレスチナ）」 7A.17：「オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観（パレスチナ）」 7B.135：「イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路（パレスチナ）」

決定概要

・世界遺産一覧表に関わる本資産の状況は、世界遺産委員会決定 41COM8B.1 で示されたものから変わっていない。

付属文書（Annex）

・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で、資産の SOUV 素案を確認することを決定する。
・現在の保全及び開発事業の詳細情報、特に遺産に対して潜在的な悪影響がある事業について、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

１７．パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.17	ID No.	1492
資産名称（英）	Palestine: Land of Olives and Vines – Cultural Landscape of Southern Jerusalem, Battir		
締約国	パレスチナ自治政府		





©**Centre for Cultural Heritage Preservation**
Author: Rami Rishmawi

種別	文化遺産	資産面積	348.83 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	623.88 ha
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2014 年
資産概要	エルサレムから南西に数 km、バティール丘陵にはウイディアン（widian）と呼ばれる農地が広がっており、特徴的な石で組まれた段畑が渓谷に沿って続いている。段畑には市場向けの野菜を栽培するために水が引かれているものと、ブドウやオリーブの栽培のために乾いたまま使われるものとがある。こうした山間部における段畑農法の発展は、地下水を水源とする灌漑水路の賜物である。現在でも水は伝統的な方法でバティール周辺の農家に分配されている。		
危機遺産に登録された要因	• フェンス（隔離壁）の建設（可能性） • 段々畑の放棄と植林 • 社会文化的・地政学的変化による影響		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015		

保全状況	
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、侵略的外来種、その他（フェンス（壁）建設の可能性）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・管理保全計画（MCP）を完成させ、アラビア語に翻訳し、地域の関係者やコミュニティに配布した。2019 年 10 月には主なステークホルダーによる共同署名を行った。 ・計画されている管理体制はまだ準備ができておらず、運営委員会と資産管理委員会も同様である。パレスチナ世界遺産理事会が、管理システム運用まで MCP の実施を調整し保証する。定期的な調整会議やワークショップを開催し、事業や活動の実施計画を立てた。 ・以下の是正措置の実施により、DSCOR 達成に向けて進展があった。 ・資産沿い、または資産のセッティング内に対する「壁」建設計画を却下した。 ・資産内の農業の段畑、見張り塔やドライストーンの壁等の関連する要素の適切な保全。 ・パティールの水道網整備改善事業（20 万米ドル）の実施。下水処理場事業の実施は財源と、世界遺産センターに提出予定の遺産影響評価の実施を待っている。 ・資産と緩衝地帯保護の実施、管理計画とモニタリングシステムの採択、持続可能な管理システムの導入。 ・それ以外に、祭り、キャパシティビルディング、再生行為、意識向上等の活動を実施。

・Covid-19 パンデミックの影響により、実施中・計画中であった活動に影響があったが、主な活動は継続している、観光部門は大きな打撃を受け、地域住民の収入は激減したが、土地を耕すため農民が戻ってきたという良い側面もある。
・以下の脅威は資産の OUV に負の影響を及ぼす可能性がある。
  ・資産内及び周辺での都市の発展
  ・資産内と周辺の丘に対するイスラエル人居住地の違法な建設、新居住地設置のためのテント設営、資産内と緩衝地帯内におけるドライストーン壁・住居・休憩所の破壊、オリーブ林の伐採や復旧事業の妨害
  ・緩衝地帯の一部にかかっているイスラエル占領当局の 632.97 エーカーの工業地帯計画

2.世界遺産センターの見解
・MCP は完成したが、効果的な管理に必要不可欠である計画済みの管理システムがまだ運用されていない。特に、地域当局の意思決定者を含む運営委員会と、観光・古物省（MOTA）、地方政府とその他の関連機関の技術スタッフが参加する実施のための作業部会の設置が急務である。締約国に対して、資産管理者に必要な資源を配分することを要請し、その間に、MCP の協調的・相乗的な運用を確実にするために、MOTA、地方自治体、その他の関連省庁のスタッフの共同オフィスを設置する等の代替策の実施を要請する。このシステムは、最近達成した全ステークホルダーによる MCP の承認と、地方自治体と共に開催し、今後も定期的に継続される管理調整会議を基礎として構築が可能である。
・制限や不利な状況下にありながら、農業景観の属性（アトリビュート）に対する維持再生事業、意識の向上、地域の物品販促等が実施か実施中である。下水道改善のための資金不足に対応するため、一時的な代替案や措置が示されたが、採択された低コストの解決案は短期的な解決策であることを考慮すべきである。優先的に下水道システム改善の資金確保継続を要請することを推奨する。
・無秩序な都市の拡大を避けるためには土地利用計画と関連条例の策定が不可欠である。計画の目的と規制が適切であることを確実にするため、地方自治体と地域コミュニティがフルに参加して計画を策定するべきである。
・農業への復帰は好ましいサインであり、パンデミックによる緊急事態後も農業が継続できるような支援が必要である。
・作業指針第172段落に従い、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設工事計画について、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告することを要請する。
・資産の保全状況の実態に関連した是正措置実施の進捗をモニタリングするため、現在の評価済みの現地の状況を示すMCP準備中に実施された目録と比較をすることが極めて重要である。
・引き続き危機遺産リストに掲載することを勧告する。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
議長から、以下の 4 件の保全状況報告に関する決定案について、関係者による協議により合意にいたったものであり、そのまま採択すること、又、採択後に意見表明なども行わないことを条件に合意に至っているため、意見表明は行わないことの説明があり、採択された。

7A.10：「エルサレムの旧市街とその城壁群（パレスチナ（ヨルダン提案））」
7A.16：「ヘブロン/アル＝ハリール旧市街（パレスチナ）」
7A.17：「オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観（パレスチナ）」
7B.135：「イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路（パレスチナ）」

決定概要

・管理システム運用と管理保全計画（MCP）の実施を確実にするために必要な資源を配分するよう要請し、またその間に、運営委員会と作業部会を設立してMCPの意思決定と実施の権限を与える代替案の採用を促す。
・作業指針第172段落に従い、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設工事計画について、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告すること。
・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

１８．古都アレッポ

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.18	ID No.	21
資産名称（英）	Ancient City of Aleppo		
締約国	シリア・アラブ共和国		





© Silvan Rehfeld
Author: Silvan Rehfeld

種別	文化遺産	資産面積	364 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	紀元前 2000 年頃よりいくつもの交易ルートの中継地として栄えたアレッポは、ヒッタイトからオスマン帝国まで次々と支配者が変わる激動の歴史を駆け抜けた。モスク、宮殿、隊商宿、伝統的な公衆浴場などにより、独自の都市構造が形成されている。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013		

保全状況	
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、住宅開発、法的枠組み、管理制度/管理計画、戦争
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・資金や伝統的な建築資材の不足等の多くの課題があるが、資産の回復に向けた多くの活動を実施した。 ・「世界遺産の都市アレッポの回復のためのビジョン及び計画的枠組み」（2019）に基づき、以下の活動を実施した。 ・インフラのネットワークと施設の改善 ・スーク（Suqs）を経済的利益の特別地域と認定し、380 以上の店舗を修復した。アガ・カーン文化財団が支援する修復事業の情報を世界遺産センターに送付した。国連開発計画（UNDP）により、他のスークでも約 200 人の工房、店主の生活を支援し、また同職人や刺しゅうに携わる女性に研修を行った。その見返りとして、伝統的な知識が若者たちに受け継がれている。その他の国際的なパートナーは、国際貿易センター、スイス開発協力庁、日本政府である。 ・学校の再生、公共広場、歴史的宗教的な建造物の修復を進めている。その中には、被害を受けたモスクの 8 割と、大モスクのミナレットが含まれている、アレッポの城塞では、構造調査や被害を受けた壁の修復を実施した。 ・古物博物館総局が、被害を受けた建造物の強化事業を実施中である。 ・土地利用の管理規制、住居の改善、復元及び再生事業を適用し、住民の帰還を促した。

・アレッポの州知事をトップとした古都保護委員会が、技術委員会の支援を受けて事業を監督している。許可証は DGAM と旧市街総局が与えており、2020 年には約 430 件の修復許可書が住居や店舗に提供された。
・最新の建造物規制システムは、批准の手続き中である。
・投資家が都市の再生に参画できるような法的整備を実施し、住民の帰還を奨励する社会的・教育的・文化的な活動を実施した。
・2019 年 5 月の省令に基づき、資産の緩衝地帯を示す軽微な境界線変更を準備中である。
・シリアの UNDP の支援と日本政府からの資金援助により、2019 年 10 月 24 日にアレッポ国立博物館を再開した。
・第三者機関により、不適切な復元事業が報告され、包括的な計画が求められている。

2.世界遺産センターの見解
・計画、調整、規制などの設定や、復元事業は順調に進んでいる。極めて困難な状況にもかかわらず、DGAM、協力者、地域コミュニティが事業を進めたことを歓迎し、戦略的文書「ビジョンと計画の枠組み」で計画された活動の推進を奨励する。委員会決定 43COM 7A.31 において、世界遺産センター及び諮問機関と協議の上、歴史的都市景観に関する勧告（ユネスコ、2011）に沿って策定される復元再生マスタープランと最新の管理計画を優先するよう求めたことを想起するべきである。また委員会が前回要請したように、早急に必要な建造物への詳細なリスクアセスメントを行い住民の安全性を高める緊急措置を策定が望ましい。
・DGAM がアレッポ市、アガ・カーン文化財団（AKTC）と共同で実施したスーク・アル・サカティヤの復元事業に関するイコモス技術審査では、損傷したドームと構造物の完全な復元、新しく近代的な技術設備の建設、遺跡の歴史的な特徴に調和した適切な機能と装飾要素のデザインであることが示されている。2020 年 3 月、大モスクのミナレット復元に関する図面や写真、建築基準の提案書が共有された。図面によるとミナレットの 72%が可能な限りオリジナルの石材を使用して復元され、基礎が強化される。他の重要な事業も完了し、数百件が許可されている。締約国に対し、作業指針第 172 項に従い、全ての重要な事象に関する情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを促す。
・残っている主要な課題の 1 つは資金不足である。資産の再建と再生には膨大な課題があり、これ以上取り返しのつかない損失を出さないためには、初期段階での迅速な介入が必要である。国際社会は「ビジョンと計画の枠組み」で示された活動実施支援を再度奨励するべきである。
・再生の進展を鑑み、資産の保全状態の包括的な評価を進めるため、世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を、状況が許し次第可及的速やかに実施することが重要である。また、DSOCR をできるだけ迅速に策定することを強く望む。
・委員会に対し、緩衝地帯策定の提案を歓迎し、締約国に対して軽微な境界線変更願いを世界遺産センターに提出し、諮問機関の審査を受けるよう、奨励するべきであると勧告する。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

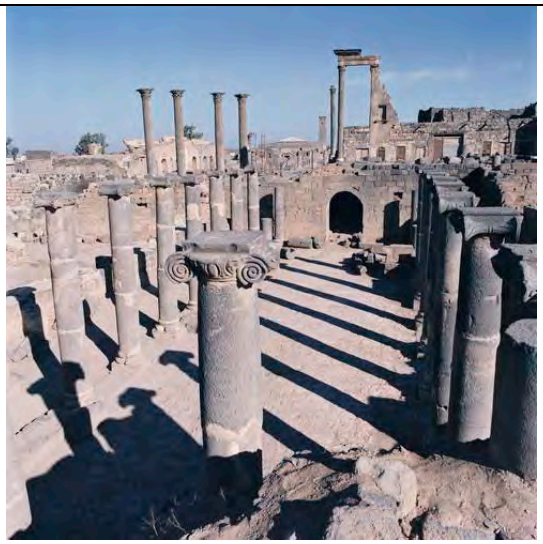
・最もリスクが高い構造物の詳細なリスクアセスメントを実施し、住民の安全を向上するために必要な緊急措置を実施することを改めて要請する。
・作業指針第 172 項に従い、大モスクのミナレットの復元や建造基準を諮問機関の審査のために提出したように、主要事業に関する情報を世界遺産センターに提出する義務が締約国にあることを想起させる。
・資産の保全状況の包括的な評価を進めるため、状況が許し次第可及的速やかに世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッション招聘することの必要性を繰り返す。
・可能な限り早くに世界遺産センターと諮問機関と協力し DSOCR 達成のための一連の是正措置を策定するべき。
・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

１９．古代都市ボスラ

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.19	ID No.	22
資産名称（英）	Ancient City of Bosra		
締約国	シリア・アラブ共和国		





©Yvon Fruneau
Author: Yvon Fruneau

種別	文化遺産	資産面積	99.8 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	35	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	かつてローマの属州であったボスラは、メッカへ向かう古代の隊商ルートの重要な中継地であった。2 世紀ごろの巨大なローマ式円形演技場や、初期キリスト教建造物、そして多数のモスクが城壁内に現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 1997		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、違法行為、戦争
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・古代都市は地域住民による多くの無許可の発掘を含む、継続的な違法発掘により深刻な被害を受けており、古代都市の考古遺構に取り返しのつかない被害を与えるリスクがある。 ・2018 年 12 月の緊急国際援助による事業の枠組みにおいて、考古博物館局（DGAM）は、ドローン技術も使用し、現地での資産の詳細な被害評価を実施し、建造物の被害を完全に破壊（5%）、ほぼ破壊（18%）、重大な被害（25%）、軽い被害（33%）の 4 段階に分類した。 ・DGAM により、以前より崩壊が報告されていたカリベ「姫のゆりかご」の建築要素の 3D 記録を実施された。 ・都市構造の包括的な研究に基づき、DGAM と市議会により、危機後の再生と 2017 年に設定した緩衝地帯に規制を適応するために、2003 年に制定した建築基準の更新が行われている。 ・2020 年 10 月に、緊急人道支援の一環として、国連ハビタットが地方行政相と協力し、インフラ工事や住宅の復元等の市の優先事業を特定するためのワークショップを開催した。 ・2018 年 12 月に承認された緊急国際援助の枠組み内で DGAM が実施した事業の報告書を提出した。 2.世界遺産センターの見解 ・違法発掘の多さに深刻な懸念を表明する。

	・本資産の回復のために最適な復元アプローチを定めるため、世界遺産センター、諮問機関、国際科学コミュニティとの更なる調査と議論が必要である。 ・作業指針第172段落に従い、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、将来の事業に関する詳細情報を、世界遺産センターに報告し、諮問機関の資産を受ける義務が締約国にあることを想起させることが適切である。 ・イタリア政府の資金援助による「シリアにおける文化遺産保護の強化と世界遺産委員会決定のフォローアップに関する古代都市ボスラ」事業の枠組みで、行われる予定であった技術支援ワークショップは治安情勢、衛生状態の悪化により開催できなったが、世界遺産センター、イコモス、DGAM の交流を通じて、DSCOR の予備的事業を遠隔で開始することが可能となる見通しである。 ・資産の再生と緊急介入実施の進捗を考慮し、状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムによる合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し実施することが必要不可欠である。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・最適な復元アプローチを定める議論を実施するまで、カリベ（Kalybe）（王の娘のゆりかご）を含む復元事業を応急的な処置に限定することを要請し、更に作業指針第172段落に従い、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある再建及び復元事業について、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告することを再度要請する。
・最新の建築基準案が提出されたことを考慮し、イコモス技術審査を受けて基準を見直すことを要請する。また、OUV を維持するための規制を設ける一方で、資産の再生、都市構造の再生、住民の帰還を促す努力を歓迎する。
・状況が許し次第、可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムによる合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保存状況について包括的な評価を実施し、確実に資産の保全保護するために必要な措置を特定すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

２０．古都ダマスクス

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.20	ID No.	20
資産名称（英）	Ancient City of Damascus		
締約国	シリア・アラブ共和国		





©Sacred Sites
Author: Martin Gray

種別	文化遺産	資産面積	86.12 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	42.6013 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	紀元前 3000 年頃に造営されたダマスクスは中東最古の都市のひとつである。また、中世には刀剣やレースなど手工業の中心地として繁栄した。アッシリアの神殿跡に建てられたウマイヤド・モスクなど、様々な時期に属する 125 あまりの歴史的建造物が現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 1999, 1998, 1997, 1996, 1994, 1993, 1992,		

保全状況	
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、遺産に対する社会の評価、戦争、その他（火災）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・バブ・アルサラムとバブ・トゥマ間の古代都市の外壁 10×5m の部分が、適切なメンテナンス不足と破損した下水道網からの漏水のため崩壊した。世界遺産基金による緊急支援が実施され、考古博物館局（DGAM）は探査トレンチや 3D 記録などの被害と脅威を評価の記録を実施した。 ・DGAM は 2013 年の緊急対応計画を継続的に実施しており、火災事故は大幅に減少したが、2019 年に緩衝地帯内で複数の火災が発生しており、脅威は残っている。 ・伝統的な建築資材の不足と高騰、専門性の高い労働者不足等による、不適切な資材の使用は依然大きな問題となっている。 ・管理計画を進めることができた。地域コミュニティと協議の上、資産内の車両の循環を一時的に制限する取組を実施している。歴史的建造物群の記録と保存に関連するステークホルダーとの協力も継続している。 ・世界遺産センターと諮問機関と共同で進めている DSCOR 策定の枠組みにおいて、オットーマン銀行に関する進捗報告書を提出した。オットーマン銀行の復元を開始したが、資金不足と関係者間の意見の相違により、DGAM が作業をコントロールすることが困難になっている。 ・全体的に、資産の保全事業は資源が入手できるようになったため再開している。危機遺産リストに掲載された際の脅威は適用されない状況という認識の下、危機遺産リストからの解除のために必要な是正措置の評価のため、リアクティブモニタリングミッションを招聘した。

2.世界遺産センターの見解
・資産の管理計画策定に向けた作業を継続するため、国際的な支援を求めることを奨励する。管理計画は、復元の決定の通知やステークホルダー間の調整を確実にするため必要不可欠である。
・オットーマン銀行の再生を含めた、2016 年のユネスコ緊急支援会議と同年の技術支援ワークショップの全ての勧告を引き続き実施するよう奨励する。
・イタリア政府の資金援助による「シリアにおける文化遺産保護の強化と世界遺産委員会決定のフォローアップに関する古代都市ボスラ」事業の枠組みで、行われる予定であった技術支援ワークショップは治安情勢、衛生状態の悪化により開催できなったが、世界遺産センター、イコモス、DGAM の交流を通じて、DSCOR の作業を遠隔で開始した。3 回のオンライン会議と、その他のフォローアップにより、作業の進展が図られている。示された DSOCR、是正措置、実施のためのタイムフレームは策定されており、採択を推奨する。
・歴史的建造物であるオットーマン銀行の復元を含む、資産の定期的な保全管理事業が再開されたことを考慮し、資産の保全状況の包括的な評価を行うため、状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムによる合同リアクティブモニタリングミッションを招聘することが極めて重要であることは変わりない。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・作業指針第 172 段落に従い、諮問機関の審査のため、全ての再建・復元事業について、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告することを再度繰り返す。
・状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムによる合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保存状況について包括的な評価を実施すること。
・DSOCR のための一連の是正措置策定のため締約国、世界遺産センター、諮問機関が実施した作業に満足する。
・策定された DSOCR、是正措置、タイムフレームを採択する。是正措置は 3 年以内に完了するべきである。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

２１．シリア北部の古代村落群

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.21	ID No.	1348
資産名称（英）	Ancient Villages of Northern Syria		
締約国	シリア・アラブ共和国		





©Michel BRODOVITCH
Author: Michel BRODOVITCH

種別	文化遺産	資産面積	12,290 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2011 年
構成資産数	8	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	シリア北部には 1 世紀から 7 世紀にかけて造営された 40 あまりの集落が遺されている。これらの村落は古代末期からビザンティン時代にかけて営まれた農耕民の生活を今に伝える貴重な遺跡であり、住居の他にも教会、多神教の神殿、貯水槽、公衆浴場などの遺構が良好な状態で現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012		

保全状況	
現在の課題	財政、住宅開発、人材、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、違法行為、土地利用の変更、法的枠組、管理制度/管理計画、採石、戦争
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・本遺跡には、現在でも武装集団がおり殆どアクセスすることができないため情報が不足している。 ・地域コミュニティから、違法な発掘や建造などの違反行為が報告されており、資産の 8 つの考古公園に影響が与えられている。 ・写真、地図、報告、現地調査（可能な場合）等により、考古公園の被害を監視している。 ・報告書では上記以外の情報は示されていない。 ・資産の被害については、UNITAR/UNOSAT が 2017~2020 年に撮影された衛星画像の比較解析によっても確認されている。また、他の情報源からも被害の報告を受けている。 2.世界遺産センターの見解 ・決定 44COM24 を参照し、全関係者は軍事目的もしくはそれ以外の目的での使用を含む、資産に更に被害を与える可能性がある行動を控えること。 ・治安状況が許し次第可及的速やかに、資産の被害と全体的な保全状況の詳細な現地調査を実施し、資産の保全と保護を確保するのに必要な措置を特定することが重要である。また、DSOCR 策定と関連する一連の是正措置の特定も不可欠である。

	3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

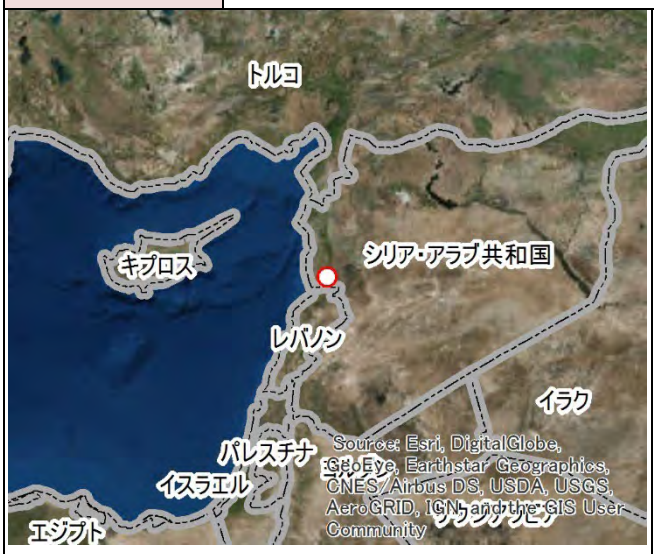
決定概要

・状況が許し次第、可及的速やかに、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM によるリアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保存状況について包括的な評価を実施し、確実に資産の保全保護するために必要な措置を特定すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

２２．クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル - ディン

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.22	ID No.	1229
資産名称（英）	Crac des Chevaliers and Qal'at Salah El-Din		
締約国	シリア・アラブ共和国		





©Silvan Rehfeld
Author: Silvan Rehfeld

種別	文化遺産	資産面積	8.87 ha
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	167.21 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2006 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	クラック・デ・シュヴァリエは、エルサレムの聖ヨハネ騎士団の要請により 12 世紀から 13 世紀にかけて建造された要塞である。十字軍の要塞としてはもっとも良い状態で現存している。サラディン城には同様の要塞がほとんど残っておらず、貴重な現存例といえる。10 世紀のビザンツ時代の始まり、12 世紀後半のフランク朝への変容、そしてアイユーブ朝（12 世紀後半～13 世紀半ば）によって造られた城壁まで、様々な特徴が残されている。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、採石、戦争
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・世界遺産基金の下で実施された国際援助（2019 年 2 月）の枠組み内で、資産の構成資産であるクラック・デ・シュヴァリエのマスタープラン策定のための記録作業を実施するため、シリア・ハンガリー共同ミッションにより複数の活動が実施された。 ・クラック・デ・シュヴァリエでは、騎士の間の南側のアーチと丸天井、中庭の主要階段、馬小屋の北東隅の復元事業を行った。来訪者にとって重要だが安定性が危ぶまれる個所も優先的に復元した。看板、カフェテリア等の来訪者施設の設置は観光省からの資金援助を受けている。 ・世界遺産基金による国際支援（2020 年 3 月）の枠組み内で、構成資産カルエッサラー・エル - ディンの記録と緊急の構造介入に関する活動を実施した。 ・観光省と協力し、カルエッサラー・エル - ディンでの持続可能な観光に対応する来訪者計画を策定中である。来訪者のルートと観光センターも修復した。 ・2020 年 10 月、カルエッサラー・エル - ディンを囲む森林において火災が発生し、緩衝地帯まで到達したが、農業省が設置した緊急遮断線により、この構成資産への延焼は防がれた。 ・危機遺産リスト掲載時の理由は既に適切でないと考える。

2.世界遺産センターの見解
・カルエッサラー・エル-ディンの国際支援要請は、委員会が要請した資産内で発生した被害の体系的な記録とリスク軽減措置の実施、資産内及び周辺の管理計画及びマスタープラン策定を支援するものである。緩衝地帯内でもリスク軽減措置を策定し、特に森林火災のリスクを対処するべきである。
・カルエッサラー・エル-ディンのケーブルカー事業はキャンセルされ、観光省が城周辺の観光コース作成のための資金を受け取ったと報告されている。作業指針第 172 項に従い、この事業や資産内での他の主要な事業に関する情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出する義務が締約国にあることを示す。
・イタリア政府の資金援助による「シリアにおける文化遺産保護の強化と世界遺産委員会決定のフォローアップに関する古代都市ボスラ」事業の枠組みで行われる予定であった技術支援ワークショップは治安情勢、衛生状態の悪化により開催できなったが、世界遺産センター、イコモス、DGAM の交流を通じて、DSCOR の作業を遠隔で開始した。会議の中止を受けて、世界遺産センターは、資産での持続可能な観光開発のためのエコツーリズムの代替措置を提案する技術報告書を提出した。
・緊急措置の実施を含む、通常の保存管理事業が再開されたことを踏まえ、資産の保全状況の包括的な評価を促進させるため、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同モニタリングミッションを実施することが極めて重要である。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・カル-エッサラー・エル-ディンでのケーブルカー事業が中止されたことを歓迎し、資産周辺に観光トレイルを作る意向を心にとめる。
・カル-エッサラー・エル-ディンの城周辺への観光トレイル建造や、資産内及び緩衝地帯内での全ての再建もしくは復元事業について、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出する義務が締約国にあることを示す。
・状況が許し次第、可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムによる合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保存状況について包括的な評価を実施すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

２３．パルミラの遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.23	ID No.	23
資産名称（英）	Site of Palmyra		
締約国	シリア・アラブ共和国		





©UNESCO
Author: Ron Van Oers

種別	文化遺産	資産面積	0.36 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	パルミラはダマスクス北東に位置するオアシス都市であり、古代世界において最も重要な文化の中心地のひとつであった。当地では 1 世紀から 2 世紀にかけて、土着の伝統とペルシャ文化がギリシャ・ローマ文化と融合した独特の芸術が花開いた。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊及び確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 1999, 1998, 1997, 1994		

保全状況	
現在の課題	意図的な破壊、交通インフラの利用に起因する影響、財政、陸上交通インフラ、住宅開発、違法行為、局所的な施設、主要な線状の公共施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画、湿度、戦争、その他（石材の深刻な風化）
審議概要	１．全体的な保全状況 ・都市インフラや学校などの復旧する努力をしているが、依然パルミラには殆ど人が住んでいない状態である。 ・建築の遺構は崩壊の危機にあり、深刻な劣化と致命的な破壊のリスクに直面している。シタデル、ベル神殿、凱旋門には緊急の介入と安定化が必要である。 ・主な課題として、資金不足により倒壊の危険性がある被害を受けた建造物への緊急対応ができないことや、被害を受けた記念物群に関わる記録が無いことが挙げられる。 ・このような状況下においても、考古博物館局（DGAM）は取組を継続している。被害評価調査を実施し、461 件の違法な掘削や穴を記録した。一部の穴は歴史的建造物の基礎を脅かしている。 ・2019 年にパリのユネスコ本部で開催された「世界遺産パルミラ復興に関する技術会議」において、パルミラの復興フェーズの DGAM のビジョンを発表した。 ・2017 年の第 41 回世界遺産委員会（決定 41 COM 8B.51）で勧告された、緩衝地帯保護強化のため、2019 年 9 月に省令 N° 258/A を発布した。 ・2020 年 11 月、DGAM はロシアの石材産業協会と凱旋門修復に関する覚書に調印した。 ・2020 年 12 月、世界遺産センターがサンクトペテルブルクのエルミタージュ美術館が主催した「パルミラ復興会議」に参加している。

	2.世界遺産センターの見解 ・被害評価により示された遺跡での違法発掘の多さや、緊急介入と安定化事業に利用できる資金不足により悪化した遺跡への更なる被害のリスクについて、委員会が懸念を表明することを推奨する。 ・2019 年 12 月に世界遺産センターが主催した「世界遺産パルミラの復興に関する技術会議」には、30 名の国際専門家が参加し、資産の再建や復興に関する課題に焦点が当てられた。特定の遺跡に対する緊急介入の必要性、被害を受けた建造物や遺跡全体に対する詳細な評価の実施、略奪品の返還を含む国際的な連携強化、科学的な研究や記録のため、現代的な技術や目録のデジタル化等を最大限活用する等、多くの提言が行われた。 ・統合保全管理計画は、包括的な参加型の価値を基にしたアプローチにより準備されるべきであり、資産の持続的な保全を確実にする方針、戦略、活動を含むべきである。また、記念物の再建事業を近い将来行わないが、博物館の再生は優先的に行い、資産に関わる全ての価値を含む総合的な解釈のアプローチで計画を行う事で合意された。また、地域コミュニティの帰還と彼らの繋がりの再開も資産の復興に不可欠である。 ・締約国に対し、資産のビジョンに沿った技術会議の勧告実施において、国際社会の支援を求めることを奨励する。世界遺産センターは、パルミラのための国際科学タスクフォース創設に向けて、DGAM と交流を開始した。作業指針第 172 項に従い、後戻りすることが困難な決定が下される前に、凱旋門の復元事業を含む予定されている事業に関する情報を、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出する義務があることを指摘する。 ・資産が直面している課題と国際社会の関心を考慮し、資産の保全状態の包括的な評価を実施するため、状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを実施することを強く望む。ミッションと並行し、一連の是正措置の特定と DSOCR 策定のためのプロセスを開始し、委員会で検討することが適切と考える。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・上記のユネスコ技術会議の勧告と、2016 年ユネスコ技術支援ワークショップの勧告、特に緊急安定化措置に関わる措置を実施し、これらの活動を支援する資金を求めることを要請する。 ・作業指針第 172 項に従い、後戻りすることが困難な決定が下される前に、凱旋門の復元事業を含む資産内で予定されている再建及び復元事業に関する情報を、イコモス審査のために世界遺産センターに提出するよう要請を繰り返す。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、DSOCR と一連の是正措置を策定し、資産の包括的な保全状況評価を進めるため、状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを招聘する必要があることを繰り返す。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

２４．シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.24	ID No.	―
資産名称（英）	General Decision on the World Heritage Properties of the Syrian Arab Republic		
締約国	シリア・アラブ共和国		



＜左地図中、北から＞
- シリア北部の古代村落群 (2011)
- 古都アレッポ (1986)
- クラック・デ・シュヴァリエとカル-エッサラー・エル - ディン (2006)
- パルミラの遺跡 (1980)
- 古都ダマスクス (1979)
- 古代都市ボスラ (1980)

資産一覧	
	• シリア北部の古代村落群 (2011) [報告書ページに記載] • 古都アレッポ (1986) [報告書ページに記載] • クラック・デ・シュヴァリエとカル-エッサラー・エル - ディン (2006) [報告書ページに記載] • パルミラの遺跡 (1980) [報告書ページに記載] • 古都ダマスクス (1979) [報告書ページに記載] • 古代都市ボスラ (1980) [報告書ページに記載]
保全状況	
現在の課題	1. 全体的な保全状況 ・シリアの紛争は2011年3月に始まり、その後重大な人道的状況の悪化に発展し、シリア国内の世界遺産及び12 件の暫定リスト掲載資産に対して、砲撃、火災、違法発掘、軍事利用、違法建設、国内避難民による考古遺跡の意図的破壊及び不適切な使用によって被害を及ぼした。いくつかの遺産は紛争により現在も危機的な状況にある。 ・場所によっては、遺産へのアクセスが極めて限定されている。特に、シリア北部の古代村落群については現場に行くことができないため、被害状況の全貌について把握することができない。 ・考古博物館局(DGAM)は、困難な状況にありながら、世界遺産及び文化遺産一般のモニタリングを行っており、可能なところでは、被害状況の評価、緊急保全措置、リスク低減措置を行っているほか、建造物や可動遺産のリスト作成を行っている。一方で、考古博物館局は財政不足に直面している。 ２．世界遺産センターの見解 ・シリアでの武力衝突は、6 件の世界遺産に被害を及ぼしており、同時に顕著な普遍的価値を適切に保護する能力を著しく限定している。特に古都アレッポは、広範囲に破壊されており、今後回復措置を進める段階で、さらに回復不可能な被害を受ける可能性もある。 ・シリアの考古遺跡及びテル（小丘）では、違法発掘が横行しており、多くの暫定リスト掲載資産を含む広い範囲に回復不能な被害を与えている。それらが、ブラックマーケットで違法に取引されている文化財の供給源となっている。 ・極めて困難な状況にも関わらず、文化遺産の保護に取組、文化財のモニタリングを行い、文化財の保護のために応急措置を施している考古博物館局、シリアの遺産専門家、地域コミュニティを賞賛すべきである。 ・状況が許し次第、世界遺産センター及び諮問機関は、全6 件の世界遺産について、是正措置及び危機遺産解除のための望ましい保全状況の策定を支援する用意がある。 ・資産が回復できない被害をこれ以上受けることがないように、また、文化遺産に応急措置を施すために、人道的活動及び治安上の活動を実施する際にも、文化遺産に関わる関係者と協力することが重要である。また、状況が許し次第、世界遺産の被害状況について、体系的に記録を作成す

	ることを勧告する。なお、被害を受けた資産の保護を行う際には、盗難やさらなる崩壊、自然劣化を防止するために必要な最小限の応急的介入にとどめ、国際的基準を満たし、質の高い科学的方法を用いた包括的な戦略及び行動計画を取りまとめることができる状況になるまで、それ以上の措置を行わないよう勧告する。 ・紛争後の介入については、国際的保全憲章や基準に則って、世界遺産センター及び諮問機関と協議しつつ、世界遺産の将来像を計画すべきである。 ・国際的専門家及びシリア国内の専門家が引き続き一体となってシリアの文化遺産の保護に取り組むよう要請する。また、ユネスコ遺産緊急基金への拠出を通じて保護の取組を支援するよう要請する。 ・状況が改善するまでの間、シリアの紛争に関わっている全ての関係者に対して、シリアの遺産、特に世界遺産及び暫定リスト掲載資産、にこれ以上被害を与える行為を慎むよう要請する。また、資産を保護するために可能なすべての措置をとり、世界遺産をターゲットにすることによる被害を防ぐことなどにより、2017 年 3 月の国連安全保障理事会決議 2347 などの国内法上の義務を果たすよう要請する。 ・締約国に対し、武力紛争の際の文化財の保護に関する 1954 年ハーグ条約第 2 議定書（1999 年）を批准するよう要請する。 ・全てのユネスコ加盟国に対して、国連安全保障理事会決議 2199 に則り、シリアから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力するよう要請する。 ２．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われなかった。
決定概要	
・シリアに関係する全ての国に対して、国連安全保障理事会決議2347 等の国際法を遵守し、シリアの文化遺産に対してこれ以上の被害を与えないように注意するよう求める。 ・締約国及び国際社会に対し、人道的措置、セキュリティ・平和構築措置を進めるにあたって、文化遺産の回復のための措置をその一環として実施するよう要請する。 ・被害を受けた資産について、最小限の救急措置により保護を図る一方で、状況が改善し、国際的な水準の包括的な保全戦略及び施策が策定できるまで、本格的な保全措置、復元措置を慎むよう要請する。 ・全てのユネスコ加盟国に対して、国連安全保障理事会決議2199 に則り、シリアから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力するよう要請する。また、締約国に対し、武力紛争の際の文化財の保護に関する1954 年ハーグ条約第2 議定書（1999 年）を批准するよう要請する。 ・状況が許し次第、世界遺産の被害状況等について、報告すること。 ・作業指針第172 項に則り、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のあるインフラ整備プロジェクトを含め、大規模な復元、新規建設事業の将来計画について、変更が困難な決定を下す前の段階で、報告すること。 ・国際社会に対して、ユネスコ遺産緊急基金への寄付を通じて、シリアにおける文化遺産の保護をさらに支援するよう要請する。 ・国内外の文化遺産専門家に対して、シリアの文化遺産を保護するために団結し、ユネスコと連携して現在進められている取組をさらに推し進めるよう要請する。 ・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。	

危機遺産保全状況個票

２５．古都ザビード

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.25	ID No.	611
資産名称（英）	Historic Town of Zabid		
締約国	イエメン共和国		





©Aneta Ribarska
Author: Aneta Ribarska

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1993 年
構成資産数	13	危機遺産となった年	2000 年
資産概要	ザビードは、7 世紀のイスラム勃興期より繁栄するイエメン西部の港湾都市である。13 世紀から 15 世紀にかけてはイエメンの首都が置かれ、大学や神学校を擁していたため、何世紀にもわたってアラブ世界で重要な役割を担ってきた。また、最古のモスクであるアサイル（Asa'ir）・モスクをはじめ、イエメンで最もモスクが密集している場所でもある。細い路地とレンガ造りの家々が織りなす均質な景観は、初期イスラム時代の特徴を残し、貴重である。		
危機遺産に登録された要因	• 建築遺産の深刻な劣化（住居がコンクリート造の多層階建造物に高い割合で置き換わっている）。 • 都市域内に残る家も、所得の低い居住者が多く、急速に劣化が進行している。 • スーク（市場）の活動が都市の外へ移転しており、古代のスークにはほぼ何もなく、活動は行われていない。店舗も荒れている。 • 伝統的な都市の経済的役割の消滅。 • 都市全体に保全戦略がない。 • イエメン国内の武力衝突による脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1998, 1997, 1996		

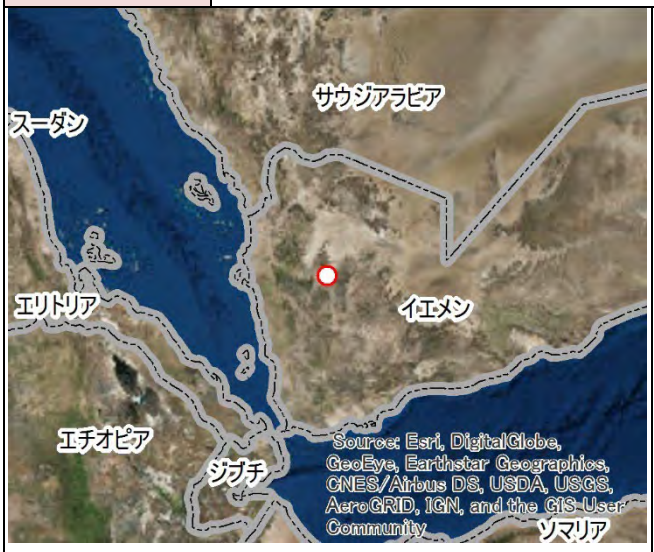
保全状況	
現在の課題	意図的な破壊、財政、住宅開発、人材、土地利用の変更、管理制度/管理計画
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・イエメンでの武力紛争は、依然として資産の OUV の脅威である。 ・建築違反に対する免許停止や違法建築物の撤去など、資産の保全と保護を目的とした様々な活動を実施した。 ・複数の保全事業については、ドイツ国際協力公社（GIZ）、社会開発基金（SFD）、地域当局などと共同で実施した。舗装、雨水排水の改善、複数の建造物の復元などを実施した。 ・欧州連合から資金が提供されている「キャッシュフォアワーク」事業の第一段階の実施を、ユネスコドーハ事務局と協力して継続している。この事業の枠組みで、歴史的建造物やインフラに対する被害の評価を実施し、現在も進行中である。

	・建築の訓練と研究センター（CATS）で、定期報告に焦点を当てたワークショップを実施した。様々な機関からの支援があるが、キャパシティビルディングや保全活動に貢献するような技術的・財政的な支援の追加が必要である。また、状況が改善され次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを実施する必要がある。 2.世界遺産センターの見解 ・イエメンの治安状況と脆弱な構造物のメンテナンス不足は資産の主な問題点であるが、ユネスコドーハ事務局や GIZ を始めとする国内外の関係者間で努力が継続している。 ・全ての建設事業が、建築規制を遵守し、オリジナルの材料と建築技術を尊重することが、資産の OUV、真実性、完全性を確実に維持するために必要である。世界遺産センターとユネスコドーハ事務局により、作業指針第 164 項に沿って、資産の境界の明確化と軽微な境界線変更について締約国を支援が行われた。 ・短期的な修理事業に対する助言や、DSCOR、関連する是正措置、タイムフレームの特定を援助するため、治安状況が許し次第可及的速やかに、リアクティブモニタリングミッションが資産を訪れることが依然必要である。 ・世界遺産の一部であるアル・アシャール・モスク周辺の店舗の撤去が推奨されているという情報を得たが、「ザビード歴史地区」の都市構造とレイアウトは OUV の不可欠な部分であり、上記の介入によって影響を受ける可能性がある。作業指針第 172 項に従い、諮問機関の評価のため、主要な事業に関する情報を、世界遺産センターに提出する義務があることを再度提言する。 ・引き続き危機遺産リストに掲載すべきである。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・ユネスコと諮問機関と協議の上、緊急のメンテナンスと安定化の活動を優先させ、調査と記録に基づいた伝統的な建築技術と材料を用いて被害を受けた建造物を復元し、OUV への更なる影響を避けるため、建築規制に準拠した建設の許可を確実にすることを要請する。 ・作業指針第 172 項に従い、主要事業に関する情報を諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出する義務を想起させ、報告を受けているアル・アシール・モスク周辺の商店の撤去計画に関する情報提供を要請する。 ・歴史都市・遺跡・記念物保全のための国家戦略 2016-2020 の進捗状況と、2015 年 7 月のユネスコ専門家会合で採択された「イエメンの文化遺産保護に関する緊急行動計画」の実施状況について報告すること。 ・ユネスコドーハ事務所と緊密に連携し、世界遺産センターと諮問機関と協議の上、作業指針第 164 項に従い、軽微な境界線変更の明確化に関する修正を奨励する。 ・修理や保全の活動に対する助言、DSCOR の決定、一連の是正措置と実施のためのタイムフレームの策定等に貢献するため、イエメンの治安状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングの必要性があることを繰り返す。 ・修理や保全の活動に対する助言、DSCOR の決定、一連の是正措置と実施のためのタイムフレームの策定等に貢献するため、イエメンの治安状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングが必要であることを再度示す。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

２６．サナア旧市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.26	ID No.	385
資産名称（英）	Old City of Sana'a		
締約国	イエメン共和国		





©Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	サナアは標高 2200m の山間部に位置するにも関わらず、過去 2500 年にもわたり人々が居住し続けた都市である。7 世紀から 8 世紀にかけてイスラム教の布教の中心地となったサナアには、103 軒のモスク、14 軒のハマーム、6000 戸を超える住宅が現存し、これらすべてが 11 世紀以前に建てられた歴史的建造物である。また、ユスティニアヌス帝の時代にはキリスト教の影響も受け、聖堂や殉教記念堂が遺されている。最大の特徴は版築工法で建造された高層住宅であり、外装には赤煉瓦と石膏を用いて幾何学模様が施されている。		
危機遺産に登録された要因	・イエメン国内の武力衝突による破壊と脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2001, 1999, 1998, 1991, 1990		

保全状況	
現在の課題	内戦、砂漠化、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、土地利用の変更、管理上の活動、戦争、その他（近隣住居の機能上の崩壊、建造物の物理的被害及び不安定さ、雨水排水ネットワークの問題）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・イエメンでの武力紛争は、資産の OUV を脅かし、経済的・社会的な困難を継続して引き起こしている。資産は不可逆的な破壊を受けており、現在でも脆弱な状態にある。 ・保全活動は、実行可能な際に使用できる資源を使用して継続している。複数の建造物を伝統的な手法と材料を用いて修復した。 ・アルフォリヒ、アルカッシミ、バール・ラジラジでは特に被害を受けた建造物が依然脅威にさらされており、2019 年には追加で 2 件が倒壊した。 ・2019 年は復旧活動、緊急の介入、規制の保護、違反行為の停止、技術的な助言等に焦点を当てた。建築許可についてはサアナ旧市街のガイドライン完成まで停止した。 ・建築訓練研究センター（CATS）は、ユネスコからの資金援助を受け、被害の目録と調査を実施しており、伝統的な建築様式や材料を保護する重要性を高める遺産の教育も提供している。 ・EU の資金提供事業「キャッシュ・フォア・ワーク：イエメン都市部の若者の生活機会の促進」の一環として、ユネスコと社会開発基金の間でパートナーシップ協定が結ばれている。

	・遺産の保全と再生、管理計画、DSCOR に向けた是正措置等、引き続き支援が必要である。 2.世界遺産センターの見解 ・現地の技術者や国際的な関係者の努力は称賛に値する。困難な状況下だが、記録や保全事業の実施や、様々な訓練やコミュニティの意識を向上させる事業が実施された。その多くがユネスコとの協力で行われている。 ・無秩序な新規の建設と不適切な復元が、資産の OUV に徐々に影響を与えている。 ・EU が資金援助する事業など、コミュニティを重視したアプローチはサナアの文化遺産を持続的に保護するために必要不可欠であり、また住民の所有権とコミットメントを示すものである。 ・世界遺産センターとユネスコドーハ事務局は、作業指針第 164 項に従い、境界線の明確化と、資産の軽微な境界線変更の策定において締約国を支援しているが、これは資産の保護を確実にするものである。 ・現在の治安状況により、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを組織することができなかったが、ユネスコドーハ事務局、世界遺産センター、諮問機関と密接に協力することが引き続き重要である。 ・ここ数年、歴史的都市・遺跡・記念物保存の国家戦略 2016~2020 の進捗状況と、2015 年 7 月にユネスコ専門家会合で採択された「イエメンの文化遺産保護に関する緊急行動計画」の実施状況に進展があったとの報告が無い。 ・サナアの大モスクの「アル・マナゼル」の取り壊しを含む事業が計画されていると報告があった。また、アル・ナハレン・モスクを取り壊し、新しいモスクを建てる計画があるとの報告もあった。諮問機関の審査のため、作業指針第 172 項に従い、主要な事業に関する情報を世界遺産センターに提出する義務が締約国にあることを想起させる。 ・本資産は依然として確実かつ潜在的な危機にさらされており、引き続き危機遺産とするべきである。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・資産におけるキャパシティビルディング、意識の向上、被害評価、記録と緊急の介入に対する地域の関係者と他の関係者の努力を称賛し、ユネスコと諮問機関との協議を継続して緊急の安定化措置を優先し、資産の OUV に段階的な影響を与えないため、調査や記録に基づいた伝統的な建築技術や材料を使用し、被害を受けた建造物を修復すること。
・作業指針第 172 項に従い、主要な事業に関する情報を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出する義務を想起させ、サナアの大モスクとアル・ナハレン・モスクに関する将来の計画を含めた情報を、世界遺産センターに提供すること。
・歴史的都市・遺跡・記念物保存の国家戦略 2016~2020 の進捗状況と、2015 年 7 月にユネスコ専門家会合で採択された「イエメンの文化遺産保護に関する緊急行動計画」の実施状況について報告すること。
・イエメンの治安状況が許し次第可及的速やかに、修理及び保全事業への助言、DSOCR の決定、一連の是正措置と実施のためのタイムフレームの策定に関して貢献するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが必要であることを繰り返す。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

２７．シバームの旧城壁都市

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.27	ID No.	192
資産名称（英）	Old Walled City of Shibam		
締約国	イエメン共和国		





©Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	16 世紀の都市シバームは、城壁に囲まれた垂直的な建造物を基に都市計画が行われた、最古にして最良の都市の 1 つである。都市を構成する塔のような高層建築は、ワディ・ハドラマウトの崖線の外側に屹立し、「砂漠のマンハッタン」との異名を持つ。シバームは、アラビア半島南部を貫く、香辛料や香料の交易ルート上に位置する重要な宿泊地であり、都市の内部には 7 階以上の高層建築や広場が、道路とともに長方形の区画を形成している。		
危機遺産に登録された要因	• 自然的要素による脅威 • 保全のための組織的な支援と資源の欠如 • 武力衝突による脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 1998, 1997, 1993, 1991		

保全状況	
現在の課題	内戦、財政、洪水、人材、戦争、水(雨水/地下水位)
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・深刻な洪水と継続するイエメンの課題により、資産の OUV は継続して脅威にさらされており、影響を受けた建造物に対して緊急に介入する必要がある。不十分な資源、限られた国際支援、経済状況の悪化にもかかわらず保全事業を継続しているが、OUV に対する複数の脅威を解決するには十分でない。 ・更にシバーム門の中庭や周辺の建物、多くの家の擁壁でもある歴史的な壁にも被害がでている。 ・洪水のリスクは継続しているが、キャパシティ不足と緊急の予算が不足しているため、改善措置をとれない。 ・景観の緩衝地帯の一部であるシバームオアシスの再生については、2010 年に実施したシバームオアシス開発事業で一部を実施したが、実施期間の短さから、洪水からの保護や、農業の多様性の開発など、特定の目的を達成することはできなかった。 ・「2018~2019 シバーム・ハドラマウトの保全状況」、「シバーム歴史都市の管理戦略」の概要を提出した。 ・世界遺産センターとユネスコドーハ事務局とは、特に EU の資金援助による事業の第 1 フェーズ実施について継続的に連絡を取り合っている。

	・ユネスコの支援が承認され、国際機関に対して、資産の真実性と完全性を維持し、危機遺産リストからの解除に向けた長期のプロセス促進のための資金・技術支援の継続が改めて要請された。 2.世界遺産センターの見解 ・シバームオアシス開発事業が現在では不成功と見なされるまで推進されてしまったことや、委員会の事前の要請にもかかわらず、作業指針第 172 項に従い諮問機関の審査のため、世界遺産センターに対する提出が無かったことは非常に遺憾である。また、委員会は「2018~2019 シバーム・ハドラマウトの保全状況」、「シバーム歴史都市の管理戦略」についても作業指針第 172 項に従い、提出を要請している。 ・シバームインフラ事業により、舗装を含む歴史的なシバームのインフラの大部分の更新と安定化ができたが、完了には至らなかった。特に上下水道に関するインフラの問題は、シバームの高層の泥レンガの家に対して構造的なリスクをもたらす可能性があり、今後も重要な課題である。 ・EU の資金援助による事業「キャッシュ・フォー・ワーク」やユネスコドーハ事務局を通じて開始した事業で、被害を受けた建造物の修復などが行われた。 ・ここ数年、歴史的都市・遺跡・記念物保存の国家戦略 2016~2020 の進捗状況と、2015 年 7 月にユネスコ専門家会合で採択された「イエメンの文化遺産保護に関する緊急行動計画」の実施状況に進展があったとの報告が無い。 ・世界遺産センターとユネスコドーハ事務局は、作業指針第 164 項に沿った、境界の明確化と軽微な境界線変更の定義において、締約国を支援してきた。境界の定義は資産の保護を確実にするための重要なステップであり、この努力を続け、諮問機関の審査のための提案提出に貢献することが極めて重要である。 ・DSOCR、関連する是正措置とタイムフレームの特定を支援するため、治安状況が許し次第可及的速やかに、リアクティブモニタリングミッションが資産を訪れることが必要である。従って、ユネスコドーハ事務局、世界遺産センター、諮問機関との緊密な連携が引き続き必要不可欠である。 ・本資産は依然として確実かつ潜在的な危機にさらされており、引き続き危機遺産とするべきである。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

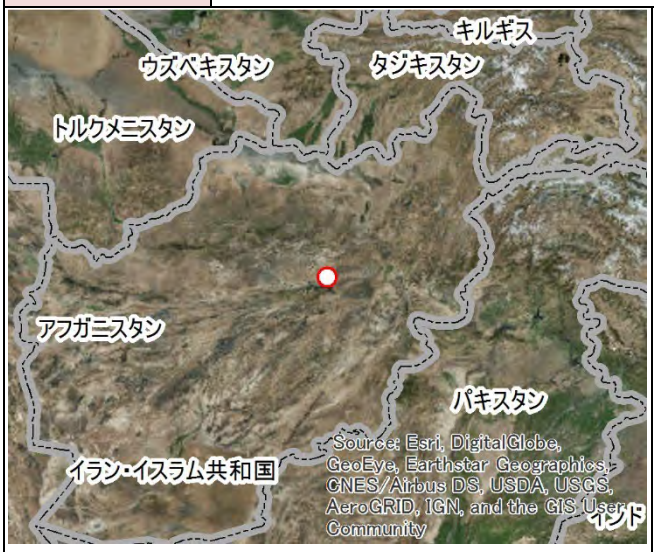
決定概要

・「2018~2019 シバーム・ハドラマウトの保全状況」、「シバーム歴史都市の管理戦略」、シワン宮殿と政府庁舎で実施された工事に関する全ての情報を、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・歴史的都市・遺跡・記念物保存の国家戦略 2016~2020 の進捗状況と、2015 年 7 月にユネスコ専門家会合で採択された「イエメンの文化遺産保護に関する緊急行動計画」の実施状況について報告すること。
・イエメンの治安状況が許し次第可及的速やかに、修理及び保全事業への助言、DSOCR の決定、一連の是正措置と実施のためのタイムフレームの策定に関して貢献するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが必要であることを繰り返す。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

２８．バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.28	ID No.	208
資産名称（英）	Cultural Landscape and Archaeological Remains of the Bamiyan Valley		
締約国	アフガニスタン・イスラム共和国		





©UNESCO
Author: Graciela Gonzalez Brigas

種別	文化遺産	資産面積	158.9265 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	341.95 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	8	危機遺産となった年	2003 年
資産概要	1 世紀から 13 世紀にかけて造営されたバーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群では、古代バクトリアがさまざまな文化の影響を受けて、ガンダーラ美術が生み出されるまでの宗教的発展を辿ることができる。シルクロード交易の中継地であるバーミヤンには、インド、ササン朝ペルシャ、ヘレニズム、イスラムなどさまざまな時期の壁画や構造物が遺る。2001 年には過激派勢力タリバーンによって、石窟の大仏 2 体が爆破され、世界を震撼させた。		
危機遺産に登録された要因	• 資産の安全が確保されていないこと。 • 大仏龕の長期的な安定が確保されていないこと。 • 考古遺跡や壁画の保全状況が適切でないこと。 • 管理計画および文化基本計画（保護区域計画）が実施されていないこと。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004		

保全状況	
現在の課題	商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、その他（大仏龕崩落のリスク、壁画の不可逆的な劣化）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・バーミヤン文化マスタープラン（CMP）に関する組織を、現在進行中であるユネスコ/日本信託基金の事業を通じて、地域のステークホルダーと共に組織した。CMP は 2006 年にアフガニスタン都市開発省が承認したものである。この会議により、地域コミュニティの遺産の管理に関する意識が高まった。 ・歴史的な場所での開発、特に住宅開発、を防ぐため、中央と地方で監視と調整を行っている。 ・内務省は、渓谷内の資産の構成要素を保護するため、遺跡への違法・無許可のアクセス制御を目的に、専門の警察官を雇用した。 ・報告書の一部として、「仏龕とバーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群の将来の取扱に関する行動計画案（TWC）」を提出した。TWC では、世界遺産で提案されている全ての再建がもたらす潜在的な影響について追加の調査を行うことを推奨し、危機遺産リストからの解除を優先することを強調している。 ・シャーリ・ゴルゴラの部分的な強化に伴い、ユネスコの専門家と情報文化省の国内専門家による合同ミッションが行われた。

	・渓谷沿いに広がる構成資産 8 件で保全事業を実施する十分な財源が無いため、ユネスコや国際社会からの継続的な支援が必要である。 ・委員会の過去の要請に従い、イタリア開発協力庁とフィレンツェ大学の支援により策定したバーミヤンの戦略的マスタープラン（SMP）を諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出した。 2.世界遺産センターの見解 ・ダシュト・イサ・カーンからゴルゴラ・バザールまでの道路に関する 2020 年 7 月の技術審査でイコモスは、本事業が構成遺産のシャーリ・ゴルゴラのセッティングに悪影響を及ぼすと指摘し、考古学などの側面を更に調査し、適切な交通及び道路改装計画の策定を助言している。諮問機関の審査のため、技術的な文書一式を世界遺産センターに提出するように定めた作業指針第 172 項を締約国に再度示す。 ・TWC の再建よりも危機遺産リストからの解除を優先させる提案は満足のいく内容である。全体として、DSOCR 達成のための行動計画策定に向けたステップを歓迎し、行動計画の完全な実施のタイムフレームと、必要なすべての事業について合意するため、世界遺産センターと諮問機関と緊密に協議すること。 ・日本から提供された、危機遺産リストからの解除の支援を目的とした新しい多額の資金（380 万米ドル）に対し、感謝の意を表明することを委員会に推奨する。 ・安全対策と管理枠組みの一貫性は、締約国の計画に対する努力とキャパシティの証明にかかっている。資産の全構成資産に常駐の警備員を配置することは、依然資産の安全性のために必要不可欠であり、DSOCR の重要な要素を確実にするこの締約国の行動を歓迎する。 ・最も重要な事業に必要な資源が継続的に利用できるよう、長期戦略を準備することを再度奨励する。 ・以前の要請にもかかわらず、バーミヤン文化センターの進捗と利用計画に関する情報が提供されていない。世界遺産のインタープリテーションを強化し、有形や付随する遺跡の価値に関する情報を提供するためにこの現地の施設を利用するよう奨励する。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・イタリア開発協力庁とフィレンツェ大学（イタリア）の支援により 2018 年に策定した、バーミヤンの戦略的マスタープラン（SMP）の提出を認め、イコモス技術審査の勧告を考慮し、更に SMP を発展させること。 ・過去の委員会で要請された交通計画とバイパス道路事業の詳細が提出されたことに留意し、更にシャーリ・ゴルゴラ近くのタペ・アルマスの道路建設が完了したとの報告に重大な懸念を持ちつつ、イコモス技術審査の助言を考慮して、作業指針第 172 項の規定を順守し、委員会の承認を得る前に取り消すことが困難な決定を行わないこと。 ・2011 年のイコモスガイドラインに沿って策定された遺産影響評価（HIA）の詳細を含む、資産の OUV に影響を及ぼす可能性がある全ての復元事業・予定されている事業の情報を、諮問機関の審査のため、作業指針第 172 項に従って世界遺産センターに提出すること。 ・危機遺産リストからの解除に向けた活動の支援について、日本政府がユネスコを通じて資金提供を行っていることに感謝し、日本が資金を提供した事業の技術的な課題と作業計画を、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

２９．ジャムのミナレットと考古遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.29	ID No.	211
資産名称（英）	Minaret and Archaeological Remains of Jam		
締約国	アフガニスタン・イスラム共和国		





©Claudio Margottini
Author: Claudio Margottini

種別	文化遺産	資産面積	70 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	600 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2002 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2002 年
資産概要	ゴール（Ghowr）地方の深い渓谷の中心に位置する、高さ 65m にも及ぶジャムのミナレットは、ゴール朝のスルタンによって 12 世紀に建造された。ミナレットは当地の伝統に従って焼成煉瓦で作られており、上部にはクーフィー体の碑文が青緑色のタイルを用いて施されている。また、付近にはユダヤ人墓地に関連すると考えられるヘブライ語の碑文が彫られた石や、ゴール朝期の城塞跡などが残る。		
危機遺産に登録された要因	• 法的保護の欠如。 • 効果的な遺跡保護機関の欠如。 • 適切な保護、保全担当職員の欠如。 • 包括的管理計画の欠如。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2006, 2005, 2004, 2003		

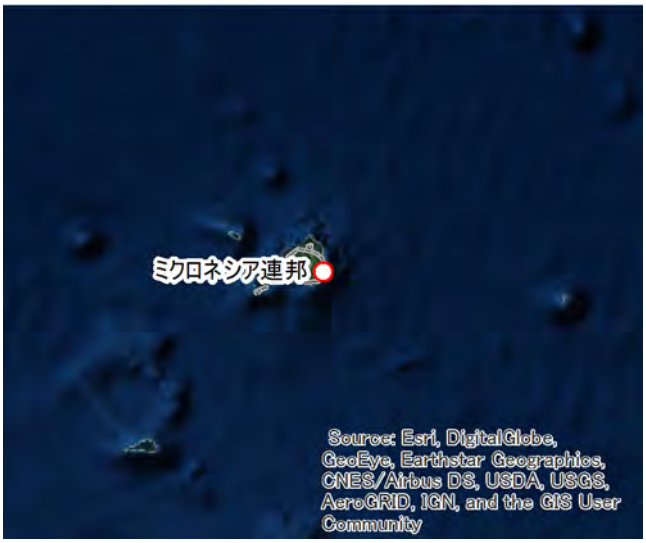
保全状況	
現在の課題	内戦、浸食・沈泥/堆積物、違法行為、管理制度/管理計画、その他（ミナレットの傾斜）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・2019 年 5 月末のミナレット周辺での大洪水の後、資産と周辺の状況を評価するため、国の専門家による合同グループのミッションを実施し、擁壁の被害を受けた部分に対して緊急の清掃と再建の必要性を確認した。 ・洪水を受けて、情報文化省（MoIC）は緊急の活動を実施し、河床の土砂清掃と擁壁の被害部分の再建に 109,000 米ドルを当てた。 ・上記の洪水により、資産内のゲストハウスと事務所が大きな被害を受けた。MoIC は予算の一部を事務所の再建に充てている。 ・ジャムのミナレット緊急保全のための全体的な行動計画は、2020 年に MoIC が策定予定であり、政府関係者とユネスコカブール事務局と複数回の会議を開催した。今年中に、ユネスコ事務局と MoIC の合同ミッションを予定している。 ・MoIC と内務省により、全ての動産の文化財の不正取引に対処するため、警察官による監視保護チームを配備した。

	・紛争地における文化財保護のための国際ネットワーク（ALIPH）により、ユネスコ事業の「ジャムのミナレットと考古遺跡群の保護」が 192 万米ドルで承認された。この事業は、ジャムの保護と管理のキャパシティを強化し、世界遺産委員会が採択した是正措置実施への貢献や資産の詳細な保全計画の策定等を目的としている。 2.世界遺産センターの見解 ・2019 年の洪水に対する MoIC が実施した緊急措置には満足している。 ・自然災害に対する迅速な対応は良い進展だが、2017 年の保全行動計画（CAP）や過去の委員会決定で示された、追加の保全事業もしくは是正措置が実施されていないことは遺憾である。CAP は決定 31COM 7A.20（クライストチャーチ, 2007 年）で採択した是正措置の実施のためのタイムフレームを修正する基礎となるべきである。CAP の主な要素はまだ保留されており、実施が困難になっている危険がある。 ・効果的な保全戦略策定に向けた重要なステップとして、ミナレット、他の構成資産 3 件、包含する緩衝地帯の境界を明確に定めること。作業指針第 163～164 項に従い、境界線の線引きは CAP に則り、これらの境界の線引きを容易にするため、2012 年作成の地形図を考慮すること。 ・ALIPH からの資金援助は歓迎されるが、治安や自然災害のリスクに関する懸念が継続しており、運用している事業の効果的な実施は難しくなる可能性がある。しかし、資産の状況が改善されるまで、全体的な行動計画を策定し、キャパシティビルディングを行うため、世界遺産基金などの国際援助や他の予算外の資源等、追加の資源を求めることを推奨する。従って、既存及び新規の国債パートナーに対し、締約国に資金及び技術支援を行うことを求めたい。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・資産と緩衝地帯の境界が未だに正確に定義されていないことは遺憾であり、CAP に則り、これらの境界の線引きを容易にするため、2012 年作成の地形図を考慮して、軽微な境界線変更を 2022 年 2 月 1 日までに、世界遺産センターに提出することを再度要請する。 ・国家予算により、資産の保護のために必要な財源と人的資源を持続的に配分することを要請し、境界線の変更や CAP の全体の行動計画、キャパシティビルディングを含む資産の保全の課題に取り組むため、世界遺産基金による国際援助や他の予算外の資源等、外部の資金を求めるよう強く奨励する。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

３０．ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.30	ID No.	1503
資産名称（英）	Nan Madol: Ceremonial Centre of Eastern Micronesia		
締約国	ミクロネシア連邦		





©Osamu Kataoka
Author: Osamu Kataoka

種別	文化遺産	資産面積	76.7 ha
タイプ	考古遺産（祭祀遺跡）、遺跡	緩衝地帯面積	664 ha
評価基準	i, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	ポンペイ島の沖にある 90 を超える小島には、ナン・マドールと呼ばれる巨石玄武岩構造物があり、これらは石の宮殿、寺院、葬儀場、居住地の遺構である。紀元 1200 年～1500 年の太平洋島しょ文化の全盛期であり、集落及び社会組織が劇的な変化をとげたシヤーウデール王朝の祭祀場であった。マン・マドールは、ポンペイに今も続く社会的伝統、祭祀の伝統、最高首長(ナーンムワキ）の権威と、考古遺構を通じて実質的な関連性を有している。		
危機遺産に登録された要因	・管理制度/管理計画 ・管理上の活動（植物の異常繁殖、石材の崩壊） ・嵐（高潮の影響） ・浸食/堆積		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017		

保全状況	
現在の課題	浸食・沈泥/堆積物、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・保全計画案に続き、植生管理やインタープリテーションを含む持続可能な保全計画を策定中である。 ・植生管理計画は米国林野局の支援を受けて策定した。2020 年 3 月にはポンペイで 2 週間の植生管理研修プログラムを実施予定。 ・植生管理の優先順位を確定し、2020 年 4 月までに最も優先度の高い小島から、緊急の植生上の脅威を取り除く予定である。その後、植生管理のための中長期の活動を実施予定である。 ・石造の構造物の大幅な再建は望ましくなく、費用や技術的な課題、資産の文化的な文脈から事実上不可能である。石については、安定させる他の選択肢が無い場合にのみ再配置されるべきと考える。 ・ビジターセンターを計画しており、イコモスから事業の技術審査を受け取った。 ・緩衝地帯内にあるナフニンギ島で観光リゾート開発を計画しており、イコモスから技術審査を受領し、遺産影響評価（HIA）実施が要請されている。 ・2020 年 9 月に DSCOR 案を作成予定である。

	2.世界遺産センターの見解 ・資産の OUV の重要な属性である石造物の安定性に関して殆ど情報が無い。様々な理由が示されているが、もし時間の経過とともに石造物の特徴が損なわれるのであれば、介入しない方針は支持できない。石造物のどの部分が安全に監視でき、安全性と安定性を確保するため、どの部分に介入が必要かを判断することが重要である。この保全の側面は、植生管理と関連して早急に対処する必要がある。 ・最近 Arbor Global 社が発表した報告書によると、複数の緊急の課題への対処には進捗があるが、ナン・マドールは驚くべき速度で劣化していることが確認された。植生の成長が石積み倒壊の主な原因であることから、計画的な植生管理措置と、歩道や橋の撤去などの水門改善のため、運河の整備が重要である。 ・委員会から要請があった観光戦略はまだ策定されていない。観光計画に関する広範な課題に加え、資産のどこが観光客のアクセスが可能かを特定することが急務である。 ・また、観光戦略事業に先立ち、資産から丸見えのナフニンギ島で観光リゾート建設事業が開始されたことを懸念する。イコモス技術審査では詳細な情報の提供と適切な評価まで建設の中止が勧告されており、従うべきである。この事業に対する HIA 実施準備が進められているが、事業が停止されたかの確認は行われていない。イコモス技術審査の勧告に全面的に対応できるよう、この開発の停止を締約国に要請するよう委員会に強く勧告する。 ・この事業の状況は、資産と緩衝地帯の適切な法的保護が早急に必要であることと、全事業に対して、資産の管理システムの要素として HIA が組み込まれる必要性を示している。HIA を遡及的に実施することは満足いくやり方ではない。 ・法的な保護や管理システムの主な構成要素が未確定、未実施であり、法律案も未確定であることを懸念している。持続可能な保全計画、管理計画、インタープリテーション計画、観光計画と共に、このプロセスを最優先事項として決定することを奨励する。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・時間の経過とともに属性の消耗が起こるのであれば、介入しないという方針は支持できず、石造物のいずれが安全に監視可能であり、安全性と安定性を確保するためどの部分に介入が必要かを緊急事項として決定すること。 ・5 年間の短期、中期、長期の活動をとおじて、植生管理、資産管理とインタープリテーションに関する持続可能性を達成することを目的とした、持続可能な保全計画策定を歓迎するが、石造物の劣化、植生、運河管理の複雑な相互作用に対処するように締約国を促し、石組みの安定性と耐久性がアクセスの課題に緊密に関係しているため、将来の保全計画報告でこの問題に対するフィードバックを行うよう要請する。 ・持続可能な観光戦略を可及的速やかに策定し、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出するよう再度要請する。 ・HIA を策定しイコモス技術審査で示された課題が解決されるまで、観光リゾート開発の中止を要請し、更に作業の再開以前に、諮問機関の審査のため、HIA を世界遺産センターに提出すること。 ・資産の OUV に影響を与える可能性がある全ての事業と、世界文化遺産のための HIA のイコモスガイダンス（2011）に則って実施された全ての HIA に関する詳細情報を、取り消すことが困難な決定もしくは事業の実施が下される前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

３１．シャフリサブス歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.31	ID No.	885
資産名称（英）	Historic Centre of Shakhrisyabz		
締約国	ウズベキスタン共和国		





©OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Our Place

種別	文化遺産	資産面積	240 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	82 ha
評価基準	iii , iv	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	シャフリサブス歴史地区は、ウズベキスタン南部のシルクロード沿いに位置しており、14～15 世紀にかけてはキシュ地域の文化的・政治的中心地であった。中世の城壁内には、稀有な建造物と古代地区が残されており、都市の発展と歴史、そして特に 15 世紀のティムール帝国の絶頂期を窺い知ることができる。シャフリサブスは長い間継続的に建設され、様々な建築様式が継承されている。長い時間が経過しているにも関わらず、各様式の調和と荘厳さは感銘深いものであり、中央アジアとイスラム世界の建築遺産を豊かにするものである。		
危機遺産に登録された要因	・大規模な都市開発プロジェクトが委員会への情報提供がなされずに実施され、必要な遺産影響評価も実施されなかった ・伝統的住居地区の破壊及び再建 ・歴史地区内の大部分のオリジナルの雰囲気への不可逆的な変化 ・記念物のセッティング、歴史都市の計画構造及び考古学的レイヤー(layer)全体の重大な改変 ・保全管理計画の欠如		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		

保全状況	
現在の課題	財政、住宅開発、人材、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（伝統的住居地区の破壊と再建）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・2019 年 1 月の世界遺産センター/イコモス合同のハイレベルリアクティブモニタリングミッションで勧告された過去の活動の遺産に対する影響の評価を進めている。 ・資産の境界線変更の可能性に関する調査を準備している。OUV を正当化する可能性がある、重大な境界線の変更、もしくは新規推薦の可能性を評価するために、専門家と契約を行った。その結果は、資産の新しい境界線の潜在的な可能性を定義する際に考慮する予定である。 ・2019 年のハイレベルミッションが提案した 2 つの選択肢を更に検討するのに必要な調査を全て実施するため、作業部会と行動計画を設立したが、第 2 の選択肢である、歴史的地区内のティムール朝の都市計画の主な要素の調査を希望している。

・2022 年 12 月までに、資産の管理体制の大幅な見直しにおいて管理システムを見直し、2024 年 12 月までに歴史的都市景観に関する勧告（HUL）を考慮した統合保全管理計画を策定する予定。

2.世界遺産センターの見解
・2019 年のハイレベルリアクティブモニタリングミッションでは、1）ティムール朝時代を代表する記念物に焦点を当てる、2)歴史地区内のティムール朝の都市計画の主要な要素を調査する、という 2 つの選択肢を提案した。
・この第 2 の選択肢を実行するため、また他の大規模な復元事業の実施前に、この選択肢の調査と分析の全ての詳細を、復元の観点においてこの選択肢が持つ意味と共に、諮問機関の審査と委員会での検討のため、世界遺産センターに提出する必要がある。委員会がこの選択肢が実現可能であると判断した場合、次の段階として重大な境界線変更か、もしくは新たな推薦書を作成し、提出することになる。
・設定したタイムフレームの延長要請については、このプロセスにおいて世界遺産センターと諮問機関と協力するという締約国の意思を考慮し、期限を 1 年延長し、2022 年の第 45 回世界遺産委員会での検討のため、好ましい選択肢の実現可能性に関する報告書を提出すること。
・世界遺産センターと諮問機関は、本資産が現在非常に複雑な状況に直面していると認識している。今後の可能性を評価するため、委員会が特定した段階を尊重することが不可欠であることには変わりない。優先される選択肢が第 45 回世界遺産委員会での議論のために提出された場合、委員会は、2019 年に示した 2 つの方法のうち、1 つを検討することになる。
・明確な方向性が示された場合は、重大な境界線変更もしくは新しい推薦書の作成を進め、作業指針第 165~166 項に従い、管理計画の修正版と保護管理システムの強化、新規の推薦に向けた作業の実施を進めることができる。
・調査や評価により、OUV を示す可能性が無い場合は、委員会は本資産を世界遺産一覧表から削除することに同意している。
・ 第 45 回世界遺産委員会で上記の事項が検討され、今後の進め方について合意がなされるまでは、復元や再建、開発についても資産で完全に中止することを保持する必要がある。

3.世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

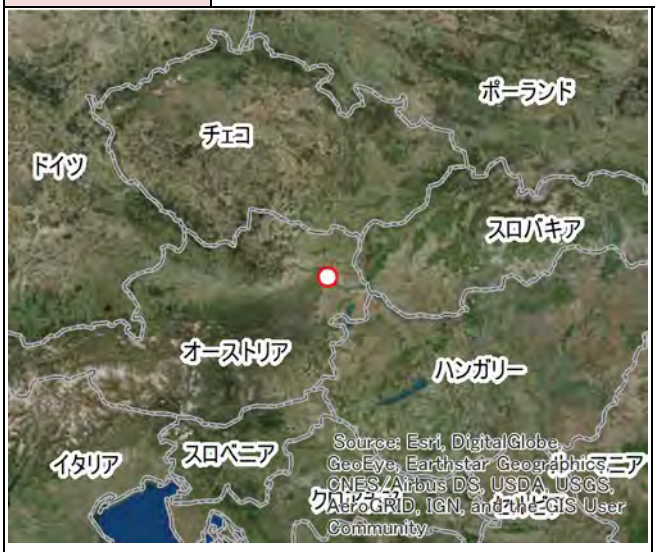
決定概要

・期限を 1 年延長することに同意し、2022 年 2 月 1 日までに、優先される選択肢の提案の詳細と OUV を正当化する可能性について、復元及び保全の観点での影響と共に、諮問機関の審査と第 45 回世界遺産委員会での審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・第 45 回世界遺産委員会において、決定 43COM.7A.44 に則り提出された選択肢の検討後、以下を再確認する。
a)当該選択肢は OUV を正当化する可能性を十分に示している。作業指針第 165~166 項に従って、重大な境界線変更に関する詳細の提案の提出か、もしくは新しい推薦、を奨励する。
b)当該選択肢について提供された詳細と評価は、OUV を正当化する可能性を十分に示していないため、資産を世界遺産一覧表から削除すべきである。
・また、選ばれた選択肢の概要案が、都市の形態、歴史と発展、伝統的な住居の詳細な形態と特徴、現状と最近の解体以前のものとの比較に関連する十分な記録と分析により、完全に裏付けられていることを保証するよう再度要請する。
・資産における全ての新規の建設の禁止を歓迎するが、住民の再入居後に、地域で保護されている 19 世紀の伝統的な住居 3 棟が、同様のデザインの新しい「伝統的な住居」を建築するという明らかな意図で「測定、調査、許可書の策定」の後に破壊されたことを懸念し、重大な境界線変更に関する選択肢が委員会で検討されるまで、建設及び復元事業を含め、この資産において完全な建築モラトリアムを保持するという要請を再度繰り返す。
・アク・サライ宮殿のタイルの保存に関する勧告の実施と保全戦略を策定し、いかなる事業を実施する前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するよう再度要請する。
・2016 年 12 月、2019 年 1 月の資産に対するリアクティブモニタリングミッションの勧告を実施することを再度繰り返す。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

３２．ウィーン歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.32	ID No.	1033
資産名称（英）	Historic Centre of Vienna		
締約国	オーストリア共和国		





©Silvan Rehfeld
Author: Silvan Rehfeld

種別	文化遺産	資産面積	371 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	462 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2017 年
資産概要	ウィーンは初期ケルト族とローマ人の定住地から、中世都市、バロック都市へと発展し、オーストリア＝ハンガリー帝国の首都となった。また、ウィーン古典主義から近代音楽に至るまで、ヨーロッパにおいて音楽の中心地であった。歴史地区は、バロックの城や庭園、および大きな建造物、記念碑、公園が立ち並ぶ 19 世紀の環状道路（リンクシュトラーセ、Ringstrasse）など、多くの建造物の集合体である。		
危機遺産に登録された要因	現状の計画規制：開発の承認と適切な計画規制の欠如		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2004, 2003, 2002		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、法的枠組、宿泊施設等、その他（資産範囲内において歴史的な屋根建築を保全することが望ましい）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・ウィーン市に対しホイマルクト、アイススケートクラブ、ウィーンコンサートホールのタワーマンション計画を、従来の計画通りには進めないと確認した。 ・資産の新しい管理計画は 2021 年の晩秋に完成予定であり、採択前に世界遺産センターに提出する。 ・オーストリア国内の世界遺産の保護強化は、オーストリアの法制度における世界遺産の定着、文化遺産の持続的な保護、文化の多様性と無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約への取組など、連邦政府が発表したプログラムによって達成される予定である。 ・DSOCR 案と関連する一連の是正措置は、ウィーン市、イコモス、世界遺産センターと共にオンラインの双方向性の議論により策定し、委員会の採択のために提出した。 2.世界遺産センターの見解 ・本資産は、「高層ビル構想」や「グラシスマスタープラン」などの既存の計画の規制や不適切な開発のリスクに晒されており、資産の OUV に貢献する属性に影響を与える可能性がある新規開発や計画措置に対しては、現在の一時停止措置を維持することが適切である。

	・ホイマルクト、アイススケートクラブ、ウィーンコンサートホールのタワーマンションを計画通りに進めないという決定を歓迎するが、資産内の既存の建造物より高い建物が排除されていないことに懸念がある。追加の視覚的調査については、現在示されている新しいデザインとその後の選択肢を評価し、2018 年のユネスコ/イコモス合同ハイレベルアドバイザリーミッションの調査結果を考慮して、新しい遺産影響評価（HIA）が、2019 年の HIA と正確に同じデータ、手法、形式を用いて作成されることが重要である。 ・DSOCR と関連する是正措置の策定を称賛する。DSOCR は世界遺産センター、イコモス、ステークホルダーと協議して策定したものであり、委員会での採択が示されている。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

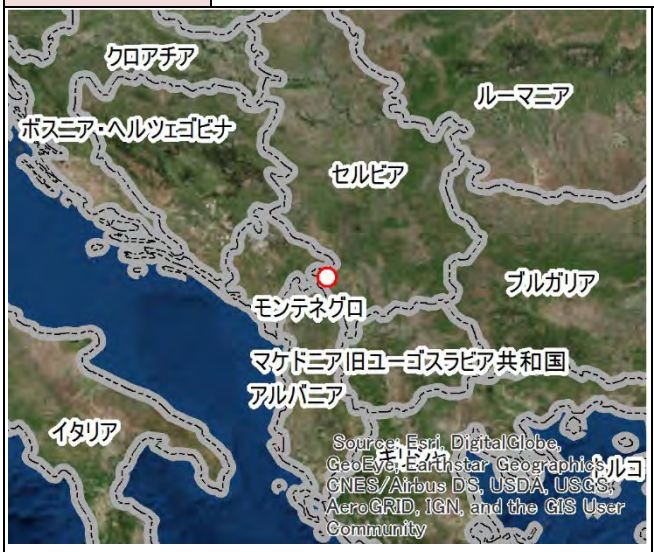
決定概要

・ホイマルクト・アイススケートクラブ・ウィーンコンサートホールのタワーブロックを計画通りに進めないという決定や、設計の代替案を策定し評価するプロセスを歓迎し、示された追加の視覚的調査が、2018 年のユネスコ/イコモス合同ハイレベルアドバイザリーミッションの調査結果を考慮して新しい設計と資産に対する潜在的な影響を評価し、新しい遺産影響評価（HIA）が、2019 年の HIA と正確に同じデータ、手法、形式を用いて作成されることを要請する。
・資産の新しい管理計画は、その完成と実施に先立って、2018 年のアドバイザリーミッションの所見と勧告の対応を確保するため、世界遺産センターと諮問機関の審査のために提出すること。
・新しい管理計画の策定、是正措置の実施と伴う計画規制の修正を行うまで、OUV に貢献する属性に影響を与える可能性がある新規開発、または計画措置については、現在のように一時停止措置を維持すること。
・会議文書 44.COM7A.Add に示された、世界遺産センター、イコモス、全ステークホルダーと協議の上で策定した DSOCR を採択し、是正措置実施を進めること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに DSOCR のための是正措置実施の達成状況を含む保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

３３．コソボの中世建造物群

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.33	ID No.	724
資産名称（英）	Medieval Monuments in Kosovo		
締約国	セルビア共和国		





©UNESCO
Author: Horst Gödicke

種別	文化遺産	資産面積	2.8802 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	115.3879 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年、2006 年拡張
構成資産数	4	危機遺産となった年	2006 年
資産概要	コソボにはビザンティン・ロマネスク様式で建てられた 4 つの建造物が遺る。セルビア王ステファン・ウロシュ 3 世デチャンスキ（Stefan Dečanski）によって建立されたデチャニ修道院をはじめとして、13 世紀から 17 世紀にかけて発展した独自のフレスコ画がよく保存されている。なかでもリェヴィシャの生神女教会（The Holy Virgin of Ljevisa）のフレスコ画は、ビザンティン最後の芸術運動であるパレオロゴス朝ルネサンスの様式を留めており、その後のバルカン半島における美術に多大な影響を与えたとされる。		
危機遺産に登録された要因	• 資産の法的地位の欠如。 • 緩衝地帯の法的保護の欠如。 • 管理計画の履行や効力のある管理の欠如。 • 紛争後の政情不安によって監視やモニタリングが困難であること。 • 資産の保全・管理が不十分な状況であること。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007		

保全状況	
現在の課題	内戦、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（資産の保全状況、維持管理が不十分）
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・第 43 回世界遺産委員会（バクー、2019 年）において、世界遺産委員会は本資産の保全状況の議論を次回の委員会まで延期することが決定された（決定 43 COM 7A.46）。 ・2020 年 1 月 30 日に、ユネスコセルビア共和国常駐代表が保全状況報告書を提出した。その後、2021 年 1 月 29 日に追加情報を提出した。 ・デチャニ修道院においては、COVID-19 のため 2020 年中は保全措置は実施されていない。2018 年 5 月に、ヴィソキ・デチャニ修道院特別保護区域（SPZ）付近を通過するデチャニープラヴ道路の建設が開始され、保護地域内の地形に限定的ながら被害があったが、その後原状の回復はなされていない。2020 年 11 月 8 日、セルビア正教会その他関係宗派の代表、欧州連合、欧州安全保障協力機構（OSCE）を含む、実施・モニタリング評議会が開催され、大型車両が当該道路を通行できないようにする措置をとることが合意された。

	・ペチュ修道院総大司教管区では、2019 年に、通常春から夏にかけて発生する降雨被害を防止するため、教会の屋根から雨水を排水するための排水設備の整備を行った。2018 年から、セルビア文化記念物保護局によって、聖使徒教会の屋根再生についての記録作成が継続的に行われている。 COVID-19 のため、2020 年中は保全事業が実施されず、1 年の殆どの期間にわたって来訪者の受け入れが停止されていたが、壁画、芸術作品等のモニタリングは継続されている。 ・リェヴィシャの生神女教会では、2019 年は新たな保全事業は実施されなかったが、2020 年には屋根覆いの損傷部分に置かれた鉛カバーの交換、鐘楼の木部構造の修復、ファサード下部の修理及び洗浄、石垣の修理等が実施された。2020 年 11 月に、セルビア文化記念物保護局がリェヴィシャの生神女教会の聖障再建事業計画をとりまとめており、現在、その実施に向けて、世界遺産センターの承認を待っているところである。2004 年 3 月の火災により発生した、毛細管現象で水分による壁面被害に対して今後必要な保全措置を実施するため、記録作成に向けた目録の作成を進めている。2020 年 11 月 10 日、締約国は、リェヴィシャの生神女教会に祭壇スクリーンを設置することについて諮問機関の確認を得るために報告を行った。2021 年 2 月 2 日、世界遺産センターは提出された情報に基づいて実施されたイコモスの予備的技術審査を送付した（イコモスは、当該構成資産の保全状況に関する追加情報、現場での調査に関する記録、詳細な計画、遺産影響評価（HIA)、管理計画に関連する政策の提出を求めている)。 ・グラチャニツア修道院では、建造物、教会堂壁画等についてモニタリングが実施されているが、修道院全体の保全に対して負の影響を与える要素は確認されていない。 ・世界遺産センターは、ヴェネチア（イタリア）の欧州ユネスコ地域科学文化局及びサラエボの同アンテナ事務所と協力しつつ、コソボ国連暫定行政ミッション（UNMIK）と定期的な情報交換を行って、本資産の 4 つの要素全てについて、緊密に状況のモニタリングを継続している。 ・当該地域の複雑な治安状況のため、デチャニ修道院には、当該地域において安全な環境を確保し、更に危険な状況となる事態を回避することを目的に、コソボ治安維持部隊（KFOR）が継続的に駐留している。ペチュ修道院総大司教管区、リェヴィシャの生神女教会、グラチャニツア修道院においても、地元警察が日常的に警護活動を行っている。 2.世界遺産センターの見解 なし 3.世界遺産委員会での審議 前回の委員会から現在まで状況が変わっていないため、委員国より審議の延期が提案され、他の委員国からの賛同も相次ぎ、審議は延期となった。
決定概要	
・ユネスコ、UNMIK、コソボ国内の関係機関と協力し、長期的な是正措置（法令整備、緩衝地帯における保護措置の強化、適切な境界線の設定、管理計画の確実な実施）の実施を継続するよう要請する。 ・また、UNMIK と協力し、「危機遺産解除のための望ましい保全状況」を達成するための、短期的、長期的是正措置を完成する努力を継続するよう要請する。 ・リェヴィシャの生神女教会において祭壇スクリーンを設置する提案に関して、イコモスの予備的技術審査で示された勧告を考慮すること、また、現場で実施された調査の記録、詳細な計画、遺産影響評価（HIA)、本資産の管理計画に関連する政策について世界遺産センターに提出するよう要請する。 ・2022 年の第 45 回世界遺産委員会での審議のため、2022 年 2 月 1 日までに資産の最新の保全状況報告書を UNMIK との協力の下、世界遺産センターに提出することを要請する。 ・引き続き危機遺産とし、2022 年の第 45 回世界遺産委員会まで強化モニタリングメカニズムの実施を継続することを決定する。	

危機遺産保全状況個票

３４．リヴァプール – 海商都市

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.34	ID No.	1150
資産名称（英）	Liverpool – Maritime Mercantile City		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		





© OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Geoff Mason

種別	文化遺産	資産面積	136 ha
タイプ	建造物群、歴史都市	緩衝地帯面積	750.5 ha
評価基準	i, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	リヴァプールの歴史地区と埠頭は、18～19 世紀の産業革命で栄えた商業都市の姿を今に伝えている。リヴァプールはかつての大英帝国の発展に際して重要な役割を果たし、ヨーロッパからアメリカへと大規模移動する奴隷や移民の中継地であった。また、今日の船渠技術や港湾管理技術、輸送システムもリヴァプールで発展した。本資産にはさまざまな商業施設や公共建築物が含まれている。		
危機遺産に登録された要因	リヴァプール水域での開発計画。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006		

保全状況	
現在の課題	商業開発、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、遺産に対する社会的評価
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・2020 年 8 月 5 日に「危機遺産解除のための望ましい保全状況」（DSOCR）最新案を提出した。 ・リヴァプール市議会(LCC)が、OUV 及びその属性を踏まえて、リヴァプール・ウォーターズを含む世界遺産範囲内北岸地域を対象としたビジョン(「ノースショア・ビジョン」)を作成した。2020 年 5 月 7 日に世界遺産センター及び諮問機関に提出。 ・あわせて、地域計画案の改定（2020 年春に公聴会、2020 年後半に採択の予定)、補完的計画図書の改訂、高層建造物ポリシーの更新を進めている。 ・プリンスドック近隣マスタープランは 2018 年に承認。中央ドックマスタープランは 2019 年 10 月に承認。 ・世界遺産についての普及啓発を実施しており、2019 年には専用のウェブサイトを設置した(https://www.liverpoolworldheritage.com)。 ・2019 年に、LCC は宝くじ文化遺産基金（National Lottery Heritage Fund, NLHF）とのパートナーシップで、40 件を超える遺産関連事業を特定し、優先順位の設定を行った。 ・これまでリヴァプール・ウォーターズ及び資産範囲内で許可された事業は、どれひとつとして、OUV、真実性、完全性に重大な負の影響を及ぼすものはないと締約国は考える。

・また、新規建造物の停止（moratorium）は非現実的であり、現在の都市計画制度で OUV は維持されており、開発こそが資産の状態を改善する原動力となってきた。
・作業指針第 172 項に則って 2019 年 12 月に事務局に通知したサッカースタジアム新設（ブラムリー・ムーアドック、資産範囲内）については、計画申請図書の提出があった。2021 年 2 月に、LCC はエヴァートン・スタジアム事業を承認した（事務局注：報道によると、2021 年 3 月に住宅・コミュニティ・地方自治省が承認した模様）。

2.世界遺産センターの見解
・2019 年 10 月及び 2020 年 1 月に、イコモスは、中央ドック及びプリンスドック近隣マスタープランの評価を行い、OUV に許容できない影響を与えるとの結論を出した。
・2020 年 2 月、締約国は、資産範囲内のブラムリー・ムーアドックでのサッカースタジアム新設計画について作業指針第 172 項に従った通知を行った（400 冊以上の文書からなる）。歴史的なドックの埋め立て、巨大な施設の新設が行われるため、イコモスは、本事業を当該計画地で進めるべきではないとの見解を示した。
・締約国が作成した「ノースショアビジョン」は、OUV の保護よりも、再開発に焦点がある。
・危機遺産となって以降、締約国に対して、委員会決定、ミッション、技術レビュー等を通じた助言が行われてきたが、締約国は、世界遺産委員会の再三の要請に応じてこなかった。「危機遺産を解除するための望ましい保全状況」(DSOCR)や是正措置も未作成である。建築物の量、位置、規模の制限や、リヴァプール・ウォーターズ事業等の開発事業による OUV への影響を防止する措置に対するコミットメントも示されなかった。更に、「ノースショアビジョン」では、リヴァプール・ウォーターズの実施だけでなく、歴史的価値のあるブラムリー・ムーアドックにスタジアムを新設することとなっている。作業指針第 191(a)項に規定されている必要な是正措置は実施されていない。そればかりか、締約国自身が、新規建築事業を一時停止したり、承認されたリヴァプール・ウォーターズ計画を停止もしくは大幅に変更したりすることができないと、繰り返し認めている。
・世界遺産センター及び諮問機関は、リヴァプール歴史地区の建造物の順応的再利用など、OUV の保護を目的としたプロジェクトのなかには成功したものもあるが、リヴァプール・ウォーターズ事業などの大規模インフラ事業が、完全性を浸食し続けており、今後も継続するとの結論に至った。既に、作業指針第 192 項(a)にあるとおり、世界遺産登録を決定した特徴が失われるほどまで OUV を伝える属性に深刻な劣化及び損失が発生している。資産範囲内のブラムリー・ムーアドックにおけるサッカースタジアム新設が承認されたことは、OUV に対する確実な脅威を増大するものであり、委員会の要請に反しており、更に、締約国には、本資産の長期的な保護に対するコミットメントがないことを示している。2012 年の第 36 回世界遺産委員会において、危機遺産とすることを決定した時点で、リヴァプール・ウォーターズ事業が承認、実施された場合、世界遺産一覧表からの削除の可能性があることが示されていた。その後委員会は、繰り返し世界遺産一覧表からの削除の可能性について検討してきた（決定 36 COM 7B.39、37 COM 7A.35、38 COM 7A.19、40 COM 7A.31、41 COM 7A.22、42 COM 7A.7）。第 43 回世界遺産委員会において、DSOCR の採択及び新たな建築物の建設の停止に関する委員会決定が実施されなければ、第 44 回世界遺産委員会において資産を世界遺産一覧表から削除する決定が採択された。

3.世界遺産委員会での審議
前回の委員会で、危機遺産解除のための望ましい保全状況と新規建設停止に関する委員会の決定が守られない場合、世界遺産一覧表からの削除を検討する旨の決定が下されていた。審議ではコンセンサスが得られず、無記名投票が実施され、世界遺産一覧表から削除された（世界遺産条約史上 3 例目、文化遺産 2 例目）。

決定概要

・資産及び周辺での新規開発に対する不適切なガバナンスの結果、真実性及び完全性に重大な損失が発生し、OUV を伝える属性に深刻な劣化及び不可逆的な損失が起こっており、更なる劣化も避けられない。締約国が、本資産の OUV の保護及び保全に関して条約に定められた義務を果たしていない。
・開発事業の結果、作業指針第 192(a)項に定める通り、世界遺産登録の理由となった特徴が失われる程度まで資産が劣化しており、作業指針第 193 項に定める通り、必要な是正措置も実施されていない。
・第 36 回、37 回、38 回、39 回、40 回、41 回、42 回、43 回世界遺産委員会における要請（懇願）にもかかわらず、資産の保護に至らなかったことを残念に思う。
・資産範囲及び緩衝地帯におけるリヴァプール・ウォーターズ事業などの大規模インフラ事業によって、OUV を伝える属性に深刻な劣化、不可逆的な滅失が発生しており、さらに、資産範囲内のブラムリー・ムーアドックでのサッカースタジアム新設が認可されたことなどにより、更に OUV が劣化し、失われていく確実な脅威が増大することを遺憾に思う。
・締約国は、委員会の再三の要請を遵守せず、締約国自身が、長期的な資産及び OUV の保護を担保する法的手段、その他の手段を持たないとしていることを遺憾に思う。
・リヴァプール – 海商都市（英国）を世界遺産一覧表から削除することを決定する。

危機遺産保全状況個票

３５．ポトシ市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.35	**ID No.**	420
資産名称（英）	City of Potosí		
締約国	ボリビア多民族国		





©A. Sandoval-Ruiz
Author: Alcira Sandoval-Ruiz

種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	ii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1987 年
構成資産数	1	**危機遺産となった年**	2014 年
資産概要	本資産はスペイン人の入植以前、山間の小さな村落に過ぎなかったが、16 世紀に巨大な銀鉱脈が発見され、世界最大の工業地域とみなされるようになった。銀の採掘に従事したのは、強制的に集められたインディオであった。銀の生産は 18 世紀まで盛んに行われたが、1825 年の独立後は衰退した。複雑な配水設備を持つセロ・リコ（Cerro Rico）銀山、カサ・デ・ラ・モネダ（Casa de la Moneda）の建つ植民都市、サン・ロレンツォ教会などが世界遺産として登録されている。		
危機遺産に登録された要因	• セロ・リコ銀山の山頂が不安定であり、崩壊する危険性があること。 • 全ての構成資産を考慮する包括的な保全政策がないこと。 • 保存が不十分。居住用の構造と考古学的な産業遺産の修復と改良には特に注意する必要がある。 • セロ・リコ銀山で継続されている無秩序な採掘によって、歴史的資産が潜在的に劣化している。 • 保護規制の施行が役に立っていないこと。 • 気候上、地質学上またはその他の要因による影響に脅かされていること。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 1996, 1995, 1993		

保全状況	
現在の課題	法的枠組み、採掘、表層水汚染、その他（崩壊リスク、不十分な保全措置、環境影響）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・境界線の明確化は完了したが、資産と緩衝地帯案を既存の土地利用規制と明確に結びつけることは、法的な保護手段によって完成・正式にする必要がある。 ・将来の軽微な境界線変更による資産の緩衝地帯の線引きの進展に関する文書を、報告書の付属資料として提出した。 ・歴史的な中心部での復元事業については、この地域で事業の認可と実施に関わる自治体・国の法令施行が困難である。文化観光省が実施した査察でも、クリプトとカタコンベの復元と保全事業に関する遺産の懸念に関連してこの点が強調されている。 ・管理部門の設立と、資産の法的枠組みの整備は未定である。 ・現在進行中の社会的・政治的な紛争により、是正措置を完全に実施するためのスケジュールを 2 年延長する必要がある。

	2.世界遺産センターの見解 ・第 43 回世界遺産委員会では資産の境界線の明確化が承認されたが、軽微な境界線変更は保留されたままであるため、草案を確定し正式に提出するべきである。 ・セロ・リコの管理と保全の最高法規が近年進展しておらず、深刻な懸念である。上記の文書か適切な代替案の承認が最も緊急に実施されるべきである。また、4,400ｍを超える高所で違法に操業している鉱山労働者の移転計画は複雑な課題であり、完全な実施には数年がかかる可能性が指摘されている。 ・ポトシの歴史地区における自治体・国の法律や規制の施行に関する課題は、クリプトやカタコンベの事業で示された例にあるように憂慮すべきである。土地利用規制を含む、資産の法的枠組みの全体が追加で強化される必要を示している報告書は、この分野で重要な作業が必要であることを示唆している。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・資産の緩衝地帯設定のための軽微な境界線変更の策定に関する情報に留意し、作業指針第 163~164 項に従い、諮問機関の審査と世界遺産委員会の承認のため、軽微な境界線変更の最終案を可及的速やかに世界遺産センターに提出し、緩衝地帯が資産の関連する法的枠組みと計画文書に適切に反映させるよう要請する。
・歴史的な中心部のクリプトやカタコンベで示されている、資産の管理と将来事業の実施において、遺産の要件が適切に考慮、尊重されるようにするため、資産全体に関わる法的枠組みと規制の整備、統合、施行に関する作業を継続すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

３６．パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.36	ID No.	135
資産名称（英）	Fortifications on the Caribbean Side of Panama: Portobelo-San Lorenzo		
締約国	パナマ共和国		





©Frédéric Letullier
Author: Frédéric Letullier

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	ポルトベロとサン・ロレンソの遺産は、17～18 世紀のスペイン植民地の軍事建築の代表例である。ポルトベロの要塞、城郭、砲台は入江を囲むように防御線を構築しており、サン・ロレンソはチャグレス川（Chagres river）の河口を防衛していた。パナマ海峡へのアクセスに重要なこれらの要塞は継続的に建て直され、ヨーロッパの植民地貿易の要となった。今日見ることができる構造物は、1761 年にスペイン人により 3 度目に建て直されたものである。		
危機遺産に登録された要因	• 環境要因、管理不足、限定的な保全計画により資産が脆弱な状態にあり劣化が加速していること • 浸食 • 世界遺産範囲、緩衝地帯範囲が未確定であること • 保全管理計画の未策定 • 都市開発圧力 • （特にポルトベロ地区における）観光圧力 • 建築遺産保存のための法令、2 つの構成資産を結びつける法的措置が不十分であること		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 2000, 1993		

保全状況	
現在の課題	浸食・沈泥/堆積物、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の変更、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（資産境界線、緩衝地帯がないこと）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・パナマ共和国の文化に関する一般法（法律第 175 号）を 2020 年 11 月に承認・施行した。 ・統合管理計画の策定について、2021 年に入札を予定している。 ・IDB 事業の枠組みで、構成要素の強化事業と保全事業を予定している。 ・軽微な境界線変更案は 2021 年末に確定する予定である。 ・サンロレンソのビジターセンター建築事業については、第一段階が終了し、新ビジターセンターは 2019 年 6 月に完成した。 ・IDB 事業の枠組み外でも、要塞に対する既存の都市の圧力軽減を目的とした活動を実施した。

	2.世界遺産センターの見解 ・DSOCR 達成のための是正措置とタイムフレーム 2019-2023 年に則った活動が行われているが、2020 年 3 月のパンデミック衛生宣言により、予定されていた活動の一部が延期となった。 ・異なる構成要素の計画が入っている統合管理計画が未整備であることは遺憾であり、これを確定し、諮問機関の審査が可能となり次第可及的速やかに、世界遺産センターに提出することが最も重要である。 ・将来的な軽微な境界線変更のための予備情報で、各要塞の境界の案と個別の緩衝地帯に関して進展があったが、完成させる際に、世界遺産センターと諮問機関の技術的なコメントを考慮することが重要である。 ・観光圧力が、本資産が危機遺産リストに掲載された要因の 1 つであることを想起し、予定されているインフラ事業の潜在的な影響に対処し、この改善が資産の保全のニーズ、環境収容力、OUV と完全に整合がとれていることを確認することが重要である。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

・文化に関する一般法の承認と、IDB 事業で予定された資産の異なる構成資産の保全事業のロードマップ策定を歓迎し、これらの活動の具体的な実施に関して追加の詳細情報を提供すること。
・軽微な境界線変更の準備に向けた進展に留意し、イコモスの助言を考慮しつつ、作業指針第 162 項及び 164 項に従い、正式な要請書を提出すること。
・資産の全構成資産と緩衝地帯を含む統合管理計画が適用されていないことを遺憾に思い、この計画を地域開発計画と共に、可及的速やかに諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・サンロレンソのビジターセンターの潜在的な影響を検討し、この改善が地域の保全のニーズ、環境収容力、OUV と完全に整合が取れていることを確認すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

危機遺産保全状況個票

３７．チャン・チャン遺跡地帯

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.37	**ID No.**	366
資産名称（英）	Chan Chan Archaeological Zone		
締約国	ペルー共和国		





©UNESCO
Author: Jim Williams

種別	文化遺産	**資産面積**	1,414.57 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	i, iii	**世界遺産一覧表記載年**	1986 年
構成資産数	1	**危機遺産となった年**	1986 年

資産概要	チャン・チャンに首都を置いたチムー王国は、15 世紀に黄金期を迎え、その後まもなくインカ帝国に滅ぼされた。モチェ川流域に位置するチャン・チャンは先コロンブス期のアメリカにおいて最大規模の土建造物の都市である。遺跡は 9 つの「要塞」もしくは「宮殿」と呼ばれる独立した区域に分けられる。チャン・チャンの OUV は、階層的な都市計画と、それを支えた産業・農業・水系管理システムにあるとされている。
危機遺産に登録された要因	• 極端な気候条件（エルニーニョ現象）やその他の環境要因に起因し、土建造物や装飾面の保全状況が脆弱であること。 • 現行の管理体制が不適切であること。 • 保全対策を実施するための人材および財源が不十分であること。 • 地下水位が上昇していること。
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993
保全状況	
現代の課題	アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、違法行為、管理制度/管理計画、水（雨水、地下水位）、その他（保全措置、維持管理が行われていないことにより土製建築構造物及び装飾面の劣化が継続していること）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・チャン・チャン遺跡地帯の保全管理マスタープラン（2015-2025）の最新版は、文化省の承認待ちであり、2004 年以降懸案事項であるマスタープランに法律のステータスを付与する法律第 28261 号の実施の成功に関連するものである。 ・文化省により、緩衝地帯とその規制をトルヒーヨ大都市圏開発計画に組み込む作業について、トルヒーヨ州政府（MPT）の所管官庁と調整が継続している。 ・閣僚作業部会の助言により、違法に占拠されている遺跡地帯の収用を可能にする法律第 28261 号の改正案を示した。 ・文化省と運輸通信省により、資産に悪影響を与えることなく既存インフラを改善するか、トルヒーヨ環状道路を迂回させるか、解決策検討の作業を継続している。現在では、道路は資産と緩衝地帯を通過している。

	・「トルヒーヨ市のチャン・チャン遺跡地帯の緩衝地帯計画に関する診断」の作業計画を策定した。 ・道路事業については、代替案を検討中であり、遺産影響評価(HIA)の実施で合意している。文化省は、関連する州当局に、当面は道路事業に有利な土地の譲渡を行わないよう伝達している。HIAと代替案は、作業指針第 172 項に従い、世界遺産センターに提出予定である。 2.世界遺産センターの見解 ・道路事業の改善に際しては細心の注意が必要であり、HIA の実施が確約されたことを歓迎する。 ・2020 年 12 月に実施した締約国、世界遺産センター、イコモスの協議は非常に建設的であり、会議後に決定 41 COM 7A.26 で特定した最も差し迫った重要課題の以下について、解決戦略とタイムフレームを定めた追加報告書が提出された。 ・最新のマスタープランの採択 ・トルヒーヨ州政府の都市開発計画管理事務所と連携した、緩衝地帯の線引きと規制 ・不法占拠に関する法律第 28261 号の規制承認 ・上記の是正措置なくして DSOCR 達成はありえない。この 3 項目は全て連動しており、今までシームレスな管理体制構築を妨げられてきた。 ・上記の解決まで、引き続き危機遺産とするべきである。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・是正措置のプログラムで重要事項2件が数年間未実施であることを残念に思い、以下のために必要な措置を実施することを再度強く促す。 ・緩衝地帯の境界と規制 ・不法占拠の課題に対処する改正法第28261号の実施。 ・世界遺産と緩衝地帯を通過する既存のトルヒーヨ環状道路の拡大は、資産の完全性とOUVを危機にさらすものであり、既存の道路の改良か、世界遺産と緩衝地帯の外側に新しいルートを特定する作業を続け、遺産影響評価を実施し、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを強く促す。 ・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

危機遺産保全状況個票

３８．コロとその港

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.38	ID No.	658
資産名称（英）	Coro and its Port		
締約国	ベネズエラ・ボリバル共和国		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	資産面積	18.40 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	1993 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2005 年
資産概要	コロはスペイン入植初期に構築された植民都市である。カリブ海沿岸には多くの植民都市が現存するが、入植当時の構造が手つかずに残るのはこのコロのみである。市内には 602 あまりの歴史的建造物が遺され、スペインのムデハル様式とオランダの建築様式が融合した景観が興味深い。こうした建造物に用いられた土木技術は、当地で現在も活用されている。		
危機遺産に登録された要因	• 包括的な保全・管理の欠如や 2004 年、2005 年、2010 年の豪雨に起因し、建材および構造体が著しく劣化していること。 • 資産の完全性、真実性を構成する建築的・都市的一貫性が劣化していること。 • 適切かつ効果的な管理、計画・保全体制、および制度的取り決めが不足していること。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		

保全状況	
現在の課題	洪水、管理制度/管理計画、水（雨水、地下水位）、その他（素材及び構造の重大な劣化）
審議概要	1.締約国による保全状況報告 ・既存の排水インフラ機能向上のための重要な予備的措置を実施したが、排水システム改善に関する主な事業は事業開始に必要な国の財源が確保できていない。 ・コロとラ・ヴェラの緩衝地帯の最新の地図と説明を、同地域の遺産の価値を考慮して作成した。 ・管理計画の策定スケジュールは 2021 年までに全ステークホルダーの承認を受け完成する予定。 ・大規模かつ他部署からなる作業グループを設置し、災害リスク対策計画の策定と 2021 年までの承認について議論を予定している。 ・建造物の放棄という問題に対処するため、土地の所有権の法的確実性の決定に向けて取り組んでおり、建造物の適切な保全と利用を目的として、社会的・公共の利益がある特定の放棄された不動産を収容する選択肢を検討する。 ・前回の保全状況報告書に示した、是正措置完了スケジュール（2019-2021）は適切であることを再度確認した。

	2.世界遺産センターの見解 ・将来の保全状況報告書には、DSOCR 達成のため、各是正措置実施に関して明確かつ包括的な情報提供をすべきであることを再度強調する。また、2018 年のイコモスアドバイザリーミッションの勧告の大半が報告書で取り上げられていないことに留意する。 ・包括的な排水システム事業については、現在利用可能な資源を考慮し、暫定的な措置を継続し、洪水発生時には、高い遺産価値を持つ地域を保護するため迅速に対応することが必要である。可及的速やかに大規模な排水システム事業実施を開始する必要がある。 ・2018 年以降、資産の管理計画の概要や草案が示されていないことは大きな懸念であり、重要な是正措置の全体のコンセプトと現在までに進捗情報が不明である。 ・コロとラ・ヴェラの緩衝地帯の修正に関して提出された地図に基づき、作業指針第163~164項と付属資料11に従って、ラ・ヴェラの軽微な境界線変更、コロの境界の明確化の書類を提出すること。またコロの緩衝地帯の非常に軽微な修正は、境界を明確にする対応で十分である。 ・当局やコミュニティの団体の資産価値の保護と促進の取組やコミットメントは素晴らしいが、過去5年間で資産の状態に大きな改善が見られない。引き続き危機遺産とするべきである。 3.世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

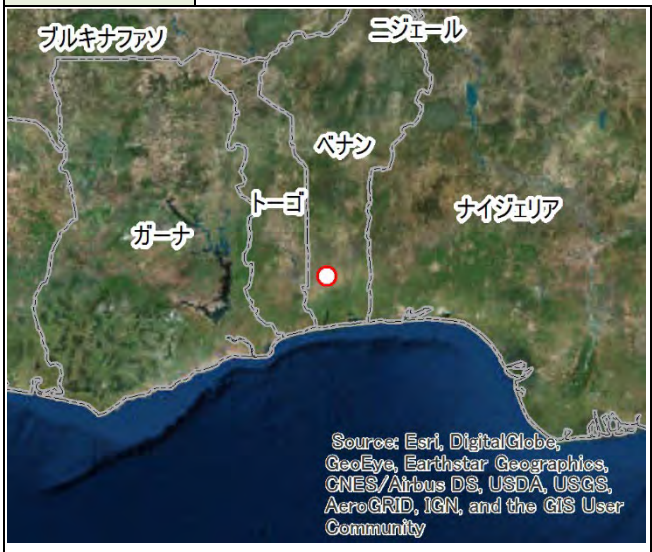
決定概要

・利用可能な資源が限られていることを考慮し、資産内で進行中の排水問題に対処するため実施された暫定的な措置を評価し、大規模な排水システム事業実施を可及的速やかに開始すること。
・コロとラ・ヴェラの構成資産2件の緩衝地帯の修正に関して提出された地図に留意し、作業指針第163~164項と付属資料11に従って、ラ・ヴェラの軽微な境界線変更、コロの境界の明確化の書類を提出すること。
・DSCORを達成するため、決定 38 COM 7A.23で採択された是正措置11件の各取組の進捗に関して不十分な情報が提供されたことを懸念し、資産の将来の保全状況報告書は全是正措置の明確かつ完全な情報を示し、作業指針付属資料13の必須のフォーマットに従っていることを再度要請する。
・完全な一連の是正措置に対応するために必要な行動に関する重要なガイダンスを提供している、2018年のイコモスアドバイザリーミッションの勧告の実施を再度要請する。
・2022年の第45回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
・引き続き危機遺産とする。

その他の世界遺産の保全状況個票

1. アボメイの王宮群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.1	ID No.	323
資産名称（英）	Royal Palaces of Abomey		
締約国	ベナン共和国		





©CRA-terre / Ensag
Author: Thierry Joffroy

種別	文化遺産	資産面積	47.6 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	181.4 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	2		2007 年　軽微な境界線変更
資産概要	1625 年から 1900 年にかけて、アボメイ王国（Kingdomof Abomey）の王は 12 代続いた。歴代の王たちは、別の土地に専用の敷地を持っていたアカバ王（King Akaba）を除き、以前の宮殿を用途変更し、維持しつつも、同じ敷地内に自身専用の宮殿を建造していった。現在も伝統行事や儀式に使われるアボメイの王宮は、この消滅した王国を思い起こさせるだけでなく、伝統の継承のために重要な遺産である。1984 年に発生した竜巻の被害により、1985 年から 2007 年まで危機遺産一覧表に記載されていた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2012, 2010, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 1998, 1997, 1995, 1994,1985		

保全状況	
現在の課題	ガバナンス、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、その他（火災）
審議概要	1．締約国による保全状況報告 • 10 年を超える保全活動により、博物館地区（グレレ王宮、ゲゾ王宮）は、一部劣化がみられるものの保全状況は良い。2020 年には残りの 3 地区の構造物が危機的状況にあった（グレレ王妃 41 人の墓の屋根など）が、2021 年までにそのほとんどを修復した。 • 維持管理の不足、不適切な介入、脆弱な材質、野生動物の影響への対応を進めている。 • 開発や不法占有が、しばしば王室関係者によって行われ、本資産及び緩衝地帯を脅かしている。最近も、ドウォメ王宮のすぐ横に新しい建造物が建築された。全関係者が合意する解決策を探すべく関係者との対話が進めている。 • 2020 年から 2024 年までの管理計画を改定した。2019 年 11 月に、新たな管理委員会を設置した。サイトマネージャー及び博物館の保存修復技術者を任命した。 • 2021 年の管理計画実施予算として約 91,000 ドルを文化遺産省に配分した。 • 火災リスクに対応するため、消火栓を再設置した。資産では、消防士が 1 日 2 回点検を行う。グレレ王宮及びゲゾ王宮には、2019 年 3 月に消防団を配置した。建造物の周辺 6ｍを防火帯とし植物を伐採する。また、家庭ごみ問題に対応する計画を開始した。2020 年 1 月 30 日に防火計画の策定を開始した。 • 2020 年 11 月 18 日に、博物館プロジェクトに係る新たな詳細情報を提出し、イコモスによる技術的

	評価をうけて、2021 年 2 月 2 日にオンライン会議を実施した。 2．世界遺産センターの見解 ・10 箇所の王宮に残る建造物の多くが脆弱な状態にあることを締約国が認めている。 ・改定管理計画の実施、新たな管理職員 2 名の配置、関係者との協議、防火計画策定の開始、計画されている保全措置の継続など歓迎される動きがあるが、過去 2 回実施されたミッションの勧告や、主要な建造物への防火施設の設置、資産の保全に必要な予算の持続可能な確保についての勧告について対応がみられない。 ・劣化した部分の修復自体は歓迎されるものだが、どのような修復が行われたのか、どのような証拠に基づいて実施されたのか詳細が不明で記録もない。最新の報告によれば、王宮の脆弱性は、材料の脆弱性と過去に行われた不適切な措置によるものである。建造物の保全をどれほど良く行っても、恒常的に注意を払っていないと容易に劣化が進む。火災等のリスクに非常に弱いため、リスク準備計画の作成が待たれる。 ・長期的な解決を図るために、調査研究に基づいて問題の大きさを明確にした復旧計画（Recovery Plan）を策定することが必要である。個々の建造物に介入すること以上の取組が必要である。ユネスコ/ノルウェーによる資金援助はこの点で非常にありがたい。 ・改定された博物館プロジェクトは、王宮の復元、修復を包括し、持続可能な伝統的遺産トレーニングを支援する内容となっており歓迎されるが、復旧計画に統合するとともに、OUV が尊重されるようより詳細に内容をつめる必要がある。博物館自体についても、屋根を低くし、伝統を尊重する建築とすることになっているが、この大きさでアマゾン広場に建設すれば、広場の半分を占有し、大きな祭祀空間としての広場の役割を損なうため問題であり、場所を変えるか、より小さく目立たないものにする必要がある。 ・世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM による合同リアクティブモニタリングミッションを実施することを勧告する。 3．世界遺産委員会での審議 ・マリから、博物館の規模が縮小されているとの報告があり、これを反映した修正案が提出され、ウガンダ、エチオピア、スペイン、ブラジル、中国、ロシア、ハンガリー、オマーン、エジプト、サウジアラビア、南アフリカ、ノルウェーがこれを支持した。 ・ノルウェーは、博物館の位置について「資産範囲外に整備する選択肢も含めて」という文言を追加するとともに、HIA の実施を開発の前提条件とする修正を提案したが、エチオピアが、博物館は来訪者が訪れる資産範囲内になければ意味がないとして反対したことから、ノルウェーは博物館の位置についての提案を取り下げた。
決定概要	
・主要な建造物に対して急ぎ火災探知機を設置し、全ての消火器の点検を行うよう要請する。 ・依然として王宮が脆弱な状態にあることから、不法開発行為を解決する努力を継続するよう要請する。 ・緊急に、具体的な復旧計画を作成し、世界遺産センターにその概要を提出するよう要請する。 ・ノルウェー政府の財政支援に感謝する。 ・資産の保全のための資金を持続的に確保するため、包括的戦略の策定を検討することを勧告する。 ・博物館事業及び伝統的技術のトレーニングを復旧計画に統合し、詳細な計画を提出するよう要請する。 ・アマゾン広場が広大な儀式空間としての姿を維持できるように、博物館の場所を変えるか、より小さく目立たないものにするよう要請する。また、アマゾン広場での詳細計画を進める前に、空間容積調査を実施し提出するよう要請する。さらに、地下に遺る構成資産の範囲内での開発事業には遺産影響評価を実施するよう要請する。 ・博物館事業のタイムフレーム骨子について世界遺産センター及び諮問機関との対話継続を要請する。 ・前回 2016 年に行われたミッションの勧告の実施状況の確認、勧告の作成のため、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM による合同リアクティブモニタリングをできるだけ早く招へいするよう要請する。 ・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。	

その他の世界遺産の保全状況個票

2.　グラン・バッサム歴史都市

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.2	ID No.	1322rev
資産名称（英）	Historic Town of Grand-Bassam		
締約国	コートジボワール共和国		





©Ministère de la Culture et de la Francophonie du Côte d'Ivoire
Author: Ministère de la Culture et de la Francophonie du Côte d'Ivoire

種別	文化遺産	資産面積	109.89 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	552.39 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2012 年
構成資産数	2		
資産概要	コートジボワール最初の首都であるグラン・バッサム歴史地区は、19～20 世紀にかけて建造された植民都市であり、経済と司法の中心地であった。市街は厳格な計画に従って商業地区、行政地区、そしてヨーロッパ人居住区、アフリカ人居住区に分けられており、そのため、植民地様式だけでなく伝統的な街なども含まれている。グラン・バッサムはアフリカ社会とヨーロッパ社会の複雑な結びつきを物語る街であるが、特にフランスによるギニア湾交易の拠点として、今日のコートジボワールの下地を築いた。資産は歴史都市と灯台の二つの構成資産で構成されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2017, 2015, 2013		

保全状況	
現在の課題	財政、住宅開発、人材、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

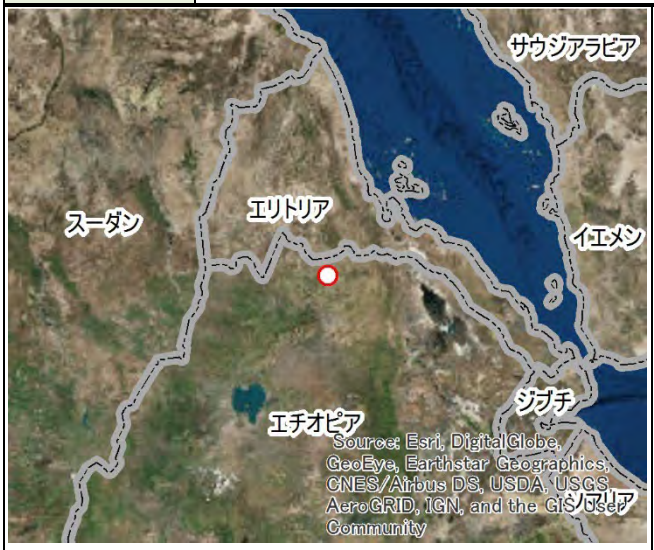
・ココディ湾とエブリエ潟の保護と強化に関する事業（PABC）の一部として、コモエ川を再開放する事業の実施に留意し、この事業が作業指針第 172 項に従って世界遺産センターに提出されていないことを遺憾に思い、2019 年 10 月の緊急ミッション報告書の勧告アプローチに合わせる解決策を見つけられるように、可及的速やかに諮問機関の審査のため、PABC を提出することと、特に以下を要請する。
・堤防事業と、事業の違う高さのシナリオについて、実施前に諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・高さ 6m で計画されている土木事業について、視覚及び遺産に対する影響評価を実施すること。
・裁判所、灯台、旧郵便局、税関ホテルを含む遺産の保全状況の悪化が加速していることを深く懸念するとともに、特に官民のパートナーシップ協定を通じた締約国の協力イニシアティブを歓迎し、以下を要請する。
・これらのイニシアティブについては、集団運営に重点をおいて計画的な検討を行うこと。
・これらのイニシアティブを以下の様に強化する。
・現存する遺産の目録の統合と更新。

・詳細な建築的及び文化的な診断の確立。
・官民全ての関係者による、まちづくりや建設のルール、規制の適用に関する監視と管理の強化。
・遺産と建設の専門家のキャパシティビルディング
・復元事業に対するモニタリング委員会の設立
・「遺産の家」に対して追加の資源を提供し、遺産の建物内に移設することで、資産の管理を強化し、遺跡の中心に象徴的かつ模範的な特徴を与えるように要請する。
・ 2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

3. アクスム

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.3	ID No.	15
資産名称（英）	Aksum		
締約国	エチオピア連邦民主共和国		





©UNESCO
Author: Francesco Bandarin

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	1		
資産概要	アスクムの古代都市遺跡は、エチオピア北側の国境付近に位置する。古代エチオピアの中心に位置し、アスクム王国の最盛期には東ローマ帝国とペルシアとの間で、アフリカ、アラビア、ギリシャ・ローマ世界の橋渡し役として繁栄した。大規模な遺跡には、1～13 世紀までの様々な時代のオベリスクや石碑、王墓や城跡が散在する。アクスム王国は 10 世紀には衰退の兆しを見せ始めるが、それ以降も歴代エチオピア皇帝の戴冠はここで執り行われていた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2015, 2013, 2012, 2010, 2008, 2006, 2005, 1998, 1996		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水(物理的な影響)、その他（Stele 3 の不安定な構造）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・技術的な問題について、締約国が世界遺産センター及び諮問機関と継続的な関与を実施していることを歓迎し、石碑 III の強化、陸墓とレンガアーチの墓の構造安定化、レンガアーチの墓での地下水の問題への対処に関して、このアプローチを継続すること。また、予定されている介入の全記録を世界遺産センターに提出し、技術的な詳細や監視のプロトコルについて世界遺産センターと諮問機関と完全に合意した場合のみ、これらの事業実施を開始すること。

・資産の管理とセッティングに対する開発事業の影響について継続して懸念しており、諮問機関の審査のため、以下を世界遺産センターに提出すること。

・2016 年の構造計画

・2010 年のテーマ別の基本計画と 2016 年の構造計画の資産の OUV に対する影響を評価するための遺産影響評価（HIA）と、各計画の関係性を明確にする文書

・要請があったファサードの軽微な改修設計の提出、教会博物館の発掘・建設途中で発見された考古遺構に関する報告書、教会博物館の収蔵品の保全に関する詳細等の教会博物館の完成までの最新のスケジュール

・特に資産の管理計画実施に関するアドバイザリー委員会と資産管理者の活動と成果に関する報告書
・作業指針第 172 項に従い、資産内と緩衝地帯内における現在と将来の全ての開発の詳細と、2016 年ミッションがコメントした開発を含む HIA
・2013 年と 2016 年のミッションの勧告、委員会の過去の決定の実施に関するタイムラインを伴う行動計画を策定し、2022 年 2 月 1 日までに、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、行動計画のコピーを提出すること。
・ティグライ地方での略奪、破壊、被害に関する様々な報告を鑑み、以下を要請する。
・世界遺産センターと、関連する全ユネスコの文化に関わる条約の事務局と緊密に協力し、紛争地域の文化遺産に対する影響、特に資産の保全と管理に対する影響を詳細に評価すること。
・保護措置を通じて資産の保護を確実にすること。
・必要な場合、資産の文化遺産の物品とその保全状況の完全な目録の作成等、目標を定めた活動を通して緊急対応に携わること。
・2022 年 2 月 1 日までに、最近の紛争がティグライ地域の文化遺産に与えた影響の評価や実施された保護措置に関する進捗報告書を提出し、2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

4. オモ川下流域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.4	**ID No.**	17
資産名称（英）	Lower Valley of the Omo		
締約国	エチオピア連邦民主共和国		





©UNESCO
Author: Karalyn Monteil

種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1980 年
構成資産数	1		
資産概要	エチオピア南東、トゥルカナ湖畔に位置するオモ川下流域では、アウストラロピテクスなどの化石人骨が数多く発見されており、人類の進化を物語る上で欠かせない遺跡である。また、この場所から発見された石器は古人類学上最古級のものであり、アフリカにおける人類と技術の発展という点で極めて重要な発見である。本資産は東アフリカの旧石器時代の遺跡における基準例となることが期待されており、科学的調査によってその年代は 100～350 万年前に遡るという結果が出ている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2017, 2016, 2014, 2013, 1996		

保全状況	
現在の課題	浸食/堆積、住宅開発、工業地区、土地改変、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

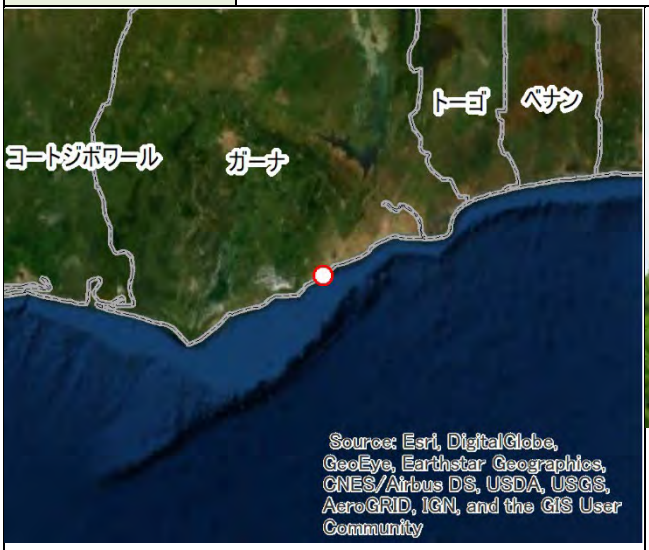
・主要な事業に関連する資産周辺の付随的な開発については定量的な詳細が示されているが、OUV への影響を評価するため、新しい環境影響評価（EIA）と最新の遺産影響評価（HIA）の結果とそれらの事業の全ての詳細を提出すること。
・EU が資金援助した事業の一環として策定中である境界線の線引きに関する素案が、委員会の要請通りに完成し、審査のため提出されていないことを遺憾に思い、管理計画と緩衝地帯の策定に必要であるこの重要な要素に優先的に取り組むことを促し、またいかなる決定が下される前に、諮問機関の審査のため、境界線の素案を世界遺産センターに提出すること。
・また新しい環境社会影響評価（ESIA）が委託され、その結果が 2020 年 1 月に報告される予定であったことに留意し、その報告書をそれに伴うコミュニティとの協議プロセスの結果と共に、諮問機関の審査のため、遅滞なく世界遺産センターに提出すること。
・更に、付随的な開発とその OUV に対する影響と、2017 年 11 月のイコモス技術審査を考慮して、HIA の更新と強化をすること。

・また、2012 年から要請してきた KSDP とその開発行為がトゥルカナ湖流域に及ぼす潜在的な影響を評価するため、戦略的影響評価（SEA）の策定を、ケニアと共同で進めること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

5.　ヴォルタ州、グレーター・アクラ州、セントラル州、ウェスタン州の城塞群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.5	**ID No.**	34
資産名称（英）	Forts and Castles, Volta, Greater Accra, Central and Western Regions		
締約国	ガーナ		





© John Tolva
Author: John Tolva

種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	Vi	**世界遺産一覧表記載年**	1979 年
構成資産数	11		
資産概要	ガーナのケタからベインに至る海岸沿いには 1482 年から 1786 年に建てられた要塞化された交易拠点の遺構を今日でも目にすることができる。それらは、大航海時代にポルトガル人が世界各地に開拓した交易ルートをつなぐ役割を果たしていた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 1998. 1996		

保全状況	
現在の課題	海水の変化、商業開発、財政、陸上交通インフラ、地下水汚染、不法行為、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、宿泊施設など、管理制度/管理計画、ごみ、水、風、その他(塩分濃度の高い空気)
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2020 年のミッション勧告に留意し遅延なく実施すること。
・タイムラインを伴う行動計画を策定し、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することを要請し、また以下についても実施すること。
・資産の様々な構成要素に対する緊急構造調査を実施し、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること、また必要に応じて資産の全構成要素の完全性を保護するため、緊急の構造補修介入を実施すること。
・資産の全構成要素に対する綿密なモニタリングプログラムを設立すること。
・世界遺産センターと諮問機関と協力し、緊急の課題として各構成要素の範囲と緩衝地帯の線引きを実施するためのプロトコルを確定させた後、緊急の課題として資産範囲と緩衝地帯の線引きを完了し、世界遺産センターに提出すること
・資産の国際的な重要性に対する地域の人々の認識を高めるプログラムを設立すること。
・更に以下の実施を要請する。
・政府内の調整とステークホルダーへの協議のメカニズムを含む管理計画を早急に完成させ、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

・承認と実施を早急に実施するため、新しい国家遺産委員会と文化遺産開発法の法令を、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出すること。
・エルミナの聖ジョージ城とアクシムの聖アンソニー砦で実施された事業の詳細については実施前に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
・ジェームスタウン漁港事業を中止し、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に準拠した、事業に対する遺産影響評価（HIA）を実施し、この事業の更なる実施前に、諮問機関の審査のため、この HIA を世界遺産センターに提出すること。
・作業指針第 118 項 bis に従い、資産の構成資産内及び周辺での開発事業や計画段階の活動の前提条件として、環境影響評価（EIA）や HIA、戦略的影響評価（EIA）を設定し、そのための法的、管理メカニズムを構築すること。
・旧ニンゴのフレデンスボルグ要塞での海防壁建設が、残存している遺跡の一部の崩壊と地層圧縮を引き起こし、考古学の属性に対して有害な影響を及ぼす可能性があることに留意し、介入を停止して現場の事務所と設置された物品の移転を検討し、トラックに対して資産を完全に閉鎖して安全性を高めることを要請する。更に、フレデンスボルグ要塞の状況調査を実施し、保護及び補修措置を実施することを奨励する。
・2023 年初頭に世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいし、資産の全構成資産の保全状況や、行動計画の策定と実施の進展、2020 年ミッション勧告の実施、特に緩衝地帯の線引きと保護に関する進展、管理計画の準備と実施に関する進展について評価を受けること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに進捗報告、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

6. ラム旧市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.6	ID No.	1055
資産名称（英）	Lamu Old Town		
締約国	ケニア共和国		





© National Museums of Kenya
Author: National Museums of Kenya

種別	文化遺産	資産面積	15.6 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	1,200 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1		
資産概要	ラム旧市街はスワヒリ文化の中心地であり、その文化はバンツー人、アラブ人、ペルシャ人、インド人、そしてヨーロッパ人といった多くの民族との交流によって形成されてきた。サンゴ石灰岩とマングローブを用いて造られた街は 12 世紀に築かれたとされるが、それ以前からも定住者がすでに存在していたと考えられている。また、19 世紀以降イスラムの祭礼も行われており、スワヒリとイスラムの宗教文化が混在する興味深い場所である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		

保全状況	
現在の課題	航空交通インフラ、住宅開発、土地利用の改変、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、非再生可能エネルギー施設、ごみ、その他(住居の劣化)
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

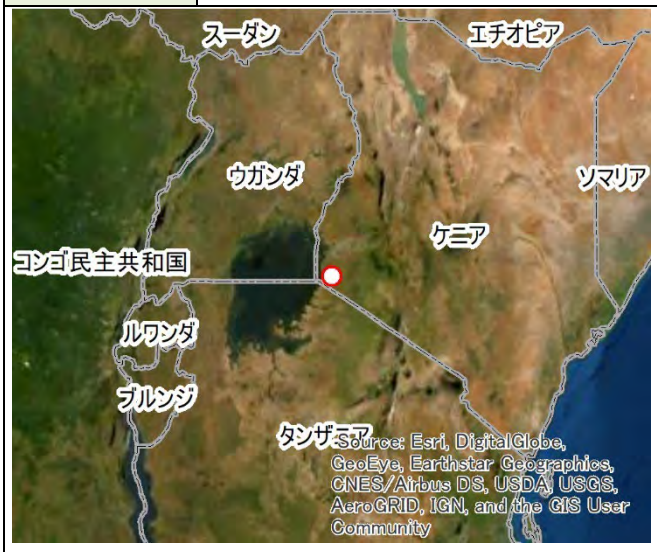
・治安上の懸念を考慮しつつ、2019 年 11 月、12 月に資産に対するリアクティブモニタリングミッションを組織したことに感謝し、このミッションの勧告を実施すること。
・過去に何度も要請したように、資産の境界線を明確にし、ラム島全体、マンダ島の一部と関連するマングローブベルトを含む、より広い緩衝地帯を設定することが最も緊急事項であることを強調する。また、作業指針第 164 項に従い、軽微な境界線変更届を正式に世界遺産委員会に提出する前に、資産と拡大した緩衝地帯を明確に区別した最新の地図を、世界遺産センターと諮問機関に提出して意見を求めること。
・資産内の建造物群の全体的な保全状況に懸念を表明し、建物のストック調査を完了させ、劣化と不適切な材料の使用阻止のために建造物の規制を強化することを要請する。
・政治と市民社会のレベルにおいて、資産の OUV に対する LAPSSET 事業の潜在的な脅威に対する認識を高める必要性に留意し、以下を要請する。
・スポーツ・文化・遺産省とケニア国立博物館の代表を含めたハイレベルの政府代表団を資産に派遣し、資産の OUV 保護を確実にするための課題の範囲と解決策の緊急性について評価すること。
・資産の OUV に影響を与える可能性がある複数の開発課題への適切な対応のため、市民社会の支援と関与の下で、国

と地方レベルの関係政府機関からなる遺産のタスクチームを設立すること。
・ラム島のステークホルダーとコミュニティのフォーラムを設立させ、LAPSSET 事業と緊密に連携できるようにすること。
・LAPSSET 回廊開発局と地方政府と協力し、資産の保全や遺産に関わる事業に対して十分な資金が確保できるように、企業の社会的な責任プログラムの中核を設定すること。
・更に以下を要請する。
・全ての事業とサブ事業が、世界遺産であるトゥルカナ湖に与えうる個別及び累積的な影響を共に考慮し、可及的速やかに LAPSSET 事業の戦略的影響評価（SEA）の見直しを完了させること、また SEA が完成し、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出されるまで、LAPSSET 事業が実施されないようにすること。
・LAPSSET の各サブ事業（リゾート都市、国際空港等）については、事業と計画に関する全ての情報を、必要な環境影響評価と遺産影響評価と共に世界遺産センターに提供し、実施に関する不可逆的な決定が下される前に諮問機関の審査を受けること。
・ラム石炭工場の事業が保留されていることに留意し、地域の電力受領を満たすための代替案を提案することと、資産の OUV に影響がないことを確実にするため、いかなる開発に対しても徹底して独立の EIA と HIA を実施することを要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会の審査のため、2019 年のミッション勧告と世界遺産委員会の決定の進捗状況を審査するために、2023 年前半に世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいすること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに進捗状況報告を、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

7.　ティムリカ・オヒンガの考古遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.7	**ID No.**	1450rev
資産名称（英）	Thimlich Ohinga Archaeological Site		
締約国	ケニア共和国		





© National Museums of Kenya
Author: Ephraim Mwangi

種別	文化遺産	**資産面積**	21 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	33 ha
評価基準	iii, iv, v	**世界遺産一覧表記載年**	2018 年
構成資産数	1		
資産概要	ヴィクトリア湖地域のミゴリ町の北西 46km に位置するティムリカ・オヒンガ考古遺跡は、ヴィクトリア湖流域のニャンザ(Nyanza)地域において 16 世紀から 20 世紀中頃まで生活していた牧畜コミュニティの、自然石(dry stone)の壁により囲われた巨大要塞建設に係る文化的伝統を映している。ティムリカ・オヒンガは、この地域で最も規模が大きく最も保存状態の良い伝統的な石壁囲い(enclosure)で、農地(homestead)、家畜の飼養、作業場として使われる囲い群からなる。メインのオヒンガ(Ohinga)はコチェン(Kochieng)と呼ばれており、他のオヒンガはカクク（Kakuku)、コケッチ（Koketch)、コルオチ（Koluoch）である。オヒンガは主に家畜やコミュニティを守るためのものと考えられるが、社会的ユニットや血縁関係を表すものでもある。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	人間及び動物による活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・観光支援のためのインフラを含む全ての事業や活動が、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に準拠した遺産影響評価（HIA）の対象となることと、資産の OUV に影響を与える可能性がある事業の情報について、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出されることを保証すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

8. モザンビーク島

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.8	**ID No.**	599
資産名称（英）	Island of Mozambique		
締約国	モザンビーク共和国		





© UNESCO
Author: Lazare Eloundou Assomo

種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1991 年
構成資産数	1		
資産概要	かつてポルトガルのインド洋交易の中継地であったモザンビーク島には、16 世紀の姿をそのままに伝える城塞都市が残されている。元来居住していたのはバンツー族であるが、10 世紀にはアラブ人、16 世紀にはポルトガル人が上陸した。このため、モザンビーク島の文化は東アフリカ、イスラム、ヨーロッパのさまざまな特徴を備えている。特筆に値するのは建造物であり、建材や工法といったあらゆる土木技術は、16 世紀の伝統が固く守られている。モザンビークはポルトガルの貿易港として 17 世紀に絶頂期を迎えたが、以降は徐々に衰退していった。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2000, 1999, 1998, 1997, 1995, 1994, 1993		

保全状況	
現在の課題	財政、住宅開発、人材、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、ごみ、その他（倒壊及び深刻に老朽化した建造物の増加）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

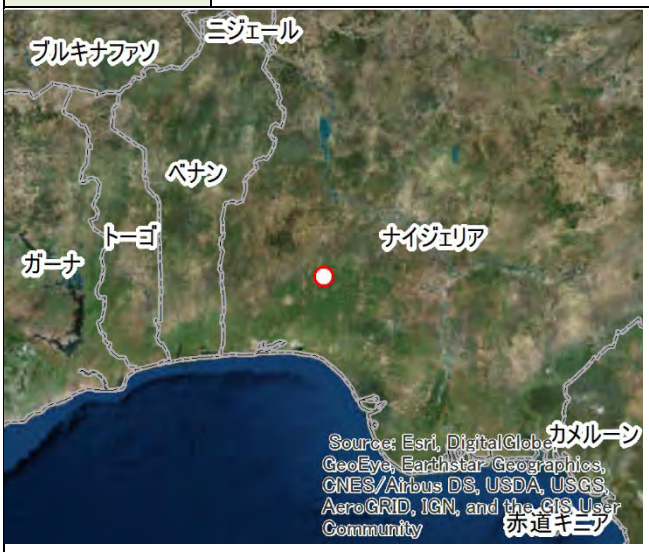
・新たな緩衝地帯の境界線の線引き案を称賛し、作業指針第 164 項に従って、軽微な境界線変更を世界遺産センターに提出し、諮問機関の審査と世界遺産委員会の審議を受けること。
・資産の OUV を維持するために実施された保全措置、特に病院複合体の多くの建物の復元に満足し、以下を要請する。
・病院のメインブロックの復元を完成させること。
・資産内の公共の建築物軍の長期の空室を避け、公共利用を維持するための持続可能な解決案を見出すこと。
・島の裁判所など、重要な建造物の復元事業を行うこと。
・改修、修復事業の舵取りを行うため、保全ガイドライン利用を強化すること。
・石と石灰の町の構造の目録を提出し、現在の使用状況をその目録に含めること。
・気候変動や、高まるリスクによる劣化の進行を防ぐため、所有者に対して建物の毎年のメンテンナンスを奨励する

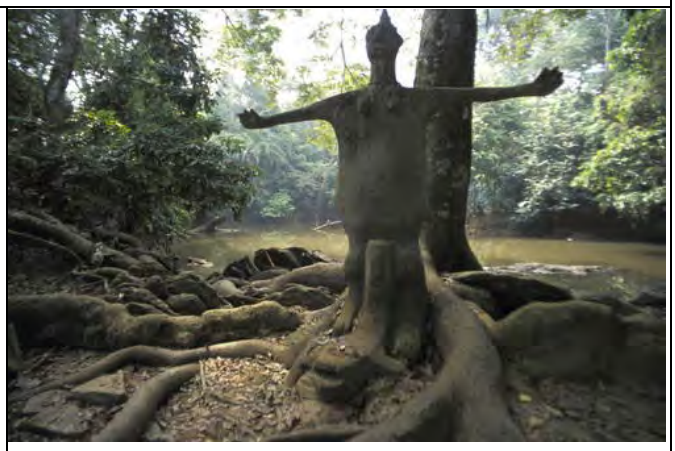
こと。
・気候変動による高潮の脅威に対処する行動を称賛し、構造物に対する潜在的な空間・視覚的な影響を鑑み、海防インフラの長期戦略を策定し、視覚影響調査と遺産影響評価により評価し、諮問機関の審査のため、これらを世界遺産センターに提出すること。
・「モザンビーク島の都市構造計画」を完成させ、採択する前に諮問機関の審査のため、これを世界遺産センターに提出すること。
・「マチュティの町の建築遺産保全のための特別規則」の策定を歓迎し、イコモス技術審査での勧告に従ってこれを更新させ、公式に承認の上実施すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

9. オスン- オソボ聖林

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.9	**ID No.**	1118
資産名称（英）	Osun-Osogbo Sacred Grove		
締約国	ナイジェリア連邦共和国		





©CRA-terre
Author: Thierry Joffroy

種別	文化遺産	**資産面積**	75 ha
タイプ	遺跡(文化的景観)	**緩衝地帯面積**	47 ha
評価基準	ii, iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2005 年
構成資産数	1		
資産概要	オソボの都市郊外に広がる聖なる密林は、ナイジェリアに残された数少ない原生林の一つである。ヨルバの神々の一神である豊穣の女神オスンの住まいとして、聖林とそれを取り囲む川は、祭祀場や神像などで彩られている。聖林は全ヨルバ族のアイデンティティとして知られており、現在でも神像が奉納され続けている。また、かつてこの一帯に広がっていた同様の宗教体系を証左する唯一の事例として大変貴重である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2015, 2014		

保全状況	
現在の課題	火災、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、表層水汚染、その他（来訪者数増加伴うグローブの精神的、象徴的、儀式的な性質の脆弱性）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・改訂された保全の方法論と段階的な保全計画が策定され、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出されるまで、彫刻の復元に関する緊急でない事業を含め全ての再建を停止すること。また、資産内の多くの聖なる場所（shrines）、彫刻、美術品の保全に取り組む必要性を鑑み、この作業については熟練の地域の職人を引き続き雇用できるように、定期的な資源を配分することを奨励する。

・現在、オスン州ではオスン川の水に対して定期的なサンプリングを実施することに同意しており、汚染のリスクを回避する安全対策として、上流への廃棄物投棄をやめるよう住民に呼びかけている。純度を飲料水の品質レベルまで改善する適切な措置が取られるまで、この川から飲料水を直接とらないように具体的な措置を取ることを要請し、伝統的な宗教指導者と祭りの参加者に清潔な水を提供できるような一時的な解決策を模索することを奨励する。

・2020 年 3 月に実施予定であったが Covid-19 流行により延期となっていた、世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招聘したことを感謝する。状況が許し次第可及的速やかにこのミッションが実施され、保全上の課題に対処し、また作業指針第 179 項に従い、資産が直面している脅威が、危機遺産リストへの掲載に該当するかを評価し、また資産の管理全体をより包括的かつ持続可能にできるかを検討する必要が

あることを再度表明する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

10. スクルの文化的景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.10	**ID No.**	938
資産名称（英）	Sukur Cultural Landscape		
締約国	ナイジェリア連邦共和国		
		 ©Ishanlosen Odiaua **Author:** Ishanlosen Odiaua	
種別	文化遺産	**資産面積**	764.40ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii, v , vi	**世界遺産一覧表記載年**	1999 年
構成資産数	1		
資産概要	ナイジェリアの世界遺産第 1 号。ナイジェリアの南東部、アマダワ高原地帯。眼下の集落を統治する丘陵上の支配者の宮殿、段々畑の広がり、幾多の聖なる象徴、かつて反映した製鉄業の広大な遺跡。前期鉄器時代と 17 世紀以後、20 世紀初期まで盛んであった、ありし日の姿を物語るスクルのこのような景観は、 1 つの社会とその精神的・物質的文化の表象である。この文化の解明は、モザンビーク、ジンバブエ、ケニアの同様な文化の理解にも連動しよう。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	内戦、不法行為		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・スクルのコミュニティに働きかけ、宣伝やインセンティブにより、伝統的な建造物や農業棚田の景観を積極的に保全することを奨励し、国家博物館記念物委員会（NCMM）と、農業及び生きている遺産を管轄する関連部局と連携し、関連する無形文化遺産の保護に取組み、遺産の保全に対する意識を高める行動を実施すること。
・Diy-Gid-Biy 考古学遺跡を含む、国境を超える形での拡張の可能性について、カメルーンと議論が行われたことに留意し、この拡張が生きている文化的景観であるこの資産の OUV を反映する可能性について、アップストリームプロセスで助言を求めることを検討するべきである。
・2018 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが安全性の懸念により資産を訪問できなかったことに留意し、必要な安全性が確保されれば、資産の保全状況と OUV を保護するために実施されている伝統的な建造物と伝統的な農業棚田の景観の対策の有効性を評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを再度招聘すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

11. キルワ・キシワニとソンゴ・ムナラの遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.11	**ID No.**	144
資産名称（英）	Ruins of Kilwa Kisiwani and Ruins of Songo Mnara		
締約国	タンザニア連合共和国		
		 © UNESCO **Author:** Ron Van Oers	
種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	Iii	**世界遺産一覧表記載年**	1981 年
構成資産数	2		2003～2014 年　危機遺産
資産概要	キルワ・キシワニとソンゴ・ムナラは、それぞれ 2 つの小さな島に位置する遺跡であり、かつての東アフリカにおける二大港湾都市であった。13 世紀から 16 世紀にかけて、キルワの商人たちは金銀や真珠、香水、アラビア陶器、ペルシャ陶器、中国磁器などの売買に携わり、インド洋における交易のほとんどは彼らの手を介して行われていた。大旅行家イブン・バットゥータも旅の途上でキルワに寄港しており、後に多くのヨーロッパ人探検家を惹きつけた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 1996		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積、住宅開発、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（建築遺産の構造(fabric)の劣化）		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・2016～2019 年統合管理計画（IMP）を見直して実施期間の長期化を検討する決定を歓迎し、IMP の見直しに関する最新の事業計画の提出と実施について、諮問機関が審査するため、世界遺産センターに提出すること。
・IMP 見直しのプロセスにおいて、以下の観点に対処し、IMP への統合を検討すること。
　・資産に関する過去の決定で示された未解決の委員会の要請全ての概要と、これらの課題に対応するための事業計画。
　・現在の IMP の未実施の目標と活動、特に実施プロセスにおいてコミュニティ、ステークホルダー、協力者をよりよく関与させるため、資産のガバナンスを強化する取組み。
　・Gereza Fort、Malindi Seafront、Husuni Kubwa、Makutani での追加の保全事業の提案。
　・サンエ・ヤ・カティ島とキルワ・キビンエを範囲に含めるため、どのように境界線を拡張するか、また資産の適切な緩衝地帯をどのように定義するのか。
・キルワ・キシワニとソンゴ・ムナラの観光開発を強化する意図に留意し、事業の認可前、あるいは取り消すことが困

難な決定が下される前に、これらの事業を、適切かつ詳細な考古学の報告書と遺産影響評価と共に、提出すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

12. ザンジバル島のストーンタウン

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.12	**ID No.**	173
資産名称（英）	Stone Town of Zanzibar		
締約国	タンザニア連合共和国		





©OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Geoff Mason

種別	文化遺産	**資産面積**	96 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	84.79 ha
評価基準	ii, iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2000 年
構成資産数	1		
資産概要	ザンジバルのストーンタウンは東アフリカ沿岸地域のイスラム系スワヒリ文化を代表する交易都市であり、アフリカ、アラビア、インド、ヨーロッパといった様々な文化の影響が残る町並みで知られている。数々の建造物が無計画に打ち建てられたため、入り組んだ路地が町の特徴となっている。また、リヴィングストンら探検家の拠点となった一方で、東アフリカにおける主要な奴隷輸出港であったため、奴隷制の歴史という観点からも重要な場所である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2015, 2014, 2012, 2011, 2010, 2008, 2007 ＊2015 年にはイコモスから危機遺産リスト掲載勧告が出ている（委員会審議により掲載延期）。		

保全状況	
現在の課題	商業開発、財政、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、宿泊施設等、管制度/管理計画、その他（自然災害とリスク準備不足）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2019 年のリアクティブモニタリングミッションの勧告に留意し、これを遅滞なく実施すること。
・新しい統合保全遺産管理計画（CHMP）の策定に関する進捗に留意し、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出し、審査後に内容について合意が得られ次第、実施すること。
・宮殿博物館の安定化に関するオマーンの支援を鑑み、この再生事業に対する修繕アプローチに関する情報を、諮問機関の審査のため、可能な限り早く世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・更に以下を要請する。
　・マリンディ港の重要な属性を目録化し、マリンディ港の将来的な再開発とマルハビ港の開発については、作業指針第 118bis に準拠した遺産影響評価の対象とすること
　・ダラジャニ回廊ビジネスセンターを再度検討し直し、ザンジバル市街地計画とミッチェンザニー緑の回廊事業計画と整合させること、そしてダラジャニ回廊ビジネスセンターの新しい設計を HIA のプロセスで検討し、その計画と HIA は、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

・ティップ・ティブ・ハウスの代替案として、資産の OUV に対する重要な貢献に見合う適切な教育における利用法を検討すること。
・中期的には、ザンジバルタウンのマスタープランの枠組みにおいて、水の緩衝地帯を含む、資産内の全開発事業を調整するための戦略的開発計画を策定し、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・資産の建築表面の保全状況に対処するため、複数年のコミュニティ主導の行動計画を早急に策定すること。
・資産に対するユネスコ/イコモス/イクロムの合同アドバイザリーミッションの招聘を考慮し、2023 年初頭に資産への世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し、全体的な保全状況、特に新しい統合 CHMP に関する進捗を評価し、資産の保全状況と開発圧力が、危機遺産リスト掲載の妥当性を評価すること。
・本資産のハウス・オブ・ワンダーに関連する再生活動の貢献についてオマーンと世界遺産基金に感謝し、更にオマーンの将来の復興に向けた追加の財政的なコミットメントに感謝し、またタンザニアによる建造物の残りを保護するための活動に感謝する。このハウス・オブ・ワンダーの再生を、資産と東アフリカ沿岸の他の世界遺産におけるスワヒリの伝統的な建築物の再生、修復、メンテナンスの模範的な研究事業として発展させることを要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

13. カイロ歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.13	ID No.	89
資産名称（英）	Historic Cairo		
締約国	エジプト・アラブ共和国		





©UNESCO
Author: Spier-Donati, Marianne

種別	文化遺産	資産面積	523.66 ha
タイプ	建造物群（歴史的都市）	緩衝地帯面積	–
評価基準	i, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	5		
資産概要	近現代に発展した新市街の中に、イスラム世界最古級の都市が埋もれるようにして残っている。この旧市街には 7 ～ 20 世紀に建造された 600 以上の建物が現存するが、これほど多くの歴史的建造物が残る都市はカイロの他には少ない。カイロは 10 世紀にファーティマ朝の支配下に入ってから急激に発展し、その後アイユーブ朝、マムルーク朝と支配者が変わる中で、14 世紀には繁栄の絶頂を迎えた。カイロが中世イスラム世界の政治、戦略、学問そして商業上どれほど重要な存在であったかを、この歴史地区から窺い知ることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1995, 1993		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理制度/管理計画、水（物理的影響）、その他(インフラの老朽化、放置、維持管理不足)
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2021 年 3 月 14 日に発行された政令 1097 により、資産の解体許可の一時停止と、資産の境界線の地図の提出命令が出されたことを歓迎し、作業指針第 164 項に従い、地図を提出すること。
・「死者の町」を通る新しい道路建設事業と、資産内と緩衝地帯でのそれ以外の主な事業に関する技術的な情報を、作業指針第 172 項に従い、緊急に提出すること。
・現在、資産の OUV の属性が物理的かつ環境的な劣化、機能の低下、取り壊し、大規模なインフラ開発により、累積的な損傷を受けており、緊急措置を取らなければ急激に回復不可能な状態に達する可能性があるという程度まで達している。
・緊急の課題として、管理計画、マスタープラン、保全計画を策定し、以下の実施を要請する。
・上記の計画が、新たに策定予定の持続可能な開発計画と整合していることの確認。
・全ての主なステークホルダーと必要な専門家を集めた管理の形態を承認し実施すること。
・上記の計画が、OUV の属性の明確な定義と確固たる理解に基づくことの確認。

・資産の境界と緩衝地帯の 1 枚の地図を作成し、顕著な普遍的価値の遡及的言明（RSOUV）を完成させること。
・要請された計画と、境界線の地図、RSOUV を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・2019 年と 2021 年のミッション勧告の実施と、資産内で保護・非保護の対象となっている全ての建造物の取り壊しを中止すること、崩壊による安全性の理由により所有者の保護対象建築物の取り壊しを許可する法律 119 号を改正し、マスタープラン、保全計画、管理計画が承認され実施されるまで、開発事業、追加の道路拡張、交通改善の建造等を実施しないことを要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

14. バビロン

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.14	**ID No.**	278rev
資産名称（英）	Babylon		
締約国	イラク共和国		





© Qahtan Al-Abeed
Author: Qahtan Al-Abeed

種別	文化遺産	**資産面積**	1,054.3 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	154.5 ha
評価基準	iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2019 年
構成資産数	1		
資産概要	バビロンはイラクの首都バグダッドから南へ 85km の場所に位置し、バービル県のシャットゥルヒッラの管内にある。推薦資産は、内壁、外壁に囲まれた考古遺跡と、古代都市周辺の農業地域から選ばれた構成資産からなる。その中心に、発掘された新バビロニア王国の古代都市遺跡であるバビロン遺跡がある。資産範囲内には、バービル考古局本部や警察本部、バービル行政区事務所などが位置する。人工的につくられた 3 つの円錐形の丘陵は、前イラク共和国大統領サダム・フセインの時代に造られたものであり、そのうちの 1 つに、彼の宮殿が建設された。考古遺跡及びこれら 20 世紀に追加されたものに加えて、アネナ、シンジャール、al - Jimjmah、New Kweiresh、ベルヌンといった村が資産範囲内に位置している。（第 43 回報告書抜粋）		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の世界遺産一覧表記載時に委員会が指摘した課題について、以下を含む作業を継続することを再度要請する。
・資産の包括的保全計画を策定及び完成させ、リスクを示した地図で特定された様々なリスク要因に対処すること（リスクの効果的な削減と緩和のための具体的な措置の提案、最も緊急に必要とされる保全措置の優先的介入スキームの確立などを含む）
・包括的保全管理計画を含む管理計画を強化し、管理チームが優先的に緊急の介入に集中できるようにし、詳細な実施のためのガイダンスと、実施を成功させるための品質に関する指標を提供すること。
・新バビロニアの首都と周辺の景観、特にユーフラテス川との関係を追加で調査し、調査結果に基づいて、考古学的都市のより広い環境で特定可能な実際の課題や将来の潜在的な課題に対処するため、緩衝地帯の更なる拡大について検討すること。
・3 次元的な境界線の概念と、20 世紀に増築された建造物を資産から撤去することを来訪者に示すこと。
・作業指針第 172 項に従い、資産又は緩衝地帯で進行中、計画されている事業で、資産の OUV に影響を与える可能性

がある事業の詳細情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを締約国に促す。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

15. エルビルの城塞

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.15	**ID No.**	1437
資産名称（英）	Erbil Citadel		
締約国	イラク共和国		





©Gaetano Palumbo
Author: Gaetano Palumbo

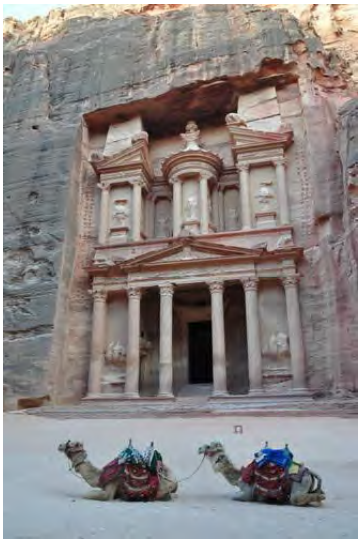
種別	文化遺産	**資産面積**	15.6 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	268.34 ha
評価基準	iv	**世界遺産一覧表記載年**	2014 年
構成資産数	1		
資産概要	エルビルの城塞は、印象的な卵型のテル（遺丘）上で発展を遂げたかつての要塞村落である。19世紀に建造された家々の高いファサードの壁の連なりは、エルビルの町に聳える難攻不落の要塞の印象を伝え続けている。城塞は、エルビルでのオスマン時代後期に年代づけられる独特な扇状の街路配置を有する。歴史的文献や図像上の記録を紐解くと、このエルビルに人類が居住し始めたのは比較的早かったことが判る。エルビルとは、アッシリアの重要な政治的・宗教的中心地であったアルベラに対応する。考古遺物や考古学的調査により、遺丘の内部にはかつての文化層が何層にもわたって存在すると考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016		

保全状況	
現在の課題	法的枠組、その他（不安定な考古学的な土手の斜面）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・以下を締約国に要請する。
　・政府と地方自治体による、緩衝地帯のための都市設計ガイドラインの協調的な実施を確実にすること
　・資産で実施された現在と将来の考古調査を世界遺産センターに提出すること。
・作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため、資産の大規模な復元と再生を含む、進行中または計画されている全ての事業の詳細と、資産と緩衝地帯内で新規に予定されている建設、特に計画中のクルディスタン国立博物館の設計について、承認と建設に関するいかなる取組みがなされる前に、世界遺産センターに提出する義務が締約国にあることを促す。
・2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

16. ペトラ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.16	**ID No.**	326
資産名称（英）	Petra		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		
		 ©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld	
種別	文化遺産	**資産面積**	26,171 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	設定なし
評価基準	i, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1985 年
構成資産数	1		
資産概要	紅海と死海に挟まれたナバテア人の隊商都市ペトラは、エジプト、アラビア、シリア（フェニキア）を結ぶ十字路であった。とりわけヘレニズム時代およびローマ時代に繁栄し、アラビアの香料、中国の絹、インドの香辛料などが行き交った。ペトラの特徴は岩山を切り出して建造されている点にあり、岩壁に穿たれた精緻な岩窟墓や神殿、至聖所は世界史上比類なき価値を持つ。また、不毛の地であるにも係らず、ナバテア王国時代、ローマ時代、ビザンティン時代を通じて居住の痕跡が見られるのは、優れた水道システムを完備していたためである。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 2001, 2000, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994		
保全状況			
現在の課題	商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、土地改変、宿泊施設等		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

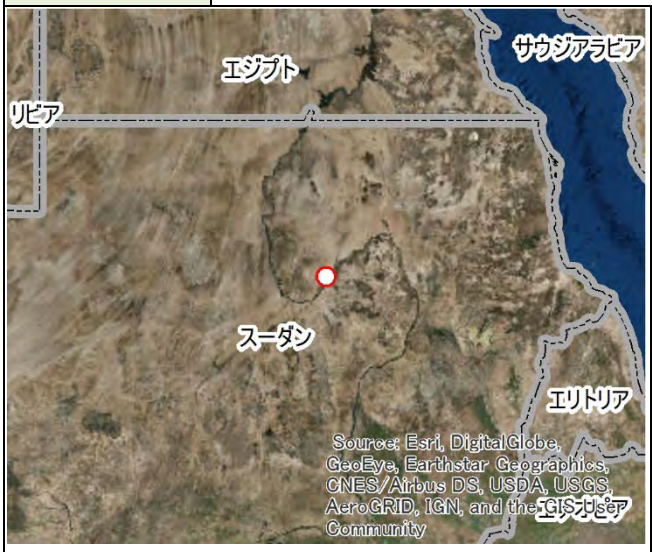
・ペトラ統合管理計画（IMP）の完成と実施を祝いつつ、主要な政策と早急な行動に焦点を当てて実施するよう要請し、また常設の技術委員会設立を歓迎する。
・2017 年ミッションの勧告で未解決である以下の実施を要請する。
・持続可能な経済、社会、環境開発を促進する、統合領域マスタープラン（ITMP）を考案すること。
・資産のセッティングの更なる高密度化を防ぎ、資産の東側やセッティングを超えた場所まで都市の成長を迂回させること。
・統合的な領域計画アプローチに沿って指定されている緩衝地帯とその広範なセッティングに関する新たな規制を考案すること。
・正確な境界線、地形、全ての構成要素の属性と計画している緩衝地帯を含む GIS に基づく資産の正確な地図を作成

すること。
・計画されているアル・ダラ開発事業に関して、世界遺産センターとイコモスとの引き続き連絡を取り、この事業のメリットの検討（及び事業の更なる検討の場合にはその設計の検討）が、高密度化や資産の OUV に貢献する属性の保持に関する課題に対応するようにすること。
・作業指針第 172 項に従い、世界遺産音 OUV に影響を与える可能性がある全ての事業について、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に則って作成された遺産影響評価（HIA）を、世界遺産センターに提出する義務が締約国にあることを指摘する。
・ユネスコ世界遺産と持続可能な観光プログラムに沿って、ユネスコアンマン事務所と世界遺産センターと協力し、資産の持続可能な観光戦略の策定に向けて作業を継続することを促す。
・イコモスが勧告したアプローチに沿って、世界遺産センターと諮問機関と協力してITMPを策定し、作業指針第163～164 項に従い、軽微な境界線変更届を提出し、ゾーニングを含む緩衝地帯の保護都市の規制を明確にすることを再度要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

17. ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.17	**ID No.**	1073
資産名称（英）	Gebel Barkal and the Sites of the Napatan Region		
締約国	スーダン共和国		





© UNESCO
Author: Ron Van Oers

種別	文化遺産	**資産面積**	182.5 ha
タイプ	遺跡（群）	**緩衝地帯面積**	46.5 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2003 年
構成資産数	5		
資産概要	ナイル川の両岸に沿って点在する 5 つの遺跡群からなる本資産は、クシュ第 2 王国期のナパタ文化（紀元前 900～紀元前 270 年）とメロエ文化（紀元前 270～350 年）の貴重な遺産である。これまでにピラミッドや地下墳墓、神殿、複合住宅や宮殿の遺構が発見されている。古代以来、ゲベル・バルカルの丘は宗教儀式や民俗的習慣と切り離せない関係にある。遺跡内で最大とみられる神殿は、今もなお周辺住民から神聖視されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010		

保全状況	
現在の課題	砂漠化、洪水、陸上交通インフラ、住宅開発、地形改変/土地利用変更、宿泊施設等、管理制度/管理計画、風
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・現存する考古的な建造物の保全が確実になるまで、新規の考古学的発掘を実施しないことを確約すること。
・警戒すべきレベルである劣化を逆転させるため、資産に対する緊急の措置が必要であることに留意し、緊急の課題として、2019 年のリアクティブモニタリングミッションと 2020 年のユネスコ遺産緊急基金ミッションの勧告を全て実施すること。
・作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を与える可能性がある将来の事業の詳細を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを指摘する。
・管理体制、法的手段、目録、文書化、保全、復元、開発、コミュニティの関与と観光管理に対処するため、モニタリングミッションの勧告に従い、5 年の包括的な行動計画を準備することを促す。
・緊急の課題として、資産の境界線を確定するための努力の継続を促し、作業指針第 164 項に沿った緩衝地帯の線引きを伴う、軽微な境界線変更届を提出することを指摘する。
・OUV に対する確実な危機が引き続き確認された場合、作業指針第 179 項に沿って、資産の危機遺産リスト掲載の可

能性を検討することを視野に入れつつ、2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

18. カルタゴ遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.18	**ID No.**	37
資産名称（英）	Archaeological Site of Carthage		
締約国	チュニジア共和国		





© Yvon Fruneau
Author: Yvon Fruneau

種別	文化遺産	**資産面積**	616.02 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	ii, iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1979 年
構成資産数	13		
資産概要	カルタゴは紀元前 9 世紀にフェニキア人によって建設された、チュニス湾を臨む都市国家である。紀元前 6 世紀ごろから地中海交易の中継地点として大いに繁栄し、ポエニ戦争中にローマ帝国の領土を支配下に置いたこともあった。しかし、紀元前 146 年にローマに敗れて滅亡した。現在見ることのできる市街地は、ローマ人がフェニキア時代のカルタゴの上に建造した新しいローマ的なカルタゴ市である。フェニキアやローマに留まらず、後 の初期キリスト教時代やアラブ時代の痕跡も残されており、地中海におけるさまざまな文化の混淆と発展をみることのできる貴重な遺跡である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2016, 2014, 2012, 2011		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

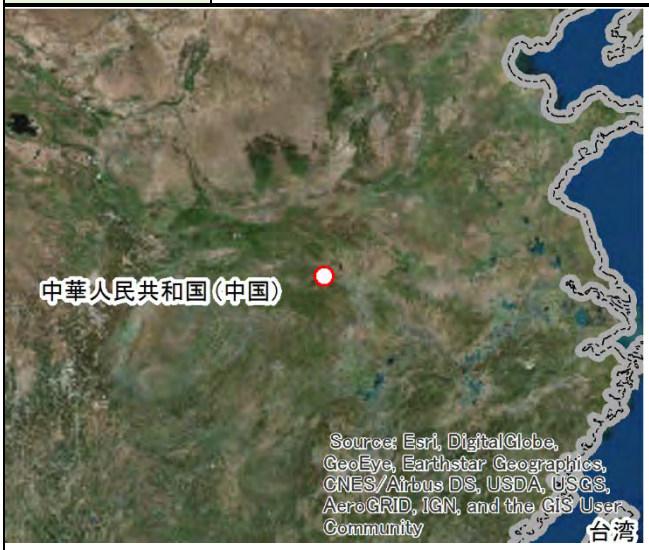
・資産内に残る違法な構造物の取り壊しを促進すること。
・周辺地域と資産の間により共生的な関係を生み出し、地域住民が資産の強化に参加できるようにするため、より広範な都市開発計画の形と手段を用いて、開発圧力の社会経済的な根本の要因に対処するため、さらに努力すること。
・提出された軽微な境界線変更届を反映するために保護展示計画が修正されたことに留意し、境界線変更届案が確定した時点で、計画を採択した際どのように地域開発計画と統合するかを定めること。
・関連するステークホルダーにより、資産で実施される管理と保全の活動を調整する管理計画の素案作成と実施を再度要請し、地域のステークホルダーとのコミュニケーション戦略の設定や法的保護の見直しを含む、2019 年ミッション勧告を検討することを促す。
・作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため、資産での大規模な復元及び再生を含む、進行中または計画されている全ての事業の詳細と、資産及びその周辺で予定されている新規の建物全てについて、世界遺産センターに提

出する義務があることを促す。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

19. 武当山の古代建築物群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.19	ID No.	705
資産名称（英）	Ancient Building Complex in the Wudang Mountains		
締約国	中華人民共和国		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, vi	世界遺産一覧表記載年	1994 年
構成資産数	62 (締約国の見解では 49)		
資産概要	湖北省の武当山はその美しい景観で知られており、渓谷や尾根には古代の建築物が今も佇んでいる。建築物群 の中核を成す宮殿や寺院は、元、明、清朝における建築と美術の一つの到達点を示している。その多くは明朝（14～17 世紀）に建造されたものであるが、中には 7 世紀に創建されたという道教寺院もある。唐朝の初めには道教の修養地として知られていたが、最盛期である明朝のころには 9 つの宮殿と 72 の寺院などを数える一大宗教拠点として権勢を誇った。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2004, 2003, 1998		

保全状況	
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・遇真宮のリフトアップ事業達成のための努力に留意し、事業の完了時に、宮殿自体のリフトアップのプロセスや考古遺構の再統合と周辺の景観と宮殿の関係を含むこの事業の最終報告書を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

・資産の管理計画策定と来訪者管理計画の実施に感謝し、管理計画の完全版と、資産と各構成資産の来訪者収容力を決定するために用いられた根拠の詳細と、観光による資産の OUV に対する負の影響から保護するためのガイドラインを、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

・2021 年 4 月に提出された資産の境界線明確化については、現在世界遺産センターと諮問機関の審査中であり今後の委員会で検討されるものである。過去の決定に沿って、資産の構成資産と緩衝地帯に関する懸念を明確にするため。世界遺産センターとの協力を継続すること。

・世界遺産センターと諮問機関と協議の上、資産全体と広範なセッティングを保護するために資産の修正された緩衝地帯が武当山国家風景地区全体を取り込むことを確実にするとともに、資産の構成資産と密接に関わる景観を確実に保護するため、武当山国家風景地区基本計画の適用と実施を検討すること。

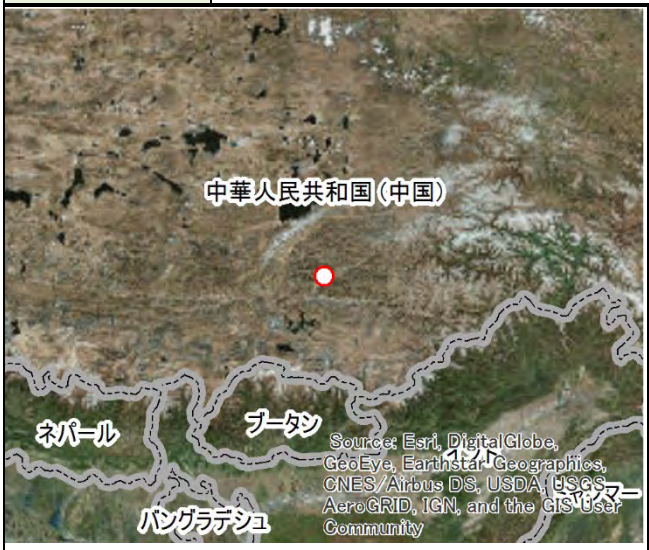
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況につい

ての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

20. ラサのポタラ宮歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.20	ID No.	707
資産名称（英）	Historic Ensemble of the Potala Palace, Lhasa		
締約国	中華人民共和国		





© Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	資産面積	60.5 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	198.8 ha
評価基準	i, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1994 年 2000 年, 2001 年に拡張
構成資産数	3		
資産概要	7 世紀よりダライ・ラマの冬の宮殿として使用されてきたポタラ宮は、チベット仏教とチベット民族の在来政権の象徴である。標高 3,700m、ラサ渓谷の中央に位置し、現ダライ・ラマの謁見の間がある白宮と、先代のダライ・ラマたちの仏塔がある紅宮に分かれている。同じく 7 世紀に建造されたジョカン（トゥルナン寺、Jokhang Temple）も、修道の地として特筆に値する。また、ダライ・ラマの以前の夏の宮殿であったノルブリンカ（Norbulingka）も、チベット芸術の宝庫である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2009, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1996		

保全状況	
現在の課題	商業開発、意図的な遺跡の破壊、陸上交通インフラ、住宅開発、宿泊施設等、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

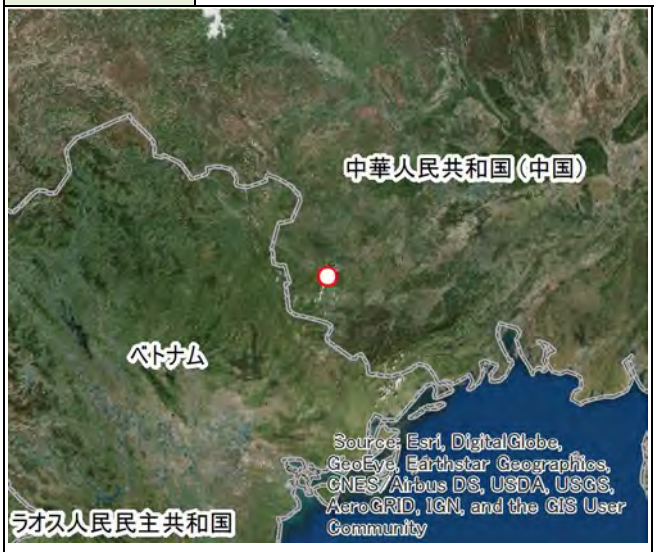
・2018 年 2 月 7 日のジョカン寺での火災による、資産の OUV に対する著しい負の影響がなかったという 2019 年 4 月のモニタリングミッションの結論に満足し、火災後の対応、再生、及び予防的措置に取組み努力を歓迎し、リアクティブモニタリングミッションの勧告を全て実施すること。
・作業指針第 172 項の規定にも関わらず、計画と遺産影響評価（HIA）提出前に、歴史的な石碑 3 つの保護のためにジョカン寺の近くにパビリオンが建てられたことは遺憾であり、これがジョカン寺の文化的なセッティングと文脈に負の影響を与える可能性に懸念を表明し、イコモスの助言に従い代替案を検討し、修正の設計を実施する前に、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に従って策定された完全な HIA を、諮問機関の審査のために提出すること。
・資産の構成資産 3 件に対する 3 つの保全計画を完成される作業が進行していることに留意し、これらの正式な承認と実施前に、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出することを繰り返し要請する。
・資産の境界と緩衝地帯を示した地図 3 枚が提出されたことに留意し、ノルブリンカの緩衝地帯が識別できるランドマークにより明確に適合するように再検討と調整を行い、資産の緩衝地帯と規制を明確にし、資産の境界線を明確

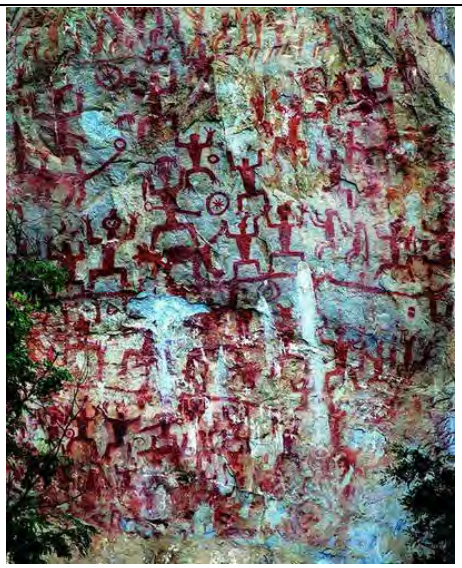
にするための素案を可及的速やかに提出すること。
・資産の無形遺産の属性保護に向けた取組みに感謝し、これらの重要な属性を保護するために十分注して更に作業を進めること、巡礼者が文化的セッティングと完全性を尊重しながら神聖な雰囲気の中でお辞儀し、広場の入り食いから寺院まで観光客に邪魔されず祈りながら横断が可能な形でジョアン寺の広場を管理すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

21. 左江花山岩絵文化的景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.21	**ID No.**	1508
資産名称（英）	Zuojiang Huashan Rock Art Cultural Landscape		
締約国	中華人民共和国		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	**資産面積**	6621.60 ha
タイプ	文化的景観（壁画）	**緩衝地帯面積**	12149.01 ha
評価基準	iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2016 年
構成資産数	3		
資産概要	中国南西部国境地帯のカルスト景観の中を流れる左江とその支流明江が削り出した急峻な崖地の岩壁には、雒越人が生活や祭祀の様子を描いたピクトグラフが残っている。紀元前 5 世紀ごろから紀元 2 世紀にかけて描かれた 38 の岩絵が、カルスト地形、渓流、テーブル状の景観とともに、3 つの地域に分布している。これらが集まって左江花山の岩絵を構成している。祭祀の描写は、かつて中国南部に広がっていた銅鼓文化を描いていると解釈されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018,		

保全状況	
現在の課題	林業/木材生産、土地改変、法的枠組、、管理上の活動、管理制度/管理計画/表層水汚染
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の真実性と完全性を含む OUV を長期的に持続可能とすることを保証するため、以下のような正式なメカニズムを準備し採択することを勧告する。
  ・全ての岩絵の遺跡の保全・強化プログラムとそれに伴うモニタリングシステムの完成。
  ・特に森林火災のリスクに対応するための、管理計画に盛り込まれるリスク対策の戦略。
・以下の進捗状況についての報告を奨励する。
  ・生態系保護に従事するコミュニティのインセンティブを含む、管理プログラムによる火災リスクの低減と薪収集の制限。
  ・資産内と緩衝地帯内におけるグリーンエネルギー事業の実施。
  ・ボート運航のための化石燃料に代わる、環境的に持続可能な代替燃料を導入すること。
  ・農業に割り当てられる面積を現在のレベルに制限する仕組みの導入。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

22. シルクロード：長安ー天山回廊の経路網

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.22	**ID No.**	1442
資産名称（英）	Silk Roads: the Routes Network of Chang'an-Tianshan Corridor		
締約国	中華人民共和国 / カザフスタン共和国 / キルギス		





©Conservation Institution of the Site of Yar City

種別	文化遺産	**資産面積**	42,668.16 ha
タイプ	遺跡（遺産の道）	**緩衝地帯面積**	189,963.1 ha
評価基準	ii , iii , v , vi	**世界遺産一覧表記載年**	2014 年
構成資産数	33		
資産概要	シルクロードの天山回廊は、シルクロード交易の中心地である漢・唐の首都長安・洛陽から、中央アジアのセミレチエ（七河、Zhetysu）地域まで、5,500km にわたって延びる。中国とヨーロッパの間のシルクロードの一部として、交易回廊の主要部は紀元前 2 世紀～紀元 1 世紀に形成、6 世紀～14 世紀に繁栄し、16 世紀まで利用されていた。推薦資産はシルクロードでの交易や、人々や物資の通過のためのインフラにより形成された富、交易により育まれた多くの国の交流、定住農耕と遊牧という、ユーラシア大陸の 2 大主要文化の融合などを反映している。33 の構成資産は、さまざまな王朝、汗国の首都や宮殿群、交易集落、仏教石窟寺院、古代の道、のろし台、宿駅、長城の一部、城塞、墓や宗教建築である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2017, 2016		

保全状況	
現座の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、その他（多くのサイトでの脆弱性）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・公共のアウトリーチ活動を含む、資産に沿った調査、インタープリテーション、ステークホルダーの参画、モニタリングで進展があり、締約国 3 か国が共同で法令の整備や管理計画の策定と改善に貢献していることに留意し、3 か国がこれらの重要な分野における協力した努力を継続することを奨励し、2016 年 11 月の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの結果を考慮し、優先事項として、管理計画を完成させ、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを要請する。

・タルガルのバイパス道路に関してカザフスタンから示された情報に留意し、何らかの取組みが行われる前に、あるいは事業の実施前に、諮問機関の審査のため、委員会の作業言語のどちらか（英語か仏語）で、道路の正確なルートと、新規の橋の位置と解体・新規の建設を示す詳細な計画を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを再度要請する。

・過去の決定で要請された、2016 年にタルガル川に部分的に建設された橋の解体について、未だ決定が下されていないことに留意し、カザフスタンに対して、撤回が困難な決定が下される前に、諮問機関の審査のため、この暫定計画の概要が明らかになった時点で情報を提供することを再度要請する。
・特にアキルタス、コスコベの構成資産と、カヤリクの構成資産の緩衝地帯を回避する、ウスチ・カメノゴルスク・アルマティ A3 道路 の調整されたルートについて、道路管理に関する情報の要請をカザフスタンが全く提供しなかったことは遺憾である。また、中国が大明宮の緩衝地帯にある西安駅の再開発と拡大に関する提案を適切な時期に提出せず、この事業が資産のセッティングに悪影響を与えることを防がなかったことを後悔する。締約国 3 か国に対して、世界遺産の価値に影響を与える可能性がある大規模な復元や新規の建造については、作業指針 118bis 及び 172 項に従い、できるだけ早い段階で取り消しが困難な決定が下される前に、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に則って作成した遺産影響評価（HIA）を含め、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出すること。
・カザフスタンの構成資産のために、世界遺産運営委員会を設立し、既存の渠底と管理体制を通じて、国境を越えたシリアルプロパティ全体の管理のために中国とキルギスと効果的な調整を行えるようにすることを、再度カザフスタンに要請する。更に締約国 3 か国に対して、ICC を通じて、特に開発事業とその資産に対する影響について、効果的かつ協調的な構成資産の保全管理を確保するよう奨励する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

23. ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.23	ID No.	1502
資産名称（英）	Archaeological Site of Nalanda Mahavihara (Nalanda University) at Nalanda, Bihar		
締約国	インド		





©Rajneesh Raj
Author: Rajneesh Raj

種別	文化遺産	資産面積	23 ha
タイプ	考古遺跡	緩衝地帯面積	57.88 ha
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1		
資産概要	ナーランダ・マーハヴィハラの遺構はインド北東部のビハール州に位置している。マーハヴィハラは、紀元 3 世紀の仏教復興期から 13 世紀にナーランダが略奪され放棄されるまでの間の中世の繁栄期と関連する遺構である。塔、堂(chaitya)、寺院(shrine)、僧院(vihara)のほか、漆喰、石、金属で作られた重要な芸術品も見つかっている。建造物の配置が、堂塔の周辺に集合していた状態から、南北の軸に沿った直線的配置へ変化したことがわかる。本資産の歴史的経緯は、仏教が宗教へと発展し、僧に対する教育が伝統として伝えられていったことを示している。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018		

保全状況	
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、その他（資産の真実性を確立する適切な記録の欠如）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・以前の決定で奨励されたように、真実性を有する考古学的構造を特定するために必要な記録を含む、資産の真実性の定義に焦点を当てた研究プログラムを策定すること。
・資産の OUV と真実性を保護するため、資産で発掘された遺構に関する正式な保全計画を策定すること。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

24. ラージャスターンの丘陵要塞群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.24	**ID No.**	247
資産名称（英）	Hill Forts of Rajasthan		
締約国	インド		





© DRONAH
Author: DRONAH

種別	文化遺産	**資産面積**	736 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	3,460 ha
評価基準	ii, iii	**世界遺産一覧表記載年**	2013 年
構成資産数	6		
資産概要	ラージャスターン州では 8 世紀から 18 世紀にかけてラージプート諸王朝が勃興したが、その権勢を物語るのがチットールガル（Chittorgarh）をはじめとした 6 つの要塞である。城壁の中には宮殿や商業区域などの施設のほか、しばしば城塞そのものよりも古い寺院が現存し、かつては洗練された宮廷文化が花開いていた。城塞は自然の地形を利用して建てられており、水利システムは今日でも使用されているものが多い。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2015		

保全状況	
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、住宅開発、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、工業地区、鋼材採掘、その他（短期の保全活動が必要な要塞内の特定の個々の建造物の脆弱性）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・ジャイサルメール要塞の資産管理計画（SMP）の完成を歓迎し、以下の優先度が高い事項を含む、予定の活動の資源の調達と実施に関する進捗の報告を要請する。
・無許可の建設や侵入を抑制する規制やその他の措置の実施の有効性。
・SMP を法的な保護システムに組み込むための努力と、資産の所有権を明確にするための継続的な努力。
・ジャイサルメール要塞の来訪者管理のためのサブ計画の策定。来訪者の体験向上のため、適切に設計された現地の施設やその他の取組みの検討を導く管理システムの主要な部分であり、資産の境界もしくは緩衝地帯内での全ての新規建設に対して遺産影響評価の実施を要求するものである。
・リスクに対する備えと、地域住民の生計向上のためのサブ計画を、キャパシティビルディングの必要性を考慮しつつ、確実に運用及び実施できるように策定すること。

・ジャイサルメール要塞の維持管理の詳細な計画と、予定されている包括的保存計画の策定。
・世界遺産の OUV と属性の明確な規定に基づく、世界遺産の状態に対する詳細かつ行動を伴うモニタリングの開発。
・計画実施のための資金調達、優先順位、想定されるタイムフレームを含む、アペックス砦委員会による SMP の採択。
・ジャイサルメール要塞管理事務局の設立と、キャパシティと優先的な活動の明確等の予定している管理の枠組みの実施。
・このシリアルプロパティの登録後、チットールガル要塞の周辺地域で採掘や発破が行われていないという報告を歓迎し、そのような活動が再開されないことを保証することを強く奨励し、優先事項として、インドの最高裁判所で検討されている、法的な課題の最終的な解決に向けた進展について、追加で情報提供を行う事を要請する。
・全ての主な保全や復元事業、新規の来訪者施設、主なアダプティブ・リユース事業を含む、資産内及び緩衝地帯内の開発事業すべてが、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」の対象となることと、作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を与える可能性がある事業に関する情報について、取り消しが難しい決定が下される前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを奨励する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

25. アフマダーバード歴史都市

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.25	ID No.	1551
資産名称（英）	Historic City of Ahmadabad		
締約国	インド		





© AMC
Author: Danish Kinariwala

種別	文化遺産	資産面積	535.7 ha
タイプ	建造物群（歴史都市）	緩衝地帯面積	395 ha
評価基準	ii, v	世界遺産一覧表記載年	2017 年
構成資産数	1		
資産概要	アフマダーバードは、1411 年アフマド・シャー1 世によってサバルマチー川の東岸に建設された。インド国グジャラート州の州都としてその後現在に至るまで 6 世紀にわたって反映し続けている。イスラム教徒、ジャイナ教徒、ヒンズー教徒が共に生活しており、宗教の違いに関わらず、企業精神、博愛という伝統を共有している。推薦資産には、城壁遺構、城門遺構、28 棟の国家的歴史的建造物群、プラと呼ばれる伝統的居住街区の跡、ポルと呼ばれる伝統的家屋が含まれる。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	商業開発、住宅開発、人材、影響の低い調査活動/モニタリング活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・都市の建築物の記録の進捗状況と、2020 年 12 月までに予定されている保全計画（地域地区計画と来訪者管理計画の規定を含む）完成に関する情報を歓迎し、これらの主要な要素の完成を優先させ、以下の最新情報を提供すること。
  ・2021 年 7 月に予定されていた市内の歴史的建造物群、特に特徴的な「ポル」住宅の記録の完了。
  ・2020 年 12 月に予定されていた地域地区計画と来訪者管理計画を組み込んだ保全計画の完成。
  ・資産の西側と緩衝地帯での全ての主な新規建設に対する遺産影響評価（HIA）の完了。
  ・交通渋滞、郊外、放置された状態の悪い「ポル」住宅等の課題に対処するための継続的な努力。
・世界遺産の都市アフマダーバード信託設立に関する情報を歓迎し、地方自治体レベルで都市遺産の保全のキャパシティ強化を継続すること。
・グジャラート共通開発管理規制でのアフマダーバードの規制変更に留意し、作業指針の仕様に従って作成された正確な地図と、規制の文書（英語版）を世界遺産センターに提出すること。
・全ての新規の開発に HIA が要請されていることに留意し、緩衝地帯での開発事業の要請の対象となることと、作

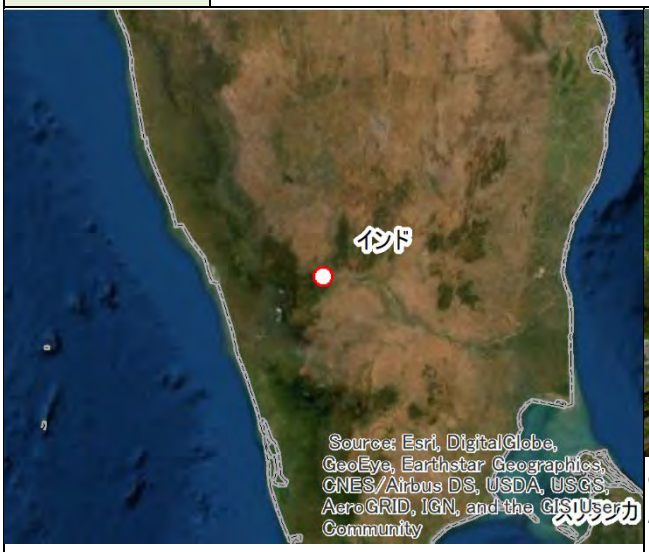
業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を与える可能性がある事業の情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを保証するよう要請する。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

26. インドの山岳鉄道群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.26	**ID No.**	944ter
資産名称（英）	Mountain Railways of India		
締約国	インド		





©OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Amos Chapple

種別	文化遺産	**資産面積**	88.99 ha
タイプ	近代遺産	**緩衝地帯面積**	644.88 ha
評価基準	ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1999 年 2005 年、2008 年、拡張
構成資産数	3		
資産概要	麓は香り高い紅茶ダージリンの産地として名高い。標高 2,200m を走るダージリン・ヒマラヤ鉄道（トイ・トレイン）は 1881 年に茶の運送用に建設された。世界初の、そして今なお最も傑出した山岳輸送鉄道である。勇壮な景観を誇る屈曲の多い山岳地帯を走るため、レールの接続に大胆かつ独創的な技術を開発した。1999 年登録の「ダージリン・ヒマラヤ鉄道」に、ニルギリ山岳鉄道を新たに含んで拡大登録。標高 326～2203m の高地を、46 ㎞にわたって走るニルギリ山岳鉄道は、メーター・ゲージ（軌間が 1m の鉄道）の単線。着工は 1891 年で、山岳地域を縫う難工事のため 1908 年に竣工した。建造時に最新技術を用いたニルギリ山岳鉄道は、今も現役で走り続けている。その後、ダージリン・ヒマラヤ鉄道とニルギリ山岳鉄道からなる「インドの山岳鉄道群」に、カルカ・シムラ鉄道が追加された。標高 656m のカルカと、標高 2075m の高地であるシムラを結ぶこの鉄道は、総延長が 96.6 ㎞。19 世紀半ばに、シムラを避暑地としていた英国の高官を運ぶために建設されたもので、1903 年に完成した。988 の橋、917 のカーブ、107 のトンネルがあるこの鉄道は、山岳鉄道の先駆けとなった。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・ダージリン・ヒマラヤ鉄道（DHR）の構成資産に関する大量の保全状況報告が提供されたことに留意し、ニルギリ鉄道（NR）とカルカ・シムラ鉄道（KSR）の構成資産の同様な詳細報告書を世界遺産センターに提出すること。

・DHR と KSR の構成資産の運用と機能の完全性が保持されていること、修理、再建、復元、メンテナンス事業が資産の OUV に不可欠である蒸気機関車の運行を促進し続けていること、浸食と廃棄物投棄の対策が取られていること、資産の保全管理ユニットが設立されたこと等の報告を歓迎し、構成資産の 3 つの鉄道それぞれについて、遺産保全の専門家が参加する統合遺産ユニットを設立すること。

・境界線と緩衝地帯の決定、資産の DHR 構成資産の包括的保全維持計画(CCMP)の完成の進捗に留意し、正式に採択される前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・諮問機関の審査のため、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に準拠した遺産影響評価（HIA）の詳細情報を含む、全ての復元及び将来事業、またそれらの OUV に対する潜在的な影響について、作業指針第 172 項に従い、世界遺産センターに提出すること。
・2019 年のリアクティブモニタリングミッション勧告に留意し、以下の実施を要請する。
  ・構成資産 KSR と NR については、包括的かつ最新の管理計画を策定すること。
  ・DHR の CCMP を完成させ、必要に応じて関連する管理のガイダンス文書の作成、採択及び改訂を行うこと。
  ・ステークホルダーとの協議、地域の団体、コミュニティの団体の参加を含む、DHR の公式な意思決定および実行に関するメカニズムを確立すること。
  ・遺産の価値に関する法的な認定について調査すること。
  ・構成資産の 3 つの鉄道全てに、機械的かつ機能的な意味での営業を維持すること。
  ・専門的な遺産保全の専門家を意思決定のプロセスに反映させるため、インド鉄道（IR）の遺産に関わる要素や資産に関する管理の国のキャパシティを強化すること。
  ・IR の管理者とスタッフが、資産の全体的な価値について、遺産に関わらないスタッフも含めて、意識を高めるための研修機会を設けること。
  ・駅舎、建築的な要素、関連する構造物の継続的かつ将来の維持管理、修理、保全、新しい使用用途への適応が、資産の OUV を定める属性の保存と整合する具体的な保全ガイドラインによって導かれることを保証すること。
  ・全ての重要な要素について、歴史的な計画や記録の目録作成、記録、収集を実施し、鉄道とその歴史に関わる全ての稼働遺産を系統的に目録にし、適切な展示と収納状態を整えることで、ベースラインとなるデータを収集すること。
  ・構成資産 3 件の歴史や価値を宣伝し、資産の全体的な理解に貢献させること。
・作業指針第 164 項に基づき、資産の境界線を明確にし、構成資産 3 件の各鉄道の緩衝地帯を定める提案と、資産の保護と管理を改善するための政策・法的手段の提案の詳細を、世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

27. スーサ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.27	**ID No.**	1455
資産名称（英）	Susa		
締約国	イラン・イスラム共和国		





©ICCHTO
Author: Babak Sedighi

種別	文化遺産	**資産面積**	350 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	600 ha
評価基準	i, ii, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2015 年
構成資産数	2		
資産概要	スーサは、カルヘ川（Karkheh River）とデズ川（Dez River）の間のスシアナの平地に連なるザグロス山脈低部に位置しており、広大な発掘区を含めたシャブール川（Shavur River）東岸の遺丘群から構成されている。この広大な発掘区では、紀元前 5000 年から紀元 13 世紀の間の、数千年にわたる繁栄を示す、科学的重大事や美的関心に関連する多くの物証が明らかにされている。発掘により建築物或いは都市区画址が明らかにされ、行政的・宗教的・居住的・王宮的構造も原位置に残されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2017		

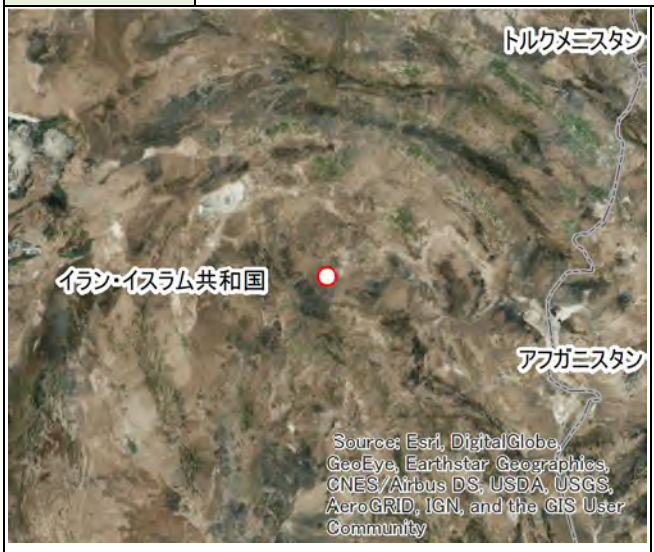
保全状況	
現在の課題	商業開発、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、水（物理的な影響）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の OUV を、資産と緩衝地帯、また景観ゾーンに関わる規制に統合することで、既存の領域と都市計画規制を引き続き調和させ、このエリアでの事業に対するモニタリングを継続することを再度要請する。
・リスク管理計画の完成と、スーサ開発計画と管理計画への統合を完了させ、諮問機関の審査のため、この計画を世界遺産センターに提出すること。
・機関間の協定の継続的な効果を測定するための一連の指標を定義し、採択する前に諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・中期的に、資産の管理枠組みの見直しに必要な財源とキャパシティを援助すること。
・遅くとも 2022 年 12 月 1 日までに、この決定概要のパラグラフ 5~6（リスク管理計画、指標）に示したものを、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

28. ペルシャ式カナート

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.28	**ID No.**	1506
資産名称（英）	The Persian Qanat		
締約国	イラン・イスラム共和国		





©S.H. Rashedi
Author: S.H. Rashedi

種別	文化遺産	**資産面積**	18,557 ha
タイプ	土木遺産（水利）	**緩衝地帯面積**	380,054 ha
評価基準	iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2016 年
構成資産数	11		
資産概要	イランの乾燥地帯では、谷の源頭部の沖積層水脈から取った水を、重力により地下トンネルを通じて、しばしば数キロにわたって、運ぶ古代カナートシステムによって農耕定住集落が支えられている。トンネル内へのアクセス坑また空気坑である縦井戸は、上からみると、水源から農耕集落に繋がるカナートの線を追いかけるように並ぶクレーターのように見える。このシステムを代表する 11 のカナートには、労働者の休憩エリア、貯水池、水車が含まれている。伝統的な共同管理システムが今でも機能しており平等で持続可能な水の共有と分配を可能にしている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018		

保全状況	
現在の課題	管理上の活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

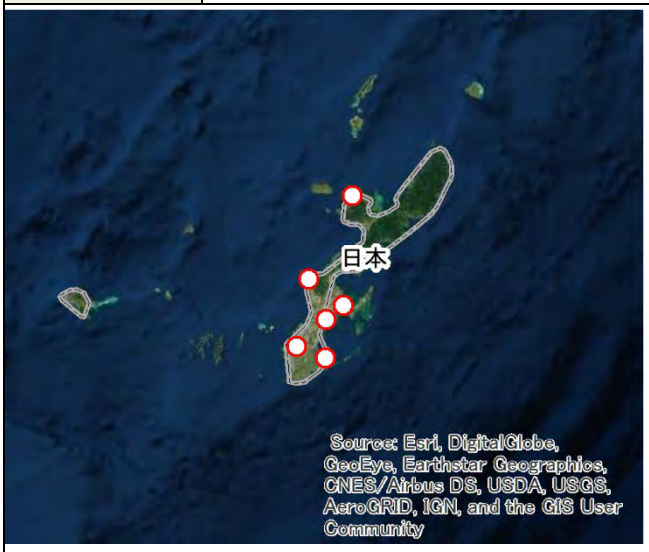
決定概要

・優先事項として、統合管理システムに持続可能な観光管理のセクションを含めることと、特に資産の真実性と完全性等、OUV に関わる明確な目標を、関連するモニタリング目標と共に含めること。また、資産の保護の重大な脅威となりうる、長期的な生活スタイルの変化と発展によるカナートへの影響をモニタリングし、対応措置を策定すること。
・資産の構成資産と緩衝地帯の境界線の恒常的な線引きを現地で完了すること。
・上述の活動を終了するのに予想される時間軸の指標を提出し、全体的な持続可能な観光計画を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

29. 琉球王国のグスク及び関連遺産群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.29	**ID No.**	972
資産名称（英）	Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu		
締約国	日本国		





種別	文化遺産	**資産面積**	54.9 ha
タイプ	遺跡、記念物（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	559.7 ha
評価基準	ii, iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2000 年
構成資産数	9		
資産概要	統一を達成し、中国、韓国、東南アジアと日本との仲介貿易で大きな役割を演じた 14 世紀後半から 18 世紀末の間の、琉球王国の特徴を表す文化遺産群。グスクと呼ばれる城塞建築が集中する沖縄本島中部を中心に、国頭から島尻にかけての次の 9 遺産が登録された。今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、園比屋武御嶽石門、玉陵、識名園、斎場御嶽で、重要文化財 2 棟、史跡 7、特別名勝 1 が含まれている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	2019 年 10 月 31 日未明に発生した火災による構成資産首里城跡上に建設された復元構造物（正殿等）の焼失
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・2019 年 10 月 31 に発生した火災の出火原因は未だ特定されていないが、復元構造物である正殿内での電気系統が原因である可能性が高い。考古遺構の大部分（敷地の 99.9%）は覆土層によって保護されていたため、直接的被害を免れた。展示および研究目的で露出状態にあった正殿遺構 2 か所について、火災により地上の復元構造物が破壊された際に被害があった。 正殿を含む復元構造物 9 棟が完全に破壊され、復元構造物 2 棟が部分的に焼損した。これらはすべて 1989 年以降に建てられたものである。 ・2019 年 12 月に「首里城復元に向けた基本的な方針」を発表し、有識者による技術検討委員会と３つのワーキンググループを設置した。委員会を 3 回、ワーキンググループを各 2 回開催した。 ・文化庁の監督の下、地方自治体および関連研究機関が協力して、緊急工事、遺構の被害状況に関する詳細な科学的調査、被災した遺構の復旧を開始した。被災した遺構の環境を安定させるため覆砂を行い、樹脂を用いて遺構表面の補強を行い、劣化の進行を防止するため仮設の覆屋を設置した。また、復旧、モニタリング、一般公開についての措置を含む復旧計画を策定。 ・2020 年 3 月に出された技術検討委員会の検討結果報告に、復興に関する提言がまとめられた。 ・正殿の復元構造物の再建は、2022 年に工事を開始し、2026 年に完了する予定。また、その他の

	復元構造物の再建プロセスについても有識者懇談会での議論を継続する予定。 ・来訪者および地域住民が復旧作業を見学できるように、仮設歩道、見学デッキ、説明版を設置した。また、ボランティア活動などを通じて、地域コミュニティが復旧プロセスに参画できるようになっている。復元構造物の再建に地元の職人の技術を活用する計画である。 ・現地での UNESCO アドバイザーミッションを 2020 年 3 月から 4 月にかけて予定していたが、COVID-19 により延期となり、日本、世界遺産センター、国際専門家によるオンラインミーティングを 2020 年 6 月 5 日に開催した。 2．世界遺産センターの見解 ・本資産は 9 つの構成資産からなるが、火災被害があったのは首里城跡のみであった。首里城跡の考古遺構はほとんど全て覆土により保護されており、火災による直接的被害は限定的であった。 ・引き続き、専門家と協議しつつ、法令に基づいて考古遺構の復旧計画を実施すべき。 ・火災によって甚大な被害をうけた復元構造物は本資産の重要な要素であり、戦時中に火災で焼失する前の姿を記録した実測図や写真に基づき、広範囲な発掘調査の結果に基づいて厳密に再建されたものであった。従って、今回焼失する以前の意匠、形態、技術の真実性が復元されるよう、厳密な復元構造物の再建を行うことが重要である。 ・包括的な防火対策が計画されているが、復旧に際しては、地震、台風、地滑りなどその他の災害によるリスクについても低減することを検討すべきである。 ・本資産の OUV に対する負の影響を回避しつつ、正殿の再建に向けた取組みを継続し、火災その他の災害のリスクを低減するための適切な措置を新たな復元構造物の再建計画に盛り込むよう締約国に要請すべきであると考える。また、資産範囲外からのリスクを防止するために、資産範囲の近隣周辺にもリスク低減策を施すべきであると考えられる。 ・構成資産首里城及びその周辺景観について、火災以前の歴史的記録類に基づいて、動産の(movable)要素および不動産の(immovable)要素の全てを含む包括的な復旧を図るべき。 ・現在の状況を踏まえると、火災による被害状況及び計画されている復旧作業を評価するとともに、その他の保全状況について調査するため、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM 合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう締約国に要請すべきであると考える。 ・地域コミュニティを含む全ての関係者が本資産の復旧プロセスに参加できるよう、締約国が引き続き参画を推進することを推奨するべきであると考える。 3．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

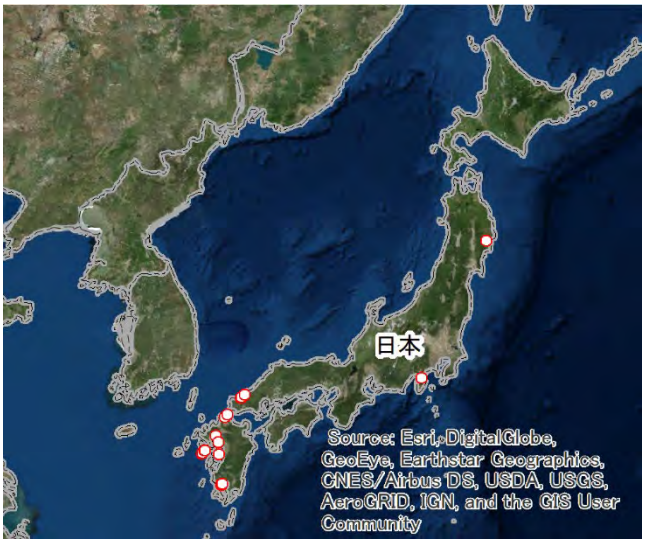
決定概要

・世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産のひとつである首里城跡が 2019 年 10 月 31 日の火災により被った被害に対し、締約国との結束を表明する。
・被害、緊急措置、資産の復旧のために既に着手されている作業について締約国から情報提供をうけており、困難な状況にも関わらず、資産保護に取り組んでいる国及び関係地方自治体の努力に対し締約国を称賛する。
・考古遺構の復旧計画、火災被害を受けた復元構造物の再建を含め、関係専門家と協議しつつ、国内法令に則って、当該資産の包括的な復旧計画を実施するよう締約国に要請する。
・火災による被害状況及び計画されている復旧作業を評価するとともにその他の保全状況について調査するため、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM 合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう締約国に要請する。
・防火対策の強化及び正殿の復元構造物の再建を含む復旧基本方針及び作業スケジュールがとりまとめられたことを歓迎する。文化庁による「国宝重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」その他必要なリスク対策ガイドラインに則って、防火を含め、複合的な災害リスクの低減のための適切な措置を、今後策定されるその他の復元構造物の再建計画に盛り込むよう締約国に要請する。また、地域コミュニティを含む全ての関係者が本資産の復旧プロセスに参加できるよう、締約国が引き続き参画を推進することを推奨する。
・2023 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、保全状況及び上記の実施状況に関する報告を 2022 年 12 月 1 日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

30. 明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.30	ID No.	1484
資産名称（英）	Sites of Japan’s Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding and Coal Mining		
締約国	日本国		





© Nagasaki Prefecture
Author: 記述なし

種別	文化遺産	資産面積	306.66 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	2,408.33 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2015 年
構成資産数	23(11 遺跡、8 地域)		
資産概要	19 世紀後半から 20 世紀初頭の日本において西洋から非西洋への産業化の移転が成功したことを示す一連の産業遺産群で、九州、山口県を中心に広範囲に広がる 23 の構成資産からなる。封建制度下の日本が欧米から技術移転を模索し導入した技術を、国内の需要や伝統に適合するよう改良し、日本が短期間で世界有数の産業国家になった過程を物語る。製鉄・製鋼、造船、石炭産業という基幹産業からなる技術の集合体は、非西洋国家で初めて産業国家化に成功した世界史上特筆すべき業績を証明している。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2018		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、海上交通インフラ
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・2019 年 11 月 29 日、内閣官房、関係地方自治体、構成資産所有者、その他の関係者が連携して作成し、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会で承認された保全状況報告書を提出した。これは、過去の世界遺産委員会の決定に対応したものである。 ・2019 年 3 月及び 8 月に国際的専門家によるインタープリテーション監査を全てのエリアで実施し、2017 年の報告に付して提出したインタープリテーション戦略を考慮した。各ビジターセンターにおいて OUV に焦点をおいた解説を、即ち内閣官房が示す資産全体共通の展示を導入すること等によって行う。 ・2019 年 9 月 6 日、本資産の「戦略的枠組み」に従って、内閣官房が、日本人専門家及び国際的専門家からなる「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の会合を開催した。これにより集められた専門家の意見は提出した報告書に反映されている。 2．世界遺産センターの見解 ・2020 年 6 月 19 日に世界遺産センターとユネスコ日本政府代表部の間で会合をもち、世界遺産委員会が「関係者の間で対話を継続」することを奨励した決定 42 COM 7B.10 第 10 段落への対応について議論を行った。6 月 24 日、この会合のフォローアップとして、2018 年に上記の決定がなされてから、締約国及び大韓民国代表の間で開催された 9 回の対話会合、協議のリストが

	世界遺産センターに提出された。 ・世界遺産センターは、情報センターの内容に関して、特に「各構成資産の OUV への貢献の仕方について特に強調しつつ、産業化のある段階もしくは複数の段階を反映し、そして個々の構成資産の歴史全体について理解することを可能とする本資産展示のための説明戦略」（決定 39 COM 8B.14, 第 4 段落(g)）に関して情報を求め、以下の報告を受けた。 ・2020 年 3 月 31 日に産業遺産情報センターを設立したが、COVID-19 のまん延を防止するため一時的に閉館した。その後、2020 年 6 月 15 日に一般公開を開始した。各構成資産でのビジターセンターの展示の解説は、産業遺産情報センターと連携して実行される。 ・各構成資産の「歴史全体」を反映するという世界遺産委員会の要請に関して、日本は、産業遺産情報センターにおいて、体験型のマルチディスプレイを活用し、インタープリテーション戦略に則って、各構成資産の「歴史全体」の記述及び解説を行うことを計画しているとしている。国内専門家及び国際的専門家のアドバイスに注意しながら、産業遺産情報センターは、個別のビジターセンターと協力して、どのように「歴史全体」について展示するのか検討を続ける。 ・「旧朝鮮半島出身労働者等」を含む労働者の歴史に関して、締約国日本は、第二次世界大戦中の作業場における工業労働について、「募集、官斡旋、徴用、引揚、証言について来訪者が理解することを可能にする」一次史料（法令、通達、公文書、関係団体・企業の文書）に焦点をおいた調査、情報収集を行った。この取組みを今後拡大する予定。 ・産業遺産情報センターへの UNESCO/ICOMOS ミッションが、2021 年 6 月 7 日から 9 日に実施された。事前に数回にわたって、日本人専門家やその他の関係者とオンラインで協議を行った。 ・同ミッションは、世界遺産委員会決定のなかのいくつかの側面については遵守されており（中には模範的なものもある）、締約国によるコミットメントのいくつかについても守られているが、産業遺産情報センターは登録時に締約国が行った約束事、もしくは登録時及びその後に採択された世界遺産委員会決定について、まだ十分に実施できていないとの結論に至った。 ・世界遺産センターには、産業遺産情報センターの内容及び世界遺産委員会のこれまでの決定の履行について強い懸念を表明する数多くのメッセージが継続して届いた。その中には、大韓民国のハイレベルの代表者や多くの NGO からのものも含まれる。 ・構成資産である集成館の緩衝地帯における新駅開発に関して、2020 年 12 月 17 日に締約国から報告があり、2021 年 3 月 24 日には、三池炭鉱及び三池港での係留施設計画の最新情報など、資産範囲内での事業に関する追加情報が提出された。その後、三池港での係留施設建設計画を進めないことを決定したと締約国は報告している。2021 年 4 月 30 日に、構成資産である集成館の緩衝地帯内での新駅建設に関する追加情報の提出があり、現在諮問機関がレビューを行っている。日本政府は、この事業に関して進展があれば引き続き情報を提供するとしている。 3．世界遺産委員会での審議 ・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。 ・なお、7B の審議開始冒頭、議長より、「その他の世界遺産の保全状況のアジア太平洋地域で個別審議を行わない資産の決定案を採択する。この中には、「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」も含まれているが、この資産に関して、決定採択後にステートメントや宣言は行わないこととする。」との発言があった。

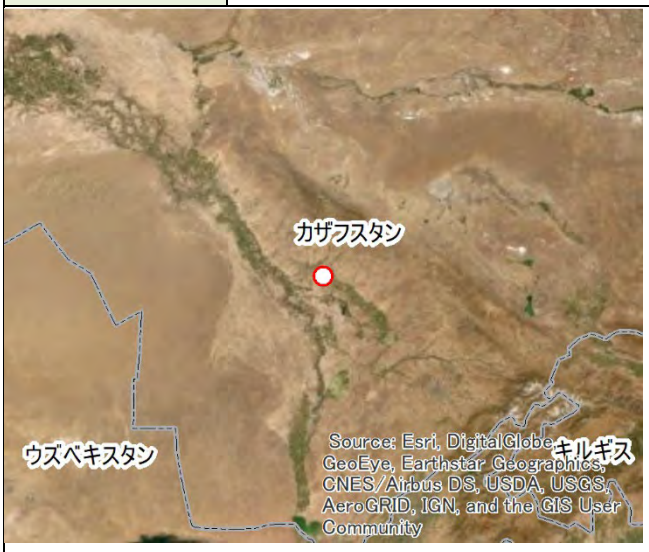
決定概要

・2021年6月に実施された東京の産業遺産情報センターへのユネスコ・イコモス現地調査団を歓迎する。
・締約国が多くの約束を満たし、また世界遺産委員会の関連決議の多くの側面を遵守していることに満足して留意する。
・しかし締約国が関連決議を未だ十分には実施していないことを強く残念に思う。
・これに関連し、締約国が、関連決議の実施において、次の諸点を含む現地調査報告書の結論を十分に考慮に入れることを要請する。
a)各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、また各構成資産の歴史全体についても理解できることを示す説明戦略
b)その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、日本政府の徴用政策について理解できるような措置
c)インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込むこと
d)顕著な普遍的価値の対象期間及びそれ以外の期間も含めた遺産の歴史全体の解釈やデジタル形式の解説資料の説明戦略に関する国際的な最良の慣行
e)関係者との対話を継続すること
・2023年の第46回世界遺産委員会で審議できるよう、保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を2022年12月1日までに世界遺産センターに提出するよう更に要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

31. ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.31	**ID No.**	1103
資産名称（英）	Mausoleum of Khoja Ahmed Yasawi		
締約国	カザフスタン共和国		





© OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Amos Chapple

種別	文化遺産	**資産面積**	0.55 ha
タイプ	記念物	**緩衝地帯面積**	88.15 ha
評価基準	i, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2003 年
構成資産数	1		
資産概要	ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟は、ティムール朝時代、1389 年から 1405 年にかけて建立された。ティムールの死に伴い、1405 年に建設が中断されて以降、今日に至るまで未完成のままである。ペルシャの建築家たちは、このホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟において、サマルカンドの建築に後に見られるような建築手法をすでに実践している。ティムール朝の建築としては、現存する最大の、そして最も保存状態の良い建造物である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2014, 2013		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・2020 年 3 月 17 日に、カザフ劇場、東市場（隊商宿）、ハンプトンホテル事業についての遺産影響評価(HIA)を提出した。その後、イコモスによるレビュー結果（2020 年 9 月 21 日）を受けて、2020 年 12 月 28 日にイコモスのレビューに対するコメントを提出した。 2．世界遺産センターの見解 ・来訪者数が増加していることから、来訪者管理計画を策定することを勧告する。 ・世界遺産センター及び諮問機関の懸念に対応しないまま 20.26m の円形劇場ビルとホンジャ・アフメッド・ヤサウイ美術館 (26.71m)が建設された。博物館は、霊廟の主軸正面に位置し、視覚的に OUV に負の影響を与えている。この開発は、必要な許可を取得せず高さ制限にも違反している。 ・新しく視軸保護地区が設置され 7m 超の新規開発が禁止された。ただし、高層円形劇場はこの範囲内にあるものの、遡及的な適用はされない。 ・第 2 フェーズのカザフ劇場は霊廟に次ぐ 2 番目に大きな建設物となる。20ha の隊商宿は歴史的なセッティングを変える。工事が進んでから HIA が提出され、報道によれば、2021 年 4 月 11 日に、20ha の敷地内に「フライング・シアター」、円形劇場、東市場、複数のホテル及びレス		

	トラン、職人通りをもつ隊商宿が、中央アジア最大の観光施設として大統領によって正式にオープンした。現在も、HIA が提出された時には認可が出され工事が始まっているケースが続いている。マスタープランも大規模都市開発事業が既に始まってから作成が進められている。承認後に提出するのではなく、承認前に提出するよう求める。 ・管理計画案には OUV の属性が明確に示されていない他、緩衝地帯、広域セッティングを対象にしていない。将来の開発に対する考え方、施策を加える必要がある。 ・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを勧告する。 3．世界遺産委員会での審議 ・キルギスから、問題とされている開発事業は資産範囲、緩衝地帯の外側で行われているものであるにもかかわらず、締約国は遺産影響評価を実施し、その結果 OUV に対する影響がないことが確認されているころから、リアクティブモニタリングミッションを実施する必要はないとする修正案が提出され採択された。

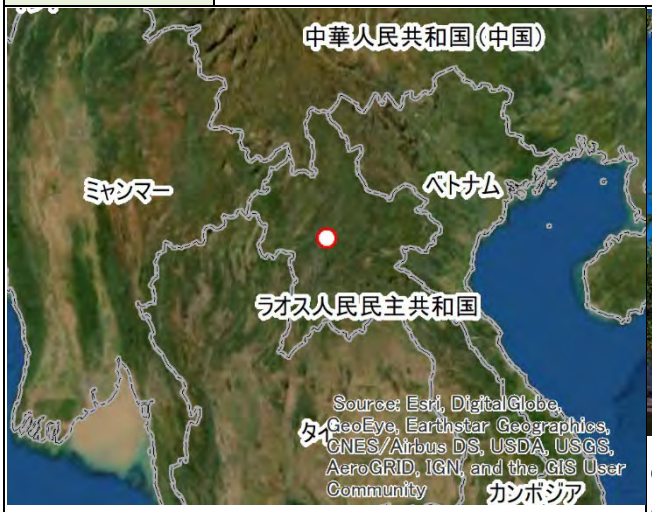
決定概要

・資産の OUV を保護し、緩衝地帯の歴史的記念工作物を保全するため、構造上のゆがみ及び湿気について調査研究を継続するよう要請する。また、正式な来訪者管理計画を作成するよう要請する。
・住民参加の取組を継続し、全体的インタープリテーション計画を作成することを奨励する。
・現在改定中のマスタープランに以下を盛り込んだうえで、関係個所を世界遺産センターに提出するよう要請する。
  a) 本資産の OUV についての認識
  b) 7m の高さ制限を超える新規開発が禁止された視軸保護地域
・専門家グループ及び科学的方法論的審議会が全会一致で、新規事業は国内法及び世界遺産条約の両方を尊重しなければならず、緩衝地帯、視軸保護地域、トルキスタン精神文化センター内では、世界遺産センターへの通知および遺産影響評価を行わずに新規建設を行うべきではないとする勧告を出していることを歓迎する。締約国に対し、これらの勧告を守るよう要請する。
・更新された管理計画は、霊廟のみに着目しており、緩衝地帯やより広域のセッティングについては考慮していないことから、対象範囲を拡大するとともに、将来の開発に関する考え方等を加え、保護すべき OUV の属性を明確にして、管理計画を強化するよう要請する。
・第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、保全状況及び上記の実施状況について 2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

32. ルアン・パバンの町

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.32	ID No.	479bis
資産名称（英）	Town of Luang Prabang		
締約国	ラオス人民民主共和国		





© Ko Hon Chiu Vincent
Author: Ko Hon Chiu Vincent

種別	文化遺産	資産面積	820 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	12,560 ha
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1995 年
構成資産数	1		2013 年　軽微な境界線の変更
資産概要	ラオス北部のメコン川が流れる山間の盆地にある。約 600 年の歴史を持つ王都で、伝統的な町並みは東南アジアで最もよく保存されていると言われる。町には、寺院や民家の伝統的建造物と、19～20 世紀の植民地時代に建てられた王宮や都市建造物とが融合している。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2014, 2012, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996		

保全状況	
現在の課題	航空交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

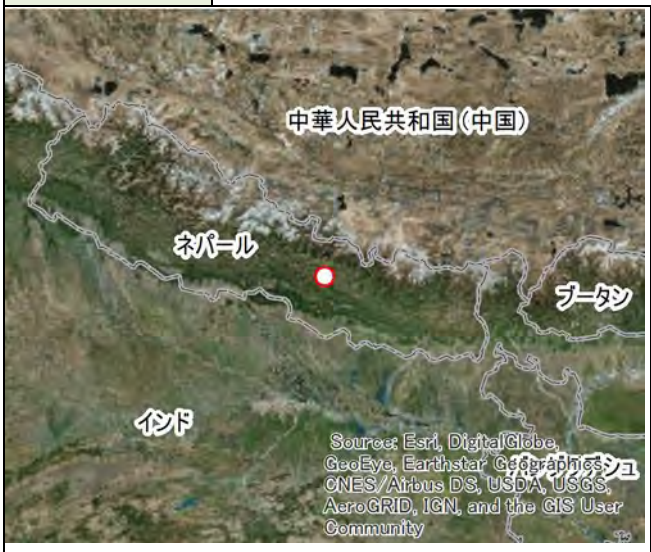
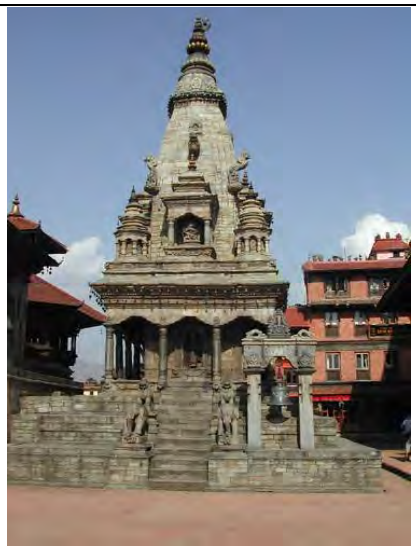
決定概要

・統合管理計画が示されていないことに留意し、世界遺産の保全プログラムに統合するべき上述の計画を早急に策定すること。
・Nam Khan 川岸事業については、景観に対する潜在的な視覚的影響と、治安及び安全性のリスクの両方で懸念がある。また、この事業が資産の OUV にいかなる負の影響も与えないことを保証すること。
・ルアンパバーン水力発電事業（LPHPP）の設計が事業開発者によって完成し、ラオスの関係当局が承認したことに留意し、決定 40COM7 と作業指針第 118bis の規制を想起し、以下を実施しその結果を諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するまで、工事を停止することを勧告する。
・「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に準拠した完全な HIA を実施し、LPHPP 事業の資産と OUV に対する潜在的な影響を含む、メコン川の自然氾濫の影響のリスク分析を実施し、2019 年の環境社会影響評価の結果を考慮して、世界遺産基金の下で承認された国際支援事業の支援を受けつつ、緩和措置の必要性と実施の可能性について明確にすること。
・資産の計画と計画、水力発電計画のプロセスの両方に適切な措置を組み込み、資産の被害を可能な限り防ぐため、緊急対応計画を準備すること。
・上記の計画を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・資産の全体的な保全状況と、遺産の保護政策と関連規制、遺産基金の運用について評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し、予定されている全事業を評価し、開発事業が資産の OUV をどのように支援することができるかについて勧告することを要請する。

・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

33. カトマンズの谷

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.33	ID No.	121
資産名称（英）	Kathmandu Valley		
締約国	ネパール連邦民主共和国		
		 ©UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	167.37 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	70.29 ha
評価基準	iii , iv , vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年 2003～2007 年　危機遺産 2006 年　軽微な境界線の変更
構成資産数	7		
資産概要	カトマンズの渓谷には、カトマンズ、パタン、バクタプルの 3 都市とともに、多くの宮殿や聖域が点在する。ネワール族の文化を象徴するこれらの遺産は、7 つのグループに分けて登録されている。なかでもスワヤンブー（Swayambhu）寺院複合体には、渓谷最古の仏塔がある。ヒンドゥー教および仏教が長い時間をかけてアジア全域に拡がっていくなかで、ネパールはそれらの宗教が混交する土地であり、遅くとも 5 世紀ごろからは両宗教が融合した独自の芸術や建築が発達している。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2018 ,2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993, 1992, 1991, 1990, 1989		
保全状況			
現在の課題	航空交通インフラ、地震、陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画、地下交通インフラ		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 •ネパール政府は、資産の修復及び OUV の保護にコミットする。統合管理フレームワーク (IMF)の改定手続きを開始した。工学研究所及びイコモスネパールの評価を考慮しつつ、復旧マスタープラン及び IMF の改定を行う。2015 年の地震で被害を受けた 7 つの記念物地区内の記念工作物の修理を進めている。地震被害をうけた 103 棟の記念工作物について 2021 年の状況を示した詳細な写真付き資料を世界遺産センターに提出した。考古局に、データベース、書類管理システムとして文化遺産情報管理システム（CHIMS)を設置した。パタン・ダルバール（王宮）広場記念物地区の下水事業に関して、2019 年イコモス技術的レビューの勧告を実施中。 UNESCO、ICCROM、ICOMOS 等と協力して、考古局職員を対象に、震災復旧に関するキャパシティビルディングトレーニングを実施した。伝統的技術をもつ職人に対して、技術及び知識の継承のための支援を行い、調査、記録を作成する予定。 伝統的技術を尊重するため、公共調達法の手続きを見直す予定。また、遺産影響評価(HIA)に係る手続きを整備する予定。 考古局が承認した単一のマスタープランに従って、記念物地区の遺産管理を単一の組織に集約する予定。考古局の		

	人員、組織の見直しを行う予定。特にモニタリング、維持管理、無形遺産の保護に関して、コミュニティの参画を推進する予定。新たに国際科学委員会を設置する予定。 ・締約国としては、本資産を危機遺産にする必要はないと考える。 2．世界遺産センターの見解 ・バクタプル記念物地区において計画されているラル・バイタク修復事業計画を停止するよう要請した。スワヤンブナート環状道路拡幅計画について問い合わせた。 ・公共調達法の手続き改正に関わらず、新しい素材が使用（土漆喰のところに石灰を使用するなど）されたり、憶測による再建も行われたりしている。ハヌマン・ドーカ・ダルバール宮、バクタプル・ダルバール宮、チャングナラヤン、ヴィシュヴァルーパ寺の状況が懸念される。記念工作物に注目するあまり他の属性に注意が払われず、伝統的家屋や集落で新しい建築法に則って平らな屋根やコンクリートを使った再建が行われている。 ・復旧の取組みは 2015 年震災以降の課題に対処するには不適切であり、本資産を危機遺産にすることを勧告する。 3．世界遺産委員会での審議 ・タイが危機遺産としない修正案を提出し、ナイジェリア、ブラジル、ロシア、中国、キルギス、オマーン、エチオピア、サウジアラビア、エジプト、南アフリカ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハンガリーがこれを支持した。 ・バーレーン、オーストラリア、ノルウェーは、危機遺産としてリアクティブモニタリングミッションを活用すべきと主張したが、コンセンサスを妨げないとして危機遺産を見送る決定が採択された。

決定概要

・本資産及び OUV の復旧に関して構造や資源について支援を行う国際科学委員会(ISC)を設置するよう要請する。同委員会の TOR 及び委員名について世界遺産センターに提出するよう要請する。
・6 件計画で既に宣言されている内容を十分に実施し、2022 年以内に全てのリハビリテーション工事を完了させ、世界遺産委員会に報告するよう要請する。
・2019 年世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM 合同リアクティブモニタリングミッションで確認された真実性に対する負の影響及び、記念物以外の属性に注意が払われていないことについて、ミッションの勧告を十分に実施するよう要請する。
  a) 本資産の記念物保護地区ひとつひとつに復旧マスタープランを作成すること。
  b) 国立美術館のラル・バイタク・ウィングに対する改変を直ちに停止し、追加資料を提出してイコモスによる技術的レビューを受けること。
・記念物保護地区ごとの復旧マスタープランを、都市域のコミュニティを対象とした社会経済復興全体計画と統合するよう要請する。
・パタン・ダルバール広場記念物地区の下水道事業に関する資料を提出するよう要請する。
・国際社会に対し、締約国の復旧作業の支援を継続するよう要請する。特に、以下のキャパシティビルディングについての支援が求められる。
  a) 伝統的な耐荷重構造や建築材の年代測定及び試験などの技術的課題に焦点を置いたワークショップ及び研究
  b) 本資産に関する全ての記録を管理するための安全で使いやすい統合デジタルデータベースのさらなる開発
  c) 資産範囲、記念物地区、記念物群を対象とする、価値に基づいた遺産評価及び保全管理計画
  d) 2011 年歴史的都市景観に関するユネスコ勧告のアプローチを活用したマスタープラン作成
  e) 各記念物地区、指定記念物を対象とした災害リスク管理計画
・第 45 回世界遺産委員会で審議するため、2022 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

34. ラホールの城塞とシャーリマール庭園

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.34	ID No.	171
資産名称（英）	Fort and Shalamar Gardens in Lahore		
締約国	パキスタン・イスラム共和国		





©Zishan Sheikh
Author: Zishan Sheikh

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1981 年 2000 年から 2012 年まで危機遺産
構成資産数	2		
資産概要	ラホール城塞とシャーリマール庭園は、ムガール建築の傑作であり、イスラム、ペルシャ、ヒンドゥー、そしてモンゴルの伝統が重層的に認められる。城塞の建造は早くて 11 世紀には開始されたようであるが、現在の姿になったのは最盛期のシャー・ジャハーン治下のことである。城塞の中にある大理石の宮殿やモスクは、モザイクと金箔で豪奢な装飾が施されている。シャー・ジャハーンは城塞から 7km ほど離れた場所に庭園も建造させている。シャーリマール庭園は 16ha もの広さを誇り、ムガール庭園に典型的な囲い壁、直線的な区画、そして豊富な水の利用といった特徴がみられる。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2018, 2017, 2016, 2014, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999		

保全状況	
現在の課題	財政、陸上交通インフラ、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、地下交通インフラ
審議概要	1．締約国による保全状況報告 •世界遺産委員会の決定及び 2018 年リアクティブモニタリングミッションの勧告を実施するためのコンサルタントの選定、パキスタン最高裁決定の実施、考古局による規制委員会の設置、2018 年リアクティブモニタリングミッションで提示された影響緩和手法の F/S、 構成資産周辺でのオレンジラインメトロ（OLM）運行速度の低減、周辺開発拡大のモニタリング、資産の境界変更を検討するための、社会経済的影響に関する学際的研究、要塞の水の流れ、排水に関する包括的研究、「絵画の壁」(Picture Wall)に注意した歴史的工作物を保全するための排水最適化案、劣化が進んだ要塞屋根の緊急的安定化措置を進めている。 ・アイワン避暑殿、歴史的玄関口、木造天井、東側城壁外部の水路の復元が完了した。 ・資産を保全するための措置として、以下について実施した（予定を含む）。 • 「絵画の壁」の西側部分について保全措置を完了。 • 2021 年までに要塞全体の排水システムの改良を完了する（それまでの間、モンスーン季には仮設排水設備を設置する）。 • 劣化が進んだ王家の台所の保全措置（夜間レストランとして再利用する予定）。

	・Barood Khana, Musamman Gate, Western Suit (旧レストハウス)、裏門から Maidane-Dewan-e-Aam に通じる道路上の木橋の復元を行う。 2．世界遺産センターの見解 ・世界遺産委員会の決定及び 2018 年リアクティブモニタリングミッションの勧告の一部に進展があった（規制委員会の設置など）ものの、世界遺産センターやイコモスと積極的に関わりを持たず、十分な情報の提出もない。事前協議が行われなければ危機遺産としなければならない可能性もある。 ・オレンジラインメトロ(OLM)事業が OUV に与える可能性のある影響に関する報告が提出されたが、OLM 完成後の振動調査が含まれていない。影響緩和措置について、作業指針第 172 段落に則って内容を提出し、肯定的なフィードバックがあるまで実施しないよう要請する。 ・ラホールの城塞で、「絵画の壁」(Picture Wall)を対象としたプロトタイプ保全プロジェクトが行われたが、残りの部分についても同様に高い技術的水準で保全すべき。排水及び緊急的な屋根の防水措置を歓迎するが、今後の進捗について報告すべき。 ・Dewan-E-Khas, Shahjahani Khawabgah, Kala Burj, Lal Burj, Moti Masjid, Makatib Khana, Arzgah (ライル・モザイク・ラボ), Akbari Hammam, Alamgiri Gate、Loh Mandar の保存復元について十分な情報提供がない。王家の台所を夜間レストランとして再利用する計画には完全性、真実性の観点から懸念がある。 3．世界遺産委員会での審議 ・エジプトは、プロジェクトを実施する前にイコモスの専門家によるアセスメントも実施されており、影響はないと結論がでているとし、オレンジラインメトロ(OLM)事業は OUV に影響しないとして、修正案を提出した。中国、キルギス、マリ、オマーン、セントクリストファーネイビス、サウジアラビア、エチオピア、セントクリストファーネイビス、ロシア、ブラジル、マリ、南アフリカ、ウガンダ、ボスニア・ヘルツェゴビナがこれを支持した。 ・イコモスは、OLM が重大な影響を与えないという認識は事実と異なること、イコモスのメンバーにより遺産影響評価が実施されたとしても、正式なイコモスの報告書ではないことを説明した。

決定概要

・世界遺産委員会の要請及び 2018 年 4 月のリアクティブモニタリングミッションの勧告を実施すべく締約国は努めているが、未実施の勧告についてイコモスと密に協議しつつ実現可能性調査を実施し、その結果を世界遺産センターに提出するよう要請する。
・OUV に対する被害を防止するため OLM に関わる全てのプロジェクトに関して、世界遺産センター及びイコモスと密に協力するよう要請する。
・情報に基づいた意思決定の一環として、国内法に則って、地域コミュニティを参画させるよう要請する。
・Dewan-E-Khas, Shahjahani Khawabgah, Kala Burj, Lal Burj, Moti Masjid, Makatib Khana, Arzgah (ライル・モザイク・ラボ), Akbari Hammam, Alamgiri Gate、Loh Mandar の保存復元、ラホール要塞の王家の台所を夜間レストランとして再利用する計画など、進行中もしくは将来の事業について、作業指針第 172 段落に則って詳細を世界遺産センターに提出するよう要請する。また、諮問機関から肯定的な回答があるまで変更できない決定を行わないよう要請する。また、ラホール要塞の完全性、真実性を含む OUV の属性の保全を優先するよう要請する。
・改定したマスタープランを正式に世界遺産センターに提出するよう要請する。また、特に、資産近隣に居住している人々の移転が必要あるかどうかについて、あらゆる適切な社会的施策を検討した上で、緩衝地帯の変更を検討し、作業指針第 164 段落に則って軽微な境界線の変更の申請を世界遺産センターに提出するよう要請する。
・第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、保全状況及び上記の実施状況に関する報告を 2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

35. タッターの文化財

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.35	**ID No.**	143
資産名称（英）	Historical Monuments at Makli, Thatta		
締約国	パキスタン・イスラム共和国		
			
		©Zishan Sheikh Author: Zishan Sheikh	
種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	記念物	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii	**世界遺産一覧表記載年**	1981 年
構成資産数	1		
資産概要	タッター（Thatta）の考古遺跡とマクリ（Makli）の共同墓地には、14 世紀から 18 世紀のシンド（Sind）文明の特徴が顕著に表れている。タッターの建造物は、地元の様式に多様な影響が融合したものであり、様々なイスラム教建造物の中でも独特なものであると言える。シャー・ジャハーンの大モスク（Grand Mosque of Shah Jahan）と 93 のドームで覆われた青と白の複合建造物群が特徴的である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011, 2009, 2007, 2006		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、地震、浸食/堆積、住宅開発、不法行為、土地利用の変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、ごみ、その他(墓地地盤の安定性)		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・過去の決定と 2019 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告が未だ完全に対処されていないことに留意し、全ての過去の決定を実施し、以下の活動とその結果について報告することを再度要請する。
  ・決定 43 COM 7B.73、2019 年リアクティブモニタリングミッション勧告、提出された素案に対する世界遺産センターとイコモスの技術審査後の助言を考慮し、ハイレベルな原則や個々の記念物の行動計画、明確なタイムフレームを有する事業を含んだ管理計画を完成させること。
  ・運営委員会の権限と共に、資産全体の管理に関する公式のミッション宣言を定義すること。
  ・来訪者管理の枠組みを完成させること。
  ・リスク対策戦略と緊急対処計画の準備。
  ・ステークホルダーの関与とコミュニティの教育プログラムのプロトコル。
  ・ジャム・ニザムディン 2 世霊廟の安定化と保全の行動計画を、実施前に世界遺産センターとイコモスの審査のた

め提出すること。
・作業指針第 163～164 項と付属資料 11 に則って作成され、2013 年に確認された境界線を反映している軽微な境界線変更届を、緩衝地帯の規制計画と共に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・イサ・ハーン・タルカン墳墓の防水工事の作業について、広範囲に渡る新しい舗装設置の明確な理由と、異なるサイズの舗装石の私用と、新しいシステムの機能性に関する追加の情報を提出するよう要請し、更に作業指針第 172 項に従い、取り消しが困難な決定を行う前に、現在予定されている全ての事業の詳細を世界遺産センターに提出するよう、委員会が以前より要請していることを指摘する。
・特に管理、石材の保全、動産の遺産と取り外された建築要素の管理と保全、及び記録のため、職員が国内外のキャパシティビルディングプログラムを受ける機会を探し、活用を継続すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

36. フィリピン・コルディリェーラの棚田群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.36	**ID No.**	722
資産名称（英）	Rice Terraces of the Philippine Cordilleras		
締約国	フィリピン共和国		
		 © Patrick Venenoso **Author:** Patrick Venenoso	
種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	遺跡　（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii, iv, v	**世界遺産一覧表記載年**	1995 年
構成資産数	5		2001～2012 年　危機遺産
資産概要	フィリピンの少数民族であるイフガオ族（Ifugao）の棚田は、過去 2000 年の間、山肌に沿うように営まれてきた。4 つの自治体にまたがる棚田は、おそらくスペインによる植民地化以前の伝統的景観をよく伝えていると考えられる。考古学的調査によると、棚田の造成と維持に使われている石壁や泥壁といった土木技術は、2000 年の間ほとんど変わっていない可能性が高い。棚田の保全には、月の満ち欠けを尊重した農耕サイクルや、薬草を用いた害虫・害獣駆除など、イフガオ族伝来の農業生態系に対する深い理解が欠かせない。こうした点において、コルディリェーラの棚田群は文化と自然の共存がもたらした貴重な景観であるといえる。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、財政、人材、不法行為、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、遺産の社会的評価		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			
・棚田マスタープラン 2015~2024 を継続的に実施し 2020 年の中間審査結果を考慮することを奨励する。 ・大地震の可能性や定期的な台風・洪水などの気候に関する脆弱性が高まっていることから、災害リスク準備計画と気候変動適応戦略を可及的速やかに実施することを奨励する。 ・資産内のインフラ・物理的な開発を管理する規制実施を引き続きモニタリングすることを奨励し、資産の OUV に対する潜在的な影響に関する具体的なセクションを含んだ資産周辺でのエネルギープラント計画に対する遺産影響評価（HIA）を策定し、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを強く奨励する。 ・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。		

その他の世界遺産の保全状況個票

37. ゴール旧市街とその要塞群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.37	**ID No.**	451
資産名称（英）	Old Town of Galle and its Fortifications		
締約国	スリランカ民主社会主義共和国		
			
		©UNESCO Author: Giovanni Boccardi	
種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iv	**世界遺産一覧表記載年**	1988 年
構成資産数	1		
資産概要	ゴールにおけるヨーロッパ勢力は 16 世紀に来航したポルトガル人に始まるが、現在のゴール旧市街は後に来航したオランダ人が建造したものである。大英帝国に支配されるまで発展の一途を辿り、18 世紀には黄金期を迎えていた。本資産は、ヨーロッパ人によって南アジアから東南アジアに建てられた要塞都市の典型例であり、ヨーロッパの建築様式と南アジアの伝統の交流をみることができる。花崗岩と珊瑚が建材として用いられているのが 特徴である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2005, 2001, 1999, 1997		
保全状況			
現在の課題	商業開発、不法行為、管理制度/管理計画、海上交通インフラ		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

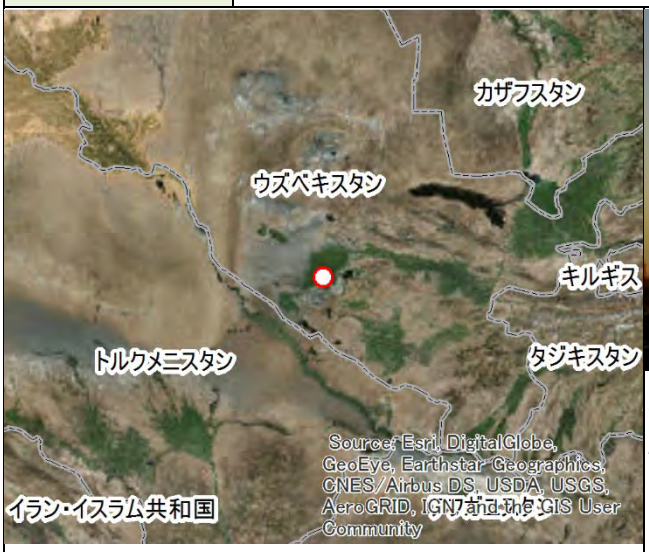
・ゴール港開発の主な事業が延期されていることに留意し、事業が再開された場合は、作業指針第 172 項に従い早急に世界遺産センターに通知し、過去の委員会決定で要請された必要書類全てを提出し、諮問機関の審査を受けること。
・計画及び開発規制、資産の保全に対処する統合管理計画（IMP）の重要性を鑑み、以下の詳細を提供すること。
  ・2016~2018 年の IMP 行動計画実施の進捗の確認。
  ・2010 年リアクティブモニタリングミッション勧告のように、ゴール遺産基金（GHF）とその他の保全開発当局の調整が強化されたことの確認。
  ・過去 2 年の内に提出、承認、拒否された資産内での開発申請の数、種類、評価に使用された基準の確認。
  ・実施済み、もしくは進行中の保全事業。
  ・保全計画の素案の進捗状況。

・顕著な普遍的価値の遡及的言明（rSOUV）作成の進捗状況。
・GHF の資源で IMP と持続可能な観光管理計画（STMP）をどのように実施できるかを明確にし、以下の詳細を提供すること。
・GHF の組織の構造と、まだ空いている役職の数。
・GHF の年間の予算と、ベースラインとの関係や、インフレを考慮した 2015 年以降の増加について。
・以前も要請した、長期的な資金調達の戦略策定。
・STMP の勧告の多くについては、特に交通管理、来訪者のキャパシティ、マスタープランの準備に関わる追加の報告が必要であることに留意し、以下の詳細を提供すること。
・STMP のどの程度が実施されたのか。
・完成のために利用可能な財源は何か。
・GHF の観光担当者の任命。
・追加の報告書（交通管理、来訪者キャパシティ）、マスタープラン素案の進捗状況および/または、これらの作業をいつ、どのように実施もしくは委託するつもりか、および/また、STMP に関する勧告をどのように考慮するつもりなのかについて。
・旧市街の交通状況改善のために実施された全ての暫定的な取り決め、
・特にクリケット・クラブの新スタンドに関する提案等、資産の OUV に悪影響を与える可能性がある事業については、いかなる決定が下される前に、作業指針第 172 項に従い、世界遺産センターに知らせること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する

その他の世界遺産の保全状況個票

38. ブハラ歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.38	**ID No.**	602
資産名称（英）	Historic Centre of Bukhara		
締約国	ウズベキスタン共和国		





©OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Our Place

種別	文化遺産	**資産面積**	216 ha
タイプ	建造物群（歴史的都市）	**緩衝地帯面積**	339 ha
評価基準	ii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1993 年
構成資産数	1		2016 年　軽微な境界線変更
資産概要	シルクロードの途上に位置するブハラは、2000 年以上の古い歴史を有する都市である。中央アジアにおける中世都市の面影を最もよく残しており、10 世紀イスラム建築の白眉であるイスマーイール・サマニ（Ismail Samani）廟や、17 世紀に設立された数多くの神学校が現存する。現在のブハラの大部分は 16 世紀に始まるウズベク人のシャイバーン朝統治下に発展し、今に残る様々な建造物が造られた。しかしながら、ブハラの真の価値は個々の歴史的建造物ではなく、シャイバーン朝の高度で透徹した都市計画と建築技術を今に伝えている点にある。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 1997		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（伝統的家屋の劣化）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」のアプローチを統合し、ブハラ歴史地区の詳細計画事業と調整のための追加の作業が必要であることに留意し、都市のマスタープランと資産の統合管理計画の作成が進行中であることにも留意し、世界遺産センターへの提出と、諮問機関による肯定的な審査結果を経て、都市のマスタープランと統合管理計画を確定させるまで、取り壊しや新規の開発のモラトリアム（中断）を継続すること。
・2020 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを歓迎し、以下の点に留意して勧告を全面的に実施すること。
・世界遺産の要件、プロセスと手続きについて、国、地域、自治体当局の間のコミュニケーションを改善すること。
・世界遺産条約、作業指針、「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」の要求事項に関するキャパシティビルディングと研修。
・アブドゥルアジズカン・マドラサの緊急構造安定化作業と、徹底した調査に基づいた更に長期的な保全を優先すること。

・マハーラ住宅地区と土着の建築の保護、保全の要件と改修のアプローチ、インフラの設置、位置、規模、新たな開発・改修・増築の形態等を網羅したガイドラインの作成
・地域住民に対して世界遺産の価値を伝える公式の相談とコミュニケーションの改善。
・諮問機関の審査のため、以下を世界遺産センターに提出すること。
・イコモス技術審査の結果と勧告を考慮して提案されている Shakhristan バザール開発の改訂事業の記録。
・イコモス技術審査の結果と勧告を考慮した、カロンモスク、アーク城塞、Abdulazzizkhan Madrassah、Mir Arab Madrassah、Amir Alimkhan Madrassah、Khoja Kalon Hauz の保全事業に関する事業記録。
・Ulughbek Madrassah、Rashid Madrassah、Gavkushon 通りの民間のホテルで予定されている事業の記録と、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に則って策定された遺産影響評価（HIA)。
・住宅の改築、インフラ設置、道路や公共スペースの対処などの都市部での事業の原則と事例を示した都市デザインガイドライン。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

39. イチャン・カラ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.39	**ID No.**	543
資産名称（英）	Itchan Kala		
締約国	ウズベキスタン共和国		





© OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Amos Chapple

種別	文化遺産	**資産面積**	37.5 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii, iv, v	**世界遺産一覧表記載年**	1990 年
構成資産数	1		
資産概要	ホラズムの中心都市の一つ、オアシスの古都ヒヴァ。アラル海に注ぐアムダリア下流に位置するこの街は二重の城壁に囲まれており、外城壁をディシャン・カラ、内城壁をイチャン・カラという。17 世紀前半ヒヴァ汗国の都となると、高さ約 10m、周囲 2.2km の内城壁を築き、歴代汗の宮殿やモスク、マドラサなどの美しいイスラム建造物が数多く建築された。これらは修復保存されて、ほぼ完全な形で今に伝えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 1998, 1997		

保全状況	
現在の課題	管理上の活動
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・改定案が遺産影響評価（HIA）の対象となることに留意し、計画承認の前に、ヒヴァ歴史地区詳細計画事業（PDP）の概要と関連するマスタープランの一部を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・上記の計画はイチャン・カラとそのセッティングが今後数十年でどのように開発されるかを定めるものであるため、ヴァーチャル上もしくは直接のキャパシティビルディング支援を通じて、重要な計画を更に発展させるため、世界遺産センターと諮問機関との段階的な対話と協議につくことを要請する。
・資産の管理計画素案を必要に応じて修正し、資産の緩衝地帯素案の両方に歴史的な都市環境を包含する手法を含む必要があること、また管理計画の修正版は、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するべきであることを考慮する。
・更に、資産が極めて脆弱な状態にあることを考慮し、決定 40 COM 8B.42 に沿って、PDP とマスタープランが世界遺産センターと諮問機関の審査と承認を受け、世界遺産委員会が提案された緩衝地帯を承認するまで、解体や再建に関するモラトリアム（中断）を維持すること。
・公衆衛生や遺産の状態に影響を及ぼす保全上の課題については、地上と地下の遺産の構造物の真実性を保護しつつ、適切なインフラの必要性を尊重する手法で対処することを勧告する。

・また、修正案や計画の承認前に Mevason ホテル開発が実施されたことは遺憾であり、この事業に多少の修正を加えれれば許容可能となる可能性があるが、マハラ解体された地域の発展のモデルにはなり得ないと考える。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

40. サマルカンド-文化交差路

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.40	**ID No.**	603
資産名称（英）	Samarkand – Crossroad of Cultures		
締約国	ウズベキスタン共和国		





© Ko Hon Chiu Vincent
Author: Ko Hon Chiu Vincent

種別	文化遺産	**資産面積**	1,123 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	1,369 ha
評価基準	i, ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2001 年
構成資産数	5		
資産概要	ウズベキスタン中東部、サマルカンド州の州都。紀元前 6 世紀から知られる中央アジア最古の都市。12～13 世紀には商業都市、14～15 世紀にはチムール帝国の首都として繁栄した。"サマル"は人々が出会う、"カンド"は町の意。文字通りサマルカンドは世界の交差点、諸文化の融合する地である。14～15 世紀のレギスタン・モスク、ビビ - ハヌイム・モスク、シャーヒ - ジンダ、グール - エミール、ウル - ベグ天文台など著名なイスラム建造物が現存する。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2015. 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画、管理上の活動、陸上交通インフラ、住宅開発、宿泊施設など、その他(都市構造の保全)
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

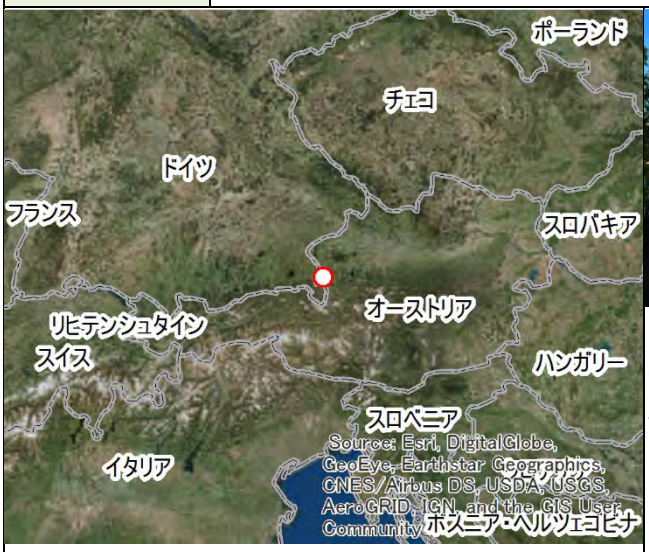
・新しい都市設計ガイドライン、都市マスタープラン、最新の改訂管理計画の策定を歓迎し、マスタープランの中で「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」のアプローチを統合する追加作業がまだ必要であることに留意し、都市の統合マスタープランと資産の管理計画が、世界遺産センターへの提出と諮問機関の審査を経て完成するまで、解体や新規開発に関するモラトリアム（中断）を継続すること。
・2020 年世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションに留意し、以下の点に留意して勧告を完全に実施することを促す。
・国、地域、自治体当局間で、世界遺産の要件、プロセス、手続きに関するコミュニケーションを改善すること。
・世界遺産条約、作業指針、「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」の要請に関するキャパシティビルディングと研修。
・保全や新たなインフラの導入、既存の住居に対する改修や増築等を網羅したマハラの住宅区域に関するガイドラインを準備すること。
・公共空間の設計規制の策定。

・違法な「イマリ」開発の撤去か大幅な修正と、ヒルトンホテル開発の変更。
・地域のステークホルダーに対する公共のコンサルテーションと世界遺産の価値のコミュニケーションの改善。
・諮問機関の審査のため、以下を世界遺産センターに提出すること。
・以前にも要請したように、歴史地区と緩衝地帯での開発、復元、アダプティブ・リユースに関する規則とガイドライン。
・予定されている保全事業の包括的なプログラム。
・ビビ・カヌーム・アンサンブルとモスクの物理的な保全プログラムの詳細。これは、理論的な段階で実施され、緊急の安定化作業を優先し、専門家の助言と包括的な遺跡固有の保全計画により導かれるものである。
・市内の交通計画の見直し。
・マハラの境界線に合わせるための緩衝地帯の調整に関して、予定される軽微な境界線変更の素案。
・資産での住宅や住居地区の解体に関するモラトリアムの伝達と強化に関連する社会的及びその他の措置に関する報告書。
・イコモス技術審査に従い、Mirzo Ulughbek 天文台の傍に計画されている天文複合施設の代わりの場所を探すこと。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

41. ザルツブルク市街の歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.41	**ID No.**	784
資産名称（英）	Historic Centre of the City of Salzburg		
締約国	オーストリア共和国		





©Tourismus Salzburg GmbH
Author: Tourismus Salzburg GmbH

種別	文化遺産	**資産面積**	236 ha
タイプ	建造物群（歴史的都市）	**緩衝地帯面積**	467 ha
評価基準	ii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1996 年
構成資産数	1		
資産概要	ザルツブルクは中世から 19 世紀にかけて、大司教によって治められてきた司教領であり、現在も当時の街並みがよく残っている。元来、市を彩るフランボワイアン・ゴシック様式の建築が芸術家や職人の間で評判で あったが、ヴィンチェンツォ・スカモッツィ（Vincenzo Scamozzi）とサンティーニ・ソラーリ（Santini Solari）という二人のイタリア人建築家がバロック様式を持ち込んでから、ザルツブルクはますます有名になった。また、北欧と南欧の交差点であるこの街で、天才音楽家ヴォル フガング・アマデウス・モーツァルトが生まれた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2000		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・Schwarzstrasse 45/Ernest-Thun-Strasse 事業、Nelböck Viaduct Rainerstrasse / Bahnhofsvorplatz 事業、Paracelsus 室内スイミングプールが、前回の委員会要請にも関わらず、合意を得る前に設計が完成したと、これらの事業が資産の OUV に与えるマイナスの影響について深く遺憾に思い、最終的な建造に関する追加の情報提供と、これらの事業の OUV に対する負の影響を緩和させるための措置を策定し、実施前に世界遺産センターに提出し、審査を受けること。

・決定 41 COM 7B.41 と 43COM 7B.80,を考慮した Dr. Franz-Rehrl Platz 居住地域（City Life Rehrlplatz 住宅）での開発については、断面図、ファサードの図面、3DCG のシミュレーション等を含む、最新の計画の詳細を再度提出すること、また、Mozarteum Foundation と Salzburger Festspiele Building の改修については、断面図、全てのファサードの図面、3D ビジュアルを含む詳細な事業の情報を、世界遺産センターに提出し、権利の承認や実施前に諮問機関の審査を受けること。

・2019 年に実施されたプリ―スターハウスガルデン住宅事業の遺産影響評価（HIA）が、現在の形の事業が資産の

OUV に悪影響を及ぼすと結論付けたことについて、この事業の将来の開発について、遅滞なく情報を世界遺産センターに提供すること。

・管理計画改定版の提出を歓迎し、最終的に採択される前に更に改定を進めるため、諮問機関が技術審査を行うことに留意し、管理計画実施の試験段階の結果の最新情報を、定期的に世界遺産センターに提供すること。

・資産とその景観セッティングの適切な保護と管理を確実にするため、資産の境界の外側と緩衝地帯付近での大規模開発に関する新規制導入の進捗と努力を歓迎し、資産の景観の保護を更に強化するため、包括的都市土地利用計画の策定を再度要請する。

・事業に関する取り消しが困難な決定が下される前に、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に準拠した、資産の OUV に負の影響を与える可能性がある事業に対する視覚的影響評価を含む HIA を実施すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

42. ドゥブロヴニク旧市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.42	**ID No.**	95
資産名称（英）	Old City of Dubrovnik		
締約国	クロアチア共和国		





© UNESCO
Author: Francesco Bandarin

種別	文化遺産	**資産面積**	96.7 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	53.7 ha
評価基準	i, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1979 年 1991~1998 年　危機遺産 1994 年　拡張
構成資産数	1		
資産概要	「アドリア海の真珠」とも呼ばれ、中世後期の要塞都市の様相が極めてよく保存されている。7 世紀にエピダウロスからの亡命者がここに住み着いて以来、ビザンティン帝国、ヴェネツィア、そしてハンガリー王国と支配者は変わっていったが、13 世紀には地中海の要衝として確固たる地位を築いた。ドゥブロヴニクは 1667 年の大地震と 1990 年代の紛争により深刻な被害を被ったが、今日でもゴシックからバロックに至るさまざまな様式の建築を目にすることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993, 1992, 1991		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・管理計画と関連する保全管理の文書の策定などの進捗に留意し、以下の文書を完成させ、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・ドゥブロヴニク歴史地区保全計画
・リスクアセスメント計画を含んだ管理計画。
・持続可能な観光開発とキャリングキャパシティ事業。
・インタープリテーションの戦略。
・オーランドのコラムに関するモニタリング報告書。
・作業指針第 172 項に従い、下水道システムのため実施された補修工事と予定しているボサンカ 2 事業（もし進行する場合）について、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に従って実施された遺産影響評価（HIA）を含む包括的な事業の詳細を、世界遺産センターに提供することを再度要請する。
・ドゥブロヴニク市とクルーズライン国際協会、ドゥブロヴニク市とグローバルサステイナブルカウンシルとの覚書

から生じる活動についての報告書を提供すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

43. 16~17 世紀のヴェネツィアの防衛施設群：スタート・ダ・テッラー西部スタート・ダ・マール

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.43	**ID No.**	1533
資産名称（英）	Venetian Works of Defence between the 16th and 17th Centuries: Stato da Terra – Western Stato da Mar		
締約国	イタリア共和国、クロアチア共和国、モンテネグロ		





© Municipality of Palmanova
Author: Municipality of Palmanova

種別	文化遺産	**資産面積**	378.37 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	1,749.62 ha
評価基準	iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2017 年
構成資産数	6		
資産概要	本資産はイタリア、クロアチア、モンテネグロの 6 件の防衛施設群からなる。これらはイタリアのロンバルディア地域からアドリア海東岸に至る 1000km 以上の範囲に分布している。テラ州全域に分布する要塞が、ヴェネチア共和国を北西部の強国から守り、マール州の要塞はレバント地域へのアドリア海の航路及び港を守るものであった。これらは、ヴェネチア共和国の拡大及び権威を支えるために必要なものであった。火薬の導入が軍事技術及び建築に重大な変化をもたらし、その後ヨーロッパに広がった要塞等の設計に反映されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・世界遺産委員会の勧告の実施を早めるため、以下を要請する。
・収容力調査と、それに続く来訪者管理計画を緊急の優先事項として完成すること。
・ペスキエーラ・デル・ガルダ、コトル、ザダルの構成資産の緩衝地帯を修正、拡大すること。
・各構成要素の属性の特定を含む、国境を越えたシリアルプロパティの OUV に明確に基づいた、各構成資産の管理計画の策定と実施。
・ヴェネツィアの「alla moderna」防衛体制に関する専門家の知見を基とし、国内・国際調整チームを支援するツールやグットプラクティスの共有により、資産の国境を越えた調査と価値に基づいた保全、宣伝、インタープリテーション戦略を策定すること。
・国際調整チームの事業通じて、資産全体のモニタリングに関する取り決めを完成させること。
・開発に関する提案（観光管理やアクセスに関わることも含む）に対する緊急の課題として、遺産影響評価（HIA）

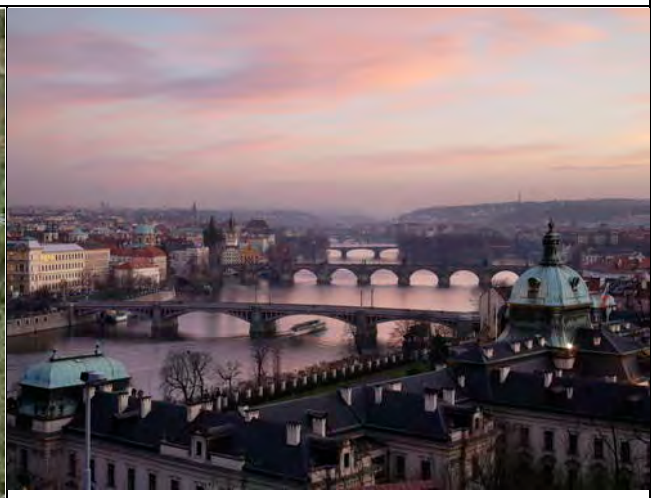
の枠組みの策定と実施を継続すること。
・邪魔である駐車場（ザダル）、視覚的に阻害している都市・産業開発（コトル）など、シリアルプロパティの構成資産内で、阻害かつ冗長である要素を再配置する努力を継続すること。これらの目標は資産の管理計画に含まれ、HIA の対象となり、モニタリングの対象とするべきである。
・以下の事業については、諮問機関の審査のため、事業の記録を世界遺産センターに提供すること。
・ザダルの Citadela Bastion のリニューアル
・ラヴニツェの都市計画
・ミネルスカ湾の来訪者センター
・パルマノヴァの水道橋のピエゾメトリックタワーに対する登り口とパノラマ展望台の設置。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

44. プラハ歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.44	**ID No.**	616bis
資産名称（英）	Historic Centre of Prague		
締約国	チェコ共和国		





©OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Amos Chapple

種別	文化遺産	**資産面積**	1,106.36 ha
タイプ	歴史的都市	**緩衝地帯面積**	9,887.09 ha
評価基準	ii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1992 年
構成資産数	2		2012 年　軽微な境界線変更
資産概要	「百塔の都」と呼ばれるチェコ共和国の首都・プラハにはロマネスク、ゴシック、ロココなど各時代の建築物が競い建っている。市の中央に流れるブルダバ川にかかるカレル橋は、14 世紀に最高の技術でつくられた石橋である。14 世紀半ばの神聖ローマ皇帝カール 4 世の時代には、プラハは栄華をきわめていた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2019 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告を受け、世界遺産センターが支援するオンラインセミナー「都市計画のプロセスにおける都市遺産の統合」の開催や、「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」（HUL 勧告）の包含や、プラハ市都市計画の順位に焦点があてられたことに満足し、計画の最終段階では採択の前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供することを要請する。

・資産の緩衝地帯内のポドバダ-トロヤ-ボニツェ間のケーブルカー計画に関する環境影響評価（EIA）と戦略的環境評価（SEA）の準備に関する締約国からの情報に留意し、作業指針第 172 項に従い、EIA、SEA、ケーブルカー計画案を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。

・2019 年ミッション勧告を支持し、以下の事項を完全に実施すること。

　・国家遺産管理法や文化遺産保存法などの既存の法律の改正だけでなく、新しい法律も視野に入れて、世界遺産条約と作業指針に従い、国際規範と基準に沿った遺産の保護と世界遺産の管理に必要な事項を、国と地方の法律と規制に整合することの前進。

　・HUL 勧告に従った資産の管理計画の修正と策定、また資産のセッティングにおける本資産の OUV の保護を確実にするプラハ市都市計画との統合と整合。

・交通から住宅、水の供給、観光、土地管理など様々なセクターに渡る都市開発計画、政策、プロセスに遺産の保護を統合できるよう、セクター間の調整を確立させること。
・建築物の規模や高さから、建設材料、色、手すり、ドアのフレームに至るまで、様々なスケールで自建築物の形態のアイデンティティを導き助言を行い管理するため、必要に応じて、地区や歴史的な区画ごとに、変化が可能な建築規制を確立すること。
・重要な政策や事業が資産の OUV に与える影響を評価するため、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に沿った遺産影響評価（HIA）を作成すること。
・個々の構成要素、建造物群、事業に関する具体的な勧告事項。

・委員会決定 42 COM 7B.21 で要請した資産と緩衝地帯、より広いセッティングでの大規模事業に一般的なモラトリアムを導入するという要請が実施されてないことに留意し、パンクラーチ平野（2019 年ミッション報告書の図 32 で示されている）周辺での一般的な高さを超える建築物に対する即時のモラトリアムを実施し、高層建築制限の計画を含む適切な建築規制の策定と実施を優先させること、また、パンクラーチ平野での高層建築物は資産の OUV 保護と矛盾することと、委員会決定 32 COM 7B.86 は、パンクラーチ平野全体に適用されるべきであると指摘する。
・作業指針第 118bis に基づき以下を世界遺産センターに提供すること。
・全事業に対する「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に則って策定された HIA。
・資産が世界遺産に登録された当時の状態をベースとして、資産と緩衝地帯、より広範なセッティング内で実施された全事業の累積的な影響に対する評価、資産の OUV に対するこれらの事業の影響に対する評価。
・上記の要因が資産の真実性と完全性を脅かしているため、法的枠組みの改正を含めた、資産の保護管理を強化し、資産の OUV に対する将来的な被害を防止すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。委員会決定の順守と、2019 年ミッション勧告の実施に実質的な進展が無い場合は、本資産を危機遺産リストに掲載することを検討すること。

その他の世界遺産の保全状況個票

45. クラドルビ・ナト・ラベム儀礼用馬車馬飼養の景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.45	**ID No.**	1589
資産名称（英）	Landscape for Breeding and Training of Ceremonial Carriage Horses at Kladruby nad Labem		
締約国	チェコ共和国		





© National Stud Farm at Kladruby nad Labem, s.p.o.
Author: Magdaléna Straková

種別	文化遺産	**資産面積**	1,310 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	現在拡大にむけて調整中（2019年末までに確定予定）
評価基準	iv, v	**世界遺産一覧表記載年**	2019 年
構成資産数	1		
資産概要	「クラドルビ・ナト・ラベム 儀礼用馬車馬飼養の景観」は Střední Polabí 地区のエルベ低地に位置する。推薦資産は砂地の平坦な地形を特徴とし、畑、牧草地、柵で囲まれた放牧地、修景された公園、森林、建造物、農場が含まれる。それらは全てハプスブルク家の儀礼に使用するクラドルビ馬の飼養を主たる目的として設計された。この皇室の種馬飼育場は 1579 年に設立され、それ以降、この役目を果たし続けている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	インタープリテーション施設、来訪者施設、主要な線上の公共施設、管理制度/管理計画、非再生可能エネルギー施設
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

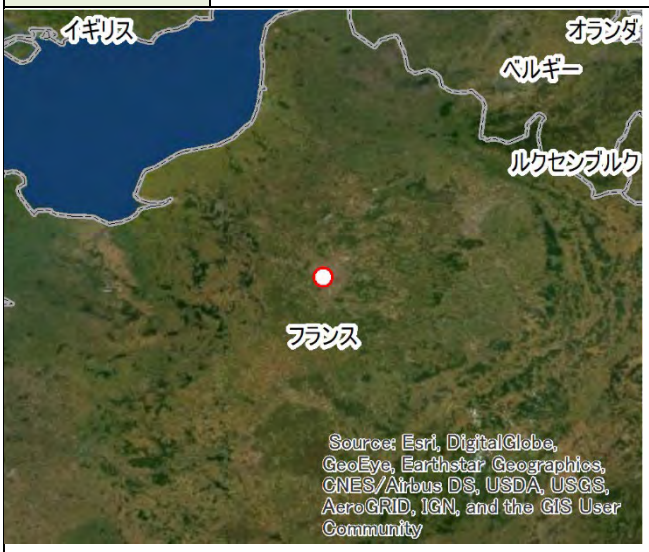
決定概要

・緩衝地帯の南側の拡大について進展があったことを歓迎し、軽微な境界線変更届を提出し、世界遺産委員会の承認を経て手続きを終了することを要請する。
・管理計画の更新と来訪者戦略の策定に関する進捗を歓迎し、両方を確定させ実施することと、管理計画の完全版を世界遺産センターに提供すること。
・災害時のガバナンスシステムを説明し、緊急事態でも資産の OUV が十分考慮されるように、資産管理部門との調整のメカニズムを確立することを勧告する。
・資産の OUV に特別に対処するための管理システムに、遺産影響評価の手法を組み込むこと。
・パルドゥビツキ地方の土地開発に関する最新の原則に含まれている、高圧送電線を資産外に移設する規定を歓迎し、移設の時間枠を定めること。
・資産及び緩衝地帯内で計画されている主な事業 8 件の記録と関連する HIA、実施のためのタイムフレームを、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

46. パリのセーヌ河岸

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.46	**ID No.**	600
資産名称（英）	Paris, Banks of the Seine		
締約国	フランス共和国		





©M & G Therin Weise
Author: M & G Therin Weise

種別	文化遺産	**資産面積**	365 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	
評価基準	i, ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1991 年
構成資産数	1		
資産概要	パリは市街を流れるセーヌ河岸を中心に広がり、両岸には古代ローマ時代以後の建築物が連なっている。川中のシテ島はパリ発祥の地。サン・ルイ島の東端にかかるシュリ橋から、左岸にエッフェル塔をのぞむイエナ橋までが、世界遺産に登録されている。ノートル-ダム大聖堂をはじめ、ルーブル宮殿、エリゼ宮、シャイヨー宮、アンバリッド廃兵院、フランス学士院、市役所、公園などが長い年月をかけて建設された。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2000, 1992		

保全状況	
現在の課題	2019 年 4 月 15 日のパリのノートルダム大聖堂での火災
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

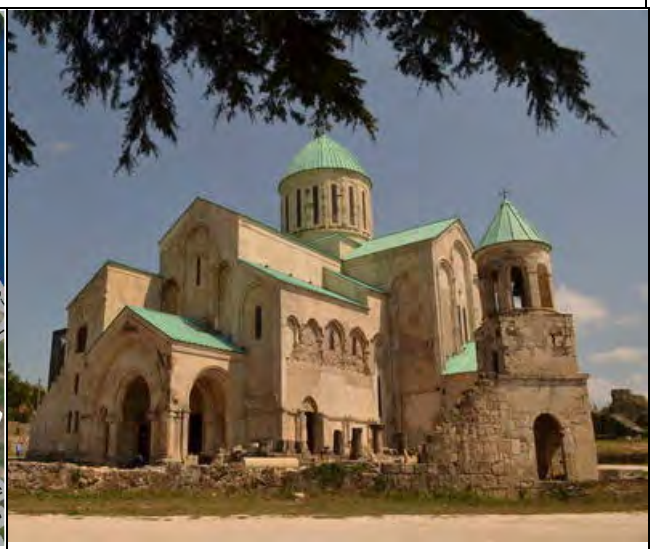
・将来的な保全に関する決定が緊急の介入で決まらないよう、被害を受けた材料や一部を可能な限り保存するため、安全性の確保を細心の注意をもって継続すること。
・復元の段階に向けて事業を進めるにあたり、ユネスコ、イコモス、イクロムが提供した専門家 3 名との連携を強化し、また世界遺産センターと諮問機関との定期的かつ充実した対話に取組み、議論や検討されている様々な復元の選択肢の理解を深めることと、それらがどの程度 OUV を考慮に入れたものであるかを確認することを勧告する。
・作業指針第 172 項に従い、取り消しが困難な決定が下される前に、被害を受けた部分の再建の提案、大聖堂の構造的な安定性のモニタリングシステム、将来の火災のリスクに対する予防措置と行動について、世界遺産センターと諮問機関に報告すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況、特に安定化のために実施された措置と修復に関する指針、についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

47. ゲラティ修道院

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.47	**ID No.**	710
資産名称（英）	Bagrati Cathedral and Gelati Monastery		
締約国	ジョージア		





©Roberto Cantoni
Author: Roberto Cantoni

種別	文化遺産	**資産面積**	7.87 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	11.26 ha
評価基準	iv	**世界遺産一覧表記載年**	1994 年
構成資産数	2		
資産概要	初代ジョージア王バグラト 3 世（Bagrat III）の名を冠したバグラティ大聖堂は、10 世紀末から 11 世紀初頭にかけて建造された。1691 年にトルコ人によって一部が破壊されたものの、ジョージア西部の都市クタイシ（Kutaisi）に今なおその姿を残している。12～17 世紀にかけて建造されたゲラティ修道院の建造物群は保存状態が良く、素晴らしいモザイク画やフレスコ画が遺されている。この大聖堂や修道院はジョージアの中世建築を代表する傑作である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004		

保全状況	
現在の課題	インタープリテーション施設/来訪者施設、水
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・聖母教会に仮設の屋根を設置する活動や、教会の石造物、壁画、モザイクに対する被害の監視と報告を歓迎し、以下を緊急に要請する。
  ・湿気などのリスクなしに保全活動が中断されずに実施されること可能にする方法で、聖母教会と聖ジョージ教会両方に対する実行可能な解決策を提示し、実施前に諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
  ・両協会の壁画、モザイク、石造物の保全事業に対する監視、調査、実施を含む、保存プログラムを策定し、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・更に以下を要請する。
  ・資産の OUV を伝える属性の保全状態をモニタリングするモニタリング指標策定を継続すること。
  ・3 次元構造モニタリングを聖ジョージ教会と他の重要な構造物にも拡大すること。
  ・委員会が要請した資産の調整委員会に関するジョージアの世界遺産保護協議会の活動について、次回の保全状況報告書で報告すること。
・資産の管理計画を見直して更新し、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。また、管理計画も

しくはその一部が計画のプロセスで優位に立つような仕組みの導入の検討を再度要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

48. ムツヘタの文化財群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.48	**ID No.**	708
資産名称（英）	Historical Monuments of Mtskheta		
締約国	ジョージア		





© Roberto Cantoni
Author: Roberto Cantoni

種別	文化遺産	**資産面積**	3.85 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	8.73 ha
評価基準	iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1994 年
構成資産数	3		
資産概要	ジョージアの古都であるムツヘタの教会群は、コーカサス地方の中世宗教建築を示す顕著な例である。キリスト教の伝来以降、コーカサス地方では盛んに教会や修道院が建造されたが、ムツヘタにはその多くが奇跡的に遺っている。特にジュワリ聖堂（Mtskhetis Jvari）内には聖女ニノ（Saint Nino）が建立したとされる聖なる十字架が遺されており、ジョージア正教会で最も重要な聖地として崇められている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 1999		

保全状況	
現在の課題	浸食/堆積、土地改変、管理上の活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・進行中である 2019～2020 年アドバイザリーアシスタントを支持し、2018 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッション勧告を承認し、以下に関わる勧告の実施を要請する。
・ムツヘタの空間・領域開発の管理文書（ULUMP）の策定。
・未解決のまま放置されれば、資産の OUV に悪影響を及ぼす可能性がある現在の緊急の保全課題への対処。
・ムツヘタの歴史的都市景観の長期的なビジョンを策定し、文化遺産と持続可能な開発を統合するアプローチで、商業的な観光の増加による変化を管理する必要性。
・作業指針第 172 項に従い、資産、緩衝地帯、セッティング内で予定されている開発事業の詳細な情報を、取り消しが困難な決定が下される前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出することを継続すること。
・「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に準拠し、資産の OUV に対する潜在的な影響を考慮した、現在または将来の開発の多重的・累積的な影響を評価する適切な方法として、いかなる開発の実施の許可前、ULUMP の策定と実施に先立って、資産と緩衝地帯内の開発に対する遺産影響評価（HIA）を実施することを再度要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況につい

ての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

49. ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.49	ID No.	400
資産名称（英）	Budapest, including the Banks of the Danube, the Buda Castle Quarter and Andrássy Avenue		
締約国	ハンガリー		





© Nicolas Economou Photography
Author: Nikolas Oikonomou

種別	文化遺産	資産面積	473.3 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	493.8 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	2		2002 年　拡張
資産概要	ドナウ河流域には先史時代から集落が営まれていたが、ローマ時代になるとアクインクム（Aquincum）という名の都市が築かれた。これが現在のブダペストの前身である。ブダペストは元来、右岸にあるブダと左岸にあるペストというそれぞれ独立した二つの街であった。先に繁栄したのはペストであったが、後にブダにも国王ベーラ 4 世によってブダ城が建てられた。その後、トルコ支配時代を経て、19 世紀にハンガリー国立アカデミーが設立されたことにより、首都としての機能を取り戻した。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 1992		

保全状況	
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、交通インフラの利用に起因する影響、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他(世界遺産として記載された地域にある住宅が保全されていない)
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・2011 年歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告を踏まえ、街並み景観保護法を施行した。世界遺産法の改正（新たな指定カテゴリーの追加、首相室が管理計画に景観上の条件を追加する権限の追加）を行った。都市計画協議会に関する法令の改正（世界遺産に関係する可能性のある事業の影響評価については地域協議会ではなく世界遺産協議会が管轄する。また、そのような事業は、管理計画若しくは管理計画がない場合は世界遺産法の規定を順守することが求められる）を行った。高層住宅法の改正（ブタペスト市内の高さ上限を 65m とする）を行った。新世界遺産デザインガイドを策定し、現在その実施を進めている。 ・遺産影響評価（HIA）に関わる規制を、イコモスの基準に合致するよう改正する案を 2020 年にとりまとめた。2021 年に国会に提出する予定。 ・ブダ城地区で進められている国家ハウシュマンプログラム（National Hauszmann Programme, NHP）に関して、歴史的な真実性が失われるとは考えていない。当該地区の国家的価値は比類がないと考えており、国家のアイデンティティを強化するための事業が実施されている。

	2．世界遺産センターの見解 ・管理計画が策定されないまま（2015 年から委員会が要請していた）進められてきたブダ城地区での大規模再建事業及びその他の新規開発事業による累積的影響により、OUV に対する脅威が差し迫っている。 ・ブダ城地区の再建事業が停止されず、代替案の検討も行われていない。締約国は、ブダ城及び隣接する地区を第二次世界大戦以前の姿に戻すことを目指した NHP に対する委員会の懸念に異を唱えている。実施されれば、共産主義時代に行われた改変の大部分を取り壊す必要がある。 ・リガ憲章（文化遺産との関わりにおける真実性と歴史的な再建に関するリガ憲章、2000 年）は、保全の介入は最小限にすべきであり、再建の検討は例外的な状況に限定すべきとしている。世界遺産委員会は、一部再建を行うこと自体を否定しているわけではないが、OUV を尊重した方法を議論するためのベースとして、事業全体の詳細な計画が必要。情報が一部示されているが、事業全体を理解するには不十分。HIA も不適切で、ミッションの勧告が考慮されていない。財務省のファサード解体、軍事最高司令部ビルの解体、ヨーゼフ大公宮殿の再建は支持できない。締約国は、世界遺産条約の義務を果たすとしているが、ブゾガニータワー、ライディングホール、メインガードビル等の建設がすでに完了しているか、ほぼ完了している。第三者からの情報によれば、ラデツキー・バラックはすでに取り壊されてしまっている。このことに関する締約国からの説明はない。ブダ城は資産の主要部分で、OUV を尊重する必要がある。 以上から、危機遺産にすべきである。 3．世界遺産委員会での審議 ・オーストラリア、エジプト、エチオピア、キルギス、ロシア連邦、サウジアラビア、南アフリカ、スペイン、ウガンダから危機遺産とすることについて見送る修正案が提出され、採択された。

決定概要

・近い将来に予定されている遺産影響評価に関する規制の改定について、視覚的影響評価を含む遺産影響評価が OUV の属性に対する影響を対象とするように要請する。また、改定された規制が現在計画されている事業や進行中の事業に適用されるのかどうかについて報告するよう要請する。
・管理計画の更新が完了するまで、資産範囲及び緩衝地帯で計画されている全ての事業について、計画、図面、遺産影響評価を含むすべての関係書類を提出するよう要請する。
・作業指針第 172 段落に則って、世界遺産範囲の直近及びより広いセッティングで計画されている大規模事業において、できるだけ早く世界遺産センターに報告するよう要請する。
・ブダ城内にある国のアイデンティティ上重要な要素を第二次世界大戦前の形にもどすことについて、それが世界遺産の OUV に貢献する重要な構成要素であることも踏まえ、以下の観点から、締約国と世界遺産センター及び諮問機関の間で対話を持つことを要請する。
  a)　これにより資産の真実性、完全性が脅かされるかどうか。
  b)　NHP が保全、再建に関する国際的な規範や基準に適合するかどうか。
  c)　国内的な目標と世界遺産条約上の国際的義務との間に相反があるかどうか。
・「ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト（ハンガリー）」を危機遺産とするかどうかの審議を第 45 回世界遺産委員会に延期する。
・ブダ城において現在進行中の事業及び計画されている事業を全て停止するよう要請する。また、ブダ城地区の開発について、OUV を保全する上での国際的な水準に則った保全手法を開発するため、急ぎ、（オンラインで）イコモスとの協議を要請、開始するよう勧める。
・OUV に影響を及ぼす可能性がある介入の詳細について、イコモスガイドラインに則った適切な HIA と共に、作業指針第 172 項に従って世界遺産センターに提出するよう要請する。
・第 45 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2022 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

50. ヴェネツィアとその潟

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.50	ID No.	394
資産名称（英）	Venice and its lagoon		
締約国	イタリア共和国		





© Silvan Rehfeld
Author: Silvan Rehfeld

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii, iv, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1		
資産概要	118 の島々の上に建てられ、あたかも海に浮かんでいるように見える本資産は、まさに建築上の驚異といえる。この資産が建築史上果たした役割は非常に大きいが、特に環境条件に適応した都市建築という点で類型の祖となっている。潟と人々の闘いは、5 世紀に人々が蛮族を逃れて島にやってきた頃から始まった。以来ヴェネツィア人は海水による浸食に悩まされながらも、ドージェという独自の元首制の下、12 世紀には地中海の覇権を握るほどの繁栄をみせた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2016, 2014, 1989		

保全状況	
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、浸食/堆積、ガバナンス、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他の気候変動影響、水関連インフラ、その他（気候変動及び極端な天候、生態系及び人工物に対する気候変動の影響）
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・Covid-19 により来訪者数が大幅に減少し、深刻な経済的影響が出ている。来訪者のモニタリングを行うスマートコントロールルームを設置し、個人所有アパートの短期賃貸状況をモニタリングするデータベースを構築した。2022 年から、インターネットで入域料金の支払いができるようになり、来訪者数の制御、来訪時期の変更を奨励する。フォルテ・マルゲーラに世界遺産インフォメーションポイントを設置する予算がついた。 ・売店を含む観光インフラの新設に対する規制を強化した。 ・サン・マルコ・ジュデッカ海峡の大型船を迂回するための短中期解決策として、マルゲーラのターミナルを一時的に活用する案を検討している。より恒久的な解決策を検討している。 ・防潮壁は 95%が完成し、稼働できる状態。2021 年末までに完全に運用開始される予定。 ・計画されている緩衝地帯に基づいた理計画の改定を進めている（軽微な境界線変更再提出予定）。 ・キオッジャ（資産範囲内）に LPG 貯蔵施設が最近建設されたことに関連して、プラント新設の禁止、認可済みでも未稼働の LPG 貯蔵施設の稼働禁止を行い、過去の認可について再評価を行っている。改定版ロードマップ及び 2019 年 11 月の高潮に関する報告を提出した。

	2．世界遺産センターの見解 ・4 万トン超の船舶の航行は法的に禁止されているが、係留する場所がなく実効性がない。マルゲーラを一時的に活用することは良いが、長期的解決策を探す必要がある。 ・2019 年 11 月の高潮は、本資産の脆弱性を改めて示すものであった。防潮堤が生態系に対する影響について適切な緩和措置を策定する必要がある。 ・資産の生態系に負の影響を与える活動は、長期的に排除していく必要がある。 ・OUV に負の影響を与える事業が、資産範囲内、計画されている緩衝地帯、セッティング内で実施されている。キオッジャ（資産範囲内）で LPG 貯蔵施設が建設されたことはこの問題を良く表している。ミッションは、当該施設を解体し別の場所に移設することを勧告している。 ・メストレに最近建設されたハイブリッドタワー、マルゲーラ港の背後に計画されているヴィーナス・ヴェニス・ホテルの視覚的影響は問題である。 ・管理計画の改定に関して、2011 年歴史的都市景観に関するユネスコ勧告を考慮するとともに、属性の特定、モニタリング指標の強化を行う必要がある。 ・進展がみられる部分もあるが、マスツーリズム、人口減少、ガバナンスの欠如、気候変動、人為的開発により、不可逆的な変化が起こる可能性があることから、危機遺産とするべきである。 3．世界遺産委員会での審議 ・エチオピアから危機遺産を見送る修正案が提出され、これに反対する国がなかったころから、危機遺産を見送る決定が採択された。

決定概要

・持続可能な観光のモデルに向けて取り組むよう促す。また、来訪者の数を減らし、住民の生活の質を改善し、資産及び住民の未来のためにより多様で強靭な経済基盤を作ることができるような戦略及び政策をするよう促す。
・OUV を守るために、OUV の属性を特定し地図を作成することを含め、システマチックな価値評価に基づいて管理計画の改定を行い、資産範囲及び緩衝地帯に係る一体的な計画となるよう促す。
・防潮堤の建設及び運用をモニタリングし、潟に対する負の影響を緩和する適切な措置をとるように促す。
・潟の生態系における人為的介入の負の影響を緩和するための努力を、より戦略的かつ協調的なやり方で継続するよう要請する。また、この独特で複雑な環境を長期にわたり確実に保護・保存するためのさらなる措置を策定するよう要請する。更に、マルゲーラ港において、資産の生態系にダメージを与える活動を段階的に減らし、今後の計画の全てに持続可能な開発の手法を取り入れるよう促す。
・現在、作業指針第 172 項に従って世界遺産センターに報告を行ったり、作業指針第 118bis に従って OUV に対する潜在的影響を評価したりする仕組みがないことから、以下について締約国に要請する。
  a)資産のガバナンスについてさらなる見直しを行い、作業指針に適合した適切な仕組みを構築すること
  b)資産の保護及び保存に関する全体的な戦略及びビジョンを策定し、ターゲットを明確にした行動計画と改訂したロードマップを通じて確実に実施すること
  c)完全性に対する影響から資産を保護するため、建設事業に関する全体マスタープランを策定（資産範囲、将来の緩衝地帯、セッティングにおけるスカイラインに関する考え方を含む）すること
  d)2011 年歴史的都市景観に関するユネスコ勧告に基づくアプローチを、地域及び都市計画において実践すること
  e)上記措置が整うまで、資産範囲及びセッティングにおける新たな大規模事業計画を停止すること
  f) 対策の策定に向けて、世界遺産センター及び諮問機関と対話すること
・キオッジャの LPG 貯蔵施設を解体し資産範囲外に移設すうよう要請する。
・2020 年アドバイザリーミッションの結論と勧告の実施状況を報告するよう要請する。
・第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、世界遺産センター及び諮問機関と協議しつつ、是正措置、実施スケジュール案を作成するよう要請する。
・第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

51. コトルの自然と文化-歴史地域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.51	**ID No.**	125
資産名称（英）	Natural and Culturo-Historical Region of Kotor		
締約国	モンテネグロ		





© Silvan Rehfeld
Author: Silvan Rehfeld

種別	文化遺産	**資産面積**	14,600 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	36,491 ha
評価基準	i, ii, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1979 年 1979～2003 年　危機遺産 2012、2015 年　拡張
構成資産数	1		
資産概要	アドリア海南東部の交易の要衝であり、中世に建築、工芸、芸術の中心地として栄えた港湾都市である。都市の起源はローマ時代に遡るが、主にビザンティン帝国（10 世紀以降）、セルビア公国（12 世紀末～14 世紀）、ヴェネツィア公国、ハプスブルグ帝国等の統治を経て、都市基盤が形成された。ロマネスク様式の大聖堂、ロマネスク様式と東方正教の文化が融合した聖ルカ教会（セルビア正教）、ヴェネツィアの影響を強く受けた住居、公共施設、広場などが現存する。湾岸や都市の背後にそびえる石灰岩の崖といった自然が街並みと調和し、美しい都市の景観が形成されている。1979 年の地震によって著しい被害を受けた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2018, 2016, 2014, 2012, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 1995, 1979		

保全状況	
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地改変、宿初施設等、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・コトルの自然と文化歴史地域の保護に関する法律改正の可決と、継続的な管理計画の改善、政策と計画の枠組みと手段を調和されるコトルの自然と文化的歴史地域に対する遺産影響評価（HIA）の更新、レベタニの詳細な都市計画の策定と、近いうちの緩衝地帯の調査を含む資産の管理計画改定を含む継続的な努力を歓迎し、これらの計画の採択前に世界遺産研究センターに提出すること。
・管理計画改定版に 2018 年ミッション勧告を組み込むことで、変更された法的枠組みの中で国と地方政府レベルで承認された拘束力を有する政策と条項により、資産全体と緩衝地帯を効率的に管理する運用ができるようにすることと、更に以下の問題に対処すること。
・コトル自治体の空間的都市計画と調和した開発の課題。
・OUV とその他の価値を伝える有形・無形の属性の保全。

・災害リスクの軽減。
・観光が資産に与える直接的・間接的・累積的な影響に関わる課題を含む観光管理。
・モリニジ宿泊複合施設に対するイコモス技術審査の結果を考慮し、コトル自治体の空間的都市計画に照らして事業を再度検討し、OUV に対する負の影響を回避する他の設計の代替案を検討すること。
・ベリゲ橋事業の HIA、コトル-ロヴィツェン間のケーブルカーの正確な視覚的表現、コトル旧市街付近で予定されている地下道の記録、ルスティカ半島道路に関連した将来の全ての開発に関する情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産研究センターに提出すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

52. アウシュヴィッツ・ビルケナウ　ナチスドイツの強制絶滅収容所（1940-1945）

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.52	ID No.	31
資産名称（英）	Auschwitz Birkenau - German Nazi Concentration and Extermination Camp		
締約国	ポーランド共和国		





©Nathalie Valanchon
Author: Nathalie Valanchon

種別	文化遺産	資産面積	191.97 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	2		
資産概要	第二次世界大戦中ポーランドを占領したドイツ軍は、アウシュヴィッツなどに強制収容所を建設し、そこに一般のユダヤ人やポーランド人などを連行し、強制労働や虐殺を行なった。ここで虐殺されたユダヤ人は 400 万人以上にのぼるともいわれる。現在は博物館となっており、人類の過ちを二度と犯さないように平和を祈ってガス室や犠牲者の衣服などを展示している。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1993		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、管理制度/管理計画
審議概要	1．締約国による保全状況報告（2020 年 1 月 24 日提出、2021 年 5 月 17 日追加情報提出） • S1 高速道路及びオシフィエンチム（アウシュヴィッツのポーランド語地名）南部環状道路建設についての遺産影響評価を 2018 年に実施した。S1 高速道路及び南部環状道路が OUV に与える影響は「最小化する仕組みによって効果的に制限すれば、無視できる」との結論を得た。 • これらの建設に対する地域環境保護局長（カトヴィツェ支部）の決定について、反対する訴えが複数あり係争中。国道局は、2020 年 7 月にオシフィエンチム南部環状道路の契約に署名した。2021 年 5 月に道路建設の許可申請が行われた。2022 年 3 月に工事が開始される予定。道路の建設は 2024 年 12 月までに完成する予定。 • 2020 年 3 月に世界遺産センター/イコモス合同アドバイザリーミッションを招聘したが、COVID-19 が原因で延期となった。2021 年 5 月 19 日に、オンラインで準備会議を実施した。 • B1 地区にある煉瓦バラック 2 棟の保全措置が近く完了する。 • 本資産の主管理者であるオシフィエンチムのアウシュヴィッツ・ビルケナウ国立博物館（PMAB)が、資産の歴史的価値及び文化的コンテキストに関する教育活動及び普及啓発を行っている。この目的のために、PMAB は新しいビジターサービスセンターを、世界遺産の資産範囲の外にオープンする計画である。その建設は 2020 年に開始される見込み。 •沈黙ゾーン及び保護ゾーンにおいて、「平和と和解の公園」や「記憶の木々の道」など複数の祈念施設が整備された、もしくは現在整備されている。

	・オシフィエンチム市は、資産のすぐそばで2つの道路事業を実施している。資産前面の交通量を減らすための道路と Judenrampe（「ユダヤ人ランプ」博物館）とジャガイモ倉庫への新しいアクセス道路で、どちらも 2020 年中に完成する予定。 2．世界遺産センターの見解 ・「アウシュヴィッツ・ビルケナウ近辺メモリアルサイト」財団（2013 年設立）及び旧食物倉庫（“Lagerhaus”）に整備された「オシフィエンチムの住民の土地のメモリアル博物館」が、アウシュヴィッツ強制収容所の遺構及び建物の保全を進めている。「アウシュヴィッツ・ビルケナウ近辺メモリアルサイト」財団は、SS キッチン、ジャガイモ倉庫、発酵建屋、歴史的浴場建屋、灯台、女性の強制収容所として使われたボルの旧学校建屋の復元等を進めている。 ・提出されたオシフィエンチム南部環状道路計画の HIA には、この延長 9km の道路についての詳細や配置、設計が示されていない。HIA は、2013 年の専門家グループの勧告を考慮したとしているが、どのように対応したのか詳細が示されていない。特に、アクセス道路、延長 0.5km の Vistula 橋、視覚的影響及び聴覚的影響に関する調査結果、延長 0.6km の橋をソラ川にかける必要があると結論づけた交通量調査について不明である。HIA の結論では、負の影響は設計上の対応によって効果的に緩和できるとしており、残存景観の一部が失われることにより保護地区（資産範囲直近のセッティング）に対して発生する大きな影響については、道路遮蔽壁によって隠すとしているが、具体的にどのように修正するのか不明。 ・未暗部バイパス道路の詳細及び HIA で勧告された影響緩和措置に従った修正内容について、道路工事に関する契約手続きを開始する前に提出するよう締約国に要請する。 ・延期されている世界遺産センター/イコモス合同アドバイザリーミッションでは、教育普及啓発プログラムのとりまとめ、管理計画の策定及び全関係者による採択、緩衝地帯設定の可能性、2013 年の専門家グループ会合の勧告に関するオシフィエンチム南部環状道路について協議することとなっている。状況が許し次第実施するように要請する。 ・2013 年の専門家グループが勧告していた資産及びその周辺の包括的な管理計画に重点を置くよう締約国に勧告する。 3．世界遺産委員会での審議 ハンガリーから、最新の状況を反映したとする修正案が提出され、世界遺産センターもテクニカルな修正であるとして、修正案が採択された。

決定概要

・現地ミッションの前に専門家による審査を行うことができるように、遺産影響評価文書を提出するよう求める。
・締約国に対し以下のとおり要請する。
a)オシフィエンチム（アウシュヴィッツのポーランド語地名）南部環状道路プロジェクトの詳細について、2013 年専門家グループの勧告及び遺産影響評価（HIA）の結論にどのように対応するのかを含めて、提出すること。
b)南環状道路プロジェクトについて、変更することのできない決定を下したり、変更できない工事契約締結したりせずに、諮問機関のレビューを待つこと。
・管理計画を取りまとめ、全ての関係者により採択されるように引き続き取組むよう要請する。
・世界遺産センター/イコモス合同アドバイザリーミッションに関するオンライン準備会議を 2021 年 5 月に開催したことを歓迎する。予定されている現地アドバイザリーミッション及び専門家会合を、世界的な保健状況が許し次第手配するよう要請する。
・2013 年専門家グループの勧告の実施を継続するよう要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び上記の実施状況の報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

53. タルノフスキェ・グルィー鉛、銀、亜鉛鉱山と地下水管理システム

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.53	**ID No.**	1539
資産名称（英）	Tarnowskie Góry Lead-Silver-Zinc Mine and its Underground Water Management System		
締約国	ポーランド共和国		





© Tarnowskie Góry Land Lovers' Association
Author: Mikołaj Gospodarek

種別	文化遺産	**資産面積**	1,672.76 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	2,774.35 ha
評価基準	i, ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2017 年
構成資産数	1		
資産概要	タルノフスキェ・グルィー鉛、銀、亜鉛鉱山と地下水管理システムは、ポーランド南部ヴロツワフ南東約 180km のところに位置する。推薦資産には、排水システムを含む地下鉱山全体が含まれる。15 世紀から 16 世紀に整備され、18 世紀から 19 世紀に拡張された延長 50km の排水トンネル、延長 150km の二次排水システムを特徴とする。竪坑で地下部とつながった地上部には、南側横坑坑口、北側横坑坑口、19 世紀の蒸気ポンプ施設、19 世紀の鉱山景観、旧鉱山地域をレクリエーションのための公園に改修した市立公園などがある。本資産はポーランド最大かつ最も重要な歴史的地下鉛、銀、亜鉛鉱山であるとされている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	法的枠組、水
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・OUV を支える資産の境界線と緩衝地帯内にある全ての地上の構造物に対する国家レベルでの法的な保護を確定し実施すること、まだ保護されていない構造物の目録を世界遺産センターに提供すること。
・アドルフ・シャフトでの採水が資産に負の影響を与えないことを保証するためのメカニズムについて、上シレジア水道会社から、資産の OUV と属性、特に地下水室を事業によって害さないという明確なコミットメントを得ることや、更なる情報について世界遺産研究センターに提出すること。
・可能な限り第一段階の地下の要素に焦点を与えた考古学の調査プログラムと、第二段階の鉱山景観に焦点をあてた考古学の調査プログラムを策定することを再度要請する。
・Kaehler Shaft に隣接する歴史的な給水塔の資産への追加を早急に確定して必要書類全てを提出すること、また A5 区域を延長し A4 区域に繋げることを検討する実現可能性の分析を完了すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

54. マフラの王宮–宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩猟公園（タパダ）

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.54	**ID No.**	1573
資産名称（英）	Royal Building of *Mafra* – Palace, Basilica, Convent, Cerco Garden and Hunting Park (Tapada)		
締約国	ポルトガル共和国		





© DGPC
Author: JPR

種別	文化遺産	**資産面積**	1,213.17 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	693.239 ha
評価基準	iv	**世界遺産一覧表記載年**	2019 年
構成資産数	1		
資産概要	マフラの王宮は、18 世紀初めにジョアン 5 世によって自身の君主国を物理的に表象するものとして構想された。この堂々とした四角形の建造物には、王と女王の宮殿、ローマバロック様式のバシリカのような形をした王家の礼拝堂、300 人の修道士を収容できるフランシスコ会修道院、診療所、薬室、ポルトガルの王達が収集した 36,000 冊の書物を保管するライブラリーがある。この豪華な複合施設には、加えて、規則的デザインの庭園であるセルコ庭園（Cerco garden)と王家の狩猟場（タパダ）があるが、実際には、宮殿の運営に関わる様々な資源を供給している多機能景観である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

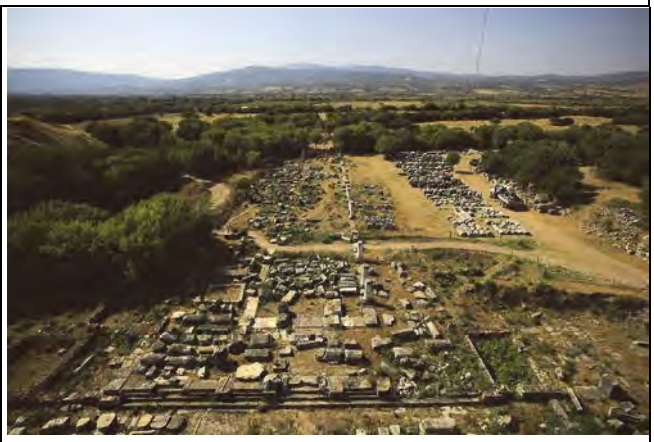
・マフラの統合的管理のための協力プロトコルの規定を歓迎し、協力ユニットと助言ユニットに別々の議長を任命する機会を検討し、マフラの王宮建築の統合管理の手続き規制を迅速に承認し、資産の様々な管理団体による想定済み、計画済みの行動を統合・調整することを更に強化するため、この協力ユニットがもたらす機会を利用することを勧告する。
・マフラに乗馬事業を設立する覚書と、軍事パレード会場の状況を改善する計画を歓迎し、軍事パレード会場の強化を迅速に達成するため、覚書の期間を延長して資金配分を行うことを勧告する。
・マフラ市に対して、セレコ庭園の保全計画策定を再度要請する。
・マフラで実施される将来の考古学的調査で作成された予備的文書を歓迎し、人的、財政の資源、優先順位、時間軸を示す行動計画を伴う長期戦略を策定することを勧告する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

55. アフロディシアス

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.55	**ID No.**	1519
資産名称（英）	Aphrodisias		
締約国	トルコ共和国		





© Aphrodisias Project
Author: E. Kucuk

種別	文化遺産	**資産面積**	152.25 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	1,040.57 ha
評価基準	ii, iii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2017 年
構成資産数	2		
資産概要	アフロディシアスは、トルコ西南部、モルシヌス川上流域に位置する。アフロディーテ寺院は紀元前 3 世紀のもので、都市は紀元前 2 世紀に、ヘレニズム文化の都市拡大がアナトリア西南部に拡大する中で建設された。大理石採石と彫刻家らの芸術作品が富をもたらし、都市は入念に装飾されていった。格子状の街路が、寺院、劇場、広場、評議会、公衆浴場といった大規模施設のまわりに整備された。都市の中心部で、彫刻の作業場が彫刻道具、未完成の彫刻作品、練習作品とともに見つかっている。市域の北端に大スタジアムがあり、近くには巨大な入口（四塔門）がある。大理石のブロックで建設された城壁が全体を囲む。都市の北側、北東 2、3 キロの地点にある丘陵に大理石の採石場があり、ここで採掘された石が、都市の建設や彫刻の制作に使用された。寺院は 500 年ごろ協会に改修された。その後、人口が減少し、14 世紀に放棄された。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・進展に留意しつつ、以下の事項を含む、登録時に確認された課題に対する取組みを継続すること。
  ・優先事項として、改定された管理計画の完全版の採択前に、諮問機関の審査のため、世界遺産研究センターに提出すること。
  ・緩衝地帯全体を含めるように第 3 次保全ゾーンの拡張を検討し、緩衝地帯全体の法的保護を提供させること。
  ・砕石場の要素の保全状況とモニタリングプログラムの関係を明確にし、構成資産内で、改善された保全措置を含む保全プログラムを実施すること。
  ・城壁都市内部の地下水場長の課題を解決する効果的枠組みとして、排水再生計画を更に実施すること。
  ・城壁都市の構成資産の緩衝地帯北東で実施された下水道とインフラ工事について、これが「必須のインフラ」であるのか、工事以前に影響評価が実施されたのか、実施された場合は「必須のインフラ」の影響がどのように評価されたのかを明確にすること。

・恒久的な消火のシステムの規定を含む火災予防計画を策定して世界遺産研究センターに提出すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

56. ディヤルバクル城塞とエヴセル庭園の文化的景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.56	**ID No.**	1488
資産名称（英）	Diyarbakır Fortress and Hevsel Gardens Cultural Landscape		
締約国	トルコ共和国		





© Ko Hon Chiu Vincent
Author: Ko Hon Chiu Vincent

種別	文化遺産	**資産面積**	521.23 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	131.72 ha
評価基準	iv	**世界遺産一覧表記載年**	2015 年
構成資産数	1		
資産概要	「ディヤルバクル要塞及びヘヴセル庭園の文化的景観」は、チグリス川流域の急斜面に位置している。当該地域の一部は肥沃な三日月地帯として知られており、長年にわたって多くの文化と文明が存在していた地域である。要塞都市と関連景観は、ヘレニズム、ローマ、ササン朝、ビザンティンの時代から、イスラム、オスマン帝国の時代を経て、今日に至るまで、重要な中心地や首都であった。推薦資産には、5.8km に及ぶ印象的なディヤルバクルの市壁とともに、多くの塔、門、扶壁が存在し、様々な時代の 63 の碑文が遺されている。また、都市をチグリス川と結び、都市に食糧と水を提供する豊かなヘヴセル庭園も含まれている。市壁、およびローマ時代以降の市壁の損傷、修理、補強の物証は、同地域の様々な時代を物理的、視覚的に語るものである。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2016		

保全状況	
現在の課題	内戦、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、水関連インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産と緩衝地帯での都市再生事業の詳細が提出されていないことは遺憾である。
・リアクティブモニタリングミッションの実施と結果が判明する前に、また全ての事業に対して遺産影響評価（HIA）を実施し、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出される前に、再建事業が開始されたことに懸念を表明する。
・リアクティブモニタリングミッションの勧告が判明し、委員会が採択するまで、資産の OUV に影響を及ぼす可能性がある全事業の停止を再度要請する。
・城壁都市考古遺跡、城壁、都市設計プロジェクトが対象の保全実施開発計画と、保全計画の改定版が世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出されるまで、2016 年保全計画の実施を中止し、2012 年保全計画に戻すことを再度要請する。

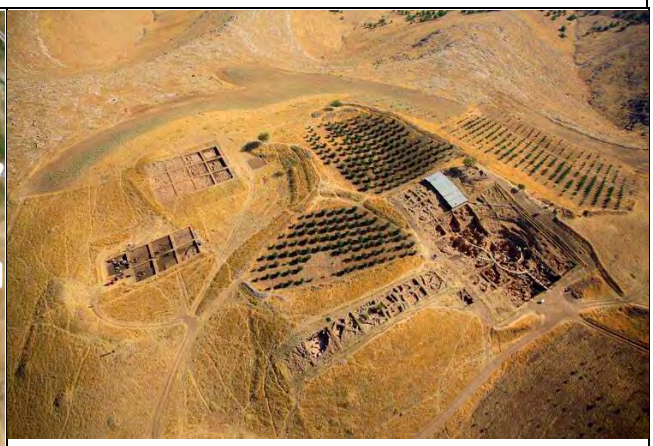
・「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に準拠し、資産の OUV とセッティングに影響を与える可能性がある都市設計、景観、インフラ事業に対して、事業の実施前に、OUV に対する事業の潜在的な影響に焦点を当てた特定のセクションで、独自の HIA を実施することを再度要請する。
・現在の衛生状況が許し次第、資産の保全状況全般を評価するために要請済みの世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの新しい日程について、世界遺産センターに連絡すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

57. ギョベクリ・テペ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.57	**ID No.**	1572
資産名称（英）	Göbekli Tepe		
締約国	トルコ共和国		





© DAI, Göbekli Tepe Project
Author: Göbekli Tepe Project

種別	文化遺産	**資産面積**	126 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	461 ha
評価基準	i, ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2018 年
構成資産数	1		
資産概要	ギョベクリ・テペは、今日のシャンルウルファ（Şanlıurfa）の北東約 15km のところに位置する。囲い（enclosure）と考えられる円形、楕円形、長方形の巨石構造物であり、土器が登場する以前の新石器時代の狩猟採集集団によって紀元前 9600 年から 8200 年の間に建設された。特徴的な豊かな図像が彫られた T 字型の柱は、約 11,500 年前のメソポタミア上流域に住んでいた先史時代人類の世界観(worldview)や信仰体系(belief systems)を伝えている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画、砕石
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・進展に留意し、以下の方法で世界遺産一覧表記載時に確認された課題に対する取組みを継続すること。
  ・「必須インフラ」の影響の評価方法を明確にすることを含めた、資産の景観、完全性、考古遺跡の潜在的可能性に影響を与える恐れがある資産周辺の開発を注意深く監視すること。
  ・資産南側での鉄道計画と開発に対して遺産影響評価（HIA）を実施し、作業指針第 172 項に従い、事業着工前に HIA を世界遺産センターに提供し、審査を受けること。
  ・資産の管理区域と南東側にある灌漑用水路の視覚的な影響と、西の砕石場の視覚的な影響を確実に軽減させるため、積極的な改善策を実施すること。
  ・現在進行中の現地調査の結果を基にして、緩衝地帯の法的保護の度合いを引き続き再評価すること。
  ・以下の方法で管理計画を更に発展・強化すること。
    ・計画的かつ長期的な保全アプローチの基礎となる完全な保全計画（関連する行動計画とその専用のリソースを含む）の策定。
    ・既存の記録と追加作業による、「世界遺産における災害リスク管理（2010 年）」リソースマニュアルに基づいたリスク対策計画の策定。

・観光管理計画と活動、タイムスケジュール、専用のリソースを含めた来訪者管理計画策定の継続。
・資産の管理者と他の職員を通じて、保全作業、リスク評価、来訪者の満足度、コミュニティの参画、より広い環境指標の定期的な報告を確保してモニタリングシステムの有効性を拡大し、世界遺産センターに報告書を提出すること。

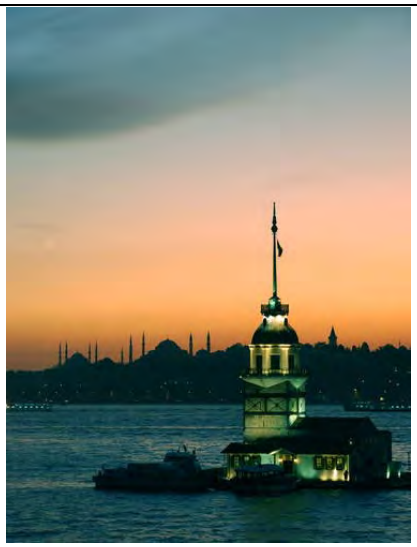
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

58. イスタンブール歴史地域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.58	ID No.	356
資産名称（英）	Historic Areas of Istanbul		
締約国	トルコ共和国		





©Ministry of Culture and Tourism
Author: Umut Özdemir

種別	文化遺産	資産面積	678 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	4		
資産概要	バルカン半島、アナトリア、黒海、そして地中海を結ぶボスフォラス半島の先端に位置するイスタンブールは、その地理的条件のため、2000 年以上もの間、政治・宗教・芸術の中心地であった。ヒッポドローム（戦車競技場）や 6 世紀建立のハギア・ソフィア大聖堂、16 世紀のスレイマニエ・モスクなどはよく知られている。しかし、こうした文化財はすべて押し迫る人口増加と工業化による汚染、無秩序な都会化の危険に晒されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2000, 1999, 1998, 1997, 1994, 1993, 1992		

保全状況	
現在の課題	商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、地下交通インフラ、その他（オスマン帝国/土着の建築の崩壊と喪失）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2019 年 4 月に世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘したことに感謝し、資産の多数の建造物に対して国際的な基準に適合する保全復元事業が実施されたことを称賛し、2019 年のアドバイザリーミッション勧告を全て実施することを要請する。
・オットーマンの木造住居を維持、修理するための緊急行動計画の実施を歓迎し、これが資産内の木造建造物の長期戦略とどのように関連しているのかの情報を提供するよう再度要請する。
・管理計画の素案完成前に、優先事項として資産の OUV を伝達する属性を計画の中で定義することを再度要請し、管理計画素案を正式に採択する前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・資産において、多くのインフラ事業やその他の事業が予定されていることに留意し、世界遺産センターと諮問機関と緊密に連携し、資産の OUV に影響を与える可能性がある全てのタイプの事業（開発/改修/更新）を網羅する短期・長期戦略を含むロードマップと、これらの事業の進捗報告書を作成し、2012 年 12 月 1 日までに世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・遺産の価値に負の影響を与える可能性があるカズリチェスメ・マリーナやイェニカピ・クルーズポートを含む大規

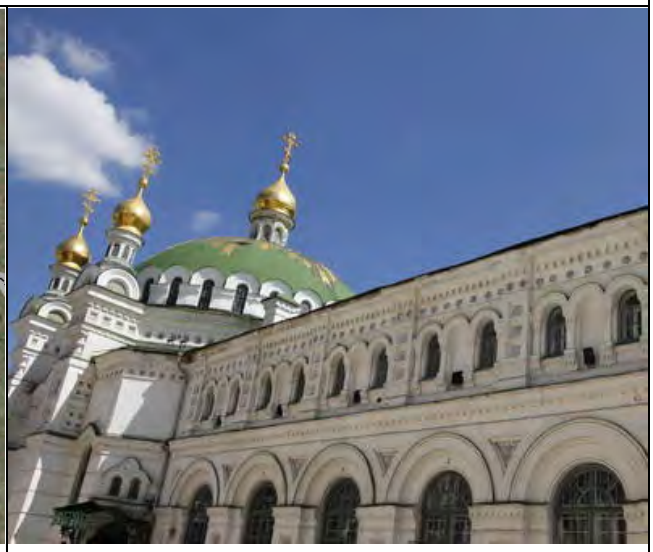
模事業について、遺産影響評価と観光環境影響評価を実施し、その報告書を取り消しが困難な決定が下される前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・全てのミッション勧告を完璧に実施すること。
・作業指針第 172 項と 174 項を順守するように多くの要請を行ったが、資産の構成資産であるアヤ・ソフィア博物館とチョーラ博物館の現状変更前に締約国との対話や情報提供が行われなかったことを深く憂慮する。
・重要な構成資産の変更が、資産の OUV に与える潜在的な影響について重大な懸念を表明する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

59. キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、キエフ-ペチェールスカヤ大修道院

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.59	**ID No.**	527
資産名称（英）	Kyiv: Saint-Sophia Cathedral and Related Monastic Buildings, Kyiv-Pechersk Lavra		
締約国	ウクライナ		





©Federica Leone
Author: Federica Leone

種別	文化遺産	**資産面積**	28.52 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	220.15 ha
評価基準	i, ii, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1990 年
構成資産数	3		2005 年　軽微な境界線の変更
資産概要	コンスタンティノープルの聖ソフィア（アヤ・ソフィア）大聖堂を凌駕するべく 11 世紀建てられたキエフの聖ソフィア大聖堂は、コンスタンティノープルにかわる新たなキリスト教都市としてのキエフの一面を象徴する建造物である。キエフは 988 年の聖ウラジーミルの洗礼によって教化されて以降、ロシア世界に正教が伝播していく上で重要な拠点であり、17 世紀～19 世紀にかけてキエフ-ペチェールスカヤ修道院が果たした役割は非常に大きい。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2004, 2003, 1999, 1998		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・過去の委員会決定実施に関する努力を認め、資産の新しい管理計画を策定して正式に採択する前に、諮問機関による改訂のため、2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに提出すること。
・都市計画に関わる文書が採択され規制とモニタリングが完全に実施されるまで、都市開発のモラトリアムを維持すること。
・2020 年リアクティブモニタリングミッションの勧告を支持し、この実施と、特に以下の事項を行うことを要請する。
　・資産名称のスペリングの変更に伴い、全ての関連する文書でも綴りを統一し、緊急の課題として資産の監督委員会を設立すること。
　・区域ごとの新しい保護体制の適用について厳格な監視を導入し、実施に関する進捗報告書を提出すること。
　・資産の OUV とセッティングに寄与する属性の保護を優先させる法的枠組みの改正に関する有効性を評価すること。
　・最も特徴的な視点からのスカイライン、視野、ビスタに対する全ての視覚的影響から保護する効率的なシステム

を確立し、このシステムをキエフマスタープラン、「キエフの歴史建築キープラン」の更新版、キエフ中心部の区域計画等の都市を規制する文書に導入すること。
・「キエフの歴史建築キープラン」を策定し、採択前に世界遺産センターに提出し審査を受けること。
・キエフ市のマスタープランの区域計画に、他の全ての「地区」と「景観保護」地域に対し、資産のセッティングの保護に関する具体的な要件を入れること。
・既存の全ての高層ビル事業に関連して既に発行された建築許可を含めた、高層ビルの包括的な目録を作成すること。
・「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に準拠し、資産の OUV に対する潜在的な影響を考慮した、予定されている開発の多重的、累積的な影響を評価するのに時期を経た適切な手法として、全ての開発実施許可に先立ち、資産と緩衝地帯内での全ての開発に対する遺産影響評価（HIA）を実施することを再度要請する。また、作業指針第 172 項に従い、世界遺産の価値に影響を与える可能性がある資産内、緩衝地帯内、セッティング内での開発計画の詳細な情報を、取り消しが困難な決定が下される前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のために引き続き提出することを奨励する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

60. コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.60	**ID No.**	1215
資産名称（英）	Cornwall and West Devon Mining Landscape		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		





©OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Geoff Mason

種別	文化遺産	**資産面積**	19,719 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	設定なし
評価基準	ii, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2006 年
構成資産数	10		
資産概要	コーンウォールからウェストデヴォンにかけての一帯では、18～19 世紀に銅と錫の採掘が集中的に行われ、景観が大きく変化した。技術革新の賜物ともいえる坑道、機関車庫、鋳造所、ニュータウン、港などは、同地が 19 世紀初頭には世界の銅の供給量の 3 分の 2 を生産していたという事実を裏付けている。また、コーンウォールで発展した鉱山用機関車や機関車庫の技術は世界中に輸出されたため、今日の鉱業に与えた影響も極めて大きい。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2012		

保全状況	
現在の課題	商業開発、管理制度/管理計画、鋼材採掘、遺産の社会的評価
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・北埠頭フェーズ 2 事業に関わるイコモス勧告を完全に実施し、事業申請による資産の OUV に対する潜在的な負の影響を回避すること。
・南クロフティ鉱山に関わる提案、特に境界線の処理と計画の詳細について、追加情報の提出を要請した過去の要請を再確認する。
・作業指針第 172 項に従い、法的な文書の重要な変更のための詳細と、資産の OUV に影響を与える可能性がある全ての新たな計画の申請が適切に選択され、最終の決定が下される前に諮問機関の審査のため、それらが世界遺産センターに提出されることを引き続き保証する前回の要請に留意する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

61. ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.61	ID No.	373
資産名称（英）	Stonehenge, Avebury and Associated Sites		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		





©UNESCO
Author: Francesco Bandarin

種別	文化遺産	資産面積	4,985.4 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	2		2008 年軽微な境界線変更
資産概要	イングランド南部のソールズベリー平原にあるストーンサークル（環状列石）で有名な巨石遺跡。直径約 100m の土盛りの遺構の内側に、立石の輪と穴が同心円状に広がっている。BC2000 年～同 1600 年ごろのものと考えられているが、その目的は墓域、太陽崇拝、天文台など諸説があり、謎に包まれている。ストーンヘンジの北約 30km ほどにあるエーヴベリーにも同様の遺跡がある。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2018, 2017, 2011, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1998, 1994, 1992		

保全状況	
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、地下交通インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産のセッティングの調査と関連する境界線の見直しが予定されていることに留意し、セッティング調査の素案について、イコモスの審査のため、世界遺産センターに提出すること。

・以前より委員会が、2018 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションと締約国が実施した遺産影響評価（HIA）が、現在の提案全体が、登録された先史時代の「平行がない景観」の重要な部分である記念物間の空間的な関係性に影響を与える可能性があると強調していることを想起する。

・委員会が以前より助言し、また 2018 年ミッション報告書でも確認されたように、資産内の A303 号道路の改善スキームの一部には、特に資産の西側端の部分などに、かなり露出した 2 車線道路が残っており、資産の OUV、特に完全性、に対する悪影響の懸念を再度表明する。

・委員会が要請したように、開削トンネルの延長と切羽の拡大が検討されたが、より長いトンネルに伴う追加のコストは正当化できないと締約国が決定したことに懸念を表明する。

・エイムズベリーとバーウィック・ダウン区間の A303 号道路の改良を現在の形で進めるべきでないとする前回の要請を再度繰り返し、計画を資産の OUV に対して最善の結果となるように修正するべきである。

・このスキームに対する開発同意書が承認されたことを後悔し、作業指針第 179 項に基づき、承認された A303 改善スキームは資産に対する潜在的な脅威であり、実施された場合は資産固有の特性、特に完全性、に対して悪影響を

及ぼす可能性があると判断する。
・更に、開発同意書に対する同意が高等裁判所により確認された場合、本資産の危機遺産リスト掲載が確実になることに留意する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。A303 改善スキームが資産の OUV に最善の結果をもたらすように修正されない場合、本資産の危機遺産リスト掲載を検討すること。

その他の世界遺産の保全状況個票

62. ケブラーダ・デ・ウマワーカ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.62	ID No.	1116
資産名称（英）	Quebrada de Humahuaca		
締約国	アルゼンチン共和国		





© Philipp Schinz
Author: Philipp Schinz

種別	文化遺産	資産面積	172,116.4375 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	369,648.8125 ha
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	1		
資産概要	アルゼンチン北西端、アンデス山脈上に位置するウマワーカ渓谷は、グランデ川によって切り開かれた 155.4 ㎞ほどの細長い渓谷。渓流はアンデス高地の寒冷ツンドラ地帯から、広大で蒸し暑い南東のフフイ渓谷にまでおよぶ。狩猟時代から現代まで、渓谷は人びとの道の役割を果たしてきた。先住民の居住地は、この渓谷が幹線路として重要であったことを示し、居住地の多様性からも歴史の中で渓谷が果たしてきた役割を知ることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2020		

保全状況	
現在の課題	作物生産、洪水、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、線状の公共施設、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2008 年管理計画が未だ完全に実施されていないことは遺憾である。
・災害リスク管理計画の策定が最新の管理計画で示されていることを認識し、実行可能な限り可及的速やかに、諮問機関の審査のために提出すること。
・フフイ-ラ・キアカ鉄道事業実施の進展を懸念し、更なる建設の実施前に「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に従って事業の遺産影響評価を策定することと、フフイ鉄道事業に対して実施した環境影響評価と共にその HIA を、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、可及的速やかに提出すること。
・資産の現在の保全状況と、管理メカニズムの有効性を評価し、実施済み・進行中の事業が資産の OUV に与える影響を評価するため、イコモスリアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

63. ティワナク：ティワナク文化の宗教的・政治的中心地

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.63	**ID No.**	567
資産名称（英）	Tiwanaku: Spiritual and Political Centre of the Tiwanaku Culture		
締約国	ボリビア多民族国		





© Rodrigo Varas
Author: Rodrigo Varas

種別	文化遺産	**資産面積**	71.5 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2000 年
構成資産数	1		
資産概要	チチカカ湖畔に位置するティワナクは、かつて南アンデスの大部分を支配した強大な帝国の首都であり、紀元 500～900 年にかけて栄華を極めた。ティワナクはアメリカの先コロンブス期のいずれの遺跡とも異なる文化的様相を有しており、ティワナク文化の文化的・政治的中心地であったと考えられている。都市の大部分は日干しレンガで造られていたが、現存するアカパナ（Akapana）のピラミッドやカラササヤ寺院（Kalasasaya's Temple）といった建造物は石造である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2008		

保全状況	
現在の課題	ガバナンス、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・世界遺産条約の作業言語（英語か仏語）で報告書が提出されなかったことは遺憾である。
・管理計画（2017 年）と統合保全計画（2018 年、ICP）の採択を歓迎し、ICP に関するイコモスの見解と助言を検討して実施することを勧告する。
・新規の考古学の事業を検討する前に、資産の OUV を伝達する属性の最適な保全状況を保証する努力を優先するという以前の要請を想起させ、ICP で示されている新たな発掘区域の 3 か所の開設を再考すること。
・リスク管理計画の準備を歓迎し、諮問機関の審査のため、完成次第可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。
・委員会が前回要請した緩衝地帯の拡張について締約国の活動が見られないこと、ティワナク村の継続する拡大と、不適切な建設と土地利用が資産の OUV を脅かしていることに深刻な懸念を表明し、以下の実施を要請する。
　・緩衝地帯の拡張と作用指針第 164 項に沿った、正式な境界線変更届の提出を早急に進めること。
　・都市部と農村部の区域を設定し、その様な指定が資産と緩衝地帯の保全と管理に与える影響を評価すること。

・資産の OUV、真実性と完全性の状態の保護を確実にするため、対応する規制措置を講じること。
・資産の保全管理に関して、地域当局とコミュニティの協力とコミュニケーションを強化すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

64. パンプーリャ近代建築群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.64	**ID No.**	1493
資産名称（英）	Pampulha Modern Ensemble		
締約国	ブラジル連邦共和国		





©Danilo Matoso Macedo
Author: Danilo Matoso Macedo

種別	文化遺産	**資産面積**	154 ha
タイプ	文化的景観	**緩衝地帯面積**	1,418 ha
評価基準	i, ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2016 年
構成資産数	1（文化的景観）		
資産概要	リオ出身の名建築家が手がけた近代建築群。ミナスジェライス州の州都、ベロオリゾンテに 1940 年に創られた庭園都市プロジェクトの中心地。人工湖の周囲に設計された文化娯楽施設の近代建築群は、革新的芸術家と協働してオスカー・ニーマイヤーが設計を手掛けた。カジノやダンスホール、ゴルフクラブやヨットクラブ、教会などの建造物は、コンクリートの可塑能力を引き出す一方、建築、景観デザイン、彫刻、絵画を調和のとれた統一体として融合している。同時に、近代建築の原則に基づき、地元の伝統や気候、自然環境が反映されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・世界遺産一覧表に記載された際に採択された介入計画と勧告は、集合体としての全体と各構成要素の完全性と真実性のレベルを最適化するため、全体が実施されるべきであることを強く想起させ、実施に必要な決定を下し、完了までのタイムテーブルを設定すること。
・ヨットクラブとディノ・バルビエリ広場の協議と意思決定プロセスを加速することと、ディノ・バルビエリ広場に対する介入に関しては、地域住民に対する適切なコミュニケーション戦略を策定し、これらのプロセスの結果を通知し、ヨットクラブ事業に関する詳細な記録を世界遺産センターに提出すること。
・バンブーリャ湖の水質改善とモニタリングに関する進捗を認識し、これらの努力を継続すること。
・2019 年 6 月に承認されたベロオリゾンテマスタープランの採択に留意し、これが世界遺産と緩衝地帯に与える影響の分析を進めることを勧告する。
・登録時に採択された、統合的かつ持続可能な観光開発計画を含む、一連の勧告全てを考慮した戦略的観光計画の策定を進めることと、その計画に、資産と緩衝地帯の保護と計画的な規制を強化する措置、資産の管理と特定の近隣地域に対する建築ガイドラインの策定に対する、参加型・機関内のプロセスを継続すること。

・2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターと諮問機関に提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

65. ディキスの石球のある先コロンブス期首長制集落群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.65	**ID No.**	1453
資産名称（英）	Precolumbian chiefdom settlements with stone spheres of the Diquís		
締約国	コスタリカ共和国		





© Vincent Ko Hon Chui
Author: Vincent Ko Hon Chui

種別	文化遺産	**資産面積**	24.73 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	143.423 ha
評価基準	iii	**世界遺産一覧表記載年**	2014 年
構成資産数	4		
資産概要	本資産はコスタリカ南部ディキス・デルタ（Diquís Delta）にあるフィンカ 6（Finca 6）、バタンバル（Batambal）、エル・シレンシオ（El Silencio）、グリジャルバー 2（Grijalba-2）の 4 つの考古遺跡を構成資産とするシリアル推薦である。これらの資産は、先コロンブス期（紀元 500～1500 年）に栄えた首長制社会の 4 つの異なる集落群であり、人工の丘、敷石地区、埋葬地、そして最も特徴的なものとして石球が発見されている。これらの石球は大型（直径最大 2.57m）の真球として珍しいだけでなく、その数や、居住区内の元々置かれていた場所で発見されたことも特徴的である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016		

保全状況	
現在の課題	航空交通インフラ、財政、ガバナンス、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・緩衝地帯の規制承認がオサ市議会で保留されていること、リスク災害管理計画が完成間近であること、人的・財政的なリソース増加が重要な課題として残っていることに留意し、報告書で示されたようにこれらの保留事項を 2020 年に解決し、完了次第可及的速やかに世界遺産センターに連絡すること。

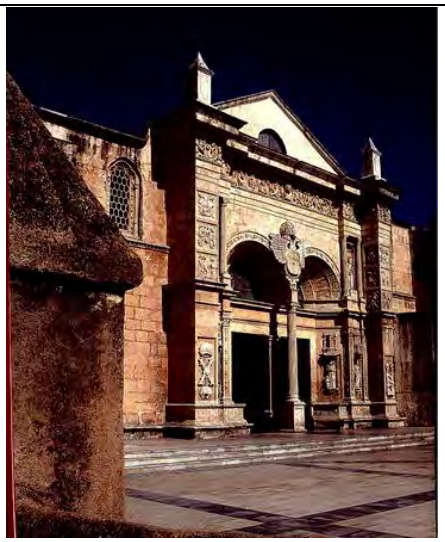
・作業指針第 172 項に従い、上記の 2 つの事業の状況の変化について、世界遺産センターに情報を提供し、関連する記録と実施した調査を提出すること。

・作業指針第 172 項に従い、OUV に対する影響の可能性があるもの全てを決定するため、資産の考古遺跡 3 件に近接するパルマール・スール地方空港改良のために計画されている事項の性質と規模に関する追加情報提供すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

66. サント・ドミンゴ植民都市

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.66	**ID No.**	526
資産名称（英）	Colonial City of Santo Domingo		
締約国	ドミニカ共和国		
		 © Juio González **Author:** Juio González	
種別	文化遺産	**資産面積**	106 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	ii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1990 年
構成資産数	1		
資産概要	1492 年にクリストファー・コロンブスが来航して以来、サント・ドミンゴにはアメリカ大陸で初めての大聖堂、病院、通関所、大学が建設された。1498 年に建造された。市街区は碁盤の目状に区画されており、新大陸のほとんどの植民都市はこのサント・ドミンゴの都市計画に倣って造られている。また、1514 年から 1542 年にかけて建設された大聖堂は、新大陸における建築の白眉ともいえる完成度を誇る。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1993		
保全状況			
現在の課題	地震、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、地形改変/土地利用変更、法的枠組, 管理制度/管理計画、遺産の社会的評価、嵐、地下交通インフラ		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・サント・ドミンゴ植民都市の新しい包括的活性化戦略計画の完成に留意し、これを承認し、諮問機関の最終審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。
・持続可能な観光の認証を得るための努力を認め、資産の環境収容力と OUV の保護を考慮しつつ、来訪者の増加のモニタリングを継続すること。
・世界遺産委員会が以前要請した、緩衝地帯の定義に関する作業指針第 162～164 項による軽微な境界線変更届がまだ提出されていないことは遺憾であり、可及的速やかに素案を確定することを促す。
・ホテルフランセの一部の崩壊の余波で実施された写真測量と地形学調査に留意し、示されている再建事業に関する追加の説明を行うこと。
・資産内の歴史的な建造物で用いられている保全手法の追加情報と、サンフランシスコ修道院とサンタ・バルバラ教会に関する事業案を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・地震やハリケーンによるリスクに対処するための災害リスク管理計画が未策定であることに懸念を表明し、上記の

ような計画を策定し、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

67. キト市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.67	**ID No.**	2
資産名称（英）	City of Quito		
締約国	エクアドル共和国		
		 ©Quito Visitors' Bureau Author: Quito Visitors' Bureau	
種別	文化遺産	**資産面積**	320 ha
タイプ	遺跡、建造物群	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1978 年
構成資産数	1		
資産概要	エクアドルの首都であるキトは、16 世紀にすでに存在したインカ都市の上に建造された。1917 年には地震に見舞われたが、ラテンアメリカにおける植民都市として最も保存状態の良好な街である。聖フランシスコ修道院や聖ドミニコ修道院（Monasteries of San Francisco and Santo Domingo）といったキトの建造物は、スペイン、イタリア、ムーア、フランドルの各様式が融合した独特のバロック様式で建造されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2017, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 1999, 1998, 1993, 1990		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、管理制度/管理計画、地下交通インフラ		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・キト歴史地区の包括的な開発のための一部の計画策定の前進を歓迎するが、本日まで資産の正式な管理計画が承認されていないことを遺憾に思い、以下を要請する。
  ・部分計画（Partial Plan）と「キト都市圏の領域計画と開発計画 2019～2023」を調和させるプロセスを継続すること。
  ・このプロセスで発生しうる全ての変更を部分計画の最終盤に統合し、この計画と、実施のための法的枠組みを提供する条例 260 号の改訂最終案を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・歴史的建造物群の賃貸住宅プログラムの戦略、キト歴史地区中心部の災害リスク管理計画を歓迎し、イコモス技術審査の勧告を検討すること。
・サンフランシスコ広場の地下鉄駅と、世界遺産の地下にある地下鉄のトンネル建設が終了したことに留意し、以下の実施を強く促す。
  ・モニタリングと緩和プログラムの継続。
  ・地下鉄運行開始後、歩行者の動線や、広場と周辺の建造物の用途・機能に駅が与える影響を評価するプログラムを策定すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

68. 国立歴史公園シタデル、サン・スーシ、ラミエ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.68	**ID No.**	180
資産名称（英）	National History Park – Citadel, Sans Souci, Ramiers		
締約国	ハイチ共和国		





©不明
Author: 不明

種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1982 年
構成資産数	1		
資産概要	本国立歴史公園は緑豊かな山中に位置しており、シタデル、ラミエ遺跡、サン・スーシ宮殿の 3 つの建造物を擁している。これらの建造物はハイチが独立を宣言した。19 世紀に遡り、当時の気運を示す象徴的な記念建造物である。また、解放された黒人奴隷の手によって建造された最初の建造物であるため、普遍的な自由の象徴としても知られている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 1993, 1991		

保全状況	
現在の課題	地震、交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2020 年に実施予定であった緩衝地帯の定義や、保全管理計画の策定等、資産の良好な管理と保全に必須のツール実施が未だ完了していないことに留意し、これらの文書が完成次第、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

・RN003 道路の分岐に関する問題が未だ満足いく形で解決していないこと、締約国が依然公園を横切る既存道路の改修に集中していること、公園を横切る道路の修復に対して実施された環境影響評価と遺産影響評価ではこの道路が資産の OUV に深刻な影響を与えること、示された緩和措置では生じる損害を軽減できないことについて、多大な懸念を抱く。

・公園を横切る道路の修復は、資産の OUV に対して潜在的な危険をもたらすと考える。公園の外以外の代替ルートの客観的な分析と比較に必要な調査が実施されていないことに多大な懸念を再度表明する。

・「作業指針第 172 項に従い、評価対象となる他の代替案が策定されるまで資産内の RN003 建設を停止する」と要請した決定 34 COM 7B.110 を繰り返すとともに、RN003 の将来的なルートが、完全性に深刻な影響を与え、OUV に悪影響を及ぼすことから、資産を通過しないこと、資産外への分岐を確認する調査が実施される場合、その時期を可及的速やかに世界遺産委員会に知らせること。

・作業指針第 179 項に従い、上記の措置とツールの完成の遅れは、最終的には資産の OUV に対する潜在的な危機となりうると懸念を抱く。
・2020 年 4 月のミロ教会が焼失した火災に対し深い遺憾の意を示し、国家遺産保全研究所（ISPAN）の緊急ミッション報告書に含まれている措置の実施に関わる最新の記録を提出し、残存する建造物の構造の安定性を検証する試験が実施されたかについて報告すること。
・RN003 チョイセウル駐車場までの第 2 道路の改良案に対する詳細な記録（資産の OUV に対する潜在的な影響の分析を含む）を、諮問機関の審査のため、早急に世界遺産センターに提出すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。勧告の実施に著しい進展が無く、OUV に対する危険が確認された場合は、資産の危機遺産リスト掲載を検討すること。

その他の世界遺産の保全状況個票

69. アレキーパ市歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.69	**ID No.**	1016
資産名称（英）	Historical Centre of the City of Arequipa		
締約国	ペルー共和国		





© Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	**資産面積**	166.52 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	165.47 ha
評価基準	i , iv	**世界遺産一覧表記載年**	2000 年
構成資産数	1		
資産概要	アレキーパ市は、1540 年にスペイン人の征服者によって設立された。入植以前から耕作地として利用されてきた場所に立地しているため、付近には現在も先住民族が居住している。歴史地区の主要な建材は白い火山岩であり、ヨーロッパ人である親方とクリオーリョやインディアンの石工が協力して建設に当たったため、ヨーロッパと土着の建築様式の融合が見てとれる。アレキーパ市はこれまで何度か大きな地震に見舞われてきたが、その度に都市計画が少しずつ変更されてきた。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001		

保全状況	
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・文化省による「アレキーパ市歴史地区と緩衝地帯の 2019～2029 年マスタープラン」の提案を還元し、アレキーパ市議会を通じて、マスタープランの承認プロセスを可及的速やかに確定することと、承認とマスタープランの即時の実施を確保する措置と管理体制について、世界遺産センターに通知すること。
・作業指針第 163～164 項に従い、資産と緩衝地帯の境界線を正式に決定するために軽微な境界線変更届の提出を進めることを促す。
・更に、2017 年の遺産影響評価で示された、インフラ事業の変更を踏む、Via Troncal Interconectadora とチリリナ橋の建設に対する緩和措置の実施を確保すること。
・マジョール広場とサラベリー-マレコン高架橋の歩行者循環事業の摂家に関する進展の全てを世界遺産センターに報告すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

70. パラマリボ市街歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.70	**ID No.**	940
資産名称（英）	Historic Inner City of Paramaribo		
締約国	スリナム共和国		





© UNESCO
Author: Ron Van Oers

種別	文化遺産	**資産面積**	30 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	60 ha
評価基準	ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2002 年
構成資産数	1		
資産概要	パラマリボは 17、18 世紀に建造された、かつてのオランダの植民都市である。歴史地区の独特な都市計画は、建造当初からほとんど変わっていないとされる。パラマリボの建造物はその殆どが木造である。オランダ人はタバコと砂糖を求めて、17 世紀からスリナムに入植するようになった。しかしプランテーションは次第に縮小に向かい、1863 年に奴隷制が廃止されると、大量の解放奴隷がパラマリボに住み着いたとされている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014		

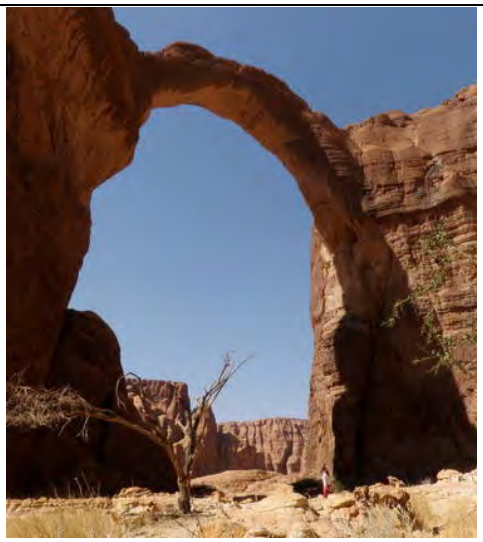
保全状況	
現在の課題	法的枠組、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・政府所有と私有の両方での木造建造物の度重なる取り壊しや、火災や腐食による破壊を遺憾とし、意識を高めるとともに、歴史地区と個別の建造物の復興に住民と所有者を参加させることを促進する努力を強化することを勧告する。
・政府所有の建物 3 件が、パラマリボ都市再生計画（PURP）の枠組みで復元されることを歓迎し、建築の設計と歴史的建造物の再生の改修マニュアルに含まれるガイドラインを、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

71. エネディ山地；自然景観及び文化的景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.71	**ID No.**	1475
資産名称（英）	Ennedi Massif: Natural and Cultural Landscape		
締約国	チャド共和国		
		 ©Comité Technique/ Sven Oehm Author: Sven Oehm	
種別	複合遺産	**資産面積**	3,044,500 ha
タイプ	文化的景観	**緩衝地帯面積**	136,300 ha
評価基準	iii, vii, ix	**世界遺産一覧表記載年**	2016 年
構成資産数	1（文化的景観）		
資産概要	エネディ山地は、チャド北東部地域の山岳地帯で、風と熱の繰り返しにより浸食された砂岩台地が形成する印象的な渓谷等がみられる。サハラ砂漠の一部であるにも関わらず、エネディ山地では、夏季には降雨があり、年に一度ないし二度はワジに水が流れ、比較的広範囲で植物や動物（ナイル川の西に少数残っているクロコルコダイル個体群のいくつかを含む）が生育、生息しており、他の砂漠に比べて人間の居住に適した環境にある。洞窟、渓谷等の岩の表面には、（紀元前 5000 年以降の）幾千もの絵が描かれ、彫られたりしており、サハラで最大級の岩絵コレクションのひとつとなっており、テーマや様式の多様さが特徴的である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・資産の保全状況と、登録時やその後の決定による委員会の要請を実施するための措置について、殆ど新しい情報が提供されなかったことは遺憾である。
・資産の登録時に確認された問題に早急に対処し、実施のための明確なタイムフレームを提供することを再度要請する。
  ・2016 年 12 月時点の資産の価値に対して適切な保護体制を確立させ、世界遺産条約の保護要件を満たす保護地区を設定し、資産の法的な保護の状態を強化すること。
  ・目標達成に必要な全段階の運用実施カレンダーを含む、国際基準を満たした資産全体の管理計画改訂版を策定し、本日まで実施されてきた従来のシステムと連携し、新たなシステムの管理責任と以下の点を明確にすること。
    ・世界遺産の価値を保全するための管理運営を明記すること。
    ・生物多様性のために重要な地域の完全な保護を可能とするゾーニングを含めること。

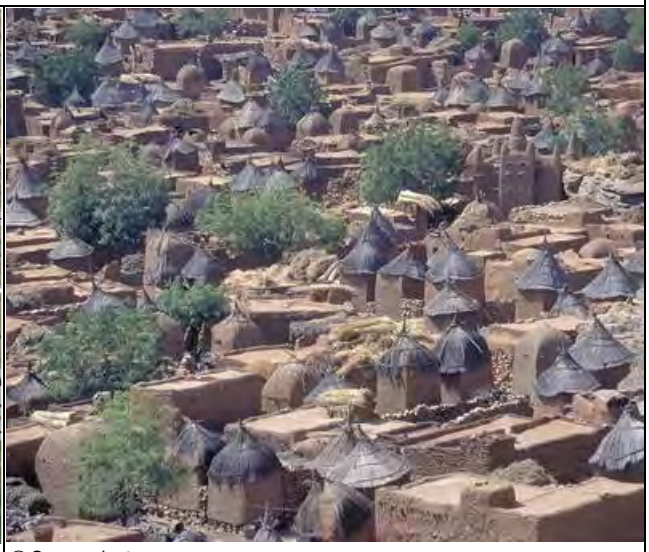
・主な潜在的な脅威に対処するために考えられる措置を詳細に記述すること。
・資産の管理に地域コミュニティと伝統的な当局が完全に参加することを保証すること。
・資産の制度的な管理体制を明確にし、要求される管理の効果的な実施に見合った詳細な人員と予算を提供すること。
・評価基準(ix)の適用を更に正当化する、全ての重要な避難場所と残存する植物の地域を特定するため、資産の詳細な植物の目録を確定する戦略を含めること。
・2017 年の調査と破壊された岩絵の目録に留意し、被害の程度と影響を受けた遺跡を再生するために実施した措置の詳細な報告書を、世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・エネディの自然と文化保護区の境界線に関する提案を完成させる前に、全ての重要な地域が含まれていることと適切な緩衝地帯が見込まれることを保証するため、世界遺産センターと諮問機関と協議を行うことを促し、世界遺産委員会の審議のため、軽微な境界線変更届を提出すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

72. バンディアガラの断崖（ドゴン人の地）

基本情報			
決定番号	44 COM 7B. 72	**ID No.**	516
資産名称（英）	Cliff of Bandiagara（Land of the Dogons）		
締約国	マリ共和国		





©Sacred sites
Author: Martin Gray

種別	複合遺産	**資産面積**	327,390 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	v,vii	**世界遺産一覧表記載年**	1989 年
構成資産数	2		
資産概要	本資産は、壮観な自然環境である標高差 500 メートルの断崖と、この場所に古くから暮らすドゴン族の伝統的な村落が数多く遺されていることで知られる。この地の景観は、ドゴン人の宗教的価値観とかたく結びついており、現在でも仮面を用いた祭礼や祖先崇拝などの宗教儀礼が行われている。多くの村落では、穀物倉庫やトグナ（Togu Na）と呼ばれる集会所などを見ることができる。18 世紀以降、キリスト教とイスラムの侵出の煽りを受けて、ドゴン人の共同体は存続の危機に瀕している。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014, 1999, 1997		

保全状況	
現在の課題	財政、不法行為、管理制度/管理計画、戦争
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の管理全体と、特に伝統的な慣習を強化する方法と措置、地域コミュニティの持続可能な開発の可能性の多様化を検討するユネスコ/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが治安状況により実施が不可能であったことに留意し、現在の危機的な治安状況下で、文化遺産と自然遺産の保全状態と資産全体の管理を検討するための、ユネスコ/イコモス/IUCN 合同リアクティブモニタリングミッションを、状況が許し次第可及的速やかに招致すること。

・紛争地域における遺産保護の国際同盟（ALIPH）による、文化財を含む建築遺産の再建と再生に対する財政支援を歓迎し、活動の実施の進捗状況については常に情報を提供すること。

・本複合遺産の文化遺産、自然遺産の価値と関連する、全ての管理と介入の決定を含む治安上の影響を考慮し、実施される緊急措置が文化遺産を保護し、自然遺産の価値の保護を保証することを要請する。

・本資産の現状を考慮し、保護に必要なメカニズムと具体的な活動を正当化し、2019 年ミッション勧告と緊急行動計画の実施を監督するキャパシティを有する、学際的作業グループを 5 年間の任期で設立すること。特に、破損また破壊された建築遺産と伝統的な住居の再生のための全ての活動を指導し、遺産がそこに住む全てのコミュニティの

文化的なアイデンティティと慣習を強化すること、特にコミュニティ間の和解措置のベクトルとして機能することができるようにすること。

・本資産の文化遺産と自然遺産の保護の努力を支援するように国際社会に訴え、緊急評価ミッションが提起した全ての形態の遺産に対処するため、他のユネスコ文化条約の事務局に対しても相談するよう勧告する。

・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

73. 南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.73	ID No.	1481
資産名称（英）	The Ahwar of Southern Iraq: Refuge of Biodiversity and the Relict Landscape of the Mesopotamian Cities		
締約国	イラク共和国		
	 ©Qahtan Al-Abeed Author: Qahtan Al-Abeed		
種別	複合遺産	資産面積	211,544 ha
タイプ	文化的景観(歴史都市)	緩衝地帯面積	209,321 ha
評価基準	iii, v, ix, x	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	7 (遺跡 3、湿地 4)		
資産概要	アフワールは、イラク南部の 3 つの考古遺跡と 4 か所の湿地帯からなる地域。都市遺跡ウルクとウル、およびエリドゥのテル（遺遺）は、チグリス川、ユーフラテス川の沼沢デルタ地帯において紀元前 4 千年紀から前 3 千年紀にかけ、南メソポタミアに展開したシュメール人の都市と定住地の痕跡の一部をなしている。「イラク湖沼地帯」とも呼ばれる南イラクのアフワールは、世界で最も大きな内陸デルタの一つで、極度に高温かつ乾燥した環境における、他に例を見ない場所である。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2018		
保全状況			
現在の課題	法的枠組、管理制度/管理計画、その他（考古遺跡の状態が不安定）		
審議概要	1．締約国による保全状況報告（2020 年 1 月 31 日提出、2021 年 1 月 31 日更新版提出） ・湿地の維持に必要な水量を確保するため、イラク・トルコ合同経済委員会との会合などトルコ及びイランとの対話を継続している。イラク水資源大臣からトルコ側に合意文書案が提示され、イラクにイラク・トルコ合同水研究センターを設置すること、2012 年の共通水管理課題に関する MOU を実行することについて議論している。 ・トルコの「アルジャジーラ」ダム建設がチグリス川からイラクに流入する水の水質及び水量に負の影響を与えることについての懸念をトルコに伝達した。チグリス川にあるトルコのイリス・ダムについては、ダムから一定量の放水を行うことでイラクに影響がないように運営される計画。 2．世界遺産センターの見解 ・登録時に既に脆弱な状況だったが、COVID-19 により保全措置が止まり状況が悪化している。 ・2017 年及び 2018 年の干ばつのあと 2019 年に洪水や降雨があったことで最小要求量を超える水量があったことは自然環境にとって良かったが、2020 年には再び最小要求水量を達成できなかった。トルコの「アルジャジーラ」ダムに対する懸念の他、第三者情報によるとイラク及び近隣の国において複数のダムが計画、もしくは建設中であり、温暖化の影響でさらに水不足が加速する可能性もある。資産上流における全てのダム開発について情報を提供するよう締約国に要請す		

	る。国境を越えた取組が必要であり、流域全体での戦略的環境アセスメント(SEA)が求められる。 ・包括的観光計画は、文化的構成資産と自然的構成資産の両方を対象として、来訪を規制し、来訪者の安全を守り、持続可能な観光及びインフラを担保する必要がある。アミューズメントパーク、スポーツ施設、ホテル等が湿地帯に計画されており影響評価を実施することが重要である。 ・石油開発に関するコミットメントを永続し、ガスその他の資源開発にも拡大する必要がある。 3．世界遺産委員会での審議 ・個別審議は行われず、決定案どおり採択されたが、オブザーバーとして出席していた関係国のトルコ、イラク、イランから各国とも保全に取り組んでいること、関係国の了解がないまま決定案が作成されたことは遺憾とする発言があった。

決定概要

・本資産の 3 つの文化的価値に関わる構成資産は依然として脆弱な状態にあることから、可及的速やかに維持管理作業を再開することを要請する。また、調査を完遂することを優先すること、発掘を行ったり観光を奨励したりする前に、緊急的保全措置を行うためのベースとして構成資産ごとの保全計画を策定することを要請する。
・最緊急課題として適切な流量が短期的長期的に確保されるような管理措置を緊急に実施するよう要請する。
・イラク、イラン、トルコに対し、科学に基づき本資産の OUV を維持するために必要な最低水量を保証することができるよう、長期的で持続可能な国境を越えた水管理措置に向け協力を強化促進するよう要請する。「環境アセスメントに関する IUCN 世界遺産アドバイスノート」に則り流域全体の戦略的環境評価を実施することを奨励する。
・イラク、トルコ、イランにおいて、様々なダム事業が計画若しくは進行しており、水量不足をさらに悪化させその結果ＯＵＶに負の影響を与えることが懸念されるため、イラク、イラン、トルコに対し以下のとおり要請する。
  a) 本資産の上流に存在する全てのダム及び計画されている全てのダム開発について、これらの開発がＯＵＶに与える可能性のある個別影響、累積的影響についての明確かつ完全な評価を含む十分な情報提供を行うこと。
  b) 「環境アセスメントに関する IUCN 世界遺産アドバイスノート」及び「遺産影響評価に関するイコモスガイダンス」に則って、OUV に影響を与える可能性がある開発について十分なアセスメントを実施し、次の計画段階若しくは実施段階に進む決定を下す前に世界遺産センターに提出すること。
  c) OUV に負の影響を与えるような開発を進めないこと。
・本資産の自然的価値に関わる構成資産の全てについて、作業指針で求められているように、国内法及び管理システムのもと効果的な保護を行うために、保護地区の指定を完了するよう要請する。
・鳥類の狩猟や魚介類の乱獲といった違法行為を取り締まるため、モニタリング、法的保護、法の運用、管理能力を強化し、これらの行為に関するデータを世界遺産センターに提出するよう要請する。
・構成資産ごとの個別管理計画の更新と合わせて、資産全体を対象とした全体管理計画の更新を優先事項として完遂し、これら計画案を世界遺産センターに提出するよう要請する。
・2020 年にとりまとめることが予定されている包括的な観光管理計画に関連して、来訪を制御し、来訪者の安全と持続可能な観光のための行動、インフラ、施設を担保するため、資産全体を対象とした全体的な管理計画をとりまとめ実施するよう要請する。また、湿地内に計画されているホテルやエコツーリズム施設などの観光開発に関連して、インフラ整備が OUV に与える潜在的影響について、IUCN 及びイコモスのガイダンスに則って環境影響評価評価を実施するとともに、計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。
・本資産の自然的価値に関わる構成資産は、石油開発やガス開発に対して脆弱であることから、石油及びガスの開発・採掘は世界遺産と両立しない。この点に関して、世界遺産範囲内での石油開発行為の実施をしないよう石油企業に求めるとともに、範囲外の石油開発活動についても資産に影響を与えてはならないとした 2020 年高等委員会の判断に感謝する。締約国に対し、資産範囲内で石油若しくはガスの開発や採掘を行わないことについて恒久的にコミットし、資産範囲外の活動が OUV に負の影響を与えないよう担保するよう強く要請する。さらに、資産範囲内もしくは資産近辺でのいかなる石油開発、ガス開発についても、ＩＵＣＮ及びイコモスガイダンスに則ってＯＵＶに対する潜在的影響を評価することなどにより、その状況を明確に示すよう要請する。
・狩猟、漁獲、水利用、権利に基づいた管理アプローチなどに関する一連の管理上の課題の解決や伝統的な生態的知識を今後の新規建設事業に応用するために、地域コミュニティと意味のある関わりを継続するよう要請する。
・世界遺産センター/ICOMOS/IUCN 合同リアクティブモニタリングミッションが、治安状況及び世界的な保健状況が原因で未だ実施できていないことから、可及的速やかにミッションを実現するよう要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、保全状況及び上記の実施状況についての報告を 2022 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

74. ワディ・ラム保護地域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.74	**ID No.**	1377
資産名称(英)	Wadi Rum Protected Area		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		





© Federica Leone
Author: Federica Leone

種別	複合遺産	**資産面積**	74,179.7 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	59,176.9 ha
評価基準	iii, v, vii	**世界遺産一覧表記載年**	2011 年
構成資産数	1		
資産概要	ワディ・ラム保護地域はサウジアラビアとの国境近く、74,000ha に広がる自然と文化の複合遺産である。広大な砂漠地帯に、峡谷や断崖や洞窟といった豊かな景観が展開されている。また、一帯からは線刻画や碑文、考古学的遺物も発見されており、人類が当地に 12,000 年前から居住してきた証拠であると考えられている。併せて 4 万件を超える線刻画と碑文からは、人類の思考とアルファベットの発展を窺い知ることができる		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2014		

保全状況	
現在の課題	財政、ガバナンス、住宅開発、人材観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、ごみ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・緩衝地帯の規定と規則、関連する土地利用計画の策定と、これらの変更を軽微な境界線変更届として世界遺産センターに提出したことに関する大きな進展を歓迎し、「ワディ・ラム保護地域の緩衝地帯の一般的な規定と規則」の実施を更に進めることと、官報に掲載された後、世界遺産センターに通知すること。
・「ワディ・ラム保護地域内でのキャンプ、観光活動、イベント規制の指示」の策定に留意し、この文書が官報に掲載された後、世界遺産センターに通知すること。
・無秩序な観光が、資産が直面している最大の課題であることを懸念し、資産内の観光キャンプとその他のキャンプのような施設の問題に早急に対処し、劣化した可能性がある地域を再生させ、上記の指示を厳格な実施を確実にすることを再度要請する。
・資産内と周辺での観光活動に対する環境影響評価（EIA）と遺産影響評価(HIA)の実施が確定されたことを歓迎し、資産内での持続可能な観光管理を確実にするための重要なステップとして、このプロセスを完了させること。
・統合管理計画（IMP）素案の提出を歓迎し、諮問機関が提供した技術的審査に従って IMP を再度検討し、収容力調査、ゾーニングと規制、包括的な保全戦略の盛り込みなどを含む、実施するべき活動を特定し、IMP が法的な措置

と政策に参照されることと、資産と緩衝地帯の効率的な管理を可能とする必要な研修を受けた職員と財源で支えるようにすることを要請する。

・ラム村と観光キャンプ、ディシ帯水層に対する潜在的なリスクとなりうるディシ村の排水問題への対処が実質進展していないことを懸念し、排水処理施設の開発を加速させ、完成までの明確なタイムフレームを提供すること。

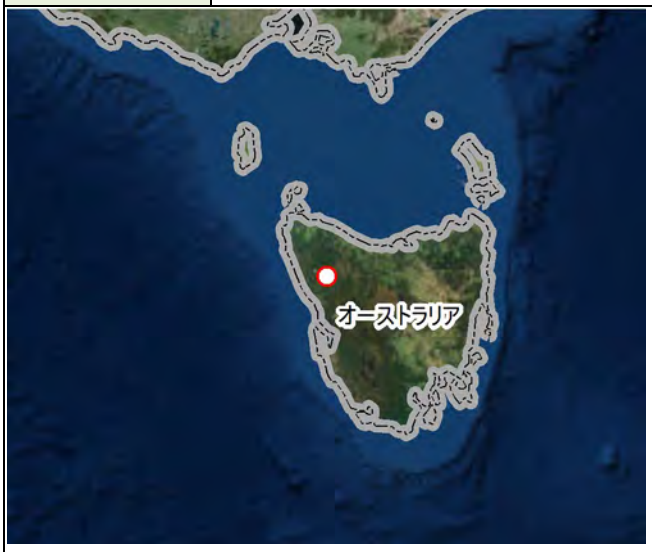
・2014 年ミッション勧告の全ての実施と、特に資産内とその周辺での EIA と HIA プロセスを通じた観光活動に対する評価の実施を、引き続き積極的に推進することを再度要請する。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

75. タスマニア原生地域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.75	ID No.	181
資産名称（英）	Tasmanian Wilderness		
締約国	オーストラリア連邦		





© M & G Therin-Weise
Author: M & G Therin-Weise

種別	複合遺産	資産面積	1,584,233 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, vi, vii, viii, ix, x	世界遺産一覧表記載年	1982 年 1989 年　拡張 2010, 2012, 2013 年 軽微な境界線の変更
構成資産数	1		
資産概要	タスマニア原生地域は、氷河期には氷河で覆われていた地域であり、長い間海に隔てられていたため現在でも特異な自然が残されている。国立公園や特別保有地は 100 万 ha 以上の広大な面積を占めており、世界の温帯降雨林の最後の広がりの一つとなっている。石灰岩の洞窟で発見された遺物は、2 万年以上前にこの地域に人間が住んでいたことを証明している。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016, 2015, 2012, 2010, 2008, 2007, 2006, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1987, 1984, 1983		

保全状況	
現在の課題	林業/木材生産、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、鋼材採掘
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2015 年のイコモス/IUCN 合同リアクティブモニタリングミッション勧告の実施における更なる進捗を歓迎するが、一部の勧告が完全に実施されていないことに留意し、優先事項として、資産内の恒久的な木材生産地ゾーン地区（PTPZL）と将来的に生産可能な森林地区（FPPFL）を保護区に指定するために進行中のプロセスを完了させることを再度要請する。

・「世界遺産タスマニア原生地域における 2013 年の拡張地域に対する文化的価値調査」が完了したことを称賛し、拡張地域の登録されているアボリジニの遺跡数を 2 倍以上に増やすとともに、追加された地域の文化的価値が、資産の OUV とどのように関連しているかの詳細を提出することを再度要請する。

・世界遺産タスマニア原生地域のマスタープランの完成と発表に留意し、世界遺産センターと諮問機関に対して、これまでのコメントと照らし合わせてこの計画を見直すことと、特に観光マスタープランが以下のとおりであるか確認すること。

　・2016 年の管理計画と完全に整合しているか。

　・観光管理に関する意思決定プロセスにおいて、資産の原生地域の価値をどのように考慮すべきかの詳細が含まれた資産の OUV 保護に関する、より具体的な指針が含まれているか。

・観光開発事業に対する平行した関心の表明プロセスと、後者に対する計画の影響の可能性についての検討。
・未だ特定されていないものも含め、関連する全ての文化遺産の表現を考慮できるように、包括的な文化的評価の詳細計画実施を推進すること。
・一部の植生タイプの局地的な損失を含む、資産での 2018~2019 年の火災の影響に深刻な懸念を抱き、優先事項として、資産の包括的な火災管理計画を策定すること。
・包括的な文化的評価のための詳細計画の実施前に、資産における全ての開発を避けることを促すとともに、影響評価実施の重要性を想起させ、作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を与える可能性がある事業の詳細を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

76. チャン・アン複合景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.76	**ID No.**	1438
資産名称（英）	Trang An Landscape Complex		
締約国	ベトナム社会主義共和国		





© Trang An
Author: Xuan Lam

種別	複合遺産	**資産面積**	6,226 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	**緩衝地帯面積**	6,026 ha
評価基準	v, vii, viii	**世界遺産一覧表記載年**	2014 年
構成資産数	1		2016 年　軽微な境界線の変更
資産概要	紅河デルタ地帯の南縁部に位置する「チャン・アン複合景観」は、表情豊かにそびえる石灰岩質のカルスト地形から成り、一部で洪水の起こる平坦な谷床を持った渓谷のネットワークが張り巡らされ、ほとんど垂直の切り立った崖に縁どられている。本景観の中に点在する崖の高所に位置する洞窟群の調査を通して、後期更新世から初期・中期完新世にかけての 30000 年以上に及ぶ、人類の周期的な活動に関する考古学的証拠が明らかになった。この証拠は初期の人類集団が最終氷期末期の広汎な環境変動に適応した様相を示しており、さらなる調査によって、環境変動下において人類が景観へ適応した過程、およびその景観が復活した過程を理解する上での重要な情報が示される可能性がある。本資産にはまた、10～11 世紀のベトナムの古都であるホア・ルー（Hoa Lu）、寺院、仏塔、水田地帯、村落、聖地などが含まれている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画		
	1．締約国による保全状況報告 • 観光と保全のバランスがとれており持続可能。資産の価値の保護、保存、公開活用について普及啓発活動を実施し、地域コミュニティも参加した。歴史文化的遺構、治安、公共秩序、環境衛生、観光インフラの状態は良好。管理及び科学的諮問委員会を設立した。6 箇所ある主要な観光地のうち 5 か所は舟による受動的な観光で、環境影響は限られる。観光施設は定期的に維持管理しており、来訪者需要に応じて拡張を進めている。年間を通じた来訪者数のバラツキは減少しており、来訪者数の増加が継続している。2018 年に 290 万人であったのが、2020 年には 350 万人に増加すると予測されている（COVID-19 前の推計）。これは、施設を更新することで対処可能な増加であり、環境影響は想定されない。 • 管理委員会は、来訪者収容力を特定するための 3 年事業を開始した。 • 保護管理を改善するため新しい法令を発出した。予算を拡充し、職員の数を増加し、専門的トレーニングを推奨している。環境影響、社会的影響に関するモニタリングを大学と協力して実施		

	している。地域の認可手続きを改良して、建設事業を規制している。資産範囲及び緩衝地帯内での大規模開発に戦略的環境アセスメント及び遺産影響評価を実施する予定。 ・映画セット村及び違法に建設されたコンクリート製歩道は撤去した。 ・資産範囲及び緩衝地帯の境界標識を設置した。 2．世界遺産センターの見解 ・本資産の状況は改善しており、来訪者の増加により財政的利益や地域の雇用が生まれている。しかし、増大する観光が OUV に対する脅威のひとつとなっており注意が必要。収容力調査を完成させ、SEA 及び HIA により資産内及び周辺における開発の累積的影響を評価する必要がある。 ・レプリカ映画セットの撤去などは良い動きであり、物理的な保全については、資産範囲の大部分は直接立ち入ることができずほとんどの観光は舟による「受動的な」観光となるため、満足できる。しかし、生物多様性の保全などさらに情報提供を強化する必要がある。 ・2021 年-2026 年管理計画が完成していない。ミッションの勧告を踏まえて改定する必要がある。 ・収容力に関する調査が開始されたことは歓迎されるが、年間来訪者数が増加し続けており登録時に予測されていた 2020 年までに二百万人という数字を大きく超えていることは懸念される。 ・引き続き国際的協力が求められる。2019 年ミッションの勧告を実施すれば、世界遺産委員会であがった大部分の課題に対応することができると考えられる。 3．世界遺産委員会での審議 ・タイから、不必要に強い文言（「重大な懸念をもって」、「強く（促す）」）を削除する修正案が提出され、ブラジル、エチオピア、ナイジェリア、オマーンがこれを支持し、採択された。

決定概要

・来訪者が予測を超えて増加し続けていることから、予定されている持続可能な収容能力特定のための調査を急ぎ進めることを推奨する。また、当該調査の核に本資産の OUV を据えること、その成果に基づいて、特に「ホットスポット」における来訪制限に関して、厳密な運用を行うこと、代替の来訪者動線を設定することを要請する。
・現在の管理ツール及び新しい法令を用いて、資産全体の管理に先取的な取組みを行うよう要請する。
a) 管理委員会内に適切な体制を配置し、観光、遺産管理、自然保護に対し一体的でバランスの取れた取組を行う。
b) 資産範囲内での新たな大規模開発に関して、より分かりやすい報告手順を採用し、作業指針第 172 段落に則って世界遺産センター及び諮問機関と必要な事前協議を確実に行うよう要請する。
・2019 年合同リアクティブモニタリングミッションの勧告を実施できるよう資源を配分するよう要請する。特に、
a) ガバナンス及び管理面のさらなる改善
b) 自然的文化的価値の体系的なモニタリングを可能とする、事業アセスを超えた、包括的かつ先取的な計画
c) 予算及び人員配分を決定するための優先項目の定期的な見直し
d) 建築遺産、移動可能な遺産(built and movable)の記録システム及び移動可能な(movable)遺産の保管システム
e) 全体インタープリテーション計画及び広報戦略(public outreach strategy)の策定
f) 国際協力の継続
g) 自然景観、地形多様性(geodiversity)、生物多様性、様々な時代の考古遺跡・遺構・遺物、移動可能な遺産の調査
h)地域コミュニティの現場管理への参画
・締約国が実施を約束している資産範囲内及び緩衝地帯内の大規模開発についての戦略的環境アセスメント（SEA)及び遺産影響評価 (HIA)について、影響評価に関する IUCN 及びイコモスのガイダンスに則って、OUV に対する潜在的影響に特に注意しながら、現在進められている開発及び計画されている開発の個々の影響と累積的影響の両方を評価するツールとしてこれらを活用するよう要請する。
・2019 年リアクティブモニタリングミッションの勧告に則って、管理計画を完成させ、生物多様性の保全を管理・意思決定に係る手続きに確実に統合するよう要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、保全状況及び上記の実施状況についての報告を 2022 年 12 月 1 日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

77. オフリド地域の自然遺産及び文化遺産

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.77	ID No.	99
資産名称（英）	Natural and Cultural Heritage of the Ohrid region (Albania/North Macedonia)		
締約国	北マケドニア共和国		
	 © Ko Hon Chiu Vincent **Author:** Ko Hon Chiu Vincent		
種別	複合遺産	資産面積	83,350 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii, iv, vii	世界遺産一覧表記載年	1979 年 1980 年　拡張 2009 年　軽微な境界線の変更
構成資産数	1		
資産概要	オフリド湖畔に佇む本資産が位置する場所、ヨーロッパで最も古い人類の居住地の一つである。7 世紀から 19 世紀にかけて正教の教会が数多く建設され、バルカン半島に留まらずスラヴ世界全体における重要な文化的中心地であった。なかでも聖パンテレイモン教会は 11 世紀から 14 世紀にかけて 800 点以上のビザンティンのイコンを所有しており、モスクワのトレチャコフ美術館に次いで、世界的にも大規模かつ重要なコレクションである。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2019, 2017, 2016, 2014, 1998		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 • 北マケドニアにおいて、建設許可の一時的停止を行った（2019 年 7 月～2020 年 2 月）。 • 北マケドニアにおいて違法な工作物の一部撤去を行った。アルバニア湖岸域において数件の違法工作物の取り壊しを行った。ひきつづき撤去を進める計画。 • 北マケドニアリン半島の汎ヨーロッパ回廊 VIII 鉄道について代替案の検討を行った。現在、アルバニア側では、ストルガーリン間の計画はないが、両国で対話を開始した。A2 道路の残り部分についてルートの検討を行っている。オフリド湖汚水管理システムでの処理が始まった。Sateska（サテスカ）川の流路を再び自然流路に戻し、Crn Drim（ドリム）川につなげるための準備をすすめており、2023 年末までに完了する予定。 • 国境を越えた流域管理委員会を設置し、2020 年 1 月以降 2 回会合を設けた。 • 北マケドニアにおいて、2020 年から 2029 年までの管理計画を採択した。アルバニアでは、世界遺産補助計画が施行され、職員の任命が完了した。 • 北マケドニアでは、オフリド湖を天然記念物に指定するための準備を進めている。また、Studenčišča(ステュデンツィシュツァ)沼を自然公園とするため公聴会を開催する予定。		

	•水景レジャーパーク（アルバニア）、湖岸遊歩道（アルバニア）、リン都市再生（アルバニア）、マケドニア埠頭整備（北マケドニア）が計画されている。 2．世界遺産センターの見解 ・建設許可の一時停止など両国の努力は歓迎されるが、過去 6 年間にだされた世界遺産委員会勧告や過去のミッションの勧告の多くが実施されていない。 ・2017 年のリアクティブモニタリングミッションで問題となった大規模開発案のうち、Galičica（ガリツィカ）スキーセンター、A3 道路(区間(a)及び(e))、Ljubaništa（リュバニシュタ）3 での観光開発については中止となったが、それでも大規模事業による潜在的脅威は残っている。欧州回廊 VIII 鉄道のルート選定についても、情報が共有されておらず、2017 年ミッションの勧告であるトンネル案が検討されているのか不明。A2 道路、送電線（400kV、Bitola（ビトラ）–Elbasan（エルバサン）間)、ガスパイプライン新設の 3 件の事業が田園景観部分を横断する形で計画されており、景観の分断、農地の喪失を緩和する必要がある。さらに、オフリド空港近くで FEZ が計画されているなど新たな開発計画がある。完成した Studenčišča（ステュデンツィシュツァ）沼遊歩道付近で計画されているマリーナ建設が進められるのかどうかも不明である。 ・アルバニアでは、拡張登録時に認められていた脆弱性に対する対応ができていないまま、既に劣化している湖岸部及びリン半島に対して影響を及ぼす可能性の高い新たな開発が計画されている。Drilon（ドライロン)、Tushemisht（トゥシェミシュト）での水景レジャーパーク計画は、湖岸の田園景観に過度の開発を行うもので、オフリド湖に流入する湧水に影響を及ぼし、湖の富栄養化を起こす恐れがある。Pogradec（ポグラデツ）及びリン半島のウオーターフロント（再）開発計画は、アルバニアに改変されないまま遺されている最後の湖岸地域のひとつに影響を及ぼす。両国とも、高層ビル、質の低い建築、過度な観光利用が行われている。 ・対策の進展はあるが、本資産の OUV が直面している課題の大きさ及び緊急性に対応できていない。1980 年に文化的価値が認められた際には、オフリド、ストルガ両旧市街は、人為的改変のほとんどない自然景観の中にあり類まれな美しさがあった。1988 年に最初のミッションが実施された時には、経済活動、人口増加による脅威が認められ、2013 年のミッションでは無計画な開発により真実性、完全性の浸食が認められた。2017 年のミッションは累積的影響を評価すべく SEA を要請した。数十年にわたり属性が徐々に劣化し、両国で開発影響が継続していることから、危機遺産とすることを勧告する。 3．世界遺産委員会での審議 ・危機遺産にすべきという国と、危機遺産を見送る国との間で意見が分かれ、ドラフティンググループを設置して議論を行った結果、危機遺産を見送る修正案が提出され採択された。

決定概要

・2020 年に実施された世界遺産センター/ICOMOS/IUCN 合同リアクティブモニタリングミッションの所見に関して、最大限の懸念を表明する。
  a) 北マケドニアにおいては、都市部及びより広域の景観において、不適切な保全措置、再建、開発により OUV の属性がゆっくりと失われていくことを止めるための行動や、鉄道及び道路整備に関連する開発事業についての代替案の検討が不十分。
  b) アルバニアにおいては、拡張登録の際に認められていた緊急対応を要する脆弱性に対して対応がなされておらず、すでに劣化している湖岸部及びリン半島に対して負の影響を及ぼす可能性の高い新たな開発が計画されている。
・北マケドニアにおいて、オフリド湖を天然記念物に指定する動きなどがあるが、これらを関係する管理上の手続きや都市計画上の手続きと統合するよう要請する。
・両締約国に対し、本資産が直面している重大かつ複合的な脅威に対応するための国境を越えた政治的、組織的枠組みとなるよう、詳細な戦略的復旧計画、及び短期的、長期的な緩和策を示した段階的な行動計画を策定し、戦略的復旧計画を 2023 年 2 月に提示するよう促す。
・2022 年 2 月 1 日までに進捗状況報告を、2023 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。なお、OUV に対する潜在的危機もしくは確実な危機が確定された場合には危機遺産とする可能性がある。

その他の世界遺産の保全状況個票

78. カンペチェ州、カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.78	**ID No.**	1061
資産名称（英）	Ancient Maya City and Protected Tropical Forests of Calakmul, Campeche [Extension and renomination of the “Ancient Maya City of Calakmul, Campeche”]		
締約国	メキシコ合衆国		





© OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: OUR PLACE The World Heritage Collection

種別	複合遺産	**資産面積**	331,397 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	391,788 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi, ix, x	**世界遺産一覧表記載年**	2002 年
構成資産数	1		2014 年　拡張
資産概要	カラクムルは、メキシコ南部の低地に広がる熱帯林に存在する重要なマヤ資産群であり、主に上空から見ることができる。同都市は 12 世紀以上に渡り、この地域の歴史において重要な役割を果たした。その印象的な構造体と特徴的な全体配置は、非常に良く保存されており、古代マヤの首都の生活を活き活きと映し出している。マヤの農業慣習を示す貯水池、田畑、水路網、道路などの証拠とともに、多くの古代マヤの都市遺構が熱帯林に囲まれた場所に建っている。		
これまでの保全状況報告（年）	2020, 2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	ガバナンス、法的枠組、管理制度/管理計画		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		

決定概要

・新しい管理計画で示された資産と緩衝地帯のゾーニングに留意し、過去の要請に対応するため、確定したゾーニングの効果を監視及び評価し、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・追加もしくは関連する文化遺産を含めるように、資産と緩衝地帯の線引きに関する委員会の勧告を検討していることを認め、この点に関する追加のいかなる活動についても情報を提供すること。
・全ての構造物、特に具体的な保全計画の策定が勧告されている掘削トンネルの記録とモニタリングの手順を強化することを勧告する。
・2020 年 7 月のイコモス技術審査の勧告を検討し、トレンマヤ事業とその軌道に関する最新の詳細情報を世界遺産センターに提供すること。また、本資産とより広範な地域の他の資産の OUV に対する本事業の全ての潜在的な影響が、作業指針第 172 項に基づき、適切な環境影響評価（EIA）と遺産影響評価（HIA）を通じて適切に評価されることとし、取り消しが困難な決定が下される前に、諮問機関の審査のため、提出することを強く要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告（資産と緩衝地帯の両方での委員会の過去の要請に対応して確定したゾーニングの有効性に対する具体的

な評価を含む）を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

79. アスマラ：アフリカの近代建築都市

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.117	ID No.	1550
資産名称（英）	Asmara: a Modernist African City		
締約国	エリトリア国		





© Asmara Heritage Project
Author: Dr. Edward Edison

種別	文化遺産	資産面積	481 ha
タイプ	近代建築	緩衝地帯面積	1,203 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2017 年
構成資産数	1		
資産概要	エリトリア中央の台地上に位置するアスマラは、エリトリアの首都であり、推薦資産は、1983 年から 1941 年のイタリア植民地時代の一連の都市計画に基づいて形成された都市の範囲を包含している。資産には、直交グリッドを基本としつつ、放射線状の要素を持った都市レイアウトと、ファシズム時代の初期モダニズム、合理主義的建築言語で設計されたたくさんの建造物が含まれる。また、非計画的な近隣集落であるアーバト・アスメラ及びアッバシャウェルも資産範囲に含まれる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019		

保全状況	
現在の課題	財政、人材、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

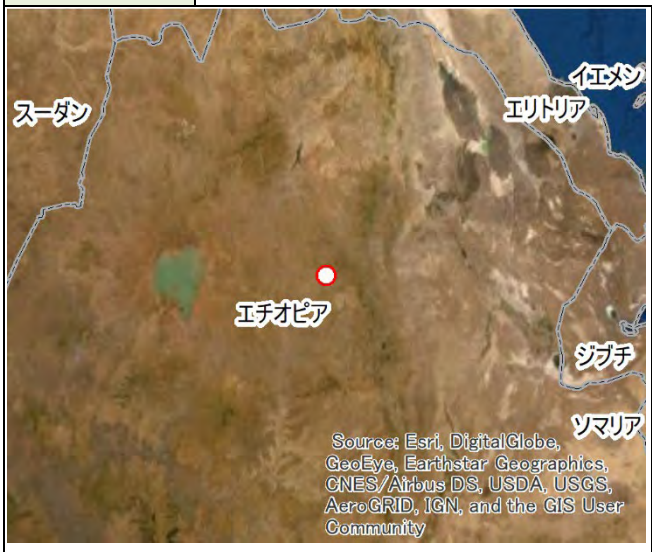
決定概要

・都市保全マスタープラン（UCMP）とアスマラ計画技術規制（APTR）の進捗を認めるが、コンサルタントと協力してこれらの文書を完成させ、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提供すること。
・UCMP の実施と資産の保護の枠組みを提供するため、2015 年の文化自然遺産に関わる宣言の枠組みの中で、資産の保護地としての指定の手続きを完了すること。
・必要な保全管理の活動の資金調達のため、UCMP と連動して予定されている地域経済開発計画による財務戦略の策定を再度要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

80. ラリベラの岩窟教会群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.118	ID No.	18
資産名称（英）	Rock-Hewn Churches, Lalibela		
締約国	エチオピア連邦民主共和国		





© Ko Hon Chiu Vincent
Author: Ko Hon Chiu Vincent

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1978 年
構成資産数	1		
資産概要	標高 2600m のラリベラにあるキリスト教（アビシニア正教）教会群。13 世紀初め、サグウェ朝のラリベラ王が第二のエルサレムをつくる目的で、ヨルダン川の両岸に岩をくりぬいた二つの教会群をつくった。一つはエマヌエル教会、ルクリウス教会など、他方は対岸のゴルゴダ・ミカエル教会、聖マリア教会などで、現在も信仰生活の拠点となっている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2014 ,2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2000, 1998, 1997, 1996, 1995		

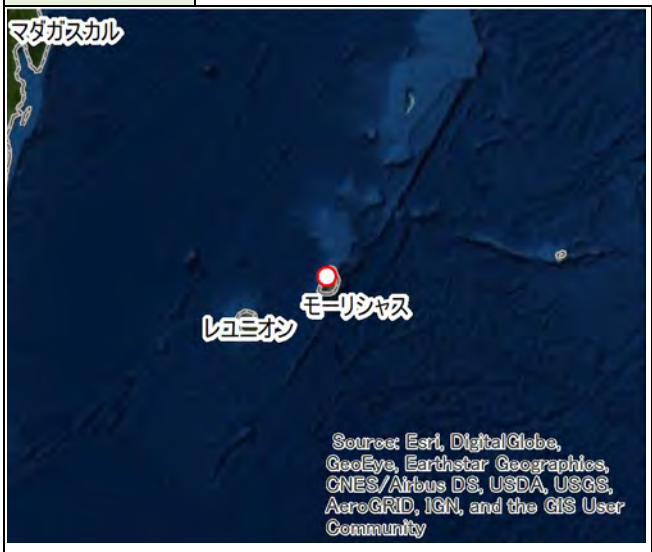
保全状況	
現在の課題	地震、土地利用の改変、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、相対的温度、水(物理的な影響)、その他(2008 年に建設された仮設シェルター4 基の影響、「ツクル」と呼ばれる伝統的家屋の大部分が破壊されたこと)
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・フランスの 2 国間事業で教会群の長期的な保全戦略の策定を進めている。自然岩盤にアンカーを打ち込むタイプのシェルターを複数案検討している。 ・フランスとは 3 年間の資金援助パートナーシップ合意（「持続可能なラリベラ事業」）を締結しており、考古遺産研究、材料の保全、キャパシティビルディングの他、オープン・エア博物館など（亀裂のモニタリングについての年次報告、2019 年中に既存シェルターの基礎に 16 個の亀裂測定メーターを設置する事業の報告、３D レーザースキャンにより特定した隙間及び空洞を示したグループ 1 及び 2 の詳細地図作成、既存シェルターの解体方法検討）を推進する。 ・シェルターの設置されていないガブリエル・ラファエル聖堂、ミカエル・ゴルゴタ聖堂について 2016 年/2018 年にアメリカの資金援助で実施されていた保全措置の最終報告書を提出した。 ・2015 年 8 月のエチオピア内閣令 344/2015 号により、教会群及び周辺地域を保護地域に指定した。諮問委員会の運用を開始し、資産範囲及び緩衝地帯の境界線について GPS 座標に基づいて特定した。今後、連邦地図局を通じて、地籍図に統合する予定。 ・ラリベラの都市拡大を規制し、低地方面に開発を誘導する方向で「構造的計画」の改正を進めている。 ・フランスとの二国間協働の状況については、世界遺産センター及び諮問機関と定期的に情報交換を

	行っており、2020 年 12 月 2 日、2021 年 2 月 4 日、2021 年 5 月 12 日に会合を行った。 2．世界遺産センターの見解 ・2008 年に、11 棟の岩窟教会群のうち 5 棟について、風化から保護し保全修理を行うことができるようにする目的で、 4 体の仮設保護シェルターが設置された。世界遺産委員会は、これらの建設にしぶしぶ同意したが、最終的には解体することなどの条件のもとでのことであった。 ・想定されていた保全措置は適切な形では実現していない。また、岩の状態のモニタリングも行われていない。最近になって、気候条件を踏まえてシェルターに関わる規定が改正され、改正された既定の求める構造上の要件を満たさない状況となった。OUV の言明においても、完全性に視覚的影響があるとされている。さらに、教会関係者及び地域コミュニティは、聖なる空間を視覚的に侵害するだけでなく振動すると恐ろしい騒音が発生し儀式を中断しパニックを引き起こす可能性があるとして、これらの工作物に同意していない。 ・実現可能性調査(F/S)は、常設のシェルターを設置することを勧めているが、新しい規定を満たすためには、巨大な錘で地面に固定するか、岩盤にアンカーで固定する必要がある。現在シェルターについて 3 つの案が検討されており、運営委員会はアンカーを使用するオプションが最もシェルターを軽量にできるとして、ユネスコ及び諮問委員会にアンカーの使用を原則支持するよう求めている。しかし、これまでに提供されたデータは、教会内のクラックの原因及び経時的変化を理解するためには不十分であり、約 50 年前に行われていたという雨季の伝統的屋根覆い法の分析や、シェルターがある教会とない教会の比較などの詳細分析も行われていない。 ・2016 年から 2018 年にシェルターのない 2 つの教会で行われた保全プロジェクトの報告からは、降雨及び太陽光による浸食に対抗するために、地域の職人が持続可能な石材保全技術を用いた最小限の介入によって定期的、季節ごとに保全を行うことに基づいた保全戦略も示唆される。 ・新しいシェルターにアンカーを使うことが許容されるかどうかについて問われているが、イコモスは、この問いはシェルターを使用することが前提となっているものの、今のところ他の選択肢を除外してシェルターを選択するには十分なデータがないと考える。また物理的な側面だけでなく、生きた遺産としての側面、教会の神聖な性格についても検討する必要がある。 3．世界遺産委員会での審議 ・ウガンダから、フランスの開発援助機関である AfD の支援によるプロジェクトの次のフェーズが予定されていることを踏まえ、締約国が事業を勧められるようにするための修正案を提出するとして、修正案が提出された。 ・エチオピア、ブラジル、バーレーン、南アフリカがこれを支持し、採択された。
決定概要	
・解決策を評価できるように以下を提供するよう締約国に要請する。 a) 覆い屋を設置案の最終的な基本設計案及び詳細な復元計画 b) 遺産影響評価を含む環境社会影響調査の結果 c) 科学委員会が勧告した追加調査の報告書 なお、解決策の実施を行う決定を下す前に世界遺産センターに提出すること。 ・現在検討されている二国間事業に関して、締約国、フランス当局、世界遺産センター、諮問機関の間で対話が行われていることを歓迎し、保全計画の策定に向けてこの対話を継続するよう奨励する。 ・参加型の教会工作物の保全、復元を実施したり、地域コミュニティの生きた遺産としての教会の役割を尊重したりするなど、ひと中心の保全を行うよう要請する。 ・保護地区法令に従って地域諮問委員会を運用すること、2014 年管理計画を改定し、地籍図とあわせて世界遺産センターに提出すること。 ・2015 年持続的発展の観点を世界遺産条約の手続きに統合するためのポリシーに則って、成長及び開発に関するビジョン宣言を作成し、世界遺産センターに提出するよう要請する。 ・第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう 2022 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。	

その他の世界遺産の保全状況個票

81. アプラヴァシ・ガード

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.119	ID No.	1227
資産名称（英）	Aapravasi Ghat		
締約国	モーリシャス		





© Barbara Blanchard
Author: Barbara Blanchard

種別	文化遺産	資産面積	0.164 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	28.9 ha
評価基準	vi	世界遺産一覧表記載年	2006 年
構成資産数	1		
資産概要	アプラヴァシ・ガートは、モーリシャスの首都ポートルイスにある広さ 1640 ㎡の一角。1834 年、英国政府はモーリシャス島を、奴隷の代わりに「自由」労働者を雇用するという「偉大なる実験」の場とした。同年から 1920 年の間に、ほぼ 45 万人の契約労働者がインドからアプラヴァシ・ガートに到着し、島内の砂糖農園や、当時英国領だったレユニオン島、南アフリカ、東アフリカやカリブ海に送られたのである。石造りの倉庫や病院など 1860 年代に建てられた移民局関連建造物群は、この場所が、今や世界中に広まった「契約労働」システム発祥の地であり、歴史に残る大規模な労働者の移住が行われたことを示すものである。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2014, 2012, 2011, 2010		

保全状況	
現在の課題	商業開発、陸上交通インフラ、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・影響評価の手続きを含め、資産の OUV に影響を与える可能性がある全ての事項に対し、ステークホルダーの協議のための枠組みを開発するように再度要請する。
・Parc à Boulets に関する将来のアーカイブと考古学的調査に関する情報を世界遺産センターに提供すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

82. サン-ルイ島

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.120	ID No.	956
資産名称（英）	Island of Saint-Louis		
締約国	セネガル共和国		





© UNESCO
Author: Dominique Roger

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2000 年 2007 年　軽微な境界線の変更
構成資産数	1		
資産概要	セネガル川の河口に位置する三角州サン- ルイ島は、17 世紀にフランスの支配下に入り、奴隷やアラビアゴム、金、革を求めてセネガル河を遡上するヨーロッパ商人の拠点となった。19 世紀半ばには植民都市化が進められ、現在の歴史的町並みの景観が形づくられた。サン- ルイ島は 1872 年から 1957 年にかけて植民地時代のセネガルの首都であったため、西アフリカ全体の近代化に貢献したと考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2006, 2005		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、水(物理的な影響)、その他（多くの建造物の保全状況が極度に劣悪で、居住者が危険にさらされている）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定案概要

・私有の遺産の目録作成と再生の進捗を評価し、現在進行中の都市構造の発展と変容をより良く理解するため、継続的に図等で記録した目録を定期的に更新すること。
・リスク管理、様々な担当当局、特に将来のヘリテージハウス、を統合した行動計画の最新版、コミュニティレベルでの参加の調整を含む保存管理計画を策定すること。
・旧フェデルブ広場（サン＝ルイ市によりバヤ＝ンダール広場と改称）とジャン・メルモズ西の開発により、資産を改善・強化しようとする努力を認め、旧フェデルブ広場の交通閉鎖がもたらす影響に懸念を表明し、旧フェデルブ広場の開発事業に対する影響庁を実施し、緩和措置が必要かどうかを検討することを勧告する。
・グランドモスクの再生拡張事業に関する詳細情報（計画、断面、事業がサン＝ルイの保護強化計画で定められた有効な規制に準拠していることを示す分析、資産の真実性に対する事業の影響分析）を提供すること。
・2021 年 1 月 28 日の世界遺産センター、イコモス、IUCN との会合で示されたセネガルとモーリタニアでの BP 石油ガス会社によるグランド・トルチュ・アーメイム（GTA）ガス事業に留意し、この事業が資産に与える潜在的な影響を評価するために、特に環境社会影響評価（ESIA）を、世界遺産センターに提出すること。
・資産内で進行中・準備中の多くの主要事業と、重大な変化が進行中であることを考慮し、資産の保全状況全般と

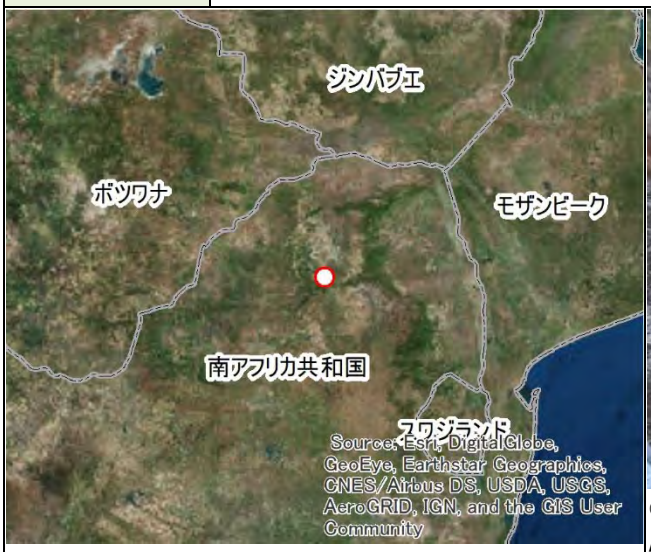
2017 年のミッション勧告実施の進捗を評価するため、世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいすること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

83. 南アフリカ人類化石遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.121	**ID No.**	915
資産名称（英）	Fossil Hominid Sites of South Africa		
締約国	南アフリカ共和国		





©UNESCO
Author: Francesco Bandarin

種別	文化遺産	**資産面積**	27,378.7925 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	86,387 ha
評価基準	iii,vi	**世界遺産一覧表記載年**	1999 年 2005 年拡張
構成資産数	3		
資産概要	1924 年、南アフリカ北東部のスタークフォンテン渓谷にある多数の洞穴から、350 万年前の化石人骨が発掘された。オーストラロピテクス・ロブトゥスとオーストラロピテクス・アフリカヌスである。また、マカパン渓谷沿いに点在する洞窟からは、約 330 万年前からの人類の進化を辿ることのできる痕跡が多数残されている。本遺跡群から出土した化石人骨によって、初期人類とりわけパラントロプスの同定や、180～100 万年前までに起こったとされる火の獲得を検証することが可能となった。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2017, 2015, 2013		

保全状況	
現在の課題	地下水汚染、鋼材採掘、表層水汚染、水（物理的な影響）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

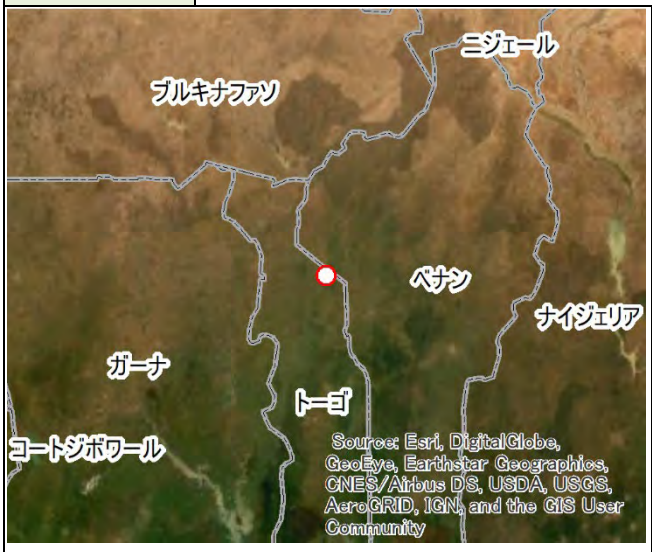
・短期の解決策（STS）を支持するが、以下を要請する。
・高降雨に対する十分なキャパシティを確保するために STS を強化し、措置の詳細について、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・西部流域処理施設（LTS）の第 2 段階の設計の仕様と EIA を、STS の 3 年の延長期間内かつ実施前に、諮問機関の審査のために提供すること。
・以下の要請を再度繰り返す。
・諮問機関と世界遺産センターの勧告に基づき、準備中の統合管理計画（IMP）を取りまとめること。
・リスク防止戦略をタウンスカル化石遺跡とマカパン渓谷の構成資産にも拡張し、それを IMP に統合すること。
・IMP とリスク防止戦略を、審査のため可及的速やかに世界遺産センターに提供すること。
・資産の構成要素である、スタークフォンテン、スワートクラン、クロムドラーイと周辺の人類化石遺跡群での、自治体の排水による細菌の汚染に対処すること。
・タウンスカル化石遺跡とマカパン渓谷の構成資産での来訪者用施設とインフラ改善に関する設計、全ての影響評

価、遺産管理計画を、事業の追加の実施前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

84. クタマク、バタマリバ人の土地

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.122	ID No.	1140
資産名称（英）	Koutammakou, the Land of the Batammariba		
締約国	トーゴ		





© CRA-Terre
Author: T. Joffroy

種別	文化遺産	資産面積	50,000 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	v, vi	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	1		
資産概要	アフリカ西部、トーゴの北東部に位置するクタマクの景観は、東隣の国ベナン近くにまで広がっている。ここは少数民族のバタマリバ人の暮らす場所でもあり、彼らの泥で造った珍しい塔状の住居は、トーゴの象徴として知られている。5 万 ha もの広大な文化的景観は、農地や森だけでなく、人びとと土地の結びつきを表した、タキエンタの住居建築により、傑出したものとなっている。建築物の多くは 2 階建てで、穀物庫を持つ住居は、円筒形の壁の上がほぼ球状になっている。建物は村単位に密集しており、儀式を行う場や泉、岩や成年式を執り行う一帯などが含まれている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019		

保全状況	
現在の課題	財政、林業/木材生産、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、水(物理的な影響)、その他(新しい建設物)
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・クタマク保全宣伝サービス（SCPK）創設のための法的及び立法措置に満足し、資産の効果的な保全管理と保護のため、十分な人的資源と財源をこのサービスに十分提供すること。
・リスク管理計画と保全計画（手順、実践的なガイドライン、建設の文化、伝統的な材料、建造システム等）と、資産の周辺と緩衝地帯の区分を明確にした最新の地図を統合した管理計画を取りまとめ、その妥当性を世界遺産センターと諮問機関が確認するため、可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。
・クタマクの文化的景観に負の影響を与える可能性がある、資産内・近隣での都市の圧力の高まりに懸念を表明し、遺産の保全のために採用される政策、措置、手段に遺産の都市的な側面を十分に反映させることと、必要に応じて「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」のアプローチを参考にすることを勧告する。
・復元事業の範囲、事業の進捗状況、復元されたシキエンの位置、実施済みの事業の種類、建設材料とシステムについて、進行中であるシキエンの復元措置の詳細を提供することを再度要請する。
・作業指針第 172 項に従い、ナドバのケラン 3 の新市庁舎の事務所に関する記録と建築事業について、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

・決定 43 COM 7B.112 で要請された世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションが COVID-19 のため招聘できなかったことに留意し、資産の保全状況を完全に評価し、シキエンの復元の状態を評価し、資産内と周辺で高まる都市の圧力が OUV に与える影響を分析し、その圧力を制御する規制を見直し、ナドバ市中心を「許容ゾーン」と捉える提案について委員会に勧告するため、状況が許し次第可及的速やかにこのミッションを実施する必要があることを再度示す。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

85. アルジェのカスバ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.123	**ID No.**	565
資産名称（英）	Kasbah of Algiers		
締約国	アルジェリア民主人民共和国		
		 © UNESCO Author: Hana Aouak	
種別	文化遺産	**資産面積**	60 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	設定なし
評価基準	ii , v	**世界遺産一覧表記載年**	1992 年
構成資産数	1		
資産概要	カスバは、イスラム都市メディナの一種で、歴史は非常に古く、紀元前 6 世紀にはフェニキア人が入植していたとされる。地中海沿岸の最も美しい場所のひとつに立地しており、紀元前 4 世紀にはカルタゴ人の貿易拠点が置かれた。カスバとは元来北アフリカの諸古代都市がズィール朝時代（983 年～1148 年）に迎えた絶頂期を指す言葉だが、今日ではエル・ジャザイル（El Djazair）の旧市街と周辺部およびオスマン帝国時代に築かれた城壁に囲まれた範囲を意味する。カスバでは現在も 5 万人ほどの市民が生活しており、伝統的家屋、宮殿、ハマム（公衆浴場）、モスク、そしてスーク（市場）といった施設が比較的よく維持されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 1996, 1995, 1994, 1993		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、浸食/堆積、土地利用の変更、 管理上の活動、管理制度/管理計画		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・資産に関する省庁間協議会の初回会合で、資産の再生と保護戦略が勧告されたことに留意し、保護部門の保護、保全、価値向上のための恒久的な計画（PPSMVSS）の効果的な実施と、資産の保全状況の改善のための、全ての活動の実施を支援する包括的な枠組みを定めるため、「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告(2011)」に焦点を当てたアプローチを考慮すること。また、この戦略が確定次第、世界遺産センターと諮問機関に提出し、審査を受けること。

・作業指針第 172 項に従い、資産の OUV を改変する可能性がある大規模な修復や新規の建設を実施、または許可する前に、資産で計画されている全ての新開発を世界遺産センターに通知し、資産の影響評価を実施する必要性を指摘する。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

86. ティパサ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.124	**ID No.**	193
資産名称（英）	Tipasa		
締約国	アルジェリア民主人民共和国		





©UNESCO
Author: Hana Aouak

種別	文化遺産	**資産面積**	52.16 ha
タイプ	不明	**緩衝地帯面積**	設定なし
評価基準	iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1982 年
構成資産数	3		
資産概要	地中海に面したこの資産は、はじめフェニキア人の交易都市であったが、やがてローマの支配下に入るとモーリタニアの諸王国を征服するための拠点となった。遺跡にはフェニキア、ローマ、初期キリスト教、ビザンティン各時代の遺構とともに、クボル・エ・ルーミア（Kbor e Roumia（死者記念塔））の名で知られるモーリタニア王家の霊廟を擁する。紀元前 6 世紀から紀元 6 世紀にかけての様々な文明が交錯したティパサは、おそらくマグレブ世界でも最も複雑な文化的背景を持つ遺跡である。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017,2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 1992, 1990, 1989		

保全状況	
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、浸食/堆積、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響管理上の活動、海上交通インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の安全性、治安、モニタリング、維持、記録を改善するための進捗に留意し、可能な限り最も適切な解決策が実施されていることを確認するため、照明システムを見直すことを再度勧告する。
・世界遺産センターと諮問機関の審査のため、管理計画の更新版を取りまとめ、その電子コピーを提供することを再度要請する。
・2017 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告と、影響調査で示された緩和措置に照らし合わせ、提案されている港湾開発事業を修正すること。
・西考古公園の下の崖を補強する長期の解決策と示されている港湾開発事業内の関連する課題について助言するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを資産へ招へいすることを奨励する。
・2024 年の第 47 回世界遺産委員会で審議できるよう、2023 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

87. カルアト・アル-バフレーン－古代の港とディルムンの首都

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.125	**ID No.**	1192
資産名称（英）	Qal'at al-Bahrain – Ancient Harbour and Capital of Dilmun		
締約国	バーレーン王国		





©Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	文化遺産	**資産面積**	70.4 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	1,311.8 ha
評価基準	ii, iii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2005 年 2014 年軽微な境界線の変更
構成資産数	1		
資産概要	カルアト・アル- バフレーンは典型的なテル（遺丘）である。発掘された部分は遺跡全域の 25%程度に過ぎないにもかかわらず、家屋から軍事施設に至るまでさまざまな遺構が出土している。高さ 12m のテルの頂上にはポルトガル人の築いた要塞（qal'a）があり、カルアト・アル- バフレーンの名はこれに由来する。また、遺跡は中近東でも最古級の文明を持つ土地としてシュメールの楔形文字文書に表れるディルムンの首都と考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2009, 2007, 2006		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の管理と保全を改善するため、資産の拡張指定区域内の土地の所有者と覚書を締結することを再度要請する。
・ヌラナ島へのトンネル建設計画の最終設計と詳細については現場での事業開始前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、提出することを再度要請する。
・緩衝地帯の一部である重要な視覚的回廊の中で違法な埋め立てが実施されていることを懸念し、必要な修理事業が完了次第、世界遺産センターに通知すること。
・2025 年の第 48 回世界遺産委員会で審議できるよう、2024 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

88. 古代都市テーベとその墓地遺跡

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.126	ID No.	87
資産名称（英）	Ancient Thebes with its Necropolis		
締約国	エジプト・アラブ共和国		





© Emmanuel Pivard
Author: Emmanuel Pivard

種別	文化遺産	資産面積	7,390.16 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	443.55 ha
評価基準	i, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	3		
資産概要	アメン神に捧げられた都市テーベは、中王国時代および新王国時代にわたってエジプトの首都であった。ファラオからローマの皇帝に至るまで、何百という君主がオベリスクや建造物でこの街を飾った。ナイル河を挟んで右岸側は生者の街であり、メンチュ、アメン、ムトの三柱に捧げられていた。対して左岸側は王家の谷と王妃の谷からなる死者の街であり、ハワード・カーターによる伝説的なツタンカーメン王墓の発掘が行われた。カルナック（Karnak）とルクソール（Luxor）の神殿や宮殿とともに、テーベはエジプト王国の栄華を現代に伝えている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2001, 1998		

保全状況	
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、意図的な遺跡の破壊、洪水、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的影響）、その他（自然劣化、構造上の問題）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2021 年のユネスコアドバイザリーミッションの調査結果と勧告に留意し、勧告を実施し、リスクへの対処と持続可能な観光に対応する資産の統一的・包括的な管理計画を策定すること。
・カルナック神殿の 4 つのスフィンクスが、事前の HIA の準備と作業指針第 172 項に準拠した世界遺産センターへの通知前に、カイロのタハリール広場に移動されたことは遺憾であり、2021 年ミッション勧告に従い、移動から 6 か月後の 4 つのスフィンクスの状況に対する評価を実施すること。
・資産に影響を与える可能性がある事業を行う前に、予定されている事業に対して「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に則った HIA を実施することと、取り消しが困難な決定が下される前に、作業指針第 172 項に従い HIA と事業の関連文書を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・2017 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告実施に関して提供された情

報に留意し、緊急事項としてミッション勧告を完全に実施して報告すること、王家の谷の墓での気候状況のモニタリングのため、技術的な支援が必要であるかを報告することを促す。

・以前より要請している以下を提供すること。
  ・照明と防犯カメラ事業に関する包括的な記録と実施に関する全ての詳細。
  ・完成した地下水事業に関する設計と実施を含めた詳細な報告書。
  ・王家の谷と女王の谷に対する洪水対策と洪水緊急計画策定に関する報告。
  ・アプト神殿、メディネトハブ神殿、ラメセウム、セティ 1 世神殿の復元再生事業に関する詳細
  ・カルナックで実施された障がい者向けのアクセス事業の詳細。
  ・不可逆的な決定や作業の開始前に、資産内・緩衝地帯内で予定されているその他のインフラ、開発、保全事業の詳細。
・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいし、資産の保全状況を評価し、2017 年と 2021 年のミッション勧告実施を評価し、進行中・計画中の事業を見直し、その資産の OUV に対する影響を評価すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

89. メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.127	ID No.	86
資産名称（英）	Memphis and its Necropolis - the Pyramid Field from Giza to Dahshur		
締約国	エジプト・アラブ共和国		





© Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	文化遺産	資産面積	16,358.52 ha
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i , iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	2		
資産概要	メンフィスはエジプト古王国時代の首都。ギザの 3 大ピラミッドなど 80 余りのピラミッドが残され、中でも高さ 146m のクフ王のものが最大。テーベはエジプト中王国・新王国の首都として栄え、ナイル川東岸にあるカルナック神殿や、西岸のラムセス 2 世などの葬祭殿、砂漠丘陵地の王家の谷の墓地群が、かつての繁栄を物語っている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2016, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 1999, 1998, 1997, 1995, 1994, 1993, 1990		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、地下交通インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2021 年ユネスコアドバイザリーミッションの所見と勧告に留意し、資産の統一的・包括的な管理計画の策定を含む、ミッション報告書での勧告を実施すること。
・ギザ台地を通る環状道路事業が進んでいることに留意し、事業の理由と必要性を見直して、代替案が十分に検討できるように必要な調査を実施することを再度要請し、トンネル以外の解決策の潜在的な影響に強い懸念があることに留意する。
・要請した全ての技術的な報告書と、遺産影響評価(HIA)が諮問機関によって前向きに検討されたことと、モニタリングのための適切な緩和措置の手順に合意した場合のみ事業を進めるべきという前回の委員会決定に留意して、以下を再度要請する。
　・リモートセンシングの結果を取り入れた、包括的考古学調査を完成させること。
　・世界遺産センターと諮問機関の審査後、最終的な包括的「考古学的な評価報告書」と個通管理、設計の詳細に関するこれまでの技術報告書を、トンネル事業のための工学的な設計の準備に確実に反映させること。
・「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に従い、事業に対する HIA を取りまとめること。
・作業指針第 172 項に従い、提案されているピラミッド治安事業に関する包括的な情報を、可及的速やかに世界遺産センターに提出することを再度要請する。

・顕著な普遍的価値の遡及的言明（SOUV）に関して、作業指針第 163～164 項に従い、境界線を見直して緩衝地帯を定め、軽微な境界線変更届を提出するという、資産の保護管理を更に強化する要請を繰り返す。
・RSOUV を考慮した資産と緩衝地帯の境界線の変更案については、世界遺産センターとイコモスと協議した上で、上述の軽微な境界線変更届を提出すること。
・資産の保全状況を評価し、道路事業を含む進行中・計画中の事業を検討し、それらが資産の OUV に対してどのように影響するかを評価するため、可及的速やかに世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを歓迎していることに留意しつつ、以下の点を考慮すること。
  ・ピラミッド治安事業
  ・ギザ高原を通過する環状道路計画
  ・構成資産であるギザとカイロで増加する都市の圧力の影響
  ・ギザの構成資産の適切な境界線と緩衝地帯と、ミッションに先立ち、各事業の詳細な HIA を含む、計画中・進行中の事業全ての関連する記録を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

90. 洗礼遺跡（アル・マグタ）「ヨルダン川対岸のベタニア」

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.128	ID No.	1446
資産名称（英）	Baptism Site “Bethany Beyond the Jordan”（Al-Maghtas）		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		





© Baptism Site Commission
Author: Simon Balian

種別	文化遺産	資産面積	294.155 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	957.178 ha
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2015 年
構成資産数	1		
資産概要	洗礼遺跡「ヨルダン川対岸のベタニア」は死海の北、ヨルダン渓谷に位置している。本資産には、聖エリヤの丘（ジャバル・マール・エリヤス（Jabal Mar Elias）としても知られるテル・エル・ハラール（Tell el-Kharrar））と、洗礼者ヨハネの教会（Churches of St John the Baptist）の 2 つの特徴的な考古学的地域が含まれている。本資産は、洗礼者ヨハネによってナザレのイエスが（Jesus of Nazareth）が洗礼を受けた地と信じられており、キリスト教徒にとって重要な巡礼地である。キリストが洗礼を受けた地であることを祝し、貯水路、洗礼用のプール、後の時代に建てられた教会・礼拝堂・修道院・隠修士の洞窟・修道僧の僧坊などが関連する物理的遺構として残されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・地震対応準備計画の範囲と、それが追加的な対策を必要とする可能性がある洪水などの他の災害にも対処しているかの意図を明確にし、この計画が資産の管理計画においてどのように統合されているのかを助言することを要請する。
・決定 43 COM 7B.46 で指摘した課題に対処した緩衝地帯全体のマスタープランを完成して提出し、世界遺産センターと諮問機関の審査を受けることを要請するとともに、建造物の高さや質量、緑化戦略に関連する決定を明確にするため、新しい教会の様々な開発オプションがヨルダン川景観地域（自然保護区）に与える影響について、視覚的景観分析の実施を検討すること。
・決定 43 COM 7B.46 に従い、緩衝地帯で完成した新築の建造物に対しては、採択された顕著な普遍的価値の言明に基づいて更新された設計・建設ガイドライン、上述した視覚的景観分析、建造物の最大高さ制限の引き下げ、建造物開発の累積的な影響を考慮した、遺産影響評価（HIA）改訂版を提出すること。
・採択された OUV や地震対応準備計画等、計画策定後に変更された事項を反映させるため、管理計画を更新するこ

と。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

91. ウム・エル-ラサス（キャストロ・メファ）

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.129	ID No.	1093
資産名称（英）	Um er-Rasas（Kastrom Mefa'a）		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		





©UNESCO
Author: Karim Hendili

種別	文化遺産	資産面積	23.928 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	90 ha
評価基準	i, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	2		
資産概要	当初ローマ軍の駐屯地であったウム・エル - ラサスは、5 世紀ごろから都市としての発展を始めた。遺跡の大部分が未だに調査されていないが、ローマ、ビザンティン、初期イスラム時代の様々な遺構が残っている。とりわけ柱上苦行者が苦行を行ったと考えられる 2 基の塔は、こうした遺構として唯一現存するものである。遺跡内にある 1 6 の教会には、保存状態のよい舗床モザイクを伴うものもある。特に聖ステファノス（St. Stephen）に捧げられた教会のモザイクは、ビザンティン時代の周辺地域を絵地図で表現しており興味深い。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005		

保全状況	
現在の課題	宿泊施設等、管理制度/管理計画、その他（不安定な工作物、セキュリティ）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・ウム・エル - ラサス管理計画を継続して実施していることを称賛し、管理計画に詳細な事業計画、公共利用計画、考古学的調査研究方針などの、以前に要請した保全計画策定を支えるセクションが含まれていることを確認しつつ、資産管理のこれらの側面についてより詳細に検討すること。

・過去に要請した保全計画と組み込まれた事業計画の取りまとめに先立ち、事業計画の優先順位について、バランスの取れた実際的なリストを提供するため、2017 年の管理計画の実施行動計画の優先順位を、更に洗練・精緻化することを奨励する。

・スタイライト塔の保全事業案の最終版を、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、可及的速やかに提出することを要請し、引き続き保全状態を注意深く監視することを促す。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

92. ビブロス

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.130	**ID No.**	295
資産名称（英）	Byblos		
締約国	レバノン共和国		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	**資産面積**	不明
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1984 年
構成資産数	1		
資産概要	現在名はジュバイル。新石器時代から続く世界最古の街の一つ。BC3000 年頃からフェニキア人の交易で栄え、ローマ帝国支配期には宗教都市として再生したが、イスラム勢力の侵攻につれ衰退に向かった。遺跡のランドマークでもある十字軍の要塞からは、新石器時代の住居、フェニキア王の 9 基の墓所、ローマ劇場跡、エジプト時代の 26 本のオベリスクなど、この街の長く、多彩な歴史を物語る遺跡群を見渡すことができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998		

保全状況	
現在の課題	浸食/堆積、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・前回の決定で要請したように、資産に隣接する「ディプロマティック・クラブ」観光ビーチリゾート事業の全事業が中断され、それ以降に考古調査が実施されていないことに留意する。
・登録時の資産範囲を明確にするための努力に留意し、諮問機関と協議の上、作業指針第 107、164 項と付属資料 11 に沿った軽微な境界線変更届を策定し提出すること。
・2018 年ミッション報告書での勧告を、以下の点に特に留意して実施すること。
　・2001 年のユネスコ水中文化遺産保護条約と 2003 年のユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約との相乗効果を図ること。
　・持続可能な観光、保全活動、定期的なメンテナンスの規定を備えた管理計画の策定。
　・地域レベルでの資産管理と研究のため、記録と目録の情報を確実に利用できるように国家データ管理戦略を確立すること。
　・ビブロス旧市街の都市開発と管理計画を統合させるため、「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」のアプローチを考慮すること。
・作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を与える可能性がある主な復元、もしくは新しい建設事業の将来の計画については、世界遺産センターを通じて委員会に通知すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

93. カディーシャ渓谷（聖なる谷）と神のスギの森（ホルシュ・アルツ・エル-ラーブ）

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.131	ID No.	850
資産名称（英）	Ouadi Qadisha (the Holy Valley) and the Forest of the Cedars of God (Horsh Arz el-Rab)		
締約国	レバノン共和国		





© Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	資産面積	10.2ha（構成資産 2 件の内 1 件の面積は不明）
タイプ	遺跡(文化的景観)	緩衝地帯面積	646ha（構成資産 2 件の内 1 件の面積は不明）
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1998 年
構成資産数	2		
資産概要	カディーシャ渓谷は、世界で最も重要な初期キリスト教における修道地のひとつである。渓谷の岩肌には最初期の修道僧が隠遁したとされる修道院が遺され、迫害を逃れた修道僧たちの瞑想の地となった。特にマロン派の修道僧が隠遁したことで有名だが、他にもシリア正教会、メルキト派、ネストリウス派、アルメニア使徒教会、エチオピア正教会の信徒が隠れ住んだとされる。渓谷の景観は峻厳で、周辺には非常に貴重なレバノン杉が自生している。レバノン杉はかつて最高級の建材として重宝され、聖書にも記述がみえるが、伐採が祟り絶滅の危機に瀕している。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014, 2012, 2011, 2003		

保全状況	
現在の課題	財政、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の改変、法的枠組、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産と緩衝地帯の境界線の修正が、COVID-19 の流行により一時的に停止されたことに留意し、状況が許し次第可及的速やかに、世界遺産センターと諮問機関と緊密に協議して取りまとめを行い、作業指針第 164 項に従い、軽微な境界線変更届を提出すること。

・世界遺産のための行動計画の全体的な実施を確実にし、持続可能な開発の要素を統合して、その進捗状況を世界遺産センターに報告することを再度要請する。

・世界遺産の真実性に影響を与える新しい事業を回避する行動を歓迎し、作業指針第 118bis と 172 項に従い、世界遺産の OUV、真実性、完全性に影響を与える可能性がある全ての事業について、取り消しが困難な決定が下される前に、詳細情報と遺産影響評価（HIA）を、諮問機関の評価のため、世界遺産センターに提出することを再度要請する。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

94. ティール

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.132	**ID No.**	299
資産名称（英）	Tyre		
締約国	レバノン共和国		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	**資産面積**	153.8 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	設定なし
評価基準	iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1984 年
構成資産数	1		
資産概要	フェニキア人の一大拠点であったティールは、カディスやカルタゴといった植民地を従え地中海を支配した強大な都市であった。ソロモン王によるエルサレム神殿の建造はティールから派遣された建築士と資材を抜きにしては不可能であり、また、伝説によれば貝紫の染料が発明されたのもここであった。しかし、ティールは十字軍時代の末期から衰退していった。現在遺跡は岬に建つ市街部と、大陸側にあるエル・バス（El Bass）と呼ばれるネクロポリス地域に分けられる。2 世紀の戦車競技場は、ローマ世界でも最大級の規模を誇る。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2004, 2003, 2002, 2001, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1992		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（不十分な維持管理）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・世界遺産委員会が採択した決定、特に決定 39 COM 7B.54、41 COM 7B.83 及び 43 COM 7B.50 を、世界遺産条約の下での報告要請に則して実施すること。
・管理計画改訂版の枠組みについては諮問機関の審査のため、優先的に世界遺産センターに提出し、管理計画の完成と実施を早めること。また、バールベックとティール考古学プロジェクトにより確立された成功事例に基づいて、植生管理、火災防止、モザイク保護を含む長期的な定期メンテナンスを保証させるため、資産に十分な資源を供給する努力を継続すること。
・2018 年リアクティブモニタリングミッションの勧告を、特に以下の点に留意して実施することを再度要請する。
　・資産の将来の管計画の中心の要素として、技術や手順に関わる知識をマニュアルにまとめ、、最新の行動計画と共に、記録、保全、モニタリングなどの全ての側面を網羅する資産の包括的管理戦略を、以下も点を含めて、策定すること。
　　・植生、排水、汚水管理に関する現状の維持管理方法を、適切な予防措置で改善するアプローチ。
　　・パイロット事業からの教訓として、モザイクと構造物の保全には最小限の介入にするという原則。

・科学的な保全研究に利用でき、保全措置の有効性を評価するためのモニタリングのプロトコル。
・過去の世代の様々な建築技術や、葬送の慣習に反映されている資産の価値に対する実質的な理解と保全上の課題を反映した、資産の包括的なプレゼンテーション戦略。
・長期的な開発圧力を管理するため、管理計画を地域や都市の開発計画や交通移動計画と統合することの検討。
・決定 37 COM 8B.45 に従い、資産の境界線案を修正して緩衝地帯を特定し、資産の OUV 保護のための規制と手順を策定して、作業指針第 107、164 項と付属資料 11 に従い、軽微な境界線変更届を提出し諮問機関の審査にかけることを再度要請する。
・ティールの海岸の周辺に、海洋保護区を設定することを再度要請する。
・交通・都市道路網の詳細な調査を開始し、諮問機関の審査のため、調査を世界遺産センターに提出する事を要請し、作業指針第 172 項に従い、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に則って実施された海岸道路とその他の計画中の主要インフラ事業に対する遺産影響評価（HIA）を提出する義務があることを思い起こさせる。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに進捗報告書を、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

95. アイット-ベン-ハドゥの集落

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.133	ID No.	444
資産名称（英）	Ksar of Ait-Ben-Haddou		
締約国	モロッコ王国		





©Yvon Fruneau
Author: Yvon Fruneau

種別	文化遺産	資産面積	3.03 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	16.32 ha
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1		
資産概要	高い壁に囲まれた土造りの建造物の集合であるクサール（Ksar）からなる本資産は、プレサハラ地域の伝統的な住居である。角に設けられた塔を支えとする防護壁内に、家屋が密集して建築されている。本資産はモロッコ南部の建造物の特徴を最も良く表す例である。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014, 2011, 2009, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1992		

保全状況	
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、浸食/堆積、洪水、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・提出された 2020-2030 年管理計画が当初の予定よりも長い期間を対象としており、また資産の持続的な管理のための追加のツールとして「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」アプローチを統合することで、委員会が以前に表明した要請が満たされていること、また追加の作業のための良い基礎が提供されていることに留意し、HUL アプローチを実施するための遺跡管理の参画者の訓練とキャパシティビルディングのために予定されているワークショップへの技術支援を要請することを奨励する。
・住居の復元事業の追加段階に関する記録が取りまとめられていることに留意し、作業指針第 172 項に従い作業の開始前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・以下を考慮して 2020-2030 年管理計画を完成することを奨励する。
　・資産の物理的な状態を評価を統合すること。
　・ステークホルダー館の具体的な管理システムと意思決定プロセスを明確にすること。
　・資産の管理と保全のための政策を強調すること。
　・行動計画の詳細、スケジュールの優先順位の評価、各活動の責任者、各活動や事業に関連する予算や資源に言及し、特に遺産保護の資源のための地域戦略の開発を可能とする地域分権政策、投資家やその他の計画的な活動の新

たな関心が、資産の保全に対する適切な代替の財源としての解決策であるかを明記すること。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況の報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

96. ラバト：近代都市と歴史的都市が共存する首都

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.134	**ID No.**	1401
資産名称（英）	Rabat, Modern Capital and Historic City: a Shared Heritage		
締約国	モロッコ王国		





© UNESCO
Author: Véronique Dauge

種別	文化遺産	**資産面積**	348.59 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	無し
評価基準	ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	2012 年
構成資産数	3		
資産概要	モロッコ北西、大西洋岸に位置する首都ラバトは、20 世紀前半のフランス保護領時代に計画的に改造された都市。アフリカ北西部のマグレブ地方特有の旧市街のデザインが尊重され、その南側に新市街が組み込まれている。宮廷や住宅、商業地区、庭園などからなる新市街は、20 世紀のヨーロッパ的都市理念が周辺に伝播した顕著な事例。旧市街には 12 世紀から 17 世紀のイスラム王朝時代の建物も残り、多様な建築要素や、過去と現在の建築物が見事に調和し、洗練された都市を形成している。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019		

保全状況	
現在の課題	住宅開発
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・今までの勧告と、2018 年世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッション勧告の実施のための努力、特に進行中・計画中の主要な復元と開発事業の詳細の全てを、関連する遺産影響評価（HIA）と共に提供したことを感謝する。
・世界遺産センターと諮問機関との間で確立した継続的な交流と対話の継続を奨励し、作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を与える可能性がある進行中・計画中の事業に関する情報を引き続き提供すること。
・2021 年 3～4 月に実施予定であったが、COVID-19 流行により延期された、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの資産への招へいに感謝し、状況が許し次第可及的速やかにミッションを実施すること。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

97. イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路

基本情報			
決定番号	44 COM 7A.135	**ID No.**	1433
資産名称（英）	Birthplace of Jesus: Church of the Nativity and the Pilgrimage Route, Bethlehem		
締約国	パレスチナ自治政府		





©UNESCO
Author: Federico Busonero

種別	文化遺産	**資産面積**	2.98 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	23.45 ha
評価基準	iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2012 年
構成資産数	11		2012～2019 年　危機遺産
資産概要	エルサレムの南約 10km に位置するベツレヘムは、イエスの生誕地と伝えられ、2 世紀ごろから現在に至るまで巡礼者が絶えない。聖誕教会は紀元 399 年ごろ建立され、6 世紀に一度火災で消失したため巨大な教会に造り替えられたが、床面の精巧なモザイクはオリジナルの教会に由来するものである。聖誕教会だけでなく、周辺のカトリック教会、ギリシャ正教会、フランシスコ会、アルメニア使徒教会の教会や修道院とともに、階段状庭園の遺構やエルサレムからベツレヘムに至る巡礼路の一部が世界遺産に登録されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013,		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）
審議概要	・議長から、関係者による協議により合意にいたったものであり、そのまま採択すること、又、採択後に意見表明なども行わないことを条件に合意に至っているため、意見表明は行わないことの説明があり、採択された。

決定概要

・スター通りと支線の再生を歓迎し、以下の点に関する追加情報を提出すること。
・「アクションクラブ」ラウンドアバウトに隣接する主要な来訪者用の駐車場を移動すること。
・西行減の介入という原則に基づき、不適切な増築部分や、機械・電気設備撤去後の修理については、適合するような材料を使用すること。
　・店先に関するデザインのガイダンス。
　・店先の色の画一化を避け、正当な理由なく広告塔を使用しないこと。
　・2019 年のイコモス技術審査の勧告に適合させること。
・文化財と観光地での統一的なサイン戦略の策定と実施を歓迎し、この点に関する追加情報を提供すること。
・2023 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

98. ジェッダ歴史地区：メッカへの玄関口

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.136	**ID No.**	1361
資産名称（英）	Historic Jeddah, the Gate to Makkah		
締約国	サウジアラビア王国		





© Simone Ricca

種別	文化遺産	**資産面積**	17.92 ha
タイプ	建造物群（現住歴史都市）	**緩衝地帯面積**	113.58 ha
評価基準	ii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2014 年
構成資産数	1		
資産概要	ジェッダは紅海の東岸にあり、インド洋交易路においてメッカに商品を運ぶための重要な港であった。この交易による繁栄を通じて、16 世紀から 20 世紀にかけて多文化都市が発展し、マグレブやアラビア、また遠く離れたインドや東南アジアからの商人を魅了した。ジェッダでは珊瑚石を用いた紅海沿岸の建築の風習と交易路沿いの知識・技術とが融合し、特有の建築文化が発展した。この繁栄は、スエズ運河が開通し、定期的に蒸気船が運行され、北はヨーロッパまでに交易が広がった時期、19 世紀末に頂点を迎えた。繁栄を享受した裕福な商人は、格子細工が施された木製の窓掛けで覆われた出窓を有する、精巧な 7 階建ての高層住宅を建設した。こうした建築はローシャン（roshan-s）と呼ばれている。ジェッダは 14 世紀から、もしくはそれ以前から、メッカを訪れるインド、北アフリカ、東アフリカ、南アフリカからの巡礼者のための港として、その役割を果たしてきたが、この役割は 19 世紀後半に著しく増している。このことは、年間 100,000 人にも及んだ巡礼者のために、当時都市が提供していた宿泊施設からも窺い知ることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2018, 2016		

保全状況	
現在の課題	住宅開発, 管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・報告書に記載された文書の完全版を、特に以下のものについて、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
  ・再生開発計画（マスタープラン）。
  ・保全と復元事業に関する完全な技術的な情報。
  ・マスタープランのための遺産影響評価（HIA）の枠組み。
  ・完全な統合保全戦略、設計ガイドライン、復元マニュアル。
  ・資産のリスク管理と予防計画。
・作業指針第 172 項に従い、取り消しが困難な決定が下される前に、資産の OUV に対して悪影響を及ぼす可能性がある大規模な開発事業については、適宜世界遺産センターに報告する必要があることを想起させる。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況につい

ての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

99. サウジアラビア・ハーイル地方の岩絵

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.137	ID No.	1472
資産名称（英）	Rock Art in the Hail Region of Saudi Arabia		
締約国	サウジアラビア王国		





© Saudi Commission for Tourism and Antiquities
Author: Dr Majeed Khan

種別	文化遺産	資産面積	2,043.8 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	3,609.5 ha
評価基準	i, iii	世界遺産一覧表記載年	2015 年
構成資産数	2		
資産概要	本関連資産群は、ジュッバ（Jubbah）に位置するジャバル・ウンム・シンマン（Jabal Umm Sinman）、およびシュウェイミス（Shuwaymis）に位置するジャバル・アル=マンジュール／ラアト（Jabal al-Manjor/Raat）の 2 件の構成資産から成る。ジュッバのジャバル・ウンム・シンマンでは、現代のアラブ人の祖先が、数多くの岩絵や碑文に彼らの存在の痕跡を残した。シュウェイミスのジャバル・アル=マンジュールおよびジャバル・ラアトでの多数の岩絵や碑文は、ほぼ 1 万年前の人類に帰するものであると考えられる。これらの構成資産は、サウジアラビアのみならずアラビア半島や中東全般において最大かつ最も豊富な岩絵群である。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017		

保全状況	
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、（線上の施設に対して）局所的な施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ、その他（雨水排水ダム及び貯水塔の視覚的影響）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・構成資産ジャバル・ウンム・シンマンの緩衝地帯拡張の提案を認めるが、資産の完全性に対する視覚的な影響を防ぐため、緩衝地帯の境界線を構成資産の西と南に 1.0～1.5km 拡張することと、この措置に対する全ての障害を示すことを再度勧告する。
・作業指針第 164 項と付属資料 11 に従い、軽微な境界線変更届を提出することを指摘する。
・作業指針第 172 項に従い、資産内で実施される全ての計画、事業と戦略、特に来訪者とモニタリングに関するインフラの追加開発の事業提案と関連する遺産影響評価（HIA）を提出すること。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

100.　スース旧市街

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.138	ID No.	498bis
資産名称（英）	Medina of Sousse		
締約国	チュニジア共和国		





© Editions Gelbart
Author: Jean-Jacques Gelbart

種別	建造物群	資産面積	31.68 ha
タイプ		緩衝地帯面積	60.99 ha
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1988 年 2010 年軽微な境界線変更
構成資産数	1		
資産概要	スースは、アグラブ王朝時代（800～909 年）に商業と軍事で重要な港として栄え、イスラム教の最初の数世紀に作られた町の典型的な例である。カスバ、城壁、メディナ（大モスク）、ブフタタ・モスク、典型的なリバト（砦と宗教的建物の両方）により、スースは沿岸防衛システムの一部であった。		
これまでの保全状況報告（年）	2021		

保全状況	
現在の課題	記述なし
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

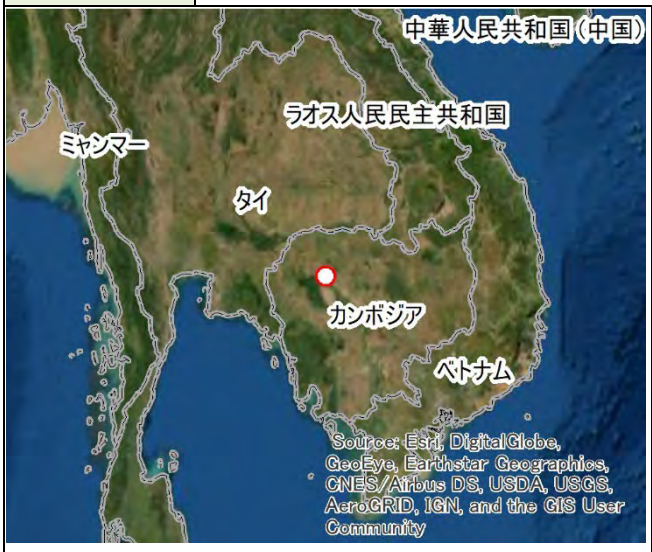
決定概要

・観光管理を含む、資産の保全管理と、ステークホルダーの間を調整するための保護価値化計画（PSMV）を確定し、採択及び実施すること。
・「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」に沿って、統合的かつ協調的に資産の管理と保全に取り組むため、スース市の都市開発計画に PSMV を統合するメカニズムや機会を探し続けること。
・条件が整い次第可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいして、保全管理の課題を是正し、資産の OUV の持続性を確保する包括的な枠組みを定める手順を、全ての関係当局とステークホルダーと共に協議することを推奨する。
・取り消しが困難な決定が下される前に、作業指針第 172 項に従い、主要な事業に関する情報について、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出する義務があることを指摘する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

101.　アンコール

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.139	ID No.	668
資産名称（英）	Angkor		
締約国	カンボジア王国		





© Ko Hon Chiu Vincent
Author: Ko Hon Chiu Vincent

種別	文化遺産	資産面積	40,100 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1992 年
構成資産数	3		
資産概要	トンレサップ湖の北にクメール王朝の旧都がほぼ 200 k ㎡にわたり広がっている。11～15 世紀にかけての栄華を今に伝える石造建造物群は、その芸術性の高さからも人類の遺産と呼ぶにふさわしいものである。時の流れと内戦によって崩壊の危機にあるアンコールは、世界遺産と同時に「危機にさらされている世界遺産リスト」に登録されたが、UNESCO を初め多くの国の支援により、危機遺産から解除された。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2014, 2010, 2008, 2006, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、管理制度/管理計画、その他（無秩序な都市域の拡大、不明確な財産権・建築規制、法律の運用が不徹底）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・アンコールの保護と持続可能な開発のための国際調整委員会（ICC-アンコール）の技術審査の後、報告された資産の緩衝地帯のすぐ外側の区域に観光複合施設を建設する事業を検討しないことを称賛し、既存のシェムリアップ国際空港延長事業を承認しなかったことにも満足するが、資産から遠く離れた場所に新しい国際空港を選択したことに留意し、両方のケースについて代替案を検討する場合は、技術的な文書を可及的速やかに、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。

・作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に影響を与える可能性がある主要な復元事業や提示された事業について、取り消しが困難な決定が下される前に、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に準拠して作成された詳細な情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。

・ユネスコ世界遺産と持続可能な観光プログラムから助言を受け、将来の観光事業の規模、範囲、性質が、どのように資産の完全性と真実性を支えることが可能かを導くための包括的な原則を示すため、資産の持続可能な観光開発計画更新を奨励し、観光開発計画の素案と、持続可能な観光開発計画改訂版を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。

・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を、諮問機関の審査のため、世界遺産センター

に提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

102.　古代真臘（イーシャナプラ）の考古遺跡、サンボー・プレイ・クック寺院ゾーン

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.140	ID No.	1532
資産名称（英）	Temple Zone of Sambor Prei Kuk, Archaeological Site of Ancient Ishanapura		
締約国	カンボジア王国		





© So Sokun Theary
Author: So Sokun Theary

種別	文化遺産	資産面積	1,354.26 ha
タイプ	考古遺跡（古代都市）	緩衝地帯面積	2,009.30 ha
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2017 年
構成資産数	1		
資産概要	サンボー・プレイ・クックは、カンボジアにおいて 6 世紀から 7 世紀に繁栄した古代真臘朝の首都、イーシャナプラの遺跡であると考えられている。都市は、大規模で複雑な都市計画を反映していると言われる。また、サンボー・プレイ・クック様式として知られる独特な図像が生み出された。王と神を同一視する概念が導入され、クメール語が共通語とされるなどこの都市の文化的、政治的影響は市域をはるかに超え、重要な外交使節が訪れた。また、このような特徴が組み合わさって、後に、より有名なアンコール王朝を生み出した。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019		

保全状況	
現在の課題	不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、その他（一部の寺院について崩壊するリスクがある）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・前回の委員会勧告実施の進捗を称賛し、以下の方法により進捗を継続すること。
  ・資産の OUV の属性の記録を統合し、OUV の言明、記録、マッピング、状態の評価が管理システムに組み込まれることを確実にすること。
  ・サンボー・プレイ・クックの保全マニュアル素案をとりまとめ、緊急かつ長期的な保全事業実施を支援するため、新しい要素や教訓を盛り込んで定期的に更新すること。
  ・資産の建造物、自然環境、来訪者をモニタリングする手段を含む、体系的なリスク対応と他の必要な管理要素の開発や、計画された活動のための適切な資源全ての特定を継続することで、管理計画を更に洗練させること。
  ・各寺院ゾーンの収容力評価を継続し、その結果を観光計画に組み込み、資産内での活動、タイムフレーム、資源を含めて観光管理計画を策定すること。
  ・略奪防止措置を引き続き実施すること。
  ・保全復元事業、リスクデータ、集落の形態、古代の水力構造、来訪者の満足度、コミュニティの関与、より広範な環境指標に関して定期的に報告し、モニタリングシステムの有効性を確認すること。

・登録範囲が完全に記録化され評価された後、資産の境界線を拡張する長期の可能性を検討すること。
・様々な対象者に対するキャパシティビルディングプログラムの継続的な開発。
・資産内で発見された遺物の状態を改善させ、教育やアウトリーチ目的のインタープリテーションと展示を徐々に改善させることを奨励する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

103.　マカオ歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.141	ID No.	1110
資産名称（英）	Historic Centre of Macao		
締約国	中華人民共和国		





©Serge Dos Santos
Author: Serge Dos Santos

種別	文化遺産	資産面積	16.1678 ha
タイプ	建造物群（継続して居住されている歴史都市）	緩衝地帯面積	106.791 ha
評価基準	ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	2		
資産概要	マカオ（Macao）は国際貿易の発展において、戦略的に重要な港であった。16 世紀半ばから 1999 年までポルトガルの行政下にあり、以降は中国の統治下にある。歴史的な街路、住居、ポルトガルと中国の宗教的・公共的建造物とともに、歴史地区には東西の美学的、文化的、建築的、技術的影響が表れている。本資産には要塞や中国最古の灯台も含まれている。国際貿易における中国と西洋の長きにわたる交流を表す例の一つである。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2013, 2011, 2009, 2008		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、管理制度/管理計画、土地改変
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・文化遺産の保護を都市計画と開発に統合するための、資産の包括的保護管理計画とマカオ特別行政区のマスタープラン（2020～2040）の取りまとめに向けた追加の進展に留意し、管理計画の採択と実施に先立ち、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提供することを再度確認する。

・カルサダ・デ・ガイオ 18-20 番地の未完成の高層ビルが既存の高さで完成することに留意しつつ、このビルの上層階のデザインをより透明でかさばらないものに修正して視覚的な影響を軽減することを要請し、Avenida do Dr. Gaio の都市デザインと保全計画の詳細な調査を実施することを要請する。また、既存の遺跡の状態、法的または計画上の制約、HIA の要件を考慮して、既存の高さ制限の引き下げの可能性を検討し、この研究の成果が正式に採択されるまで、新規の建造物の承認を一時停止すること。

・上述のマスタープランと地下・改訂輸送線などの主要な事業について、世界遺産センターと諮問機関と連絡を取りつつ、全ての開発事業も資産と OUV を危険にさらすものでなく、確実に支援するものにするため、管理計画に対する勧告に従うことを再度要請する。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

104.　ボロブドゥル寺院遺跡群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.142	ID No.	592
資産名称（英）	Borobudur Temple Compounds		
締約国	インドネシア共和国		





© UNESCO
Author: Giovanni Boccardi

種別	文化遺産	資産面積	25.51 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	64.31 ha
評価基準	i, ii, vi	世界遺産一覧表記載年	1991 年
構成資産数	3		
資産概要	ジョクジャカルタの北西約 40km に位置する。1814 年、当時のジャワ島副総督のラッフルズによって発見された。建築年代には明証はないが、8～9 世紀にかけてこの地に仏教文化が栄えた頃のものと推定され、仏教建築の最高峰といわれている。ユネスコの呼びかけにより、1972 年から国際的な協力のもと 10 年の歳月をかけて修復工事が行われた		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2009, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 1995		

保全状況	
現在の課題	記述なし（2021 年時点）
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・2019 年、ボロブドゥール地域がインドネシア国内 5 か所のスーパープライオリティ観光目的地のひとつに指定され、その後、①文化地区を示すゲートの設置、②メンドゥト–パウォン–ボロブドゥール寺院を結ぶ文化歩道の整備、③ボロブドゥールコンコース地区の開発、④ボロブドゥール商業地区、駐車場の移転を含む地域開発計画の改定が行われたが、遺産影響評価(HIA)の結果、これらは OUV 及び周辺景観に影響を与えると予測された。 2．世界遺産センターの見解 ・ボロブドゥール保全事務所（BCO）は、地域開発計画の上記事業について、総合環境管理計画(ITMP BYP)に基づいておらず、OUV に対する負の影響が懸念されるとしている。 ・資産範囲及び周辺が、広範囲の観光開発にさらされており、すでに開発が始まっていることは大いに懸念される。このことについても、第三者からの情報が届くまで締約国から報告はなかった。資産範囲内及び近辺で計画されている開発は、遺産影響評価(HIA)及びボロブドゥール保全事務所(BCO)が指摘するように、OUV 及びセッティング、周辺景観に対して負の影響を与える影響がある。これらの事業が完了すれば、既に現状で管理計画に示された収容力を超えている状況であるにも関わらず、さらに来訪者が増加するであろう。この地域の観光開発について、OUV と合致した一般的方針を示した包括的な観光管理計画は存在しないし、個々のプロジェクトに対する最低限の基準も示されていない。ボロブドゥール地域の観光開発に関する全体的な枠組みとし

	て、総合環境管理計画(ITMP BYP)及び来訪者管理計画(BVMP)を提出するよう締約国に要請する。 ・また、イコモスによる予備的技術レビューに従って、当該事業及び HIA を改定するよう締約国に要請する。改定された HIA には、現在かけている情報（HIA に関わったコンサルタントの校正及び担当、調査に用いた方法論、工事段階の影響、新しく計画されている工作物の将来の用途）を加える必要がある。これらすべてを提出し、イコモスによるレビューをうけ、必要であれば修正を加えたうえで採択が完了するまで、資産範囲内及びその周辺での全ての開発事業を停止するよう締約国に要請する。その結果、OUV に対する潜在的影響が大きいために、全く進めることができない事業がひとつ以上存在する可能性もある。 ・本資産に関する権限は、様々な組織に分かれている（資産：教育文化省の下にあるボロブドゥール保全事務所、緩衝地帯：国務省所有の企業体であるタマン・ウィサタ・カンディ・ボロブドゥール・プランバナン及びラトゥ・バコ、緩衝地帯の外：内務省の下にあるメガラン地域政府)。この複雑な管理体制の結果、これらの組織間でコミュニケーションの欠如及び、開発から得られる利益に対して保全資源が釣り合っていない状態が生じている。コミュニティの代表者の参画が十分でなく、観光から得られる利益はコミュニティと共有されてこなかった。インドネシア共和国法 2010 年第 11 号に基づいて、ボロブドゥール国家戦略地区の全体をカバーする統括管理組織を設置するよう締約国に要請する。この組織に、国、地域政府、民間パートナー、地域コミュニティを含めるべきである。また、当該組織では、教育文化省及びボロブドゥール保全事務所(BCO)が主導的役割を担う必要がある。 ・法 2010 年第 11 号には、HIA 策定に関する概略規定があるが、標準的手続きや技術的ガイドラインはない。世界文化遺産に関する 2011 年イコモスガイダンスに則って、資産範囲内及び周辺の開発若しくは復元事業に適用する具体的な HIA の仕組みを開発するよう締約国を奨励する。また、作業指針第 172 段落に則って、OUV に影響を与える可能性のある計画については、世界遺産センターに連絡するよう締約国にリマインドする必要がある。 3．世界遺産委員会での審議 ・タイ、キルギスから、資産範囲内での事業は停止され、資産範囲外での整備は持続可能な発展のために必要であるとして、修正案が提出された。 ・キルギスは、JICA マスタープランのゾーニング計画に則って寺院の外で行われている事業は、地域の芸術家などが集まる創作の場を創出するなど良いプロジェクトであるとして、修正案を支持し、中国、ウガンダ、エチオピア、エジプト、オマーン、ブラジル、サウジアラビアがこれを支持したが、ノルウェー、オーストラリアの質問により、資産範囲内では新たな事業は停止されているが、既存の事業 1 件が進められていることが確認され、ドラフティンググループで決定案を検討し、採択された。

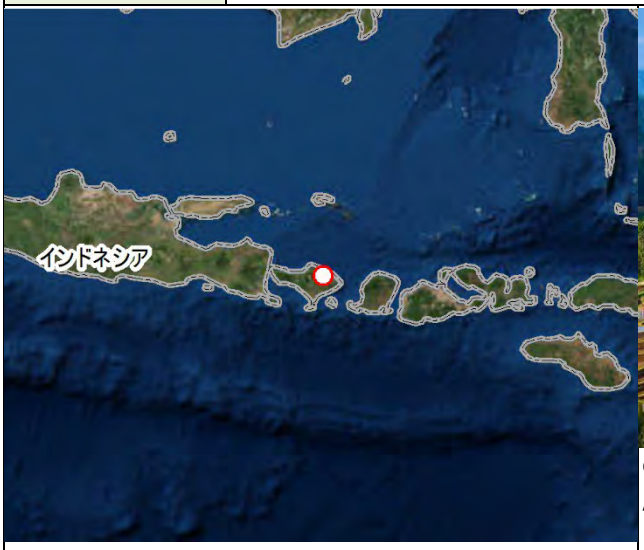
決定概要

・遺産範囲内及び周辺での大規模開発について、工事の停止を継続するよう要請する。
・ボロブドゥール・ジョグジャカルタ・プランバナン統合観光管理計画(ITMP BYP)及びボロブドゥール来訪者管理計画 (BVMP)を世界遺産センターに提出するよう要請する。
・資産範囲内及び周辺で計画されている事業が資産の OUV に負の影響を与えないようにするため、世界遺産センター及び諮問機関と段階的な対話及び協議を行うことを奨励する。
・イコモス予備的技術レビューに従ってプロジェクトを見直し、遺産影響評価（HIA）を修正し、世界遺産センターに提出するよう要請する。
・資産範囲内及び周辺で計画されている開発もしくは復元事業を対象とした遺産影響評価の仕組みを、世界文化遺産の遺産影響評価に関するイコモスガイダンスに則って構築することを奨励する。
・作業指針第 172 段落は、資産の OUV に影響を与える可能性がある事業について世界遺産センターに連絡するよう締約国に要請しており、変更が難しい決定を下す前の段階で HIA その他の関連文書を提出するよう要請する。
・保全状況及び上記の実施状況についての報告を 2022 年 12 月 1 日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

105.　バリ州の文化的景観：トリ・ヒタ・カラナ哲学に基づくスバック灌漑システム

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.143	**ID No.**	1194
資産名称（英）	Cultural Landscape of Bali Province: the Subak System as a Manifestation of the Tri Hita Karana Philosophy		
締約国	インドネシア共和国		





©Ko Hon Chiu Vincent
Author: Ko Hon Chiu Vincent

種別	文化遺産	**資産面積**	19,519.9 ha
タイプ	遺跡(文化的景観)	**緩衝地帯面積**	1,454.8 ha
評価基準	ii, iii, v, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2012 年
構成資産数	5		
資産概要	バリには、伝統的な水利システム「スバック」を用いた棚田が残る。スバックとは水路や堰の集合であり、スバックごとに水神を祀る寺院がある。このうち、18 世紀に王室の勅願によって創建されたタマン・アユン寺院は、バリ島で最も大規模な宗教建築である。スバックの起源は 9 世紀ごろにまで遡るとされており、トリ・ヒタ・カラナ、つまり霊魂・人間・自然の調和というバリ独自の哲学に基づいている。トリ・ヒタ・カラナはバリとインドの 2000 年間にわたる交流のなかで育まれた思想であり、バリの風土形成に多大な影響を及ぼした。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014		

保全状況	
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、ガバナンス、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、土地利用の改変、管理制度/管理計画、遺産の社会的な評価
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産に対する現状の優先事項に関して提供された最新情報と、農業コミュニティを支援して農業警戒感のレジリエンスと持続可能性を高めるため、バリ州、タバナン県、ギャニャール県が計画及び実施している、様々な財政的、文化的、物理的な措置を歓迎し、スバックの活動を支える新たな収入の機会を得るため、慣習的な村落に対する最近の規制利用をモニタリングすること。

・現在、インドネシアの全ての世界文化遺産に適用される遺産影響評価（HIA）の技術ガイドラインが策定されていることに留意し、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に準拠した活動実施を奨励し、資産の管理システムと連携し、文化的景観の OUV を継続して保護する必要性に明確に対処できる、具体的な HIA のメカニズム開発を継続すること。

・資産内とそのセッティング内、特に Jatiluwih、における新規の開発全てに対して HIA を実施することと、取り消しが困難な決定が下される前に、新規開発事業と関連する HIA の文書を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

106.　イスファハンのイマーム広場

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.144	**ID No.**	115
資産名称（英）	Meidan Emam, Esfahan		
締約国	イラン・イスラム共和国		





©UNESCO
Author: Francesco Bandarin

種別	文化遺産	**資産面積**	ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	ha
評価基準	i, v, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1979 年
構成資産数	1		
資産概要	イマーム広場は、17 世紀初頭にサファヴィー朝のアッバース 1 世によって建造され、そのあまりの大きさと美しさのため「世界の写絵」(ナクシュ・エ・ジャハン)と呼ばれていた。アッバース 1 世によって新たに首都となったイスファハンにとって、イマーム広場はまさに心臓であった。この広大な広場は四方をモスクや宮殿といった建造物と、それらを繋ぐ 2 層構造のアーケードで囲まれている。こうした建造物は植物文様の彩釉タイルで全面が覆われており、なかでもイマーム・モスクのタイル装飾はイランにおける最高傑作との呼び声も高い。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 1995		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、地下交通インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の保全管理計画（CMP）、災害リスク管理計画（DRMP）、アリ・カプ建造物に対する過去の構造的介入に関する詳細報告書の提出に伴う努力を評価し、以下の提出を要請する。
　・CMP の概要の最新版と、計画の完全な素案。
　・DRMP の素案（以下の要素を含む）。
　　・ステークホルダー間の役割と責任の分担を含む、一連の活動と組織の計画を示す実際の初動措置。
　　・アリ・カプ建造物を始めとする、イマーム広場の建造物に対する具体的な地震対策の計画。
・また、DRMP の一環として、資産と緩衝地帯での上下水道システム調査が実施されたことを評価し、完全な事業プログラムを、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提供することを再度要請する。
・資産周辺の自動車と歩行者回廊の再編成の可能性を考慮し、作業指針第 172 項に従い、取り消しが困難な決定が下される前か、追加の事業が実施される前に、資産に対する自動車と歩行者アクセスのための空間構造の開発に向けた最終の計画を、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提供することを再度要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況につい

ての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

107.　ファールス地域のササン朝考古景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.145	**ID No.**	1568
資産名称（英）	Sassanid Archaeological Landscape of Fars Region		
締約国	イラン・イスラム共和国		





© ICHHTO
Author: B. Sedighi

種別	文化遺産	**資産面積**	639.3 ha
タイプ	考古遺跡	**緩衝地帯面積**	12,715 ha
評価基準	ii, iii, v	**世界遺産一覧表記載年**	2018 年
構成資産数	8		
資産概要	イランのファールス地域南東部のフィルーザーバード（Firuzabad）、ビシャプール（Bishapur）、サルヴェスタン（Sarvestan）３地区に分布する８つの考古遺跡から成るシリアルプロパティである。本資産の要塞、宮殿、レリーフ、都市プランは、224 年から 658 年まで地域一帯に広がっていたササン朝の最初と最後の瞬間を伝えている。ササン朝の始祖アルダフシール１世の軍事本部であり最初の首都の遺跡、彼の後継者であるシャープール１世の都市の遺跡、7 世紀から 8 世紀にかけてササン朝からイスラム時代に変わっていく様子を示す記念物が含まれる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画、その他（複数の構成資産が崩壊の危機にあるか、重大な劣化状態にある）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

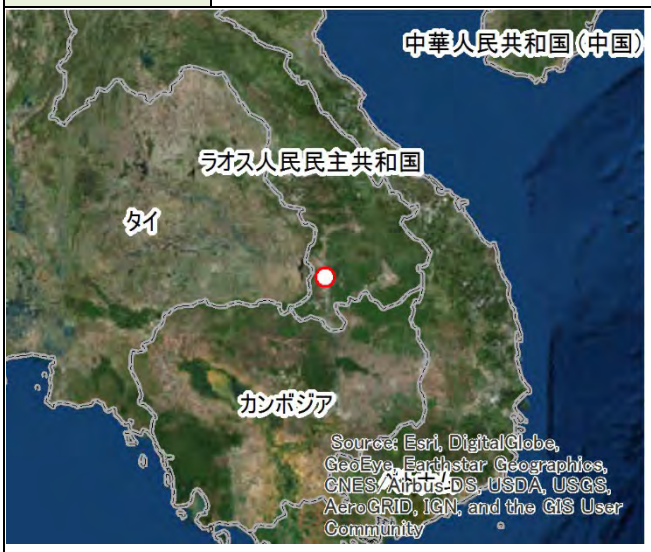
・進展に留意し、過去の決定で確認された以下の事項を含む課題に対し、作業を継続すること。
  ・緊急の措置として、資産の統合保全管理計画を取りまとめること。
  ・状態が悪い、深刻な劣化の恐れがある、あるいは崩壊の恐れがある構成資産に対して、保全事業を継続すること。
  ・考古学的事業の影響を受けやすい地域を特定するため、Ardashir Khurreh の地理物理学調査プログラムを完了し、影響を受けやすい地域で農業が行われないようにすること。
  ・ビシャプール地域の構成資産 2 件を包含する境界線を、登録時の要請通りに修正し、修正後の緩衝地帯の規制の案も併せて提出すること。
・2021 年にリスクに対する備えと災害軽減に関する計画をモニタリング戦略と共に策定する意図に留意し、これらの計画を統合管理計画素案と共に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・作業指針第 163～164 項と付属資料 11 に基づき、地図と規制の写しと共に軽微な境界線変更届を世界遺産センターに提出し、緩衝地帯の規制案とフィルーザーバード地域の構成資産の境界線と緩衝地帯の変更を正式に決定すること。

・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

108.　チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.146	**ID No.**	481
資産名称（英）	Vat Phou and Associated Ancient Settlements within the Champasak Cultural Landscape		
締約国	ラオス人民民主共和国		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	**資産面積**	39,000 ha
タイプ	遺跡(文化的景観)	**緩衝地帯面積**	不明
評価基準	iii, iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2001 年
構成資産数	1		
資産概要	首都ビエンチャンから 500km ほど南東のチャンパサック地域には、ワット・プー遺跡群を中心に古代東南アジア、とりわけクメール王朝時代の文化的景観がよく残されている。プー・カオ山頂からメコン河岸に至る 10km ほどの範囲に、寺院や水道、採石場やアンコールへ通ずる街道といった遺構が極めて計画的に配置されている。当時のチャンパサック地域は中国よりもインドの文化的影響が強かったとされるが、この文化的景観もヒンドゥー教における自然と人間のあり方を具象化としたものと考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014, 2012, 2011, 2004, 2003		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・管理計画の更新が進んでいることに留意し、2022 年 2 月 1 日までに、ミッション・チャレンジ施行のアプローチで、資産に関する全ての活動の情報を提供し、最終の素案を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・委員会の審査のため、2001 年の登録時の資産の地図の最新版を、20222 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに提供することを再度要請する。
・チャンパサック水道国営企業が実施した水道延長事業が、前回の決定で要請された遺産影響評価（HIA）を実施せず、また中止されずに 2019 年に完成したことを遺憾に思い、2018 年に提出されたチャンパサック水道事業（WSP）に対する HIA で提案された緩和措置の完全な適用に関する報告が無いことを指摘し、以下を要請する。
　・WSP に対する HIA で示された緩和措置の実施状況の報告書を提出すること。
　・ラオスにある世界遺産の OUV に影響を与える可能性がある全ての開発事業に対して、適切な影響評価を積極的に実施することを義務付ける法的枠組みを正式に確立することを検討すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

109.　大ボルハン・ハルドゥン山及びその周辺の聖なる景観

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.147	**ID No.**	1440
資産名称（英）	Great Burkhan Khaldun Mountain and its surrounding sacred landscape		
締約国	モンゴル		





© A. Duurenjargal
Author: A. Duurenjargal

種別	文化遺産	**資産面積**	443,739.2 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	271,651.17 ha
評価基準	iv, vi	**世界遺産一覧表記載年**	2015 年
構成資産数	1		
資産概要	モンゴル北東部のボルハン・ハルドゥン山は、シベリア・タイガ気候の針葉樹林と、広大な中央アジアの草原が対面する場所にそびえる。万年雪をいただく山は古来、山岳信仰の聖地とされ、シャーマニズムと仏教が融合した祭事が現在でも行われている。またこの山はチンギス・ハーンが生まれ、彼が葬られたとの言い伝えがある。チンギス・ハーンはボルハン・ハルドゥン山を信仰することによってモンゴル民族の統一を目指したともいわれ、世界史上重要な歴史的意義をもっている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画、銅材採掘
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の機能管理当局を設立し、前回の決定で示された要請に対処する活動を称賛する。
・管理計画の素案を適切な時期に世界遺産センターに提供したことに留意し、イコモス技術審査の勧告を考慮して、管理計画を取りまとめる際に以下を含めることを要請する。
　・重要な指標を用いた、資産の緩衝地帯の保全、保護、管理状況をモニタリングするシステム。
　・資産と緩衝地帯の観光開発と来訪者管理の方針と計画を強化すること。
　・スケジュール、活動、優先順位、機関、推定の予算と財源、実施する機関、モニタリング指標を含む詳細な短期、中期、長期の行動計画。
・作業指針第 172 項に従い、復元や示された事業と、それらの資産の OUV に対する潜在的な影響に関する情報と、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に準拠して策定した遺産影響評価（HIA）の詳細情報を含めて、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

110.　仏陀の生誕地ルンビニ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.148	**ID No.**	666
資産名称（英）	Lumbini, the Birthplace of the Lord Buddha		
締約国	ネパール連邦民主共和国		





© UNESCO
Author: Junko Okahashi

種別	文化遺産	**資産面積**	1.95 ha
タイプ	遺跡	**緩衝地帯面積**	22.78 ha
評価基準	iii, vi	**世界遺産一覧表記載年**	1997 年
構成資産数	1		
資産概要	後に釈尊として知られるガウタマ・シッダールターは、紀元前 623 年にこのルンビニ園で誕生した。ルンビニは釈尊の死後すぐに巡礼の地となり、現在も仏教の四大聖地の 1 つである。マーヤー・デーヴィー寺院（Maya DeviTemple）、アショーカ王の記念石柱、精舎などの遺構が残るが、最も古い遺構は紀元前 3 世紀に属すると考えられている。1895 年にドイツ人考古学者フューラーによって発掘されるまで世間から忘れ去られていたが、現在、遺跡は巡礼地としての整備が進められている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2016, 2014, 2012, 2011, 2009, 2008, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999		
保全状況			
現在の課題	大気汚染、商業開発、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設,法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、祭祀/信仰/宗教利用		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・資産の統合管理の枠組み（IMF）の取りまとめに留意するが、複数の要請にも拘わらず。IMF が正式に採択されていないことを遺憾に思い、優先事項として、IMF を採択し実施することを緊急に要請する。
・世界遺産センターに対する通知と記録の提出以前に、資産と緩衝地帯内で開発行為が実施され続けていることを懸念し、予定されている事業すべてに対して、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に従って遺産影響評価（HIA）を完了することを再度要請する。また、これらの HIA と関連する文書を、作業指針第 172 項に従い、取り消しが困難な決定が下される前に、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提供すること。
・本資産の保全のためのユネスコ/日本信託基金事業による様々な段階、特に考古学的調査、キャパシティビルディングや意識向上に関する活動の進展に留意し、同事業の下で設立された国際科学委員会（ISC）と共に、締約国と他のパートナーに対して、優先事項として聖地の保護管理に努力を集中する全体的なアプローチを取り、資産の OUV と広範なセッティングに対する潜在的、確認済みの危険を緩和することを強く奨励する。

・決定 43 COM 7B.71 の要請通り、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいし、全体的な保全状況を評価し、IMF と進行中である研究・開発案全てを検討し、第ルンピニ地域に対する戦略アプローチと資産の OUV 保護を整合するルンピニ世界平和都市の両方の影響を考察することを要請する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

111.　フィリピンのバロック様式教会群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.149	**ID No.**	677bis
資産名称（英）	Baroque Churches of the Philippines		
締約国	フィリピン		





© Barbara Blanchard
Author: Barbara Blanchard

種別	文化遺産	**資産面積**	2.43 ha
タイプ	建造物群	**緩衝地帯面積**	106.13 ha
評価基準	ii, iv	**世界遺産一覧表記載年**	1993 年
構成資産数	4		2013 年　軽微な境界線の変更
資産概要	この 4 つの教会は、16 世紀後半にスペイン人によって建てられたのが最初で、マニラ、サンタマリア、パオアイ、ミアグアオにある。そのユニークな建築様式は、ヨーロッパのバロック様式を中国とフィリピンの職人が再解釈したものである。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2000, 1998, 1997		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、祭祀/信仰/宗教利用
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・BIB 事業が資産の OUV に間接的・長期的な影響を及ぼす可能性があることを懸念し、以下を要請する。
　・BIB の設計と位置、また「事業を行わない場合のオプション」の可能性を再考し、イコモス技術審査と、AIA と HIA の勧告と緩和策（聖アグスチン教会の周辺道路を歩行者エリアに改変することや、教会に対する構造評価の実施、イントラムロスの特徴に橋のアプローチ部分のデザインを適合することなど）を考慮すること。
　・BIB 事業に対する HIA を修正し更新すること。
　・イコモス技術審査の結果に基づいて、BIB 事業の AIA を拡張すること。
　・保全管理計画（CMP）を改訂し、資産の重要性を伝える全ての属性の長期的な保全管理を促進すること。
　・バルアルテ・デ・サント・ドミンゴの再建案について追加情報を提供すること。
　・取り消しが困難な決定が下される前に、また事業の実施に進展がみられる前に、更新された AIA、HIA、CMP を含む BIB 事業の改訂文書を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・事業に関する情報を一般に公開し、遺産の専門家や地域コミュニティを含むステークホルダーとコミュニケーションをとりつつ、資産の保全を確実にする強固な管理体制の構築を奨励する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

112.　リンギリ・ダンブッラ石窟寺院

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.150	ID No.	561
資産名称（英）	Rangiri Dambulla Cave Temple		
締約国	スリランカ民主社会主義共和国		





© UNESCO
Author: Giovanni Boccardi

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, vi	世界遺産一覧表記載年	1991 年
構成資産数	1		
資産概要	ダンブッラの黄金寺院は、スリランカで最大かつ最も保存状態のよい石窟寺院群であり、総面積 2,100 ㎡を超える壁画や 157 体の仏像、神像を有する稀有な文化的景観である。その起源は紀元前 3 世紀に遡るとされ、創建以来、2200 年もの長きにわたって巡礼地として信者の崇敬を集めてきた。また、18 世紀のキャンディ王国における美術を伝える貴重な遺産でもある。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2016, 2014, 1999, 1997		

保全状況	
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、観光/来訪者/レクリエーションの影響、害虫、管理制度/管理計画、祭祀/信仰/宗教利用、水、その他（壁画の劣化が継続している）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2019 年管理計画で特定された、即時かつ短期の優先事項の実施から生じる保全アプローチと関連する報告書を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供すること。
・観光管理戦略と柔連射管理戦略を含む来訪者管理計画を取りまとめ、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供することを再度要請する。
・決定 43 COM 7B.75 で要請した通り、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいし、資産の保全状況、特に管理計画修正版の実施と、資産の記録と保全に関して継続している作業、来訪者管理戦略の進展、資産の緩衝地帯拡張のための軽微な境界線変更案を評価すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

113.　ベラットとギロカストラの歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.151	ID No.	569
資産名称（英）	Historic Centres of Berat and Gjirokastra		
締約国	アルバニア共和国		





©Aneta Ribarska
Author: Aneta Ribarska

種別	文化遺産	資産面積	126.7 ha
タイプ	建造物群(現在も人が居住している歴史的都市)	緩衝地帯面積	230.9 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	2		
資産概要	ベラットとギロカストラは、典型的なオスマン朝期の建築が残る数少ない町である。中央アルバニアに位置するベラットでは、数々の宗教や共同体が共生を試みてきた。カラ（Kala）と呼ばれる13世紀の城塞を中心として、多くのビザンティン期の教会とともにオスマン朝期のモスクが現存している。一方で、南アルバニアのドリノス（Drinos）川流域の渓谷にあるギロカストラには、17世紀に顕著な 2 階建ての家屋が建ち並ぶ。また、バザール、18 世紀のモスク、教会 2 棟も現存する。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、不法行為、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（歴史的都市地区における適切な消火体制の欠如）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・ギロカストラのバイパス道路を除く統合都市開発事業（PIUTD）の要素について、様々な事業が提案されていることを歓迎し、PIUTD 事業の主な目的が観光開発であることに留意して、以下を要請する。
　・保全状況報告書の付属資料 3、 4、 5、 6、 9 に示された事業の改善のため、イコモスが示したコメント勧告を、事業提案の今後の策定と実施前に考慮すること。
　・保全状況報告書の付属資料 6 と 7 に示されている事業については、実施に関する決定を下す前に、諮問機関による追加の検討を待つこと。
　・開発計画を多様化し、資産の将来のために広範かつレジリエンスを持つ経済基盤を強化すること。
・委員会の過去の要請を踏まえ、統合管理計画（IMP）を早急に完成させ、実施前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提供することを再度要請する。
・作業指針第 172 項に従って締約国より受領した、ギロカストラのバイパス道路の新しい計画に留意し、またこのバイパス道路が既に建設中であるという第三者からの報告に留意し、事業が OUV に何らかの損害を与えたかを評価するため、リアクティブモニタリングミッションが資産を訪問することができるようになるまで、バイパス道路の建

設を中止することを緊急に要請する。
・世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいし、資産全体の保全状況に対する進展の評価と、IMP 策定に関するガイダンスの提供、開発管理とモニタリング指標の有効性の評価、ギロカストラのバイパス事業の評価を実施すること。
・作業指針第 172 項に従い、正式な承認前に全ての開発に関する提案を、諮問機関の審査のため、継続して世界遺産センターに提供することを奨励する。
・2022 年の第 45 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 2 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

114.　ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.152	ID No.	1321rev
資産名称（英）	The Architectural Work of Le Corbusier, an Outstanding Contribution to the Modern Movement		
締約国	フランス共和国、アルゼンチン共和国、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国、インド、日本国、スイス連邦		





種別	文化遺産	資産面積	98.48 ha
タイプ	建造物群(建築)	緩衝地帯面積	1,409.38 ha
評価基準	i, ii vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	17 (記念物 9、サイト 8)		
資産概要	ル・コルビュジエの建築作品は、20 世紀の建築及び社会が抱える根本的な課題のいくつかに対する顕著な対応を代表するものとして選定された 17 の構成遺産からなる、国境をまたがるシリアルプロパティである。ル・コルビュジエ自身が「辛抱強い研究」と称した、半世紀にわたる成果である。現在 4 大陸 11 か国に残るル・コルビュジエの作品のなかから選ばれた 3 大陸 7 か国の構成資産は、建築の実践が建築史上初めて、全地球を通じてインターナショナルなものとなったことを示す物証である。構成資産は、新しいコンセプトを反映し、広い地域に重大な影響を及ぼし、近代建築運動の思想を世界中に広めた点で革新的である。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2018		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画
審議概要	1．締約国による保全状況報告 • ル・コルビジェ財団事務局は、常設委員会に関係締約国間で知識及び記録を交換する場を設置した。事務局が各地域及び各国の運営委員会に参加し、OUV に影響を与える可能性のある開発事業がある場合には協議に応じている。 • インドが、2015 年に完成した幾何学の丘プロジェクトの建築平面図及び写真を提出した。コルビュジエの図面に基づき彫刻の設置を行う予定となっている殉教者慰霊碑において作業継続中であり、これについてはインドが状況報告を提出した。 • 当初 2020 年の完成予定であったチャンディガール保全保存計画は現在作業中であるが、モニタリング指標に関する修正スケジュールをインドが提出した。 • ギエット邸（ベルギー）の修理について、2019 年に承認された管理計画に基づいて準備を進めている。緩衝地帯の改定に向けて関係機関で協議を継続している。 • クルチェット邸（アルゼンチン）の管理活用計画の策定が進められいる。ラプラタ市がラプラタ地区歴史的保護区条例案を策定しており、最終承認待ちとなっている。 • 作業指針第 172 段落に則って以下のとおり、OUV に影響を与える可能性のある大規模修復及び/

	若しくは新規建設についての報告を提出した。 ➢ フランス:サン・ディエ工場付近での遺産インタープリテーションスペース整備（追加情報提出予定)、ユニテ・ダビタシオン付近での開発計画（一時停止し、F/S 準備中)。サヴォア邸の緩衝地帯内でのコルビュジエ博物館（影響評価準備中)。 ➢ インド: キャピトル・コンプレックスの資産範囲内及び緩衝地帯内で多層階地下駐車場など複数の介入計画。 ➢ スイス: イムーブル・クラルテの旧管理人宿舎内にビジターインフォメーションセンターを設置した。 ➢ 日本: イコモス及び世界遺産センターとのやりとりを経て、JR 上野駅の改修が進められている。 2．世界遺産センターの見解 ・HIA を実施している締約国もあるが、全ての構成資産で共通して実施されているわけではないことから、全ての構成資産で HIA 手続きを導入するよう勧告する。全関係締約国で一貫したアプローチを進める上で常設委員会が重要な役割を果し得る。 ・構成資産キャピトル・コンプレックス（インド）について、空調（HVAC）補助工作物、「パンジャブ及びハリャナ高等裁判所のホリスティックな開発」、多層階地下駐車場プロジェクトについて追加情報が必要である。また、キャピトル・コンプレックスの資産範囲内及び緩衝地帯内で計画されている全ての開発（多層階地下駐車場を含む）について個別の潜在的影響及び累積的影響を評価するための HIA を実施する必要がある。さらに、チャンディガール保全計画を完成させるよう奨励すべきであると考える。 ・ギエット邸（ベルギー）の管理計画が承認されたが、緩衝地帯の保護措置が未整備のままである。 ・資産範囲の中もしくは周辺地域で複数の事業等が計画されていることから、作業指針第 172 段落に則って世界遺産センターに連絡するよう要請する必要がある。 3．世界遺産委員会での審議 ・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。
決定概要	
・常設会議により知見及び記録について交換する場が設置されたことは、開発プロジェクトのモニタリング、保全、潜在影響についての意思決定を行う能力をさらに強化することにつながり、歓迎する。 ・いくつかの関係締約国は、すでに、開発事業が OUV に与える可能性のある影響を分析するために遺産影響評価(HIA)を用いていることを踏まえ、個々の構成資産及び本シリアルプロパティ総体としての OUV に対する潜在的な負の影響を評価できるように、関係締約国が「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011)」に則って HIA 手続きを導入し、全ての構成資産について影響評価によるアプローチを強化することを奨励する。 ・空調（HVAC）補助工作物、「パンジャブ及びハリャナ高等裁判所のホリスティックな開発」、多層階地下駐車場プロジェクトについての追加情報を 2022 年 2 月 1 日までに提出するとともに、キャピトル・コンプレックスの資産範囲内及び緩衝地帯内で計画されている全ての開発（多層階地下駐車場を含む）について個別の潜在的影響及び累積的影響を評価するための HIA を実施し、プロジェクト図書と合わせて世界遺産センターに提出するようインド政府に要請する。また、インド政府がチャンディガールの保全計画を完成させることを推奨する。 ・ギエット邸の緩衝地帯については具体的な保護措置が欠けたままであることから、ベルギー政府に対し、当該構成資産の特定の必要性に応じた保護を導入するよう要請する。 ・資産範囲の中もしくは周辺地域で進行中または計画されているプロジェクトや活動について、作業指針第 172 段落に則って、世界遺産センターに連絡し、取り消すことが困難な決定を下す前に、諮問機関のレビューを受けるために関係する書類を提出するよう関係締約国に要請する。 ・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、保全状況及び上記の実施状況に関する報告を 2022 年 12 月 1 日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。	

その他の世界遺産の保全状況個票

115.　ハーンの宮殿とシェキ歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.153	**ID No.**	1549rev
資産名称（英）	Historic Centre of Sheki with the Khan's Palace		
締約国	アゼルバイジャン共和国		





© Azerberpa
Author: S. Mammadov

種別	文化遺産	**資産面積**	120.5 ha
タイプ	建造物群（歴史的都市）	**緩衝地帯面積**	146 ha
評価基準	ii, v	**世界遺産一覧表記載年**	2019 年
構成資産数	1		
資産概要	シェキ歴史地区は、アゼルバイジャン北部中央、コーカサス山脈南端に位置する。1772 年の泥流災害で被災した町を再建してつくられた歴史地区は、高い切妻屋根(saddle roof)の伝統的建築群を特徴とする。重要な歴史的交易ルート沿いに位置し、建築は、サファヴィ朝、カジャール朝、ロシア支配時代を起源とする建築的伝統の影響をうけている。町の北東部に位置するハーンの宮殿は、商人の住宅とともに、18 世紀後半から 19 世紀に行われた養蚕及び繭取引により得られた富を反映している。		
これまでの保全状況報告（年）	2021		

保全状況	
現在の課題	記載追加
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・管理に関わる文書が承認され、提出されているが、実施の複雑さを考慮すると複数の措置の有効性を確保するために見直す必要性があることに留意し、以下を要請する。
  ・都市保護区域の再評価と再構築を行い、来訪者に見える地区だけでなく、都市全体で何を保護するのを目的としているのかについて、より明確な説明を提供すること。
  ・資産内の保護を強化し、必要応じて区域の境界線を修正することで都市区域を確保し、資産の境界を尊重し、資産と緩衝地帯の違いを明確に定義すること。
  ・都市の背景として重要で共生的な役割を持つ周辺の森林に対する開発脅威をどのように管理するのかについてより明確に定義すること。
  ・都市景観や庭園都市の一貫性をもたらす建築の細部が徐々に劣化している可能性に関連したモニタリングシステムの詳細と、そのシステムがどのように管理に反映させるかを示すこと。
  ・伝統的な住居の復元において、伝統的でない材料の使用や構造安定化の手法に関連して、復元マニュアルの推奨事項をどのように慎重に表現すれば、時間の経過と共にこのアンサンブルの真実性が累積的に弱まらないかを検討すること。

・管理に関わる文書に費やされた膨大な努力の成果を最適化するため、実施前に、上述の計画の具体的な弱点について検討すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

116.　古代都市ネセバル

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.154	ID No.	217
資産名称（英）	Ancient City of Nessebar		
締約国	ブルガリア共和国		





© Yvon Fruneau
Author: Yvon Fruneau

種別	文化遺産	資産面積	27.1 ha
タイプ	建築物群	緩衝地帯面積	1245.6 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1983 年
構成資産数	1		
資産概要	3000 年以上の歴史を持つ古代都市ネセバル（Nessebar）は、黒海の岩肌の多い半島上に位置し、元々はトラキアの集落（メネブリア（Menebria））であった。紀元前 6 世紀初頭、この都市はギリシア植民地のひとつとなった。建築遺構のほとんどはヘレニズム期以降の時代に属し、アクロポリス（城砦）やアポロン神殿、アゴラ（広場）、そしてトラキアの城壁を起源に持つ壁などがある。その他にも、この都市が黒海西岸で最も重要なビザンチン都市のひとつであった中世以降の時代に属するスタラ・ミトロポリア・バシリカ（Stara Mitropolia Basilica）聖堂や要塞などがある。19 世紀に建てられた木造家屋群は、当時の黒海沿岸の特徴的な建築の一例である。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2013, 2011, 2010		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

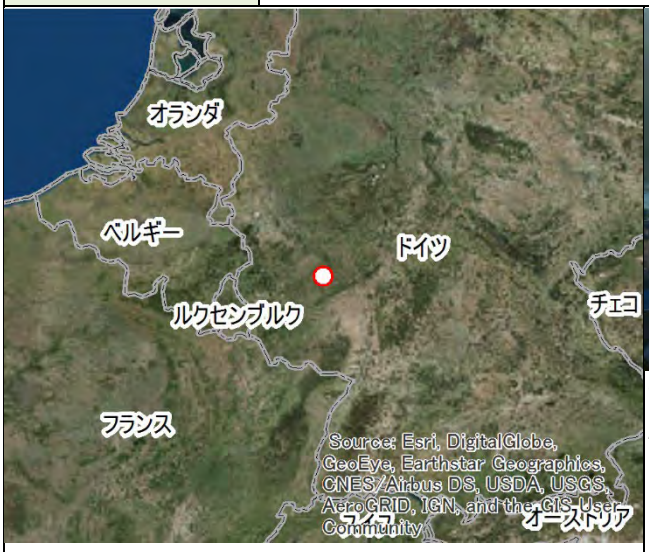
・以下の事項を再度要請する。
　・最優先事項として、ネセバルの保全、強化、開発のための現在・将来の決定、計画、事業すべてを調整するため、OUVに基づくネセバルの共有ビジョン策定を任務とする作業部会と、全ての関連機関の支援を受けた、ハイレベルの省庁間の委員会か運営員会を設置すること。
　・資産のOUVに基づき、都市決定のガイドラインを含む、更新された持続可能な観光管理計画、開発計画の詳細、統合開発マスタープランを組み込んだ保全管理計画を策定し、採択及び実施し、既存の保護体制の施行を継続すること。
　・保護管理計画の更新版と、総合開発マスタープランの更新版の効果的な実施に必要である、必要な資金と人的資源を引き続き配分すること。
　・201年御世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告と、まだ対処していない過去のミッション勧告を引き続き実施すること。
・古代都市ネセバルでの交通の組織化に関する一般計画を速やかに策定、承認、実施し、その適用と成果をモニタリングすること。
・水中考古学的調査の結果に満足し、作業指針第163、164項に基づき、将来の軽微な境界線変更届に必要である調査

を速やかに取りまとめ、古代都市の全ての水中考古学の遺構を含めることを要請する。
・保全状態を評価し、委員会決定とミッション勧告の実施の進捗状況を確認するため、2022年か衛生状況が許す限り可及的速やかに、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを資産に招へいすること。
・OUVに対する確実な危機が引き続き確認された場合、作業指針第179項に沿って、資産の危機遺産リスト掲載の可能性を検討することを視野に入れつつ、2023年の第46回世界遺産委員会で審議できるよう、2022年12月1日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

117.　ライン渓谷中流上部

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.155	ID No.	1066
資産名称（英）	Upper Middle Rhine Valley		
締約国	ドイツ連邦共和国		





©OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Amos Chapple

種別	文化遺産	資産面積	27,250 ha
タイプ	遺跡　（文化的景観）	緩衝地帯面積	34,680 ha
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2002 年
構成資産数	1		
資産概要	ライン河沿いのビンゲン、リューデスハイム、コブレンツを結ぶ 65km にわたる領域には、60 もの小さな町々やワイン用のぶどう畑、城跡などが見られる。先史時代から物資輸送の幹線として活躍してきたライン河畔にはやがて集落が営まれ、1000 年以上もの間、城や要塞が次々と築かれてきた。城や要塞の多くは 17 世紀に起きた戦争のため廃墟となったが、19 世紀のロマン主義勃興に影響を与え、以降は修復と保全活動が行われている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008		

保全状況	
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、エネルギーの過剰な使用、宿泊施設等、管理制度/管理計画、再生可能エネルギー施設
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の管理計画を更新し、資産の OUV と属性に関する影響評価を促進する調査を実施中であるという進捗状況を称賛し、以下を確実にすることを要請する。
　・管理計画に、資産と構成要素の属性の徹底的な目録の作成や、影響評価の基準としてそのような目録を短期間で作成するための規程等が含まれていること。
　・その文書には、資産の保護管理に関するステークホルダーの共有ビジョンが含まれていること。
　・管理計画が、国と連邦制の法体系に適切に組み込まれていること。
　・統合された文書案を世界遺産センターに提出し、勧告とコメントが適切に考慮されるよう、世界遺産センターと諮問機関の審査を受けること。
・Boppard-Weiler の風力発電所と Wiebelsheim 近くのタービン 2 基が資産のセッティング内にあり、目視調査の結果、資産の OUV と両立しないとされたが、承認を得られたことを懸念し、これらの事業による資産の OUV に対する悪影響を避けるため、以下を促す。

・資産の OUV と属性に悪影響を与える可能性がある風力エネルギー事業の申請を拒否できるような、法的根拠のある解決策を見つけること。
・資産の緩衝地帯とセッティング内での風力エネルギー開発の一時的なモラトリアムを宣言すること。
・資産、属性、緩衝地帯、広範なセッティングの感度マップに元時、資産の OUV（潜在的な視覚的影響を含む）に関連し、将来風力エネルギー開発の立地の基礎となりうる、風力エネルギー開発のための戦略的空間枠組みを策定すること。
・策定された空間の枠組みにより累世的な影響を調査する手段が提供され、意思決定の最も早い段階での対処が可能となる戦略的環境アセスメントにより評価されることを保証すること。
・上述の文書を世界遺産センターに提出し、世界遺産センターと諮問機関の審査を受けることを確実にすること。

・OUV に影響を与える可能性がある多くの事業が計画され、承認の提案が行われていることに留意し、作業指針第 172 項に従い、資産、緩衝地帯、広範なセッティング内で実施が予定されている主要な事業の設計オプションを、世界遺産センターと諮問機関に通知し、影響評価を実施し、世界遺産センターと諮問機関による関連文書の審査前に、取り消しが困難な決定が下されないようにすることを要請する。
・ロレー高原でのホテル計画中止を歓迎し、OUV を伝達する関連する属性の徹底的な評価と、重要な貢献を支援することに基づき、ロレー高原の将来的な利用のための適切な空間的枠組みを策定し、枠組みが法的に位置づけられる前に、独立した視覚的影響調査と遺産影響評価（HIA）により、この空間的枠組みをテストし、これに続く新しい提案を策定すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

118.　ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アヌンツィアータの遺跡地域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.156	ID No.	829
資産名称（英）	Archaeological Areas of Pompei, Herculaneum and Torre Annunziata		
締約国	イタリア共和国		





©Tim Schnarr
Author: Tim Schnarr

種別	文化遺産	資産面積	98.05 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	24.35 ha
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1997 年
構成資産数	7		
資産概要	紀元 79 年 8 月 24 日に起きたヴェスヴィオ山の噴火は、ポンペイとヘルクラネウムの二つの都市や周辺の別荘地を呑みこみ、火山灰で埋め尽くしてしまった。しかし、結果としてローマ時代の裕福な都市の姿が完全な形で残されることとなった。18 世紀半ばごろから始まった発掘調査によって、この世界に二つとない遺跡の全容が明らかにされつつある。大規模な商業都市であるポンペイと、小さいがより保存状態のよい行楽地のヘルクラネウムとは対照的である。また、トッレ・アヌンツィアータのヴィラ・オプロンティス（Villa Oplontis）の壁画からは、初期ローマ時代の人々が享受した豪奢な生活を垣間見ることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011		

保全状況	
現在の課題	財政、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、ごみ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・資産の管理計画の更新プロセスや、地方・地域レベルでの参加型の管理手法の基礎となる文書の改訂の意図を歓迎し、以下を奨励する。
　・この文書が、短期、中期、長期の行動計画を伴う戦略的管理のツールとして機能することを確認すること。
　・管理計画案を取りまとめて承認する前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出すること。
・資産の構造物や装飾面の保全状態の安定と改善に関する更なる進展と、管理ルーティンの安定したサイクルの実施に対する努力や、来訪者のアクセスと体験の改善を歓迎し、2013 年のリアクティブモニタリングミッションで危険であると指摘された建造物の保全事業が完了次第、今後も更新すること。
・ポルタ・ノラでの事業の管理面に関する法的手続きが終了したことに留意しつつ、委員会決定 43 COM 7B.85 で要請された、計画中である貯蔵施設の詳細な設計計画が世界遺産センターに提出されていないことを遺憾に思い、設計計画を事業計画スケジュールと共に、新しい入札手続きを含むいかなる取組みの前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、可及的速やかに提出すること。
・提出された Torre Annunziata の来訪者施設の設計計画は、2019 年のイコモス技術審査に沿って追加で修正が必要で

あり、建設工事の中断を継続し、完全な修正設計計画を、世界遺産センターと諮問機関の審査のために提出すること。

・作業指針第 172 項に従い、取り消しが困難な決定が下される前に、資産の OUV に悪影響を及ぼす可能性がある全ての主要な開発事業については、適宜世界遺産センターに報告または更新する義務があることを指摘する。

・2024 年の第 47 回世界遺産委員会で審議できるよう、2023 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

119.　クシェミオンキ先史時代のストライプフリントの採掘地域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.157	ID No.	1599
資産名称（英）	Krzemionki prehistoric striped flint mining region		
締約国	ポーランド共和国		





© K. Pęczalski/ Historical and Archaeological Museum in Ostrowiec Świętokrzyski
Author: Krzysztof Pęczalski

種別	文化遺産	資産面積	349.2 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	1,828.7 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2019 年
構成資産数	4		
資産概要	シフィエントクシスキエ山地に位置するクシェミオンキは、新石器時代から青銅器時代（紀元前3900 年頃から紀元前1600 年頃）の 4 つの鉱山遺跡からなる。ストライプフリントが採掘、加工された。推薦資産には、4000 以上もの採掘関連構造物が遺っており、多様な採掘技術をカバーしている。判明している採掘システムの中では、大きさと高度に体系化された採掘法という点において、チェンバー型最も代表的なものである。ボロブニャ(Borownia)及びコリチズナ(Korycizna)の鉱山景観は完全な(intact)採掘システムを含んでいる。ガブロニエツ(Gawroniec)の集落遺跡は、石斧生産の物証である大量のフリント遺物を産する。この地で生産された磨製石斧の広がりは、新石器時代を代表する(emblematic)ものである。		
これまでの保全状況報告（年）	2021		

保全状況	
現在の課題	管理制度/管理計画、鉱山採掘
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・進展に留意し、登録時に確認された課題に対する取組みを以下の方法により継続すること。
  ・Korycizna 緩衝地帯で稼働中である石炭岩砕石場の悪影響を軽減するための適切で迅速な措置を実施すること。
  ・緩衝地帯を有効にするため、文化公園を設立するプロセスを可及的速やかに取りまとめること。
  ・作業指針第 103~107 項に従い、文化公園設立の条件である土地開発計画が、追加的な保護を資産に提供している緩衝地帯をどのように確保しているかを詳細に明示すること。
  ・管理計画を以下のように策定及び強化すること。
    ・資産の効果的な保護を確実にするための実施を継続すること。
    ・資産に関わる、影響を及ぼす全てのプログラムもしくは事業（予定されている採掘事業など）が、資産の OUV と関連する属性に及ぼす影響という観点から評価されるように、遺産影響評価を資産の管理システムに含めること。
    ・考古学の研究プログラムに対しての長期的な資金提供を確実にすること。
    ・プログラムの研究目的が保全計画に照らし合わせて適切であることを確実にすること。

・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

120.　ブラガの聖地ボンジェズスドモンテ

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.158	ID No.	1590
資産名称（英）	Sanctuary of Bom Jesus do Monte in Braga		
締約国	ポルトガル共和国		





© João Paulo Sotto Mayor
Author: João Paulo Sotto Mayor

種別	文化遺産	資産面積	26 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	232 ha
評価基準	Iv	世界遺産一覧表記載年	2019 年
構成資産数	1		
資産概要	ブラガの聖地ボン・ジェズス・ド・モンテは、ポルトガル北部ブラガの街を眼下に見下ろすエスピーニョ山の急斜面に位置する文化的景観である。キリスト教におけるエルサレムの風景を象徴的に再現し、キリストの受難の物語（エルサレム入国からはりつけまで）を巧みに描く聖なる山から構成される景観と建築の融合体である。600 年以上にわたる歴史をもち、西側斜面を登る長い複雑な「十字架の道」（ヴィア・クルシス)が発展してきた。石階段と道を進むと、キリストの受難を描いた彫刻群のある礼拝堂や、噴水、寓話的な彫刻、フォーマル・ガーデンが現れる。「十字架の道」は、山頂の教会に至る。主祭壇には、カルバリー（イエスが十字架にかけられた場所）が描かれている。26 ヘクタールのこの資産は、宗教改革への対応として 16 世紀にカトリック教会のトリエント公会議によって推進され、その後ヨーロッパその他の多くの場所で実現された概念である「サクリ・モンティ」（聖なる山）を作り出したヨーロッパの伝統を伝えている。ブラガのこの聖域は、主にバロック様式で、緑豊かな公園と森林に囲まれている。比較的早い時期の広大で統一されたバージョンで、宗教改革に対抗したカトリック教会の動きを典型的に示す壮大な宗教的物語を反映している。		
これまでの保全状況報告（年）	2021		

保全状況	
現在の課題	都市部の拡大、開発、火災、来訪者圧
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

登録時に確認された課題に対しする取組みを以下の方法で継続すること。

・資産の遺産の要素の目録を完成させること。
・公園と森林の保全状態に対処するため、追加のモニタリング指標を策定すること。
・プラガマスタープラン改訂の具体的な行動として、緩衝地帯の内外を含めて、資産に影響を与える可能性がある都市の拡大・開発を注意深くモニタリングすること。
・地方自治体間サクロモンテプログラムか、類似のプログラムを継続し、火災の脅威を注意深くモニタリングするこ

と。
・資産内の開発計画については、潜在的な累積的影響についても、特に「ボン・ジェズス・ド・モンテの聖域の見学改善のプログラム」に関連する開発計画について、作業指針第 118bis に従い遺産影響評価を実施し、予定されている開発に先立ち、世界遺産センターに提出すること。
・以下を含めて管理計画を更新すること。
・行動計画の改定版、資産内で提案された活動全ての詳細と関連するタイムテーブル。
・良く練られた長期的な保全アプローチを基礎とする保全計画の詳細。
・来訪者の体験を重視した、活動、タイムスケジュール、専用のリソースを含む観光管理計画の策定。
・植生調査の結果に基づき、植生、特に樹木に関連する遺産、を資産の景観的な属性を補強する重要な要素として、提示し、管理、維持すること。
・保全事業、公園と森林の状態、来訪者の影響、都市の拡大・開発、森林火災の脅威に関する定期的な報告を確実にし、より効果的なモニタリングシステムに改定すること。
・2024 年の第 47 回世界遺産委員会で審議できるよう、2023 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

121.　ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.159	ID No.	632
資産名称（英）	Cultural and Historic Ensemble of the Solovetsky Islands		
締約国	ロシア連邦		





© Jacopo
Author: Jacopo

種別	文化遺産	資産面積	28,834 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	Iv	世界遺産一覧表記載年	1992 年
構成資産数	6		
資産概要	白海西部に浮かぶ 6 つの島から成る本資産には、16 世紀から 19 世紀にかけての宗教建築が多く残されている。また、16 世紀には石の要塞が築かれ、修道の地としてだけではなく、経済や軍事、文化の中心地としての隆盛の歴史も今に伝えている場所である。15 世紀にソロヴェツキー島に上陸した 3 人の修道僧がソロヴェツキー修道院を設立して以降、ノヴゴロドとモスクワの庇護下で宗教拠点として発展した。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2017, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011		

保全状況	
現在の課題	航空交通インフラ、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（修道院の水路に関して保全状況が悪い）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・修道院の建造物だけでなく、サービスビル、土着の建造物、大規模な運河と湖沼システムのために策定されている保全事業の広範な草案リストに留意し、不適切な事業の停止に続いて、主な修道院の建造物の復元と保全事業に改善した監督体制、プロセス、材料をどのように内包させるかの詳細を提出すること。
・修道院に隣接し目立つことを考慮して、大部分が破壊された 19 世紀初頭のサンクトペテルブルク・ホテルの修理復元事業の詳細を、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

122.　キジ島の木造教会

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.160	ID No.	544
資産名称（英）	Kizhi Pogost		
資産名称（日）	キジ島の木造教会		
締約国	ロシア連邦		





© WomEOS
Author: WomEOS

種別	文化遺産	資産面積	0.57 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	9,990 ha
評価基準	i, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1990 年
構成資産数	4		
資産概要	本資産は、ロシア連邦カレリア共和国のオネガ湖に浮かぶ島のひとつであり、18 世紀に建造された木造教会 2 棟と、19 世紀の木造鐘楼 1 棟を見ることができる。ロシアからスカンジナビアにかけて継承されてきた伝統的木造建築の白眉で、周辺の幻想的な景観と調和している。木造建造物群自体は近世に属するものであるが、教会の起源は中世にまで遡るとされており、遅くとも 16 世紀の文献には 2 つの教会に関する記述がある。初期の教会は落雷等により失われ現存しないが、カレリア地域における正教の布教拠点として重要な役割を担ったと考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 1994, 1993, 1992		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、地形改変/土地利用変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他（プレオブラジェンスカヤ教会の構造上の完全性）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・生神女庇護聖堂（ Church of the Intercession）の復元の代替戦略 4 案の策定と、資産の OUV に対する影響に焦点を当てた遺産影響評価（HIA）により、これらを評価するという約束を歓迎する。また、復元のアプローチや技術的な詳細に関して、いかなる最終的な決定が下される前に、HIA、代替戦略の説明と復元の技術的な詳細について、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・イコモスアドバイザリーミッションの招へいを確認し、世界的な COVID-19 の流行によりミッションが遅れたことに留意し、Velikaya Guba のマスタープランを含む観光開発と緩衝地帯の計画と策定に関する進捗を評価するため、衛生状況が許し次第、可及的速やかにミッションを組織すること。
・資産の守護者であるキジ島の木造教会博物館の職員のための医療施設の改善を優先する取組みを認め、彼らの生活条件の改善を引き続き優先すること。
・緩衝地帯と広範な領域の持続可能な開発計画を取りまとめ、緩衝地帯の長期的かつ適切な定住のための持続可能な条

件を、資産の属性と OUV と調和し、またそれらを支援するように策定し、諮問機関の審査のため、その計画を世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

123.　ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.161	ID No.	426
資産名称（英）	Palace of Westminster and Westminster Abbey including Saint Margaret's Church		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		




©Tim Schnarr
Author: Tim Schnarr

種別	文化遺産	資産面積	10.26 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年 2008 年 軽微な境界線変更
構成資産数	1		
資産概要	テムズ川沿いに林立するウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター寺院、聖マーガレット教会は、11 世紀のエドワード懺悔王が当地に宮殿と教会を築いて以降、ロンドンの中心であり続けてきた。今日英国議会が置かれているウェストミンスター宮殿は、1840 年の再建だが、ネオ・ゴシック建築の好例である。多くの王族が眠るウェストミンスター寺院は、今日に至るまで歴代君主の戴冠式や婚礼の場である。これらの建物は現存する最古の立憲君主制の生き証人であり、またイギリス国教会と議会および王権の複雑な関係を示唆するものでもある。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・ニューロンドン計画とウェストミンスターシティ計画の著しい進展に留意し、以下を要請する。
　・ニューロンドン計画の第 12 章のモニタリング規定を強化し、世界遺産としての位置付けと OUV の保護に対応すること。
　・ウェストミンスターシティ計画は、これらの重要な文書の取りまとめと採択に先立ち、主要な潜在的な開発地に対応し、ニューロンドン計画と密接に整合しつつ、ヒストリック・イングランドの勧告とも整合するように更に見直すべきである。
・ウェストミンスター宮殿の復元再生事業により計画された大規模な保全事業について提供された情報に留意し、いかなる決定あるいは承認の前に、ウェストミンスター宮殿の保全計画の詳細と、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に準拠して作成した遺産影響評価（HIA）の詳細を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・ロンドンにおけるホロコースト記念館と学習センターのコンセプトを強く支持する一方、提案されているヴィクトリア・タワー・ガーデンズの場所が、資産の OUV に受け入れられない悪影響を与えるという深刻な懸念を表明し、別の場所やデザインを探すように再度要請する。

・高層建造物に関するデータベースの更新と、3D モデリングシステムの利用に関する助言を歓迎し、これらのツールが、資産の OUV に悪影響を及ぼす可能性がある新しい高層建築物の累積的な影響の特定、防止、管理と資産の適切な緩衝地帯の設定にどのように貢献するのかについて意見するよう要請する。
・国の遺産助言機関であるヒストリック・イングランドが全てのレベルでの意思決定で果たす役割を歓迎するが、特に世界遺産に近接する場所とより広範なセッティングにおいて、OUV に悪影響を及ぼす可能性がある高層開発事業の累積的な影響による資産への継続する脅威に対処し、資産の OUV を完全に保護し、法的な枠組みで、示された助言が計画の決定により強い影響を与えることができるようにすることを要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

124.　カパック・ニャン　アンデスの道路網

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.162	ID No.	1459
資産名称（英）	Qhapaq Ñan, Andean Road System		
締約国	アルゼンチン共和国／ボリビア多民族国／チリ共和国／コロンビア共和国／エクアドル共和国／ペルー共和国		





©Proyecto QÑ-Bolivia
Author: Proyecto QÑ-Bolivia

種別	文化遺産	資産面積	11,406.95 ha
タイプ	考古遺跡、遺産の道	緩衝地帯面積	663,069.68 ha
評価基準	ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	137		
資産概要	アンデス山脈一帯の 6 か国にわたって延びるインカの人々が整備した道路網で、人々の交流や商業取引、防衛システムとして機能した。この道路ネットワークはペルーのクスコの中央広場から出発する 4 本の基幹道路からなり、町や生産拠点、宗教拠点を結ぼうというインカの政治的試みの成果である。15 世紀までの間に総延長 3 万 km に拡大した道路網は、数百年にわたり、キャラバンや旅行者、飛脚、軍隊、地域住民など約 4 万人に利用された。登録された 697.450km の範囲の中には、137 の構成資産（273 の要素）がある。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2018, 2016		

保全状況	
現在の課題	インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・世界文化遺産保護に関するユネスコ/日本信託基金(JFIT)の協力と支援による、6 か国の活動、特にワークショップや会議の開催を通じた先住民と地域コミュニティの高い参加率や、「土と意思における考古建造物の保全に関するマニュアル」等の開発ツールの策定などを称賛する。
・国際管理システムの文書の更新版を取りまとめ、検証して利用可能となり次第、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出すること。
・ペルーに対応する 4 つのセクション（Puente Q'eswachaka; Cusco - La Raya Section (Cusco - Desaguadero), Ollantaytambo）の管理計画を取りまとめることに留意し、提出が必要である残りの地域管理保全計画については共通の方法論と枠組みに従うよう要請する。
・2018 年 10 月にクスコで開催された、リスクへの備えと災害管理に関する国際ワークショップで承認、採択された文書を完全に実施すること。
・資産の OUV の基礎となる属性の定義と、遺産影響評価（HIA）の精緻化のための委託条件の進捗に留意し、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、「遺産影響評価の実現のための共通指針」を提出すること。

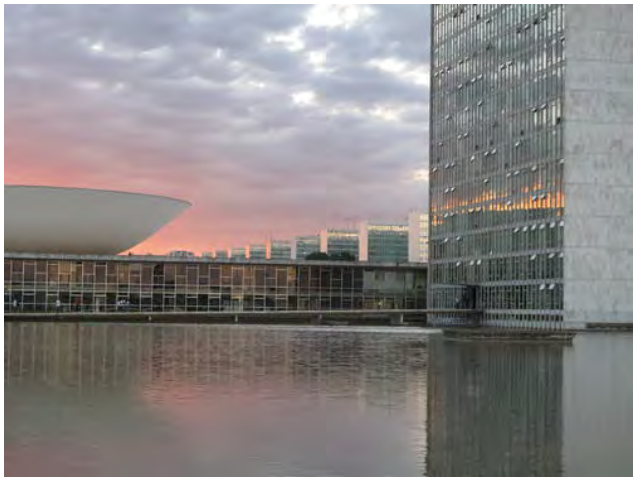
・主なインフラや主要事業は、それらが資産の価値、真実性、完全性に与える可能性がある影響という観点から適切に評価される必要があること、また事業の承認や工事の実施前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、事業に対応する遺産影響評価（HIA）を作成し提出する必要性を指摘し、ペルーに対して、チンチェロ・クスコ国際空港建設に対するイコモス勧告を検討することを勧告する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

125.　ブラジリア

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.163	ID No.	445
資産名称（英）	Brasilia		
締約国	ブラジル連邦共和国		





©UNESCO
Author: Ron Van Oers

種別	文化遺産	資産面積	11,268.92 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1		
資産概要	ブラジリアは、1956 年に大統領ジュセリーノ・クビチェックの国家近代化プロジェクトの一環として、国土のほぼ中心に築かれた首都である。何もない更地から造り上げられたこの街は、都市計画史において画期的な事業であった。都市計画家ルシオ・コスタ（Lucio Costa）と建築家オスカー・ニーマイヤー（Oscar Niemeyer）は、居住区や行政区のレイアウトはもちろんのこと、建物自体の対称性に至るまで、街を形づくるすべての構成要素が街全体のデザインと調和しているべきだと考えた。とりわけ公共建築物のデザインは革新的である。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2004, 2003, 2001, 2000, 1993		

保全状況	
現在の課題	住宅開発、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

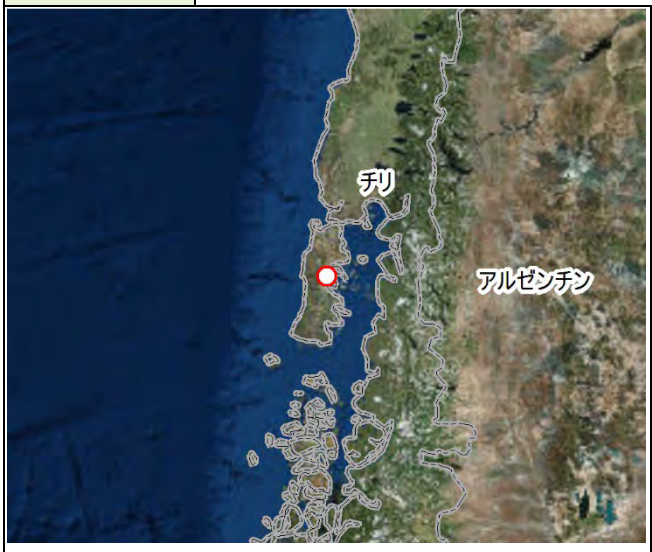
決定概要

・ブラジリアの都市アンサンブル保全計画案（PPCUB）が 2019 年 12 月に国立歴史・芸術遺産研究所（IPHAN）により評価され、現在は都市開発・住宅局（SEDUH）により改訂がなされていることに満足し、改定後の計画を IPHAN の技術的な意見と共に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・管理計画の策定と管理委員会設立の時間枠が提示されていることに留意するが、管理計画が承認され実施できるように、2021 年末までに両活動を終了することを想定すること。
・OUV と属性の保護に基づく明確な管理と法的な枠組みが整備されるまで、進行中の事業の議論と発展のプロセスを停止すること。更に、IPHAN 条例 421/2018 のタイトル IV で定義されているように、資産に対する主要な介入が最初に審査され、技術支援グループにより承認されることを保証し、作業指針第 172 項に従い、資産の OUV に悪影響を及ぼす可能性がある事業の可能性について、世界遺産センターに通知すること。
・2012 年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告を完全に実施すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

126.　チロエの教会群

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.164	ID No.	971
資産名称（英）	Churches of Chiloé		
締約国	チリ共和国		





©Lin linao
Author: Lin linao

種別	文化遺産	資産面積	22.6947 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	16		
資産概要	チリ南部のチロエ諸島には、約 70 もの教会が林立する。この教会群はラテンアメリカにおける卓越した木造建築の一例であるばかりでなく、17～18 世紀にイエズス会士が当地に根付かせ、19 世紀のフランシスコ会士が発展させた宗教的伝統を示すものである。教会の建造にあたっては、木造船の造船技術が流用されていると考えられている。チロエ諸島には土着の文化とヨーロッパのキリスト教文化が融合したメスティーソと呼ばれる独特の風土があり、教会群にはその豊かな文化が表れている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2004, 2003, 2002		

保全状況	
現在の課題	商業開発、交通インフラの利用に起因する影響、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・COVID-19 の大流行に伴う困難にもかかわらず、緩衝地帯の特定と保護の進展が成されたことに留意し、以下を要請する。
  ・カストロ教会、アチャオ教会、リラン教会、アルダチルド教会、ダルカフエ教会の緩衝地帯の提案を、軽微な境界線変更として可及的速やかに提出し、カグアハの緩衝地帯特定を完了すること。
  ・Chonchi と Tenaún の緩衝地帯の区分を、資産すべての緩衝地帯の保護が完全に取りまとめられた後に見直すこと。
  ・いずれも農村地域であるイデアルキンチャオとサン・フアンの区割りを見直し、より広範な周辺の景観を含めて地形と植生の評価を強化することで、これらの重要な構成要素のセッティングを強化するという委員会の要請を検討すること。
  ・カストロの広範な環境と、特筆すべき遺産と景観の要素の保護を検討すること。
・緩衝地帯の線引きを完了した後、資産の全ての典型ゾーンに対する介入のガイドラインを完成させ、世界遺産センターに提出すること。
・行政及び法的な課題と経済的資源に関する進行中のイニシアティブ「チロタ宗教建築学校」と「資産の宗教的イメー

ジ」に関する重要な目録、特に、資産の木造建築の重大な脆弱性を考慮した、基礎的な重要性をもつリスク管理計画の策定に感謝し、リスク管理計画を、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出すること。

・前回の決定、特に決定 41 COM 7B.59、で示したように、カストロのショッピングモール建設が、設計に大きな変更がなされることなく完成し、本日まで緩和措置が実施されず、また報告もされていないことに強い懸念と遺憾の意を表明し、建築コンペで選ばれた設計と緩和措置を実施する前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、緊急に提出することを要請する。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

127.　バルパライーソの海港都市の歴史的街並み

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.165	ID No.	959
資産名称（英）	Historic Quarter of the Seaport City of Valparaíso		
締約国	チリ共和国		





© Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	文化遺産	資産面積	23.2 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	44.5 ha
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	1		
資産概要	マゼラン海峡を通じて太平洋と大西洋を結ぶ地点に位置する植民都市バルパライーソは、19 世紀末から 20 世紀初頭のラテンアメリカにおける海上交易の拠点として発展した。パナマ運河が開通するまで、バルパライーソは周辺地域の経済に多大な影響を与えていた。バルパライーソの最大の特色はまるで円形闘技場のようなその立地条件にあり、入り江を取り囲む狭い海岸平野と険しい峡谷に適応するため、街は独特の複合体を形成している。急斜面にある多くのケーブルカーなど、街には当時の工業施設がよく残されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014, 2013		

保全状況	
現在の課題	商業開発、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他（火災）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・世界遺産「バルパライーソの海港都市の歴史的街並み」に対する米州開発銀行（IDB）技術協力のための機関間のラウンドテーブルが設立され、2019 年と 2020 年に IDB の技術協力作業部会と並行して活動が行われていることに満足し、その更なる進展と正解、特に管理モデルの特定と実施戦略、ロードマップに関する情報を、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出すること。

・国家記念物協議会が「バルパライーソの海港へのアクセス性の改善」事業について複数の意見を表明していること、また環境評価プロセスの確定前に事業の責任者がこの点について検討する必要があることに留意し、適切な是正措置が採択されることを保証すること。

・緩衝地帯と資産の周辺における様々な事業について、提供された情報に留意し、以下の提出を要請する。

　・パセオ・バロン（旧パセオ・デル・マル）に関する完全な情報と文書を、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出すること。

　・第 2 ターミナル事業の建設プロセスの進捗状況と、緩和及び保障措置の実施に関する情報。

　・作業指針第 172 項に従い、取り消しが困難な決定が下される前に、資産の OUV に影響を与える可能性がある新しい開発事業や大規模な介入に関する情報。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

128.　ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群

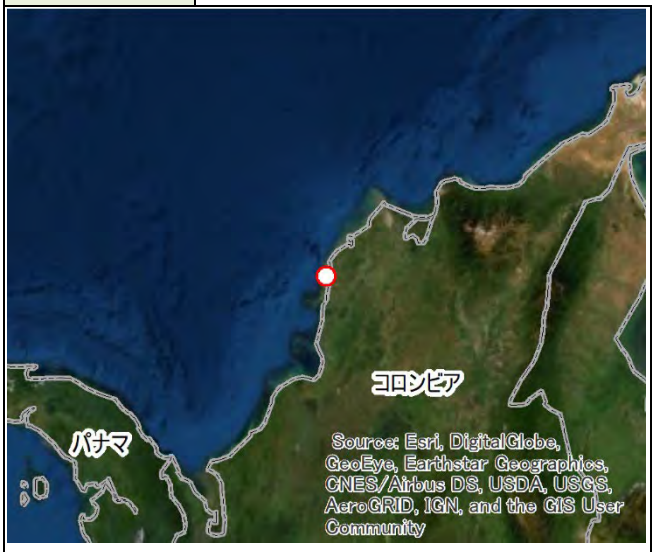
基本情報			
決定番号	44 COM 7A.166	ID No.	1178
資産名称（英）	Humberstone and Santa Laura Saltpeter Works		
締約国	チリ共和国		
		 ©UNESCO **Author:** Nuria Sanz	
種別	文化遺産	資産面積	573.48 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	12,055 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2005 年 2005～2019 年　危機遺産
構成資産数	2		
資産概要	ハンバーストーンとサンタ・ラウラではかつての 200 超の硝石工場が稼働しており、北南米とヨーロッパの農業を支えるために何千人もの労働者が過酷な環境で 60 年以上も働いていた。労働者たちはチリ、ボリビア、ペルーの出身で、パンピノス（pampinos）文化と呼ばれる独特の共同体と文化を形成した。パンピノス文化には彼らの多様性や創造性が表れており、労働者の権利を守る闘争運動ではその団結力が大いに発揮された。建造物群の老朽化と近年の地震による影響で、本資産は危機遺産リストに記載されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画, 風		
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。		
決定概要			

・資産の保全と持続可能な管理のための努力を歓迎し、管理計画 2021-2025 の取りまとめる措置と、2018 年のイコモスアドバイザリーミッションの報告書で取り上げられた保留中であった保全措置と活動に関する措置に満足する。
・世界遺産の保全を確保するため、国内の地方における遺産機関の強化の努力を継続し、遺産の保全のための最新のアプローチを備えた文化遺産法を制定することを奨励する。
・2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

129.　カルタヘナの港、要塞群と建造物

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.167	ID No.	285
資産名称（英）	Port, Fortresses and Group of Monuments, Cartagena		
締約国	コロンビア共和国		





© OUR PLACE The World Heritage Collection
Author: Rogerio Reis

種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1984 年
構成資産数	1		
資産概要	カリブ海の湾に面したカルタヘナには、南アメリカにおいて最も広大な要塞群が建設された。大聖堂及び多くのアンダルシア様式の宮殿があるサンペドロ地区、商人及び中産階級が生活していたサンディエゴ地区、「大衆地区」であったゲッセマニ地区に分かれている。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2014, 2012, 2010, 2008, 2004, 2003, 1993		

保全状況	
現在の課題	商業開発、ガバナンス、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

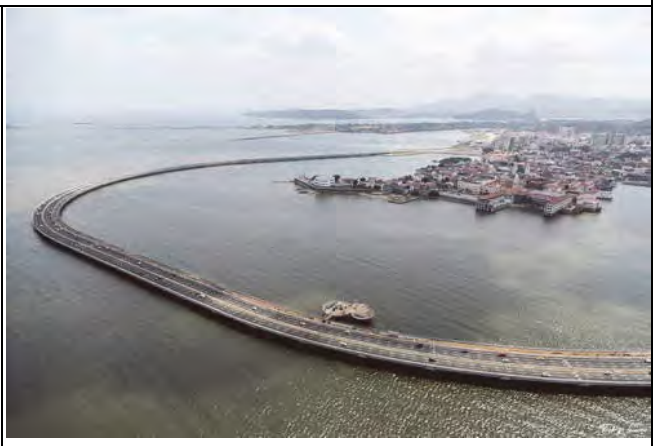
・地方当局、特にカタルヘナ文化遺産研究所（IPCC）のキャパシティを強化するための努力に留意し、この努力を継続すること。
・資産のために構想された特別管理保護計画（PEMP）２案の取りまとめと承認、資産の境界線の線引きと緩衝地帯の設定が未だに完了していないことは遺憾であり、PEMP の取りまとめと承認を最優先事項として実施すること。
・資産の PEMP の完成と承認後直ちに、遡及的目録プロセスのフォローアップとして制限を明確にし、緩衝地帯を設定するため、作業指針第 163~164 項に従い、軽微な境界線変更届を提出すること。
・Aquarela 事業が資産の OUV を維持する属性に与える影響に強い懸念を表明し、更なる被害を避け、主な緩和措置として既存の建物の取り壊しに向けて努力すること。
・資産の完全性を保護するため、作成中である PEMP において、資産への公共アクセスや、遺産の社会的流用に関する懸念に対処すること。
・カタルヘナ歴史地区の保全計画の準備を含む、管理の有効性、管理構造、保全活動計画に特に注意を払いつつ、2017 年のイコモスアドバイザリーミッションの勧告を完全に実施すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

130.　パナマビエホ古代遺跡とパナマ歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.168	ID No.	790
資産名称（英）	Archaeological Site of Panamá Viejo and Historic District of Panamá		
締約国	パナマ共和国		





© Photographer: Rodrigo Guerrero
Author: Rodrigo Guerrero

種別	文化遺産	資産面積	57.4 ha
タイプ	考古遺跡(歴史都市)	緩衝地帯面積	190.1 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1997 年
構成資産数	2		2003 年　拡張
資産概要	重大な境界変更が提出されたこの資産は、1671 年に海賊により破壊されるまで最初に建設されたパナマシティが位置していたパナマビエホ古代遺跡と、1673 年からパナマが再建された場所であるパナマ歴史地区の 2 つの構成資産からなる。前者は、今日、人は住んでおらず、考古遺跡として残っているが、8km 南西の Ancon Hill の麓に位置する後者は、人々が生活する都市中心部であり、商店街や居住地区をもち、密集した都市的ファブリックを呈している。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2017, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008		

保全状況	
現在の課題	財政、住宅開発、人材、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、法的枠組
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・法的かつ制度的の枠組みの改修を称賛し、関連する文書（法律文）とこれらの変更が資産の保護に与える影響の説明を提供すること。
・パナマビエホの展望台と視覚的回廊の分析に関する研究を取りまとめること。
・以下の計画ツールを取りまとめ、承認し、資産への影響の説明と取りまとめのタイムフレームを含めて、世界遺産センターの審査のため提出すること。
　・パナマビエホ景観行動計画
　・自然災害とリスク管理計画
　・気候変動の緩和と適応の計画
　・パナマビエホの考古遺跡の管理計画更新版
　・パナマ地区の土地利用計画
・文化遺産に対する介入をより広いセッティングで実施するための基準として、遺産影響評価の手順や策定やその実施に関する情報が提供されていないことを遺憾に思い、例えばパナマ地区の土地利用計画とパナマビエホの考古遺跡管理計画更新版にそれらを含めること等を模索すること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

131.　リマ歴史地区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.169	ID No.	500
資産名称（英）	Historic Centre of Lima		
締約国	ペルー共和国		





©Silvan Rehfeld
Author: Silvan Rehfeld

種別	文化遺産	資産面積	259.36 ha
タイプ	考古遺跡（歴史都市）	緩衝地帯面積	766.7 ha
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	1		1991 年　拡張
資産概要	コンキスタドールのフランシスコ・ピサロによって築かれたリマは、かつて「諸王の都市（Ciudad de los Reyes）」と呼ばれており、スペインによる植民地支配の中心地であった。同市は数度の地震に見舞われながらも、1542 年の創建から 18 世紀のヌエバ・グラナダ副王領およびリオ・デ・ラ・プラタ副王領が創設されるまでの長い間、新世界の歴史において重要な役割を果たしてきた。聖フランシスコ女子修道院をはじめとして、地元の職人と世界の様々な地域の職人の技が融合した多くの建築物を目にすることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2004, 2003, 2002, 1998, 1994, 1993		

保全状況	
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

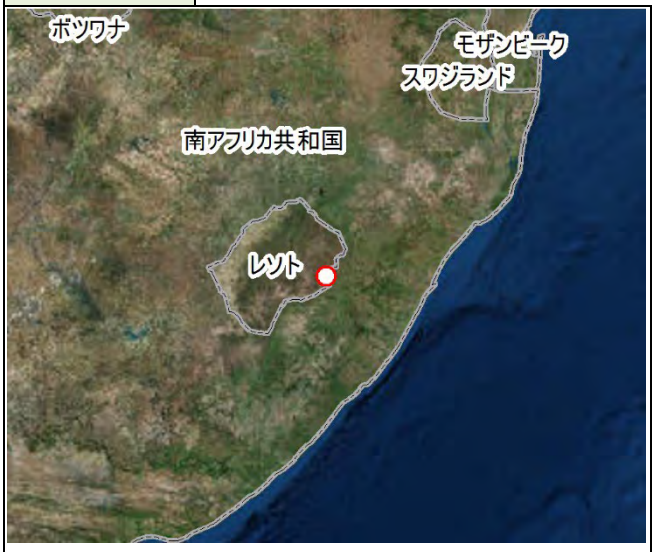
・資産と緩衝地帯内に位置する構成資産全てに対して適切な HIA が実施され、特に以下の点について確認するため、利用可能となった時点で、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
　・Ramon Castilla、Tacna、Unión、Colmena、2 de Mayo、Quilca、España、Central、Caquetá の高容量分離回廊（COSAC）駅に関する結論と緩和措置。
　・地下鉄 2 号線の駅に関する結論。
　・地下鉄 3 号線の駅の開発。
　・リネア・アマリャ道路の改良と延長。
・歴史地区マスタープラン 2019～2029（2035 年を視野に入れている）の承認、機関間の作業部会の実施を歓迎し、マスタープランの実施とリマ歴史地区の開発に関する貢献に関して、社会、経済、技術セクターの市民団体を代表するステークホルダーを含めた、定期的な作業部会を維持し、統合された社会経済開発計画内の都市再生計画の統合検討を強く勧告する。
・都市再生計画の策定に留意し、リマック地区の空き地の再利用計画や、リマック川特別景観事業等、資産の OUV に影響を与える事業については、世界遺産センターに提出し、審査を受けること。

・サンフランシスコ修道院で進行中の復元事業に留意し、国際的な保護と介入の基準を注意深く観察することを勧告し、最終の復元事業とサンフランシスコ広場強化のための予備事業について、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
・セロ・サン・クリストバルへのケーブルカーに関わる前回の提案が破棄された決定を歓迎し、事業と更なる開発の前に、新たな提案とその HIA を世界遺産センターに提出し、審査を受けること。
・2017 年のアドバイザリーミッションが勧告したように、現在緩衝地帯にある多数の記念物群を資産の境界線の内部に含めるため、軽微な境界線変更届を提出することを奨励する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

132.　マロティ-ドラケンスバーグ公園

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.170	ID No.	985
資産名称（英）	Maloti-Drakensberg Park		
締約国	レソト王国/ 南アフリカ共和国		





© Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	複合遺産	資産面積	249,313 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	46,630 ha
評価基準	i, iii, vii, x	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	2		2013 年　拡張
資産概要	本資産は、レソトと南アフリカの両国にまたがる、マロティー - ドラケンスバーグ山脈の風景美と人類の痕跡が残る国立公園である。2000 年に登録された南アフリカのウクハランバ／ドラケンスバーグ公園（uKhahlamba Drakensberg）にレソトのセサバテーベ国立公園（Sehlathebe National Park）が追加登録された。世界でもこの公園でしか見られない魚や固有種の植物など、貴重な動植物の生息地となっている一方で、洞窟や岩窟住居が密集する遺跡でもあり、サハラ砂漠以南のアフリカでは最大規模の洞窟壁画群が現存する。この壁画はこの場所で 4000 年以上も生活しているサン族（San people）の文化を象徴するものである。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015		

保全状況	
現在の課題	インタープリテーション施設、来訪者施設,法的枠組、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

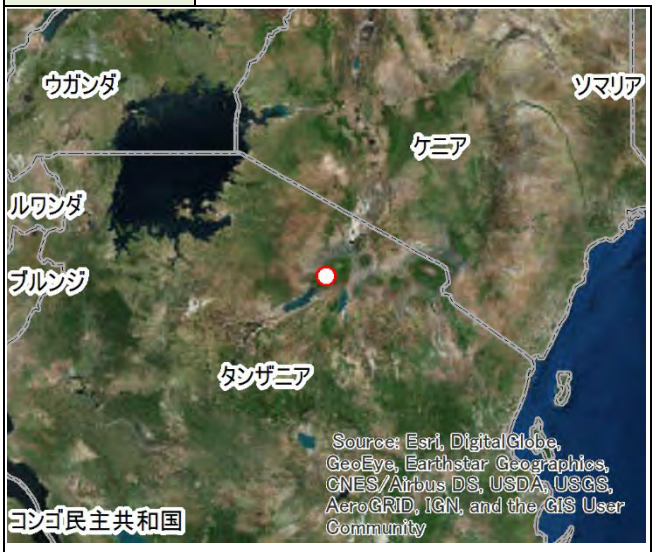
・南アフリカ共和国側の緩衝地帯内の給油所に関して、管理当局が申し立てた訴えが却下されたことに留意するが、OUV に対する潜在的な悪影響に関連して提起された懸念を想起し、給油所の潜在的な影響が建設中に以下に緩和され、OUV の継続的な保護を確保するために運用の段階で導入された措置についての追加の詳細を提供するように、南アフリカ共和国に要請する。
・資産の共同管理計画を、管理システムを調査させるための傘として使用しながら、その改定を完成させ、世界遺産センターに提出して、実施に関する報告を行うこと。
・レソト王国に対して、生物多様性資源管理法案の取りまとめを早め、その写しを世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・南アフリカ共和国のセサバテーベ国立公園の南側の緩衝地帯を正式なものにするため、軽微な境界線変更要請の提出に留意し、諮問機関の審査のため転送できるようにするため、両締約国の共同書簡により、この提出を正式なものにすること。

・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

133.　ンゴロンゴロ保全地域

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.171	ID No.	39
資産名称（英）	Ngorongoro Conservation Area		
締約国	タンザニア連合共和国		





©Vincent Ko Hon Chiu
Author: Vincent Ko Hon Chiu

種別	複合遺産	資産面積	809,440 ha
タイプ		緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	iv, vii, viii, ix, x	世界遺産一覧表記載年	1979 年 2010 年　拡張
構成資産数	1		
資産概要	ンゴロンゴロ保全地域は、広大な敷地の中に高地性の草原、サバンナ、サバンナ林、森林などの多様な植生を擁し、様々な野生動物が豊富な環境である。また、世界最大のカルデラであるンゴロンゴロ・クレーターも存在する。ここでは古くからマサイ族が野生動物と共存しつつ、伝統的な半遊牧の生活を送ってきた。考古学的調査によってンゴロンゴロでは 360 万年も前から人類が居住していたことが判明しており、太古からの人間と動物の営みを窺うことができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2014, 2012, 2011, 2010, 2009, 2007, 2006, 2005, 2004, 2002, 2001, 2000, 1999, 1994, 1993, 1989, 1988, 1987, 1986, 1985, 1984, 1983		

保全状況	
現在の課題	農作物の生産、ガバナンス、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設,侵略的/外来の陸上種、土地改変(conversion)、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（地域コミュニティの状況、人類の足跡の保全）
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2017 年と 2019 年のミッション勧告、過去の委員会決定実施の作業計画策定を歓迎するが、活動が部分的にしか示されておらず、実施状況の詳細が欠けていることは遺憾であり、以前のミッションの勧告を全て含める様に作業計画を修正し、実施の進捗について世界遺産センターに通知すること。
・外来種の拡散、資産内での農業活動の状況、ステークホルダーの意識の向上を含む、資産に対する脅威に対処する努力に関する情報を提供すること。
・検討された道路の選択肢の地図を含む、南側バイパス道路の実行可能性調査を世界遺産センターに提出すること。
・道路に関わる 2017 年ミッション勧告を完全に実施し、道路利用を管理する行動計画と改良工事の実施前に、考古学的調査の結果と生態系と環境に関する基本データを、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・レトリ原人足跡博物館と提案されている新科学教育センターが、OUV に悪影響を及ぼす可能性があると結論付けたイコモス/イクロム技術審査の結果を懸念し、足跡遺跡と全体の考古的景観について、足跡または博物館での展示に

関するいかなる決定が下される前に、明確な保全アプローチを定義することを要請し、進捗状況に関する最新情報を提供すること。

・資産の一般管理計画（GMP）が、地域のステークホルダーと権利の所有者との協議において、適宜自由意思に基づいて事前に情報に基づく同意を経て取りまとめられることを確約し、GMP 案を世界遺産センターに提出し、以下を含めて諮問機関の審査を受けること。
  ・特に古人類遺跡を中心とした文化遺産保全戦略（このプロセスのための人的・財政資源の提供を含む）。
  ・資産の自然・文化的な属性が、ステークホルダーの関与の枠組みを伴う統合的なアプローチで管理、保護、展示されるよう、資産の管理に対する現在の区分されたアプローチの再考。
  ・OUV、完全性、真実性の保護を確実にし、保全活動に貢献する明確なビジョンを有する、資産のインタープリテーション戦略。
  ・観光収容力に関する統合的な政策とガイドライン。
  ・検証済みの影響評価研究の結論と緩和措置を確実に順守するための具体的なモニタリングと執行のメカニズム。
  ・速度や運転に対する規制を含む交通監視のメカニズム。
  ・提案されている複数の土地利用モデル（MLUM）の見直し。
・関連するステークホルダーと権利者と協議の上、MUM の見直し案と、自主的な再定住計画、資産のゾーニングを検討し、現在のアプローチがこれらの重要な課題に取り組むに十分かを検討し、今後の手法について助言を得るため、世界遺産センター/諮問機関のアドバイザリーミッションを資産に招へいすること。
・2019 年ミッションが資産の OUV に対する累積的かつ段階的に激化する脅威に懸念を表明したことを想起し、資産とセレンゲティの生態系を含む、地域の全てのセクターに渡る開発の現在と将来の影響を評価するための戦略的環境影響評価（SEA）を実施し、その結果を管理に反映できるよう、諮問機関の審査のため、SEA を世界遺産センターに提出することを再度要請する。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

その他の世界遺産の保全状況個票

134.　マチュ・ピチュの歴史保護区

基本情報			
決定番号	44 COM 7B.172	ID No.	274
資産名称（英）	Historic Sanctuary of Machu Picchu		
締約国	ペルー共和国		





©Silvan Rehfeld
Author: Silvan Rehfeld

種別	複合遺産	資産面積	38,160.87 ha
タイプ		緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, iii, vii, ix	世界遺産一覧表記載年	1983 年
構成資産数	1		
資産概要	本資産は、32,592ha の山地斜面・頂上・渓谷を周辺に抱え、中心には標高 2,400m以上に建てられた考古学的記念物である「城塞（La Ciudadela）」を擁している。マチュ・ピチュは、15 世紀に建造され、16 世紀にスペイン植民者によりインカ帝国が滅ぼされた際に放棄された。およそ 200 基の構造物で構成される宗教的、儀礼的、天文学的、農耕の中心地は、石製テラスにより十文字に切られ急斜面に造られている。多くの居住区、広範囲に広がる道路網、灌漑用水路、農耕用テラスは、しばしば現在までの長期にわたる利用を示す証拠を有している。標高の高い「プナ」草原から、ポリレピスの藪、山地性雲霧林、低地の熱帯雨林へと至る熱帯アンデスの東斜面には、豊かな生態系と国際的に重要な固有種が多くみられる。		
これまでの保全状況報告（年）	2021, 2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1994, 1993, 1987		

保全状況	
現在の課題	なだれ/地滑り、洪水、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
審議概要	・個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

決定概要

・2021 年に予定されている資産の新しいマスタープランの承認と、2022 年の新たなマチュ・ピチュ歴史的聖地（SHM）公共利用計画の必要性に留意し、これらの開発が既存の戦略、ビジョン、運営計画、規制、制裁措置と効果的に調和し、資産の文化遺産と自然遺産の保護管理のため効果的に実施されることを確実にすること。
・2015 年の収容力調査の見直しが完了し、資産の OUV の保全のために定義された収容力に基づく来訪者の制限を設定したことを歓迎し、資産の OUV を確保するために、収容力に沿って資産への来訪を効果的に管理する措置を実施すること。
・資産から 60km 離れたチンチェロ・クスコ国際空港の開発に留意し、イコモスと IUCN の影響評価ガイダンス文書に従い、観光圧力の増加などの、間接的・累積的な影響を含む、全てのインフラ開発の潜在的な影響が適切に評価され。資産の環境収容力に基づいて、資産への来訪が規制されることを保証すること。
・新しい輸送事業に関するいかなる決定より前に、確立された環境収容力と資産の OUV に基づいて、イラクタへの代替輸送に関する研究を実施すること。

・空港、鉄道、ケーブルカー、トンネル、道路などの主要なインフラ輸送事業は、計画の初期段階において、資産のOUV、広範なセッティング、将来示されるマチュピチュ-チョケキラオ生物圏保護区に対する影響の観点から厳密に評価され、事業の承認・作業前に、対応する遺産影響評価（HIA）が、世界遺産センターと諮問機関の審査にかけられることを保証すること。
・2023 年の第 46 回世界遺産委員会で審議できるよう、2022 年 12 月 1 日までに保全状況及び勧告の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

第３章　新規推薦案件の審査（議題 8B）

1．全体分析

第 44 回世界遺産委員会拡大会合の文化遺産及び複合遺産の新規資産のイコモス審査（議題 8B）では、もともと 2020 年に審査される予定であったものと 2021 年の審査に向けて提出されていた 2 年分の新規申請 32 件（内複合遺産 1 件）、重大な境界線の変更（拡張）申請 2 件、過去の世界遺産委員会において審査され情報照会、記載延期となっていた資産の再推薦 5 件（「泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム」（中華人民共和国/情報照会）、「ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）」（オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、~~ハンガリー~~、スロバキア共和国/情報照会）、「慈悲の居留地」（ベルギー王国、オランダ王国/情報照会）、「ロシア・モンタナ鉱山景観」（ルーマニア/情報照会）、「アッ＝サルト：寛容と都市の歓待の場」（ヨルダン/記載延期））の合計 39 件の審査が行われる予定であった。

そのうち、文化遺産 1 件が事前に取り下げられ、文化遺産 4 件、複合遺産 1 件が直前に取り下げられたため、世界遺産委員会では、文化遺産 31 件（複合遺産 0 件）の新規記載、文化遺産 2 件の拡張に関する審議が行われた。審議の結果、文化遺産 29 件が新たに記載され、文化遺産 2 件の拡張が認められた。

イコモスの勧告判定

イコモスは、各推薦について、価値の観点（比較分析、完全性、真実性、評価基準への適合性）と保存管理の観点（境界線、資産の保護、緩衝地帯における保護措置、保全、管理、脅威への対応）から 4 段階（良い、適切だが改善できる、現時点では証明されていない、不適切）に評価を行い、記載勧告、情報照会、記載延期、不記載のどの勧告にするかを決定している。

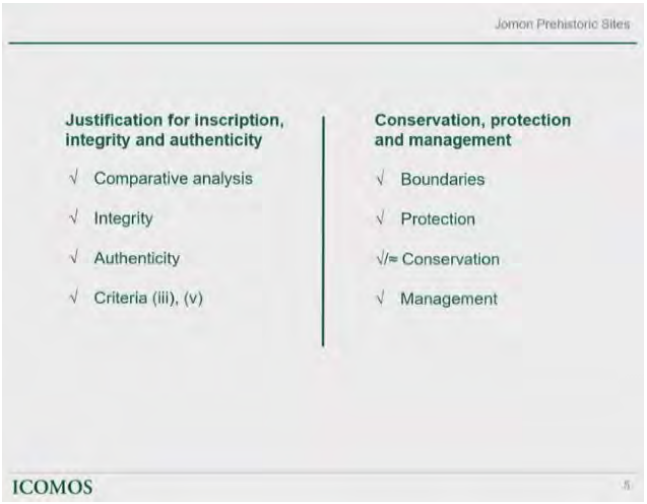
勧告判定のためのチェックツール [1]

比較分析	完全性	真実性	評価基準	構成資産の選定（シリアルの場合）	境界線	資産の保護	緩衝地帯における保護措置	保全	管理	脅威への対応	現地調査	結論
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	≈	≈	≈	無	記載
✓	✓	✓	✓	✓	≈	X	X	≈	≈	≈	無	情報照会
✓	✓	✓	✓	✓	X	X	X	X	X	X	要	記載延期
○	✓	✓	○	✓							要	記載延期
○	○	○	○	○							要	記載延期
X	X	X	X	X							-	不記載

✓ 良い；≈ 適切だが、改善できる；○ 現時点では証明されていない；X 不適切

[1] このマトリックスはすべての組み合わせを示すものではなく、それぞれのカテゴリーの最低限の要件を示している。

また、世界遺産委員会で各推薦案件に対するイコモスの評価を説明する際に、イコモス代表はこの表に準じた総括表を用いて説明を行っている（右写真）。



このツールに基づけば、イコモスが記載勧告を出すのは、価値が証明されているとともに、資産の保護、緩衝地帯における保護が良好に行われているものであり、価値が認められていても、資産範囲や緩衝地帯の保護措置に課題がある場合は、情報照会ないし記載延期と判断すると解釈できる。これに対し、価値が認められるのであれば、保存についての改善を行う意思を関係国に確認したうえで、記載の決定を行うという傾向が世界遺産委員会委員国の間に認められる。

イコモス勧告と世界遺産委員会決定

本委員会で審査された 31 件の文化遺産新規推薦のうち、イコモスが記載勧告を出したものは約 58%の 18 件であった（前回は 69%）が、最終的に 93%に当たる 29 件が記載された（事前取り下げ、直前取り下げられた 6 件を含めても 37 件中 29 件で約 78%）。

最終的に、イコモスは記載勧告を出していなかったにもかかわらず、世界遺産委員会において記載となったものは 11 件であった（6 件に情報照会勧告、5 件に記載延期勧告が出されていた）。なお、イコモスが情報照会を勧告していたもののうち 5 件については、「評価基準の一部を満たす可能性がある」という評価をイコモスも示していた。同様に、記載延期を勧告していたものについても、2 件について「一部の構成資産に限れば評価基準の一部を満たす可能性がある」という評価をイコモスも示していた。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合における
イコモス勧告と世界遺産委員会決定との対照表（文化遺産、複合遺産）

決定 / イコモス勧告	記載	情報照会	記載延期	不記載	その他	**イコモス勧告計**
記載	18	0	0	0	0	**18**
情報照会	6	1	0	0	0	**7**
記載延期	5	0	0	0	0	**5**
不記載	0	0	0	0	1[2]	**1**
世界遺産委員会決定計	**29**	**1**	**0**	**0**	**1**	**31**

拡張申請を除く。
網掛けはイコモス勧告から「繰り上げ」となった決定が採択されたことを示す。

「ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）」（オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、~~ハンガリー~~、スロバキア共和国）について、イコモスから記載勧告がでていたが、直前になって全構成資産の半数以上を有するハンガリーが共同推薦を取り下げ、残りの 3 か国の構成資産 75 件（元々は 175 件）のみについて審議が進められた。イコモスは、全ての構成資産を対象に行ったイコモスの勧告はもはや意味を持たず、世界遺産委員会の場でイコモスとしての評価を示すことはできないとする立場を表明した。イコモスの

[2] 「グダニスク造船所：「連帯」の誕生地と欧州の鉄のカーテン衰亡のシンボル」（ポーランド共和国）については、「最近の紛争の記憶に関連する」資産に該当するという指摘とともに、不記載勧告がだされていたが、推薦国は「最近の紛争の記憶に関連する」資産には該当しないとして取り下げなかったため、世界遺産委員会の審議にかけられる運びとなった。しかしながら、同資産の審議を行うことに反対したロシアの動議によって無期限(sine die)の審議延期となった。

勧告が存在しない資産を記載するべきではないとするノルウェーの主張もあったが、エチオピアが世界遺産一覧表に記載するか否かは世界遺産委員会の権限に基づくものでイコモスの勧告は必要条件ではないと主張し、審議は紛糾した。無記名投票が行われ、その結果、今後の世界遺産審査の前例としないことを条件に、ハンガリーの構成資産を除いて登録された。

推薦国とイコモスとの「対話」

審査過程で推薦国とイコモスの「対話」が開始されて 6 年目となった。中間報告後、「ディ - エル - ナトルーンのコプト教会」（エジプト・アラブ共和国）の 1 件が取り下げられ、世界遺産委員会の審議直前には不記載勧告が出されていた「ホルカ・ソフ・ウマール：自然及び文化遺産（ソフ・ウマール：神秘の洞窟群）」（エチオピア連邦共和国、複合遺産）、「スピナロンガの要塞」（ギリシャ共和国）、「ラ・イザベラの歴史・考古遺跡」（ドミニカ共和国）、「リベイラ・サクラ」（スペイン王国）、「グロビナの考古遺跡群」（ラトビア共和国）の 5 件が取り下げられた。

「対話」1〜3 年目では情報照会勧告は 0〜2 件で「記載」と「記載延期/不記載」に二極化する傾向がみられたが、その後二極化する様子はみられない。また、審議案件の約半数に記載勧告が出されている傾向についても大きな変化はみられない。

表　イコモスとの「対話」が行われた第 40 回世界遺産委員会以降のイコモス勧告一覧（新規登録）

	1 年目（第 40 回世界遺産委員会）	2 年目（第 41 回世界遺産委員会）	3 年目（第 42 回世界遺産委員会）	4 年目（第 43 回世界遺産委員会）	6 年目（第 44 回世界遺産委員会拡大会合）
記載	10	10	11	20	18
情報照会	0	1	2	4	7
記載延期	8	8	5	4	5
不記載	1	4	6	2	6
保留	0	1 「ヘブロン/アル＝ハリール旧市街」（パレスチナ）	1 「ナウムブルク大聖堂」（ドイツ連邦共和国）	2 「1994 年のノルマンディー上陸の海岸」（フランス共和国） 「ブランクーシによるトゥルグ・ジウの記念物群」（ルーマニア）	0

※5 年目（2020 年）の世界遺産委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった。

追加勧告

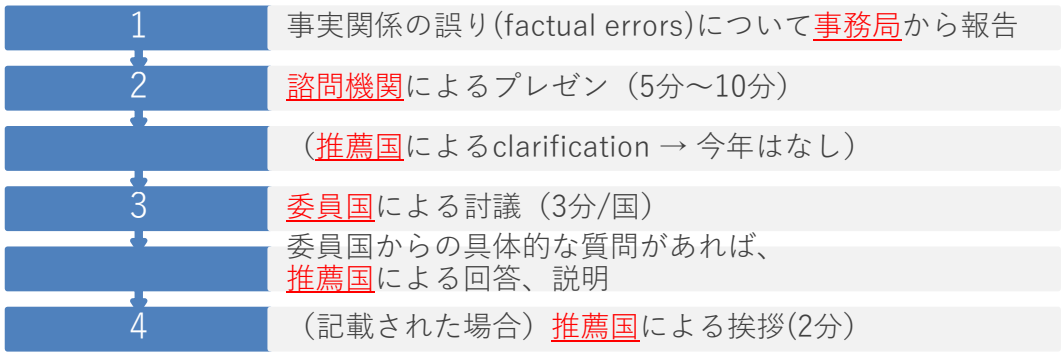
第 44 回世界遺産委員会拡大会合において新規記載となった 29 件の文化遺産には、全て何らかの追加勧告が付された。世界遺産委員会の追加勧告には、管理計画の策定等の具体的な対応の実施を勧告するタイプと、いくつかの課題を指摘しつつ「以下について検討するよう」勧告するタイプのやや緩い勧告があるが、今回イコモスが記載勧告を出した 18 件中全てに後者の勧告が付された（前者の具体的勧告が付されたものはない）。今後も、記載案件であっても、何らかの勧告が付く傾向が継続するものと思われる。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合で記載された文化遺産、複合遺産のイコモス勧告と追加勧告数の関係

	件数	**「～を実施するよう勧告する」タイプの具体的な追加勧告が付されたものの数**（勧告の項目数）	**「以下について検討・奨励するよう勧告する」タイプの追加勧告が付されたものの数**（勧告の項目数）	**勧告の実施状況等について報告の提出が求められたものの数**（提出期限）
イコモス記載勧告（内 1 件は当該締約国の要請により情報照会決定）	18 件	なし	18 件 (4～15 項目)	8 件 (2022 年 2 月 1 日：1 件 2022 年 12 月 1 日：4 件 2023 年 12 月 1 日：3 件)
イコモス情報照会勧告から記載になったもの	6 件	1 件 (9 項目)	6 件 (5~14 項目)	6 件 (2022 年 2 月 1 日：1 件 2022 年 12 月 1 日：5 件)
イコモス記載延期勧告から記載になったもの	5 件	なし	5 件 (4~9 項目)	5 件 (全て 2022 年 12 月 1 日)
イコモス不記載勧告から記載になったもの	0 件	—	—	—

推薦国の発言機会

第 40 回世界遺産委員会においては、諮問機関によるプレゼンテーションのあと、推薦国による発言（「釈明、クラリフィケーション」）を行う機会が与えられたが、第 41 回世界遺産委員会以降この機会は設けられず、従来通り、委員国から具体的な質問があった場合に、質問に回答するための発言機会が与えられる手順で進められている。



記載された文化遺産の種類と評価基準の適用について

第 44 回世界遺産委員会拡大会合で記載された文化遺産の評価基準は以下に示すとおりである。遺産タイプについては、正式な分類は存在せず、便宜上のタイプを示した。

第 44 回世界遺産委員会拡大会合では、先史時代の遺跡が 7 件、その他の遺跡（サイト）が 13 件あった。サイトの一種である文化的景観は 6 件（公園関係 2 件、鉱山景観 2 件含む）あった。最も多く採用された評価基準は、前委員会同様「典型」を示す評価基準(iv)で 28 件、次に「交流」を示す評価基準(ii)及び「物証」を示す評価基準(iii)が主な評価基準として適用された。評価基準(ii)(iii)(iv)は、それぞれ単独で世界遺産に登録されたものがあったが、その他の評価基準(i)(v)(vi)は他の評価基準との組み合わせで用いられ、単独での世界遺産登録はなかった。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合で記載された文化遺産のタイプと評価基準

遺産タイプ	該当件数	i 傑作	ii 交流	iii 物証	iv 典型	v 土地利用	vi 無形
遺跡（先史時代）	**7**	1	0	6	1	3	0
その他の遺跡（サイト）	**13**	1	10	7	10	0	2
文化的景観	**6**	0	6	2	5	1	1
建造物群	**12**	1	7	3	7	0	2
記念物	**3**	1	0	0	3	0	0
国境を超える資産	**4**	0	4	3	3	0	0
合計	**29**	**3**	**26**	**20**	**28**	**4**	**4**

複数の遺産タイプに該当するものがあるため、合計は一致しない。

シリアルノミネーション

第 44 回世界遺産委員会拡大会合で新規に記載された 29 件の文化遺産の内、11 件が単独の資産範囲からなるものであり、残りの 18 件が複数の構成資産からなるシリアルプロパティ（連続性のある資産）であった。構成資産の数が最も多かったのは、国境を超える資産である「ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス」（ドイツ／オランダ）の 102 件であった。オーストリア、ベルギー、チェコ、フランス、ドイツ、イタリア、英国による「ヨーロッパの大温泉保養都市群」（構成資産 11 件）は、すでに世界遺産に登録されている英国の「バース市街」を構成資産の一つとする国境を超えるシリアルプロパティとして登録推薦された。

本委員会では、上述の国境を超えるシリアルプロパティが 4 件審議（全てヨーロッパからの推薦）され、いずれにも記載勧告が出されていた。

表　第 44 回世界遺産委員会拡大会合で新規に記載された文化・複合遺産の構成資産数

構成資産数	件数	資産名称
1	11	1. フランス共和国「コルドゥアン灯台」 2. インド「テーランガーナー州、カーカティーヤ朝のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院」 3. イラン・イスラム国「イラン縦貫鉄道」 4. スペイン王国「プラド通りとブエン・レティーノ、芸術と科学の景観」 5. トルコ共和国「アルスランテペの墳丘」 6. ルーマニア「ロシア・モンタナ鉱山景観」 7. ブラジル連邦共和国「ロバート・ブール・マルクス関連サイト」 8. ウルグアイ東方共和国「技士エラディオ・ディエステの作品：アトランティダ教会」 9. インド「ドーラビーラ：ハラッパーの都市」 10. ヨルダン「アッ＝サルト：寛容と都市の歓待の場」 11. フランス共和国「ニース、リヴィエラの冬季リゾート都市」
3～9	12	1. サウジアラビア王国「ヒマ文化的地域」（構成資産 6 件） 2. ドイツ連邦共和国「ダルムシュタットのマチルダの丘」（構成資産 2 件）

構成資産数	件数	資産名称
		3. イタリア共和国「パドヴァの 14 世紀のフレスコ画作品群」（構成資産 4 件） 4. ベルギー王国、オランダ王国「慈悲の居留地」（構成資産 3 件） 5. ペルー共和国「チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地」（構成資産 2 件） 6. コートジボワール共和国「コートジボワール北部のスーダン様式のモスク群」（構成資産 8 件） 7. イラン・イスラム国「ハウラマン／ウラマナットの文化的景観」（構成資産 2 件） 8. ドイツ連邦共和国「シュパイアー、ヴォルムス、マインツのシュムサイト」（構成資産 4 件） 9. チリ共和国「アリカ・イ・パリナコータ州のチンチョーロ文化の集落と人工的ミイラ」（構成資産 3 件） 10. ロシア連邦「オネガ湖と白海のペトログリフ」（構成資産 2 件） 11. スロベニア共和国「リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品―人間中心の都市デザイン」（構成資産 7 件） 12. 英国「ウェールズ北西のスレート景観」（構成資産 6 件）
10 以上	6	1. オーストリア共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、英国「ヨーロッパの大温泉保養都市群」（構成資産 11 件） 2. 中華人民共和国「泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム」（構成資産 22 件） 3. オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、~~ハンガリー~~、スロバキア共和国「ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）」（構成資産 77 件） 4. 日本国「北海道・北東北の縄文遺跡群」（構成資産 17 件） 5. オランダ王国、ドイツ連邦共和国「ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス」（構成資産 102 件） 6. イタリア共和国「ボローニャのポルチコ」（構成資産 12 件）
合計	29	

拡張登録

第 44 回世界遺産委員会拡大会合では、「作業指針」第 165 段落の「重大な境界線の変更」に基づいた文化遺産の拡張として、「オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群（1996 年に評価基準(ii)(iv)(v)に基づいて記載された「アムステルダムのディフェンス・ライン」の拡張登録）」（オランダ）と、「フランシスコ会のトラスカラの聖母被昇天の修道院と大聖堂群」（『ポポカテペトル山腹の 16 世紀初頭の修道院群』（1994 年登録、評価基準（ii)(iv)）の拡張）（メキシコ）の 2 件が行われた。どちらも評価基準の変更はなかったが、拡張後の資産を適切に表すように名称変更が行われた。

なお、「オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群」は、「拡張登録」として申請されていたが、「アムステルダムのディフェンス・ライン」の一部範囲を資産範囲から削除して、新たな範囲を加える提案であった。イコモスは締約国から削除が提案された構成資産の内、顕著な普遍的価値及び完全性の観点から重要であると判断した一部の構成資産の削除を認めず、情報照会勧告を出していたが、委員会での審議の結果、拡張が承認された。

過去の委員会決定が新規推薦に及ぼす影響：古代泉州市（「ザイトン」）

開催国である中国から推薦されていた「泉州：中国宋・元の世界のエンポリウム」は、第 42 回世界遺産委員会（2018 年）で情報照会となった資産の再推薦であった。2018 年当時の資産名称は「古代泉州市（ザイトン）の歴史的記念物・遺跡」であった。イコモス勧告では「不記載」であったが、委員会審議により、評価基準(ii)(iii)(vi)を満たす潜在的可能性が高いという文言を付した情報照会となっていた。本委員会には、評価基準(ii)(iii)(vi)に基づいて構成資産を増やし名称を変更して再推薦され、イコモスは前回のとは異なり、評価基準(iv)に基づいて記載する勧告を出し、世界遺産一覧表に記載された。

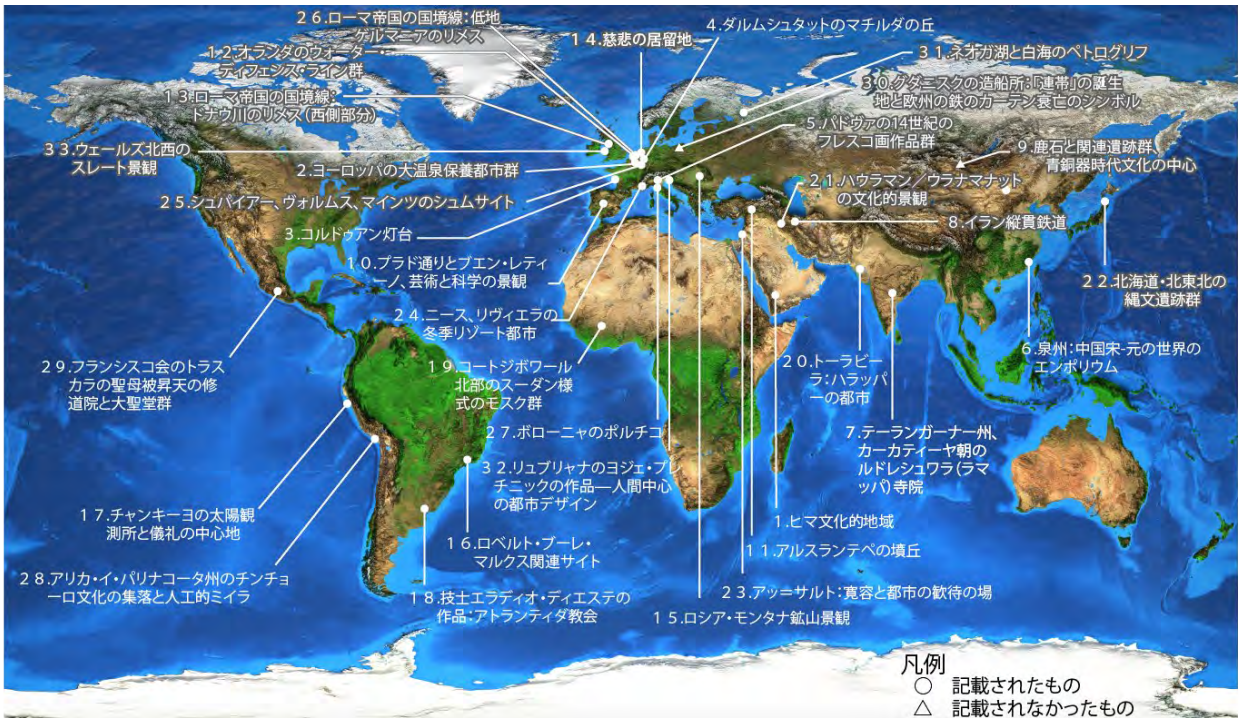
表　議題 8B（新規記載）審査結果一覧（文化遺産、複合遺産・審議順）
網掛け：イコモス勧告と異なる決定が採択されたもの。
I: 記載、R: 情報照会、D: 記載延期、N: 不記載、OK、拡張承認

順番	審議予定年※	締約国	資産名称	締約国評価基準	イコモス勧告	決定	文化遺産タイプ※	構成資産数
1	2020	サウジアラビア王国	ヒマ文化的地域	(i)(ii)(iii)(v)	R 【(iii)は認めている】	I (iii) (名称変更)	遺跡	6
2	2020	オーストリア共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、英国	ヨーロッパの大温泉保養都市群	(ii)(iii)(iv)(vi)	I (ii)(iii)	I (ii)(iii) (名称変更)	遺跡	11
3	2020	フランス共和国	コルドゥアン灯台	(i)(iv)	I (i)(iv)	I (i)(iv)	記念物	1
4	2020	ドイツ連邦共和国	ダルムシュタットのマチルダの丘	(ii)(iv)	R	I (ii)(iv)	建造物群	2
5	2020	イタリア共和国	パドヴァの 14 世紀のフレスコ画作品群	(i)(ii)(iii)	I (ii)	I (ii) (名称変更)	建造物群	4
6	2020	中華人民共和国	泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム	(ii)(iii)(iv)	I (iv)	I (iv)	遺跡、記念物、建造物群	23
7	2020	インド	テーランガーナー州、カーカティーヤ朝のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院	(i)(ii)(iii)	D	I (i)(iii) (名称変更)	遺跡	1
8	2020	イラン・イスラム共和国	イラン縦貫鉄道	(ii)(iv)	D	I (ii)(iv)	遺跡	1
9	2020	モンゴル国	鹿石と関連遺跡群、青銅器時代文化の中心	(i)(iii)(iv)	R	R	遺跡	4
10	2020	スペイン王国	プラド通りとブエン・レティーノ、芸術と科学の景観	(ii)(iv)(vi)	D	I (ii)(iv)(vi)	建造物群、遺跡、文化的景観	1
11	2020	トルコ共和国	アルスランテペの墳丘	(ii)(iii)(iv)	R	I (iii)	遺跡	1
12	2020	オランダ王国	オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群（1996 年に評価基準(ii)(iv)(v)に基づいて記載された「アムステルダムのディフェンス・ライン」の拡張）	(ii)(iv)(v)	R	OK (ii)(iv)(v)	遺跡、記念物、建造物群	9
13	2020	オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、~~ハンガリー~~、スロバキア共和国	ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）	(ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	遺跡	77

順番	審議予定年※	締約国	資産名称	締約国評価基準	イコモス勧告	決定	文化遺産タイプ※	構成資産数
14	2020	ベルギー王国、オランダ王国	慈悲の居留地	(ii)(iv)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	遺跡、文化的景観	3
15	2020	ルーマニア	ロシア・モンタナ鉱山景観	(ii)(iii)(iv)(vi)	I (ii)(iii)(iv) (危機遺産)	I (ii)(iii)(iv) (危機遺産)	遺跡、文化的景観	1
16	2020	ブラジル連邦共和国	ロバート・ブール・マルクス関連サイト	(ii)(iv)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	遺跡、文化的景観	1
17	2020	ペルー共和国	チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地	(i)(v)	I (i)(iv)	I (i)(iv) (名称変更)	遺跡	2
18	2020	ウルグアイ東方共和国	技士エラディオ・ディエステの作品：アトランティダ教会	(iv)	I (iv)	I (iv)	建造物群	1
19	2021	コートジボワール共和国	コートジボワール北部のスーダン様式のモスク群	(ii)(iv)(v)	D	I (ii)(iv)	建造物群	8
20	2021	インド	ドーラビーラ：ハラッパーの都市	(ii)(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	遺跡	1
21	2021	イラン・イスラム共和国	ハウラマン／ウラマナットの文化的景観	(iii)(iv)(v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	遺跡、文化的景観	2
22	2021	日本国	北海道・北東北の縄文遺跡群	(iii)(v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	遺跡	17
23	2021	ヨルダン	アッ＝サルト：寛容と都市の歓待の場	(ii)(iii)	I (ii)(iii)	I (ii)(iii)	建造物群	1
24	2021	フランス共和国	ニース、リヴィエラの冬季リゾート都市	(ii)(iv)(vi)	R	I (ii) (名称変更)	建造物群	1
25	2021	ドイツ連邦共和国	シュパイアー、ヴォルムス、マインツのシュムサイト	(ii)(iii)(vi)	I (ii)(iii)(vi)	I (ii)(iii)(vi)	建造物群、遺跡	4
26	2021	オランダ王国、ドイツ連邦共和国	ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス	(ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	遺跡	102
27	2021	イタリア共和国	ボローニャのポルチコ	(ii)(iv)	D (ii)(iv)	I (iv)	遺跡	12
28	2021	チリ共和国	アリカ・イ・パリナコータ州のチンチョーロ文化の集落と人工的ミイラ	(iii)(v)	R	I (iii)(v)	遺跡	3
29	2021	メキシコ合衆国	フランシスコ会のトラスカラの聖母被昇天の修道院と大聖堂群（『ポポカテペトル山腹の 16 世紀初頭の修道院群』（1994 年、(ii)(iv)）の拡張）	(ii)(iv)	OK (ii)(iv)	OK (ii)(iv)	記念物群	15
30	2021	ポーランド共和国	グダニスク造船所：「連帯」の誕生地と欧州の鉄のカーテン衰亡	(iv)(vi)	N	無期限(sine die)延期	遺跡、近代遺産	1

順番	審議予定年※	締約国	資産名称	締約国評価基準	イコモス勧告	決定	文化遺産タイプ※	構成資産数
			のシンボル					
31	2021	ロシア連邦	オネガ湖と白海のペトログリフ	(i)(iii)(iv)	R	I (iii)	遺跡	2
32	2021	スロベニア共和国	リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品―人間中心の都市デザイン	(i)(iv)	I (iv)	I (iv)	遺跡、記念物、建造物群	7
33	2021	英国	ウェールズ北西のスレート景観	(ii)(iv)(v)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	遺跡、文化的景観	6

＊「審議予定年」は、もともと審議が予定されていた年（第 44 回世界遺産委員会拡大会合では、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった 2020 年に審議される予定だったものと 2021 年に審議される予定だったものをあわせて 2 年分の審議を行った）。「文化遺産タイプ」は、決まった分類が存在せず、便宜上のタイプを示した。



2. 新規推薦案件個票

1.　ヒマ・ナジュラーンの文化的岩絵群→ヒマ文化地区

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 11		ID No.	1619
資産名称（英）	Cultural Rock Arts in Ḥimā Najrān→Hima Cultural Area			
推薦国	サウジアラビア王国			
種別	遺跡			
タイプ	岩絵			
資産面積	242.17 ha			
緩衝地帯面積	31,575.83 ha			
構成資産数	6			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i)(ii)(iii)(v)	(iii)		
	IUCN	決定		
	–	(iii)		



© SCTH
Author: Dr Majeed Khan

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 21 日―29 日（9 日間） Benjamin W. Smith 氏（オーストラリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/24	2019/10/10	2019/12/20	2020/02/27
事実関係の訂正	有り（4 件）			

資産概要	
概要	サウジアラビア南西部の乾燥した山岳地帯に位置するヒマ・ナジュラーンの文化的岩絵群には、先史時代から中世、そしてほぼ現在に至るまでの 7000 年の期間の文化的な連続性の中での狩猟、動物、植物、生活の在り方を描いた岩絵の膨大なコレクションが含まれている。資産と広大な緩衝地帯には、石塚（cairns）、石造物、墓、散布した石器、古代の井戸といった未発掘の考古資源が豊富に存在する。 この場所は、重要な古代砂漠キャラバンルート上にある現在知られる最も古い通行料徴収所にあり、Bi'r Ḥimā（ビル・ヒマ）の井戸は少なくとも 3000 年前に遡り、今でも水が供給している。さまざまな時代に隊商や軍隊の一員として砂漠を横断した旅人たちが、近くの岩の表面に彼らの信仰や伝統についての痕跡を刻んだり書き残したりしている。
比較資産	サウジアラビアのハイール地方のロック・アート（サウジアラビア、2015 年記載、(i)(iii)）、ベリディビ・カライン・オクズル（Belidibi, Kara'In and Öküzlü'In、トルコ）、アフダル山とディホール山（ jabal Akhdar and Dhofar、オマーン）、シエラ・デ・サン・フランシスコの岩絵群（メキシコ、1993 年、(i), (iii)）、左江花山の岩絵の文化的景観（中国、2016 年、(iii),(vi)）、ワディ・ラム保護地区（ヨルダン、2011 年、(iii),(v),(vii)）、トゥウェイフルフォンテーン（ナミビア、2007 年、(iii),(v)）、ダンピア文化地域（ムルジュンガ文化的景観、オーストラリア暫定リスト）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる	比較分析	✓	適切
	完全性	✓	シリアル・プロパティ全体の完全性、個々の構成資産の完全性ともに適切。
	真実性	✓	シリアル・プロパティ全体の真実性、個々の構成資産の真実性ともに適切。

○現時点で証明されていない X不適切	評価基準	i)創造の才	X	推薦資産の岩絵は重要で質も高いが、視覚的セッティングや、使われた技術、主題において顕著であるとは言えない。
		ii)交流	X	この地域の様々な場所からやってきた人々やこの場所を通った旅人が遺した信仰や伝統に関わる痕跡をもって、本資産が重要な思想の交流を示しているとするには十分な情報がない。
		iii)物証	✓	この資産は、おそらくは旧石器時代、少なくとも新石器時代に遡り、現代にいたるまでの長い一連の文化的伝統を伝える他に類を見ない物証である。ここを行き来した人々は、岩の表面に碑文や岩絵という形で自らの存在や通行の記録を遺した。前者のなかには、彼らが生きたコンテキストや環境について記述しているものがあり、岩絵のテーマは環境の変化とそれにどのように適応したかを映している。
		v) 土地利用	X	この基準に対する締約国の解釈は、これまでこの基準が使われてきたものとは異なる。加えて、評価基準(iii)の説明と似た説明となっている。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		破壊行為、崖地底部の通行による影響などの人為的脅威。特に、落書き、弾丸による損傷、ごみの 3 つの問題について注意深く監視する必要がある。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	推薦資産の境界線は適切。緩衝地帯での考古学的研究を進め、将来資産範囲の拡張を検討することを奨励する。
	法的保護		✓	国内最高水準の保護を受けている。
	保全状況		≈	・保全状況は良好。地域コミュニティーの水源として利用されているヒマの井戸（HIM02）を除き、構成資産 6 件はそれぞれフェンスで囲まれ車両のアクセスが制限されている。 ・複数の構成資産で、大き目の岩塊が射撃の標的に使われたため、弾丸による損傷を受けている。この様な行為を防ぐための措置について締約国に問い合わせたところ、締約国から、当該行為は現在は中止されており、構成資産 6 件についてフェンスで保護しているとの回答があった。 ・保全状況は、石英砂の飛砂による浸食や格子間コロイドシリカが自然に失われることで起こるゆっくりとした粒状剥離等の自然劣化によって限定的な影響を受けている。
	管理体制		≈	完全かつ内部で活用可能なデータベースが必要、管理計画及び観光管理計画の整合が必要、保全管理戦略の策定が必要、考古学、遺産管理、岩絵の保全についてキャパシティビルディングが必要。
勧告	記載に関する勧告		情報照会	
	解決すべき課題		・推薦資産範囲及び緩衝地帯における遺跡の正確な位置を示した地図の作成。 ・推薦資産範囲及び緩衝地帯において知られている全ての岩絵類のデータベース。 ・Najd Khayrān での観光啓発事業について、事業実施前に HIA を実施すること。 ・Jabal al-Kawbab 及び Jabal al-Qāra の一部を含むよう緩衝地帯を拡大すること。 ・保全プログラムを作成、実施するとともに、遺産管理、考古学、岩絵の保存に関する職員を追加し、専門的トレーニングを実施すること。 ・モニタリングプログラムの構築、実施。	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 ・包括的なアーカイブと考古学的研究に基づいてヒマ井戸の地上部壁面の復元を実施すること ・資産名称を「ヒマ文化地区」（Ḥimā cultural area）に変更することを勧告する。	
	レポート提出		−	

審議概要

バーレーンから記載する修正案が提出され、オーストラリア、エジプト、ハンガリー、キルギス、マリ、オマーン、ロシア、スペイン、タイがこれを支持し、名称を変更して記載された。

最終的な決定文には、イコモスが「解決すべき課題」、「追加勧告」として挙げた内容のうち、緩衝地帯の拡大を除く内容について検討するよう求める勧告が付された。また、新たに、OUV の属性のリスト作成を検討すること、緩衝地帯内の考古学的調査を進め拡張登録を検討すること、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告するよう求める勧告が加えられた。

2. 新規推薦案件個票

2.　ヨーロッパの大温泉保養地群→ヨーロッパの大温泉保養都市群

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 16		ID No.	1613
資産名称（英）	The Great Spas of Europe→ The Great Spa Towns of Europe			
推薦国	オーストリア共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、英国			
種別	遺跡			
タイプ	国境を超える資産			
資産面積	7,006 ha			
緩衝地帯面積	11,327 ha			
構成資産数	11			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iii)(iv)(vi)	(ii)(iii)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iii)		



© Ceská centrála cestovního ruchu – CzechTourism
Author: Ladislav Renner

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 10 日－10 月 3 日（24 日間） Tamás Fejérdy 氏(ハンガリー)、 Marieke Kuipers 氏 (オランダ)			

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/10/09	2019/7/31, 8/13, 9/2, 11/11	2019/12/20	2020/02/25
事実関係の訂正	有り（25 件）			

資産概要	
概要	推薦されたシリアル・プロパティは、天然ミネラルウォーター遊水地を中心に開発され、1700 年から 1930 年代に繁栄したヨーロッパのスパ現象の証である壮大で最も国際的なリゾートを象徴する 7 つのヨーロッパ諸国に位置する 11 の町で構成されている。構成資産は、バーデン・バイ・ウィーン (オーストリア)、スパ(ベルギー)、フランティシュコヴィ・ラーズニェ(チェコ)、カルロヴィ・ヴァリ(チェコ)、マリアンスケー・ラーズニェ(チェコ)、ヴィシー(フランス)、バート・エムス(ドイツ)、バーデン・バーデン(ドイツ)、バート・キッシンゲン(ドイツ)、モンテカティーニ・テルメ（イタリア)、バース市(英国)。 これらの温泉街は、「クアハウス」や「kursaal」、ポンプ室、ドリンクホール(trinkhalle)、コロネード、ギャラリーといった、天然ミネラルウォーター資源を利用したり、入浴や飲料用といった活用を進めたりするために設計された温泉建築群を中心に機能する都市の類型を示している。関連する来訪者施設には、集会室、カジノ、劇場、ホテル及びヴィラ、温泉特有のサポートインフラが含まれる。これらの集合体がすべて統合され、絵のように美しい景観の中で、注意深く管理されたレクリエーション・治療環境を含む全体的な都市的コンテキストを形成している。
比較資産	ヨーロッパ内の温泉地47箇所。

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる	比較分析	✓	適切。
	完全性	✓/≈	機能の完全性という面では、スパとしての機能は現代の施設に移っており、歴史的建造物を別の目的に使用している場合がある。
	真実性	✓	形態と意匠についての真実性は高いが、20 世紀、21 世紀に建てられた構造物のなかには建築の質が高くないものや歴史的な建築と調和していないもの

○現時点で証明されていない X不適切				がある。歴史的建造物を本来とは別の目的に使用している場合には、内装が変わっており、意匠、材料、材質について真実性が十分とは言えないものもある。この点で計画されている開発事業にも問題がある。
	評価基準	ii)交流	✓	推薦資産は、医学、科学、温泉療法の発展における重要な人類の価値観の交流を表しており、それがスパ建築、都市計画、景観デザインという有形の属性に現れている。一方で、推薦書で主張されている建築上のプロトタイプという主張については類まれな事例だとは考えられない。 1700年頃から1930年代までの間、構成資産同士あるいはヨーロッパ他の地域との建築的な影響の広がりという点で類まれであるとする主張には同意する。
		iii)物証	✓	「治療のために風呂に入る」ということ及び18世紀から20世紀初めまでの間に花開いたヨーロッパのスパ現象についての類まれな物証である。
		iv)類型	X	ミネラルウォーターを飲むために設計されたドリンクホール（trinkhalle)、ポンプ室などの一部建物は、部分的に建物の新たな類型 であると言えるかもしれないが、大部分は既存の建物をそのまま使用したり、改造して使用したりしているだけで、類まれな建築物の類型とは言えない。基準(ii)の説明の繰返しとなっている。
		vi) 関連	X	個々には、出来事、芸術作品、社会的・政治的思想に関連するものもあるが、シリアルプロパティ全体には当てはまらない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発、観光圧	
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	宿泊やレクリエーションに関する要素をどの程度含めるかについて構成資産ごとに異なるため、構成資産の大きさに相当な違いがある。
	法的保護		✓	11 の構成資産のひとつひとつが、国、地方自治体により保護、管理されている。全体の保存管理に対応して地域の管理計画及び管理者が設置されている。
	保全状況		✓	現在の保全措置は適切。モニタリング計画は良く作られているが、より測定可能な指標としたり、スパとしての機能や観光客の増加に関する指標を拡充したりすることが望ましい。
	管理体制		✓	保護及び管理の要件は概ね適切だが、全体の管理体制及び個々の構成資産の管理体制がまだ完全に整っていない、もしくは強化できる。
勧告	記載に関する勧告		評価基準(ii)及び(iii)に基づいて記載。	
	解決すべき課題		a) バーデン・バイ・ウィーン：ミッテルベルグ地区及びバーデナー・ベルグ地区：資産範囲の修正、建設計画の保護ゾーンを構成資産全体に拡大。 b) モンテカティーニ・テルメ：道路中央に設定されている資産境界線を道路反対側の建物敷地を含む範囲までとし、法的保護を構成資産全体に拡大すること。 c) カルロヴィ・ヴァリ：緩衝地帯北側部分を拡大すること。 d) ヴィシー：駅周辺の緩衝地帯を拡大すること。 e) バート・エムス及びバート・キッシンゲン：資産範囲全体の法的保護。 f) スパ：資産範囲全体をカバーするように ZPU を拡大すること。 g) チェコの構成資産 3 か所：地域管理計画を正式に承認、実施すること。 h) ヴィシー及びバート・エムス：管理計画を実施すること。 i) バース市：単独の世界遺産であるだけでなく、今回構成資産のひとつとして記載されることを踏まえて、管理計画を見直すこと。 j) 全ての構成資産にサイトマネージャーを任命すること。 k) 総体としての資産を対象としたモニタリングとして、より広い範囲を対象に、より詳細な検討を行うこと。 l) 個々の構成資産の管理システムに遺産影響評価手続きを導入すること。 m)全関係国で構成資産全ての主要な開発計画についての理解を共有し、累積的影響を把握することができるようにするための管理協議会の役割について検討。	
	追加勧告		英語名称を “The Great Spa Towns of Europe”（ヨーロッパの大温泉保養都市群）に変更すること（SpasをSpa Townsとする)。フランス語名称“Les grandes villes d’eaux d’Europe”については変更する必要はない。	
	レポート提出		2022 年 12 月 1 日までに保全状況報告書を提出（第 46 回世界遺産委員会審議）	
審議概要				
異論なくイコモス勧告どおり記載された。				

2. 新規推薦案件個票

3. コルドゥアン灯台

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 17		ID No.	1625
資産名称（英）	Cordouan Lighthouse			
推薦国	フランス共和国			
種別	記念物			
タイプ	近代遺産（灯台）			
資産面積	17,015.0957 ha			
緩衝地帯面積	83,879.8361 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i)(iv)	(i)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(i)(iv)		



© DRAC Nouvelle-Aquitaine
Author: Gilles Vilquin

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 30 日－10 月 4 日（5 日間） Stefano Francesco Musso 氏（イタリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/9/16	2019/8/9, 2019/10/18	2019/12/20	2020/2/26
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	コルドゥアンの灯台は、ジロンド川河口部の大西洋の浅瀬にできた岩の台地の上に立っている。ヘンリー3 世とヘンリー4 世の意志によって 16 世紀と 17 世紀の変わり目に、白い石灰岩の化粧ブロックを使って建てられ、ルイ・ド・フォワのデザインを形にし、18 世紀後半にエンジニアのジョセフ・テレールによって改築された。建設されて以来、コルドゥアンは海洋信号を発するために使用されてきた。その建築様式は、古来のモデルやルネッサンス期のマンネリスム、エコール・デ・ポン・エ・ショセの建築言語からインスピレーションを得た。
比較資産	13件の灯台と、32件の世界遺産若しくは暫定一覧表記載資産との比較。

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	比較分析の方法論は良いものだが、世界遺産リストに推薦資産を加える余地があることを示すための、比較対象をより限定した比較で十分であったと考えられる。
	完全性		✓	資産の立地から考えて可能な範囲で、環境影響及び人為的影響はコントロールされており、負の影響を回避もしくは低減するための措置がとられている。
	真実性		✓	資産範囲及び直近のセッティング及びより広いセッティングにおいて、十分な真実性が担保されていると思われる。用途についても海洋信号発信のために使用されつづけている。この機能を継続するために数世紀にわたり必要な技術的適応が行われてきた。
	評価基準	i)創造の才	✓	17世紀から現在に至る海洋信号の傑作である。
		iv) 類型	✓	17世紀に建設されて以来、灯台として、また大西洋岸のフランス領土標識としての当初の機能を、途絶えることなく、保持してきた。その建築

			上の類型、構造上のシステム、装飾テーマは、２つの主要な建築的取組み（16世紀から17世紀初め（ルイ・ド・フォワ）と、17世紀終わりから18世紀初めのジョセフ・テレールによる高さ上昇）の結果である。
保全管理状況 ✓**良い** ≈**適切だが、改善できる** ○**現時点で証明されていない** X**不適切**	**主要な脅威**	海嵐、浸水、汚染物質の拡散（海洋事故時、灯台燃料庫の充填中など）、潜在的な火災（燃料の貯蔵に関連して）、潜在的な風力発電施設開発、砂利の採掘	
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	境界線は明確で、緩衝地帯に求められる追加的保護の網を担保する保護措置がある。
	法的保護	✓	適切。
	保全状況	✓	保全や灯台の寿命を延ばすために厳密に必要ではない場合、劣化した構造部分の交換については慎重に検討する必要がある。劣化した彫像類を作り直したり交換したりすることは必ずしも必要ではなく、有用でもない。
	管理体制	✓	関係機関すべてが管理計画の実施に正式にコミットすることは、管理システムのさらなる強化につながる。2013 年に署名された組織間プロトコルを更新することでこれを達成することができる可能性がある。
勧告	**記載に関する勧告**	評価基準 (i)及び(iv)に基づいて記載	
	解決すべき課題	−	
	追加勧告	以下について検討するよう要請する。 a) 法2016-925の規定に則って、資産範囲及び緩衝地帯に関するSCoT及びPLUを同法の規定に一致させるため、全ての都市計画関係部局に対し速やかに本資産の管理計画の目的と内容を連絡すること。 b)SCoT及びPLU両方の改定手続きをできるだけ早く完了すること。 c)国、地域、地方のカギとなる関係者全員が更新された管理計画に正式にコミットすることにより管理システムを強化すること。 d)ジロンド川河口域の水及び堆積物の挙動について、潜在的負の影響を正確に評価するために十分な理解が得られるまでの間、資産範囲内及び緩衝地帯内での砂利採取権を更新したり新規発行したりしないこと。 e)ジロンド川河口域の水及び堆積物の挙動について研究を継続するために適切な資源の配分を保証すること。 f)灯台についてしっかりとした幾何学的建築学的調査を実施し、全ての情報を管理するために、GISを用いたリレーショナルデータベースと結びつけること。 g)灯台の安定性及び構造上の挙動についてさらなる研究を行うことができるように「構造モデル」を構築すること。 h)環境上の理由で、灯火に用いる燃料としてディーゼルを使用しない方法に変更することを検討すること。	
	レポート提出	2022 年 12 月 1 日までに上記勧告の実施状況についての報告を提出すること。	
審議概要			
異論なくイコモス勧告通り記載された。			

2. 新規推薦案件個票

4. ダルムシュタットのマチルダの丘

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 18		ID No.	1614
資産名称（英）	Mathildenhöhe Darmstadt			
推薦国	ドイツ連邦共和国			
種別	建造物群			
タイプ	近代遺産			
資産面積	5.37ha			
緩衝地帯面積	76.54 ha			
構成資産数	2			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)	(ii)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iv)		



© Nikolaus Heiss
Author: Nikolaus Heiss

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 8 月 21 日－23 日（3 日間） Natalia Dushkina 氏(ロシア)		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/10	2019/08/08 2019/10/21	2019/12/20	2020/02/28
事実関係の訂正	有り（3 件）			

資産概要	
概要	ダルムシュタット芸術家コロニーは、ドイツ中西部のダルムシュタット市で最も高い場所であるマチルダの丘にある。1897 年にヘッセン大公エルンスト・ルートヴィヒによって、建築、芸術、工芸の新しい改革運動の中心地として整備された。コロニーの建物は、実験的な初期モダニズムの生活環境・作業環境として芸術家メンバーによって創造された。コロニーは、1901 年、1904 年、1908 年、1914 年と連続して開催された国際博覧会で拡大された。今日では、芸術工芸運動及びウィーン分離の影響を受けた、初期近代建築、都市計画、ランドスケープデザインを伝えている。
比較資産	ヴァイマル、デッサウ及びベルナウのバウハウスとその関連遺産群（ドイツ、1996 年、2017 年、(ii), (iv) , (vi))、アントニ・ガウディの作品群（スペイン、1984 年、2005 年、 (i), (ii) , (iv))、フランク・ロイド・ライトの 20 世紀建築作品群（アメリカ、2019 年、(ii))、ホーエ・ヴァルテの芸術家コロニー（オーストリア）、ゲデルレーの芸術家コロニー（ハンガリー）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	注意深い比較分析が行われている。
	完全性	≈	ビジターセンターを整備するために選定された場所は、完全性を著しく損なう可能性がある。資産範囲外に変更することを勧告する。
	真実性	✓	一部失われたたり変化しているところもあるが、適切な程度の真実性があると考えられる。保全措置の記録がしっかりと遺されている。
	評価基準 ii)交流	✓	初期モダニズムのホリスティックなシンボルであり、当時の芸術的、社会的改革を伝える物証である。また、国際博覧会を通じて、革新的、実験的、機能的な建築、内装、ランドスケープデザインに重要な貢献を果たした。しかしながら、建築及び都市景観デザインにおける「国際的様式」の誕生を伝える類まれな物証であるとは考えられない。

		iv)類型	✓	建築モダニズム、特に 20 世紀の間にモダニズムの建築家によって進められた有機的建築の先駆者であると考えられる。ただし、装飾及び歴史主義を拒絶しながら、直線的な形とミニマリスムを祝う建築における「国際的様式」の原型ではない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発圧、環境圧	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	イコモスは、北側に緩衝地帯を拡張するよう勧告したが、締約国は、地形的に北側斜面は急に落ち込んでおり、都市域の端部を形成していること、また、1901 年以前に建設された 4 階建てのビルがあるため資産との視覚的繋がりは絶たれているいることからこの拡張を行っても視線の改善につながらないとの考えであった。イコモスはこの説明を受け入れる。
	法的保護		✓	法的保護は概して適切。ただし、記念工作物の保護保全に関するヘッシ法の第 18 セクションを適用する際には、きわめて慎重な対応が求められる。
	保全状況		≈	資産の保全状況は良好だが、一貫的な保全のために保全管理計画の策定が必要。また、モニタリング指標を属性及び影響要因に結び付けると良い。定期報告と連携を図ることも望ましい。
	管理体制		✓	現在の管理システムは概ね適切。民間所有者と保全を行う機関との結びつきを強化する必要がある。
勧告	記載に関する勧告		情報照会	
	解決すべき課題		視線及び車両交通の影響に関して、資産の完全性に対する慎重な配慮を行うため、計画されているビジターセンターの場所を資産境界線の外に移すこと。	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 全ての建築物に対して一貫した保全手法及び戦略を保証するために保全管理計画を策定すること。 b) 民間の所有者と保全を行う機関との間の結びつきを強化すること。 c) 予算配分において開発と保全の適切なバランスを保つこと。 d) 保全の歴史を建造物のインタープリテーション及び展示に加えること。	
	レポート提出		－	

審議概要

ブラジル、ロシアにより記載する修正案が提出され、ノルウェー、ウガンダ、エチオピア、サウジアラビア、オマーンの支持を得て、記載された。

決定文には、イコモスが「追加勧告」として挙げた内容について検討するよう求める勧告が付された。

また、勧告の実施状況及びイコモスが「解決すべき課題」として挙げたビジターセンター整備予定地の変更について、2022 年 2 月 1 日までに報告を提出することを求める要請が加えられた。

2. 新規推薦案件個票

5. パドヴァ・ウルブス・ピクタ-ジョットのスクロヴェーニ礼拝堂とパドヴァの 14 世紀フレスコ画作品群→パドヴァの 14 世紀フレスコ画作品群

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.20		ID No.	1623
資産名称（英）	'Padova Urbs picta', Giotto's Scrovegni Chapel and Padua's fourteenth-century fresco cycles→ Padua's fourteenth-century fresco cycles			
推薦国	イタリア共和国			
種別	建造物群			
タイプ	教会他			
資産面積	19.96 ha			
緩衝地帯面積	530 ha			
構成資産数	4			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i)(ii)(iii)	(ii)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)		



© Comune di Padova Settore Cultura, Turismo, Musei e Biblioteche
Author: Comune di Padova, Gabinetto Fotografico dei Musei Civici di Padova

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 10 日-13 日（4 日間） Benoit Vincens de Tapol 氏 （フランス）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/24	2019/10/26 2019/11/12	2019/12/20	2020/02/14
事実関係の訂正	有り（3 件）＊締め切り後の提出			

資産概要	
概要	推薦資産は、14 世紀のフレスコ画サイクル（作品群）を含む歴史的城壁都市パドヴァ内の 8 つの宗教建築物および世俗的建築物からなる。1302 年から 1397 年の間に、様々なタイプのパトロンのために異なるアーティストによって異なる機能をもつ建物内に描かれているが、フレスコ画作品群は様式及び内容において統一性が維持されている。推薦資産には、スクロヴェーニ礼拝堂のジョットのフレスコ画作品群が含まれる。 壁画史における革命的な発展の始まりであると考えられ、様々な芸術家、すなわちピエトロ、ジュリアーノ・ダ・リミニ、グアリエント・ディ・アルポ、ジュスト・デ・メナブオイ、アルチエロ・ダ・ゼビオ、ヤコポ・アヴァンジ、ヤコポ・ダ・ヴェローナ他のフレスコ画作品群が含まれている。これらのフレスコ画作品群が、ひとつのまとまりとして 1 世紀の間に、新たな創造的刺激と空間表現の理解に基づいて発展したフレスコ画芸術を伝えるものとして、4 つの構成資産からなるシリアル・ノミネーションとなっている。
比較資産	14世紀の地中海の芸術作品

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	14世紀のフレスコ画群の質及び密度において類似例がないこと、同地域、同時代においてこれほど大規模に著名な芸術家の集団はなかったことが示されている。
	完全性	✓	全構成資産について、長期的な保存のために必要な要素が全て資産範囲内に含まれている。フレスコ画の状態も良く、モニタリング体制は模範的。
	真実性	✓	現地のインタープリテーションにあたり、上部三列の帯部は、火災の後で行われた復元であり、図像学的にオリジナルではないことを明示する

				よう勧告する。
	評価基準	ⅰ)創造の才	X	スクロヴェーニ礼拝堂のジョットのフレスコ画については当てはまる可能性があるが、構成資産全体には当てはまらない。
		ii)交流	✓	本資産が伝える新しいフレスコ画の様式は、14世紀を通じてパドヴァに影響を与えつづけただけでなく、イタリアルネッサンスのフレスコ画などに何世紀にもわたりインスピレーションを与えた。同様に、フレスコ画に描かれた思想（人生の運命に関する「人文主義以前の」考え方）は後世の芸術の発展に強い影響を与えた。
		iii)物証	X	美術史は、評価基準(iii)で言う文明もしくは文化的伝統ではない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威			潜在的な火災及び水害（洪水）、湿気。高い来訪者数は気温及び湿度を一定に保つことを難しくする。大きな影響ではないが、大気汚染による影響も考えられる。
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	資産範囲は適切で、全構成資産を囲むように歴史的都市パドヴァを緩衝地帯とすることにより適切な保護が図られている。ただし、この緩衝地帯近接するもう一つの世界遺産「パドヴァの植物園（オルト・ボタニコ）」についても関わることから、「パドヴァの植物園（オルト・ボタニコ）」の関係者とも連携し、二つの世界遺産の間で問題が生じないように配慮する必要がある。
	法的保護		✓	パドヴァ市議会内に世界遺産オフィスという管理調整組織が正式に設置されている。ただし、管理計画は大きな意思決定のプロセスを示しているが、具体的な措置、指標等についての記載が少ない。
	保全状況		✓	全体的な保全状況は良い。最近実施された保全措置は、主に安定化、クリーニングを目的とした最低限の介入にとどまっており適切である。
	管理体制		✓/≈	来訪者管理、リスク災害管理は未作成だが、管理計画を見直す際にこれらをとりまとめることを締約国は約束している。その際には、戦略的な目標及び実施状況を評価するための指標を設定することを勧告する。
勧告	記載に関する勧告			評価基準 (ii)に基づいて記載。
	解決すべき課題			–
	追加勧告			以下について検討するよう要請する。 a) 実施状況を評価できるように具体的な戦略目標とスケジュールを加え、来訪者管理、リスク対策、災害管理など不足している分野を加えることにより、管理計画を強化すること。 b) 現在、来訪者が負の影響を及ぼすことが予想されない空間を含めて、すべての構成資産の相対湿度を一貫してモニタリングし、測定可能な指標若しくは定性的な指標に基づいて、すべてのリスク要因のモニタリングを確実に行うために、モニタリングシステムを強化すること。 c)教会所有の資産に火災探知器を設置し、消火設備を使用した場合にも、その負の影響を可能な限り抑えられるように、消火設備とすること。 d)構成要素のパラッツォ・デッラ・ラジョーネのインタープリテーションに関して、フレスコ作品群の上部3列は、1420年の火災で失われたジョットのフレスコ画の内容を再現することを目指して、ニコロ・ミレット、ステファノ・フェラーラ、アントニオ・ディ・ピエトロによって描かれた15世紀の再建であることをはっきりと伝えること。 資産名称を「パドヴァの14世紀フレスコ画作品群」に変更することを検討するよう勧告する。
	レポート提出			–
審議概要				
異論なくイコモス勧告通り記載された。				

2. 新規推薦案件個票

6. 泉州：中国宋-元の世界のエンポリウム

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 15		ID No.	1561 Rev
資産名称（英）	Quanzhou: Emporium of the World in Song–Yuan China			
推薦国	中華人民共和国			
種別	遺跡、記念物、建造物群			
タイプ	都市			
資産面積	536.08 ha			
緩衝地帯面積	11,126.02 ha			
構成資産数	22			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii) (iii) (iv)	(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(iv)		



© Quanzhou Maritime Silk Road World heritage Nomination Center
Author: Chen Qitu

審査経緯				
審査に協力した ISC	水中文化遺産委員会、歴史的都市・村落委員会		IUCN の審査	–
現地調査	2017 年 9 月 24 日-29 日（6 日間） Jeremy Green 氏(オーストラリア)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	–	2019/10、2019/11	–	–
事実関係の訂正	有り（11 件）			

資産概要	
概要	このシリアル・プロパティは、総－元時代（10～14 世紀）の海運商業の中心地として泉州が果たした役割と、泉州と後背地との相互関係を示している。宗教的建造物、行政建造物の考古遺構、陶磁器及び鉄生産の考古遺跡、輸送ネットワークに関わる要素及び、パゴダ、碑文を含む。
比較資産	・世界中の港湾都市及び海運商業の中心地 ・開発の時代（10～14 世紀-「歴史上「初」のグローバルな貿易システム」）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	比較分析は改善の余地がある（同時代の他地域の港湾都市で世界遺産に登録されているものとの比較、南宋時代の首都であった杭州（臨安）など中国国内の他の港湾都市との比較、結論の書きぶり）ものの、推薦資産の価値に照らして検討に値すると考える。
	完全性	✓	推薦書の改定により（本資産は以前情報照会となった推薦の再提出）、各構成資産がどのように全体に貢献しているかが説明され、最初の推薦の完全性上の問題が解決された。断片的であった構成資産のつながりについても、一部の構成資産をまとめたり、構成資産間の機能的な繋がりを説明したりすることによって改善した。泉州が、東アジア、ヨーロッパ、アラブ地域間の海運貿易で繁栄した国際的なハブとなった重要な要因が示されている。締約国により提示された全ての評価基準が該当するわけではないものの、提案された顕著な普遍的価値を伝えている。
	真実性	✓	資産の全体的なとらえ方を広げて、海運商業の中心地として位置付け、個々の構成資産及び要素が、泉州が国際的な開運都市となった主要な要因にどのように貢献したかが明確に示されている。

	評価基準	ii)交流	X	主に建築的な要素に関しては、地域的な価値感の交流や外からの影響をある程度示しているが、殆どの構成資産は、文化的交流を示すものではなく、特定の文化の価値を反映しているにすぎない。シリアル・プロパティ全体として価値観の交流を示しているとは言えない。
		iii)物証	X	評価基準(iii)の証明のために提示された説明の一部は、評価基準(iv)に該当する。その他の説明は、泉州のみに該当するものではなく、繁栄した港湾都市には一般的に当てはまる内容である。
		iv) 類型	✓	アジア地域をはじめとする海洋貿易の世界的な発展にとって重要な時期であった宋-元時代にあって、泉州が優れた海洋貿易の商業中心地となった様々な施設の相互関係、全体像を伝えている。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ◯現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発圧（特に都市域、都市周辺部の構成資産が都市再開発、インフラの更新、土地利用及び空間配置の変化、住宅建設の脅威にさらされている)、気候変動（河口域のドック、橋)、仏塔には落雷の可能性もある。木造構造物には、シロアリが脅威となり得る。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	構成資産及び構成資産に含まれる要素の数、範囲について明確に確認、整理する必要がある。
	法的保護		✓	全ての構成資産、要素について保護管理組織がある。国、省、市が規制を通じて指導監督を行う。保護管理の実施は、国、市、地区が行う。
	保全状況		✓	一部の構成資産のセッティングに発生しているような変化が起こることがないように、全ての構成資産、要素のセッティングを緊密にモニタリングすべき。1980 年代以降、より広いセッティングは急激な社会経済の変化、開発、人口増加により劇的に変化している。
	管理体制		✓	管理体制は適切だが、関係者が多く複雑なため、継続的な調整が必要。管理計画は、管理措置の調整を図るための根拠となるが、属性についてのさらなる整理、個別の計画との連携強化、考古学的調査の拡大が必要。また、来訪者圧力をモニタリングし、必要に応じて対応をとること。
勧告	記載に関する勧告		評価基準(iv)に基づいて記載。	
	解決すべき課題		以下について検討するよう要請する。 a) 構成資産の面積について、一部、構成資産の全面積ではなく、価値に貢献する要素のみの面積となっていることから、実際の面積について示すこと。 b) 管理上の目的から、OUV を表す属性についてさらに分析を行うこと。 c) 運用上の観点から、本資産に係る全体管理計画と個々の構成資産ごとの計画等の間の結びつきを強化し、より明確に示すこと。 d) 考古学的研究プログラムをさらに発展させ、実施すること。 e) 来訪者圧をモニタリングし、必要であれば対策を実施すること。 f) 長期的保護管理戦略を実施すること。	
	追加勧告		―	
	レポート提出		2022 年 12 月 1 日までに勧告について実施状況の進捗報告	
審議概要				
異論なくイコモス勧告通り記載された。				

2. 新規推薦案件個票

7. 光り輝くカーカティーヤ朝の寺院群と玄関建築群 - テーランガーナー州、ジャヤシャンカール・ブーポルパリー地区パランペット村のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院
→テーランガーナー州、カーカティーヤ朝のルドレシュワラ（ラマッパ）寺院

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 12		ID No.	1570
資産名称（英）	The Glorious Kakatiya Temples and Gateways – Rudreshwara (Ramappa) Temple, Palampet, Jayashankar Bhupalpally District, Telangana State →Kakatiya Rudreshwara (Ramappa) Temple, Telangana			
推薦国	インド			
種別	遺跡			
タイプ	考古遺跡（寺院跡）			
資産面積	5.93 ha			
緩衝地帯面積	66.27 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i) (ii) (iii)	(iii)		
	IUCN	決定		
	–	(i)(iii)		



© ASI
Author: ASI

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 23 日ー27 日（5 日間） Vasu Poshyanandana 氏（タイ）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/24	2019/10/24	2019/12/20	2020/02/28
事実関係の訂正	有り（31 件）			

資産概要	
概要	ラマッパ寺院として一般に知られているルドレシュワラ寺院は、テーランガーナー州ハイデラバードの北東約 200km のところにあるパラペット村にある。ルドレシュワラは比較的小さな寺院群及びマンダパ工作物を含む壁に囲まれた大きな寺院内にある主要なシヴァ寺院で、全てカーカティーヤ時代(1123～1323)に、ルドラデヴァとリチャーラ・ルドラ首長の下に建設された。寺院は砂岩で造られており、装飾された梁及び柱は花崗岩及び粗粒玄武岩を彫ったものである。独特なピラミッド型のヴィマナ(水平階段状の塔)は、「浮きレンガ」と呼ばれる軽量の多孔質レンガで作られ、屋根構造の重量を減らしている。芸術性の高い寺院の彫刻群は、地域の舞踊及びカーカティーヤ文化を伝えている。
比較資産	龍門石窟（中国、2000 年、(i), (ii), (iii)）、サンボー・プレイ・クックの寺院地区：古代イシャナプラの考古遺跡、（カンボジア、2007 年、(ii),(iii),(vi)）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		○	カーカティーヤ文化に関わる他の寺院との比較などが必要。
	完全性		○	価値に関わる要素を全て資産範囲に含める必要がある。
	真実性		≈	水路及び農地を含む周辺地域についても、セッティングとしての真実性を有しており、寺院とあわせて管理保全すべき。
	評価基準	ｉ)創造の才	○	石造彫刻の芸術性は高いが、比較分析が不十分。
		ii)交流	X	前の時代の文化の影響をうけ、後の時代に影響を与えるということ自体

				は、ほとんどの建築上の伝統にみられることであり、当該寺院が価値観の交流を示す上でどのように傑出しているかを証明しなければならない。社会や文化の間での交流は一般的な事象であり、この基準を適用するには、受容した側の文化に対する影響が重大なものでなければ、顕著な価値とは言えない。
		iii) 物証	○	カーカティーヤ朝及びその文化、建築、土木を伝える類まれな物証としての強い潜在的可能性があるが、寺院中心部のみの現在の資産範囲では狭く、周辺の森林、農地、水路群、小規模寺院を含める必要がある。
保全管理状況 ✓**良い** ≈**適切だが、改善できる** ○**現時点で証明されていない** X**不適切**	**主要な脅威**		砂箱からの砂漏れ、来訪者の不適切な行動、季節的な過度の混雑、将来的に来訪者インフラが整備される可能性	
	資産／緩衝地帯の範囲		X	重要な要素が緩衝地帯及びその周辺にもあるため、資産範囲及び緩衝地帯を大幅に変更する必要がある。
	法的保護		≈	資産範囲及び緩衝地帯は適切な保護を受けているが、資産範囲外に重要な要素が分布していることから、これらについて保護する必要がある。
	保全状況		≈	概ね適切だが、推薦資産のより広いセッティングに分布している要素の保全を含めてより包括的な検討をすべき。また、モニタリングについて、属性及び保全状況に影響を与える要因に照らして指標を強化すべき。
	管理体制		≈	2021 年 12 月に完成予定の管理計画に、より広い範囲の保全計画を統合し、リスク災害管理、来訪者管理の章を設けること。
勧告	**記載に関する勧告**		記載延期	
	解決すべき課題		• より広い範囲を含む推薦になるよう再定義する必要がある。それにあわせて、資産範囲、緩衝地帯を拡大する必要がある。 • カーカティーヤ朝及びデカン高原のその他の王朝の遺産との比較分析を行う必要がある。 • 最も適切な評価基準に基づいて記載するための証明を書き直し、名称を変更すること。 • 寺院全体に適切な法的保護を広げ、保全プログラムの対象をより広いセッティングに広げること • 境界線の見直しに続いて、拡大した寺院範囲の視覚的完全性を守る観点から計画されている特別整備ゾーンの規定を見直すこと。 • 全体保全管理計画を完成させ、観光開発計画を更新すること（リスク準備戦略、祭事での来訪者管理、来訪者インフラを承認する際の慎重な基準）。 • 特にラマッパ湖付近での開発など、資産付近でのプロジェクトに対する遺産影響評価(HIA)の実施。 • カメシュワラ寺院の再組立て、保全についてのスケジュールおよび方法についての詳細を提出すること。 • モニタリングシステムの拡大（安定性、砂箱からの砂漏れ、来訪者数、来訪者の行動、観光関係開発）。	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) パラペット及びキャノピーに対して行われた過去の不満足な保全結果について、より適切な方法、材料でやり直す保全措置を開始すること。 b) パートナー及び関係者として、地域の僧侶、コミュニティメンバーを管理システムに参加させること。 c) 将来保全措置を行う必要があるであろう資産範囲外の比較的小さな構造物を含め、マンダパ及び寺院の保全における解体及びアナスタイローシスの必要性を再評価すること。	
	レポート提出		－	

審議概要

イコモス勧告が出されてから委員会までの間に多くの対応がなされたとして、ロシアから記載する案が提出された。ノルウェーはこれに異を唱えたが、多くの委員国が記載を支持し、評価基準(i)(iii)に基づいて記載された。

記載に際し、イコモスが解決すべき課題として挙げていた内容を基に、追加勧告が付され、2022 年 12 月 1 日までにその実施状況について報告を要請する決定が採択された。

2. 新規推薦案件個票

8. イラン縦貫鉄道

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 13		ID No.	1585
資産名称（英）	Trans-Iranian Railway			
推薦国	イラン・イスラム共和国			
種別	遺跡			
タイプ	近代遺産			
資産面積	5,784 ha			
緩衝地帯面積	32,755 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii) (iv)	—		
	IUCN	決定		
	–	(ii) (iv)		



© Hossein Javadi
Author: Hossein Javadi

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 21 日－10 月 4 日（14 日） Günter Dinhobl 氏 (オーストリア)、Anton Häfliger 氏(スイス)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/24	2019/10/28	2019/12/20	2020/02/26
事実関係の訂正	有り（8 件）			

資産概要	
概要	イラン縦貫鉄道は、北東部のカスピ海と南西部のペルシャ湾を結ぶ。この鉄道は、2 つの山脈、いくつもの河川、高地、森林、平野を横断し、4 つの異なる気候帯を通過する。1927 年に建設が始まり 1938 年に完成した延長 1,394km のこの鉄道は、イラン政府と多くの国の 43 の建設業者との間の協働によって設計され、実現したものである。 鉄道の規模や、急峻な場所での軌道設置その他の困難を克服するために必要であった土木作業は注目に値する。ある場所では、大規模に山を切る必要があったし、別の場所では、険しい地形のため、174 の大規模橋梁、186 の小規模橋梁、224 のトンネル（うち 11 はスパイラルトンネル）を建設する必要があった。ほとんどの初期鉄道事業と異なり、イラン横断鉄道の建設は国税によって行われ、外国からの投資及び管理を回避することができた。 鉄道の建設は、国の近代化と、中央アジアと西アジアとを結ぶ重要な一歩であった。また、連合軍がソ連に物資を送るための重要ルートとして、第二次世界大戦において重要な役割を果たした。建設以来、イラン国内の多くの地域及び文化圏を結び続け、現在も使用されている。
比較資産	レーティシュ鉄道アルブラ線・ベルニナ線と周辺の景観（イタリア、スイス、2008(ii), (iv))、ゼメリング鉄道（オーストリア、1998、(ii), (iv))、インドの山岳鉄道群（1999、2005、2008、(ii), (iv))、ヒジャーズ鉄道（サウジアラビア、暫定リスト(ii),(iv), (vi))、アンデス横断鉄道（エクアドル、暫定リスト (ii), (iv), (v))、シベリア鉄道

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる	比較分析	○	本資産の特徴は鉄道技術史上の位置づけよりも、20世紀アジアの非植民地地域における国家権力の拡大を代表する点にあると思われる。
	完全性	✓	都市域において開発圧がある。また、鉄道の近代化、効率化ニーズがある。一部区間で計画されている電化について、遺産影響評価を行うことが望ましい。

○現時点で証明されていない X不適切	真実性	✓	安全上の理由や機能を継続するために鉄道インフラの一部を交換することは避けられない許容可能な改変であると考える。従って真実性の条件を満たしている。
	評価基準 ii)交流	○	鉄道の技術革新に本資産が果たした役割が証明されていない。
	評価基準 iv) 類型	○	本資産がイランの近代化に果たした役割や、それまでつながることのなかったペルシャ湾地域とカスピ海地域がつながったことは興味深いが、その文化的意義についての分析、価値証明にはさらなる努力が必要。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威	開発圧、環境圧、自然災害、砂嵐、地震	
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	–
	法的保護	✓	適切。
	保全状況	≈	稼働している鉄道としての要件と文化遺産資源としての要件のバランスをとり、全体的な保全計画を作成すべき。現在は使用されていない歴史的要素を対象に含めたモニタリング指標を整理すべき。
	管理体制	≈	–
勧告	記載に関する勧告	記載延期	
	解決すべき課題	• 国の近代化における役割について拡大、強化することをベースに推薦の範囲を再検討すること。 • 修正した記載の価値証明を支持する有形の要素全てを完全に拾い出し、記録を作成すること、修正した推薦の範囲に従って、それらの文化的意義を深く分析すること、建造物等の文化遺産について、土木要素と同じレベルの詳細さで説明すること。 • 最も適した評価基準に基づいて比較分析、価値証明を修正すること。 • 現在の管理計画を保管する保全計画を策定すること（安全・運行に係る措置と、文化資源としての保全とのバランスをとること）。 • 本資産について、文化遺産に関わる意思決定を最も効果的に行うことができるように組織的階層を再検討すること。	
	追加勧告	以下について検討するよう要請する。 a) 現在使用されていない歴史的建造物その他の要素についての記録作成、モニタリング、保全措置の実施。 b) テヘラン-ガルムサール-バンダーレ・トルカマン線の電化について遺産影響評価(HIA)を実施すること。 c) 幅広い関係者、権利保持者の参画によるコミュニティー参加を推進すること。	
	レポート提出	–	

審議概要

キルギスから、評価基準(ii)(iv)に基づいて記載する案が提出され、ノルウェー、オーストラリアがイコモス勧告どおり記載延期とすべきとの発言をしたが、スペインが現在も稼働している鉄道は世界遺産リストに 4 件しかなく、このカテゴリーは十分代表されていないと発言したほか多くの国が記載を支持した。

記載に際し、イコモスの追加勧告について検討することを求める勧告及び、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告する要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

9. 鹿石と関連遺跡群、青銅器時代文化の中心

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 14		ID No.	1621
資産名称（英）	Deer Stone Monuments and Related Sites, the Heart of Bronze Age Culture			
推薦国	モンゴル国			
種別	遺跡			
タイプ	考古遺跡（青銅器時代、鉄器時代初期）			
資産面積	9,403.89 ha			
緩衝地帯面積	32,322.19 ha			
構成資産数	4（もともとは3）			
イコモス勧告	情報照会			
決定	情報照会			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i)(iii)(iv)	–		
	IUCN	決定		
	–	–		



© Ts.Turbat
Author: Ts.Turbat

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 8 月 14 日－22 日（9 日間） Toshio Hayashi 氏（日本）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/10/03	2019/11/04	2019/12/20	2020/02/28
事実関係の訂正	有り（1 件）			

資産概要	
概要	このシリアル・プロパティは、モンゴル中央部にあるカンガイ山脈の東斜面、北斜面に分布する青銅器時代及び初期鉄器時代の鹿石及び関連遺跡からなる。鹿石は、直接大地にすえられた 4mの高さにもなる巨大な一枚岩で、単一の場合もあれば群をなしているものもある。様々な雄鹿が彫刻で覆われた鹿石は、ユーラシアの遊牧民の青銅器時代の文化を伝える最も重要な工作物である。 紀元前 1200 年頃から紀元前 600 年頃に遡るモンゴルの鹿石は、巨石に関わる儀礼・葬送文化に関わっており、キルギスールと呼ばれる大きな古墳と生贄を捧げる祭壇を含む広大な空間内にほぼ必ず存在する。このシリアル・プロパティの 4 つの構成資産 - コイドタミール、ジャーガランティン・アム(2)、ウシギン・エヴール -は、紀元前第 2 千年から 1 千年の間に進化し、その後ゆっくりと消えていったユーラシア青銅器時代遊牧民の儀礼・葬送文化を伝える物証である。
比較資産	モンゴル国内外の類似資産、世界遺産及び暫定リストに掲載された類似資産 タムガリの考古的景観にある岩絵群（カザフスタン、2004年、(iii)）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		≈	比較分析は適切だが、明確な比較の基準設定し一貫した分析を行った上で結論を表で示すこと。
	完全性		✓	構成資産の選定は適切。
	真実性		✓	真実性の要件を満たす。倒れたり、割れたりしているものもあるが、形状、意匠は概ねオリジナル。倒れた石を起こしたもののなかには、正確性に課題があるものもある。材質、位置、セッティングは維持されている。
	評価基準	i)創造の才	○	本資産は、高度な知性ないし象徴性をもち、高度の芸術的技術を示している。ユーラシア大陸における青銅器時代の遊牧文化を映しつつ、芸術的に多様かつ洗練されたものに進化していく過程が推薦書には十分示されてい

				ない。
		iii)物証	○	全体的な書き直しにより証明できる可能性がある。
		iv) 類型	○	書き直しにより、証明できる可能性がある。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		放牧動物の影響、観光開発、一つの構成資産の緩衝地帯内にある使われなくなった鉱山インフラ、好ましくない保護柵	
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	緩衝地帯は概ね適切だが、構成資産 Uushigiin Övör の南側に設定された緩衝地帯は、現在ゲルホテルとなっている場所を含むように拡大すべき（ホテルは緩衝地帯の外に移動）。
	法的保護		≈	伝統的な保護が、地域自治体と地域住民の契約に基づいて行われている。
	保全状況		≈	保護管理は改善する必要がある。保護に関しては、包括的な法的保護を行う必要がある。管理に関しては、リスク管理計画及び観光計画を作成すべき。保護を行うための人員等のリソースを提供すべき。効果的な保護管理のために地域コミュニティーに対する支援を行うよう努めるべき。
	管理体制		≈	保全措置は適切だが、保全方法が確立しないまま鹿石を立てる行為をこれ以上行わないようにすべきである。モニタリングは概ね適切だが、実際の保全状況に注意を払うべき。
勧告	記載に関する勧告		情報照会	
	解決すべき課題		• 鹿石だけでなく、キルギスールなど他の重要な属性を踏まえてよりバランス良く考古遺跡群全体を記述した推薦書に書きかえること。 • 比較分析のところで示された情報を、明確な基準で一貫した形にまとめなおし、結論を表で示すこと。 • 全体的に書き換えられた推薦内容に基づいて価値証明を見直すこと。評価基準(i)については、鹿石のデザインクオリティが果たした文化的役割を含める必要がある。 • 構成資産ウシギン・エヴール南側緩衝地帯を拡大し、現在テントホテルがある場所を含めること（ホテルを緩衝地帯の外に移設するため）。 • できるだけ早く法的保護を担保すること。 • 管理計画を十分実施すること。 • 保護に必要な人員、資源を確保すること。	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 計画されている調査、記録作成をできるだけ早く完了すること。対象を景観セッティングの重要要素を含むよう拡大すること。 b) 推薦資産のセッティングについて、景観管理のアプローチを採択すること。 c) リスク管理計画及び観光計画を作成、実施すること。 d) 国家プログラムの一部として追加的な保全措置を実施すること。 e) 保全上のベストプラクティスに合致した、しっかりとした方法論がないまま鹿石を据え直すことをやめ、必要に応じて改善策を検討すること。 f) 特定された属性の保全状況に着目したモニタリングを行うこと。 g) 放牧に対する土地の収容能力を定義し、伝統的な放牧ローテーションを復活させること。 h) 構成資産コイドタミール（Khoid Tamir）の緩衝地帯南西部にある使われなくなった石炭鉱山に残された機械を除去することについてスケジュールを決めること。 i) 解説素材の改良。 j) 資産範囲及び緩衝地帯の面積の更新。 資産名称から、「青銅器時代文化の中心」を削除すること。	
	レポート提出		－	

審議概要

ノルウェー、オーストラリアから、情報照会を支持するとともに、情報照会を受け入れたモンゴルを応援する発言があり、イコモス勧告どおり情報照会とする決定が採択された。

モンゴルから、国家世界遺産委員会を開催し、勧告の実施する詳細な方法について議論を行い、自然環境省、観光省、都市開発省、外務省、文化省など関係機関の代表からなる特別ワーキンググループを設立したこと、ゲルホテルを緩衝地帯外部に移動するための措置をとったことなどについて報告があった。

2. 新規推薦案件個票

10. プラド通りとブエン・レティーノ、芸術と科学の景観

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 21		ID No.	1618
資産名称（英）	Paseo del Prado and Buen Retiro, a landscape of Arts and Sciences			
推薦国	スペイン王国			
種別	建造物群、遺跡			
タイプ	文化的景観			
資産面積	218.91 ha.			
緩衝地帯面積	なし			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)(vi)	—		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iv)(vi)		



© Ayuntamiento de Madrid
Author: Serv. Fot. Ayto. Madrid

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	有
現地調査	2019 年 10 月 6 日－11 日（6 日間） Bernhard Furrer 氏（スイス）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/24	2019/11/04	2019/12/20	2020/02/28
事実関係の訂正	自主的に、誤りを修正した地図、境界線情報を 2019 年 10 月 23 日に提出。			

資産概要	
概要	芸術と科学の景観、パセオ・デル・プラド及びブエン・レティーロは、マドリードの中心に位置している。何世紀にもわたって進化してきた結果、多くの重要な歴史的影響を反映している。16 世紀以降のヒスパニック・アラメダ(並木道)の原型であり、また、18 世紀の啓発絶対主義時代の新しい都市空間思想及び都市開発モデルを示す見本である。200 ヘクタールの文化的景観の中に、芸術と科学にささげられた建造物と、産業、ヘルスケア、研究にささげられた建造物がある。これら全てが集まって、スペイン帝国絶頂期のユートピア社会への願望を示している。
比較資産	リオデジャネイロ：山と海の間のカリオッカの景観（ブラジル、2012 年、(v) ,(vi) ）、ハバナのプラド通り（キューバ）、ロンドンのハイド・パーク（イギリス）、ベルリンのウンター・デン・リンデン（ドイツ）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		○	アラメダ（並木道）に焦点をおいた比較分析を、ラテンアメリカその他の地域を対象に広げて、文献等に基づいて実施すると良い。
	完全性		○	価値の証明がなされていない段階で、潜在的な属性が全て資産範囲内に含まれているかどうかを評価することは難しい。
	真実性		✓	用途及び機能に関して、アトーチャ駅やプラド美術館、科学の丘の建造物など歴史的建造物の多くが当初の用途を維持している。
	評価基準	ii)交流	○	特にラテンアメリカにおけるアラマダ（並木道）の影響に関してはこの評価基準が該当する可能性があるが、資産全体については、比較分析が弱く、当てはまらない。
		iv)類型	○	この評価基準は比較的強い可能性をもつが、特に、資産範囲の大部分を占めるブエン・レティーロはこの点での価値証明が弱い。

		vi) 関連	X	余暇とレクリエーション、芸術、科学が組み合わさっている点において、推薦資産は啓蒙精神を反映するものと言えるが、この関連において当該資産が傑出しているとの主張は説得力がない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		強度の利用、大気汚染、気候変動	
	資産／緩衝地帯の範囲		X	緩衝地帯の設置が必要。
	法的保護		≈	歴史的庭園、建造物の法的保護は十分。重要な景色、ビスタの保護を含む適切な緩衝地帯の設定が必要。
	保全状況		✓	資産範囲内の歴史的建造物のうち、民有の建造物は 18%にとどまるが、民有の歴史的建造物ではファサード、玄関、階段の保全が中心で部屋は改変されることが多い。
	管理体制		≈	最近策定された管理体制は、資産の複雑さ及び関係者の多さを反映している。資産の管理に関わる 3 つの行政組織間で調整を図るため、マドリッド市世界遺産事務所が設置された。全体的に、この体制は適切であると思われるが、その効果は実際に運用してみないと分からない。
勧告	記載に関する勧告		記載延期	
	解決すべき課題		• ヒスパニック・アラメダ（並木道）という概念とラテンアメリカ等への影響を拡大、強化し、それをベースに推薦戦略を再考すること。 • 最も適切な評価基準に基づいて、比較分析、価値証明等を書き換えること。 • 都市空間に面した建造物が含まれるように、資産の境界線を修正すること。 • マドリッド歴史地区都市開発計画（PGOUM）に基づいて緩衝地帯を設定すること。 • なお、推薦書を修正した場合には、あらためて、現地ミッションを実施する必要がある。	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) モニタリングシステムの充実と実施。 b) 海洋省本部など、資産範囲内にある歴史的建造物についての記録を完成させること。 c) 全ての建造物の文化財指定手続きを完了すること。 d) 管理システムの一部として、資産全体のインタープリテーション戦略を策定すること。 e) コミュニティーの参画を担保するため、市民社会委員会の役割及び独立性を高めること。	
	レポート提出		－	

審議概要

サウジアラビアから、記載する修正案が提出された。

ノルウェーからイコモスの勧告通り記載延期とすることを支持する発言があったが、ブラジル、エチオピア、ロシア、ウガンダ、オマーンが、サウジアラビアの修正案を支持し、記載する決定が採択された。

記載に際し、イコモスが解決すべき課題及び追加勧告として示していた内容について検討する勧告と、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告する要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

11. アルスランテペの墳丘

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.22		ID No.	1622
資産名称（英）	Arslantepe Mound			
推薦国	トルコ共和国			
種別	遺跡			
タイプ	考古遺跡（紀元前 6 千年紀頃）			
資産面積	4.85 ha			
緩衝地帯面積	74.07 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iii)(iv)	(iii)		
	IUCN	決定		
	–	(iii)		



© MAIAO
Author: Roberto Ceccacci

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	有り
現地調査	2019 年 9 月 23 日－27 日（5 日間） Mariana Correia 氏（ポルトガル）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/10/03	2019/11/04	2019/12/20	2020/02/24
事実関係の訂正	有り（15 件）			

資産概要	
概要	アルスランテペの墳丘は、ユーフラテス川の南西 12km のところにあるマラティヤ平原に位置する考古遺跡「テル」である。考古学的証拠により、少なくとも紀元前 6 千年紀からローマ時代後期まで人が住んでいたことが分かっている。初期ウルク時代の最も古い層は、紀元前 4 千年紀の前半にさかのぼる天日干しれんがの家によって特徴付けられる。この地の最も顕著で繁栄した時期は、宮殿複合体が建設された後期銅器時代であった。王墓複合体を特徴とする初期青銅器時代についても相当量の物証が遺る。考古学的層序は、古アッシリア時代、新ヒッタイト時代を含むヒッタイト時代にまで及んでいる。
比較資産	トルコ、シリア、イラク、イランの遺跡：・ハシネビ・テペ（Hacinebi Tepe）、テル・ブラク（Tell Brak）、テル・ハモウカー（Hamoukar）、ウルク-ワルカ（Uruk-Warka）、ウル（Ur）、エリドゥとスーサ（Eridu and Susa）、テル・ブラク（Tell Brak）テペ・ガウラ（Tepe Gawra）ハシネビとハセック・ホユック及びメルシン-ユムクテペ（Hacinebi and Hassek Höyük as well as Mersin-Yumuktepe）、チョガ・ザンビル（Tchogha Zanbil）、アッシュール（カラット・シェルカット）（イラク、2003年、(iii),(iv)＊危機遺産）、モヘンジョダロの遺跡群（パキスタン、1980年、(ii),(iii)、サラズムの遺跡（タジキスタン、2010年、(ii), (iii)）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ▫適切だが、改善できる ○現時点で証明	比較分析	✓	同時代の集落と比べて、注目すべき保全状況であることが示されている。
	完全性	✓	長期的な保護のためには、新しい法的措置を厳格に運用し、高さ、密度、体積の制限を超える新たな建設を許容しないことが必要である。
	真実性	✓	考古遺跡に関連する出土遺物は真実性の観点からも重要であることから、これらに関するリスク管理措置が必要。この観点から、Malatya 博物館で展示されている出土遺物に対する安全措置を強化すべき。

されていない X不適切	評価基準	ii)交流	X	その立地から、同地域の他の考古遺跡よりも多くの文化的交流があった場所であることが想像できるが、推薦資産の遺構が交流を伝えているとは言えない。また、多言語の使用という点においても、他の遺跡より顕著であるとは言えない。
		iii)物証	✓	本資産は、初期の行政エリートの生活と、彼らと一般の人々との関係について伝える類まれな物証である。また、考古遺跡の保全状況が秀でている。初期の国家の形成や、より複雑な行政システム若しくは官僚システムを伝える資産は他にもあるが、建築学的、考古学的にこれほど詳細なエビデンスを示すものは珍しい。
		iv) 類型	○	日干しレンガ建築の保存状況は素晴らしいが、建築等の類型をなしているとは言えない。宮殿複合体と称されているものが、公共的宮殿と呼ばれる新しい類型であるという主張も、現代の考古研究で証明することはできない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		Orduzu 村内での新規住宅やインフラ整備などの都市開発による負の影響、大雨や降雪などの気象現象、地震（レベル 1 の地震ゾーンに位置している）	
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	保護及び緩衝地帯は適切だが、追加情報で報告のあった A3 ゾーンで認められた「新たな措置」について詳細が不明。
	法的保護		≈	都市開発の法的制限を徹底し、いかなる違法建築も許容しないことが必要。
	保全状況		X	リスク災害対応計画、慎重に検討された発掘計画を含む保全戦略が必要。モニタリング指標については、検証可能なものとし、役割分担を明確にすることなど改善の余地がある。モニタリングの仕組みと定期報告とを整合させることも有益。
	管理体制		X	現地にサイト管理者を任命することが望ましい。管理計画を改定し、リスク管理、災害対応、来訪者管理の仕組みを組み込むべき。
勧告	記載に関する勧告		情報照会	
	解決すべき課題		• 保全維持管理のために必要とされるあらゆる形の介入行為について、手順、優先順位、手続きを定めた保全戦略及び計画を策定すること。 • 保全計画で、10 年以内に予定されている考古学調査、発掘調査について、非侵略的な調査方法を基本としつつ慎重な戦略を練ること。発掘を予定しない不介入地域を指定すること。 • 地元の管理上の役割、責務を含めるように管理計画を強化すること。 • 地元のサイトマネージャーを任命することにより地元の管理能力を強化すること。 • A3 ゾーンでの新たな措置について説明を提出すること。 • 新たに計画されている屋根シェルターの設計を再考し、提出すること。	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 資産範囲の北側及び西側に調査範囲を広げて、考古遺跡・遺構の正確な範囲を特定し、必要であれば、それに基づいて資産範囲を拡大すること。 b) 過去に発掘されたが、シェルターが設置されていない場所及び、現在保護シェルターが設置されている場所の端部について調査を実施すること。 c) モニタリング、リスク・災害管理を行うためのベースラインとして、定期的に詳細な写真記録を作成すること（必要に応じて、個々の要素の位置を示した地図をつけるなどすること）。 d) 新たな来訪者インフラや博物館建物について、決定を下す前に遺産影響評価(HIA)を実施すること。	
	レポート提出		−	

審議概要

キルギスから記載する修正案が提出され、ウガンダ、オマーン、ブラジル、グアテマラ、ハンガリー、エチオピア、ボスニアヘルツェゴビナ、中国、バーレーン、マリがこれを支持した。

ノルウェーも、コンセンサスに反対しないと発言し、記載する決定が採択された。

決定に際し、イコモスが解決すべき課題、追加勧告として示していた内容について検討することを求める勧告及び、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告する要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

12. オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群（1996 年に評価基準(ii)(iv)(v)に基づいて記載された「アムステルダムのディフェンス・ライン」の拡張登録

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.23		ID No.	759bis
資産名称（英）	Dutch Water Defence Lines			
推薦国	オランダ王国			
種別	遺跡、記念物、建造物群			
タイプ	軍事遺産			
資産面積	37,203.58 ha.			
緩衝地帯面積	191,722.63 ha.			
構成資産数	4			
イコモス勧告	情報照会			
決定	拡大承認			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)(v)	(ii)(iv)(v)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iv)(v)		



© New Dutch Waterline
Author: Stichting Acquarius

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 2 日－14 日（13 日間） Roberto Bobbio 氏（イタリア）、Robert Treufeldt 氏（エストニア）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/24	2019/10/23	2019/12	2020/02/25
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	オランダのウォーター・ディフェンス・ラインは、オランダの行政及び経済の中心地の端部に沿って 200km 以上伸びる防衛システムである。新しいオランダのウォーターラインとアムステルダムのディフェンス・ラインで構成されている（注：すでに世界遺産となっている「アムステルダムのディフェンス・ライン」の一部範囲を資産範囲から削除し、新たな範囲を加えて新しい世界遺産「オランダのウォーター・ディフェンス・ライン群」とする提案）。1815 年から 1940 年の間に建設され、96 の要塞、堤防、水門、ポンプ場、運河、干拓地のネットワークからなる。これらが一体となって機能し、一時的に氾濫させるという考え方を適用することによって、オランダを守っている。16 世紀以来オランダの人々によって保持され、適用されてきた防衛を目的とした特別な水理工学的知識によって開発されたものである。要塞を結んだラインに沿って分布する干拓地は、それぞれに氾濫設備を有している。
比較資産	リドー運河（カナダ、2007 年、(i) , (iv)） アントワープのディフェンス・ライン、コペンハーゲンの要塞

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない	比較分析	✓	–
	完全性	≈	緩衝地帯の見直しが重要。
	真実性	≈	文献など真実性を証明する複数の材料がある。主に軍事目的であった要塞の精神は、復元や用途の変更を経ても維持されているが、景観の変化及び開発により真実性が減少している場所がある。

X不適切	評価基準	ii)交流	✓	−
		iv)類型	✓	拡張範囲内には、それぞれに類まれな属性が多数含まれている。
		v)土地利用	✓	拡張により、この評価基準が強化される。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ◯現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発圧、気候変動	
	資産／緩衝地帯の範囲		X	緩衝地帯を抜本的に見直す必要がある。拡張範囲に含まれていない全ての Prohibited Circles の周辺最大 1km の範囲を緩衝地帯に含める必要がある。さらに、要塞周辺の潅水域全体及び、OUV の属性と考えられる要塞と周辺景観との視覚的、歴史的関係を維持する上で必要な田店地帯を緩衝地帯に含める必要がある。また、ユトレヒトの内側と外側の保護地帯の視覚的連続性を保っている数少ない場所のひとつである Maarschalkerweerd,を緩衝地帯に含める必要がある。
	法的保護		✓	適切だが、広大な範囲のなかには、ユトレヒトなど特定の地域においては、開発圧の影響に対応するため特別な措置が必要である。
	保全状況		✓	水管理及び要塞の保全は効果的。積極的な保全措置を景観についても拡大するべき。
	管理体制		≈	保護管理の枠組みは適切だが、広大な範囲のなかには、ユトレヒトなど特定の地域において開発圧の影響に対応するため特別な措置が必要である。
勧告	記載に関する勧告		情報照会	
	解決すべき課題		・今回拡張が申請されている範囲のユトレヒト近くの区間について、ウォーターラインをなしている要素全て、要素間の視覚的な関係が含まれるように範囲を修正すること。 ・現在世界遺産に登録されている資産範囲から取り除く候補となっている B2.2(Geniedijk)を除外すること（世界遺産範囲に残すこと)。 ・現在世界遺産に登録されている資産範囲から取り除く候補となっている残りの 6 地域については、全て緩衝地帯に含め、今後のさらなる脅威を防ぎ、最低限過去の記憶の一部として注意深くデザイン、修景を施すことにより、中長期的に回復する機会を与えるような仕組みを作ること。 ・資産範囲の「内側」と「外側」の両方について、緩衝地帯の範囲を抜本的に修正すること。「内側」については、全ての prohibited circle と浸水エリアを含むように拡大すること。また、ユトレヒトの内側リングと外側リングの連続性及び視覚的関係を今でも感じることができる数少ない場所のひとつである Maarschalkerweerd を含めること。「外側」については、物理的要素もしくは行政上の境界線にあわせること。 ・緩衝地帯に特別な(アドホックな)保護措置を適用すること。 ・資産範囲及び緩衝地帯で適用されている都市計画上の規定を全て列記し、現在の世界遺産及び提案されている新しい世界遺産の OUV を維持するうえで一貫しているかどうか評価すること。
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 景観面の保護を強化すること（特に、ユトレヒト地区及びラーグラーヴェン） b) ウードリチェム近くでの住宅開発事業について緊急に修正を行うこと。 c) A8-A9道路ジャンクションの最終案を含む、今後のプロジェクトについて世界遺産センター及びイコモスに情報を提出すること d) 影響を受けやすい地域の分析を全て完了させ、その結論を都市計画上の仕組みに組み込むこと e) アムステルダム防衛線と予定されている拡張について、より目に見える形でインタープリテーションを強化すること	
	レポート提出		−	

審議概要

キルギスから記載する修正案が提出され、ウガンダ、オマーンがこれを支持して、記載する決定が採択された。ノルウェーから、拡張の一方で既存の構成資産を削除する提案であることが指摘され、イコモスから、削除が提案されていた 7 件の構成資産の内、OUV に影響を与えない 6 件の削除を認めたが、全て緩衝地帯に含めるべきとしたこと、1 件については削除を認めなかったことについて説明があった。記載に際し勧告が付され、2022 年 2 月 1 日までに修正した資産範囲、緩衝地帯範囲の地図を提出し、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告する要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

13. ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス（西側部分）

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 24		ID No.	1608 Rev
資産名称（英）	Frontiers of the Roman Empire – The Danube Limes (Western Segment)			
推薦国	オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、~~ハンガリー、~~スロバキア共和国			
種別	遺跡			
タイプ	軍事関連、国境を超える資産			
資産面積	1,580.7012 ha→1,670.6422 ha			
緩衝地帯面積	4,491.8930 ha→1,074.6755 ha			
構成資産数	175→77			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iii)(iv)	(ii)(iii)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iii)(iv)		



© BLfD
Author: K. Leidorf

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2018 年 9 月 25 日–10 月 8 日（14 日間）David Lakin 氏（英国）、Adrian Olivier 氏（英国）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	–	–	–	–
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	ドナウ川のリメス(西側部分)はドナウ川の上流域約 997km に及ぶ。ローマ領レーティア(東部)、ノリカム、パンノニアの北部境界及び東部境界を形成したローマ帝国国境性を包含している。 西側部分沿いの要塞群は、フラビア王朝(紀元 69-96 年)によって整備されたのをはじめにその後さらに発展していったものだが、連続した人工的障壁ではなく、ドナウ川の南岸に沿って配置された軍事施設の鎖であった。10~30km 間隔で、軍団要塞、要塞、砦、監視塔が配置された。アクセス道路によってつながれており、ドナウ川をパトロールするパンノニア艦隊によって物資が供給された。6 つの軍団要塞といくつかの要塞の周りには、大きな民間人の町が形成され、兵士らの世話をしたり、帝国の端までローマ文化を広めたりした。 第一の目的は防衛であったが、リメスは平和な時代には、ローマ帝国と外交関係を結んでいた西のゲルマン系部族、東のイラン・サルマチ人とのドナウ川を通じた交易・往来をコントロールする役割を果たした。 ローマ帝国国境の他の区間と比べたこの区間の特徴は、河川というセッティング以外に、特にローマ帝国の晩年になって継続的な大規模な人の移動から生じた脅威に対抗するために進化した軍事戦略が、現在のハンガリーに遺っている一時的キャンプ、橋頭堡、密に配置された監視塔といった現存する遺構に反映されていることである。 6 つの軍団要塞全ての遺跡を含む 175 個の工作物の遺構が推薦されている。 過去 2000 年の間、ドナウ川は、自然の原因、水流れを改善するための人為的介入、最近ではダムや貯水池の建設によって、ところどころ流路が変化してきた。その結果、部分的または完全に破壊された要塞もいくつかあるし、川との距離が遠くなった場所もある。後に形成された集落の核となっている要塞も多い。
比較資産	レーティシュ鉄道アルブラ線・ベルニナ線と周辺の景観（イタリア、スイス、2008 年、(ii), (iv)）、アルプス山系の先史時代杭上住居跡群（オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、スロベニア、スイス、2011 年 (iv)(v)）、カパック・ニャン　アンデスの道 (アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、2014 年、(ii)(iii)(iv)(vi))、万里の長城 (中国、1987 年、 (i)(ii)(iii)(iv)(vi))、 16～17 世

	紀のヴェネツィアの防衛施設群：スタート・ダ・テッラ－西部スタート・ダ・マール(クロアチア、イタリア、モンテネグロ、2017 年(iii)(iv))		
ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	**比較分析**	✓	－
	完全性	✓	－
	真実性	≈	全構成資産共通の再建方法をとりまとめることで真実性の強化が期待できる。
	評価基準 ii)交流	✓	防御施設が国境を超える地域との貿易の拠点となり、ヨーロッパのこの地域の景観に永続的な変化をもたらした。
	評価基準 iii)物証	✓	北からの侵入に対するローマ帝国の軍事的対応、軍の社会構造を示す物証。
	評価基準 iv) 類型	✓	建築及び配置において、中央ヨーロッパだけでなく世界的に最も重要な古代要塞のひとつである。選地に景観が重要であったことも示す。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	**主要な脅威**	風力発電施設、インフラ、農業活動	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	将来調査によって OUV の理解に貢献する可能性のある場所を含め、考古遺跡の分布と資産範囲、緩衝地帯との関係が分かる図面が必要。
	法的保護	✓	関係国はそれぞれ遺産保護のための法制度を有している。
	保全状況	≈	全体的な保護は適切だが、ハンガリーの構成資産については、現在簡単な保全計画しかないことから、管理計画を策定する必要がある。
	管理体制	≈	関係国それぞれで状況が異なる。個別の管理計画を持っていないところもあれば、個別の管理計画を有しているところもある。
勧告	**記載に関する勧告**	評価基準(ii)、(iii)、(iv)に基づいて記載	
	解決すべき課題	－	
	追加勧告	以下について検討するよう要請する。 a) ハンガリーの構成資産及びセッティングについて管理計画を完成させること。その際、セッティングに位置するアクインクム宮殿跡を対象とすること。 b) 緩衝地帯のない構成資産に緩衝地帯を設定し、軽微な境界線の変更を申請。 c) ローマ時代のドナウ川が流路についての研究継続、研究成果の公表。 d) 再建に関して、全ての構成資産について明確で一貫したアプローチを定め（オリジナルの材料の上に再建を行わない、行う場合は必要性を説明する、再建が個々の構成資産の大部分を占めてはならない、オリジナルと再建部分を区別できるようにするなど)、案の段階でイコモスに提出し、合意に至るまで再建作業停止。 e) 全ての構成資産及び緩衝地帯での耕作を停止するための長期的戦略を策定。 f) 洪水防止のための管理強化（調整池、浚渫)。アクインクム宮殿跡及び港湾において大規模な洪水防御対策を計画する場合は、世界遺産センターに連絡する。 g) 共通データベース及び包括的な研究の枠組みについての取組みの継続。 h) 一次的キャンプ地全体を考古学的景観として調査し、記録を作成すること。 i) 可能であれば、Eining Weinbergにおいて発掘、聖ペテロ教会において調査。 j) Carnuntum (ID31)のセッティングに存在する既存風車の更新を行なわず、他の構成資産の景観セッティングにおいて風車の新設その他の事業を規制すること。 k) より多くの構成資産にコミュニティーの参画を拡大すること l) 遺産影響評価(HIA)、作業指針第172段落に則った世界遺産センターへの報告。	
	レポート提出	2023 年 12 月 1 日までに進捗報告を提出すること。	

審議概要

世界遺産委員会の直前に構成資産の半分以上を有するハンガリーが推薦を取り下げた（前回委員会でもハンガリーが直前に構成資産の一部を取り下げたため情報照会となっていた）が、残りの 3 か国が申請を取り下げず、実質イコモスの評価が存在しない状態で記載すべきかどうか議論された。記載に強く反対するノルウェーの発言もあったが、委員会の判断のみで記載可能とするエチオピア他の国の動議により無記名投票が行われ、本件を前例としないとしつつ、記載する決定が採択された。

2. 新規推薦案件個票

14. 慈悲の居留地

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 25		ID No.	1555 Rev
資産名称（英）	Colonies of Benevolence			
推薦国	ベルギー王国、オランダ王国			
種別	遺跡			
タイプ	文化的景観、国境を越える資産			
資産面積	2,012 ha			
緩衝地帯面積	–			
構成資産数	3（2018 年審査時は 7）			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv) ※2018 年審査時は、(iii)(v)(vi)	(ii)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iv)		



© Province of Drenthe on behalf of all nomination partners
Author: James van Leuven

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	（2017 年 10 月 2 日－5 日 （4 日間） Ana Luengo 氏（スペイン）） 2018 年第 42 回世界遺産委員会で審査された際の現地調査。イコモス勧告は記載延期であったが、世界遺産委員会決定で情報照会となったため、新たな現地調査は実施されていない。			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/09/29	2017/11/02	2017/12/22	2018/02/27
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	（2018 年第 42 回世界遺産委員会で審査され、イコモス勧告は記載延期であったが、世界遺産委員会決定で情報照会となっていた。） 1818 年以降、慈悲の会(Society of Benevolence)は、ネーデルラント連合王国の田園地帯に農業居留地を設立した。その目的は、都市部で貧困に苦しむ人々の生活環境に対する代案(alternative)となることであった。そのような人々を田園地帯に移住させることで、都市は大きな社会問題のひとつから解放され、貧しい家庭は田舎で収益をもたらす勤勉な生活を送る機会を与えられる。居留地は、ヒースが生育する荒地や泥炭地を開墾して営まれ、直交する道路、帯状に配置された家屋と小規模農地、共同建物からなった。1819 年以降、「不自由な」居留地も作られ、最後の居留地は 1825 年に作られた。これらは大規模な施設、大規模農地が、土地と大通りがやはり直交するように整備され、国の支援を受けて、特定の恵まれない人々の集団が生活するものであった。ピーク時には、約 18,000 人が推薦資産を含む居留地で生活していた。 これらは、農業による国内の居留地開拓という貧困者の救済と入植者による開拓において、革新的で影響力の高いモデルを実証した社会改革上の啓蒙主義的実験であった。1918 年以降、もともとの性格を失い、「通常の」村やケア施設を持つ地域に姿を変えていった。 推薦資産は、4 つの居留地（フレデリクソオルトとヴィルヘルミナオードの自由居留地、非自由に進化した自由居留地であったウォルテルの植民地、自由でない植民地であったフェーンハイゼン）を含む 3 箇所の構成資産から成る。
比較資産	ドイツ5件、米国3件、英国1件、オランダ1件、ベルギー1件の資産等と比較

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	入植地及びプランテーションを検討対象としたことでより良い分析となった。空間的な特徴及び秩序だった建設を分析の基準としたことでより体系的な分析となった。真実性、完全性の条件を満たすように構成資産の選定が行われている。
	完全性		✓	様々な変化によって完全性に影響が出ているものの、全体的には、完全性の条件は満たされていると考える。
	真実性		✓	居留地が作られ反映していた当時から遺る文化的景観は慈悲の居留地の物語を正確に伝えている。
	評価基準	ii)交流	✓	19世紀西ヨーロッパをはじめとする地域において行われた経済的社会的弱者のための社会改革についての重要な影響を示している。この家内農業居留地の影響は、建築、計画、景観において広く研究、模倣された。
		iv) 類型	✓	貧困対策を社会的目的として19世紀に生まれた家内農業居留地の傑出した事例である。当初の形態、その後の進化形を示している。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		田園地帯にあるものの村落や町が近くにあるため、地域内及び周辺での都市開発リスクがある。各構成資産の周辺には都市的な空間が隣接している。徐々に変化が進むことにより空間的形態が失われることも考えらえる。格子状の空間に変化がないようにすることが重要である。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	緩衝地帯の設定が必要（軽微な境界線の変更手続き）。
	法的保護		✓/≈	個々の建造物の法的保護は適切。景観の保護も概ね適切だが、Wilheminaoord については、その全域を国の村落景観保護の対象とすべき。
	保全状況		≈	道路、街路樹、水管理施設、格子状の区画が概ね良好に遺っており、現在の保全状況は全体として良好。
	管理体制		≈	関係国の政府間委員会を含め、効果的な管理体制であると思われるが、今後同じ方向で保全を行うことができるかどうかが課題となる。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 (ii)及び(iv)に基づいて記載	
	解決すべき課題		–	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 各構成資産を潜在的脅威から守るために緩衝地帯を設定し、2023年12月1日までに軽微な境界線の変更を申請すること。 b) ヴィルヘルミナオードの全範囲に、国の村落景観保護を適用すること c) 新しい建造物の形態、規模、場所については、それぞれの構成資産にもともとある建物にあわせること。 d) 各居留地を特徴づけている格子状の区画を保全すること。 e) 資産をまとまった総体として管理すること。特に保全上のアプローチが同じ方向に進むようにすること。 f) 現在の所有形態及び現存する刑務所及び国の施設の範囲を記録した資産の地図を作成すること。	
	レポート提出		–	
審議概要				
委員国からの発言なく、イコモスの勧告通り記載する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

15. ロシア・モンタナ鉱山景観

基本情報			
決定番号	44 COM 8B.26	ID No.	1552rev
資産名称（英）	Roșia Montană Mining Landscape		
推薦国	ルーマニア		
種別	遺跡		
タイプ	文化的景観		
資産面積	–		
緩衝地帯面積	341.42 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載（同時に危機遺産リスト掲載）		
決定	記載（同時に危機遺産リスト掲載）		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	(ii)(iii)(iv)(vi)	(ii)(iii)(iv)	
	IUCN	決定	
	–	(ii)(iii)(iv)	



© Daniel Vrabioiu
Author: Daniel Vrabioiu

審査経緯			
審査に協力した ISC	TICCIH	IUCN の審査	有り
現地調査	（2017 年 9 月 25 日－30 日（6 日間） Helmuth Albrecht 氏（ドイツ））※2018 年第 42 回世界遺産委員会で審査されたときの現地調査。推薦国自身の要請により情報照会となったため、その後新たな現地調査は実施されていない。		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/09/22 2020/02/06	2017/10/30 2020/01/31	2017/12/22	2018/02/28
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	（2018 年第 42 回世界遺産委員会で審査され、イコモスから記載勧告が出ていたが、開発業者との調停中であるとして、推薦国自身の要請により情報照会となっていた。） ロシア・モンタナは、アプセニ山脈の金属産出地帯に位置する。紀元 106 年から、アルバーヌス・マイオールと呼ばれ、ローマ帝国時代に広範に金の採掘がおこなわれた場所であり、その後の 166 年間で約 500 トンの金を産出した。質の高い鉱石を産出した 4 地点の地下には、ローマ時代につくられたギャラリー（地下空間）がのこる。蝋でコーティングされた木板にのこされた記録から、アルバーヌス・マイオールだけでなく、より広いダキア州全体における、ローマ時代の採掘活動に関する詳細な法的、社会経済的、人口統計学的、言語学的情報が得られる。 ロシア・モンタナでは、中世から近代にかけての採掘活動は小規模になり、採掘活動はローマ時代のギャラリーの周辺部もしくはこれらを横断するように行われた。最近では、露天掘りの採掘が行われている。 採掘場跡を取り囲む農業田園景観は、おおむね 18 世紀から 20 世紀初頭までの間に鉱山を支えたコミュニティーの構造を映している。
比較資産	ラス・メドゥラス（スペイン、1997年、 (i), (ii), (iii), (iv) ）、バンスカー・シュティアヴニツァ歴史都市と近隣の工業建築物群（スロバキア、1993年、 (iv) ,(v) ）、トロンデック－クロンダイク（カナダ暫定リスト）、古代ラブリオ(ギリシャ暫定リスト)、鉱山歴史遺産(スペイン暫定リスト)、トレスミナス（ポルトガル）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	ロシア・モンタナには他の場所に比べて、ローマ帝国時代の鉱山施設が多様に遺っている。らせん階段の地下空間、屋根を逆階段状に切った垂直坑道、柱で支えられた坑道はロシア・モンタナのみにみられる。
	完全性	≈	価値を発揮するために必要な全ての要素が資産範囲内に含まれている。また、将来の考古学的調査によってさらなる発見が予想される範囲も資産範囲に含まれている。
	真実性	≈	新たな採掘が行われた場合真実性が損なわれる可能性がある。
	評価基準 ii)交流	✓	ローマ帝国の採掘技術と現地で生まれた技術の融合を伝えている。
	評価基準 iii)物証	✓	蝋でコーティングされた木製タブレットが18世紀及び19世紀に鉱山で発見され、碑文が遺された多くの石碑とともに、古代の鉱山コミュニティーでの日常生活及び文化的活動の真実を伝えている。
	評価基準 iv)類型	✓	ローマ帝国時代の地下鉱山施設、地上鉱山施設、関連するローマ遺跡の類まれな集合体である。
	評価基準 vi）関連	X	タブレットはローマ帝国の法令及び経済を伝える優れた文字記録だが、不動産ではなく、顕著な普遍的意義を有するとは認められない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威	金の大規模な露天掘が再開される可能性、小規模な採掘の累積影響の可能性、古い採掘跡からの水質汚染	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	緩衝地帯は狭いものの、地下及び地上の考古遺跡を保護する上では十分。
	法的保護	≈	現在の法的保護は適切だが、包括的なゾーニングや都市計画上の規制がないことが懸念される。
	保全状況	≈	重大な保全上の課題は現在存在しないが、ローマ帝国時代の遺構の長期的保護の徹底に向けて直ちに注力すべき。
	管理体制	≈	保存管理計画を強化し、必要な人員の配置及び予算の手当てが必要。
勧告	記載に関する勧告	評価基準(ii)、(iii)、(iv)に基づいて記載。同時に危機遺産リスト掲載	
	解決すべき課題	－	
	追加勧告	締約国は以下について緊急に検討するよう要請する。 a) 資産範囲での採掘許可の承認を停止すること。 b) できるだけ早く資産範囲を対象とした都市計画上の規制（これ以上の採掘活動を防止する「総合都市計画」及び「ゾーニング都市計画」）をとりまとめ、案を世界遺産センターに提出すること。 c) 管理計画を承認、提出、実施すること。また、以下を通じて強化を図ること。 ・ローマ時代の遺構について、国際的に支持を受けた保全計画の作成。 ・来訪者管理、インタープリテーション、公開を改善するための観光管理戦略。 ・資産管理への関係者の参画。 ・管理計画の実施のために、適切な人的資源、財政的資源を約束すること。 d) ヘッダーポンドの長期的な安定を担保するため、点検維持管理計画を策定すること。 e) モニタリング計画を策定、実施すること。 本資産を保護、保全するための国際協力を奨励する。	
	レポート提出	2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況について報告（2023 年第 46 回世界遺産委員会での審議）。	

審議概要
委員国からの発言はなく、イコモスの勧告通り世界遺産一覧表へ記載（同時に危機遺産）する決定が採択された。

2. 新規推薦案件個票

16. ロバート・ブール・マルクス関連サイト

基本情報			
決定番号	44 COM 8B.27	ID No.	1620
資産名称（英）	Sítio Roberto Burle Marx		
推薦国	ブラジル連邦共和国	 © Iphan/SRBM Author: Oscar Liberal	
種別	遺跡		
タイプ	文化的景観		
資産面積	40.53 ha		
緩衝地帯面積	575 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		

評価基準	締約国	ICOMOS
	(ii)(iv)	(ii)(iv)
	IUCN	決定
	–	(ii)(iv)

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 8 日－13 日（6 日間） Maria Eugenia Bacci 氏（ベネズエラ）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/10	2019/11/04	2019/12/20	2020/02/28
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	ロバート・ブール・マルクス関連サイトは、リオデジャネイロ市の西部地帯に位置し、バーハ・グァラチバ地区の山岳地帯にあるマングローブと大西洋性森林の間に広がる広大なランドスケープガーデン及び建造物からなる。 本資産は、ランドスケープアーキテクトで芸術家でもあったロバート・ブール・マルクス(1909-1994)にとって「ランドスケープ実験室」であった。40 年以上にわたり、彼は芸術的モダニズムのアイデアと在来の熱帯植物を融合させて、生きた芸術作品としての庭園デザインを創造する実験を行った。 このサイトは、ブール・マルクスの実験を伝えるだけでなく、曲がりくねった形態、あふれんばかりの大量の植栽、植物の建築的配置、劇的な色彩のコントラスト、熱帯植物の使用、ポルトガルーブラジルの伝統的民俗文化の要素の組み込みかたなど、現代のトロピカル・ガーデンの発展に影響を与えた彼のランドスケープガーデンを定義する重要な特徴を示している。
比較資産	–

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	より広い比較対象と比較分析を行うことが望ましいものの、本資産の登録について検討する上では十分な比較分析が行われている。
	完全性	✓	ロバート・ブール・マルクスが自らの作品のために取得した土地の全体が含まれている。
	真実性	✓	属性は適切。ただし、時間とともに徐々に浸食がすすむことがないように、文書での記録を大幅に改善する必要がある。
	評価基準 ii)交流	✓	ヨーロッパのモダニスト運動の思想を輸入し、現地の熱帯植物を使った景観に適合させたこと、その新たな形が世界中の2千を超える公園・庭園に広がり、モダニストトロピカルガーデンの設計において世界中に深い影響

				を与えたことにおいて重要な思想の交流を示している。
		iv)類型	✓	モダニスト運動の創造的な思想と現地の類型・熱帯植物を融合させ、最終的にモダニストトロピカルガーデンとして知られるようになった様式を創り出した。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ◯現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		火災、水供給、都市域の拡大、投機的不動産売買、庭園の美的要素の保全に対して明確に規定された考え方がないこと	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	資産範囲南東部に緩衝地帯がないのは、稜線であるため。
	法的保護		✓	法的に保護されているが、都市拡大に対する有効性に懸念が残るため、資産のセッティング及び景色をより効果的に保護することが望ましい。
	保全状況		✓/≈	バール・マルクスのデザインをいかにして保全するかを示した保全計画を策定することが必要。モニタリングについて、適切なベースラインを設定する必要がある。
	管理体制		✓/≈	属性が不明確であることが課題。管理体制は適切。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 (ii)及び(iv)に基づいて記載	
	解決すべき課題		−	
	追加勧告		a) 協働的、学際的アプローチにより、以下について分析しその結果に基づいて、資産の属性の詳細な範囲を特定し、完全性(intactness)の程度を整理すること。 ・ブール・マルクスが亡くなった時点の地図、測量図、絵図 ・現在の地図、測量図、写真記録 ・アーカイブ及びアートコレクションの研究及び分析 b) OUVの属性についての定義を完成し、意匠された景観のための保全計画を策定すること。 c) 定義された属性を反映し、文化的価値を有する庭園のデザイン要素を考慮した形に、管理計画を改定すること 。 d) 特に防火に関連して、資産範囲内及びセッティングのリスク対策を強化すること。 e) 都市開発による圧力をコントロールし、資産範囲内から周辺景観へのビューを保護するため、緩衝地帯及び資産範囲直近のセッティングについて保護を強化すること。 f) OUVに影響を与える可能性のある計画について、遺産影響評価(HIA)を実施し、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに提出すること。	
	レポート提出		2023 年 12 月 1 日までに上記の進捗状況に関する報告を提出（2024 年第 47 回世界遺産委員会での審議）。	

審議概要

委員国からの発言はなく、イコモスの勧告通り記載する決定が採択された。

2. 新規推薦案件個票

17. チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.29		ID No.	1624
資産名称（英）	Chankillo Solar Observatory and ceremonial center			
推薦国	ペルー共和国			
種別	遺跡			
タイプ	考古遺跡			
資産面積	4,480 ha			
緩衝地帯面積	43,990 ha.			
構成資産数	2			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i)(v)	(i)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(i)(iv)		



© IDARQ
Author: Municipalidad Provincial de Casma

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	有り
現地調査	2019 年 8 月 14 日－21 日（8 日間）　Nelly M. Robles Garcia 氏（メキシコ）			

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/10/03	2019/11/05	2019/12/20	2020/02/28
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	チャンキーヨの太陽観測所と儀礼の中心地は、ペルーの北部の海岸地帯、カスマ谷に位置する先史時代の遺跡である。砂漠景観の中に遺る工作物群で構成され、自然的要素と一緒になって、太陽を利用して一年の日付を示す暦として機能した。推薦資産には、「要塞寺院」と呼ばれる三重の壁に囲まれた丘陵上の施設と、「天文台」、「行政センター」と呼ばれる 2 つの工作物群のほか、丘の稜線部分に沿って線上に並ぶ 13 の立方体の塔、これら 13 の塔を補完する自然の目印であるセロ・ムチョ・マロ山が含まれる。儀礼の中心地は、おそらく太陽信仰に関連するもので、南北にのびる 13 の塔を結ぶ線の両側に観測点が存在することから、一年を通して日の出地点と日没地点の両方を観察することができた。
比較資産	メキシコ、アイルランド、エジプト、中国の遺跡（個別名称の記述なし）。 イコモスが国際天文学連合（IAU）と、ユネスコーIAUポータルが合同で作成した天文学の遺産に関する2つのテーマ研究「天文考古学と民族天文考古学ハンドブック（Ruggles 2014)」（*Handbook of Archaeoastronomy and Ethnoastronomy*（Ruggles 2014））も参照した。

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	チャンキーヨは、古代の天文関係遺跡のなかで、年代、規模、信ぴょう性（ICOMOS-IAUテーマ別研究に基づく）において特記すべきであり、夏至など特別な日だけでなく、一年を通じ日の出から日の入りを示す点で特別。
	完全性	✓	現時点で必要な要素は全て資産範囲内に含まれているが、将来の照査によっては、資産範囲の修正を検討すべきである。資産の価値を維持する上で必要な条件のなかには、脆弱なものもあることから（暗さ、視認性、視認範囲、視軸）モニタリングが必要。
	真実性	✓	真実性の条件は満たされているが、資産の古代天文学的な解釈について一部議論を要する可能性がある。

	評価基準	ⅰ)創造の才	✓	規模、年代、保全状況において傑出している。選地、天体の動きに関連したレイアウト、投入された労働力は、人類の創造の才を示す。
		v)土地利用	X	周辺も含めた文化的景観を含めることができれば、この評価基準を適用することができるかもしれない。また、主張の内容は(v)よりも(iv)に該当する。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発圧、環境圧	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	境界線は適切だが、緩衝地帯の考古学的調査を進め、将来境界線の拡張を検討することを勧める。
	法的保護		✓	全体的な法的保護は適切だが、2020 年 2 月 24 日に承認された管理計画に示されたゾーニングごとの規制についてモニタリングする必要がある。
	保全状況		≈	保全上の課題が明確になっており、保全状況のベースラインの分析が進んでいるが、具体的な保全維持措置が必要。
	管理体制		✓/≈	2020 年 2 月に管理計画が承認され、本資産の法指定が完了している。管理計画を実施するための予算を確保する必要がある。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 (i)及び(iv)に基づいて記載	
	解決すべき課題		–	
	追加勧告		・以下について検討するよう要請する。 a)仮設屋根の補強、保全・復元・維持管理作業、フォローアップ、モニタリング等の措置を含む長期的な保全プログラムを策定すること。 b) 管理計画を実施し、管理体制の全ての要素を活動させること。 c) 保全措置を確実に実施するために必要な資金を確保すること。 d) 潜在邸な来訪の増加に対処するために必要な措置をとること。また、インフラ整備を始める前に遺産影響評価(HIA)を実施すること。 e) 資産の保護、保全、公開、全ての都市計画上の手続きに地域コミュニティーを参画させること。 f) 考古学的調査及び分析を継続すること。 ・資産名称を「チャンキーヨ考古天文学的複合体」に変更すること。	
	レポート提出		–	
審議概要				
委員国からの発言はなく、イコモスの勧告通り、記載する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

18. 技士エラディオ・ディエステの作品：アトランティダ教会

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.30		ID No.	1612
資産名称（英）	The work of engineer Eladio Dieste: Church of Atlántida			
推薦国	ウルグアイ東方共和国			
種別	建造物群			
タイプ	教会			
資産面積	0.56 ha			
緩衝地帯面積	69.5 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(iv)	(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(iv)		



© CPCN, Getty Foundation
Author: Javier Villasuso

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2019 年 9 月 10 日－13 日（4 日間） Alfredo Conti 氏（アルゼンチン）			

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2019/09/12	2019/10/18	2019/12/20	2020/02/18
事実関係の訂正	有り（3 件）			

資産概要	
概要	鐘楼及び地下洗礼堂を持つアトランティダ教会は、モンテビデオから 45 キロ離れた低密度の地域であるエスタシオン・アトランティダにある。イタリアの古キリスト教及び中世の宗教建築からインスピレーションを受けつつ、すべてむき出しのレンガで造られ、限られた耐性セクションと材料の使い方を工夫することにより、より高い堅牢性を達成する努力の結果生まれた形態となっている。教会は長方形の平面で、ホールがひとつある。横方向に波打った壁面が同様に波打った屋根を支えている。強化レンガで造られたガウスヴォールトが連続する。主ファサードの右側 7m 離れたところにそびえる円筒形の鐘楼は、透かし模様を施したむき出しのレンガで造られている。地下の洗礼堂はパルビスの左側にあり、三角形の入り口から入るようになっており、中央のオキュラスから光が入るようになっている。
比較資産	ガウディの作品、オスカー・ニーマイヤーのサン・フランシスコ礼拝堂（「パンプーリャ近代建築群」（ブラジル、2016年記載、(i)(ii)(iv)）の構成資産）、ル・コルビュジエのロンシャンの礼拝堂（「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献」（日本他、2016年記載、(i)(ii)(vi)））

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	エラディオ・ディエステが設計から工事まで関わった唯一の事例であり、ディセステが発明した建築方法を最も良く伝えている。
	完全性		✓	関係する属性は全て資産範囲内に含まれており、保全状況も許容範囲である。影響要因は概ねコントロールされている。
	真実性		✓	司祭館が滅失しているものの真実性の条件は満たされている。
	評価基準	iv)類型	✓	社会の公平性、簡素な資源利用を希求しつつも豊かな形態と空間を達成した、ラテンアメリカ建築史の重大な時期を示す建築物の一類型である。

保全管理状況 **✓良い** **≈適切だが、改善できる** **○現時点で証明されていない** **X不適切**	**主要な脅威**	湿気（特に洗礼室において）による建築構造上の劣化、モンテビデオ大都市圏の拡大によりルート 11 沿いに開発が進む可能性がある。	
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	都市部の緩衝地帯は問題ないが、国道を超えた準田園地域の緩衝地帯については、明確な境界線となるように修正することが望ましい。
	法的保護	✓	緩衝地帯の保全措置は法令により承認されたものであり、管理計画に盛り込まれている。
	保全状況	✓	全体の保全状況は許容範囲であり、教会の主要部分の保全状況は良いが、ルルドの聖母像を祀る壁龕の外側部分には、湿気等による問題がみられ、近い将来修理が予定されている。
	管理体制	✓	事業内容が確定した際には、関係書類を提出し、遺産影響評価を行うことを勧告する。
勧告	**記載に関する勧告**	評価基準(iv)に基づいて記載	
	解決すべき課題	－	
	追加勧告	以下について検討するよう要請する。 a) 設計及び建設に関する記録について、国際的な規格でデジタル化すること。 b) 管理保全計画の実施のために、次の財政期間（2021年～2026年）から、着実な資金のフローを確保すること。 c) 管理システム内での協議委員会の役割を強化すること。 d) エスタシオン・アトランティダの地域コミュニティーが資産の管理体制により直接的に参加することについて検討すること。 e) OUVに影響を与える可能性のあるプロジェクトに対する遺産影響評価(HIA)を管理体制に加えること。 f) 保全状況のモニタリングを行うために有用な指標を設定すること。 g) 来訪者管理を強化とともに、シンプルな来訪者施設とすること。	
	レポート提出	－	
審議概要			
委員国からの発言はなく、イコモスの勧告どおり記載する決定が採択された。			

2. 新規推薦案件個票

19. コートジボワール北部のスーダン様式のモスク群

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.33		ID No.	1648
資産名称（英）	Sudanese style mosques in northern Côte d'Ivoire			
推薦国	コートジボワール共和国			
種別	建造物群			
タイプ	建造物群			
資産面積	0.12977 ha			
緩衝地帯面積	2.32934 ha.			
構成資産数	8			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)(v)	(ii)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iv)		



© OIPC
Author: OIPC

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 8 月 18 日－9 月 5 日（19 日間）　Lassana Cissé 氏（マリ）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/24	2021/02/23	2020/12/17	–
事実関係の訂正	有り（23 件）			

資産概要	
概要	ティングレラ、クト、ソロバンゴ、サマティリア、メボンゲ、コング、カウアラの 8 つの小さなモスクは、土造建築、突き出ている木材、土器やダチョウの卵をのせた垂直バットレス、上に行くほど細くなるミナレットを特徴とし、西アフリカのスーダンやサバンナ地域に特有のスーダン建築様式をあらわしている。 この様式は、14 世紀頃に、当時、サハラ砂漠を横断して北アフリカに至る金及び塩の貿易によって繁栄したマリ帝国の一部であったジェンネの町で生まれたと考えられている。特に 16 世紀以降、この様式は、砂漠地域からスーダンのサバンナに広がり、南に進むにつれてより雨が多くなっていく気候の変化にあわせて、より低くなり、より頑丈なバットレスが発達した。 推薦されたモスクは、20 世紀初頭には数百棟あったうち現在コートジボワールに遺る 20 棟のなかで最も良く保全されているものである。
比較資産	トンブクトゥ周辺（マリ、1988年記載、(ii)(iv)(v)）、ジェンネ周辺（「ジェンネ旧市街」（マリ、1988年記載、(iii)(iv)））、コートジボワールとブルキナファソの一部、コートジボワールとガーナのコング地域（Kong area）のスーダン様式のモスク、ウズベキスタンのホラズム（Khârezm）、バゲルハットのモスク都市（バングラディシュ、1985年記載、(iv)）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない	比較分析	✓	スーダン様式を代表するために、いくつのモスクが必要かというのは難しい問題について、コートジボワール国内の最も保全状況が良い8件の構成資産で十分であるという判断を下したが、近隣国の資産の拡張登録を検討することを奨励する。
	完全性	≈	モスクの利用に不可欠な集会場が含まれておらず、顕著な普遍的価値の属性が全て含まれているとは言えない。また、伝統的な維持管理の習慣が失われつつあり、周辺の都市開発による侵食が進んでいる。

X不適切	真実性		≈	材料と技術において真実性は脆弱な状況にある。
	評価基準	ii)交流	✓	当該モスクは明らかに重要な思想、技術の融合を示している。
		iv)類型	✓	一連のモクスは、14世紀にはじまり16世紀末に加速したサハラ地域のイスラム教国家から森林地帯への移住期を反映した建築の類型として傑出している。気候条件に適応したイスラム様式と現地建築様式の融合を示しており、モスク自体が重要な歴史上の一時期の記録であると言える。
		v)土地利用	X	モスクは集落の中心だとしても、推薦されているのはモスクのみであり、周辺の集落と環境との相互作用を反映しているとは言えない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		都市開発、道路整備、新しいモスクの建設、伝統的な材料の不足及び新しい材料の影響、社会構造の変化	
	資産／緩衝地帯の範囲		X	構成資産は周辺から切り離され孤立しており、緩衝地帯は周辺の不適切な開発から構成資産を保護するものにはなっていない。
	法的保護		≈	構成資産周辺のセッティングの範囲を規定し、開発から保護する必要がある。
	保全状況		≈	定期的な維持管理が適切に行われるよう、担当機関を指定することが必要。同様に適切な予算の確保、伝統的な工法を推進する措置が必要。
	管理体制		≈	モスクのセッティング及び都市計画と管理体制が結びついていない。 リスク管理計画が未整備。
勧告	記載に関する勧告		記載延期	
	解決すべき課題		• 個々の構成資産の範囲を、モスクの周辺にある共同空間を完全に含むように拡大すること。 • モスク直近部の都市的セッティングを緩衝地帯に含めること（モスクの存在感を示すため）。 •地域計画、特に現在許可されている開発に関する規制を改正することにより、緩衝地帯の保護の強化すること。 • 計画されている管理システムを実際に運用するとともに、地域の職人を対象としたキャパシティビルディングを含めるように強化すること。 • 現在衰退しつつある伝統的な保全上の慣習の流れを逆転させるための活動及びスケジュールを定めたロードマップを策定すること。 • 現在の保全状況と必要な介入措置を整理した保全計画を完成させること。 • シリアル・プロパティ全体を対象とした全体的な保全方法の検討。 • クト、カウアラ、ソロバンゴ、サマティリアのモスクで最近実施された不適切な介入について、修繕案を緊急にとりまとめること。 なお、修正した推薦書を提出した場合は、改めて現地調査を実施する必要がある。イコモスは要請があれば、アドバイス、協力をする用意がある。	
	追加勧告		−	
	レポート提出		−	

審議概要

エチオピア、エジプト、マリ他 15 カ国から評価基準(ii)、(iv)に基づいて記載する修正案が提出され、オマーン、中国、スペインがこれを支持した。ノルウェーから、記載延期が望ましいとしつつも、コンセンサスは妨げないとの発言があり、記載する修正案が採択された。

記載に際して、イコモスが解決すべき課題として示した内容を基に、これらについて検討することを求める勧告及び 2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告する要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

20. ドーラビーラ：ハラッパーの都市

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.35		ID No.	1645
資産名称（英）	Dholavira: A Harappan City			
推薦国	インド			
種別	遺跡			
タイプ	古代都市			
資産面積	103 ha			
緩衝地帯面積	4,865 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iii)(iv)	(iii)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(iii)(iv)		



© ASI
Author: ASI

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 12 月 17～23 日 Kai Weise 氏（ネパール）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/9/24	2020/11/11	2021/1/27	2021/2/25
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	ハラッパー文明の南の中心地であったドーラビーラの古代都市は、グジャラート州カチの大ランにある雨が少ないカディル島にある。紀元前 3000 年頃から紀元前 1500 年頃までの間に人が住んでいた都市の考古遺跡で、要塞化された都市域と墓域からなる。 希少な水を利用するため 2 つの季節性河川に挟まれた戦略的な立地を選び、城、郭、儀礼場、壁に囲まれた中央町及び城下町がある。都市全体が一定の間隔で稜堡が設けられた壁によって要害化されている。様々な構成の門は、様々なグレードの道路や家屋とともに、階層化された社会秩序を示している。井戸、貯水タンク、貯水池、排水管、ダムなどの洗練された水管理システムは、この過酷な島で生き残り繁栄するためのドーラビーラの人々の創意工夫と努力を伝えている。 都市域の西方には墓域がある。墓の大部分に追悼に関わる特徴がみられ、この地の人々が死に対して抱いていたユニークな見方を伝えている。1989 年から 2005 年の間に 13 回実施された考古学的発掘調査で、銅、貝殻、石、半貴石、テラコッタ、金、象牙など様々な種類のビーズを加工する工場及び遺物が発見され、当時の芸術的、技術的到達点を示している。ハラッパー文明のその他の都市及びメソポタミア地方、オマーン半島の都市との地域間交易の証拠も発見されている。
比較資産	インド国内の国の重要な現代の考古遺跡（contemporary archaeological sites）、他国の重要なハラッパーの遺跡、世界の初期の文明のゆりかごとなった世界遺産との比較。

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる	比較分析	✓	ハラッパー文明南部の中心地としての価値が適切に示されている。
	完全性	✓	必要な属性が全て推薦範囲に含まれている。また、資産の理解を助ける古代採石場その他の考古遺跡が緩衝地帯に含まれ保護されている。
	真実性	✓	発掘された遺構及び地下地溝が適切に保全されている。

○現時点で証明されていない X不適切	評価基準	ii)交流	X	他の文明の都市と交易があったことは認めるが、その交易に影響を与えたり、交易から影響を受けたりしたことを示す証拠が不十分。
		iii)物証	✓	1500年以上にわたり人が居住し、ハラッパー文明の全時期を伝えている。 ハラッパー文明の典型的な年の特徴を示すだけでなく、乾燥した土地で水を利用するための戦略的な立地、都市計画、多層的な防衛システム、広範に石材を利用した建設、石の加工、大規模なビーズ製造、独特な埋葬方法など独自の特徴を示し、ハラッパー文明の全体像を理解する上で重要な情報を提供している。
		iv)類型	✓	現地の条件に合わせて都市計画を行うことはハラッパー文明の年には共通することだが、ドーラビーラの都市計画は、多層的な要塞、高度の貯水排水システム、建築材としての石材の広範な使用などにより、他のハラッパー文明の年と異なる特徴を有している。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		地震、大雨、来訪者の潜在的影響	
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	－
	法的保護		≈	緩衝地帯全体に法的保護を拡大すべき。 遺産影響評価を導入すべき。 資産全体及び脆弱な部分について収容能力を設定し、将来観光により負の影響が発生することを防止すべき。 長期的な調査戦略を作成すべき。 地域住民を対象にキャパシティビルディングを実施すべき。
	保全状況		✓	－
	管理体制		≈	現在の参加型の管理体制は概ね適切だが、緩衝地帯全域において考古遺構が保護されるような法的仕組みを整備することにより管理体制を改善することができる。遺産影響評価を意志決定プロセスに統合すべき。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 (iii)及び(iv)に基づいて記載.	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 拡大された緩衝地帯の範囲を示す地図を、作業指針第132段落及び付属資料5に示された基準に則って作成し提出すること。なお、その際、博物館及び観光施設を建設するためにグジャラート州政府が、インド考古調査院に配分した10エーカーの敷地が、世界遺産範囲外にあることを明示すること。 b) 緩衝地帯内の古代採石場跡を国レベルの重要性をもつものとして宣言すること。 c) 拡大された緩衝地帯の考古遺構及びセッティングを保護するために規制地域を拡大するか、新しい法的措置を行うこと。 d) 拡大された緩衝地帯における開発及び保全のニーズについての指針を作成すること。 e) 拡大された緩衝地帯において、すでに知られている考古遺跡の価値をよりよく理解するとともに、考古学的な潜在性をさらに探求するために、資産範囲及び緩衝地帯を対象とした長期的な調査戦略を作成すること。 f) 管理システムの意思決定手続きに遺産影響評価(HIA)を組み込むこと。 g) よりしっかりとしたモニタリングを行うため、効果的なモニタリング体制を整備すること。 h) 保全技術及びモニタリング方法について、現場職員のキャパシティビルディングを実施すること。 i) 遺跡全体及び影響を受けやすい地域について収容能力を設定すること。 j) 想定される来訪の増加に対して、設定された収容能力に基づいて来訪者数をコントロールするための政策及び施策をとりまとめること。 k) 地域住民が遺跡の保全に貢献し、利益を享受できるように、地域住民を対象としたキャパシティビルディングを実施すること。	
	レポート提出		－	

審議概要

委員国からの発言はなく、イコモス勧告通り記載する決定が採択された。

2. 新規推薦案件個票

21. ハウラマン／ウラマナットの文化的景観

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.36		ID No.	1647
資産名称（英）	Cultural Landscape of Hawraman/Uramanat			
推薦国	イラン・イスラム共和国			
種別	遺跡			
タイプ	文化的景観			
資産面積	106,307 ha			
緩衝地帯面積	303,623 ha			
構成資産数	2			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(iii)(iv)(v)	(iii)(v)		
	IUCN	決定		
	–	(iii)(v)		



© Hamid Binaei Faa
Author: Hamid Binaei Faa

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	有り
現地調査	2020 年 9 月 21 日－10 月 1 日（11 日間） Hossam Mahdy 氏（エジプト）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/29	202/11/13	2020/10/17	2021/02/28
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	ハウラマナン/ウラマナットの人里離れた山岳景観は、紀元前 3000 年頃からこの地域に住んでいた農業田園型クルド人部族、ハウラミ人の伝統的な文化を伝えている。 本シリアル・プロパティは、イラン西側国境沿いに位置するクルディスタン州及びケルマーンシャー州のザグロス山脈の中心に位置している。中央東部の谷(クルディスタン州ザヴェルド及びタクト)、西部渓谷(ケルマンシャー州ラフン)という 2 つの構成資産から構成されている。これら 2 つの谷での人々の居住様式は、荒涼とした山岳環境に数千年の間適応してきた。階層化された急斜面上の都市計画及び建築、自然石をつかって階段状にした土地の上の庭園造り、家畜飼養、季節ごとの垂直方向の移住が、この地域の文化及び生活の特徴である。 ハウラミの人々は、毎年、季節によって低地や高地に移り住む半遊牧社会である。この移住のパターンは新石器時代の初めにまでさかのぼる。ハウラマナン/ウラマナットの文化的景観には、石器、洞窟、岩窟、盛土、恒久的集落および一時的な集落の遺構、作業場、墓地、道路、村落、城などの物証がのこり、旧石器時代中期以来この土地に途切れることなく人々が居住してきたことを伝えている。 また、この地域は、習慣、儀式、手工芸、方言に関連した伝承、宗教及び地域の信仰体系、生物多様性及び固有種の観点から類まれな自然環境に関連している。
比較資産	ハルシュタット-ダッハシュタイン・ザルツカンマーグートの文化的景観（オーストリア、1997 年、 (iii) , (iv) ）、トラムンタナ山脈の文化的景観（スペイン、2011 年、 (ii), (iv),(v) ）、ポルトヴェネーレ、チンクエ・テッレ及び小島群（パルマリア、ティーノ及びティネット島）（イタリア、1997 年、 (ii), (iv), (v) ）、シントラの文化的景観（ポルトガル、1995 年、 (ii), (iv), (v) ）、ヴァッハウ渓谷の文化的景観（オーストリア、2000 年、 (ii) , (iv) ）、コンソの文化的景観（エチオピア、2011 年、 (iii), (v) ）、フィリピン・コルディリェーラの棚田群（フィリピン、1995 年、 (iii), (iv), (v) ）、メイマンドの文化的景観（イラン、2015 年、 (v) ）、マスレ（暫定リスト、2007 年）、アブヤーネ（暫定リスト、2007 年）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ▫適切だが、改善できる ◯現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	ハウラミ文化を伝える最も保存状態が良く広大な地域である。ハウラミ人が歴史的に居住してきたイラン-イラク国境地域は、過去の武力衝突により重大な被害を受けている。他のクルド人集落は、環境、文化的特徴、生活様式が違う。クルド文化、方言、伝統的生活様式がこれほど良く保全されている例はない。
	完全性		✓	主要な構成資産はほとんど負の影響を受けていない。劣化のコントロールが行われており、中には改善に成功しているところもある。現代の材料や技術による介入のコントロールも行われている。現在の政府建造物による視覚的影響を低減するための調整も進められている。
	真実性		✓	大部分の歴史的建造物が伝統的形態及びデザインを維持している。ただし、屋根修理にアルミが広く使われており、視覚的影響が懸念される。
	評価基準	iii)物証	✓	ハウラミ人による継続した農業牧畜に基づいた社会空間構造及び文化的伝統が、移牧ルートや急峻な斜面に作られたテラス状の村及び果樹畑、豊かな無形遺産に現れている。数千年にわたってザグロス山脈に居住してきたハウラミ人の文化を伝える類まれな保存状態の遺産である。
		iv)類型	X	長期にわたる人類の居住地の進化を示す物証が範囲内にあるものの、人類史の重要な段階を示す点で傑出しているとは言えない。
		v)土地利用	✓	継続的な人類と厳しい自然環境との相互作用によって、土地工作、果樹生産、集落構成、技術、知識が長くゆっくりと進化したことを様子を伝える傑出した事例である。
保全管理状況 ✓良い ▫適切だが、改善できる ◯現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		現在大きな脅威はない。都市部から離れているため、開発圧はない。過去に行われた不適切な介入についてもすでに修正されている。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	有形無形の属性の範囲を反映した十分な範囲となっている。
	法的保護		✓	３つの村で事業計画が進められているが、文化遺産の保全が十分配慮されている。現代的要素が負の視覚的な影響を与えないように厳密なコントロールが行われている。大規模インフラ整備については遺産影響評価及び環境影響評価を実施すべき。
	保全状況		✓	現在の建築物についても、伝統的な材料と技術が用いられていることが確認されたことから、保全状況は適切と考えられる。
	管理体制		✓	管理の枠組みがしっかりしている。地域コミュニティの参画も行われている。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 (iii)及び(v)に基づいて記載	
	解決すべき課題		−	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 特に資産範囲内及び緩衝地帯内の要素に着目しつつ、現在緩衝地帯の外にある考古遺跡及び盛土を含めて、これらすべての要素の特徴と相互関係についての包括的研究を強化すること。 b) 観光その他の現代の経済活動が、地域の伝統的経済にとってかわり、古来の農業田園的社会システムを乱すことがないようにすること。 c) この特定の地域で可能性のある全ての自然のリスクもしくは人為的なリスクを分析し、その結果に基づいて文化資産範囲内の変化を管理するための戦略を策定すること。また、地域の開発を長期的にモニタリングするための指標を特定すること。気候変動に関係するリスク、気候変動による水環境への影響、地域の植生への影響、放牧システムへの影響に特に注意する必要がある。 d) OUVに対する負の視覚的影響を防止し、地域の特徴を尊重するため、現代的なインフラ及び設備の整備に対する厳格なコントロールを行うこと。 e) OUVに対して直接的、間接的影響を与える可能性のある鉱山開発、資源採取等の介入を回避すること。また、長期的にこのような介入を防止するために適切な法的規定を導入すること。 f) OUVに影響を与える可能性のある開発事業計画については、遺産影響評価(HIA)を実施すること。	
	レポート提出		2023年12月1日までに勧告の実施状況について報告を提出。	
審議概要				
委員国からの発言はなく、イコモス勧告どおり記載する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

22. 北海道・北東北の縄文遺跡群

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.37		ID No.	1632
資産名称（英）	Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan			
推薦国	日本			
種別	遺跡			
タイプ	考古遺跡			
資産面積	141.9 ha			
緩衝地帯面積	994.8 ha			
構成資産数	17			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(iii)(v)	(iii)(v)		
	IUCN	決定		
	–	(iii)(v)		



© Sannai Maruyama Jomon Cultutre Center
Author: Aomori Prefecture Board of Education
(Cultural Property Protection Division)

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 9 月 4 日－15 日（12 日間） Matthew Whincop 氏（オーストラリア）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/24	2929/11/10	2020/12/17	2021/02/25
事実関係の訂正	有り（3 件）			

資産概要	
概要	北海道・北東北の縄文遺跡群は、先史時代の人々の農耕文化以前の生活の在り方と複雑な精神性を示す 17 の考古遺跡から構成されている。北海道の南部及び北東北に位置するこのシリアル・プロパティは、紀元前 13,000 年から紀元前 400 年までに発展した北東アジアの型狩猟・漁労・採集社会による定住の開始、発展、成熟を示している。一連の集落、墓地、祭祀場、環状列石及び盛り土が、山地、丘陵、平地、低地、内陸湾、湖、水量豊かな河川等の多様な地理的環境に立地している。 日本北部のこの地域には、豊富な堅果類を特徴とする落葉広葉樹林や沖合で暖流と寒流が交わって形成された理想的な漁労条件に恵まれ、豊かな森林、水産資源があった。内陸部でもサケ、マス等回遊魚が遡上し、これらを捕えることができた。このように良好な環境条件の下、日本北部の先史時代の人々は農業を発展させることなく、食料を確保することができた。 縄文人は約 15,000 年前から定住を開始した。このことは、まず土器の使用によって示され、その後、より恒久的な居住地や祭祀場を建設するようになり、通年にわたって近くの資源を利用するようになったことによって示されている。1 万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、狩猟・漁労・採集を基盤とした生活様式を継続した。定住のごく初期の段階から、縄文人は複雑な精神面を発展させた。墓地とともに、祭祀・儀礼に用いられた捨て場、盛土、環状列石なども構築した。
比較資産	北海道・北東北に所在する縄文遺跡41件。北東アジアに所在する遺跡14件。その他の世界中の資産で、提案されている推薦資産の顕著な普遍的価値及び属性と比較可能な世界遺産と、暫定一覧表に記載されている資産19件。

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い	比較分析	✓	推薦資産の構成資産は、土器様式や祭祀儀礼施設、集落の立地と構造の変遷、そして特に特定の周辺環境などに基づいてまとまりを認識することができるひとつの文化圏を表している（代表している）。イコモスは、選定の考え

≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切				方、妥当性の説明は適切であると考える。
	完全性		✓	イコモスは、資産全体の完全性、各構成資産の完全性は満足できると考える。ただし、締約国が既に開始している不適格要素の影響緩和、撤去を継続する必要がある。
	真実性		✓	イコモスは、資産全体の真実性、各構成資産の真実性は満足できる。
	評価基準	iii)物証	✓	イコモスは、本資産は北部日本(訳注：北海道、北東北)の縄文文化を伝える物証として無二の存在であると考える。この文化は、農耕によらない定住生活を早くに発展させ、祭祀のための建造物や印象的な物質文化にみられる、複雑な精神性を示した。
		v)土地利用	✓	イコモスは、推薦されているシリアル・プロパティの構成資産は、珍しい農耕以前の定住について、極めて早い時期における開始から成熟までの過程を良く示していると考える。注意深く構成資産を選択することによって、変化する環境に対して縄文文化が行ってきた様々な適応を示すことに締約国は成功している。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発圧力	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	緩衝地帯は、様々な法令で保護されているが、特に国の景観法によって保護されており、同法に基づいて、地方自治体が景観計画を策定する。これにより、資産からの風景の完全性（特に、山、森、海など縄文文化の重要な要素との視覚的な繋がり）を含めて、史跡のセッティング内での全ての開発が綿密にコントロールされる。
	法的保護		✓	イコモスは、法的保護は適切であり有効性が証明されていると考える。指摘された構成遺産の一部における個人所有（土地）については、予算制限等のため解決には 5 年から 10 年、あるいはそれ以上かかることが予想される。
	保全状況		✓/≈	締約国から提供された情報とイコモス専門家による評価ミッションでの観察結果に基づき、イコモスは、保全状況は適切であると考える。また、いくつかの場所において、まだ公有化されていない土地の取得、不適格要素の撤去、その他要因による影響の緩和を通じた改善が図られている。
	管理体制		✓	管理システムは、一貫した全体構成となっていながら、必要な地域の柔軟性があり、非常に完全であると考える。更に、意思決定のプロセスに様々なレベルの行政組織が関わり、地域住民の関与もある。地域計画は全て日本語であるためこれらを評価することは困難だが、締約国の代表との議論から、これらの文書はその目的に照らして適切であると思われる。しかし、様々な管理手法の見直し周期に関しては、確認が必要である。
勧告	記載に関する勧告		評価基準(iii), (v)に基づいて記載する。	
	解決すべき課題		−	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a)現在も私有地となっている構成資産範囲の全ての範囲を取得する計画を進めること。 b)不適格なインフラ要素について、撤去もしくはそれらの影響を低減すること。 c)考古学的記録に関する情報及び構成資産から出土した遺物の目録(発掘及び登録手続きの記述、及び発掘報告)を拡張すること。 d)作業指針第 40 段落及び第 117 段落に則って、資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと。 e)本シリアル・プロパティを構成する全構成資産について、世界遺産に記載された資産、緩衝地帯、(特別)史跡として保護されている範囲、及び「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲を明示した、地図を提供すること。	
	レポート提出		−	
審議概要				
委員国からの発言はなく、イコモス勧告通り記載する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

23. アッ＝サルト：寛容と都市の歓待の場

基本情報			
決定番号	44 COM 8B 34	ID No.	689rev
資産名称（英）	As-Salt - The Place of Tolerance and Urban Hospitality		
推薦国	ヨルダン		
種別	建造物群		
タイプ	–		
資産面積	24.68 ha		
緩衝地帯面積	71.12 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		



© Linda Khoury / As-Salt Greater
Author: Linda Khoury

評価基準	締約国	ICOMOS
	(ii)(iii)	(ii)(iii)
	IUCN	決定
	–	(ii)(iii)

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 12 月 3 日-10 日（7 日間）Nabil Itani 氏（レバノン）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/9/29	2020/11/23	2021/1/25	2021/2/28
事実関係の訂正	有り（5 件）			

資産概要	
概要	アル・バルカ県の首都アッ＝サルトの街は、アンマンの北西約 30km のところにあるヨルダン西側バルカ高地にあり、3 つの丘陵の斜面及び谷地に形成された。この地域の重要な集落で、かつては東の砂漠と西を結ぶ著名な貿易地であった。オスマン帝国時代の最後の 60 年間、アッ＝サルト地域は、貿易、銀行業務、農業で財を築いたナブルス、シリア、レバノンの商人らによって栄えた。繁栄により、熟練した職人らが集まり、アッ＝サルトは、控えめな農村集落から独特の町並みと建築様式をもつ豊かな町に変貌した。
比較資産	ナブルス、ベイルート、エルサレム（エルサレムの旧市街とその城壁群、1981、(ii)、(iii)、(vi)）、モスタル（モスタル旧市街の古橋地区、ボスニアヘルツェゴビナ、2005、(vi)）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	–
	完全性		✓	都市開発により完全性は脆弱な状態にあるため、遺産影響評価の導入に優先事項として取り組むよう勧告する。
	真実性		✓	多くの変化が起こっており、開発により都市プランの特徴を明確に読み取ることができない場所もあるが、歴史的建造物及び都市の構造、材料、形、デザインの真実性は満足できる。
	評価基準	ii)交流	✓	1860年代から1920年代に、レバント地方の都市の間及び都市及び奥地の間で起こった価値観の交流を表す。オスマントルコ帝国南部における文化交流の最前線都市となり、社会的、経済的、文化的、物理的な変化と繁栄がもたらされた。都市のブルジョワ移民、オスマントルコ帝国の行政官、ヨーロッパのキリスト教宣教師により、田園地域の特徴と移民がもたらした都市の特徴が融合した。それが、アッ＝サルトの有形無形の属性に現れている。

		iii)物証	✓	19世紀から今日に至る特殊な社会的文化的境遇を伝える物証である。密な都市形態の特徴と共有された福祉という文化的伝統は相互に関係している。 イスラム教徒、キリスト教徒など様々な民族間の区別がないことは、レバント地域やこの時期オスマントルコ帝国の一部であったアラブ地域の都市にみられる特徴だが、アッ＝サルトでは他の都市よりもこの特徴が明確である。イスラム教徒とキリスト教徒で共有されている無形の伝統には、宗教上の祭事、食料・資源・母乳の共有、地域の聖人・預言者の崇拝、ビジネス・市行政上の役割などがある。引き続き調査を行うことを勧告する。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		インフラ整備、新規開発、人口（特に緩衝地帯）、歴史的都市中心部のジェントリフィケーション（無形の慣習・伝統の喪失）、地震リスク。資産範囲内の交通、移動、アクセスが課題。環境管理は世界遺産登録後問題となる可能性がある。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	－
	法的保護		✓	法的保護が適切だが、管理計画をしっかりと実施していく必要がある。無形の文化遺産に関する政策は不十分。
	保全状況		✓/≈	多くの重要な保全事業が既に完了。さらなる措置が進行中/計画中。
	管理体制		✓/≈	管理計画の実施に優先的に取り組み、遺産影響評価を導入すべき。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 (ii)及び (iii)に基づいて記載。	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 無形の属性について、イスラム教コミュニティーとキリスト教コミュニティーで共有されている伝統、マダファその他のコミュニティー内互助の仕組みを含め、記録作成をより深化させること。 b) 資産範囲及び緩衝地帯内の重要なビューについて、新たな開発計画の全てにおいて計画段階で適切に考慮することができるように、評価を行うこと。 c) 資産範囲及び緩衝地帯内の歴史的建造物その他の有形の属性について、物理的状態についての調査を完了すること。 d) 保全作業や支出の優先順位を設定するときなど、管理保全上の意思決定を行う上での判断基準となるしっかりとした資料となるように、歴史的建造物の実測図の作図を完成させること。 e) 優先事項として、保全管理計画の実施を進めること。 f) イコモスHIAガイダンス文書に則って、開発計画のアセスメントにおいてOUVを優先した遺産影響評価手続きを確立すること。また、その手続きを資産の法的保護レジーム及び管理システムに完全に統合すること。 g) 避難計画、キャパシティビルディングを含め、地震、洪水、火災リスクを管理するリスク管理システムのさらなる整備をすすめること。 h) 保全管理計画で無形文化遺産に関する新たな方針、戦略、活動を示すこと。 i) 優先事項として、資産の有形要素の維持管理及び修理に係る戦略について、実施計画を作成すること。 j) 建造物の維持管理、修理が確実に行われるよう民間所有者と協力を継続すること。 k) 実施スケジュール、優先事項を明確にしたインタープリテーション戦略の策定 l) 都市の視覚的特質及び、階段、公共スペースの制約を考慮して、移動、アクセス、交通に関する詳細な計画を策定すること。 m)この都市の文化的活動を維持し、歴史的都市の核心部分でジェントリフィケーションが発生しないようにするため、コミュニティー及び地域の関係機関と協力して、戦略、ツール、インセンティブを構築すること。 n) モニタリング体制について、無形の属性の指標を設定し、実施すること。 o) 今後、管理システム、計画、戦略、施策を策定する際には、歴史的都市景観に関するユネスコ勧告（2011年）のアプローチを適用すること。	
	レポート提出		－	
審議概要				
委員国からの発言はなく、イコモス勧告どおり記載する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

24. ニース、リヴィエラツーリズムの中心→「ニース、リヴィエラの冬季リゾート都市」

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.38		ID No.	1635
資産名称（英）	Nice, Winter Resort Town of the Riviera			
推薦国	フランス共和国			
種別	建造物群			
タイプ	–			
資産面積	533 ha			
緩衝地帯面積	4,232 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)(vi)	(ii)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)		



© Ville de Nice
Author: Service Photo

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 9 月 21 日－25 日（5 日間） Daniele Pini 氏（イタリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/28	2020/11/13	2020/12/17	2021/02/23
事実関係の訂正	有り（4 件）			

資産概要	
概要	ニースの街は、地中海に隣接しアルプスにも近い立地によって、冬のリゾート(villégiature d'hiver)の進化を伝えている。18 世紀半ばから、ニースの穏やかな気候と絵のように美しいセッティングを求めて、冬を過ごすためにこの地を訪れる英国人を中心とする貴族及び上流階級の家族が増加した。続く世紀には、冬季住民がますます増加し、社会的文化的多様性が高まっていった。これが原動力となって、古い中世の町の隣に新たな都市が段階的に拡大していった。冬季住民の多様な文化的影響と、この地の気候条件と風景を最大限に活用したいという願望が、これらの地域の都市計画及び建築を形作り、国際色豊かな冬季リゾートとしての名声に貢献した。
比較資産	バース市街（イギリス）、ビシー（フランス）、サン・モリッツ（スイス）、イエール（フランス）、アルジェ（アルジェリア）、ブライトン（イギリス）、マイアミ（アメリカ）、ナポリ、パレルモ（イタリア）、リオデジャネイロ（ブラジル）、アカプルコ（メキシコ）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ▫適切だが、改善できる ◯現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	冬のリゾート地としての歴史的重要性、主に19世紀の国際色豊かな地としての評判、冬季住民の多様な文化的バックグラウンドから来る影響の多様性が、建築、及びある程度都市構造に、物理的に反映されている。同様の文化的現象の影響を受けた都市と比べても、その程度が高い。
	完全性		X	資産範囲を変更すれば完全性の条件を満たす可能性がある。
	真実性		✓	–
	評価基準	ii)交流	✓	イギリス、イタリア、フランス、ロシア等の文化的影響により、特に19世紀における冬のリゾートとしての国際色豊かな特徴を示す多様な建築様式、デザイン、建築装飾が生まれた。
		iv)類型	X	都市の類型や建築物の類型という観点では、フランスのコートダジュール

				などの都市や、同時期に観光の影響を受けた他の場所においてもみられるものであり、ニースで新たな類型が生まれたわけではない。
		vi)関連	X	ニースで冬季を過ごした人たちは、よりアクセスしやすかったイエールをはじめに好んで利用していた。また、19世紀半ばからは、カンヌなどの都市が同様の役割をもつ都市として成長し、同様の来訪者、住民が集まった。
保全管理状況 ✓**良い** ≈**適切だが、改善できる** ○**現時点で証明されていない** X**不適切**	**主要な脅威**		開発圧（特に土地不動産取引）、観光、環境圧	
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	必要な属性を全て包含するように資産範囲を修正する必要がある。
	法的保護		○	文化財（Site Patrimonial Remarquable）指定が完了すれば、法的保護は適切となる。
	保全状況		✓	建築物のインテリアは、本資産の重要な属性であることから、よりしっかりしたインベントリーを作成すべき。また、所有者に対してその重要性に関する普及啓発を行ったり、維持管理の際にどのようにして保全を行うべきかについてのガイドラインを示したりするなどよりしっかりとした保護措置を整備すべき。
	管理体制		≈	文化財指定により、建築許可の手続き及び承認を行うための追加的人員、予算が必要となるものの、具体的にどの機関に何人の職員が配置されるのか、どのような専門技術が求められるのかについて不明。
勧告	**記載に関する勧告**		情報照会	
	解決すべき課題		・1760 年から 1930 年代にかけての歴史的時代を反映するように資産範囲の境界をさらに修正すること。また、特に建築の発展に関わる影響の交流を伝える属性を地図上に図示すること。 ・資産範囲の適切な法的保護を担保するため、「注目すべき遺産地」の指定を完了し、公式に承認すること。	
	追加勧告		・以下について検討するよう要請する。 a) 現在進められている建築遺産(built heritage)のインベントリー作成を完成させること。 b) 建造物の内部について記録し、特に現在的生活やホスピタリティの水準を保つための改築に関連して、保護のための措置を整備すること。 c) 長期的に負の累積影響を与え得る属性の変化を遅らせるよう、モニタリング指標の強化を行うこと。 d) 推薦資産、緩衝地帯、より広いセッティングの管理に責任をもつ様々な関係者の間での協調を図る仕組みを整備すること。 e) 管理計画の中間レビューを行い、資産範囲及び緩衝地帯の保護管理を効果的に導くことができているかどうかについて評価を行うこと。 資産名称を「ニース、リヴィエラの冬季リゾート都市」（“Nice, Winter Resort Town of the Riviera”）に変更すること。	
	レポート提出		−	

審議概要

エチオピアから、イコモスも認めている評価基準(ii)に基づいて記載する修正案が提出され、エジプト、ウガンダ、タイ、ブラジル、キルギス、オマーン、中国、バーレーン、ロシア、グアテマラ、ハンガリー、南アフリカ、ナイジェリア、マリ、ボスニアヘルツェゴビナ、オーストラリアがこれを支持し、記載する決定が採択された。

記載に際して、イコモスが追加勧告として挙げていた内容について検討する勧告、資産範囲を修正し 2021 年 12 月 1 日までに提出するよう求める要請、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況について報告を求める要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

25. シュパイアー、ヴォルムス、マインツのシュムサイト

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.39		ID No.	1636
資産名称（英）	ShUM Sites of Speyer, Worms and Mainz			
推薦国	ドイツ連邦共和国			
種別	建造物群(1)、遺跡（3）			
タイプ	–			
資産面積	5.56 ha			
緩衝地帯面積	16.43 ha			
構成資産数	4			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iii)(vi)	(ii)(iii)(vi)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iii)(vi)		



© Generaldirektion Kulturelles Erbe Rheinland-Pfalz
Author: Ernst, Jürgen

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 9 月 15 日－18 日（4 日間） Petr Justa 氏（チェコ）			

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/22	2020/11/13	2020/12/17	2021/02/25
事実関係の訂正	有り（13 件）			

資産概要	
概要	ライン川上流域のシュパイアー、ヴォルムス、マインツの旧帝国大聖堂都市に遺る ShUM サイトは、シナゴーグ、女性のシュル、イェシバの考古遺構、中庭、地下ミクベを遺すシュパイアー・ユダヤ人裁判所のほか、戦後に再建されたシナゴーグ及び女性のシュル、コミュニティホール(ラシハウス)、12 世紀のミクベが遺るヴォルムス・シナゴーグを含む。構成資産には、ヴォルムスのユダヤ人墓地とマインツのユダヤ人墓地が含まれている。 全体として、シュムサイトは、特徴的なアシュケナジック・ユダヤ人の慣習の出現と、特に 11 世紀から 14 世紀の間における、これら 3 都市の ShUM コミュニティーの発展と居住パターンを伝えている。
比較資産	宗教的及び文化的伝統の融合、異なる民族的又は文化的グループの共存、複数の宗教的伝統にとって重要な出来事又は信念との関係、宗教的グループの地位の少数派から多数派への変更、外部の課題に直面した場合の回復力の表明等の観点で、全体で190の資産と比較（内世界遺産一覧表記載資産108件、暫定一覧表記載資産30件、その他）。

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	–
	完全性	✓	構成資産で完全性の程度に差があるものの、十分な完全性が認められる。開発圧は現状コントロールされているが、将来の開発、特に墓地の整備については注意が必要。
	真実性	✓	ラシハウスは、1970 年代から 1980 年代にかけて 19 世紀のコミュニティホールを解体した跡に建設されたものであることから、コミュニティホールの中世の構造を遺す部分のみが有形の属性として認められる。一方でラシハルスにはユダヤ博物館が入っていることから、価値を伝える博物館としての機能を有する。

	評価基準	ii)交流	✓	シナゴーグ、女性のシュル、ミクベは、後の建築及び墓地(立地及びレイアウト)の原型。
		iii)物証	✓	アシュケナジックの文化的伝統及び重要な儀礼的機能、コミュニティーの機能について、それらの形成を物理的に伝えている。 ただし、ユダヤ人コミュニティーが都市開発に与えた影響については適切な証拠がない。
		vi)関連	✓	アシュケナジック・ユダヤ教のゆりかごとしての重要性や、今日まで使われ続けている宗教的文献との有形の関連についての主張について、追加情報によってより強い説明が示された。一方、ユダヤ教とキリスト教が出会った長い歴史を反映するという点については、他の場所にもあてはまるため、本資産が傑出しているとは言えない。
保全管理状況 **✓良い** **≈適切だが、改善できる** **〇現時点で証明されていない** **X不適切**	**主要な脅威**		都市開発（特に墓地は高度に開発が進んだ場所にあるため要注意） • 集中豪雨（特にミクベについて） • 風化等（凍結-解凍の繰り返し、塩の析出） • 気候変動による極端な気象現象等 • 微生物の感染、植物の生長（特に墓地について） • 意図的破壊、反ユダヤ主義	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	必要な全ての要素が資産範囲内に含まれ、重層的に保護されている。緩衝地帯の外での開発、特に墓地周辺での開発に特に注意が必要。
	法的保護		✓/≈	州の文化遺産法令により構成資産が保護されている。加えて、都市計画及び建築に関する連邦法にも、国レベルの重要性を有する文化遺産の保護に関する規定がある。
	保全状況		✓	全体的に保全状況は良い。ただし、ミクベの直近周辺部において表流水を効率良く排水する必要がある。
	管理体制		✓	連邦政府、州、市町村、所有者、利害団体による多層的な管理体制が構築されており、さらに、観光などの個別の事項について扱うワーキンググループの設置が進められている。管理計画も適切。
勧告	**記載に関する勧告**		評価基準 (ii)、(iii)、(vi)に基づいて記載。	
	解決すべき課題		−	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 改定された地域建築計画を承認し、実施すること。 b) 構成資産、特に墓地のセッティングにおける潜在的開発をモニタリングすること。 c) 個々の構成資産において一貫した資産全体の展示を行うため、ShUMサイトの合同インタープリテーション戦略を完成させること。なお、ヴォルムス・シナゴーグで行われた再建について、展示計画に含めること。 d) ヴォルムスのユダヤ人墓地の緩衝地帯のすぐ外に建設されているホテルについて、潜在的な視覚的影響に対する影響緩和措置を採択することを検討すること。 e) 管理計画の実効性を評価する指標を策定すること。	
	レポート提出		−	
審議概要				
委員国からの発言はなく、イコモス勧告どおり記載する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

26. ローマ帝国の国境線：低地ゲルマニアのリメス

基本情報			
決定番号	44 COM 8B.40	ID No.	1631
資産名称（英）	Frontiers of the Roman Empire – The Lower German Limes		
推薦国	オランダ王国、ドイツ連邦共和国		
種別	遺跡		
タイプ	国境を超える資産		
資産面積	756.10 ha		
緩衝地帯面積	3760.96 ha		
構成資産数	106		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		



© Gemeente Leiden (NL)
Author: Buro JP

評価基準	締約国	ICOMOS
	(ii)(iii)(iv)	(ii)(iii)(iv)
	IUCN	**決定**
	–	(ii)(iii)(iv)

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 9 月 14 日－26 日（13 日間） Adrian Olivier 氏(英国)		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/28	2020/11/10	2020/12/17	2021/02/25
事実関係の訂正	有り（2 件）			

資産概要	
概要	ドイツのレニッシュ・マッシフからオランダの北海沿岸までの約 400km にわたるこの国境を越えたシリアル・ノミネーションは、ローマ帝国の国境の一区間をなした低地ゲルマニアのライムを表す 106 の構成資産からある。ローマ帝国は、最も領域を広げた紀元 2 世紀には、ヨーロッパ、近東、北アフリカの延長 7,500km に渡っていた。 推薦資産は、紀元 1 世紀から 5 世紀かけて、低地ドイツの端部をなした軍事および民間のサイト及びインフラからなる。考古遺跡には、軍事基地、要塞、砦、塔、仮設キャンプ、道路、港、艦隊基地、運河、水道橋、民間集落、町、墓地、聖域、円形劇場、宮殿が含まれる。ダイナミックな低地河川環境は、ローマ帝国の軍事技術者にとって新たな課題となった。そのため、これら考古遺跡のほとんどすべてが、今日、地下に埋蔵されたまま遺っている。十分水に浸った状態で遺ったおかげで、ローマ帝国時代の構造部材や有機物の両方が良く遺っている。
比較資産	ドナウ河のリメス（西側区間)、ローマ帝国のダチア州(ルーマニア)、ローマ帝国の国境線 (英国、ドイツ) ＊別途締約国 10 か国とイコモスが参加して策定された「ローマ帝国の境界線：テーマ別研究と世界遺産の推薦戦略提案（ウィーン/ナイメーヘン/ミュンヘン、2017 年)」が参照されている。

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	一貫した方法で構成遺産が選定されている。
	完全性		≈	境界線について軽微な修正を勧告するが、その他は適切。
	真実性		✓	–
	評価基準	ii)交流	✓	ローマ帝国国境部の文化間交流が豊かな考古学的記録によって明確。
		iii)物証	✓	低地河川環境に適応した独特なローマ帝国の国境の姿を伝えている。
		iv)類型	✓	ローマ帝国が造った国境線として最も古く、戦略、軍事、商業、水管理に

			関する能力の高さを伝えている。考古遺跡、遺構、保存状態の良い有機物が遺り、防衛のための建築の発展など人類史のこの段階について伝える。
保全管理状況 ✓**良い** ≈**適切だが、改善できる** 〇**現時点で証明されていない** X**不適切**	**主要な脅威**	農業、林業、都市開発（インフラ整備を含む）、洪水、気候変動	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	構成資産のほとんどが地下にあるため、一部の構成資産に「垂直緩衝地帯」が設定されている（地上部に世界遺産の一部ではない再建、視覚的表示が行われている）。
	法的保護	✓	オリジナルの河岸環境が遺る場所はセッティングの保護が重要。
	保全状況	≈	有機物の状態をしっかりモニタリングすることが求められる。
	管理体制	≈	地下水面の変化について全ての遺産影響評価で検討するべき。
勧告	**記載に関する勧告**	評価基準 (ii)、(iii)、(iv)に基づいて記載。	
	解決すべき課題	−	
	追加勧告	以下について検討するよう要請する。 a) 全ての構成資産の法的指定手続きを完了すること。 b) 合意された資産範囲及び緩衝地帯の軽微な境界線の変更について、必要な法指定の変更及び市町村の規定に係る手続きも含めて、スケジュールを示すこと。 c) さらに管理計画の策定を進め、 ・関係両国で共通のフォーマットを使用すること。 ・各構成資産の管理計画を策定するためのスケジュールを明示すること。 ・農業的土地利用が行われる可能性がある場所にある構成資産（24 Kalkar-Bornsches Feldなど）について、資産範囲（及び緩衝地帯）に対する農業の影響を低減するための積極的な措置を策定すること。 ・考古遺構が遺存している範囲について基準となるデータを作成するため、都市域に存在する全ての構成資産について詳細な調査を行うこと。 d) ラインライント-プファルツ考古遺跡局と林業庁の間で、森林内にある全ての構成資産を管理するための上位計画及び方法を含んだ正式な合意を締結すること。 e) 管理システムの一部として、共同で持続可能な観光戦略を策定すること。 f) 個々の構成資産について一貫したベースライン情報を整備し、出土物について記録、保存措置に係る情報（保管場所を含む）を統括するベースを整備すること。 g) 河川回廊景観の特質（ローマ帝国時代及びローマ帝国時代以降の変化を含む）及びより広いセッティングを対象にした既知の集落の分布についての調査。 h) ライン川下流域の歴史的人々に光をあてる調査の継続及びインタープリテーションを継続し、これらの人々とローマ文化との交流について解説すること。 i) 関係国の戦略及びパートナーシップの枠組みを示した、低地リメス全体の調査戦略（2021年－2024年）を策定すること。 j) 水に浸った考古遺物を含む全ての構成資産について水位及び水質のモニタリングを実施し、全ての有機遺物の保全状況を期的にモニタリングすること。 k)インタープリテーションの詳細な枠組みのさらなる作成を優先的に実施すること ・直線的な配置及び立地環境、個々の場所の相互関係について解説すること。 ・インタープリテーション及びプレゼンテーションの枠組みに照らして、(36) Dormagenに関する計画を見直すこと。 ・自然保護に関心をもつ若い世代の関与を含め、自然保護地域及び景観保護地域にある構成資産のインタープリテーションの可能性について検討すること l) イコモスHIAガイダンス文書に則って、ドイツ国内の構成資産について遺産影響評価(HIA)手続きを整備すること。 m) (2) Valkenburg-De Woerdの構成資産に関して、計画されているビジネスパーク整備について完全な遺産影響評価を実施すること。 n) 世界遺産リストに記載されているローマ帝国の国境線及び将来記載される可能性がある国境線と国境を越えて協力する仕組みを通じて、再建及び見える化についての政策的枠組み及びガイダンスを策定するための手続きを確立すること。	
	レポート提出	−	
審議概要			
委員国からの発言はなく、イコモス勧告通り記載する決定が採択された。			

2. 新規推薦案件個票

27. ボローニャのポルチコ

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.41		ID No.	1650
資産名称（英）	The Porticoes of Bologna			
推薦国	イタリア共和国			
種別	建造物群			
タイプ	–			
資産面積	7.67ha			
緩衝地帯面積	1123.81ha			
構成資産数	12			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)	–		
	IUCN	決定		
	–	(iv)		



© Giorgio Bianchi - Comune di Bologna
Author: Giorgio Bianchi

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 9 月 23 日－25 日（3 日間） Olivier Poisson 氏（フランス）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/28	2020/11/13	2020/12/17	2021/02/17
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	本推薦資産は、ボローニャ市内に位置するポルチコ及びその周りの建設のアンサンブルを構成する 12 箇所の構成資産からなる。これらポルチコ群は、ボローニャ市内にある総延長 62km のポルティコの中で最も代表的であると考えられている。選択されたポルチコ群は、様々な形式、都市機能、社会的機能、時系列段階を反映している。公共用途の私有財産と定義されるポルチコはボローニャの都市としてのアイデンティティを表す存在となっている。
比較資産	世界遺産一覧表に記載されているイタリア国内の歴史的中心と都市地域（フィレンツェ、ヴェネツィア、ローマ、ナポリ、トリノ）、ヨーロッパ内の歴史的中心と都市地域（ベルン（スイス）、リューベック（ドイツ）、プラハとテルチ（チェコ）、ウィーン（オーストリア））、古都ハバナ（キューバ）、プエブラ（メキシコ）、ブラジリア（ブラジル）と、暫定一覧表記載資産のパドヴァとパヴィア（イタリア）、ブリュッセル（ベルギー）、リスボン（ポルトガル）、シビウ（ルーマニア）、イサマル（メキシコ）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		○	特に比較的新しいポルチコについて構成資産選定の考え方に問題がある。
	完全性		○	現時点では完全性の条件は満たされていない。
	真実性		≈	セッティングについて課題がある。これまでの改変だけでなく 2020 年に予定されている開発事業によりさらなる改変を受ける可能性がある。
	評価基準	ii)交流	○	ポルチコの影響について書かれた論文は、ボローニャのポルチコ全体についての論文であり、本資産の構成資産として選定されたポルチコに限ったものではない。また、これらの論文の主張を採用するとしても、論文が書かれた当時に存在していたポルチコのみに該当すると考えられるが、本資産の構成資産は20世紀につくられたものも含まれる。

		iv)類型	○	ポルチコが建物の一要素から、都市の一部としての機能を持った歩道という異なる類型をなすように至るまでに進化したことについて説明が足りない。さらに、本基準を適応するには人類史の重要な段階を示す傑出した見本である必要がある。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発圧（特に交通量の多さによる汚染）、落書き、潜在的な自然災害	
	資産／緩衝地帯の範囲		○	緩衝地帯は、推薦資産を保護するもう一つの網（レイヤー）としての役割に基づいて設定されているが、推薦資産に対して「一貫した文脈（コンテキスト）」を与えるという緩衝地帯の機能については十分ではない（構成資産の選定に問題がある）。
	法的保護		○	12 件の構成資産のうち、国レベルの指定を受けているのは 2 件にとどまるため、現在の法的保護は不適切。全ての構成資産に国内最高レベルの保護を適用するべき。
	保全状況		≈	全体的な保全状況は良い。個々の構成資産の状況によって、交通による影響や落書きによる被害をうけているものもある。
	管理体制		≈	推薦資産の範囲にあわせて管理計画の対象範囲を拡大し、タイムフレームを明確にすべき。その際、作業指針第 111 段落で求められているように、計画、実施、モニタリング、評価、フィードバックのサイクルを採用すべき。
勧告	記載に関する勧告		記載延期	
	解決すべき課題		• 1288 年の市条例が中世都市における公共空間と民有地の関係に与えた影響について調査し、記録を作成し、説明すること。 •ポルチコがひとつの建築物から都市的機能をもった屋根付き歩道になった進化について、類型としての観点から、さらに調査し、記録を作成すること。 • 価値証明の焦点を、ポルチコのカタログから、ポルチコの都市に変更すること。 • 個々の要素だけでなく、システムとしての相互関係を反映できる資産範囲境界線に変更すること。 • 推薦資産を構成する全ての構成資産を最高レベルの保護で担保すること。 • 推薦内容の焦点を踏まえて、管理及びモニタリング体制を修正、強化すること。 なお、改めて現地調査を実施する必要がある。	
	追加勧告		−	
	レポート提出		−	

審議概要

ブラジルから、評価基準(ii)(iv)に基づいて記載する修正案が提出され、エチオピア、エジプト、オマーン、マリ、ハンガリー、タイ、ボスニアヘルツェゴビナがこれを支持した。ノルウェーが、記載延期が適切だと主張し、評価基準についても(ii)については証明できていないと発言したのを受けて、ブラジルが評価基準(iv)のみに基づいた記載とすることを受け入れるとし、評価基準(iv)に基づいて記載する決定が採択された。

記載に際して、イコモスが解決すべき課題とした内容に対応するよう求める要請、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告するよう求める要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

28. アリカ・イ・パリナコータ州のチンチョーロ文化の集落と人工的なミイラ

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 48		ID No.	1634
資産名称（英）	Settlement and Artificial Mummification of the Chinchorro Culture in the Arica and Parinacota Region			
推薦国	チリ共和国			
種別	遺跡			
タイプ	考古遺跡（先史時代）			
資産面積	364.05ha			
緩衝地帯面積	672.31ha			
構成資産数	3			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(iii)(v)	(iii)		
	IUCN	決定		
	–	(iii)(v)		



© Regional Program for Protection of the Chinchorro Sites.
Author: Carlos Chow

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 12 月 11－21 日（10 日間）Diego Sberna 氏(アルゼンチン)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/9/24	2020/11/13	2021/1/29	2021/2/28
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	チリ最北端の乾燥した非友好的な環境のアタカマ砂漠には、約 7,400 BP から 2,840 BP まで(紀元前 5,450 年から紀元前 890 年まで)、北部海岸域に海洋狩猟採集社会のチンチョーロ人が住んでいた。彼らは、近くの豊かな海洋資源を利用して、険しい沿岸コルディレラの沿岸砂漠地帯の極限的環境条件に適応した。チンチョーロ文化に関連する考古遺跡は、人の手によってミイラ化された最古の人体で最もよく知られている。 推薦されたシリアル・プロパティを構成する 3 つの構成資産は、アタカマ砂漠の海岸線沿いにあり、その自然及び文化の物証は、約 4000 年間にわたるチンチョーロ人の生活と繁栄を伝えている。構成資産であるファルデオ・ノルテ・デル・モロ・デ・アリカ、コロン 10(都市的セッティング)、デセンボカドゥーラ・デ・カマロネス(田舎的セッティング)は、集落跡、墓地跡、密度の高い貝塚からなる。これら漁労活動及び陸地占有の物証は、この社会が、沿岸地域に生まれてから消失するまでの、技術的および精神的複雑さを伝えている。 このコントラストの強い環境で、チンチョーロ人は繁栄し、複雑な社会構造を発展させた。中でも、チンチョーロの文化的遺構及びミイラ化技術は特に興味深く科学的に重要である。長期にわたり行われた彼らの葬儀技術は、人為的なミイラを作り出し、そのことは、おそらく彼らの社会において死者が根本的な役割を果たしていたことを伝えている。
比較資産	アルタのロック・アート（ノルウェー、1985、(iii)）、古代エジプトのミイラ技術、聖地カラル - スーペ（ペルー、2009、(ii)、(iii)、(iv)), サンバキス（ブラジルの貝塚）、テル-アスワドの新石器時代の葬送伝統遺跡群（シリア）、ポヴァティ・ポイントの記念碑的土構造物群(アメリカ、2014、(iii))、北海道・北東北の縄文遺跡群（日本、(iii)、(v)に基づいて本委員会で審査予定）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い	比較分析	✓	–
	完全性	○	完全性の評価を行うためには、考古遺跡の範囲、分布、相互関係、遺構

≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切			の状況等の情報が不足している。
	真実性	✓	発掘されたミイラを現地で展示しているところ、ミイラ及び遺物を資産範囲内から別の場所に移動しているところがあるが、発掘後の視覚的展示、保全、真実性のバランスをとる必要性から、これらの事例は真実性において満足できるものであると考える。
	評価基準 iii)物証	✓	ミイラが発見された墓地を通じてチンチョーロ文化の複雑な精神性を伝えている。また、人工的なミイラの事例として最も古いものであり世界的な重要性を有する。
	評価基準 v) 土地利用	○	海で活動した狩猟採集民と世界で最も乾燥した環境のひとつとの相互作用の事例として、本基準を満たす可能性があるが、構成資産が具体的にこの側面をどのように表しているのかが示されていない。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威	開発圧、違法占拠、区間的断片化、意図的破壊行為、ごみの投棄、来訪、野生動物等	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	資産範囲及び緩衝地帯の修正が必要。
	法的保護	≈	法的保護は概ね適切だが、考古学的な潜在的可能性を有する場所の保護について確認が必要。また、新しい遺産法もしくは更新内容について情報が必要。
	保全状況	○	一般的な維持管理、考古遺跡の特定と救済に関する保全措置をできるだけ早急に実施するべき。検討が進められているモニタリングの仕組みについて、OUV を支える属性及び特定された脅威に対応した指標を設定し、実施に移す必要がある。
	管理体制	≈	法的保護及び管理に必要な整備は整っているが、実際の運用が重要。
勧告	記載に関する勧告	記載延期	
	解決すべき課題	・アリカ市の新しい規制計画が、都市域で発見される可能性のある考古遺構を保護するかどうか、資産範囲内及び緩衝地帯内で認められる土地利用が OUV に合致するのかどうか要確認。 ・デセンボカドゥーラ・デ・カマロネス：違法居住地を緩衝地帯の外に移すことに関する合意及びスケジュールを完成させること。資産範囲を拡大すること。緩衝地帯を拡大し資産範囲と養鶏場との間に緩衝地帯がない問題を解消すること。 ・ファルデオ・ノルテ・デル・モロ・デ・アリカ：資産範囲を拡大すること。	
	追加勧告	以下について検討するよう要請する。 a) 来訪者の安全を守り推薦資産を保護するフェンス等基本的設備の整備。 b)デセンボカドゥーラ・デ・カマロネスの資産範囲・緩衝地帯での係争の解決 c) 既存の考古学的情報について、体系的な記録の作成を進めること。 d) 計画されているモニタリングシステムを完成させ、運用すること（ミイラ、出土物など博物館で保存されているものを含む）。また、OUVの属性や脅威に関連した指標を特定すること。 e) できるだけ早い段階で、一般的な維持管理と地表に露出し保護されていない考古遺構の特定及び保護に焦点をあてて、保全措置を実施すること。 f) 人体の発掘、キュレーション、展示に関する倫理的課題を整理すること。 g) 作業指針第40段落及び第117段落に則って、資産の保護及び管理に現時点で参加していない利害関係者を含めることについて、オープンマインドな姿勢を維持することにより、良いガバナンスの原則に従うこと。 h) 遺産影響評価(HIA)の手続きを整備すること。 i) カマロネス川流域にある養鶏場の影響を評価し、影響の緩和を図ること。	
	レポート提出	−	

審議概要

ブラジル、グアテマラから評価基準(iii)(v)に基づいて記載する修正案が提出され、スペイン、エジプト、ハンガリー、中国、タイ、エチオピア、ロシア、オマーン、サウジアラビアがこれを支持した。ノルウェーが情報照会を支持するがコンセンサスを妨げないとの立場を表明し、評価基準(iii)(v)に基づいて記載する決定が採択された。

記載に際して、イコモスが追加勧告として挙げた項目に加え、アリカ市の新しい規制計画、文化遺産法令の改定、デセンボカドゥーラ・デ・カマロネスの違法集落移転、デセンボカドゥーラ・デ・カマロネスの資産範囲・緩衝地帯範囲についての最新状況の提出を求める勧告が付された（2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告）。

2. 新規推薦案件個票

29. フランシスコ会のトラスカラの聖母被昇天の修道院と大聖堂群（『ポポカテペトル山腹の 16 世紀初頭の修道院群』（1994 年登録、評価基準 (ii)(iv)）の拡張）

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 49		ID No.	702bis
資産名称（英）	Franciscan Ensemble of the Monastery and Cathedral of Our Lady of the Assumption of Tlaxcala [extension of “Earliest 16th-Century Monasteries on the Slopes of Popocatepetl”, inscribed in 1994, criteria (ii)(iv)]			
推薦国	メキシコ合衆国			
種別	記念物群			
タイプ	教会			
資産面積	24.38ha			
緩衝地帯面積	32.96ha			
構成資産数	15			
イコモス勧告	拡張承認			
決定	拡張承認			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)	(ii)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iv)		



© J.GUADALUPE PEREZ
Author:J.GUADALUPE PEREZ

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 12 月 13－17 日（4 日間）Juan Luis Isaza 氏（コロンビア）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/9/25	2020/11/12	2021/1/25	2021/2/26
事実関係の訂正	有り（4 件）			

資産概要	
概要	フランシスコ会被昇天聖母の修道院及び大聖堂は、1524 年にメキシコ北部の伝道及び植民地化のためにフランシスコ会が到着した後、最初に開始された建設活動の一部であった。 これは、フランシスコ会、ドミニコ会、聖アウグスチノ会の修道士によって設立された最初の 5 つの修道院のうちの 1 つであり、現在ものこっている 3 つのうちの 1 つである。他の 2 つはすでに世界遺産に含まれている。このように、大規模な会衆を受け入れるため、広いアトリア、オープンチャペル、ポサチャペルなど新しい空間を創出するなど、地域の要素および知識を取り込んだ、新しい文化的文脈に対応する建築モデル及び空間ソリューションの見本である。加えて、独立した塔とアルファリエと呼ばれる木製のムデハル様式天井という 2 つの特徴を持っている。 アクロポリス上に立地しているため、様々な修道院のスペースが独特な配置となっているが、それにより、周辺域に発展した都市部から修道院及び第制度を見ることができる。修道院は今でも宗教的顕示と礼拝の場として機能している。
比較資産	ラテンアメリカ地域の16世紀の修道院等

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明	比較分析	✓	–
	完全性	✓/≈	完全性の条件は満たしているが、脆弱な状態であり、資産範囲及び緩衝地帯範囲を軽微な境界線の変更で修正すべき。
	真実性	✓/≈	真実性の条件は満たしているが、脆弱な状態であり、資産範囲及び緩衝地帯範囲を軽微な境界線の変更で修正すべき。

されていない X不適切	評価基準	ii）交流	✓	最初に建設された5つの修道院のひとつであり、現在も遺る３つの修道院のひとつであり、シリアル・プロパティ全体が伝える新しい建築モデルの発展とその影響に対して関連が深い。
		iv) 類型	✓	この拡張は、関係する修道院で発展した建築モデルの理解を深めることに貢献する。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		自然災害（地震、豪雨、地滑り）、開発圧、湿気、微生物（及びガなどの害虫）	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	資産範囲及び緩衝地帯の範囲をさらに修正する必要がある。	
	法的保護	✓	－	
	保全状況	✓	適切な保全措置がある。	
	管理体制	✓/≈	適切だが、効率性を改善する余地がある。 資産全体を対象とした管理の枠組み構築に向けて務め、リスク管理計画、モニタリング体制、インタープリテーション戦略、観光戦略を作成すべき。	
勧告	記載に関する勧告		拡張承認	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 拡大を承認してから2年間以内に、以下に含む構成資産及び緩衝地帯の境界線変更を含む軽微な境界線の変更申請を行うこと。 ・旧アトリウムの範囲及び少なくとも果樹園を含むように、構成資産の境界線を修正すること。 ・必要であれば、構成資産範囲の修正にあわせて緩衝地帯境界線の修正を行うこと。また、歴史的都市中心部の景観における修道院の役割を維持するために緩衝地帯境界線の修正を行うこと。 b) 修道院内から周辺の景色(viewshed)、周辺から修道院を見た時の景色(viewshed)を守るための都市計画規制の強化。 c) 電気システムの交換をできるだけ早く完了し、効果的な防火システムを整備すること。 d) 管理に関わっている様々な関係者の間で協働を推進するため、ガバナンスを強化すること。 e) 資産全体についての管理の枠組みを構築するための努力を継続すること（共通リスク管理計画、モニタリングシステム、インタープリテーション・コミュニケーション・観光戦略を含む）。また、その実施を調整するための専門組織を設置すること。	
	レポート提出		－	
審議概要				
委員国からの発言はなく、イコモスの勧告どおり拡張する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

30. グダニスク造船所：「連帯」の誕生地と欧州の鉄のカーテン衰亡のシンボル

基本情報				
決定番号	44 COM 8B 43		ID No.	1629
資産名称（英）	Gdańsk Shipyard – the birthplace of “Solidarity” and the symbol of the Fall of the Iron Curtain in Europe			
推薦国	ポーランド共和国			
種別	遺跡			
タイプ	近代遺産			
資産面積	52.94ha			
緩衝地帯面積	135.37ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	不記載			
決定	審議の無期限延期			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(iv)(vi)	–		
	IUCN	決定		
	–	–		



© National Heritage Board of Poland
Author: Michał Czacharowski

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2021 年 10-12 日（2 日間）Jörg Haspel 氏(ドイツ)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	–	–	2021/1/29	2021/2/26
事実関係の訂正	有り（59 件）			

資産概要	
概要	バルト海に近い同名の都市に位置するグダニスク造船所には、旧グダニスク・レーニン造船所の一部が遺っている。第二次世界大戦後に、歴史的な帝国造船所とシチャウ造船所を合併して作られ、共産主義時代に再計画された。また、推薦範囲は、独立した自治労働組合「連帯」の 1980 年の誕生に関連しており、そのメンバーによる反共産主義運動の場でもあった。旧造船所の周囲には、1970 年 12 月の「倒れた造船所労働者」記念碑がある連帯広場などがある。20 年をかけて、この抗議運動がポーランド国内の政治的変化につながり、さらに、鉄のカーテン及び旧東ブロック共産主義国の崩壊に貢献したと考えられている。
比較資産	人類の歴史における重要な段階を示す技術的・建築的アンサンブルの重要性、権威主義体制からの解放のための闘争という観点から比較（個別資産の記述なし）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	X	グダニスク造船所が、鉄のカーテンの崩壊、冷戦の終焉、欧州統一を示す共産主義的な都市計画の傑出した事例であることを証明する比較分析とはなっていない。
	完全性	X	残されている建物、施設の中には使用されず、基本的な維持管理がなされないままのものや、30 年間放置されて失われてしまったものもある。当初の機能（造船）は大部分が失われている。推薦範囲の一部及び周辺では新しい都市開発が予定されている。
	真実性	X	推薦国が主張する価値を物理的に反映しているかという観点から、真実性の要件は満たされていない。加えて、計画されている開発事業は相当程度の負の影響を及ぼす可能性がある。

	評価基準	iv) 類型	X	グダニスク造船所は、共産主義的な計画に基づく大規模産業施設として「連帯」の世界的な影響を示す傑出した事例であるとする主張を証明できていない。また、推薦資産と鉄のカーテンの崩壊、冷戦の終焉、欧州統一との直接的物理的な関連を証明できていない。 加えて、最近の出来事や最近の歴史に対する最近の出来事の影響を評価することは難しい。現在、「連帯」の運動の影響については様々な見方があり、鉄のカーテンの崩壊に他の出来事も貢献したのかどうか、冷戦やその影響が終わったと言えるのかどうかについても様々な見方がある。 推薦国の主張は、世界レベルでは立場を分断するものと見なされる可能性がある出来事やその原因に関わっており、歴史上の解釈や評価がまだ定まっていないことから、根本的な問題を孕んでいる。
		vi)関連		
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		推薦範囲及び緩衝地帯を再開発する民間計画	
	資産／緩衝地帯の範囲		〇	大規模開発による脅威にさらされている。また、資産範囲及び緩衝地帯設定の根拠が不明確。
	法的保護		≈	推薦資産及びそれを構成する建物及び工作物に対する法的保護を行う前に、資産範囲内及び緩衝地帯内での大規模開発に許可が与えられており、その一部は完了している。これから実施される大規模開発により有形無形の側面に負の影響が及ぶことは避けられない。
	保全状況		≈	政府が所有し一般に公開されている一部の建物を除いて、維持管理の欠如、機能の喪失による保全状況が損なわれている。体系的なモニタリングの仕組みが必要。
	管理体制		X	管理調整機関が未整備。管理計画は最終案の段階だが、未採択で、内容も満足できる水準に達していない。 資産範囲及び緩衝地帯における民有資産の割合が高く行政と土地所有者の間での対話が必要であり、効果的な保全保護について保証されていない。
勧告	記載に関する勧告		不記載 「文化遺産又は自然遺産を構成する物件が前条の 2 及び 4 に規定する一覧表のいずれにも記載されなかったという事実は、いかなる場合においても、これらの一覧表に記載されることによって生ずる効果は別として、それ以外の点について顕著な普遍的価値を有しないという意味に解してはならない」とする世界遺産条約第 12 条を想起しつつ不記載とする。	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		－	
	レポート提出		－	

審議概要

ロシアが、冒頭発言し、政治的な推薦であるとしてイコモス勧告通り、不記載を支持することを発言した。

ハンガリーは記載延期とする修正案を提出し、ウガンダ、サウジアラビア、ブラジル、オマーン、ボスニアヘルツェゴビナがこれを支持した（オマーンは各国の発言のあと記載延期支持を取り下げた）。

ノルウェーは、この案件が推薦されるのは今回で 3 回目となるが全て類似した結論であったことを指摘しつつ、不記載を支持し、中国、グアテマラ、オーストラリア、エチオピア、キルギスも不記載を支持した。

コンセンサスに至らないなか、中国が一旦を中断することを提案し、ロシア、エチオピアがこれを支持した。

直後にハンガリーが、審議を中断せず、記載延期とする修正案について無記名投票を提案し、ウガンダが無記名投票に賛成したため、WHC 所長が無記名投票を翌日の朝に実施すると発言したが、中国（福州会場の代表団）から、手続きについての疑義が出され、リーガルアドバイザーに確認のうえ、議長（中国）は、中国が審議延期を動議したのが無記名投票の動議よりも早かったとして、一旦審議が中断された。

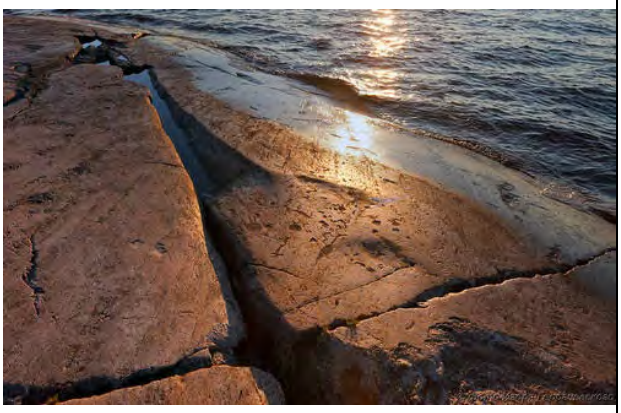
後日、審議再開直後、ロシアが、規則 31 に従い無期限(sine die)に延期することを要求した。

その後、ハンガリーが改めて無記名投票の実施を求め、スペイン、オーストラリアがこれを支持し、ボスニアヘルツェゴビナは議論することを求めたものの、無期限延期の要求が優先されるとして、無期限延期となった。

2. 新規推薦案件個票

31. オネガ湖と白海のペトログリフ（岩面彫刻）

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.44		ID No.	1654
資産名称（英）	Petroglyphs of Lake Onega and the White Sea			
推薦国	ロシア連邦			
種別	遺跡			
タイプ	考古遺跡（新石器時代）			
資産面積	7,049.54 ha			
緩衝地帯面積	15,557 ha			
構成資産数	2			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i)(iii)(iv)	–		
	IUCN	決定		
	–	(iii)		



© Republic centre for the state protection of cultural heritage of the Republic of Karelia
Author: N.V.Lobanova

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 10 月 17 日―25 日（9 日間） Geoffroy Heimlich 氏(フランス)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/10/06	2020/11/16	2020/12/17	2021/02/25
事実関係の訂正	有り（17 件）			

資産概要	
概要	オネガ湖と白海のペトログリフは、ロシア連邦カレリア共和国に位置する岩石に刻まれた 6-7 千年前の新石器時代の 4,500 点のペトログリフからなる。この櫛目文土器文化によるペトログリフは、フェノスカンジアの新石器時代文化を伝える物証である。推薦資産は、プドジスキー地区 6944.14ha の範囲に広がるオネガ湖のペトログリフと、300km 離れたベロオルスキー地区の 105.4ha に広がる白海のペトログリフからなる。2 つの構成資産のなかには、33 箇所の遺跡（オネガ湖 22 箇所、白海 11 箇所）が含まれる。
比較資産	アルタのロック・アート（ノルウェー、1985年、 (iii) ）、タヌムの線刻画群（スウェーデン、1994年、 (i), (iii), (iv) ）ナンフォルセン（スウェーデン北部）、ヴィンゲン・エケベルグ・スコゲーヴェイエンのペトログリフ複合体（ノルウェー）

ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析		✓	現在緩衝地帯に含まれている岩絵と同時期の考古遺跡及び集落跡を資産範囲とすれば、比較分析は妥当と言える。
	完全性		≈	白海の構成資産の完全性はインフラ整備により損なわれており、オネガ湖の構成遺産を保全することが不可欠。
	真実性		≈	考古遺跡を資産範囲に含める必要がある。
	評価基準	i)創造の才	X	世界の他の地域にみられる同時期の類似した岩絵と比較して、推薦資産がどのように傑出しているのかが示されていない。
		iii)物証	○	現在緩衝地帯に含まれている考古遺跡を資産範囲に含めることができれば、本評価基準を証明することができる。
		iv) 類型	X	岩絵に対して本評価基準を適用することは普通ではない。岩絵がより広い

			景観の一部であり、景観全体として人類史のある特定の段階を伝えているような場合は適用できる可能性がある。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威	水力発電所	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	資産範囲及び緩衝地帯範囲を再考すべき。
	法的保護	≈	法的保護が完了していない場所がある。
	保全状況	≈	オネガ湖の保全状況は概ね良好だが、白海の岩絵の保全については洪水による影響が懸念される。
	管理体制	≈	二つの構成資産は 300 キロ離れており、多くの機関、関係者が関与するなかで、管理体制、調整機関が未整備。
勧告	記載に関する勧告	情報照会	
	解決すべき課題	• 集落を含む考古遺跡など OUV の価値証明に関わる全ての属性を含むように、2 つの構成資産両方の推薦範囲境界線を修正し、あわせて緩衝地帯を修正すること。 • 構成資産について、ロシア連邦重要文化遺産法に基づく法的指定手続きを完了すること。 • 2 つの構成資産の緩衝地帯と境界線が重なる「連邦重要地」（文化遺産地）の設置手続きを完了すること。 • 2 つの構成資産について協調して一体的な管理を行うよう中央管理システムを構築する手続きを完了すること。 • 方針及び実施施策についてのスケジュールを示した管理計画の承認を行うこと。 • ペトログリフの保全計画及びモニタリング計画を策定すること。	
	追加勧告	以下について検討するよう要請する。 a) 保全をモニタリングするため、適切な記録作成システムを整備し、運用可能な最新のデータベースを開発すること b) ロック・アートに付着した地衣類に対してアルコール溶液を使用することの影響について研究すること。 c) 推薦資産のための観光戦略を作成すること。 d) 環境圧、潜在滝な自然災害に対応するため、リスク準備計画を策定すること。特に、ベソビー・スレドキのパビリオンとザラヴルガの長期的な保全を図るうえで緊急に策定する必要がある。 e) 資産範囲及び緩衝地帯で計画されている全ての事業計画について、これら事業及び観光の増加が構成資産及びセッティングに対して負の影響を与えないように、遺産影響評価(HIA)を実施すること。 f) 現在進められている研究プログラムを継続すること。	
	レポート提出	－	

審議概要

サウジアラビアから、すでにイコモスの勧告に基づいて境界線の変更等を完了しているとして、評価基準(iii)に基づいて記載する修正案が提出され、エチオピア、ブラジル、スペイン、中国、ハンガリー、絵ジプト、オマーン、南アフリカ、タイ、グアテマラ、マリ、ボスニアヘルツェゴビナ、ウガンダ、ナイジェリア、キルギスがこれを支持した。

ノルウェーは情報照会を支持するものの、コンセンサスを妨げないとした。また、ペトログリフの表面からアルコール溶液を使って樹脂を除去する手法を支持すると発言した。

記載に際して、イコモスが解決すべき課題、追加勧告として挙げた項目のうち、未実施のものについて検討することを求める勧告、2022 年 2 月 1 日までに変更した境界線を示した地図を提出し、2022 年 12 月 1 日までに勧告の実施状況を報告するように求める要請が付された。

2. 新規推薦案件個票

32. リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品―人間中心の都市デザイン―

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.45		ID No.	1643
資産名称（英）	The works of Jože Plečnik in Ljubljana – Human Centred Urban Design			
推薦国	スロベニア共和国			
種別	遺跡(1)、記念物(3)、建造物群(3)			
タイプ	都市			
資産面積	–			
緩衝地帯面積	–			
構成資産数	7			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(i)(iv)	(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(iv)		



© Museum and Galleries of Ljubljana
Author: Matevž Paternoster

審査経緯			
審査に協力した ISC	–	IUCN の審査	–
現地調査	2020 年 9 月 28 日－10 月 2 日（5 日間） Mart Kalm 氏（エストニア）		

追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/10/05	2020/11/13	2020/12/17	2021/02/24
事実関係の訂正	–			

資産概要	
概要	リュブリャナのヨジェ・プレチニックの作品群は、既存の都市のアイデンティティを連続的に変えた人間中心の都市デザインの見本である。オーストリア-ハンガリー帝国が分離したことにより、リュブリャナは地方都市からスロベニア人の象徴的な国家首都に変わった。建築家ヨジェ・プレチニックは、自身の深く人間的な都市ビジョンをもって、この変革に貢献した。推薦資産は、プレチニックが 2 つの世界大戦の間に市内各所に設計した一連の公共空間(広場、公園、街路、遊歩道、橋)と公共機関(国立図書館、教会、市場、斎場)で構成されている。選択された作品は、既存の都市的、自然的、文化的文脈のなかに慎重に統合されながら、都市の新しいアイデンティティに貢献した。この高度に文脈的でヒューマンスケールに基づいた都市計画アプローチは、プレチニック独特の建築言語とともに、彼の時代の他の主要なモダニズム原則とは一線を画すと考えられる。
比較資産	19世紀末から20世紀半ばまでの建築言語（ architectural languages）と、19世紀末から20世紀半ばへの都市の変容の観点から比較（具体的な資産名は記述なし）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	構成資産は互いを補完しており、適切に選定されている。
	完全性	✓	物理的な保全状況、機能、用途において完全性は満足のいく状態であり、適切に保護、管理されている。 セッティングの完全性については、一部目障りな都市開発や誤ってプレチニックをまねた介入が行われているものの、20 世紀中ごろ以降大きな改変はみられない。
	真実性	✓	建築、都市、景観は、再建部分も含めてオリジナルのデザインを概ね守っている。材料の真実性も高く、修理、再建についても概ねオリジナルと同じ材料が用いられている。 造園に用いられている植物種については、可能な限りオリジナルの植物

				種を維持、再導入することを推奨する。 土のピラミッドなど失われてしまったオリジナルの要素も若干ある。一方で、地下駐車場、新しいビジターセンター及び駐車場など追加された要素もあるが、本資産の建築、機能、雰囲気を尊重しているとされている。 全ての構成資産の機能及び用途は保全されており、屋外空間は一般に公開されている。セッティングの真実性は、20 世紀半ば以降大きな改変がないという点で満足できる。
	評価基準	i)創造の才	X	推薦国の主張は評価基準(iv)の法により該当する。なお、建築上の質についても構成資産間で一様ではなく本基準を適用することはできない。
		iv) 類型	✓	20世紀初期の改革主義的建築運動に根差したこの種のアプローチは世界遺産一覧表において現在十分反映されていない分野である。本資産は、オーストリア-ハンガリー帝国の消滅後の国家形成期という歴史上重大な段階に関連する資産である。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		開発圧、近代化圧、都市開発、自動車交通、植物の成長、防風雨、洪水、地震	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓/≈	イコモスの指摘を受けて、推薦国は緩衝地帯の拡大を行った。
	法的保護		✓	記念物の法的保護は概して強力かつ効果的であるが、不動産取引の圧力に譲歩するリスクがある。
	保全状況		✓/≈	一部地盤沈下や植物の過度な成長など注意が必要だが、全体的に保全状況は良好。ただし、修理などの軽微な介入のなかに、オリジナルと区別できないものがあるため、今後は、区別できるようにすることが望ましい。また、過去にはプレチニックの作品をまねて完成させようとする試みがみられたが、今後はそのようなことは避けるべきである。さらに、可能なところではオリジナルの植物種、景観デザインを維持、復活させる必要がある。
	管理体制		✓	管理体制は適切かつ効果的で、地震、洪水、嵐、火災等のリスクに対する措置も整っている。遺産影響評価を管理計画に位置付けることを推奨する。
勧告	記載に関する勧告		評価基準(iv)に基づいて記載	
	解決すべき課題		−	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) 緩衝地帯の拡大について、軽微な境界線の変更を申請すること。その際、資産範囲及び緩衝地帯の境界線を示した地図を更新し、緩衝地帯の総面積(ha)を示すこと。また、将来、真実性及び完全性の条件を満たすことができる程度まで保全状況が改善した場合には、関係する横断軸線を加える軽微な境界線の変更を提出することを検討すること。 b) エモンスカ通りに計画されている図書館の新設についての完全な遺産影響評価（HIA）を世界遺産センターに提出すること。 c) 可能かつ適切であれば、ランドスケープデザイン上もともと使用されていた植物種を維持若しくは復活させること。 d) 適切であれば、オリジナルの部材とあとから加えられた部材、修理箇所が区別できるように微妙な差異をつけること。また、プレニチックのオリジナル作品を完成させようとして、模倣的な付加を行わないようにすること。 e) 都市中心部にある構成資産と郊外にある構成資産を結び付ける来訪者・インタープリテーションスキームを共同で作成すること。 f) プレニチックの手による介入と、それ以前から存在していた建造物、空間との間の関係について、より詳細な調査を行うこと（後者についてOUVを支える役割との関連から、適切な保護措置を整備するため)。 g) 資産範囲内及び緩衝地帯の開発計画全てに遺産影響評価(HIA)を実施すること。	
	レポート提出		−	
審議概要				
委員国からの発言はなく、イコモス勧告通り、記載する決定が採択された。				

2. 新規推薦案件個票

33. ウェールズ北西の粘板岩の景観

基本情報				
決定番号	44 COM 8B.47		ID No.	1633
資産名称（英）	The Slate Landscape of Northwest Wales			
推薦国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		 © Crown copyright RCAHMW Author: RCAHMW	
種別	遺跡			
タイプ	文化的景観			
資産面積	3259.01 ha			
緩衝地帯面積	なし			
構成資産数	6			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	(ii)(iv)(v)	(ii)(iv)		
	IUCN	決定		
	–	(ii)(iv)		

審査経緯				
審査に協力した ISC	–		IUCN の審査	有り
現地調査	2020 年 9 月 27 日－10 月 3 日（7 日間） Friederike Hansell 氏（ドイツ）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2020/09/22	2020/11/13	2020/12/17	2021/02/25
事実関係の訂正	有り（2 件）			

資産概要	
概要	ウェールズ北西部のスレート・ランドスケープは、スレート採石産業がスノードン山地の伝統的な農村環境をどのように変貌させたかを伝えている。都市所有者や投資家らは、山頂から海岸線にまで広がるこの地の利を活かしたり、制約を乗り越えたりしながら、大規模な産業プロセスをすすめた。これによって、産業革命(1780-1914)を通じて、農業景観がスレート生産のための産業センターに変わっていった。 推薦されたシリアル・プロパティは、6 か所の構成資産から成り、各構成資産が、採石場跡、鉱山跡、スレート産業に関わる考古学的遺跡、歴史的集落（生きた景観及び残存景観）、歴史的庭園、カントリーハウス、港、港湾、岸壁、鉄道、道路を含んでおり、スレート産業の残存景観である本資産の機能的、社会的なつながりを示している。
比較資産	（具体的な資産名は記述なし）

ICOMOS 評価			
OUV ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	比較分析	✓	地質的、機能的、社会的な多様性を反映するためにシリアル・プロパティとしたことは適切。構成資産は遺っている考古遺跡がOUVに貢献するかどうか、法的保護があるかどうかによって選定されており、ウェールズの他の場所についても検討した結果、範囲、真実性、完全性が十分でなかいために選定されなかった。また、採掘が継続しており採掘権のために構成資産に含まれなかった構成資産候補もある。
	完全性	✓	6 件の構成資産の面積は小さいが、それでも文化的景観の全体像を適切に代表しており、個別の完全性及び全体としての完全性はともに高い。 しかしながら、構成資産の中にはいびつな形をしたもの、線形のものがあることから、完全性について慎重なモニタリングが必要である。

	真実性		✓	位置及びセッティングの真実性は高いが、歴史的な居住地の真実性は許容範囲であるものの一様ではなく、モニタリングを行う必要がある。
	評価基準	ii)交流	✓	粘板岩の輸出にとって国際的に重要であるだけでなく、1780年代から20世紀初めにおける技術及び熟練工の輸出に関して国際的に重要である。この分野での先導的な役割を果たし、世界の他の場所での粘板岩の発掘のモデルとなった。材料、技術、人類の価値観の交流を示す重要な見本である。
		iv)類型	✓	産業革命による農業環境の変化を伝える、石材採掘景観の傑出した見本である。
		v)土地利用	X	推薦国による本基準の説明は評価基準(iv)によりよく当てはまる。
保全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる 〇現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		自然崩壊（特に離れた場所にある考古遺跡について）が歴史的な産業建造物の構造上の完全性を脅かしている。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓/≈	セッティング及び重要な景色についての調査を実施することを推奨する。正式な緩衝地帯がないなかで、現在整備されている包括的な保護の仕組みを徹底して運用することを推奨する。
	法的保護		✓≈	空間計画制度上の法的指定により適切な保護が行われている。しかしながら、構成資産の形に由来する脆弱性と正式な緩衝地帯がないことに由来する脆弱性により、セッティングに注意する必要がある。また、居住地の歴史的特徴と無形の属性は、社会経済的要因や観光開発に対して脆弱である。これらについて、継続したモニタリングの実施を推奨する。
	保全状況		✓	保全が必要な要素もあるが、全体的な保全状況は良好。居住地の歴史的特徴は脆弱な状態にあり、定期的なモニタリングが必要。
	管理体制		✓/≈	パートナーシップ調整グループの設立は、包摂的なガバナンスのベースとなり、調整された管理を行うための良い基盤となると考える。 推薦資産の管理計画と各地の管理計画との間の調整を図る必要がある。また、資産全体の管理についてその効果をモニタリングするための指標を設定することを推奨する。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 (ii)及び(iv)に基づいて記載（文化的景観）	
	解決すべき課題		−	
	追加勧告		以下について検討するよう要請する。 a) セッティング保全のベースとして、重要なビューについて分析を行い、インベントリーを作成すること。 b)採石場跡、産業的建造物、道路遺構に関する保全上の課題に対処すること。 c)予定されている 登録記念物(scheduled monuments)及び保全地域(conservation areas)の登録、指定を完了すること。 d) 地域管理計画を完成させること。 e) 観光戦略を完成させ、インタープリテーション戦略及び来訪者管理計画を実施すること。 f) 生きている都市域を守るため、都市計画システムの実効性についてモニタリングし、構成資産内の歴史的集落における保全地域の拡大を検討すること。 g) 本資産の管理上の効果を評価するためのモニタリングの枠組み及び指標を策定すること。 h)全ての都市計画上の手続きで、世界遺産を構成する属性について早い段階で情報を提供できるように、世界遺産の属性を現在使用されているオンラインデータベースに統合すること。 i) 保護地区内で鉱業活動を行っている企業との間で、鉱業活動を停止したあとで資産の完全性及び真実性に対する負の影響を回避するためにどのような復元措置をとるかについて、早い段階で合意すること。	
	レポート提出		−	

審議概要

委員国からの発言はなく、イコモス勧告どおり、記載する決定が採択された。

資料編

1．世界遺産条約

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条約）は、1972 年（昭和 47 年）11 月 16 日、フランス・パリで開催された第 17 回ユネスコ総会において採択された。当時のユネスコ事務局長はルネ・マウ氏、総会議長は萩原徹氏、投票の内訳は、賛成 75 か国（日本を含む）、反対 1 か国、棄権 12 か国であった。現在 194 か国が加盟し、国連加盟国数 193 か国（2021 年現在）に匹敵する条約となった。

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として、損壊、滅失等の脅威から保護、保存することが重要であるとの観点から、そのための効果的な国際協力及び援助の体制を確立することである。主要な規定事項として、自国内に存在する遺産を保護し、将来に伝えることが締約国の第一義的義務であること（第 4 条）、文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であり、その保護に協力することが国際社会全体の義務であること（第 6 条）を明記するとともに、締約国から選出される 21 か国によって政府間委員会「世界遺産委員会」を設置し（第 8 条）、同委員会は、各締約国が推薦する候補物件を自己の定める基準に基づき審査し、「世界遺産一覧表」に記載すること、世界遺産に登録されている遺産のうち、特に保存のために緊急を要するものを「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載すること（第 11 条）、締約国の要請に基づき、同一覧表に記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定すること（第 13 条）、その国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形態をとること（第 22 条）、また、遺産の保護のために、締約国の分担金及び任意拠出金、その他の寄付金等を財源とする「世界遺産基金」を設立すること（第 15 条）等が定められている。

1972 年（昭和 47 年）の採択以降、1974 年（昭和 49 年）にとりまとめに積極的な役割を果たしてきた米国が最初に批准し、1975 年（昭和 50 年）12 月 17 日に発効、1978 年（昭和 53 年）の第 2 回世界遺産委員会（アメリカ・ワシントン D.C.）において、文化遺産 8 件、自然遺産 4 件の計 12 件が初めて世界遺産に登録された。また、世界遺産一覧表には、文化遺産 832 件、自然遺産 206 件、複合遺産 35 件の、167 か国にわたる計 1073 件の遺産が記載されており、これらから分かるように、ユネスコ事業のなかで世界的な関心を集めている、代表的な事業の一つといえる。

なお、世界遺産条約の履行に関する手続については、「世界遺産履行のための作業指針」（以下、作業指針）に定められている。作業指針は、世界遺産委員会における決定を反映するため定期的に改定されるものであり、英文の最新版（2021 年 7 月 31 日版）は世界遺産センターより、和文は 2005 年（平成 17 年）版を文化遺産オンラインより入手できる。

英文最新版　　：http://whc.unesco.org/en/guidelines
和文 2005 年版：http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13

2．締約国会議・世界遺産委員会

2-1．締約国会議

締約国会議は、UNESCO 総会期間中に開催される（作業指針第 17 段落）。締約国会議では、世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の委員国の選出が行われる。

2-2．世界遺産委員会

世界遺産条約第 8 条に基づき、「顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産の保護のための政府間委員会」（世界遺産委員会）が UNESCO に設置されている。締約国から選出された 21 か国の代表に加えて、諮問団体からの代表で構成され、任期は 6 年であるが、遺産登録において有利であるために、多くの国々に機会を与えるため、現在は 4 年で交代し、再選も自粛することが推奨されている（作業指針第 21 段落）。世界遺産委員会は、年 1 回以上の頻度で開催され、時期は 6 月から 7 月とされている（作業指針第 19 段落）。世界遺産委員会の主要な機能は下記の通りである（作業指針第 24 段落）。

a) 暫定リスト及び締約国により提出される登録推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化資産及び自然資産を認定し、世界遺産一覧表に登録すること。
b) 世界遺産一覧表登録資産の保全状況をリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）を通じて調査すること。
c) どの世界遺産一覧表登録資産を危険にさらされている世界資産一覧表に登録するか又は登録解除するかについて決定すること。
d) 資産を世界遺産一覧表から削除すべきかどうか決定すること（第 IV 章参照）。
e) 国際的援助の要請を検討するための手続きを決定し、決定に至る前に必要に応じて調査及び協議を実施すること（第 VII 章参照）。
f) 顕著な普遍的価値を有する資産の保護に関して、締約国を支援するために、最も効果的な世界遺産基金の使途を決定すること。
g) 世界遺産基金を増額する方法を検討すること。
h) 締約国会議及びユネスコ総会に対して 2 年毎に活動報告書を提出すること。
i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。
j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。

3．世界遺産センター

世界遺産条約成立直後から事務局機能を担ってきた UNESCO 文化遺産部から、1992 年（平成 4 年）に独立して設置された条約の事務局である。その主要な機能は下記の 10 点である（作業指針第 28 段落）。

a) 締約国会議及び委員会会合の開催。
b) 世界遺産委員会会合及び締約国会議の決定の履行、及び、実施状況の報告。
c) 世界遺産一覧表登録推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機関への伝達。
d) 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整。
e) 定期的報告の運営。
f) リアクティブモニタリングミッションを含むリアクティブモニタリングの調整及び実施。また、適宜、アドバイザリーミッションの調整及び参加。
g) 国際的援助の調整。
h) 世界遺産資産の保全管理のための予算外資金の確保。
i) 委員会の計画及びプロジェクトの履行に関する締約国への援助。
j) 締約国、諮問機関、一般市民への普及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション。

4．諮問機関

世界遺産条約 8 条 3 項によって、次の 3 機関が諮問機関として指定されている。その役割は、下記の通りである（作業指針第 31 段落）。

a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。
b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会決定の履行に関して事務局を補佐すること。
c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー、研修に係るグローバルストラテジー、定期的報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。又、世界遺産基金の効果的な活用を強化すること。
d) 世界遺産資産（委員会の要請によるリアクティブモニタリング及び締約国の招聘によるアドバイザリーミッションを含む）の保全状況を監視し、国際的援助の要請を審査すること。
e) ICOMOS、IUCN については、登録推薦を行っている締約国と協議及び対話しつつ、世界遺産一覧表登録推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。
f) 世界遺産委員会会合及びビューロー会議に顧問として出席すること。

4-1．ICOMOS（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS（International Council on Monuments and Sites：国際記念物遺跡会議）は、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織（NGO）である。1964 年（昭和 39 年）にユネスコの支援を受けヴェニスで開かれた第 2 回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議（Second International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments）で採択された、記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章（ヴェニス憲章）を受け、1965 年（昭和 40 年）に設立された。本部はフランス・パリ（11 rue du Séminaire de Conflans, 94220 Charenton-le-Pont, France）である。2022 年（令和 4 年）2 月現在、151 か国の約 10,500 人の文化遺産保存分野の専門家及び約 248 の専門団体により構成されている。「イコモス」ないし「アイコモス」と発音されるが、カタカナ表記では「イコモス」とすることが通例。104 か国において国内委員会が組織されている。

その目的と活動内容は以下の通りである。

・世界各地の保存の専門家を集め、保存科学の情報についての国際交流を行うこと。
・国際社会に高度な専門家のネットワークを設けること。
・保存のための原理、方法論、科学技術に関する情報の収集、評価と普及につとめること。
・国内や国際機関と協力し、保存技術の発展のための専門家のための情報センターを設立すること。
・保存、保護そして価値高揚のための原理、方法論、科学技術応用、発展に関する国際条約の実行につとめること。
・世界的なレベルで保存専門家のトレーニング事業のための組織・活動に参加すること。

URL：https://www.icomos.org/
URL：https://icomosjapan.org/（一般社団法人日本イコモス国内委員会）

国内委員会の他、28 の分野に国際学術委員会（ISC: International Scientific Committees）が組織されている。イコモスは、文化遺産の審査を行う際に、特定の分野を扱う ISC の協力を得ることがある。第 43 回世界遺産委員会では当該情報が公表されていないが、第 44 回世界遺産委員会拡大会合で審査された新規案件については、ISCCL（文化的景観委員会）、ICAHM（考古遺産管理委員会）、Archaeological Heritage Management, on Underwater Cultural Heritage（水中文化遺産委員会）、Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）、ISCSBH（シェアード遺産委員会）、20th Century Heritage（20 世紀遺産委員会）、Fortifications and military heritage（要塞、軍事遺産委員会）、Rock Art（岩絵委員会）が関わ

っていた。

さらに、イコモスは必要に応じて外部組織の意見を聴く場合があり、産業遺産については、TICCIH(国際産業遺産保存委員会)、近代現代の建築遺産については、DoCoMoMo(モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会)の意見を聴くことがある。

4-2．ICCROM（文化財保存修復研究国際センター）

ICCROM（International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property：文化財保存修復研究国際センター）は、UNESCO により 1959 年（昭和 34 年）に設立された、不動産・動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究、記録、技術支援、研修、普及啓発を目的とした政府間機関であり、この目的に賛同した各国政府により構成されている。本部はイタリア・ローマである。2022 年（令和 4 年）現在、参加国は 137 か国である。カタカナ表記では「イクロム」とすることが通例。
URL：http://www.iccrom.org/

4-3．IUCN（国際自然保護連合）

IUCN（International Union for Conservation of Nature：国際自然保護連合）は、1948 年（昭和 28 年）に設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される国際的な世界最大の自然保護機関である。2022 年（令和 4 年）2 月現在、197 の政府・機関、約 1,200 以上の非政府組織（NGOs）が会員となり、160 か国以上の約 18,000 人以上の専門家が 6 つの専門家委員会に所属し、生物多様性保全のための協力関係を築いている。本部はスイス・グランであるが、会員・専門家のネットワークを支え、フィールドでのプロジェクトを実施する約 900 人の事務局スタッフが 50 か国の地域事務所・国事務所で活動している。

IUCN の活動は、世界自然保護会議で会員によってまとめられる 4 か年計画を指針に、会員・専門委員会・事務局の 3 者が相乗効果を発揮し一つの成果を挙げる One Program Approach のもと、世界・国内・地域のレベルで展開される。現在の IUCN 4 か年計画では、①自然の価値を高め、守っていく、②自然の利用は、効果的で公平な決め方に変えていく、③気候変動、食料安全保障、経済社会開発という地球課題に対して自然に基づいた解決策を模索する、の 3 つの柱を掲げている。
URL：https://www.iucn.org/
URL：http://www.iucn.jp/ （IUCN 日本委員会）

5. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ

世界遺産一覧表への資産登録の流れは、作業指針の「III. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ」に記載されている。

締約国は、審査を希望する年の世界遺産委員会の前年の 2 月 1 日までに、作業指針で示された書式、内容、部数に関する要件を満たした「完全な」推薦書(nomination dossier)を事務局に提出しなければならない。(なお、推薦書に不備がないかどうか事前に確認したい場合には、任意で推薦書提出予定年の前年に登録推薦書草案を世界遺産センターに提出し、世界遺産センターによる確認を受けることができる（9 月 30 日までに提出した推薦書草案の確認結果は同年 11 月 15 日までに届く）)。

世界遺産センターは、提出された推薦書に書類上の不備がないかどうかの確認を行い、正式に推薦書を受理したかどうかの通知を、1 ヶ月後の 3 月 1 日までに締約国に行う。受理された推薦書は、諮問機関（文化遺産の場合は通常イコモスのみ、文化的景観の場合はイコモス及び IUCN）に送付され、諮問機関による審査が開始される。

諮問機関による審査は、推薦書が正式に受理された 3 月から翌年の 5 月まで、1 年以上をかけて行われる。その間、諮問機関専門家により、資産の保存状況、管理体制等について確認を行う現地調査が 1 週間程度行われる。審査期間中、必要に応じて、諮問機関は締約国に追加情報の提出を求める。

文化遺産の審査を担当する諮問機関であるイコモスは、推薦書が受理された年の 12 月に内部パネル会議を開催し、締約国と直接の意見交換を行ったうえで、世界遺産一覧表記載の是非についての審議が行われる年の 1 月末までに、評価の状況、課題がある場合はその概要を示した簡易な「中間報告」を締約国に対して送知する。補足情報が必要であればそのための詳細な要請が記される。締約国は、補足情報等の要請に対する対応を 2 月末までに行う。イコモスは 3 月に再度内部パネル会議を開催し、勧告についての議論を行う。

世界遺産委員会開催の 6 週間前までに、諮問機関による審査結果及び世界遺産一覧表記載の是非に関する勧告が世界遺産センターに送付され、世界遺産委員会委員国及び推薦締約国に伝達される。これがいわゆる「イコモス勧告」である。これを元に世界遺産委員会で審議される「決定案」が作成される。

諮問機関の最終評価内容と勧告を示した諮問機関評価文書に、事実関係の間違いがある場合には、世界遺産委員会開催の 14 日前までに、締約国は世界遺産センターに対して事実関係の訂正についての書簡を提出ることができる。当該書簡は、委員会会合の初日までに付属資料として、関係する議題の文書に添付される。

世界遺産一覧表記載の是非は、7 月に開催される世界遺産委員会において、諮問機関による評価、勧告を参考としつつ、世界遺産条約加盟国のなかから選ばれた 21 か国の世界遺産委員会委員国の審議によって決定される（議題 8B)。

● 審査 2 年前 いつでも可：	締約国からユネスコ世界遺産センターに暫定版推薦書を提出（推薦書の不備の有無を確認するオプション）
● 審査前年 2 月 1 日まで：	締約国からユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出
● 審査前年 3 月 1 日まで：	ユネスコ世界遺産センターによる申請書の受領処理。 申請書に不備がある場合は受理されない。
● 審査前年 9 月～10 月頃：	諮問機関（ICOMOS）による現地調査
● 審査前年 12 月：	諮問機関（ICOMOS）内部パネル会議
● 審査年 1 月：	諮問機関（ICOMOS）による中間報告
● 審査年 3 月頃：	諮問機関（ICOMOS）内部パネル会議
● 審査年 4 月～5 月：	諮問機関（ICOMOS）による勧告。締約国に対する通知のみで、公表はされない。
● 審査年 7 月：	世界遺産委員会において審査、決定 ①記載（inscribe） ②情報照会（refer）：追加情報の要求。現地調査不要。 ③記載延期（defer）：推薦書の再提出。要現地調査。 ④不記載（not to inscribe）：原則再推薦不可。 ＊不記載の決定が採択されると、原則再推薦できなくなるため、不記載のイコモス勧告が出されると、推薦を取り下げる国が多い。

図 1　世界遺産一覧表への資産登録の流れ
（文化遺産）

6．我が国の状況

6-1．世界遺産条約の締結の経緯

我が国は、世界遺産条約の 125 番目の締約国として、1992 年（平成 4 年）に世界遺産条約を締結（受諾）した（宮澤喜一内閣）。

我が国は、第 17 回ユネスコ総会において、世界遺産条約の趣旨を望ましいものと考えその採択を支持したが、条約の国内上の実施については各締約国の裁量にゆだねられている部分が大きいこともあり、条約採択後しばらくの間は、各国の締結及び運用状況を見守っていた。しかし、1982 年（昭和 57 年）から、米国や英国の脱退に象徴されるユネスコ危機の時代となり、世界遺産委員会の事務局として本条約の実施に深く関与しているユネスコの管理・運営に大きな疑問が呈されたことなどから、条約を締結しないまま 20 年が経過していた[1]。

我が国が国際社会のなかで果たすべき役割が高まるなかで、1988 年（昭和 63 年）5 月には、当時の内閣総理大臣である竹下総理が欧州訪問に際し行った、いわゆる「ロンドン・スピーチ」において、「世界に貢献する日本」を実現するための国際協力構想の 3 本柱の一つとして、国際文化交流の強化を提唱した。同時に、内閣総理大臣の私的諮問機関として「国際文化交流に関する懇談会」が設置され、1 年間の審議を経て 1989 年（平成元年）5 月に報告書が提出された。この報告書では、今後の文化財保護に関する国際交流・協力事業の具体的な進め方の一つとして、世界遺産条約の批准をすることが提言された。

また、白神山地や屋久島などの自然保護運動を進める人たちからは、1990 年（平成 2 年）6 月に条約批准を求める意見書が政府に提出されるなど、条約締結の機運が高まった。

このような状況の中で、我が国としても、世界遺産条約における文化遺産及び自然遺産の保護のための国際協力の体制に参加し、これらの分野における我が国の積極的な姿勢を示すことが重要であるとの考えが強まり、外務省や関係省庁で条約の運用に関する各国の対応についての調査や、国内法制との整合性、実施体制の整備の問題や財政負担の問題等につき鋭意検討が進められた。その結果、この条約が定める内容については、我が国においては文化財保護法、自然環境保全法、自然公園法及び森林法などにより確保されているため、条約締結にあたって新たな国内立法措置は必要ないと判断された。

このような準備を経て、第 123 回国会で批准案が審議され、1992 年（平成 4 年）6 月 19 日に承認された。その後同年 6 月 26 日の閣議決定、同年 6 月 30 日の受諾書寄託を経て、同年 9 月 30 日に我が国について世界遺産条約が発効した。

6-2．世界遺産一覧表への記載の取り組み

我が国は、条約締結直後の 1993 年（平成 5 年）から 1999 年（平成 11 年）、2003 年（平成 15 年）から 2007 年（平成 19 年）、2011 年（平成 23 年）から 2015 年（平成 27 年）の 3 度にわたり、世界遺産委員会委員国を務め、2021 年(令和 3 年)から 4 度目の委員国を務めることとなった。1995 年（平成 7 年）から 1996 年（平成 8 年）及び 2013 年（平成 25 年）から 2014 年（平成 26 年）は副議長国を務めた。また、世界遺産基金への分担金拠出でも中国についで大きな貢献をしており、2021 年（令和 3 年）は 289,393 ドル（約 3,100 万円）を拠出している。

[1]「文化財保護法 50 年史」（文化庁、2001 年）

条約締結の翌年、1993 年（平成 5 年）に日本最初の世界遺産として法隆寺、姫路城、屋久島、白神山地の 4 件を登録して以降、2022（令和 4 年）3 月末までの間に、25 件の世界遺産（文化遺産 20 件、自然遺産 5 件、複合遺産 0 件）を登録し、暫定一覧表には 5 件（うち、審査中の案件 0 件）の世界遺産候補を記載している。

現在、文化遺産については文化庁が所管している文化審議会内に世界文化遺産部会を設置して、同部会における調査・審議を踏まえ、我が国における推薦候補の選定等を行っている。なお、稼働中の産業遺産については、遺産価値の適切な保全と稼働を担う企業の経営への制約の最小化との両立を図る必要があることから、平成 24 年 5 月 25 日に稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の新たな枠組みが閣議決定され、内閣官房が所管しているほか、自然遺産については環境省が所管している。

表 1　日本の世界文化遺産

No.	名称	都道府県	市町村等	記載年
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	斑鳩町	H5
2	姫路城	兵庫県	姫路市	H5
3	古都京都の文化財	京都府、滋賀県	京都市　宇治市　大津市	H6
4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	白川村　南砺市	H7
5	原爆ドーム	広島県	広島市	H8
6	厳島神社	広島県	廿日市市	H8
7	古都奈良の文化財	奈良県	奈良市	H10
8	日光の社寺	栃木県	日光市	H11
9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	うるま市　那覇市　南城市 国頭郡今帰仁村　中城村 中頭郡読谷村　北中城村	H12
10	紀伊山地の霊場と参詣道	和歌山県、 三重県、 奈良県	尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町、五條市、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、新宮市、田辺市、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、上富田町、串本町	H16 （H28 軽微な 変更）
11	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	大田市	H19 （H22 軽微な 変更）
12	平泉―仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群―	岩手県	平泉町	H23
13	富士山―信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	富士吉田市　身延町　鳴沢村富士河口湖町　山中湖村 忍野村　静岡市　富士宮市 富士市　裾野市　御殿場市 小山町	H25
14	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	富岡市　伊勢崎市　藤岡市 甘楽郡下仁田町	H26
15	日本の明治産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業	鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、山口県、岩手県、静岡県	北九州市　大牟田市　中間市　佐賀市　長崎市　荒尾市　宇城市　鹿児島市　萩市　釜石市　伊豆の国市	H27

No.	名称	都道府県	市町村等	記載年
16	ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献	東京都	台東区	H28
17	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	宗像市、福津市	H29
18	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	南島原市，平戸市，長崎市，佐世保市，小値賀町，新上五島町，五島市、天草市	H30
19	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	堺市、羽曳野市、藤井寺市	R1
20	北海道・北東北の縄文遺跡群	青森県、北海道、秋田県、岩手県	函館市、伊達市、千歳市、森町、洞爺湖町、青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市	R3

表 2　日本の暫定一覧表記載文化遺産

No.	名称	都道府県	市町村等	暫定一覧表記載年
1	彦根城	滋賀県	彦根市	H4
2	武家の古都鎌倉*	神奈川県	鎌倉市、横浜市、逗子市	H4
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	奈良県	橿原市、桜井市、明日香村	H19
4	平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一（拡張登録）	岩手県	平泉町、奥州市、一関市	H24
5	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群**	新潟県	佐渡市	H22

＊：H24 年に推薦書提出後取り下げ

＊＊：R4 年に推薦が決定

7. 世界遺産関係用語

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき「世界遺産一覧表」に登録されたものである。世界遺産条約は、文化遺産と自然遺産を共通の枠組みの下で保護を行う条約であるが、条約本文においては、文化遺産と自然遺産は個別に定義がなされている。また、文化遺産と自然遺産の両方の価値を有するものとして複合遺産があるほか、1992 年（平成 4 年）開催された第 16 回世界遺産委員会（アメリカ・サンタフェ）において、文化的景観という新たなカテゴリーが採択された。

世界遺産として認められるためには、顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value、以下 OUV）を有し、文化遺産については真実性、完全性の条件を満たすことが求められる。OUV を有するかどうかを判断するためには、10 の評価基準が設定されており、これらのうち少なくとも 1 つを満たす場合、OUV を有すると判断される。評価基準は、文化遺産と自然遺産に共通するものと位置付けられているが、実際の運用上は、文化遺産と自然遺産の基準が別々に設定されていた時代と変わらず、（i）から（vi）までが文化遺産、（vii）から（x）までが自然遺産の評価基準として扱われている。

以下に、世界遺産に関連して良く使用される用語、本報告書を読むにあたって理解しておくべき用語について解説する。

表 3　世界遺産関係用語

用語		解説	参照
文化遺産	記念物 (monuments)	建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。	世界遺産条約 第 1 条
	建造物群 (group of buildings)	独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。	
	遺跡 (sites)	人工の所産（自然と結合したものを含む）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの。 日本語で「遺跡」と訳されることが多いが、考古遺跡には限定されず土地と一体となった遺産を意味する。	
自然遺産		物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。 地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの。 自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの。	世界遺産条約 第 2 条
複合遺産		条約の第 1 条、第 2 条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たすもの。	作業指針 第 46 段落
文化的景観		文化的資産であって、条約第 1 条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。 世界遺産条約運用上、以下の 3 種類が示されている。 (a) 意図的に設計された景観（庭園など） (b) 有機的に進化した景観（棚田など、生きた景観と残存景観に分けられる） (c) 関連性による景観（聖なる山など）	作業指針 第 47 段落

用語	解説	参照
顕著な普遍的価値（OUV）	国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値を意味する。 ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。 （i） 人間の創造的才能を表す傑作である。 （ii） 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 （iii） 現存するか消滅しているかに関わらず、ある文化的伝統又は文明（の存在）を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。 （iv） 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観（の類型・典型）を代表する顕著な見本である。 （v） あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。 （vi） 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。 （vii） 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。 （viii）生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。 （ix） 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 （x） 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。 Outstanding Universal Value の日本語訳。OUV と略される。頭文字の O と U と V は常に大文字で書く。	作業指針 第 49 段落 作業指針 第 77～78 段落
真実性	本物であるかどうかという考え方。評価基準(i)から(vi)を用いて推薦する場合に、真実性の条件を満たしていることを証明することが求められる。 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真実性の条件を満たしていると考えられ得る。 ・形状、意匠 ・材料、材質 ・用途、機能 ・伝統、技能、管理体制 ・位置、セッティング ・言語その他の無形遺産 ・精神、感性 ・その他の内部要素、外部要素 Authenticity の日本語訳。	作業指針 第 79～86 段落
完全性	自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさし。 どの評価基準に基づいた推薦であっても、完全性の条件を満たしていることを証明することが求められる。 具体的には、以下の 3 点を証明することとなっている。 a） 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。 b） 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。 c） 開発及び／又は管理放棄による負の影響を受けているか。 Integrity の日本語訳。	作業指針 第 87～95 段落

用語	解説	参照
暫定一覧表 （暫定リスト）	各締約国が世界遺産一覧表へ推薦することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。 以前は、本推薦が行われる 1 年前までに暫定リストに掲載されていることが望ましいという規定であったが、2011 年の作業指針の改定から、本推薦の 1 年前までに掲載することが要件となった。 現在、各締約国の判断のみに基づいて作成されるリストであり、世界遺産委員会による審査はないが、世界遺産委員会による審査対象しようとする締約国もある。	作業指針 第 62～76 段落
緩衝地帯 （バッファーゾーン）	推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網。 緩衝地帯を設定しない場合、その理由を説明することが求められる。	作業指針 第 103～107 段落
国境を超える資産 (transboundary property)	複数の締約国の領域にまたがって分布する資産。 1 つの資産範囲が国境をまたぐ場合は、必ずしもシリアルプロパティとはならない。 関係する締約国すべてによる推薦となる。 代表国の推薦として計上されるため、代表国以外の関係国は自国の推薦枠を用いて同時に推薦書を提出することができる。	作業指針 第 134 段落
連続性のある資産/ シリアルプロパティ (serial property)	明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ資産で、必ずしも個々の部分ではそうでなくとも、連続体全体として顕著な普遍的価値を有するものである。	作業指針 第 137 段落
記載	推薦資産を世界遺産一覧表に登録することを決定する場合、委員会は、諮問機関の指導により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の言明を採択する。 登録の際、委員会は世界遺産に登録された資産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。	作業指針 第 154 段落 第 156 段落
不記載	推薦資産が世界遺産一覧表へ登録するのにふさわしくないと委員会が判断した場合は、当該資産の登録を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。 例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の登録推薦時には提示されなかった別の基準により登録推薦する場合等である。このような場合には、新たな登録推薦書を作成し提出することになる。	作業指針 第 158 段落
情報照会	委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をすることを決定した場合は、次回の会合に再提出を行い審査をうけることができる。追加情報の提出は審議を求める年の 2 月 1 日までに事務局に受理されなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決定から 3 年以内に再提出が行われない場合は、第 168 段落に示されたスケジュールに従って、新たな登録推薦とみなされる。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることができる。	作業指針 第 159 段落
記載延期	より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は登録の延期を決定することができる。締約国が当該登録推薦を次年度以降に再提出することを決定した場合、2 月 1 日までに事務局に対して再提出を行わなければならない。再提出された登録推薦書は、第 168 段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により、評価ミッションを含む 1 年半の間再審査に付される。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることが推奨される。必要であれば、締約国は、アドバイザリーミッションの招聘を検討することができる。	作業指針 第 160 段落
撤回、取り下げ	不記載の決定が採択されると、原則として再推薦ができなくなるため、不記載の勧告がだされると、将来再推薦を行うために、推薦を取り下げることが通例。	作業指針 第 152 段落
軽微な（境界線の）変更	軽微な変更とは、資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更のことをいう。 軽微な変更の申請は、新規の登録推薦とはみなされない（数に制限はない）。軽微な変更ではなく、重大な変更とみなされる場合は、新規の登録推薦と同様の手続きをとることが求められ、推薦国からの推薦として計上される。	作業指針 第 163 段落

用語	解説	参照
危険にさらされている世界遺産一覧表（危機遺産リスト）	一般に、「危機遺産リスト」とも呼ばれる。 以下の要件にあてはまる場合は、資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に登録することができる。 a)問題の資産が世界遺産一覧表に記載されている資産であり、 b)重大かつ明確な危険にさらされており、 c)当該資産を保全するには大規模な作業が必要であり、 条約に基づく援助が当該資産に対し要請されていること。但し、委員会は、委員会の懸念を伝えるメッセージ - 「危険にさらされている世界遺産一覧表」への登録そのものが発するメッセージを含めて – が最も効果的な支援となる場合もあると考えており、そのような支援を委員会メンバー又は事務局が要請することもできると考えている。	作業指針 第 177 段落～ 191 段落
定期報告	世界遺産を有する締約国が、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して 6 年ごとに行う、自国の領域内に存在する世界遺産資産の保全状況、条約を適用するために自国がとった立法・行政措置その他の措置に関する報告。	作業指針 第 199 段落～ 第 210 段落
保全状況報告 (SOC 報告)	英語の State of Conservation の頭文字をとって SOC 報告とも呼ばれる。何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産資産の保全状況について、事務局及び他の UNESCO のセクター、委員会諮問機関や、各締約国が世界遺産委員会の要請に基づいて行う。 a) 世界遺産一覧表に記載された資産については、委員会が当該資産の審査を行う年の前年の 12 月 1 日まで b) 危機遺産リストに記載されている資産、及び緊急を要する特定の事例については、委員会が当該資産の審査を行う年の 12 月 1 日までに提出する。	作業指針 第 169 段落、第 176 段落 附属資料 13
リアクティブモニタリングミッション	脅威にさらされている特定の資産の保全状況について、事務局及び諮問機関が世界遺産委員会に対して行う、条約上に規定された報告の一環である。世界遺産委員会による要請により、関係締約国との協議しつつ、資産の状態、資産に対する危険、適切に資産を復元することの実現性について確認するため、若しくはそのような改善策の実施の進捗を評価するために行われ、現地調査の結果について委員会に報告するところまでを含む。リアクティブモニタリングミッションの内容（TOR）は、世界遺産委員会により採択された決定に準拠して、世界遺産センターが提案し、締約国及び関係諮問機関との協議のもと決定される。リアクティブモニタリングミッションにかかる費用は、世界遺産基金が負担する。	作業指針 第 28 段落 脚注 第 169 段落、 第 176.e 段落
アドバイザリーミッション	締約国により自主的に開始されるものであり、厳密に条約上に規定されたものでも必修の手続きでもなく、要請を行う締約国の考え、判断に拠る。アドバイザリーミッションは、具体的な事項に関して、ある締約国に対して専門家によるアドバイスを行う現地調査であると捉えることが出来る。資産の特定、暫定リスト若しくは世界遺産一覧表への記載のための推薦に関して「アップストリーム」のサポートやアドバイスを行ったり、それとは別に、資産の保全状況に関わったり、主要な開発事業が資産の顕著な普遍的価値に対して及ぼし得る影響の評価や管理計画の策定/改訂、特定の影響緩和策の実施において達成された進捗等についてアドバイスを行ったりする。アドバイザリーミッションの内容（TOR）は締約国自身が提案し、世界遺産センター及び関係諮問機関その他の機関との協議の下決定される。アドバイザリーミッションの全費用は、現地調査を招聘する締約国が負担する。但し、当該締約国が国際支援若しくは決定 38 COM 12 により承認されたアドバイザリーミッションのための新たな予算費目からの支出を受けることができる部分を除く。	作業指針 第 28 段落 脚注
アップストリームプロセス	登録推薦前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析などをさし、評価段階に入ってから重大な問題を経験する登録推薦の数を減らすことを目指している。 アップストリームとは「上流」の意味で、全体の流れのなかで早い段階という意味。これと区別して、一旦推薦された案件が情報照会や記載延期となってから記載されるまでの段階を、一部でミッドストリーム（中流）と呼ぶことがあるが、作業指針等で定義された用語ではない。	作業指針 第 122 段落 脚注
遺産影響評価 (HIA: Heritage Impact Assessment)	自然環境に対する影響を評価する環境影響評価をモデルとして、世界遺産の顕著な普遍的価値に対する影響を評価すること、またはそのための手法。作業指針等には記載されていないが、2003 年以降世界遺産委員会の勧告で HIA の実施を要求することが多くなってきている。 2019 年の作業指針改定により、遺産影響評価に関する段落が追加された。	「世界文化遺産のための遺産影響評価に係るガイダンス」（イコモス、2011 年 1 月） 作業指針第 118bis 段落

令和 3 年度文化庁委託
第 44 回世界遺産委員会審議調査研究事業

発効日　令和 4 年 2 月 28 日
編集・発行　株式会社　プレック研究所
住所　〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-7-6
TEL　03-5226-1101
URL　http://www.prec.co.jp